

和歌山県地域防災計画

基本計画編

(令和 6 年度修正)

和歌山県防災会議

目 次

第 1 編 総則

第 1 章 総則＜県危機管理部（防災企画課）＞	1
第 1 節 計画の目的	1
第 2 節 計画の性格	1
第 3 節 計画の修正	1
第 4 節 用 語	1
第 2 章 和歌山県の地勢と災害	3
第 1 節 地理的概観＜和歌山県＞	3
第 2 節 気象条件＜和歌山地方気象台＞	8
第 3 節 社会条件＜和歌山県＞	9
第 4 節 気象災害とその特性＜和歌山地方気象台＞	9
第 5 節 土地利用の変遷＜和歌山県＞	15
第 6 節 地域の災害危険性＜和歌山県＞	17
第 3 章 和歌山県防災行政の基本方針＜和歌山県＞	20
第 4 章 防災関係機関の実施責任と業務大綱＜県危機管理部（防災企画課）＞	22
第 1 節 実施責任	22
第 2 節 処理すべき事務又は業務の大綱（用語の説明、参考文献）	23

第 2 編 災害予防計画

第 1 章 河川防災計画＜近畿地方整備局（和歌山・紀南河川国道事務所）、 県県土整備部（河川課）＞	31
第 2 章 砂防防災計画＜県県土整備部（砂防課）＞	33
第 3 章 山地防災計画＜近畿中国森林管理局、県農林水産部（森林整備課）＞	35
第 4 章 地すべり防止計画＜県農林水産部（農業農村整備課、森林整備課）、 県県土整備部（砂防課）＞	36
第 5 章 急傾斜地崩壊防止計画＜県県土整備部（砂防課）＞	38
第 6 章 内水排除計画＜県県土整備部（河川課、港湾空港振興課、港湾漁港整備課）＞	40
第 7 章 ため池防災計画＜県農林水産部（農業農村整備課）＞	42
第 8 章 海岸防災計画＜近畿地方整備局、県農林水産部（農業農村整備課）、 県県土整備部（港湾漁港整備課）＞	43
第 9 章 港湾防災計画＜近畿地方整備局、県県土整備部（港湾漁港整備課）＞	45
第10章 漁港・漁村防災計画＜県県土整備部（港湾漁港整備課）＞	46
第11章 道路防災計画＜近畿地方整備局（和歌山・紀南河川国道事務所）、 県県土整備部（道路政策課、道路保全課、道路建設課）＞	47
第12章 火災予防計画	49

第1節	火災予防計画＜県危機管理部（危機管理消防課）＞	49
第2節	林野火災予防計画＜近畿中国森林管理局、県危機管理部（危機管理消防課）、 県農林水産部（森林整備課）＞	51
第13章	建造物災害予防計画＜県県土整備部（建築住宅課、都市政策課）＞	53
第14章	宅地災害予防計画＜県県土整備部（都市政策課）＞	54
第15章	盛土防災計画＜県県土整備部（都市政策課）＞	57
第16章	下水道等施設災害予防計画＜県農林水産部（農業農村整備課）、 県県土整備部（下水道課）＞	58
第17章	流木災害予防計画＜県農林水産部（林業振興課）、 県県土整備部（河川課、港湾空港振興課、港湾漁港整備課）＞	59
第18章	上水道施設災害予防計画＜県環境生活部（生活衛生課）＞	60
第19章	文化財災害予防計画＜県教育委員会（文化遺産課）＞	61
第20章	危険物等災害予防計画	63
第1節	危険物災害予防計画＜県危機管理部（危機管理消防課）＞	63
第2節	火薬類災害予防計画＜県危機管理部（危機管理消防課）＞	64
第3節	高圧ガス災害予防計画＜県危機管理部（危機管理消防課）＞	65
第4節	毒物劇物災害予防計画＜県福祉保健部（薬務課）＞	66
第5節	放射性物質事故災害予防計画＜県危機管理部（危機管理消防課）＞	67
第6節	危険物等積載船舶災害予防計画＜和歌山・田辺海上保安部＞	68
第7節	危険物、高圧ガス、火薬類輸送車両災害予防計画 ＜県危機管理部（危機管理消防課）、警察本部＞	69
第8節	有害物質流出等災害予防計画＜県環境生活部（環境管理課）＞	70
第21章	公共的施設災害予防計画	71
第1節	公衆電気通信施設災害予防計画＜西日本電信電話(株)和歌山支店、(株)NTT [®] 関西支社、 エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ [®] (株)関西営業所、 KDDI (株)、ソフトバンク(株)、楽天モバイル(株)＞	71
第2節	電力施設災害予防計画＜関西電力(株)、関西電力送配電(株)＞	77
第3節	大規模停電災害予防計画＜県危機管理部（災害対策課）＞	84
第4節	都市ガス施設災害予防計画＜大阪ガスネットワーク(株)、新宮ガス(株)＞	85
第5節	鉄道施設災害予防計画＜西日本旅客鉄道(株)近畿統括本部和歌山支社、 南海電気鉄道(株)、紀州鉄道(株)＞	91
第22章	航空災害予防計画＜大阪航空局（南紀白浜空港出張所、関西空港事務所）、 県県土整備部（港湾空港振興課）＞	93
第23章	農林水産関係災害予防計画＜県農林水産部（農林水産振興課）＞	94
第24章	気象業務整備計画＜和歌山地方气象台、県県土整備部（河川課）＞	102
第25章	防災救助施設等整備計画	103
第1節	消防施設整備計画＜県危機管理部（危機管理消防課）＞	103
第2節	水防施設整備計画＜県県土整備部（河川課）＞	104
第3節	救助物資等備蓄計画＜県福祉保健部（社会福祉課、薬務課）＞	105
第4節	防災拠点施設整備計画＜県危機管理部（防災企画課）＞	107

第5節	紀の川緊急用河川敷道路・防災拠点整備計画	
	＜近畿地方整備局、県県土整備部（河川課）＞	107
第26章	防災行政無線整備計画＜県危機管理部（防災企画課）＞	108
第27章	公安関係災害予防計画＜和歌山・田辺海上保安部、警察本部＞	109
第28章	防災訓練計画＜県危機管理部（災害対策課）＞	112
第29章	防災知識普及計画	
	＜近畿総合通信局、県危機管理部（危機管理消防課、防災企画課）、 県環境生活部（生活衛生課）、県教育委員会（教育支援課）＞	113
第30章	自主防災組織整備計画＜県危機管理部（防災企画課）＞	116
第31章	災害時救急医療体制確保計画＜県福祉保健部（医務課）＞	119
第32章	避難行動要支援者対策計画	
	＜県危機管理部（防災企画課）、県企画部（国際課）・ 県共生社会推進部（こども未来課）、県福祉保健部（社会福祉課、長寿社会課、 障害福祉課、健康推進課、国民健康保険課）＞	121
第33章	ボランティア活動環境整備計画	
	＜日赤県支部、県社会福祉協議会、県危機管理部（防災企画課）、県企画部（国際課）、 県環境生活部（県民生活課）、県福祉保健部（長寿社会課、障害福祉課、医務課）、 県教育委員会（生涯学習課）＞	125
第34章	企業防災の促進に関する計画	
	＜県危機管理部（防災企画課）、県商工労働部（商工振興課）＞	127
第35章	廃棄物処理にかかる防災体制の整備＜県環境生活部（循環型社会推進課）＞	128

第3編 災害応急対策計画

第1章	防災組織計画	129
第1節	組織計画＜県危機管理部（災害対策課）＞	129
第2節	動員計画＜県総務部（人事課）＞	164
第2章	情報計画	166
第1節	気象警報等の伝達計画＜和歌山地方気象台、近畿地方整備局、県危機管理部 （災害対策課）、県県土整備部（河川課、砂防課）＞	166
第2節	被害情報等の収集計画＜県総務部（市町村課）、 県危機管理部（防災企画課、災害対策課）＞	213
第3節	災害通信計画＜近畿総合通信局、県総務部（情報基盤課）、県危機管理部 （防災企画課）、県地域振興部（デジタル社会推進課）＞	220
第4節	災害広報計画＜県知事室（広報課）、県総務部（市町村課）、 県危機管理部（災害対策課）＞	226
第5節	生活関連総合相談計画＜県環境生活部（県民生活課）＞	229
第3章	消防計画＜県危機管理部（危機管理消防課）＞	230
第4章	水防計画＜県県土整備部（河川課）＞	232
第5章	罹災者救助保護計画	241

第1節	災害救助法の適用計画＜県福祉保健部（社会福祉課）＞	241
第2節	被災者生活再建支援計画＜県福祉保健部（社会福祉課）＞	243
第3節	避難計画＜陸上自衛隊第37普通科連隊、県危機管理部（防災企画課、災害対策課）、 県福祉保健部（社会福祉課、健康推進課）、県県土整備部（河川課）、 警察本部＞	247
第4節	食糧供給計画 ＜農林水産省、県環境生活部（生活衛生課）、 県福祉保健部（社会福祉課）、県農林水産部（果樹園芸課）＞	256
第5節	給水計画＜県環境生活部（生活衛生課）、県福祉保健部（社会福祉課）＞	259
第6節	物資供給計画＜県福祉保健部（社会福祉課）＞	262
第7節	物価対策計画＜県環境生活部（県民生活課）＞	264
第8節	住宅・宅地対策計画 ＜県福祉保健部（社会福祉課）、県農林水産部（林業振興課）、 県県土整備部（建築住宅課、都市政策課）＞	265
第9節	医療助産計画＜日赤県支部、県医師会、県看護協会、県薬剤師会、 県福祉保健部（社会福祉課、医務課、薬務課）＞	273
第10節	罹災者救出計画＜県福祉保健部（社会福祉課）＞	276
第11節	住居等の障害物除去計画＜県福祉保健部（社会福祉課）＞	277
第12節	災害弔慰金等支給及び援護資金等貸付計画 ＜県福祉保健部（社会福祉課）＞	278
第13節	遺体搜索処理計画＜県環境生活部（生活衛生課）、 県福祉保健部（社会福祉課）＞	279
第14節	災害義援金品配分計画＜日赤県支部、(福)和歌山県共同募金会、 県福祉保健部（社会福祉課）＞	281
第15節	外国人支援計画＜県企画部（国際課）＞	283
第16節	海外からの支援の受入計画＜県企画部（国際課）、 県福祉保健部（社会福祉課）＞	284
第6章	保健衛生計画	285
第1節	防疫計画＜県福祉保健部（健康推進課）＞	285
第2節	清掃計画＜県環境生活部（循環型社会推進課）＞	289
第3節	食品衛生計画＜県環境生活部（生活衛生課）＞	291
第4節	保健師活動計画＜県福祉保健部（医務課）＞	292
第5節	精神保健福祉対策計画＜県福祉保健部（障害福祉課）＞	294
第6節	動物保護管理計画＜県環境生活部（生活衛生課）＞	296
第7章	公共土木施設等応急対策計画 ＜県農林水産部（農業農村整備課、森林整備課）、県県土整備部（技術調査課、 道路保全課、河川課、砂防課、下水道課、港湾漁港整備課）＞	297
第8章	農林水産関係災害応急対策計画	298
第1節	農林関係災害応急対策計画＜県農林水産部（農林水産振興課）＞	298
第2節	水産関係災害応急対策計画＜県農林水産部（水産振興課、資源管理課）＞	303

第9章 事故災害応急対策計画	305
第1節 海上災害応急対策計画<和歌山・田辺海上保安部、県危機管理部(危機管理消防課、災害対策課)、県農林水産部(農業農村整備課、資源管理課)、県県土整備部(港湾空港振興課、港湾漁港整備課)、警察本部>	305
第2節 航空災害応急対策計画<大阪航空局(南紀白浜空港出張所、関西空港事務所)、県県土整備部(港湾空港振興課)>	311
第3節 鉄道施設災害応急対策計画<西日本旅客鉄道(株)近畿統括本部和歌山支社、南海電気鉄道(株)、紀州鉄道(株)>	316
第4節 道路災害応急対策計画<近畿地方整備局(和歌山・紀南河川国道事務所)、西日本高速道路(株)関西支社、県県土整備部(道路保全課)、県農林水産部(農業農村整備課、林業振興課)、警察本部>	326
第10章 在港船舶対策計画 <和歌山・田辺海上保安部、県県土整備部(港湾空港振興課、港湾漁港整備課)>	328
第11章 林野火災応急対策計画 <近畿中国森林管理局、県危機管理部(危機管理消防課)、県農林水産部(森林整備課)>	329
第12章 危険物等災害応急対策計画	331
第1節 危険物施設災害応急対策計画<県危機管理部(危機管理消防課)>	331
第2節 火薬類災害応急対策計画<県危機管理部(危機管理消防課)>	333
第3節 高圧ガス災害応急対策計画<県危機管理部(危機管理消防課)>	334
第4節 毒物劇物災害応急対策計画<県福祉保健部(薬務課)>	335
第5節 放射性物質事故応急対策計画<県危機管理部(危機管理消防課)>	336
第6節 危険物、高圧ガス、火薬類輸送車両災害応急対策計画<県危機管理部(危機管理消防課)、警察本部>	337
第7節 有害物質流出等応急対策計画<環境生活部(環境管理課)>	338
第13章 公共的施設災害応急対策計画	339
第1節 公衆電気通信施設災害応急対策計画<西日本電信電話(株)和歌山支店、(株)NTTコミュニケーションズ(株)関西営業所、KDDI(株)、ソフトバンク(株)、楽天モバイル(株)>	339
第2節 電力施設災害応急対策計画<関西電力(株)、関西電力送配電(株)>	345
第3節 大規模停電災害応急対策計画<県危機管理部(災害対策課)>	349
第4節 都市ガス施設災害応急対策計画<大阪ガスネットワーク(株)、新宮ガス(株)>	350
第14章 文教対策計画	353
第1節 小・中学校及び市立の高等学校の計画<県教育委員会(総務課、義務教育課、学校人事課、教育支援課)>	353
第2節 県立学校関係の計画<県教育委員会(総務課、県立学校教育課、教職員課、教育支援課)、県立医科大学>	355
第3節 私立学校関係の計画<県企画部(文化学術課)>	357
第4節 学校給食関係の計画<県教育委員会(教育支援課)>	357

第5節	社会教育施設関係の計画<県共生社会推進部（こども未来課）、 県教育委員会（生涯学習課）>	357
第6節	文化財等救援・保全活動の計画<県教育委員会（文化遺産課）>	358
第7節	学用品支給計画<県企画部（文化学術課）、県福祉保健部（社会福祉課）、 県教育委員会（総務課、県立学校教育課、義務教育課）>	359
第15章	災害警備計画	361
第1節	警察警備計画<警察本部>	361
第2節	海上災害警備計画<和歌山・田辺海上保安部>	362
第16章	災害対策要員の計画	363
第1節	ボランティア受入計画<日赤県支部、県社会福祉協議会、県危機管理部（防災企画課）、 県企画部（国際課）、県環境生活部（県民生活課）、 県福祉保健部（長寿社会課、障害福祉課、医務課）、 県教育委員会（教育支援課、生涯学習課）>	363
第2節	労働者の確保計画<和歌山労働局、県福祉保健部（社会福祉課）、 県商工労働部（労働政策課）>	365
第17章	交通輸送計画	367
第1節	道路交通の応急対策計画 <近畿地方整備局、西日本高速道路(株)関西支社、 県県土整備部（道路保全課、港湾空港振興課）、警察本部>	367
第2節	船舶交通の応急対策計画<和歌山・田辺海上保安部、県農林水産部（資源管理課）、 県県土整備部（港湾空港振興課、港湾漁港整備課）>	373
第3節	輸送計画 <和歌山・田辺海上保安部、近畿運輸局（和歌山運輸支局、勝浦海事事務所）、 近畿地方整備局、陸上自衛隊第37普通科連隊、西日本旅客鉄道(株)和歌山支社、 県危機管理部（災害対策課）、県地域振興部（総合交通政策課）、 県福祉保健部（社会福祉課）、県農林水産部（資源管理課）、 県県土整備部（道路政策課）>	375
第18章	自衛隊派遣要請等の計画<陸上自衛隊第37普通科連隊>	379
第19章	県防災ヘリコプター活用計画<県危機管理部（災害対策課）>	384
第20章	防災拠点施設活用計画<県危機管理部（災害対策課）	386
第21章	広域防災体制の計画<県危機管理部（防災企画課、災害対策課）、 県福祉保健部（社会福祉課）>	387
第22章	近畿地方整備局による災害時の応援計画<近畿地方整備局>	389

第4編 災害復旧計画

第1章	施設災害復旧事業計画<県危機管理部、県企画部、県福祉保健部、県農林水産部、 県県土整備部>	391
第2章	災害復旧資金計画<県共生社会推進部（多様な生き方支援課）、県福祉保健部 （社会福祉課）、県商工労働部（商工企画課、商工振興課）、	

	県農林水産部（農林水産振興課）＞	393
第3章	災害復興都市計画＜県県土整備部（都市政策課、建築住宅課）＞	394
第4章	その他の復旧計画＜和歌山労働局、県商工労働部（労働政策課）＞	396

第 1 編

総 則

第 1 章 総 則（県危機管理部）

第 1 節 計画の目的

この計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第40条の規定に基づき、和歌山県防災会議が作成する計画であって、県、市町村、指定地方行政機関、指定地方公共機関等の防災関係機関が、その有する機能を有効に発揮して、県の地域（石油コンビナート等災害防止法に基づく石油コンビナート等特別防災区域を除く。）における災害予防、災害応急対策及び災害復旧を実施することにより、県土並びに住民の生命、身体及び財産を災害から保護することを目的とする。

第 2 節 計画の性格

- 1 和歌山県地域防災計画は、防災関係機関が処置しなければならない県の地域に係る防災に関する事務または業務について、総合的な運営を計画化したものであり、風水害等災害を対象とした「基本計画編」と地震・津波災害を対象とした「地震・津波災害対策計画編」の両計画をもって構成するものである。
- 2 和歌山県地域防災計画の策定、運営にあたっては防災基本計画に基づき実施することから、指定行政機関及び指定公共機関が作成する防災業務計画と緊密な連携を図っていくものとする。さらに、水防法（昭和24年法律第193号）に基づく「和歌山県水防計画」及び石油コンビナート等災害防止法（昭和50年法律第84号）に基づく「和歌山県石油コンビナート等防災計画」とも十分な調整を図るものとする。
- 3 この計画は、風水害等災害に関し、関係機関の防災業務の実施責任を明確にし、かつ、相互間の緊密な連絡・調整を図るうえでの基本的な大綱を示すもので、その実施細目等については、さらに関係機関において別途具体的に定めるものとする。
- 4 災害時には、まず「自分の生命・財産は自分で守る。」という心構えと行動が基本となることを広く啓発し、県民自身及び自主防災組織等県民相互間の自主的な防災対策の支援に努める。

第 3 節 計画の修正

この計画は、災害対策基本法第40条の規定に基づき、毎年検討を加え、必要があると認めるときは、これを修正する。したがって、各機関は、関係のある事項について、毎年県防災会議が指定する期日（緊急を要するものについてはその都度）までに計画修正案を県防災会議に提出するものとする。

また、災害対策は相互に有機的、一体的でなければならないことから、市町村地域防災計画については、この計画を参考として作成、又は修正するものとし、この計画に抵触しないことが必要である。

第 4 節 用 語

この計画において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれの該当各号に定めるところによるものとする。

- 1 基 本 法 …………… 災害策基本法
- 2 救 助 法 …………… 災害救助法

- 3 本 部 和歌山県災害対策本部
- 4 支 部 和歌山県災害対策本部の支部
- 5 市 町 村 本 部 市町村災害対策本部
- 6 県 計 画 和歌山県地域防災計画
- 7 市 町 村 計 画 市町村地域防災計画
- 8 本 部 長 和歌山県災害対策本部長
- 9 支 部 長 和歌山県災害対策本部の支部長
- 10 市町村本部長 市町村災害対策本部長
- 11 その他の用語については、災害対策基本法の例による。

なお、本計画中次の組織名称は、それぞれ次のとおり読みかえるものとする。

本部設置時	本部不設置時（平常組織時）
本 部	和歌山県危機管理部災害対策課
本 部 長	和 歌 山 県 知 事
本 部 部 班	和 歌 山 県 部 課
支 部	振興局（地域づくり部）
支 部 長	振 興 局 長
市 町 村 本 部	市 町 村
市町村本部長	市 町 村 長

第2章 和歌山県の地勢と災害

第1節 地理的概観（和歌山県）

1 位 置

本県は紀伊半島の南西部に位置し、北は和泉山脈によって大阪府と接し、東は奈良県、南東には三重県をひかえ、西は紀伊水道を挟んで兵庫県（淡路島）、徳島県と相對している。

2 面 積

本県の面積は、4,725km²で全国総面積377,971km²の1.25%に当たり全国都道府県中第30位の大きさである。

3 地 形

本県は、紀の川沿いを除いて平野に乏しく、狭い平野が各河川・海岸沿いに形成しているほか、狭小な谷底平野が山地内部に複雑に入り込んでいる。これに対して、山地の面積は広く、傾斜が30度を越える山地が全県の約14%に及び（建設省国土地理院「昭和57年国土数値情報作成調査」）、山地は海岸線までせまっている。山地と平野の間には丘陵地や台地が分布する。

※ 和歌山県の主要な山岳と河川は、資料編01-01-01、（主要山岳名：01-01-02）、（主要河川名：01-01-03）を参照

(1) 山 地

本県の中央部より北側には、和泉山脈、生石ヶ峰山地、護摩壇山・白馬山地が東西方向に走り、それより南側には果無山脈が東西方向に走り、さらに南側には、千丈塩津山地、大塔山地が北東～南西方向に走っている。山腹斜面は河川の攻撃斜面側が急で、山頂部は北または西北に緩斜するものが多い。

(2) 丘 陵 地

紀の川沿いの橋本丘陵、田辺盆地周辺の田辺丘陵、紀南沿岸の周参見・古座丘陵が見られる。これらの丘陵はほぼ15°以上30°未満と比較的緩やかな傾斜を示している。

(3) 台 地

台地は、紀の川、有田川、日高川などの各河川沿いに発達する河岸段丘と、御坊以南の紀南海岸に発達する海岸段丘（高さ20～50m）に分けられる。

(4) 低 地

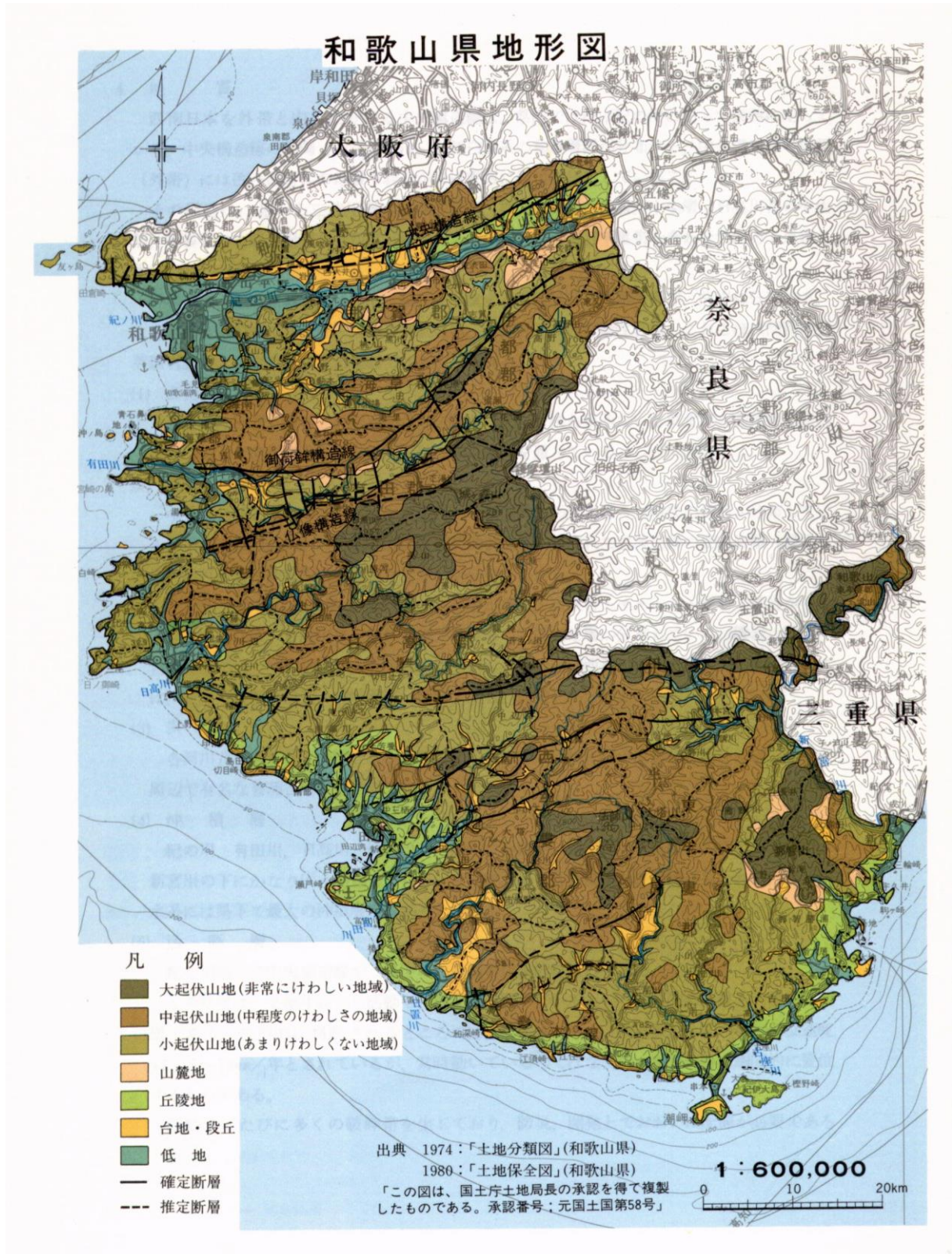
低地は、主に紀の川、有田川、日高川、富田川沿い等に見られ、海岸近くに砂州が形成され、その後背地に三角州性低地が発達している。

(5) 海 岸

海岸線の総延長は約651kmであり、和歌山市から潮岬まで約499kmの紀州灘沿岸、潮岬から新宮まで約152kmの熊野灘沿岸の2沿岸からなっている。海岸線のうち紀北・紀中は典型的な沈降海岸地域で、御坊以南の紀南海岸は隆起海岸地域であり、海蝕性の岩礁海岸が多く見られて、枯木灘と呼ばれている。

(6) 河 川

本県の河川は、大台ヶ原に水源をもつ紀の川が県北を西流し紀伊水道に注ぎ、また東部には、日本最多雨地帯の大峰山脈に源を発し、熊野灘に至る熊野川が県内の2大河川で一級河川となっている。この2河川に挟まれて有田川、日高川、左会津川、富田川、日置川、古座川、太田川等 317の二級河川並びに射矢の谷川、神谷川等の99の準用河川及びその他の普通河川があるが、これらの河川はいずれも本県の地形条件により急流河川が多く、短時間の豪雨で出水氾濫による災害を受けやすい。



4 地 質

西南日本を外帯と内帯に分ける中央構造線は、県内では、ほぼ紀の川に沿って東西に走っている。中央構造線の北側（内帯）には、上部白亜系の和泉層群が分布する。中央構造線の南側（外帯）には、色々な時代の地層や岩石がほぼ東西に帯状に分布している。

その構造は、北から三波川帯の結晶片岩類、秩父累帯の古生層、中生層、日高川帯の中生層、牟婁帯の古第三紀層及び新第三紀層である。（日高川帯と牟婁帯を合せて四万十累帯と称す。）

沖積層は、紀の川低地に分布し、段丘を形成する洪積層は、各地帯の海岸、河岸に分布する。火成岩は比較的稀で、潮岬、大島の火成岩類、新宮付近の熊野酸性岩類、これとほぼ同質の石英斑岩脈が火成岩の分布する地域ではよく見られる。

(1) 西南日本内帯

和泉帯は砂岩、礫岩、泥岩からなり、酸性凝灰岩を挟む東西ないし東北東～西南西の走向を持つ大きな向斜構造をなし、向斜軸は和泉山脈を通っている。

(2) 西南日本外帯

中央構造線より南の外帯には、古生代から新生代にわたる様々な時代の地層が分布している。外帯北縁部には、中央構造線と御荷鉾構造線に挟まれて三波川帯の変成岩類（緑色片岩、黒色片岩、砂質片岩、珪質片岩など）が分布している。

三波川帯の南には、秩父帯の中・古生層がある。石灰岩、チャート、泥岩、砂岩からなる。その南には、日高川帯と音無川帯、牟婁帯の古第三紀層が分布している。礫岩、砂岩、頁岩からなり、塩基性及び酸性凝灰岩を挟んでいる。南西部の田辺と南東部の熊野地域には、新第三紀層の田辺・熊野層群（砂岩、泥岩、礫岩）が分布している。

(3) 洪 積 層

各河川及び海岸などの段丘に小規模な範囲で分布し、特に紀の川水系の段丘には、橋本市周辺で有名な菖蒲谷層が分布している。

(4) 沖 積 層

紀の川、有田川、日高川、切目川、南部川、左会津川、富田川、日置川、古座川、太田川、熊野川の下にかなり広く発達している。その他河川にも小規模な沖積層が見られ、紀の川水系には、県下で最大の沖積層が広がっている。

5 地 盤

県内の約 2,000本のボーリング柱状図と既存資料に基づいて、明らかにした軟弱地盤の特徴は、次のとおりである。

(1) 紀の川流域

紀の川の河口付近や海南市の市街地付近で軟弱層は最もよく発達し、層厚は30mを超える。層相は、下部と上部が砂層からなり、その間に粘土層を挟む。この粘土層は上流に向かうにつれ薄くなり、砂層も礫がちになる。岩出町より上流では、ほとんど礫からなる。

(2) 有田川流域

有田川河口付近で軟弱層の厚さは20mを超えて上流に向かうにつれ薄くなる。河口付近の層相は下部で粘土質、中部で砂質、上部で礫質となる。河口から 5kmの地点より上流ではほとんど礫質となる。

(3) 日高川流域

日高川河口付近を中心にして軟弱層の厚さは20mを超える。河口付近の層相は軟弱層の最下部に薄い粘土層を挟み、上位は厚い砂層からなる。上部は礫からなり、礫層は上流ほど厚くなる。

(4) 左会津川流域

田辺港付近では軟弱層の厚さは極めて厚く、層厚30mを超える。下部は粘土層や砂をまじえた礫からなり、中部は粘性土を主体とし、上部は粘土、砂、礫が複雑に堆積している。全体としては粘土層に富んだ地盤となっている。

(5) 富田川流域

富田川河口付近での軟弱層の厚さは30mを超え、上流に向かうにつれ薄くなる。河口付近での軟弱層は上部が礫からなるほかは、ほとんど粘性土からなっている。ただし、河口付近では粘性土が優勢であるが、上流に向かうにつれ砂層が優勢となる。

(6) 日置川流域

日置川流域の軟弱層の層厚は、日置川河口付近で30mと最も厚く、上流に向かうにつれ薄くなる。この地域の軟弱層はほとんどが砂や礫からなり粘性土は少ない。軟弱層の上部は礫からなり、その下部はほとんどが砂である。

(7) 熊野川流域

熊野川流域の特徴は、県下の他の河川沿いの軟弱層と異なり、砂や礫の少ないことである。軟弱層のほとんどが粘性土からなり、その厚さは20mを超える。この粘性土も河口から上流に向かうにつれ薄くなる。

6 活断層

紀の川沿いの中央構造線が、県下の活断層の代表的なものである。

この断層は、2億年前から活動し、現在まで続いているという世界的にも最も大規模な断層である。地形的に判断されるところでは、右ずれであり、最近数万年間の平均変位速度は、5～10mm/年とされているが、常時動いているのではなく、地震の時に瞬間的に変位するものである。

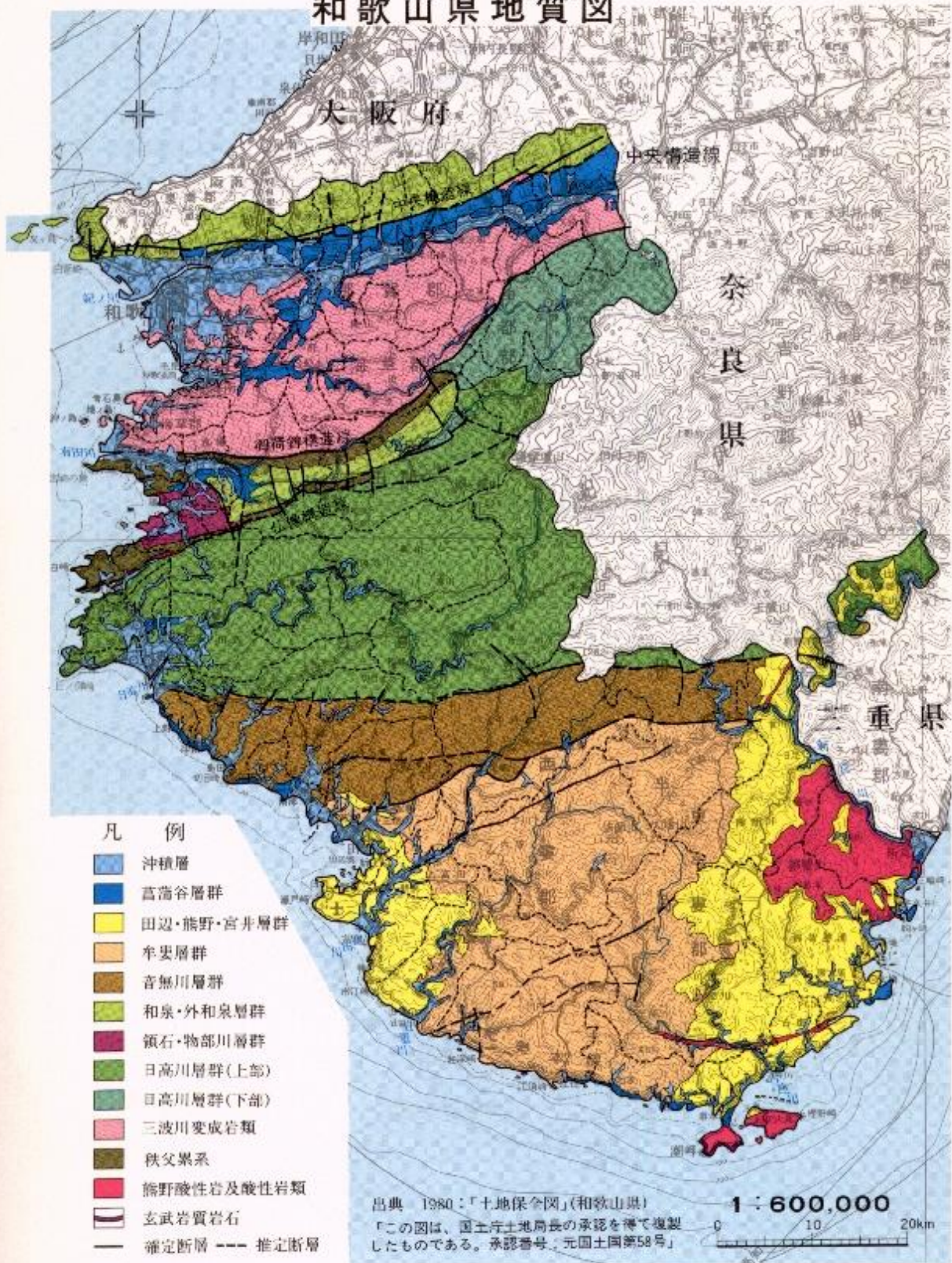
活動するたびに多くの破砕帯を生じており、防災、開発上でおおいに配慮が必要であろう。

7 その他の断層

- ・ 御荷鉾構造線
- ・ 仏像構造線
- ・ 御坊 ― 萩構造線
- ・ 本宮断層

これらの断層は、活動した時期が非常に古くて、それ自体に問題はないが、断層周辺には破砕帯が存在して水の通路となり、そのために崩壊することがある。

和歌山県地質図

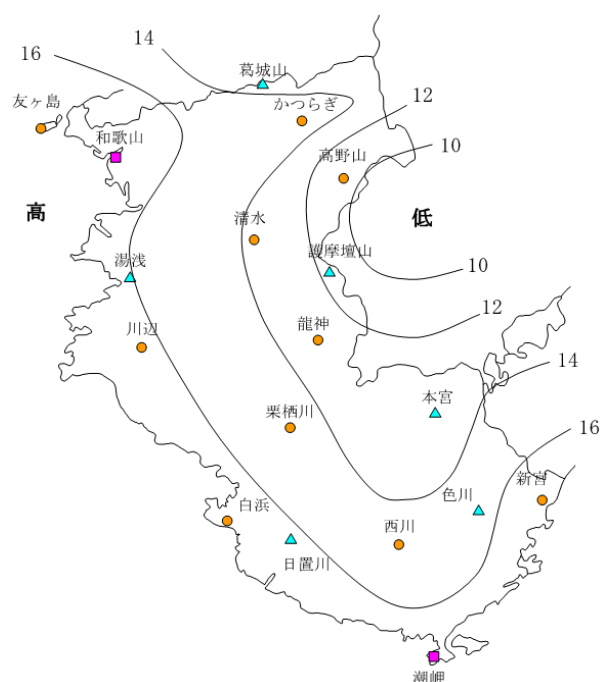


第2節 気象条件（和歌山地方气象台）

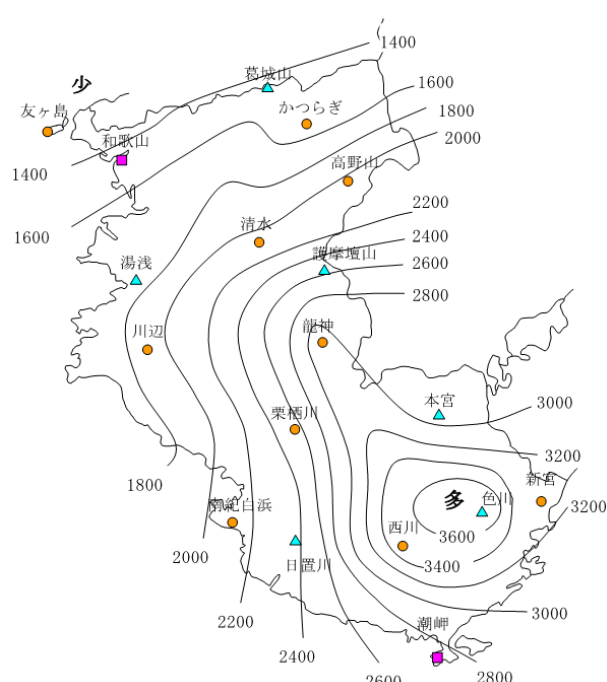
和歌山県の気候は、北部は温暖で晴れの日が多く、少雨である一方、南部は、夏季は南からの暖湿な気流の影響を受け高温多雨、冬季は黒潮の影響で温暖で晴れの日が多い傾向がある。年平均気温（1991～2020年）は、和歌山で16.9℃、潮岬で17.5℃であり、年平均湿度（1991～2020年）は、和歌山で66%、潮岬で71%となっている。年降水量（1991～2020年）は、和歌山で1414.4mm、潮岬で2654.3mmとなっており、寒候期に少なく暖候期に多い。特に6月～7月の梅雨期と9月の台風期に多くなっている。

年降水量が多いのは、南部の山地の南斜面で、色川（那智勝浦町）では、年降水量が3,700mmを超え、この地域を中心として、年降水量が2,000mm以上の多雨地帯が分布している。

年平均気温分布図（℃）
（統計期間 1991～2020 年）



年降水量分布図（mm）
（統計期間 1991～2020 年）



第3節 社会条件（和歌山県）

土砂災害・風水害は、自然条件に加えて社会条件により被害の度合が大きく左右される。

1 人 口

令和2年国勢調査による和歌山県の人口は、922,584人で、前回の平成27年からの5年間の人口増減をみると、3市町で人口が増加している。

このうち、増加数が最も高かったのは岩出市で515人の増加、増加率が最も高いのは上富田町で1.6%の増加となっている。一方、人口が減少した27市町村（8市18町1村）のうち、減少数が最も多いのは和歌山市で7,425人の減少、減少率が最も高いのは古座川町で12.2%の減少となっている。

（令和2年国勢調査確定値による）

2 土 地 利 用

平成27年の県土地面積は4,725km²である。利用区分別の現況は森林76.5%、農用地7.1%、水面・河川・水路3.0%、宅地3.6%、道路2.6%、その他7.1%となっている。（平成27年10月1日現在土地利用現況把握調査）

近年、近畿自動車道紀勢線・京奈和自動車道の道路整備が進むにつれ、都市の郊外化の傾向が目立っており、紀の川沿い・太平洋沿岸地域では、農用地と宅地の混在が進行しつつある。

第4節 気象災害とその特性（和歌山地方气象台）

1 災害の特性

気象現象を主な要因として発生する気象災害は、台風、大雨、強風、猛暑など短期間に人命や建造物に災害を引き起こす性質のものと、干ばつ、長雨、高低温、乾燥など比較的長期にわたることによって農作物などに災害を与える性質のものとに大別できる。

和歌山県で発生した災害のうち、記録に残っているものだけでもその種類は、大雨、洪水、強風、波浪、大雪、降ひょう、落雷、高潮、干ばつ、寒害、晩霜、突風、竜巻、地震、津波、地すべり、塩害、その他、気象と関係の深い災害として火災などが挙げられるが、そのなかでも台風や低気圧、前線に伴う大雨、強風による気象災害が多く発生している。

大雨は、梅雨期と台風期に発生することが多く、特に6～10月には日降水量が400～600mmに達することがある。また、冬期間においても、南部では日降水量が100mm以上の大雨となることがある。和歌山県は、地形の影響を受けやすく、山地や南部で降水の継続時間が長くなり、総降水量が多くなることが大雨となる要因の1つである。また、降水量は北部沿岸部や紀の川流域では比較的少ないが、和歌山市を中心とした北部沿岸の地域でも局地的な大雨が発生する場合がある。

日最大風速10m/s以上の年間日数は、和歌山ではおよそ51日で、潮岬ではおよそ61日に及ぶ。その要因は主に低気圧や台風によるものである。低気圧が日本海を発達しながら通過する場合、紀淡海峡や紀伊水道では南よりの風が非常に強まることがある。また、潮岬などは太平洋沿岸部に位置し風が強く吹きやすい。低気圧や台風以外に、冬型の気圧配置でも潮岬では最大風速が20m/s以上となることがある。

以上のことから、和歌山県は台風や低気圧、前線の影響による大雨や強風による気象災害が発生しやすい地勢であると言える。

以下に、和歌山県に気象災害をもたらす気象現象のうち、最も災害が発生しやすい台風について、その特性と警戒を要する事項を述べる。

2 台 風

(1) 和歌山県における台風の特性

台風が和歌山市を中心とした300kmの円内に入ると、日降水量が200mmを超える大雨となることが多い。その要因は主に西日本に前線が停滞し、前線に向かって台風からの暖かく湿った空気が流れ込み、前線の活動が活発となること、次に台風の外側の活発な雨雲が流れ込むこと、さらにその後、台風中心部の雨雲がかかることで再び降水が強まり、降水の継続時間が長くなることである。

このことから、台風が和歌山県から離れていても大雨となる場合が多く、注意が必要である。

(2) 台風通過のコース別気象特性

ア) 中心コース

台風が近畿地方の近くを通過する場合は、台風が四国付近まで進むまでは、北東～南東の風が吹きつける紀伊山地東側と南東斜面で大雨のおそれがあり、近畿地方に上陸するような場合は、台風中心部の雨雲がかかるため全域で大雨のおそれがある。また、台風が紀伊水道に進むまでは北東～南東の風で、紀伊水道を北上すると南～西の風に変わる。台風の接近による気圧の下降に伴う海面の上昇（以下：吸い上げ効果）に加えて、強風によって海水が吹き寄せられることによる海面の上昇（以下：吹き寄せ効果）により高潮のおそれがある。特に満潮時刻が重なる時などは警戒が必要となる。

イ) 西側コース

台風が和歌山県の西側を北上する場合は、台風が九州付近まで北上するまで紀伊半島には南東の風が吹きつける。これにより南部の南東斜面では大雨のおそれがある。台風が対馬海峡から日本海へ進むと、南西の風に変わり、雨の主体は南西斜面に移る。また、紀伊水道の地形の影響で南よりの風が特に強くなる。南よりの風の強まりによる吹き寄せ効果により、高潮のおそれもある。特に満潮時刻が重なる時は注意が必要である。

ウ) 東側コース

台風が和歌山県の東側を通過する場合は、台風が紀伊半島の南海上に進むまでは、北東～東風が吹きつける紀伊山地東側と南東斜面で大雨のおそれがある。

3 災害の履歴

(1) 台 風

○室戸台風 昭和9.9.21（1934）

20日夜、高知県室戸岬付近に上陸した台風は、上陸時に室戸岬測候所で911.6hPaを観測した。四国上陸後勢力を弱めたが、進路付近に記録的な災害を引き起こしながら、21日午前6時頃徳島市西方を経て阪神間に上陸、京都付近を経て若狭湾に抜けた。和歌山県では高潮災害が発生し、有田郡以北の沿岸で大きな被害を受けた。風は各地南よりの風で潮岬では風速25m/s以上の暴風が10時間以上続いた。最大風速は潮岬で南南西の風27.7m/s、和歌山で南の風25.1m/sを観測した。

県下の被害は次のとおり。

死者31人、行方不明6人、負傷者434人、家屋全壊2,628戸、同半壊2,602戸、同流失117戸、床上浸水1,600戸、床下浸水2,565戸、その他。

○枕崎台風 昭和20.9.17~18 (1945)

17日鹿児島県枕崎市付近に上陸した台風第16号は、枕崎測候所で916.1hPaを観測し、九州、四国、中国地方を経て、18日未明に日本海へ抜けた。和歌山県内は、17日夕方より風が強まり、18日未明に、和歌山で西の風28.8m/s、潮岬で西の風27.0m/sの最大風速を観測した。

県下の被害は次のとおり。

死者5人、家屋全壊228棟、その他。

○ジェーン台風 昭和25.9.3 (1950)

台風第28号は、3日9時高知県室戸岬のすぐ東を通り、徳島県日和佐町付近に上陸した。その後、淡路島を通過し、神戸市垂水区付近に再上陸し、速度を上げて京都府舞鶴市付近から日本海に進んだ。

和歌山県内では朝から風雨が強まり、和歌山市では朝9時頃より暴風雨となった。和歌山では、最大風速36.5m/s、最大瞬間風速46.0m/sを観測した。

県下の被害は次のとおり。

死者37人、行方不明21人、負傷者1,836人、家屋全壊2,784戸、同半壊10,949戸、同流失87戸、床上浸水2,309戸、床下浸水9,323戸、その他。

○台風第17号 昭和33.8.25 (1958)

台風第17号は、25日18時頃御坊市付近に上陸し、近畿中部、新潟県を通り26日21時頃金華山沖に抜けた。

強風は、南部は24日夜から26日朝にかけて30時間、北部は25日午後から10時間以上続き、最大風速は、潮岬で南南東の風32.5m/s、最大瞬間風速は南南東の風43.0m/sを観測し、和歌山では北東の風23.3m/s、最大瞬間風速は北東の風32.0m/sを観測した。雨量(23日~25日)は、南部及び山間部で200~600mmであった。

県下の被害は次のとおり。

死者2人、行方不明2人、負傷者29人、家屋全壊69戸、同半壊483戸、同流失70戸、床上浸水2,322戸、床下浸水2,609戸、その他。

○伊勢湾台風 昭和34.9.23~26 (1959)

台風第15号は、26日18時頃、潮岬の西に上陸し、27日0時過ぎ富山市の東から日本海に抜けた。

南部は26日8時頃から夜遅くまで、北部は昼過ぎから27日未明まで強風となり、最大風速は潮岬で東南東の風33.4m/s、最大瞬間風速は南南東の風48.5m/sを観測し、和歌山では26日20時に北西の風24.5m/s、最大瞬間風速は北北東の風38.3m/sを観測した。雨量は南部を中心に400~600mmであった。

県下の被害は次のとおり。

死者3人、行方不明14人、負傷者56人、家屋全壊234戸、同半壊318戸、同流失122戸、床上浸水4,317戸、床下浸水3,727戸、その他。

○第2室戸台風 昭和36.9.14~16 (1961)

8日9時に発生した台風第18号は12~13日にかけて中心気圧が900hPa未満の猛烈な強さの台風となった。16日9時過ぎ高知県室戸岬の西方に上陸し、13時過ぎに兵庫県尼崎市と西宮市の

間に再上陸し、18時能登半島東部から日本海に抜けた。

最大風速は、和歌山で16日12時50分に南南西の風35.0m/s、最大瞬間風速は12時43分に南の風56.7m/s、潮岬で16日11時30分に南の風、13時20分に南南西の風ともに30.3m/s、最大瞬間風速は11時11分に南の風41.1m/sを観測した。雨量（14～16日）は有田、日高、富田、日置の各河川の流域が多かった。

県下の被害は次のとおり。

死者15人、行方不明1人、負傷者316人、家屋全壊2,378戸、同半壊7,143戸、同流失155戸、床上浸水10,375戸、床下浸水16,164戸、その他。

○台風第12号 平成23.8.30～9.4（2011）

8月25日にマリアナ諸島の西の海上で発生した台風第12号は、発達しながらゆっくりとした速さで北上し、大型で最大風速25m/sの勢力を保ったまま、3日10時頃に高知県東部に上陸した。その後も台風はゆっくりとした速度で北上を続け、四国地方と中国地方を縦断して、山陰沖の日本海へ抜けた。台風が大型で、ゆっくりとした速度で北上したため、長時間にわたり台風周辺の非常に湿った空気の流れ込みが続いた。このため、台風の東側となる紀伊半島では、8月30日17時から9月5日06時までの総降水量が広い範囲で1,000mmを超え、記録的な大雨となった。

前述期間の総降水量は那智勝浦町色川で1,186mm、古座川町西川で1,152.5mmとなり、新宮市新宮では9月4日3時57分までの1時間に132.5mmの猛烈な雨を観測した。

県下の被害は次のとおり。

死者56名、行方不明者5名、負傷者8名、家屋全壊240棟、同半壊1,753棟、床上浸水2,706棟、床下浸水3,149棟、その他戦後最大規模の大災害をもたらした。一部地域では増水による河川越流や大量の土砂による河道閉塞が発生するなどして、多くの住民が長期間避難を余儀なくされた。

○台風第21号 平成29.10.21～10.22（2017）

台風第21号は、10月21日から22日にかけて日本の南の海上を北上し、超大型で強い勢力を保ったまま、23日3時頃に静岡県掛川市付近に上陸した。

台風の北上に伴い、本州南岸に停滞していた秋雨前線の活動が活発となり、県内では、21日午後から南部を中心に大雨となった。さらに、22日午後から23日明け方は台風の接近により、県内全域で暴風を伴った大雨となった。20日00時から23日24時までの総降水量は、新宮で893.5mm、色川で616.5mmなどとなった。また、期間中の最大1時間降水量は、新宮で74.5mmを観測した。なお、22日は県内のアメダス18地点のうち17地点で日降水量の10月の1位の値を更新し、新宮、高野山、葛城山、かつらぎでは年間の1位の値も更新した。

県下の被害は次のとおり。

死者1人、負傷者3人、家屋全壊3戸、同半壊189戸、床上浸水969戸、床下浸水1,129戸、その他。

○台風第21号 平成30.9.3～9.5（2018）

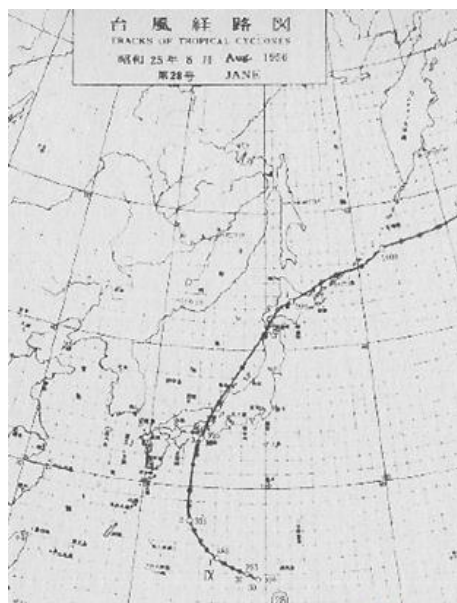
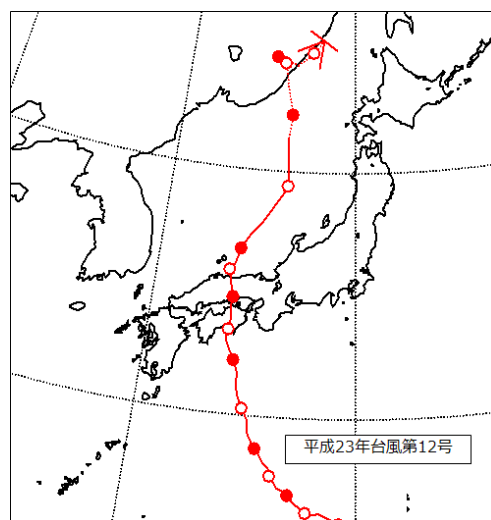
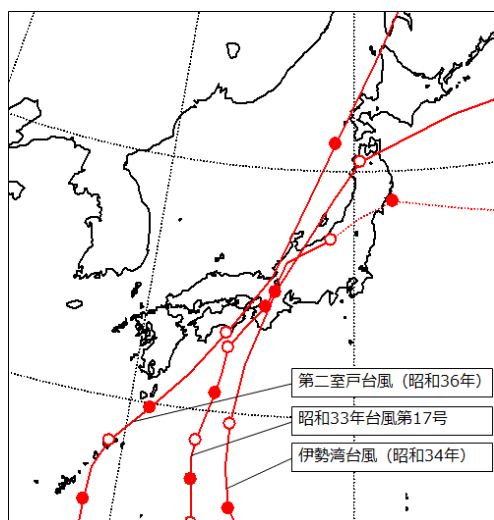
8月28日03時に南鳥島近海で発生し、急速に発達しながら日本の南海上を西進から北西進し、その後、進路を北寄りに変えて、9月4日12時前に徳島県南部に非常に強い勢力で上陸した。その後も北に進み、14時前に兵庫県神戸市付近に上陸した。台風が非常に強い勢力で上陸するのは平成5年台風第13号以来となる。

この台風により、4日は県内全域で暴風を伴い大雨となり、和歌山市では4日昼過ぎには非常に激しい雨を観測した。また、猛烈な風が吹き、友ヶ島で最大風速42.9m/s、和歌山で最大風速39.7m/s、最大瞬間風速57.4m/sを観測し、いずれも統計開始以来の年間の第1位を更新した。

県下の被害は次のとおり。

死者1人、負傷者30人、家屋全壊11戸、同半壊59戸、床上浸水7戸、床下浸水40戸、その他。

主な台風の経路図



ジェーン台風 (昭和25年)

(2) 豪 雨

○豪 雨 昭和27. 7. 10～11 (1952)

紀伊半島沖に停滞していた梅雨前線が北上したため、和歌山市及びその周辺を中心として記録的な豪雨に見舞われた。

和歌山測候所（現・和歌山地方气象台）の観測によると、10日21時より11日6時の9時間内に354.6mm、10時までの24時間雨量393.6mmに達した。豪雨は10日21時50分頃より約50分間と11日0時20分頃より約5時間が最も強く、特に10日22時から23時までの1時間降水量は99.0mmを観測した。

被害は和歌山市を中心とした県北部における局地的な災害となった。

県下の被害は次のとおり。

死者14人、行方不明2人、家屋全壊96戸、同流失26戸、その他。

○南紀豪雨 昭和28. 7. 17～18 (1953)

17日夜から18日朝にかけて、県北部では梅雨前線による豪雨（南紀豪雨）が発生した。雷を伴った所が多く、短時間の大雨となったため、未曾有ともいわれる惨禍をもたらした。豪雨は18日未明に最も激しく、有田、日高両郡東部から奈良県南部は24時間雨量400mm以上にも及び、しかも、そのほとんどの雨は18日未明の数時間内に集中したため、有田川、日高川、貴志川など、急に増水し大洪水となった。

県下の被害は次のとおり。

死者615人、行方不明431人、負傷者5,709人、家屋全壊3,209戸、同半壊1,678戸、同流失3,896戸、床上浸水12,734戸、その他。

第5節 土地利用の変遷（和歌山県）

1 土地利用の変遷

本県の面積は4,725km²であり、森林が76.4%を占めており土地利用はこのような地形条件を反映したものとなっている。

土地利用区分を、昭和55年と令和2年で比べて見ると、農用地は耕作放棄地の増加や宅地・道路等への転用に伴い27.9%減少している。これに対して宅地（住宅地、工業用地など）は、46.6%増加している。道路についても、着実に増加している。

表1 土地利用の推移 (単位：km²)

項目	年	昭和55	60	平成2	7	12	17	22	27	令和2
農用地		441	432	410	394	376	368	353	337	318
森林		3,622	3,636	3,649	3,643	3,637	3,636	3,632	3,614	3,612
原野		0	0	0	1	1	0	0	0	0
水面・河川・水路		264	146	148	146	147	147	137	141	139
道路		117	100	100	104	110	116	122	128	133
宅地		118	127	137	147	153	157	162	171	173
住宅地		93	77	81	85	91	95	98	103	104
工業用地		18	17	19	20	19	18	16	17	18
その他の住宅		7	33	37	42	43	44	48	51	50
その他		161	284	278	289	302	302	320	334	350
県土面積		4,723	4,725	4,722	4,724	4,726	4,726	4,726	4,725	4,725
市街地（DID）		82	86	91	95	90	91	91	86	86

県地域振興課：土地利用現況把握調査（各年10月1日現在）

2 土地利用と災害

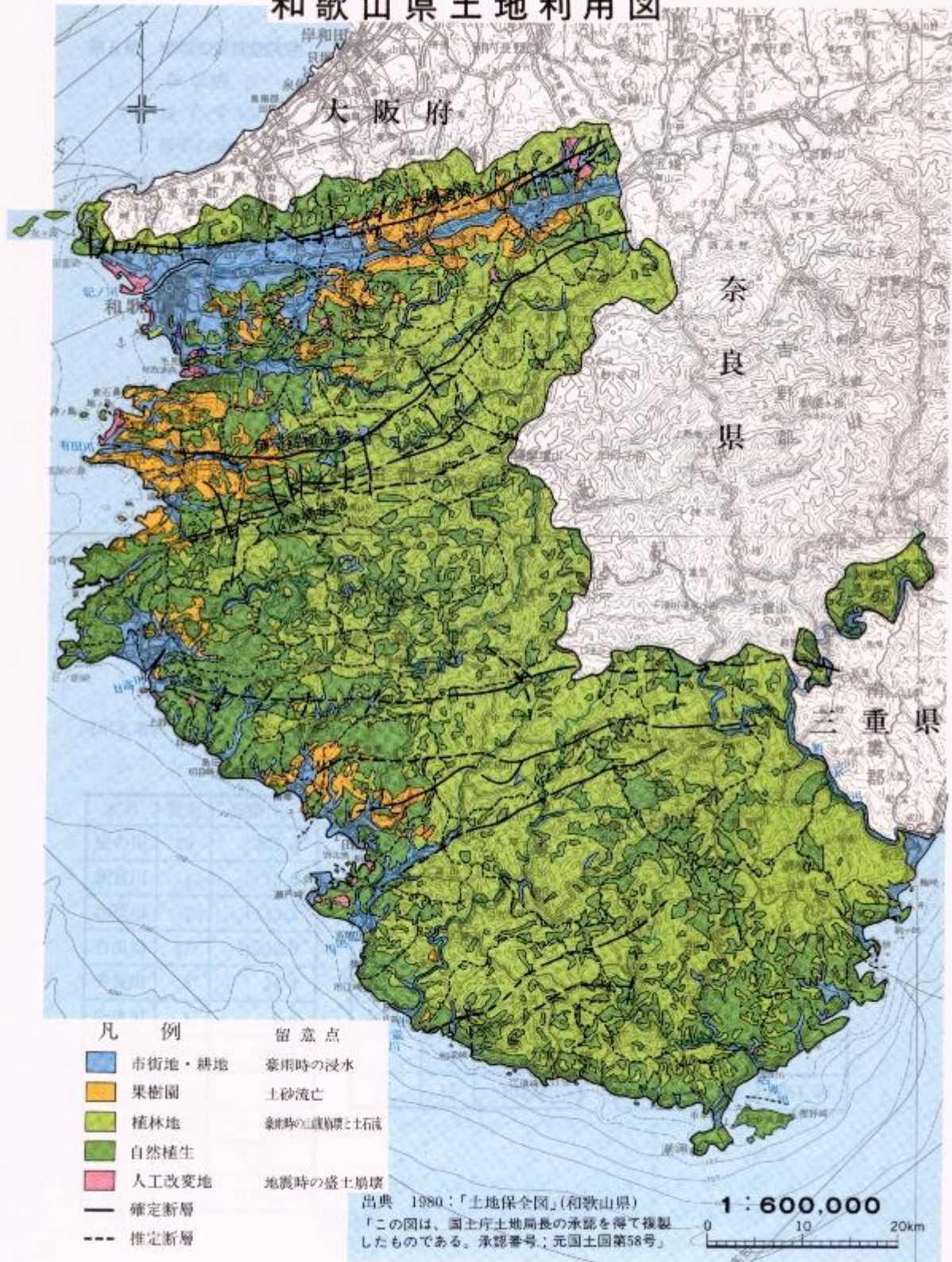
土地利用とその変化は、災害危険性の集積・拡大や新たなタイプの災害の出現などに密接な関係をもっている。

こういった観点から県下の土地利用を見ると、和歌山周辺の低地・低地位山地、橋本周辺の丘陵地、白浜周辺及び田辺の丘陵地・海岸段丘地等に宅地等の開発が進行している。これは、土砂災害の素因が増加しつつあるといえる。一方、これらの新興住宅地の多くは海岸沿いの既存集落に比べると津波被害の危険が少ないため、東日本大震災以降、特に需要が集中する傾向にある。

紀の川沿いの水田地帯や和泉山脈は、近年、宅地などの他用途利用に転換されるものが増えてきている。水田や森林はいわば貯水池といえるものであり、水田や森林の減少は流出水の保水、調節能力の低下を招き水害の危険度が増加する。

三波川変成帯からなる山麓付近や、南部の梅林などは、地すべり地の肥沃な土砂を利用した果樹園地となっている。

和歌山県土地利用図



第6節 地域の災害危険性（和歌山県）

1 土砂災害

(1) 土石流

県下で土砂災害警戒区域（土石流）は5,504区域、うち4,753区域が土砂災害特別警戒区域（土石流）に指定され、また、砂防指定地は1,378箇所指定されている（令和6年4月1日現在）。これは本県が平野が少なく急峻な地形や脆弱な地質をもったところが多いにもかかわらず、わずかな平地に人家が密集し豪雨により多量の土砂が流出し易い状態の場所が多くあることを意味している。

土砂災害警戒区域（土石流）は地質的に見ると中央構造線、御荷鉾構造線、本宮断層に沿った地域に多く見られ、特に紀の川と有田川に挟まれた区域に多く集中している。

(2) 地すべり

県下で土砂災害警戒区域（地すべり）は567区域指定され、また、地すべり防止区域は167箇所指定されている（令和6年4月1日現在）。この地すべり地帯を大別すると次のとおりである。

イ 北部紀の川沿岸の一群

和泉砂岩を基底とした灰緑色の砂質粘土で軟弱な緑色片岩、礫岩を膠結した層が上部を被覆しているため極めて脆弱でかつ含水率が高い。従ってこの層の中で地すべりが生じている。ただし例外として有田川北部、紀の川南岸にある地すべり地は雲母質の結晶片岩を基底とし、結晶片岩角礫を赤褐色粘土で膠結した硬岩層が不整に被覆しているためこの層の中で地すべりを生じているものと思われる。

ロ 中部有田川周辺の一帯

秩父古生層又は御荷鉾系古生層地帯であり、各所に軟質蛇紋岩の露出層が見え角礫層によって被覆され、かつ急傾斜を形成している。この層は御荷鉾破碎層とも言われ四国から中部地方にまで伸びているもので、最も地すべりの生じやすい地質である。

ハ 南部川・日高川の水源地帯から富田川に至る地域の一帯

この地帯は一部第三紀層に属する箇所もあるが、大部分が中生層であり角礫岩層にて覆われているため層中に地すべりが生じているもので、特に南海地震以来頻発する紀南陸地地震の震源地に近く山地に亀裂を生じ、雨水、地表水の浸透によって、陥没地すべりが多発している。

河川水系別 地すべり防止区域

(国土交通省)

砂防課

水 系	箇所	面積 ha
紀の川	45	803.47
新宮川	3	72.24
亀の川	3	69.34
日方川	1	10.80
加茂川	13	202.66
有田川	22	1,490.18
日高川	2	13.78
芳養川	3	24.37
左会津川	4	51.60
富田川	12	391.75
熊野川	1	5.51
他水系	5	35.50
その他	6	73.79
計	120	3,244.99

(林野庁)

森林整備課

水 系	箇所	面積 ha
紀の川	6	55.1
有田川	7	54.2
富田川	1	7.4
日置川	1	19.7
古座川	1	12.2
熊野川	3	113.1
計	19	261.7

(農林水産省)

農業農村整備課

水 系	箇所	面積 ha
紀の川	18	568.69
小原川	1	34.20
加茂川	3	122.80
有田川	2	61.30
左会津川	3	78.21
南部川	1	17.82
計	28	883.02

(3) 崩 壊

県下で土砂災害警戒区域（急傾斜地の崩壊）は15,811区域、うち15,544区域が土砂災害特別警戒区域（急傾斜地の崩壊）に指定され、また、急傾斜地崩壊危険区域は1,195箇所指定されている。山地災害危険地区で崩壊の危険性のある箇所は7,460箇所、崩壊土砂流出の危険性のある箇所は6,061箇所存在している。（令和6年4月1日現在）

和歌山県には活断層である中央構造線が和泉山脈南麓を紀の川沿いに東西に走り、構造線より南には北から三波川帯、秩父帯、四万十累帯が分布し、その地質境界は断層となっている。これらの断層に沿う破砕帯は深く極めて脆弱な地域であり崩壊が発生しやすい。

このような、地形・地質的条件に加えて、年間の降水量が2,000mmを超える日本有数の多雨地帯という気象条件も崩壊発生に大きく影響している。

崩壊危険地域を概括すると次のとおりである。

- 菖蒲谷層が分布する斜面地では崩壊流出が生じやすい。特に中央構造線が通っている地域は、破砕帯が発生し最も崩壊しやすい。
- 三波川変成帯のうち、泥質片岩の分布する地域で亀裂の多い所は局部的に岩塊となって破壊することがある。
- 熊野酸性岩は亀裂に沿って大きな岩塊となり破壊することがある。
- 日高川層群の北辺、仏像線に近い所では巾の広い破砕帯が分布しているが、この破砕帯が著しく、かつ大量の水を持つことが多く大規模な崩壊を生じる恐れがある。
- みなべ町北方から田辺市本宮町に走る本宮断層の北側にも破砕帯があり、地層が工事等で

露出した場合、徐々にではあるが地すべり性崩壊の続くことが予想される。

- 田辺層群の分布する田辺丘陵地は侵食を受け易く、ガリ地形を多く分布し、植生回復困難な地形・地質条件を持っている。

2 風水害

本県は北部に大台ヶ原を源とする紀の川が西流し、東部には全国一の洪水流量が予想される熊野川が南流し、熊野灘に流入している。この二河川に挟まれて、有田川、日高川、左会津川、富田川、日置川、古座川、太田川などの河川が紀伊水道及び熊野灘に注いでいる。紀の川を除いて、各河川の流域は平野に乏しく、河口付近まで上流特有の渓谷のような地形を示している。県下の市街地は、これらの河川の河口部に広がる堆積低地を中心として発達しているものがほとんどである。

このような地理的条件のうえに、日本有数の豪雨地域であり、台風常襲地域でもあり河川氾濫等の風水害が発生しやすい。

直轄河川の重要水防箇所は県下で161箇所、知事管理河川の重要水防箇所は644箇所である。

県下の風水害危険地域は次のとおりである。

- 熊野川低地はほぼ全面が砂礫性の氾濫源となっており、洪水時には水位が上昇し河岸段丘の低位面上にある集落をも流出する恐れがある。
- 潮岬や串本のような発達の悪い低い砂州は高潮被害を受けやすい。
- 有田川下流の低地では、昭和28年災害における洪水では約1 km以上の広い谷幅をもつ谷底平野全面が氾濫地域となっており水害の恐れがある。
- 日高川下流の御坊市は低い砂堆地形の上にあるが、昭和28年災害の洪水時には市街地の全域が浸水し、中心部でも浸水深は2 m以上に達する被害が生じており、水害の危険性が大きい。
- 有田川や日高川と同様に、富田川、左会津川の下流低地や太田川低地では、1 km以上の谷幅を持つ谷底平野全面で氾濫した実績をもち水害危険性が大きい。
- 紀の川、有田川、日高川、富田川、太田川、熊野川では増水に伴って河川水の後背地への逆流現象が認められたことがあり、水害に対する注意を要する。
- 紀の川低地は過去に洪水氾濫の被害を生じている地域であり、都市化による広域の人工物による不透水面化が進んでいるので、水害危険度が増大しつつある。
- 山地が海岸まで迫り、山地を刻む河川の河口部に発達する狭い低地は台風や集中豪雨時に洪水氾濫の常襲地帯である。
- 串本町を中心とした紀南海岸丘陵地では、急流性で短小な多数の平行小河川が発達し、集中豪雨時には水害、土砂災害などの複合災害が、多数、面的に発生する恐れがある。

第3章 和歌山県防災行政の基本方針（和歌山県）

自然災害及び地域開発に伴う環境の変化や都市構造の複雑化などによる多種多様な災害に対処するため、治水治水をはじめとする防災施設の整備、情報伝達網の充実、災害時における緊急輸送道路の確保を図るとともに、県・市町村・防災関係機関及び県民が一体となって日常的に減災のための行動と投資を息長く行う「県民運動」を展開し、その推進に当たっては、時機に応じた重点課題を設定する実施方針を定めるとともに、関係機関等の連携の強化を図るものとする。

1 県土保全施設の整備

(1) 治 山

- 緊急かつ計画的に荒廃地及び荒廃危険地の施設整備を進める。
- 緊急かつ重点的に山地災害危険地区の施設整備を進めるとともに、災害予測技術の確立に努める。
- 森林の有する公益的機能を高度に発揮するため、保安林の整備を推進する。

(2) 治 水

- 河川・砂防の基本施設及び地域防災施設については、所要の安全度をおおむね確保する。
- 治水安全度を向上するため、防災施設の整備を推進するとともに土地利用のあり方、避難誘導についても検討し、流域を一体とした総合的な治水施策を進める。
- 防災施設の整備にあたっては、河川空間の活用を求める声が高まりつつあることから、歴史・伝統・地域文化に根ざした活動の場、レクリエーション活動の場として、ゆとりとうるおいのある豊かな水辺環境を創造する。
- ホームページや携帯電話等の情報通信端末を活用して雨量や河川水位、ダム情報等を住民にわかりやすく提供し、洪水への関心や防災意識の向上を図る。

(3) 海 岸

- 既往最大波浪（第2室戸台風級）及び比較的発生頻度の高い一定程度の津波に対する安全度の向上をめざした緊急度の高い海岸において海岸保全施設を整備し、所要の安全度をおおむね確保する。
- 紀伊水道・紀州灘・熊野灘に面する変化に富んだ雄大な海岸線は国民共有の貴重な財産であるという認識のもとに、歴史・景観を踏まえて社会の要請に対応するためのストック整備を行う。
- 余暇の活動の多様化に伴い、海や海浜に親しむ人口が増加しているため海岸を面的な空間としてとらえ、生活空間・レクリエーション空間など多面的な利用を誘導するとともに、災害に対し抵抗力の強い海岸として整備を図る。

2 防災活動の強化

- 県土並びに住民の生命・身体及び財産を災害から守る防災対策の基本となる和歌山県地域防災計画・和歌山県石油コンビナート等防災計画などの各種防災計画に常に検討を加え、防災体制の整備と強化を図る。
- 災害に関する情報、災害発生時の被害状況を迅速・的確に伝達するため情報伝達網の整備を促

進する。

- 円滑な防災活動が実施できるよう、災害用ヘリポートの指定など、きめ細かい防災体制の強化を図る。
- 広報紙、報道機関、講演会、学校教育などのあらゆる手段や機会を活用して、災害危険箇所等の防災情報の提供や防災知識の普及に努める。
- 消防団体・その他関係機関が一体となって、地域ぐるみの各種防災訓練を実施する。
- 男女双方の視点に配慮した防災を進めるため、防災に関する政策・方針決定過程及び防災の現場における女性の参画を拡大し、男女共同参画の視点を取り入れた防災体制の確立に努める。

第4章 防災関係機関の実施責任と業務大綱（県危機管理部）

県、市町村並びに和歌山県の区域を管轄し、若しくは区域内に所在する指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び公共的団体その他防災上重要な施設の管理者は、所管事項について、おおむね次の事務又は業務を処理するものとし、その際相互に協力するよう努めなければならない。

第1節 実施責任

1 県

県は、市町村を包括する広域的地方公共団体として、県の地域並びに地域住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び他の地方公共団体の協力を得て防災活動を実施するとともに、市町村及び指定地方公共機関が処理する防災に関する事務又は業務の実施を助け、かつ、その総合調整を行う。

2 市町村

市町村は、防災の第一次的責任を有する基礎的地方公共団体として、市町村の地域並びに地域住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び他の地方公共団体の協力を得て防災活動を実施する。

3 指定地方行政機関

指定地方行政機関は、県の地域並びに地域住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、指定行政機関及び他の指定地方行政機関と相互に協力し、防災活動を実施するとともに、県及び市町村の活動が円滑に行われるよう勧告、指導、助言等の措置をとる。

4 指定公共機関及び指定地方公共機関

指定公共機関及び指定地方公共機関は、その業務の公共性又は公益性に鑑み、自ら防災活動を実施するとともに、県及び市町村の活動が円滑に行われるようその業務に協力する。

5 公共的団体及び防災上重要な施設の管理者

公共的団体及び防災上重要な施設の管理者は、平素から災害予防体制の整備を図るとともに、災害時には災害応急措置を実施する。

また、県、市町村その他の防災関係機関の防災活動に協力する。

第2節 処理すべき事務又は業務の大綱

1 和歌山県

機 関 の 名 称	処 理 す べ き 事 務 又 は 業 務 の 大 綱
和 歌 山 県	ア 県防災会議に関する事務 イ 防災に関する施設、組織の整備と訓練 ウ 災害に関する情報の伝達、収集及び被害の調査報告 エ 災害防除と拡大の防止 オ 救助、防疫等、り災者の救助保護 カ 災害復旧資材の確保と物価の安定 キ り災者に対する融資等の対策 ク 被災県営施設の応急対策 ケ 災害時における文教対策 コ 災害時における公安対策 サ 災害対策要員の動員並びに雇用 シ 災害時における交通、輸送の確保 ス 被災施設の復旧 セ 市町村が処理する事務、事業の指導、あっせん等

2 市町村

機 関 の 名 称	処 理 す べ き 事 務 又 は 業 務 の 大 綱
市 町 村	ア 市町村防災会議に関する事務 イ 防災に関する施設、組織の整備と訓練 ウ 災害に関する情報の伝達、収集及び被害の調査報告 エ 災害防除と拡大の防止 オ 救助、防疫等、り災者の救助保護 カ 災害復旧資材の確保と物価の安定 キ り災者に対する融資等の対策 ク 被災市町村営施設の応急対策 ケ 災害時における文教対策 コ 災害対策要員の動員並びに雇用 サ 災害時における交通、輸送の確保 シ 被災施設の復旧 ス 管内の関係団体が実施する災害応急対策等の調整

3 指定地方行政機関

機 関 の 名 称	処 理 す べ き 事 務 又 は 業 務 の 大 綱
1 近畿管区警察局	ア 管内各府県警察の指導・調整に関すること イ 他管区警察局との連携に関すること ウ 関係機関との協力に関すること エ 情報の収集及び連絡に関すること オ 警察通信の運用に関すること カ 警察官の応援派遣に関すること
2 近畿財務局 (和歌山財務事務所)	ア 公共土木等被災施設の査定の立会 イ 地方自治体単独災害復旧事業（起債分を含む）の査定 ウ 地方自治体に対する災害融資 エ 災害時における金融機関の緊急措置の指示 オ 未利用の国有地の情報提供
3 近畿厚生局	救護等に係る情報の収集及び提供
4 近畿農政局	ア 農地、農業用施設の災害復旧及び災害防止事業の指導、助成 イ 土地改良機械の緊急貸付け、農作物等の病虫害防除指導、応急食糧、種子等の供給対策 ウ 農業関係被害情報の収集報告、被害農林漁業者等に対する融資対策
5 近畿中国森林管理局 (和歌山森林管理署)	ア 国有保安林、治山施設、地すべり防止施設等の整備 イ 国有林における予防治山施設による災害予防 ウ 国有林における荒廃地の災害復旧 エ 災害対策復旧用資材の供給 オ 森林火災予防対策
6 近畿経済産業局	ア 電力、ガス、工業用水道の復旧支援 イ 災害対策用物資の供給に関する情報の収集及び伝達
7 中部近畿産業保安監督部近畿支部	ア 鉱山における危害の防止、施設の保全及び鉱害の防止についての保安確保対策 イ 電気、ガス、火薬類施設等の保安確保対策

機 関 の 名 称	処 理 す べ き 事 務 又 は 業 務 の 大 綱
8 近畿運輸局 (和歌山運輸支局 勝浦海事事務所)	ア 所管する交通施設及び設備の整備についての指導 イ 災害時における所管事業に関する情報の収集及び伝達 ウ 災害時における旅客輸送確保に係る代替輸送・迂回輸送等実施のための調整 エ 災害時における貨物輸送確保に係る貨物運送事業者に対する協力要請 オ 特に必要があると認める場合の輸送命令 カ 災害時における交通機関利用者への情報の提供
9 近畿地方整備局 (和歌山港湾事務所)	ア 港湾施設及び海岸保全施設の整備と災害への対応や管理体制に関すること イ 港湾及び海岸（港湾区域及び臨港区域内）における災害対策の指導に関すること ウ 海上の流出油に対する防除措置に関すること エ 港湾・海岸保全施設の応急復旧工法の指導に関すること
10大阪航空局 (関西空港事務所 南紀白浜空港出張所)	ア 航空保安無線施設の完全な状態の維持管理 イ 密集地帯上空の低空飛行の禁止 ウ 航空機救難に関し、非常の際は自衛隊の協力を得て損害を最小に止めるための緊急措置の実施
11第五管区海上保安本部 (和歌山海上保安部 田辺海上保安部)	ア 海上における人命、財産の救助及び防災活動 イ 海上における船舶交通安全の確保、整頓及び指示、誘導並びに災害の拡大防止 ウ 海上緊急輸送に関すること エ 海上における治安の維持 オ 海上において人命、財産の救助を行うもの並びに船舶交通に関する障害を除去するものの監督 カ 通信体制の維持及び運用
12大阪管区气象台 (和歌山地方气象台)	ア 気象、地象及び水象の観測並びにその成果の収集及び提供 イ 気象、地象（地震にあつては、発生した断層運動による地震動に限る）及び水象の予報及び警報等の防災気象情報の発表、伝達及び解説 ウ 気象業務に必要な観測、予報及び通信施設の整備 エ 地方公共団体が行う防災対策に関する技術的な支援・助言 オ 防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発

機 関 の 名 称	処 理 す べ き 事 務 又 は 業 務 の 大 綱
13近畿総合通信局	ア 電波の監理、並びに有線電気通信の監理 イ 非常通信訓練の計画及びその実施指導 ウ 非常通信協議会の育成・指導 エ 防災及び災害対策に係る無線局の開設、整備の指導 オ 非常時における重要通信の確保 カ 災害時における通信機器及び移動電源車の貸出し キ 情報伝達手段の多様化・多重化の促進
14和歌山労働局	ア 工場、事業場における労働災害の防止 イ 救助の実施に必要な要員の確保
15近畿地方整備局 (和歌山河川国道事務所、紀南河川国道事務所、紀伊山系砂防事務所)	ア 土木施設の整備と防災管理 イ 水防のための警報等の発表、伝達と水災応急対策 ウ 被災土木施設の災害復旧 エ 緊急を要すると認められる場合の緊急対応の実施
16近畿地方環境事務所	災害廃棄物の処理対策に関すること

4 自衛隊

機 関 の 名 称	処 理 す べ き 事 務 又 は 業 務 の 大 綱
陸上自衛隊第37普通科連隊、第304水際障害中隊	ア 人員の救助、消防、水防及び救援物資の輸送並びに通路の応急啓開 イ 応急救援、防疫、給水、入浴支援及び通信支援

5 指定公共機関

機 関 の 名 称	処 理 す べ き 事 務 又 は 業 務 の 大 綱
1 西日本旅客鉄道株式会社近畿統括本部和歌山支社	ア 輸送施設の整備と安全輸送の確保 イ 災害対策用物資の緊急輸送 ウ 災害時の応急輸送対策 エ 被災施設の調査と災害復旧

機 関 の 名 称	処 理 す べ き 事 務 又 は 業 務 の 大 綱
2 西日本電信電話株式会社和歌山支店 株式会社NTTドコモ エヌ・ティ・ティコミュニケーションズ株式会社	ア 電気通信施設の整備と防災管理 イ 災害時における緊急通話の取扱い ウ 被災施設の調査と災害復旧
3 日本銀行大阪支店	ア 銀行券の発行並びに通貨及び金融の調節 イ 資金決済の円滑の確保を通じ信用秩序の維持に資するための措置 ウ 金融機関の業務運営の確保に係る措置 エ 金融機関による金融上の措置の実施に係る要請 オ 各種措置に関する広報
4 日本赤十字社和歌山県支部	ア 災害時における医療、助産及び被災地での医療、助産、救護 イ 災害救助等の協力奉仕者の連絡調整 ウ 義援金品の募集配布
5 日本放送協会和歌山放送局	ア 防災知識の普及と警報等の周知徹底 イ 災害状況及び災害対策等の周知徹底
6 西日本高速道路(株)関西支社	ア 災害時における輸送路の確保 イ 有料道路の災害復旧
7 電源開発株式会社西日本支店	ア ダム施設等の整備と防災管理 イ 被災施設の調査と災害復旧
8 日本通運株式会社和歌山支店	災害時における緊急陸上輸送
9 関西電力株式会社 関西電力送配電株式会社	ア 災害時の電力供給 イ 被災施設の調査と災害復旧 ウ ダム施設等の整備と防災管理
10大阪ガスネットワーク株式会社	ア 災害時のガス供給 イ 被災施設の調査と災害復旧
11日本郵便株式会社 (和歌山中央郵便局)	ア 災害時における郵政事業運営の確保並びに災害特別事務の取扱い及び援護対策の実施 イ 被災郵政業務施設の復旧

機 関 の 名 称	処 理 す べ き 事 務 又 は 業 務 の 大 綱
12 K D D I 株式会社	ア 電気通信施設の整備と防災管理 イ 災害時における緊急通話の取扱い ウ 被災施設の調査と災害復旧
13 ソフトバンク株式会社	ア 電気通信施設の整備と防災管理 イ 電気通信の疎通確保と設備の応急対策の実施 ウ 被災電気通信設備の災害復旧
14 楽天モバイル株式会社	ア 電気通信設備の整備と防災管理 イ 電気通信の疎通確保と設備の応急対策の実施 ウ 被災電気通信設備の災害復旧

6 指定地方公共機関（57機関） ※詳細は資料編71-00-00

機 関 の 名 称	処 理 す べ き 事 務 又 は 業 務 の 大 綱
1 土地改良区 (1 7 機関)	ア 土地改良施設の整備と防災管理 イ 農地及び農業用施設の被害調査並びに災害復旧 ウ 農地たん水の防除施設の整備と活動
2 鉄道機関 (2 機関)	ア 輸送施設の整備と安全輸送の確保 イ 災害対策用物資の緊急輸送 ウ 災害時の応急輸送 エ 被災施設の調査と災害復旧
3 バス機関 (1 3 機関)	ア 災害時における被災者及び一般利用者等の輸送の確保 イ 災害時の応急輸送
4 輸送機関 (1 2 機関)	ア 災害時における救助物資及び避難者の輸送の確保 イ 災害時の応急輸送
5 放送機関 (7 機関)	ア 防災知識の普及と警報等の周知徹底 イ 災害状況及び災害対策等の周知徹底
6 医療機関 (2 機関)	ア 災害時における医療救護の実施 イ 災害時における防疫の協力

機 関 の 名 称		処 理 す べ き 事 務 又 は 業 務 の 大 綱
7 公社	土地 (1 機関)	ア 管理地及び施設の整備と防災管理
		イ 被災施設等の災害復旧
	住宅 (1 機関)	ア 被災施設の調査と災害復旧
		イ 住宅の被害調査と応急対策への協力
8 ガス機関 (2 機関)		ア 災害時のガス供給
		イ 被災施設の調査と災害復旧

7 その他公共的団体及び防災上重要な施設の管理者

機 関 の 名 称		処 理 す べ き 事 務 又 は 業 務 の 大 綱
1 病院等経営者		ア 避難施設の整備と避難訓練の実施 イ 被災時の病人等の収容保護 ウ 災害時における負傷者等の医療、助産救助
2 社会福祉施設の 経営者		ア 避難施設の整備と避難訓練の実施 イ 災害時における収容者の収容保護
3 学校法人		ア 避難施設の整備と避難訓練の実施 イ 災害時における教育の応急対策計画の確立と実施
4 農業協同組合 森林組合 漁業協同組合 等		ア 市町村本部が行う農林水産関係の被害調査等応急対策への協力 イ 農林水産物等の災害応急対策についての指導 ウ 被災農林漁業者に対する融資又はあっせん エ 農林漁業共同利用施設の災害応急対策及び災害復旧 オ 飼料、肥料、その他資材及び船舶等の確保又はあっせん
5 商工会議所、商工 会等商工業関係団 体		ア 市町村本部が行う商工業関係の被害調査等応急対策への協力 イ 救助用物資、復旧資材の確保についての協力
6 金融機関		被災事業者に対する資金融資
7 危険物及び高圧ガ ス施設等管理者		ア 安全管理の徹底 イ 危険物及び高圧ガス施設等の点検

用 語 の 説 明

項 目	説 明
谷 底 平 野	沖積低地の一種で、日本では幅 1 ～ 2 km以下の狭長な谷間の低平地をさして用いられることが多い。
攻 撃 斜 面	河川曲流部で河道の外側（凹岸側）にある急傾斜した部分。これに対し、河道の内側（凸岸側）にある緩傾斜した部分を滑走斜面という。
段 丘	川、海、湖などに隣接していて、平坦面と急崖が階段状に配列している地形。平坦面を段丘面といい、かつての河床、浅海底、湖底などに当たる。普通は成因と分布の位置の両方の意味をかねて、河岸段丘、海岸段丘、湖岸段丘と呼ぶ。
砂 州	波食により生じた砂礫や河川によって運ばれた砂礫が、岬や海岸の突出部から海側に細長く突出した地形。
三 角 州	河川の搬出する砂泥が河口付近に堆積して形成された低平な地形。
沈 降 海 岸	海面の高度変化よりも地盤が沈降することによって形成された海岸地形。
隆 起 海 岸	地盤の隆起または海面の下降によって浅海底が陸上に現われて形成された海岸地形。
中 央 構 造 線	西南日本のほぼ中央部を縦走する最も主要な地質構造線で、赤石山地西縁から南下し、紀伊半島北部・四国北部をへて、中九州に達する。
向 斜	層序的に上位の地層が中心にでている褶曲構造。一般には、褶曲している地層の谷にあたる部分。向斜軸面と各層の交線を向斜軸という。
向 斜 軸	→ 向 斜
洪 積 層	約180万年前から約 1 万年前にわたる更新世に生成された地層をさす。
沖 積 層	現在の水系にそう作用で堆積した泥・砂・礫・泥炭など。河床・はんらん原・低湿地・扇状地・河口などの堆積物を含むが、純然たる海底、湖底の堆積物は含まない。
断 層	地殻を形成している地層・岩石・マントル構成物質などが、一つの面又は帯を境にして相対的にずれた現象。
活 断 層	最近地質時代（第四紀）ないし歴史時代に繰り返し活動した断層で、今後とも活動が予想されるもの。

参 考 文 献

- 国土庁監修（1989）：国土統計要覧（都道府県別の傾斜別面積）
- 国土庁土地局（1985）：土地保全図（和歌山県）
- 町田貞他（1981）：地形学辞典
- 総務庁統計局（1985）：昭和60年国勢調査報告
- 地学団体研究会（1981）：増補改訂 地学辞典
- 和歌山県（1974～1989）：和歌山県土地分類基本調査
- 同（1986）：和歌山県長期総合計画
- 同（1989）：国土利用計画管理運営事業（土地利用現況調査）
- 同（1990）：和歌山県のすがた

第 2 編

災害予防計画

第1章 河川防災計画（近畿地方整備局、県県土整備部）

1 現 況

本県北部には大台ヶ原を源とする紀の川が西流し、また東部には全国一の洪水流量が予想される熊野川が南流し、熊野灘に注いでいる。この二河川に挟まれて、有田川、日高川、南部川、左会津川、富田川、日置川、古座川、太田川などの紀伊水道、紀州灘及び熊野灘に注いでいる。県内を流れる一級河川（大臣管理）、一級河川（指定区間）、二級河川の河川数、延長は次のとおりである。

区 分	河 川 数	管理延長(km)	管 理 者
1 級河川（大臣管理）	4	6 5 . 5	国土交通省
1 級河川（指定区間）	1 3 3	5 4 3 . 7	和 歌 山 県
小 計	1 3 4	6 0 9 . 2	
2 級 河 川	3 1 7	1 , 4 2 2 . 0	和 歌 山 県
合 計	4 5 1	2 , 0 3 1 . 2	

(R6. 04. 01現在)

注) 1 級河川の河川数は、3 河川重複している。

※ 重要水防箇所評定基準は、資料編03-01-00を参照

※ 国土交通大臣直轄管理河川重要水防箇所総括調書・個別調書は、資料編03-02-00、03-02-01、03-02-02、03-03-00、03-03-01、03-03-02を参照

※ 知事管理河川重要水防箇所集計表・知事管理河川重要水防箇所個別調書は、資料編03-04-00、03-05-00を参照

2 計画方針

本県は約651kmにも及ぶ海岸線を有し、また、県土の約8割が山地で占められ、急峻な河川が多数存在する。このため、平地が少なく、人口・資産が河川・海岸の氾濫域に集中している。また、本県は多雨地帯であり、台風の経路となることが多く、過去幾度となく風水害に見舞われ尊い人命や財産に被害をもたらしており、洪水、高潮等に対する安全度を高める必要がある。

そこで、次の基本方針により整備を進める。

- (1) 過去の大水害の実績や、流域の開発に見合った計画を立てる。
- (2) 周辺土地の有効利用を勘案するとともに、流域及び河川の現状、課題を十分に踏まえ、その超過洪水に対する安全度を高める。
- (3) 河口部については高潮対策についても配慮する。
- (4) 治水安全度の向上のみならず、地域と連携した河川環境の保全を推進し、また必要に応じて河川浄化による水質の改善を行う。
- (5) 東海・東南海・南海3連動地震に備え、水門樋門の自動化・遠隔操作化、堤防の耐震化・嵩上げ等実施し、被害の防止・軽減を図る。

3 事業計画

本県は県土の約8割を急峻な山地によって占められており、年間降雨量においても、全国有数で

ある。このため、河川氾濫等の災害を被りやすく、さらに、最近の都市及びその周辺における開発の進展はすさまじいため、災害時における被害増大も予想されるので、これら土地造成等の利用形態の変化に対応しつつ、国営総合農地防災事業を始めとする他事業との連携・調整を図り、県民の生命と財産を守り豊かな生活ができるように、流域全体の治水、利水、環境、土地利用計画を考慮しつつ、河川改修を計画的・積極的に推進する。

これらの河川については、洪水の軽減、治水機能の改善、河川環境の保全を図るとともに、開発に関連する河川、あるいは、被災の著しい河川、内水対策の必要な河川については、重点的に施工する。また、水防管理団体の迅速かつ適切な活動に資するため、リアルタイム水位テレメータ情報の収集・提供を行う。

水災については、気候変動による影響を踏まえ、社会全体で被害を防止・軽減させるためのハード・ソフト対策を総合的かつ一体的に推進することを目的として、国及び県が組織する「大規模氾濫減災協議会」，「和歌山県大規模氾濫減災協議会」，「流域治水協議会」等を活用し、国，地方公共団体，河川管理者，水防管理者に加え，公共交通事業者，メディア関係者，利水ダム管理者等の集水域を含めた流域全体のあらゆる関係者が協働し，「流域治水」の取組を推進するための密接な連携体制を構築するものとする。

また、他の防災機関と連携の上、災害時に発生する状況を予め想定し、各機関が実施する災害対応を時系列で整理した防災行動計画（タイムライン）を作成するよう努める。

第2章 砂防防災計画（県土整備部）

1 現 況

県下で土砂災害警戒区域（土石流）は5,504区域、うち4,753区域が土砂災害特別警戒区域（土石流）に指定され、また、砂防指定地は1,378箇所指定されている（令和6年4月1日現在）。

2 計画方針

土砂流出及び、土石流等による災害を未然に防止又は軽減するため法指定並びに砂防工事を実施し、安全で安心できる地域づくりを支援する。

また、土石流災害に対する警戒避難活動に資するため、市町村等に対する情報提供等を進める。

3 事業計画

(1) 砂防指定

土砂の生産等に伴い流域に被害を及ぼす区域を指定地とし、立木の伐採、土石の採取等の一定行為の禁止・制限等を行う。

(2) 砂防事業

砂防設備の整備を計画的に進める。特に避難場所、地域防災拠点、要配慮者利用施設、ライフライン施設及び重要交通網の保全を重点的に行う。また、土砂・流木による被害の危険性が高い中小河川において、土砂・流木捕捉効果の高い透過型砂防堰堤等の整備を実施する。土砂・洪水氾濫による被害が想定される流域において、効果的な施設配置を検討し、対策を進める。

また、既存の砂防設備の機能及び性能を維持・確保するため、計画的に点検を実施するとともに、その結果に基づき、適切な維持管理に努める。

(3) 総合的な土石流対策

土石流による災害から人命を保護するため、下記の総合的な土石流対策を実施し、災害の防止・被害の軽減に努める。

ア 広報・啓発

県及び市町村は、防災意識の普及・向上のため、土砂災害に関する情報提供や、住民説明会や防災訓練、防災教育等を実施する。

イ 土砂災害警戒区域等の指定・公表

県は、土砂災害防止法に基づく基礎調査を実施し、調査結果を速やかに公表する。また、関係市町村長の意見を聴いて、土石流災害の発生するおそれがある区域を土砂災害警戒区域に指定する。土砂災害警戒区域のうち、住民等の生命又は身体に著しい危害が生じるおそれがある区域を土砂災害特別警戒区域に指定し、特定開発行為の制限や建築物の構造規制等のソフト対策を行う。

※ 土砂災害警戒区域等は、資料編04-04-00、砂防課ホームページ参照又は砂防課、当該振興局建設部若しくは当該市町村役場にて縦覧に供する。

ウ 雨量観測等

県は、土石流が発生するメカニズムを解析するための資料及び市町村が警戒避難に資する情報として、県内一円の雨量観測及び情報の蓄積等を実施する。また、雨量情報及び土砂災

害警戒情報、並びにその補足情報として1kmメッシュ毎の危険度情報等を提供する。

※ 雨量観測箇所及び土砂災害警戒情報は、資料編28-02-00、04-02-00をそれぞれ参照

エ 警戒避難体制の整備

市町村は、土砂災害警戒情報及び気象情報等の情報、土石流の前兆現象（山鳴り、溪流の水位激減、濁りや流木など）等に基づき、土砂災害警戒区域等の必要と認める地域の住民に対し、避難指示等の防災対策が適時適切に行えるよう地域防災計画に記載するとともに、土石流に対して安全な避難場所の情報を明示する。また、土砂災害警戒区域毎に土砂災害に関する情報伝達、予警報の発表・伝達、避難、救助その他必要な警戒避難体制に関する事項について定めるとともに、これらの事項を記載した印刷物の配布により住民に周知する。さらに土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設で利用者の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められる場合には、当該施設の名称及び所在地や当該施設への土砂災害に関する情報の伝達方法についても地域防災計画に記載し、円滑な警戒避難が行えるようにする。

市町村地域防災計画にその名称及び所在地が定められた要配慮者利用施設の所有者または管理者は、関係機関の協力を得て、防災体制に関する事項、避難の誘導に関する事項、避難の確保を図るための施設の整備に関する事項、防災教育及び訓練の実施に関する事項等を定めた計画（「避難確保計画」）を作成する。また、作成した計画は市町村長に報告するとともに、当該計画に基づき、避難訓練を実施し、その結果を市町村長に報告する。

県及び市町村は、要配慮者利用施設の避難確保に関する計画や避難訓練の実施状況等について、定期的に確認するよう努める。また、市町村は、当該施設の所有者又は管理者に対して、必要に応じて円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な助言等を行う。

オ 被害情報の収集

市町村は、人家等にかかる土石流や山地崩壊等による河道閉塞（天然ダム）等の土砂災害が発生した場合、防災情報システムによる通報に加え、県（各振興局建設部及び砂防課）に対し第1報を送付する。（送付様式は、資料編04-03-00を参照）

また、各振興局建設部は土砂災害発生 の 覚知後、速やかに被害情報を把握し県砂防課に報告を行う。

カ 緊急調査

河道閉塞による湛水を発生原因とする土石流等重大な土砂災害の急迫している状況において、土砂災害が想定される土地の区域及び時期を明らかにするため、特に高度な技術を要する場合は国土交通省が、その他の場合については県が緊急調査を行う。

国土交通省又は県は、緊急調査の結果に基づき当該土砂災害が想定される土地の区域及び時期に関する情報（土砂災害緊急情報）を、関係市町村の長に通知するとともに、一般に周知を行う。

第3章 山地防災計画（近畿中国森林管理局、県農林水産部）

1 現 況

本県は県土の8割近くを険しい山々で覆われ、年間降水量も多いことから、山崩れや土石流等の山地災害が起こりやすくなっており、これまで多くの人命、財産が失われている。

このため、山地災害により人家や公共施設などに被害を及ぼすおそれのある地区については、山地災害危険地区に指定し、災害が起こらないよう防止対策を行うこととしている。

本県の山地災害危険地区のうち崩壊の危険性がある箇所は、7,460箇所、土砂流出の危険性のある箇所は、6,061箇所、存在している。

※ 山地災害危険地区一覧表（山腹崩壊危険地区、崩壊土砂流出危険地区）は、資料編05-01-01、05-01-02、05-02-01、05-02-02を参照

2 計画方針

山地災害危険地区対策として、集落に近接した山地における山地災害の防止、荒廃山地の復旧等を重点的に、危険度、緊急性の高い箇所から、積極的かつ効率的に実施することとしている。

また、豪雨時には当該箇所を点検し、その実態の把握を行い、その結果、危険と認められた場合には関係者へ周知を図るとともに、必要に応じて防災工事の実施等の措置を講ずる。

3 事業計画

山地災害危険地区のうち2,319箇所については既に着手済みであるが、その他の危険度の高いものについては、重点的に森林整備保全事業計画（計画期間：令和6年度～令和10年度）により、計画的に実施する。

新生の荒廃危険箇所等についても詳細な現地調査を続け、治山事業が必要であると判断される場合は、順次治山事業を実施する。

さらに間伐等の遅れにより森林が荒廃し山地災害が発生する恐れのある箇所についても本数調整伐等を積極的に実施し、森林の持つ防災機能の強化を図る。

また、防災意識の普及のため、山地災害防止キャンペーン等の機会を通じ、パンフレットの配布等、情報提供の諸施策を実施する。

第4章 地すべり防止計画（県農林水産部・県土整備部）

1 現 況

県下で土砂災害警戒区域（地すべり）は567区域指定され、また、地すべり防止区域は167箇所指定されている（令和6年4月1日現在）。

2 計画方針

地すべりによる災害を未然に防止または軽減するため、法指定並びに地すべり防止工事を実施し、安全で安心できる地域づくりを支援する。

また、地すべり災害に対する警戒避難活動に資するため、市町村等に対する情報提供等を進める。

3 事業計画

(1) 地すべり防止区域指定

地すべりが発生するおそれのある区域を地すべり防止区域として指定し、助長若しくは誘発するおそれのある行為の制限等を行う。

(2) 地すべり対策事業

森林整備保全事業計画等に基づき、計画的な事業実施を行う。特に避難場所、地域防災拠点、要配慮者利用施設、ライフライン施設及び重要交通網の保全を重点的に行う。

また、既存の地すべり防止施設の機能及び性能を維持・確保するため、計画的に点検を実施するとともに、その結果に基づき、適切な維持管理に努める。

(3) 総合的な地すべり対策

地すべりによる災害から人命を保護するため、下記の総合的な地すべり対策を実施し、災害の防止・被害の軽減に努める。

ア 広報・啓発

県及び市町村は、防災意識の普及・向上のため、土砂災害に関する情報提供や、住民説明会や防災訓練、防災教育等を実施する。

イ 土砂災害警戒区域等の指定・公表

県は、土砂災害防止法に基づく基礎調査を実施し、調査結果を速やかに公表する。また、関係市町村長の意見を聴いて、地すべり災害の発生するおそれがある区域を土砂災害警戒区域に指定する。土砂災害警戒区域のうち、住民等の生命又は身体に著しい危害が生じるおそれがある区域を土砂災害特別警戒区域に指定し、特定開発行為の制限や建築物の構造規制等のソフト対策を行う。

※ 土砂災害警戒区域等は、資料編04-04-00、砂防課ホームページ参照又は砂防課、当該振興局建設部若しくは当該市町村役場にて縦覧に供する。

ウ 雨量観測等

県は、地すべりが発生するメカニズムを解析するための資料及び市町村が警戒避難に資する情報として、県下一円の雨量観測及び情報の蓄積等を実施する。

また雨量情報を提供する。

※ 雨量観測箇所は、資料編28-02-00を参照

エ 警戒避難体制の整備

市町村は、地すべりの前兆現象（地割れや地面の陥没・隆起、水位の急変等）や地すべり監視施設等のソフト対策に基づき、土砂災害警戒区域等の必要と認める地域の住民に対し、避難指示等の防災対策が適時適切に行えるよう地域防災計画に記載するとともに、地すべりに対して安全な避難場所の情報を明示する。また、土砂災害警戒区域毎に土砂災害に関する情報伝達、予警報の発表・伝達、避難、救助その他必要な警戒避難体制に関する事項について定めるとともに、これらの事項を記載した印刷物の配布により住民に周知する。さらに土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設で利用者の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められる場合には、当該施設の名称及び所在地や当該施設への土砂災害に関する情報の伝達方法についても地域防災計画に記載し、円滑な警戒避難が行えるようにする。

市町村地域防災計画にその名称及び所在地が定められた要配慮者利用施設の所有者または管理者は、関係機関の協力を得て、防災体制に関する事項、避難の誘導に関する事項、避難の確保を図るための施設の整備に関する事項、防災教育及び訓練の実施に関する事項等を定めた計画（「避難確保計画」）を作成する。また、作成した計画は市町村長に報告するとともに、当該計画に基づき、避難訓練を実施し、その結果を市町村長に報告する。

県及び市町村は、要配慮者利用施設の避難確保に関する計画や避難訓練の実施状況等について、定期的に確認するよう努める。また、市町村は、当該施設の所有者又は管理者に対して、必要に応じて、円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な助言等を行う。

オ 被害情報の収集

市町村は、人家等にかかる地すべりが発生した場合、防災情報システムによる通報に加え、県（各振興局建設部及び砂防課）に対し第1報を送付する。（送付様式は、資料編 04-03-00を参照）

また、各振興局建設部は地すべり発生の覚知後、速やかに被害情報を把握し県砂防課に報告を行う。

カ 緊急調査

大規模な地すべりにより重大な土砂災害の急迫している状況において、土砂災害が想定される土地の区域及び時期を明らかにするため、県が緊急調査を行う。

県は、緊急調査の結果に基づき当該土砂災害が想定される土地の区域及び時期に関する情報（土砂災害緊急情報）を、関係市町村の長に通知するとともに、一般に周知を行う。

第5章 急傾斜地崩壊防止計画（県土整備部）

1 現 況

県下で土砂災害警戒区域（急傾斜地の崩壊）は15,811区域、うち15,544区域が土砂災害特別警戒区域（急傾斜地の崩壊）に指定され、また、急傾斜地崩壊危険区域は1,195箇所指定されている（令和6年4月1日現在）。

2 計画方針

がけ崩れ災害から住民の生命を保護するため、法指定並びに急傾斜地崩壊防止工事を実施し、安全で安心できる地域づくりを支援する。

また、がけ崩れ災害に対する警戒避難活動に資するため、市町村等に対する情報提供等を進める。

3 事業計画

(1) 急傾斜地崩壊危険区域指定

急傾斜地の崩壊による災害から住民の生命を保護するため、崩壊する恐れのある急傾斜地を指定し、急傾斜地の崩壊が助長若しくは誘発される恐れがないよう一定行為の制限等行う。

(2) 急傾斜地崩壊対策事業

急傾斜地崩壊防止施設の整備を計画的に進める。特に避難場所、地域防災拠点、要配慮者利用施設、ライフライン施設及び重要交通網の保全を重点的に行う。

また、既存の急傾斜地崩壊防止施設の機能及び性能を維持・確保するため、計画的に点検を実施するとともに、その結果に基づき、適切な維持管理に努める。

(3) 総合的ながけ崩れ対策

がけ崩れによる災害から人命を保護するため、下記の総合的ながけ崩れ対策を実施し、災害の防止・被害の軽減に努める。

ア 広報・啓発

県及び市町村は、防災意識の普及・向上のため、土砂災害に関する情報提供や、住民説明会や防災訓練、防災教育等を実施する。

イ 土砂災害警戒区域等の指定・公表

県は、土砂災害防止法に基づく基礎調査を実施し、調査結果を速やかに公表する。また、関係市町村長の意見を聴いて、がけ崩れによる災害の発生するおそれがある区域を土砂災害警戒区域に指定する。土砂災害警戒区域のうち、住民等の生命又は身体に著しい危害が生じるおそれがある区域を土砂災害特別警戒区域に指定し、特定開発行為の制限や建築物の構造規制等のソフト対策を行う。

※ 土砂災害警戒区域等は、資料編04-04-00、砂防課ホームページ参照又は砂防課、当該振興局建設部若しくは当該市町村役場にて縦覧に供する。

ウ 雨量観測等

県は、がけ崩れが発生するメカニズムを解析するための資料及び市町村が警戒避難に資する情報として、県内一円の雨量観測及び情報の蓄積等を実施する。また、雨量情報及び土砂

災害警戒情報、並びにその補足情報として1kmメッシュ毎の危険度情報等を提供する。

※ 雨量観測箇所及び土砂災害警戒情報は、資料編28-02-00、04-02-00をそれぞれ参照

エ 警戒避難体制の整備

市町村は、土砂災害警戒情報及び気象情報等の情報、がけ崩れの前兆現象（亀裂や湧水の発生、小石の落下など）等に基づき、土砂災害警戒区域等の必要と認める地域の住民に対し、避難指示等の防災対策が適時適切に行えるよう地域防災計画に記載するとともに、がけ崩れに対して安全な避難場所の情報を明示する。また、土砂災害警戒区域毎に土砂災害に関する情報伝達、予警報の発表・伝達、避難、救助その他必要な警戒避難体制に関する事項について定めるとともに、これらの事項を記載した印刷物の配布により住民に周知する。さらに土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設で利用者の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められる場合には、当該施設の名称及び所在地や当該施設への土砂災害に関する情報の伝達方法についても地域防災計画に記載し、円滑な警戒避難が行えるようにする。

市町村地域防災計画にその名称及び所在地が定められた要配慮者利用施設の所有者または管理者は、関係機関の協力を得て、防災体制に関する事項、避難の誘導に関する事項、避難の確保を図るための施設の整備に関する事項、防災教育及び訓練の実施に関する事項等を定めた計画（「避難確保計画」）を作成する。また、作成した計画は市町村長に報告するとともに、当該計画に基づき、避難訓練を実施し、その結果を市町村長に報告する。

県及び市町村は、要配慮者利用施設の避難確保に関する計画や避難訓練の実施状況等について、定期的に確認するよう努める。また、市町村は、当該施設の所有者又は管理者に対して、必要に応じて、円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な助言等を行う。

オ 被害情報の収集

市町村は、人家等にかかるがけ崩れが発生した場合、防災情報システムによる通報に加え、県（各振興局建設部及び砂防課）に対し第1報を送付する。（送付様式は、資料編04-03-00を参照）

また、各振興局建設部はがけ崩れ発生の覚知後、速やかに被害情報を把握し県砂防課に報告を行う。

第6章 内水排除計画（県土整備部）

1 現 況

県管理河川において、高潮対策及び河川の合流点の排水対策のため、次表のポンプ場及び排水機場を整備している。

ポンプ場・排水機場の現況					(令和6年4月現在 県河川課)				
ポンプ場名	水系名	管理者	所在地		既 設				
			市	町	配水管規模				
					ポンプ 排水				
					口径 (mm)	台	排水量 (m ³ /S)	台	計 (m ³ /S)
和歌川 ポンプ場	紀の川	和歌山県	和歌山市	塩屋	1,500	2	5.0	2	40.0
					2,500	2	15.0	2	
紀三井寺川 ポンプ場	紀の川	和歌山県	和歌山市	紀三井寺	1,500	2	5.0	2	10.0
杭ノ瀬川 ポンプ場	紀の川	和歌山県	和歌山市	杭ノ瀬	1,000	1	2.0×1	1	10.0
					1,200		4.0×2		
					1,350				
浮島川 排水機場	新宮川	和歌山県	新宮市	緑ヶ丘	1,500	2	5.0	2	10.0
※高山川 ポンプ場	有田川	和歌山県	有田市	野	700	5	1.0	4	4.0
※お仙谷川 ポンプ場	有田川	和歌山県	有田市	糸我町西	700	2	1.0	2	2.0
※東裏川 ポンプ場	日高川	和歌山県	美浜町	和田	700	4	1.0	4	4.0
津屋川 ポンプ場	紀の川	和歌山県	和歌山市	和歌浦中	1,000	1	2.0	1	8.5
					1,800	1	6.5	1	(15)
七箇川 ポンプ場	紀の川	和歌山県	和歌山市	梶取	1,200	2	3.1	2	6.2
									(35)
箕川 ポンプ場	有田川	和歌山県	有田市	宮崎町	1,500	2	5.0	2	10.0
出合川 ポンプ場	出合川	和歌山県	湯浅町	田	800	2	1.5	2	3.0
熊野川 排水機場	熊野川	和歌山県	御坊市	塩屋町	700	2	1.0	2	2.0

※ 可搬式ポンプ

また、県内には、国際拠点港湾 1、重要港湾 1、地方港湾 13（うち避難港 2）、計 15 港湾がある。

このうち、市街地の浸水防止のため、高潮対策事業により排水機場を整備している港湾は次表のとおりである。

(令和6年4月現在 県港湾空港振興課,県港湾漁港整備課)

ポンプ場名	港湾名	管理者	所在地		既 設				備考
			市	町	排 水 量				
					口径 (mm)	排水量 (m3/S)	台	計 (m3/S)	
黒江 排水機場	和歌山 下津港	和歌山県	海南市	船尾	1,350	3.80	2	10.00	委託管理 海南市
					1,000	2.40	1		
内海 排水機場	和歌山 下津港	和歌山県	海南市	内海	1,800	6.30	3	18.90	委託管理 海南市
方 排水機場	和歌山 下津港	和歌山県	海南市	下津 方	1,000	2.50	2	5.00	委託管理 海南市
湯浅広港 排水機場	湯浅 広港	和歌山県	湯浅町	湯浅	1,350	4.10	2	8.20	委託管理 湯浅町
由良港 排水機場	由良港	和歌山県	由良町	網代	900	1.50	2	3.00	委託管理 由良町
文里 排水機場	文里港	和歌山県	田辺市	神子浜	2,000	1.22	2	4.88	委託管理 田辺市
					2,000	1.22	2		
跡之浦 排水機場	文里港	和歌山県	田辺市	新庄	2,000	1.10	1	1.10	委託管理 田辺市

2 計画方針

紀州灘沿岸（和歌山市田倉崎～東牟婁郡串本町潮岬）の台風常襲地帯では、河川口高潮が遡上し浸水氾濫被害を起こすため、その河川、また、合流する支川の本川堤防高を確保できない河川について逆流防止のための水門、樋門を設置し防護を図る。

これらの河川では、水門等の閉鎖時の降雨による浸水被害を防止するためポンプ場を設置し内水排除を行う。

県内の港湾海岸部においては、一般的に、防潮堤などで高潮に対する一連の防護ラインを形成しているが、河川流入部では水門で対応している箇所がある。このような箇所で、水門閉鎖時の内水排除施設として、排水機場を整備している。

第7章 ため池防災計画（県農林水産部）

1 現 況

県下には、約5,000箇所のため池があり、そのほとんどが明治以前に築造されていることから、年々堤体の浸食や漏水等の老朽化も進んでいる。

また、受益地の減少や農家の高齢化、後継者不足等により、ため池を適切に維持・管理していくことが困難な状況となってきた。

一方で、ため池周辺の開発により、大規模地震や台風、集中豪雨等によるため池堤体の決壊による下流への被害が心配されている。

ため池の老朽化や下流への影響度等を考慮し、地域防災上重要なため池を計画的に改修する必要がある。

現在、「決壊した場合の浸水区域に家屋や公共施設等が存在し、人的被害を与えるおそれのあるため池（以下「防災重点農業用ため池」という。）が1,914箇所ある。

※ 防災重点農業用ため池（市町村別集計、市町村別内訳）は、資料編07-01-00、07-02-00を参照

2 計画方針

近年における土地開発や、土地利用の変化に伴う流出量の増加、並びに管理者である農家の高齢化、後継者不足により管理体制の弱体化が進行し、危険な状況となるため池が増加すると考えられる。一方で、大規模地震の発生や大型台風、ゲリラ的に発生する集中豪雨等によるため池への影響も懸念されている。ため池が決壊すればその被害は農業関係に止まらず、人命、家屋、公共施設等にも及ぶことは必至である。このため、平成24年度に施設の老朽化、下流への影響度等を考慮し地域の実情にあった対策を行い安全度の向上を図ることを目的に策定した「ため池改修加速化計画」や、令和2年10月1日に施行された「防災重点農業用ため池に係る防災工事等の推進に関する特別措置法」に基づく推進計画により、計画的に改修、補強するよう強力に推進する。また、改修に着手出来ないため池についても、市町村のハザードマップ作成に対する支援や、管理保全に対するソフト対策を推進し、防災・減災対策を充実させ、農村地域の安全安心を確保する。

3 事業計画

受益面積5ha以上かつ貯水量1,000m³以上のため池772箇所を県営事業の対象として、老朽化したため池の全面的な改修等によるハード対策を推進する。

第8章 海岸防災計画（近畿地方整備局、県農林水産部・県国土整備部）

1 現 況

本県の海岸は、和歌山市から串本町潮岬に至る紀州灘沿岸と、串本町潮岬から新宮市に至る熊野灘沿岸に分かれる。海岸に接する市町は和歌山市をはじめ6市12町となっており県人口の約7割を占める。

近年は砂浜及び砂礫海岸の侵食により汀線後退が進み、以前に増して台風等の波浪や高潮が沿岸住民生活や財産の安全に脅威を与えている。

また、地震津波対策にかかる住民意識の高揚を受け、水門樋門等の自動化・遠隔操作化等の新たな取り組みが課題となっている。

紀州灘沿岸 海岸線延長 $L = 503\text{km}$

河口からの流出土砂によって形成された平地海岸である県北部の一部を除き、多くは急峻な山地が海岸まで迫っていると同時に、大部分の海岸線は複雑に入り組んだ形状の海岸となっている。

海岸保全施設の主な施設構造は、第2室戸台風等の紀伊水道を北上する台風で発生する波浪を対象に設計されている。

熊野灘沿岸 海岸線延長 $L = 149\text{km}$

大部分の海岸線は複雑に入り組んだ形状の海岸となっている。

海岸保全施設の主な施設構造は、伊勢湾台風等の熊野灘沖合を北上する台風で発生する波浪を対象に設計されている。

2 計画方針

国が定めた海岸保全基本方針及び本県で作成した海岸保全基本計画により海岸保全施設の整備及び管理を行う。

(1) 津波、高潮、波浪等からの防護

ア 本県に甚大な被害をもたらした伊勢湾台風（昭和34年）や第2室戸台風（昭和36年）規模の高潮や波浪から人命や財産を防護する整備を行う。

イ 海岸侵食から現状の汀線を維持する国土保全に併せて、自然環境や海水浴等の利用の状況から侵食前の汀線に回復する整備を行う。

ウ 海岸部における津波浸水被害を最小限に抑制するため、避難対策をはじめとするソフト対策とハード対策を組み合わせた総合対策をもって、津波防護水準の向上を図る。

(2) 海岸環境の整備と保全

ア 本県特有の豊かで多様な海岸線を、地域の歴史と景観の保全を踏まえた整備を行う。

イ 国立公園や県立自然公園、景勝地の特性に配慮した整備を行う。

ウ 海岸保全施設が周辺環境にとけ込めるよう、人工リーフ等による面的防護方式などを活用する。

(3) 公衆の適切な利用

ア 海岸を面的な親水空間として捉え、県民が日常生活やレクリエーションに利用し、憩いの場

となる海岸空間を創出する。

イ 海岸の利用を高めるとともに、利用マナーの向上を働きかけ、利用者の意向を踏まえた整備及び管理行う。

3 事業計画

計画方針に基づき、令和6年度は以下の整備を実施する。

ア 高潮浸食事業	5箇所
イ 海岸堤防等老朽化対策緊急事業	9箇所
ウ 海岸保全施設整備事業（直轄）	1箇所

第9章 港湾防災計画（近畿地方整備局、県県土整備部）

1 現 況

県内の港湾は、国際拠点港湾1、重要港湾1、地方港湾13（うち避難港2）、の計15港湾である。

※ 県管理港湾一覧は、資料編09-00-00を参照

2 計画方針

これらの港湾について、防災上、次の事業を計画する。

- (1) 船舶と背後港湾施設の安全を確保し、安定した物流・人流を支えるための防波堤と航路の整備
- (2) 災害時、住民避難及び緊急物資輸送を確保するための耐震強化岸壁と緊急輸送道路との連携
- (3) 親水空間としての通常利用に加え、災害時には、避難地として活用する港湾緑地（避難緑地）と、避難地の機能に加え、緊急物資輸送用耐震強化岸壁を併設した防災拠点緑地の整備
- (4) 既存港湾施設の耐震性強化として、岸壁、ふ頭用地の液状化対策

なお、和歌山下津港の国有港湾施設については、国土交通省近畿地方整備局により、直轄事業として計画を進める。

3 事業計画

(1) 県土整備部

計画方針に基づき、令和6年度は次の施設整備を計画している。

港 名	地 区 名	整 備 内 容	備 考
由良港	神谷地区	防波堤（北）	

(2) 近畿地方整備局

港 名	地 区 名	整 備 内 容	備 考
和歌山下津港	本港地区	防波堤（外）	

第10章 漁港・漁村防災計画（県土整備部）

1 現 況

本県の漁村の大半は、背後に山が迫る地形形状にあり、また、集落の形態は集密居の割合が高く、集落内道路の幅員も狭い。このため、台風等による高潮、波浪が発生した場合の直接の被害及び救援等の遅れによる増災も懸念されるところである。

漁港の施設についても、老朽化した施設や耐震性の劣る施設が多く、台風等による高潮、波浪によって水産関係者の財産や経済活動への影響が危惧される状態にある。

なお、本県の漁港数は94港あり、その背後に約6万人が生活する漁村が点在している。

2 計画方針

- (1) 船舶と背後漁港施設の安全を確保し、水産物の安定供給を支えるための防波堤と航路の整備。
- (2) 国が定めた海岸保全基本方針及び本県で作成した海岸保全基本計画により海岸保全施設の整備及び管理を行う。
 - ア 津波、高潮、波浪等からの防護
 - イ 海岸環境の整備と保全
 - ウ 公衆の適切な利用
- (3) 台風等による大規模災害時に道路輸送が困難となることが予想される地域においては、救援物資・救援人員・被災地からの避難者等の緊急輸送が海上輸送となることを考慮し、耐震性を強化した漁港施設と緊急輸送道路との連携を図る。
- (4) 台風等による大規模災害時に漁村が孤立することを防ぐため、避難路となる集落道整備、避難地となる広場整備を行う。

3 事業計画

計画方針に基づき、令和6年度は以下の整備を実施する。

ア 津波・高潮危機管理対策緊急事業	1箇所
イ 海岸堤防老朽化等対策事業	2箇所
ウ 水産基盤整備事業	11漁港

第11章 道路防災計画（近畿地方整備局、県県土整備部）

1 現 況

県内道路（高速道路、国道、県道）の現況は次表のとおりであり、山地が県土の77%を占める地形、地勢条件から落石や地すべり等の危険が予想される箇所が数多く存在する。

種 別	実 延 長 (km)	改良済延長 (km)	改 良 率 (%)	舗装済延長 (km)	舗 装 率 (%)
高速道路	99.0	99.0	100	99.0	100
直轄国道	347.3	347.3	100	347.3	100
補助国道	714.5	494.4	69.2	523.6	73.3
県 道	1,901.2	908.4	47.8	1,170.7	61.6
合 計	3,062.0	1,849.1	60.4	2,140.6	69.9

「道路統計年報2023：自転車道線（4路線）を除く」 令和4年3月31日現在

※ 道路危険予想箇所は、資料編10-01-00、10-02-00を参照

2 計画方針

災害への備えとして、緊急輸送ルートの確保を早期に確実に図るため、空港や港湾等の主要な拠点と高規格道路等のアクセス強化、ネットワーク機能の向上、道路防災対策等を通じて、強靱で信頼性の高い道路網の整備を推進する。また、避難路、緊急輸送道路など防災上重要な経路を構成する道路について、災害時の交通の確保を図るため、必要に応じて区域を指定して道路の占用の禁止又は制限を行うとともに、国、県および市町村が一般送配電事業者、電気通信事業者と連携を図り進めている無電柱化についても一層の推進を図る。

また、災害により、道路施設の被害が発生し、通行不能状態に至った場合を想定した危機管理体制の確立に向けて、道路施設等の異常を迅速に把握するための情報収集体制（初動体制）の構築、関係各機関との情報交換体制・相互支援体制の充実等を図り、迅速かつ的確な対応の実現を目指す。

3 事業計画

災害に強い道づくりを推進するため、高速道路等の幹線道路ネットワークの整備や、危険度が高い箇所（道路防災総点検結果情報等）をはじめ、緊急輸送ルート、孤立地域等の調査情報を元にプライオリティを定め、計画的に防災対策を実施する。

また、危機管理体制の実現に向けた各種調査、マニュアルの検討・策定、支援資機材の配備、訓練を実施する。

(1) 災害に備えた道路ネットワークの構築

災害による被害発生時の円滑な救助・救援活動実施のため、命の道となる高速道路や緊急輸送道路のダブルネットワーク化など、道路ネットワークの整備を進めるとともに、緊急輸送道路等の防災・減災対策を推進する。

(2) 道路施設の被害情報収集体制の確立

災害時にはヘリコプター利用も含め、道路や橋梁等、交通施設の被害状況を迅速に把握でき

る体制を構築し、初動期の被害情報収集に備える。

(3) 大迂回路や局地迂回路の選定

災害により、道路や橋梁等、交通施設の被害が発生した場合、通行不能箇所に対する大迂回路や局地迂回路を迅速に特定し、効果的な規制方法を選択できる体制を目指し、交通施設の基礎情報をはじめ、地形、各種区域、各種施設等の情報収集・整理に努める。

(4) アンダーパス対策等

豪雨等の災害によりアンダーパス部等の道路の冠水を防止するため、排水施設及び排水設備の補修等を推進し事故防止に努める。

また、渡河部の道路橋や河川に隣接する道路の流出により、被災地の孤立が長期化しないよう、洗堀防止や橋梁の架け替え等の対策を推進するものとする。

(5) 他機関との情報交換体制の確立

災害により、道路や橋梁等、交通施設の被害が発生した場合の被害情報、通行の禁止または制限等の規制情報等、他機関との情報交換体制の確立を目指し、各種事前協議及び協定を行うと共に、通信手段の多ルート化に努める。

また、短期間の集中的な大雪が見込まれる場合には、幹線道路上の大規模な滞留発生を回避するため、関係機関と連携して必要な人材、資機材を確保して迅速な除雪等に努める。

4 その他

・「道の駅」防災利用に関する基本協定と「道の駅」の利用

今後発生が予想される南海トラフ地震・津波又は紀伊半島大水害に代表される豪雨・出水による大規模災害をはじめとする災害発生時において、迅速かつ的確な応急対策等を実施するため、関係機関が協働し、効率的かつ迅速な防災活動と啓発に努めることを目的に2015年から国、県及び道の駅がある市町村との間で基本協定を締結している。

また、国が広域的な防災拠点として重点的な支援をする「防災道の駅」に「道の駅すさみ」が選定されており、今後も国の追加指定の動きに併せた新たな「防災道の駅」の指定に向け市町村と連携し取り組む。「防災道の駅」以外の道の駅についても、災害時の一時避難場所として機能することを踏まえ、BCPの策定に合わせ事前の備えを進めていく。

・災害発生時の道の駅の役割

- ①道路情報、被災情報の提供
- ②道路啓開に必要な活動拠点及び資機材等の運搬に係る中継場所として機能するよう防災拠点駐車場の指定を推進する。
- ③道路利用者等の一時避難場所としての機能を考慮し、各駅の立地、ハザードを踏まえ、BCP策定の中で支援物資等の必要な備え・ルールの策定を進める。

第12章 火災予防計画

第1節 火災予防計画（県危機管理部）

1 現 況

近年の機械文明の進展に伴う社会経済活動の複雑多様化を反映して、災害事象の様相も拡大・複雑化を呈してきており、これに対処すべき消防業務も質・量ともに増大し住民の消防に対する期待もますます高くなってきているのが現状である。

このように増大する災害に対処するため、優秀な消防人を確保し、消防施設の充実・強化を図り、より効果的な消防技術、消防体制を整備推進するとともに、火災予防の徹底を図り、地域全体としての火災、その他の災害に対する防御策を確立していくことが必要である。

※ 資料編11-00-00を参照

2 計画方針

火災の発生を未然に防止し、また一旦火災が発生した場合被害の軽減をはかるため、火災予防及び消防体制の整備充実を図る。

3 事業計画

(1) 予防啓発の強化

県民に対する防火思想の普及及び火災予防の徹底については、次の方法により行うものとする。

ア 県及び市町村は、法で設置が義務づけられた住宅用火災警報器の普及啓発を実施するとともに、秋・春2回の火災予防運動及び文化財防火デー、山火事予防運動等を通じ火災予防思想の普及徹底を図る。

イ 市町村は、火災警報を発令した場合、広報車又は防災行政無線（個別受信機を含む。）及び有線放送を通じて火災予防を周知徹底させる。

（火災警報を一般住民に周知させるときは、市町村火災予防条例に定める禁止行為についてもあわせて広報するよう努める。）

(2) 予防査察体制の充実強化

市町村は、次により消防機関の予防査察体制の強化充実を図る。

ア 秋・春2回の火災予防運動期間中に予防査察を実施する。

イ 火災警報発令中には、火を使用する施設、設備及び物品を重点に予防査察を実施する。

ウ その他、必要に応じ特別査察を実施する。

(3) 防火対象物に対する火災予防の徹底

消防法第8条により、防火管理者を選任しなければならない防火対象物及び同法第17条の規定により消防用設備を設置することを義務づけられている防火対象物の関係者に対し、次の措置をとる。

ア 市町村は、消防法、市町村火災予防条例に基づき学校、病院、事業場、興行場等多数の者が出入りし、勤務し、又は居住する防火対象物について、防火管理の徹底を期するため立入検査を励行し、また、通報、避難、消火等の訓練の実施及び消防計画の作成の指導を強化する。

イ 県及び市町村は、消防法第8条に規定する防火対象物には必ず防火管理者を選任し、その有資格者を養成するため、各種防火管理者講習会の開催、また、防火管理者に対し講習会を開催することにより、その資質の向上を図るとともに、消防計画の作成、消火、通報及び避難訓練の実施、自衛消防組織の充実、促進、消防用設備等の設備点検及び火気の使用について十分な指導を行う。

なお、防火管理者の組織化を育成指導し、相互の知識及び技術の修得研修の機会を提供する。

また、人命及び財産に多大の損害をもたらすのみならず、大きな社会不安を醸成し、国民全体に深刻な影響を及ぼすほどの大惨事となる可能性の非常に高い旅館、ホテル等特定防火対象物の安全対策については、上記の事項を徹底させるほか、「防火対象物定期点検報告制度」や「自主点検報告表示制度」に基づく表示を推進し、さらに、宿泊客に対する予防知識の啓発、避難経路等の周知徹底について強力な指導を行うとともに、毎年数回予防査察を実施して出火防止に努め安全対策の万全を期する。

ウ 市町村は、消防法第7条の規定による建築同意制度の効果的な運用を図り、また、消防法第17条の14の規定による消防用設備等工事着工の届出、市町村火災予防条例の定める防火対象物使用開始の届出及び、防火対象物用途変更の届出の際の指導を的確に行い、建築面からの火災予防の強化を期する。

(4) 消防団組織の充実強化

消防団は、消火活動はもちろんのこと、大規模災害時の救助救出活動、災害防御活動など非常に重要な役割を果たしており、地域に密着した組織として、住民に対するきめ細かい予防活動、啓発活動等幅広い分野でも活躍している。

その一方で、住民の意識の希薄化や過疎地域における若年層の減少等の影響で、団員数の減少、高齢化の問題が生じており、消防団の充実強化を一層推進していくことが課題となっている。

このため、消防操法大会等の開催による地域住民の理解と認識を深めるとともに、消防団員がやりがいを持って活動できる環境づくりを進めるよう努める。また、今後も若年層への積極的な参加の促進と消防団活動の安全確保に努め、消防団の充実強化に取り組んでいく。

(5) 自主防火防災組織の育成強化

ア 幼年消防クラブ、少年消防クラブ及び婦人防火クラブ等の育成強化を図るとともに、和歌山県婦人防火クラブ連絡協議会において、連絡調整及び指導を行う。

イ アの他、地域に組織されている自主防災組織の育成強化を図る。

ウ 市町村は、火災予防思想の普及及び家庭等における防火知識の向上を図るため、幼年消防クラブ、少年消防クラブ、婦人防火クラブ等地域自主防火組織を通じ防火研修会の開催、その他防火思想の向上のための必要な事業を行う。

(6) 初期消火活動体制の強化

ア 出火初期段階における住民及び自主防災組織等の消火活動体制（初期消火）の強化を図る。

(7) 消防体制の充実強化

市町村は、次により消防体制の充実強化を推進し、県は、必要な助成等を行う。

ア 消防ポンプ自動車等消防施設の更新増強等により、消防力の充実強化を図る。

イ 消防水利の確保及び水利の多元化のため、防火水槽等の整備を図る。

ウ 高度化、多様化する消防業務に対応するための十分な消防職員の確保と育成を図る。

第2節 林野火災予防計画（近畿中国森林管理局、県危機管理部・県農林水産部）

1 現 況

本県における林野面積は、県下総面積の約8割を占めており、林野率は全国第8位である。

このような特性をもつ本県において、古くから、森林は、木材、林産物の供給、県土の保全、水資源の確保、自然景観、保養等の場の提供など幅広く県民生活に密着した関係が続けてきている。県では、このような森林を適正に保全することはきわめて重要な課題として位置づけ、林野火災を未然に防止するため、次により諸事業を展開している。

2 計画方針

林野火災の発生を未然に防止し、また、火災が発生した場合、被害の拡大防止を図るため火災予防及び消防体制の整備充実を図る。

3 事業計画

(1) 林野火災予防対策事業

県では、森林と住宅の近接化や、近年のアウトドアブームによる入林者の増大等による林野火災被害等の危険性の増大に対応して、林野火災予防体制を強化するための、林野火災予防資機材等配備を行う。

(2) 啓発運動の推進

和歌山県山火事予防運動実施要綱により予防意識の普及啓発に努め、森林の保全と地域の安全確保に万全を期する。

また、県下の中高等学校の生徒から山火事予防ポスター原画、標語を募集するほか、各種団体に文章並びにチラシ等の配布により火災予防意識の普及啓発を図る。

(3) 消防対策

ア 消防計画の樹立

市町村は、消防区域に関係ある森林管理署長、森林組合長、開拓関係団体の長、隣接市町村長等と消防計画に必要な事項について協議し、次の事項について計画する林野火災消防計画を樹立するものとする。

- ① 消防方針
- ② 特別警戒区域
- ③ 特別警戒時期
- ④ 特別警戒実施計画
- ⑤ 消防分担区域
- ⑥ 火災防御訓練
- ⑦ 出動計画
- ⑧ 資機材整備計画（林野火災用消防施設等の現況は、資料編12-02-00を参照）
- ⑨ 防護鎮圧要領

イ 共助協力体制の整備充実

林野火災の予防、警戒、鎮圧活動は、森林関係行政機関、山林所有者、山林作業従事者、入林入山者、その他地域住民の協力によるところが多く、特に鎮圧活動には消防地域の接す

る市町村消防隊の相互援助協力によって目的を達することが多いので、これらの関係機関及び団体等と共助協力体制の整備充実に留意するものとする。

ウ 教育訓練の実施

林野火災の鎮圧要領等の訓練は、林野火災の発生するおそれのある地域を所轄する消防職団員に対して教育を行い、特に重要警戒区域を所轄する消防職団員に対しては、毎年１回以上現地において次の各号の教育訓練を行うものとする。

- ① 火入許可地域の火入の際の総合防御訓練
- ② 防火線構築要領の修得訓練
- ③ 幹部の指揮能力を養成するための図上訓練

第13章 建造物災害予防計画（県県土整備部）

1 現 況

近年市街地に立地する建築物の用途、設備は、多種多様で複雑化している。

また、郊外での開発も見られるが、これらが無秩序に行われると、地震、火災、風水害等の災害発生時には人身事故につながる事が予想される。

2 計画方針

火災、風水害等の災害に対し、建築物の安全性を確保し、人身事故を防止するため、各種災害に対応し、未然防止及び円滑な復旧を図り、関係機関との協力等を図る総合的な防災対策を推進する。

3 事業計画

(1) 建築物の防災対策

一般住民に対して建築物の災害予防の知識の普及徹底を図るため、関係機関と連携のうえ、次の対策を講ずる。

ア 建築物の耐震改修の促進

建築基準法令及び建築物の耐震改修の促進に関する法律の普及と啓発を図るとともに、関係団体に対する法施行上の協力を要請し、遵法精神の高揚に努め、建築確認申請時等において防火上及び耐震上等の指導を行う。

また、特に大地震時に多大な被害が予測される古い住宅については、耐震改修に取り組まれる方の負担を軽減するために、県・市町村が連携し、耐震診断や耐震改修に要する費用の一部を助成するなどして耐震改修を支援する。

イ 建築物の防災査察の実施

適切な維持保全により建築物の安全性を確保するため、年2回の建築物防災週間を中心に、防災査察を実施し、必要な指導を行い、防災改修を促進するとともに現行の耐震基準を満足していない建築物に対して、耐震診断と必要な耐震改修を実施するよう指導を行う。また、建築物の窓ガラス・外壁等の落下物の点検・改修指導及びコンクリートブロック塀の安全対策についても点検改修指導を行う。

ウ 建築物の定期調査・検査の推進

建築基準法第12条の定期報告の活用を図り、（一財）県建築住宅防災センターとの連携を図りつつ既存の対象建築物について適正な維持管理による防災性能の確保を図るとともに不適格な建築物について、防火上、避難上及び耐震上の改修を促進する。

エ ポスター掲示及びパンフレット配布

建築物防災週間を中心に、公共施設、駅、公民館、その他人目につきやすい場所に掲示する。

オ 官報、ラジオ、テレビ等の広報機関による普及

カ がけ地近接等危険住宅移転事業の活用

キ 市街地再開発事業や各種まちづくり事業の啓発

第14章 宅地災害予防計画（県土整備部）

1 現 況

一定規模以上の開発行為及び宅地造成工事規制区域内の宅地造成工事については、県及び市町村が災害防止に重点をおいた技術基準に基づき審査の上許可し、更に完了検査を実施している。

また、宅地災害が発生するおそれがある場合には、勧告、改善命令などの措置を講じている。現在、宅地造成工事規制区域の指定状況は、和歌山市、海南市、橋本市、紀の川市、田辺市、白浜町、新宮市、那智勝浦町の6市2町の全域面積233,566haのうち指定面積は、26,838haであり11%に相当する。

2 計画方針

宅地造成に伴い、がけ崩れ、土砂の流出、擁壁の倒壊、調整池の堤防決壊等の災害を未然に防止するため、都市計画法に基づく開発許可制度、宅地造成等規制法により、法制度の周知徹底を通じて安全かつ良好な宅地の確保を図る。

3 事業計画

(1) 宅地防災月間の設定

梅雨期及び台風期の宅地災害に備え、住民及び関係業者に注意を促し、必要な防災対策を講じさせるため6月及び9月の2期を宅地防災月間と定め、期間中は、規制区域内の巡視を計画的に行い、現地で適切な指導を行う。また、広報活動を実施して県民へのPRに務める。

(2) 宅地防災工事の貸付金制度の活用

改善を必要とする宅地について、住宅金融支援機構による貸付制度についてPR及び指導を行う。

(3) 被災宅地危険度判定体制の整備

大地震等（地震又は降雨）により宅地が大規模かつ広範囲に被災した場合、二次災害を防止、軽減し、住民の安全確保を目的として、和歌山県被災宅地危険度判定実施要綱に基づき、被災宅地の危険度判定を実施する必要があるため、県内対象者に講習会を実施し、被災宅地危険度判定士（以下、宅地判定士）を養成するとともに、判定活動の円滑な実施を図るため、宅地判定士名簿の管理、市町村担当窓口の整備及び宅地判定士への連絡体制の整備を行う。

※ 和歌山県被災宅地危険度判定実施要綱は資料編14-00-03を参照

※ 和歌山県被災宅地危険度判定士登録要綱は資料編14-00-02を参照

※宅地防災工事の貸付金制度

宅地を土砂の流出などによる災害から守るための工事を行うよう勧告又は改善命令を受けた際に必要な資金は、住宅金融支援機構の行う次の融資制度を積極的に活用するよう指導し、早急に宅地の改善を図るものとする。

○宅地防災工事資金融資

①申込みができる者

- ・宅地について勧告又は改善命令を受けた者。
「勧告」、「改善命令」とは・・・次の法律に基づき地方公共団体から出される。

勧告	①宅地造成等規制法第16条第2項又は第21条第2項 ②急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第9条第3項 ③建築基準法第10条第1項
改善命令	①宅地造成等規制法第17条第1項若しくは第2項又は第22条第1項若しくは第2項 ②急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第10条第1項又は第2項 ③建築基準法第10条第3項

- ・「勧告」を受けた日から2年以内又は「改善命令」を受けた日から1年以内に申込みがあった者
- ・年収に占めるすべての借入れ※の年間合計返済額の割合（＝総返済負担率）が次の基準を満たす者

年収	400万円未満	400万円以上
基準	30%以下	35%以下

※ すべての借入れとは、宅地防災工事資金融資による借入れのほか、宅地防災工事資金融資以外の住宅ローン、自動車ローン、教育ローン、カードローン（クレジットカードによるキャッシングや商品の分割払い・リボ払いによる購入を含む。）などの借入れを指す。注：総返済負担率基準に満たない場合、同居する親族の収入を合算できる場合もある。

- ・申込日現在、原則として79歳未満の者
- ・日本国籍の方又は外国人（出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）により永住許可を受けている者又は日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成3年法律第71号）による特別永住者）の者

②融資可能な工事

- ①のり面の保護 ②排水施設の設置 ③整地 ④擁壁の設置（旧擁壁の除去を含む。）
⑤その他（例：ネットフェンスの設置）

③融資額

1,190万円又は工事費の、いずれか低い額を上限とする。

④融資金利

住宅金融支援機構への問合せが必要。

⑤返済期間

20年以内（1年単位で選択可能。）

* 申込み条件により別途限度がある。詳細は住宅金融支援機構への問合せが必要。

⑥担保

工事を行う土地、その土地に建っている家屋などに第1順位の抵当権を設定。

⑦火災保険

返済終了までの間、工事を行う土地に建っている家屋に要件を満たす火災保険を付保。

※ 火災保険料は本人負担となる。詳細は住宅金融支援機構への問合せが必要。

⑧申込み・問い合わせ

a 借入申込書・融資の案内の入手方法

借入申込書等については、下記お客様コールセンターへ請求。（無料）

住宅金融支援機構 お客様コールセンター 0120-086-353

受付時間 9:00～17:00（祝日、年末年始を除く）

利用出来ない場合（PHS、海外からの国際電話など）は、048-615-0420
（通常料金が発生。）

b 申込み方法

郵送又は来店により住宅金融支援機構本店へ申込む。詳細は住宅金融支援機構への
問合せが必要。

第15章 盛土防災計画（県土整備部）

1 現 況

令和3年7月に静岡県熱海市において発生した盛土の崩壊による大規模な土石流災害を踏まえ、県下全域で盛土総点検を実施した結果、5,838箇所の盛土を抽出した。

※ 盛土総点検については、砂防課ホームページ参照

2 計画方針

大雨等気象状況の変化や経年変化により盛土の状況に変化が生じるなどして、対策が必要と判断された場合には、所有者等に指導や監督を講じるものとする。

3 事業計画

宅地造成及び特定盛土等規制法（令和5年5月施行）に基づき、盛土を適正に規制する準備を進めるとともに、既存盛土については、現行の各法令に基づき、所有者等に必要な指導等を行うものとする。

第16章 下水道等施設災害予防計画（県農林水産部、県県土整備部）

1 現 況

下水道等は、居住環境の改善、浸水の防除のための基幹的施設であるとともに、公共用水域の水質保全のためにも重要な施設である。

県内の下水道等の普及率は低いものの、生活基盤を支える重要なライフラインの一つである。

※ 下水道事業の供用開始状況表は、資料編15-01-00を参照

※ 農業集落排水事業の供用開始状況表は、資料編15-02-00を参照

2 計画方針

豪雨時において下水道施設が被災しないよう、災害に強い下水道等の整備を図る。

また、被災時及び大規模停電発生時においても下水道等の機能を最低限維持し、早期に機能回復を行うため、関係機関との連携を図る。

3 事業計画

- (1) 自家発電装置や設備の二元化など災害に強い施設整備を行う。
- (2) 被害状況の迅速な把握及び早急かつ円滑な復旧を図るため、被災の可能性が高い地区の把握及び施設管理図書を保全・整備する。
- (3) 施設の点検・復旧要員を確保するため、近隣市町村による応援体制の整備や下水道事業災害時近畿ブロック応援体制等との連携を図る。
- (4) 災害が長期化した時に備え、燃料供給及び備蓄の体制構築を図る。
- (5) 被災時に国や他府県等からの応援を迅速・的確に受入れるための受援体制の構築を図る。

第17章 流木災害予防計画（県農林水産部、県県土整備部）

1 現 況

県下における貯木場は7箇所ある。

※ 貯木場の所在・面積及び貯木能力は、資料編16-00-00を参照

2 計画方針

津波、台風、高潮及び洪水等の際し、流木による被害の防止対策を講ずるものとする。

3 事業計画

木材業者及び公共管理者等は、災害時における流木による被害を無くするため、次の事項について万全の措置を講ずるものとする。

- (1) 台風襲来前には貯木場内の木材けい留を整理し、ロープ等で固定し、いかだの散乱、流出の防止を図る。
- (2) 水中貯木のものをできる限り陸上貯木に切り替える。
- (3) 災害時における木材による被害防止のため、関係者で連絡調整を図る。

第18章 上水道施設災害予防計画（県環境生活部）

1 計画方針

大規模な風水害等災害の発生に備え、水道施設の防災対策の強化を図るとともに、被害を受けた施設の復旧を速やかに行い、飲料水を確保することを目的とする。

2 事業方針

- (1) 市町村の水道施設について、重要性・緊急性を考慮し、優先順位を付けて施設の防災対策を行い、風水害等による被害を最小限にする施策を指導する。
- (2) 単独で水道施設の応急対策ができず、被災地の水道事業体が応援の必要性を認めた場合、速やかに県内水道事業体、関係団体及び他の府県へ応援要請ができるよう連絡調整の体制を指導する。

3 実施計画

- (1) 水道施設は広い地域に分布し特に地質や地形等の立地条件に違いがあり、また取水、導水、浄水、送水、配水、給水の各施設による多種多様の構造物や機器より構成されている。既存施設の立地条件や老朽度合い等を含め施設の再点検を指導し、その結果に基づき目標年度を決め順次計画的に防災事業を進めるよう指導していく。
- (2) 水道事業体等が水道施設の被災予測を踏まえた応急復旧及び応急給水の行動指針を作成し、公表することを指導していく。
また、水道事業体等の緊急時の組織体制及び相互支援体制作りを指導していく。

第19章 文化財災害予防計画（県教育委員会）

1 現 況

文化財保護法により指定された重要文化財（国宝を含む。）及び記念物（特別記念物含む。）等並びに県文化財保護条例により指定された有形文化財及び記念物等は、高野町をはじめ和歌山市、田辺市、那智勝浦町等に多く所在し、このほか市町村が条例により指定している文化財や未指定であるが価値の高い文化財も多数ある。

文化財の防災施設としては、警報設備、避雷設備、消火設備及び防災道路などで、これらの設置等につき、国及び県等からの補助金により漸次施設設備の整備を図っている。

- ※ 国・県指定文化財集計表は、資料編17-01-00を参照
- ※ 指定文化財国宝（建造物）は、資料編17-02-00を参照
- ※ 指定文化財重要文化財（建造物）は、資料編17-03-00を参照
- ※ 県指定文化財（建造物）は、資料編17-04-00を参照

2 計画方針

県内には、歴史的に価値の高い文化財が未指定のものも含め数多く残されている。これら文化財を保存し、後世に伝えるためには、文化財の所在情報の充実等により、現況を正確に把握し、予想される災害に対して予防対策を計画するとともに、施設の整備、文化財保護思想の普及・啓発及び指導の強化を推進しなければならない。

文化財の所有者又は管理者は、良好な状況のもとに、文化財の維持管理に当たるものとし、県教育委員会及び市町村文化財主管部局は勧告、助言、指導等を行うものとする。

なお、詳細については、令和3年3月策定の「和歌山県文化財保存活用大綱」及び令和5年11月策定の「和歌山県文化財災害対応マニュアル」によるものとする。

3 事業計画

県・市町村文化財主管部局、消防機関及び文化財の所有者又は管理者は、下記について具体的な事業計画を立て、災害防止対策を実施する。

(1) 現状把握

未指定を含む文化財リストの作成及び現況・収蔵状況を把握する。

(2) 体制整備

ア 文化庁及び市町村をはじめ県内外の関連機関との役割分担と連絡体制を整備する。

イ 和歌山県博物館施設等災害対策連絡会議と連携し、県内の文化財等所在情報の把握に努め、文化財の被災軽減や応急措置、保全のための情報共有を図る。また、被災時における住民や観光客等の避難・誘導、文化財等の保全活動に関するマニュアルの整備を行うとともに、文化財所有者・管理者に対し防災対策等に係る支援や助言を行う。

ウ 独立行政法人国立文化財機構文化財防災センター、近畿圏危機発生時の相互応援など外部組織からの支援体制を確立する。

(3) 現地指導

文化財保護指導委員による現地指導及び現地巡回報告に基づく防災上必要な指導等を行う。

(4) 文化財保護思想の普及及び訓練

- ア 文化財保護強調月間、文化財防火デー等の行事を通じて防火防災の趣旨の周知徹底を図る。
- イ 文化財についての防火査察、防火実施訓練あるいは図上訓練を随時行う。

(5) 施設整備等

ア 火災対策

火気の使用制限、たき火・喫煙禁止区域の設定、自動火災報知設備の設置、漏電火災警報器設置、消火栓（貯水槽を含む）の施設設備、ドレンチャー・放水銃設備、防火壁・防火設備等の設置、防災進入道路の整備・敷設、収蔵庫・保存庫の建設等

イ 雷火対策

各建物及び敷地全体として避雷設備の設置

ウ 風水害対策

適正な資料収蔵施設の確保、資料の分類及び収納、水損資料レスキュー用具類の備蓄

エ その他の対策

環境整備（危険木除去、排水設備、擁壁、換気、除湿等）、薬剤処理（蟻害、虫害、腐朽の予防）、防御網・阻止柵等の設置、収蔵庫の建設、施設への委託保管、電気的安全性の定期検査の励行、防災施設の定期的な点検の実施、非常通報器の確認等

(6) 防災設備の維持管理

指定文化財（建造物）の防災施設設置状況は次表のとおりであるが、老朽化した設備については、計画的に改修を行う。

指定文化財（建造物）の防災施設設置状況（令和6.4.1現在）

防災施設名	指定別	指定件数	防災施設 設置済件数	設置率
警報設備	国	83	81	98%
	県	46	32	70%
消火設備	国	83	72	87%
	県	46	18	39%
避雷設備	国	83	60	72%
	県	46	11	24%

（注） 1 国指定建造物86件のうち、石造物2件、収蔵庫へ収蔵中の1件を除く。

2 県指定建造物60件のうち、石造物13件、収蔵庫へ収蔵中の1件を除く。

第20章 危険物等災害予防計画

第1節 危険物災害予防計画（県危機管理部）

1 現 況

産業活動の進展に伴う石油類の需要の増加、多品種製品の開発及び利用の拡大並びに生活様式の高度化により、危険物の取扱量は増加し、石油類の貯蔵タンクは大型化するとともに、施設も大規模集積化が進んでいる。

※ 危険物製造所等数調（完成検査済証交付施設）は、資料編18-00-00を参照

2 計画方針

自然災害時における危険物による二次災害の発生拡大を防止するため、関係機関と連携して保安体制の強化、法令に定める適正な保安措置を講じるとともに、危険物施設の耐震性の強化、保安教育及び訓練の徹底、自衛消防組織の育成及び防災思想の普及啓発の徹底を図る。

3 事業計画

(1) 保安教育及び防災訓練の実施

ア 危険物を取り扱っている事業所の管理責任者、危険物保安統括管理者、危険物保安監督者、危険物取扱者、危険物施設保安員に対し、保安管理の向上を図るため、消防関係機関等と協力して講習会、研修会などの保安教育を実施するとともに、災害を想定した防災訓練を実施する。

イ 危険物安全週間に保安啓発活動を実施する。

(2) 規制の強化

危険物施設の立入調査を適時実施し、強力な行政指導を行うよう市町村の指導を図る。

ア 危険物施設の位置、構造及び設備の維持管理に関する指導の強化

イ 危険物の運搬、積載の方法についての検査の強化

ウ 危険物施設の管理者、危険物保安監督者に対する指導の強化

エ 危険物の貯蔵取扱い等安全管理についての指導

(3) 自衛消防組織の強化促進

ア 自衛消防隊の組織化を推進し、自主的な災害予防体制の確立を図る。

イ 隣接する危険物を取り扱う事業所の相互応援に関する協定を促進し、自衛消防力の確立を図る。

(4) 化学消防機材の整備

ア 市町村に化学車等の整備を図り、化学消防力の強化を促進する。

イ 危険物事業所における泡消火薬剤等及び必要機材の備蓄を促進する。

(5) 避難、救助及び救急

「市町村計画」及び「市町村消防計画」の定めるところによる。

第2節 火薬類災害予防計画（県危機管理部）

1 現 況

火薬類取締法に基づき、人家等に対し安全な距離を確保するとともに、公共の安全確保並びに災害の防止に努めている。

※ 火薬類関係事業所一覧は、資料編19-00-00を参照

2 計画方針

火薬類による災害の発生及び拡大を防止するため、保安意識の高揚、取締りの強化、自主保安体制の整備を重点に災害対策を推進する。

3 事業計画

(1) 保安思想の啓発

- ア 火薬類取締法の周知徹底
- イ 各種講習会、研修会の開催
- ウ 火薬類取扱い等の指導
- エ 危害予防週間における各種事業の開催

(2) 規制の強化

- ア 製造施設、貯蔵所又は消費場所等の保安検査及び立入検査
- イ 各種事業所における火薬類の取扱状況並びに保安管理体制等の実態把握と各種保安指導
- ウ 関係行政機関との密接な連携による保安維持の推進

(3) 自主保安体制の整備

- ア 和歌山県銃砲火薬商組合等を中心とした火薬類取扱保安責任者及び従事者に対する保安教育の充実・強化
- イ 資格者の充実と資質の向上
- ウ 和歌山県銃砲火薬商組合の育成と自主保安活動の指導
- エ 各事業所における保安教育の実施
- オ 各事業所における防災活動、応急措置訓練の実施徹底

第3節 高圧ガス災害予防計画（県危機管理部）

1 現 況

県内における高圧ガス製造事業所は、大規模なものは和歌山市から有田市にかけての海岸沿いに、また、一般高圧ガス製造事業所、液化石油ガス製造事業所は海岸沿い及び紀の川沿いに集中しているが、近年高圧ガスは、在宅医療酸素やスクーバダイビング用圧縮空気等、県民の身近で使用される傾向にある。

また、液化石油ガス（ＬＰＧ）は県下において約24万戸で消費されており、それぞれ高圧ガス保安法並びに液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律に基づき、事故防止に努めている。

※ 高圧ガス・液化石油ガス関係事業所 販売所・貯蔵所一覧は、資料編20-00-00を参照

2 計画方針

高圧ガス及び液化石油ガスによる災害の発生及び拡大を防止するため、保安意識の高揚、立入検査等の強化を図るとともに高圧ガス及び液化石油ガスの保安に関する自主的な活動の促進を図り、災害予防対策を推進する。

3 事業計画

(1) 保安思想の啓発

- ア 高圧ガス保安法の周知徹底
- イ 各種講習会、研修会の開催
- ウ 高圧ガス取扱いの指導
- エ 保安活動促進週間における各種事業の開催
- オ ＬＰガス消費者安全月間における啓発活動の実施

(2) 規制の強化

- ア 製造施設、貯蔵所又は消費場所等の保安検査及び立入検査の実施
- イ 各事業所における実態把握と各種保安指導の実施

(3) 自主保安活動の促進

- ア 各事業所における定期自主検査と自主保安体制の確立
- イ 自主保安教育の実施徹底
- ウ 有資格者の充実と資質の向上
- エ 各事業所における防災活動、応急措置訓練の実施徹底
- オ 安全器具等の設置促進
- カ 県内高圧ガス関係団体の育成と自主保安活動の促進

第4節 毒物劇物災害予防計画（県福祉保健部）

1 現 況

県下における毒物劇物の製造、輸入業者及び貯蔵タンクは、その大部分が和歌山市小雑賀地区及び湊地区周辺の重化学工業地帯に集中している。

※ 毒物・劇物製造業者等一覧は、資料編21-01-00を参照

2 計画方針

毒物又は劇物により保健衛生上に危害の生じることを防止するため、次のことについて計画実施する。

3 事業計画

毒物又は劇物等の炎上、流出、爆発、漏洩等により、周辺の地域に被害を及ぼすことを防止するため、毒物劇物等の製造、貯蔵、取扱い等を行う施設（毒物劇物製造業者、同販売業者、同業務上取扱者）に対して、重点的に事故防止を指導する。

- (1) 毒物劇物営業者に対する立入検査の強化
- (2) 毒物劇物屋外貯蔵タンク等の貯蔵施設調査の実施
- (3) 毒物劇物関係業者に対する講習会等の開催
- (4) 和歌山県毒物劇物地震対策協議会の開催
- (5) 毒物劇物危害防止規程の作成推進

第5節 放射性物質事故災害予防計画（県危機管理部）

1 現 況

放射性同位元素等の規制に関する法律に基づき、放射性同位元素等の使用の許可を受け、又は使用の届出をしている事業所は、令和6年3月31日現在県内に66事業所ある。

※ 放射性同位元素等規制法の対象事業所一覧は、資料編22-01-00を参照

2 計画方針

放射性物質の取扱いによる事故、運搬中の事故、金属スクラップ等に混入した放射性物質が発見される等の事故の発生及び事故による被害の拡大を防止するため、関係法令の遵守、保安意識の高揚、通報体制の整備、防災関係資料の把握等の対策を推進する。

3 事業計画

- (1) 放射性物質取扱業者は、関係法令を遵守するとともに、安全管理に万全を期する。
- (2) 放射性物質取扱業者は、事故の発生のおそれがあるとき及び事故が発生したときの連絡通報体制及び防災関係機関への情報提供体制を確立する。
- (3) 県は、事故等の連絡通報体制（夜間、休日を含む）及び受信した情報の連絡通報体制を確立する。
- (4) 県は、放射性物質使用事業所、放射線防護資機材の保有状況等の防災対策資料の把握に努める。

第6節 危険物等積載船舶災害予防計画（和歌山・田辺海上保安部）

1 計画方針

大型タンカーを主体とする危険物等積載船舶の事故発生による災害を未然に防止し、もって船舶、港湾施設等の安全確保に努めるものとする。

2 事業計画

(1) 調査研究

防災活動を適切かつ効果的に実施するため、次に掲げる防災関係資料の収集及び調査研究に努める。

ア 災害発生状況及び災害の教訓等に関する資料

イ 災害の予想に関する資料（気象、海象等に起因する災害の種類、発生の時期及び程度の予察並びに判断のための諸資料）

ウ 港湾状況（特に避難港、避泊地、危険物の荷役場所、貯木場、はしけ溜り等の状況）

エ 防災施設、機材等の種類、分布等の状況

オ 関係機関の災害救助計画

(2) 研修訓練

平常業務を通じて職員に対し、防災に関する指導を行うとともに、随時次の研修訓練を実施する。

ア 災害関係法令及びその運用に関する知識並びに海上災害の専門知識に関する研修

イ 非常呼集、防火、搜索救助、警報伝達、物資の緊急輸送、流出油事故対策等の防災に関する訓練

ウ 防災訓練の参加

(3) 防災思想の啓発

各種船舶に対する海難防止活動を実施するほか、随時海難防止講習会を開催し、資料の配布、スライド映写等により、海上災害防止思想の普及に努め、また、巡視船艇職員により一般船舶への訪船指導を強化する。

(4) 流出油等の災害防止対策

油等の流出による災害を防止するため、次の対策を講ずる。

ア 油等の広域拡散防止物品の整備（オイルフェンス）

イ 油等の回収装置の整備

ウ 油等の化学処理剤の整備

第7節 危険物、高圧ガス、火薬類輸送車両災害予防計画（県危機管理部、警察本部）

1 現 況

危険物、高圧ガス等の消費、取扱量が増加しているため、危険物等積載車両による輸送が増加しているが、交通事情の悪化や長大トンネルの増加に伴い、事故発生の危険性は高く、二次災害等大事故になる危険性がある。

また、火薬類については消費、取扱量等は減少しているが、危険性が極めて高い。

2 計画方針

危険物、高圧ガス、火薬類等の車両による輸送中の災害の発生及び被害の拡大を防止するため、各関係機関は相互に連携を保ち、事故発生時における応急措置について万全の対策を講じるとともに、関係機関による輸送車両の査察等を強化する。

3 事業計画

(1) 運送事業者及び従事者の自主保安体制の確立

- ア 車両の整備点検
- イ 有資格者の乗務（危険物取扱者、移動監視者等）
- ウ 道路交通法規の遵守
- エ 標識、警戒標等の掲示
- オ 消火器、信号用具、防災資機材等の携行
- カ 保安教育の徹底
- キ イエローカードの普及啓発

(2) 予防査察

- ア 関係機関合同による街頭一斉査察の実施
- イ 常置場所における立入検査の実施

(3) その他

- ア 和歌山県高圧ガス地域防災協議会による指導の強化（高圧ガス）
- イ 和歌山県銃砲火薬商組合による指導の強化（火薬類）
- ウ 運送事業者及び従事者に対する安全運行に関する講習会等の計画的実施
- エ 出荷業者による運送従事者に対する安全運行に関する教育の徹底
- オ 和歌山県高速道路等危険物運搬車両事故防止等対策協議会による指導の強化

第8節 有害物質流出等災害予防計画（県環境生活部）

1 計画方針

- (1) 有害物質の流出及び石綿の飛散による住民の健康被害防止のため、平常時に本計画により予防対策を講じる。
- (2) この計画の対象とする有害物質は、人に健康被害を生ずるおそれのある以下の物質とする。
 - ア 大気汚染防止法施行令第3条の3第1号で規定されている吹付け石綿（レベル1）
 - イ 水質汚濁防止法第2条第2項第1号で規定される有害物質
- (3) 事業所敷地内の有害物質汚染対策は、原則として事業者が実施する。
- (4) 事業所敷地外の有害物質汚染対策は、事業者が県及び市町村と連携して実施する。

2 事業計画

- (1) 石綿飛散防止対策（上記1-(2)-アの物質）
 - ア 県は、著しく飛散性が高い吹付け石綿（レベル1）が使用されている可能性がある建築物の調査を行い、アスベスト台帳※1を作成し、その情報を市町村と共有する。また、建築物所有者には、建築物解体等において適切な対応が取れるよう、調査結果及び必要な知識を情報提供する。
 - イ 県及び市町村は、吹付け石綿（レベル1）の廃棄物処理等について災害廃棄物処理計画に基づいた体制を構築する。
 - ウ 県は、石綿飛散防止応急対策や建築物の修繕及び解体作業時の石綿飛散防止対策を定めた「災害時におけるアスベスト飛散防止対策マニュアル～吹付けアスベスト使用建築物からの飛散対策～」※2を作成し、市町村と連携した体制を構築する。
 - エ 県及び市町村は、災害ボランティア、復興従事者及び住民等の石綿暴露防止のため、石綿の吸引を防ぐ防じんマスクの着用など必要な知識の普及啓発を実施する。
- (2) 有害物質流出防止対策（上記1-(2)-イの物質）
 - ア 県は、有害物質貯蔵事業所敷地外の土壌汚染等の対策について、「巨大地震発生時の有害物質で汚染された災害廃棄物及び津波堆積物処理マニュアル【津波発生時の対策】」※3に準じて、市町村及び事業者と連携した体制を構築する。
 - イ 県は、有害物質貯蔵事業所の情報を把握し市町村と情報を共有する。
 - ウ 事業者は、県が作成したマニュアルを参照し、災害時の有害物質流出防止計画を作成し、施設の改善、流出時の対応方法の検討及び定期的な訓練を実施する。
 - エ 県、関係市町村及び事業者は、定期的に災害に備えた予防措置や災害時の対策について情報交換を行う。

※1「アスベスト台帳」とは、飛散性が高い吹付け石綿（レベル1）が使用されている建築物及びその可能性がある建築物のリスト

※2「災害時におけるアスベスト飛散防止対策マニュアル～吹付けアスベスト使用建築物からの飛散対策～」資料編23-01-00を参照

※3「巨大地震発生時の有害物質で汚染された災害廃棄物及び津波堆積物処理マニュアル【津波発生時の対策】」 資料編23-01-01を参照

第21章 公共的施設災害予防計画

第1節 公衆電気通信施設災害予防計画

本章は、「災害対策基本法」の定めるところにより、一般防災の災害予防に関する措置について、基本となる事項を定めたものである。

(西日本電信電話株式会社、株式会社NTTドコモ、エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社)

1 防災教育

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、社員の安全確保を図るとともに関係社員が迅速かつ適切に防災業務を遂行しうるよう、防災に関する教育を実施する。

2 防災訓練

防災を円滑、かつ迅速に実施するため、次に掲げる内容の訓練を年1回以上実施する。

- (1) 災害予報及び警報の伝達
- (2) 非常招集
- (3) 災害時における通信そ通確保（災害用伝言ダイヤル等安否確認のためのサービスの運営を含む。）
- (4) 各種災害対策用機器の操作
- (5) 電気通信設備等の災害応急復旧
- (6) 消防及び水防
- (7) 避難及び救護

3 防災訓練への参加

中央防災会議、或いは地方防災会議等が主催して行う防災訓練に積極的に参加し、これに協力する。

4 電気通信設備等に関する防災計画

(1) 電気通信設備等の高信頼化

災害の発生を未然に防止するため、次のとおり電気通信設備と、その付帯設備（建物を含む。以下「電気通信設備等」という。）の防災設計を実施する。

ア 豪雨、洪水、高潮又は津波等のおそれがある地域にある電気通信設備等について、耐水構造化を行うこと。

イ 暴風又は豪雪のおそれのある地域にある電気通信設備等について、耐風又は耐雪構造化を行うこと。

ウ 地震又は火災に備えて、主要な電気通信設備等について耐震及び耐火構造化を行うこと。

(2) 電気通信システムの高信頼化

災害が発生した場合においても通信を確保するため、次の各項に基づき通信網の整備を行う。

- ア 主要な伝送路を多ルート構成、若しくはループ構成とすること。
 - イ 主要な中継交換機を分散設置すること。
 - ウ 大都市において、とう道（共同溝を含む。）網を構築すること。
 - エ 通信ケーブルの地中化を推進すること。
 - オ 主要な電気通信設備について、必要な予備電源を設置すること。
 - カ 重要加入者については、当該加入者との協議により加入者系伝送路の信頼性を確保するため、2ルート化を推進すること。
- (3) 電気通信処理システムに関するデータベース等の防災化
- 電気通信設備の施設記録等重要書類並びに通信処理システム及び通信システム等のファイル類について、災害時における滅失若しくは損壊を防止するため、保管場所の分散、耐火構造容器への保管等の措置を講ずる。
- (4) 災害時措置計画
- 災害時等において、重要通信の確保を図るため、伝送措置、交換措置及び網措置に関する措置計画を作成し、現行化を図る。

5 重要通信の確保

- (1) 災害時に備え、重要通信に関するデータベースを整備する。
- (2) 常時そ通状況を管理し、通信リソースを効率的に運用する。
- (3) 災害時には、設備の状況を監視しつつ必要に応じてトラヒックコントロールを行い電気通信のそ通を図り、重要通信を確保する。

6 災害対策用機器及び車両等の配備

災害発生時において、通信を確保し又は災害を迅速に復旧するため、あらかじめ保管場所及び数量を定め、必要に応じて、次に掲げる機器及び車両等を配備する。

- (1) 非常用衛星通信装置
- (2) 非常用無線装置
- (3) 非常用伝送装置
- (4) 非常用電源装置
- (5) 応急ケーブル
- (6) 災害対策指揮車
- (7) 雪上車及び特殊車両
- (8) 携帯電話サービスカー
- (9) その他の応急復旧用諸装置

7 災害対策用資機材等の確保と整備

- (1) 災害対策用資機材等の確保
- 災害応急対策及び災害復旧を実施するため、平常時から復旧用資材、器具、工具、防災用機材、消耗品等の確保に努める。
- (2) 災害対策用資機材の輸送
- 災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、災害対策用機器、資材及び物資等

の輸送を円滑に行うため、必要に応じ、あらかじめ輸送ルート、確保すべき車両、船舶、ヘリコプター等の種類及び数量並びに社外に輸送を依頼する場合の連絡方法等の輸送計画を定めておくとともに、輸送力の確保に努める。

(3) 災害対策用資機材等の整備点検

災害対策用資機材等は、常にその数量を把握しておくとともに、必要な整備点検をおこない非常事態に備える。

(4) 災害対策用資機材等の広域運営

保有する主要な災害対策用資機材の効率的な運用を図るため、必要に応じて配備等の調整を図る。

(5) 食糧、医薬品等生活必需品の備蓄

非常事態に備え食糧、飲料水、医薬品、被服、生活用備品等の保有量を定めて確保する。

(6) 災害対策用資機材等の仮置場

災害対策用資機材等の仮置場について、非常事態下の借用交渉の難航が予想されるため、あらかじめ公共用地等の候補地について、地方防災会議の協力を得て、非常事態下の用地確保の円滑化を図る。

8 設備事故の防止

(1) 電気通信設備の点検調査

電気通信設備を常に法令に定める技術基準に適合するように保持し、さらに事故の未然防止を図るため定期的に電気通信設備の巡視点検（災害発生のおそれがある場合等には特別の巡視）を行い不具合の早期発見とその改修に努める。

(2) 広報活動

社外工事による被加害事故防止のため、道路管理者等と緊密な連携をとるとともに、報道機関等を通じて広報を行う。

9 災害時における通信障害復旧作業の連携等に関する協定

非常事態において、広域的な連携体制を早期に確立し、自治体と連携して迅速な復旧活動を実施するため、相互連携強化策として次の事項を実施する。

・災害の発生に伴う大規模通信障害発生時に復旧作業の支障となる樹木・土砂等の障害物除去等の作業の連携等に関する県との協定締結。

(KDDI株式会社)

1 防災に関する関係機関との連絡調整

災害に際して、防災業務が円滑かつ効率的に行われるよう平素から次のとおり関係機関と密接な連絡調整を行う。

(1) 本社においては、総務省及び内閣府その他関係政府機関並びに関係公共機関と防災に係る計画に関して連絡調整を図る。

(2) 総支社においては、当該地域における関係行政機関及び関係公共機関と防災に係る計画に関して連絡調整を図る。

(3) 各事業所においては、必要に応じて当該地域における関係行政機関及び関係公共機関と防災に

係る計画に関して連絡調整を図る。

2 通信設備等に対する防災設計

災害の発生を未然に防止するため、予想される災害の種類、規模等について十分調査し、これに対する耐災害性を考慮して通信設備等の防災設計を行う。また、主要な通信設備等については予備電源を設置する。

3 通信網等の整備

災害時においても通信の不通又は極端な疎通低下を防止するため、次により通信網の整備を行う。

- (1) 網制御・交換設備及びその付帯設備の分散設置を図る。
- (2) 伝送路については、所要の信頼性を維持するため、海底ケーブル、陸上光ケーブル、通信衛星等により可能な限り多ルート化を図る。

4 災害対策用機器、車両等の配備

災害発生時において通信を確保し、又は災害を迅速に復旧するため、必要とする事業所に緊急連絡用設備、代替回線又は臨時回線の設定に必要な通信機器、運搬用車両その他防災用機器等を配備する。

5 災害時における通信の疎通計画

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、重要な通信（電気通信事業法（昭和59年法律第86号）第8条第1項及び電気通信事業法施行規則（昭和60年郵政省令第25号）第55条に規定する通信。以下同じ。）の確保を図るため、通信の疎通、施設の応急復旧等に関する緊急疎通措置、緊急復旧措置等に関する計画を作成し、現在に則して適宜実施する。

6 社員の動員計画

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、通信の疎通又は応急復旧に必要な社員の動員を円滑に行うため、社員の非常招集、非常配置等について、あらかじめその措置方法を定めておく。

7 社外関係機関に対する応援又は協力の要請

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、社外関係機関に対し、応援の要請又は協力を求める必要があることを想定し、応援要員の派遣、燃料、食糧等の特別支給、交通規制の特別解除、資材等の輸送援助、通信用電源の確保等について、あらかじめその措置方法を定めておく。

8 防災に関する教育、訓練

- (1) 災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、社員の安全の確保を図るとともに関係社員が迅速かつ適切な防災業務を遂行できるよう、必要な教育を実施し、防災に関する知識の普及及び向上を図る。
- (2) 防災業務を円滑かつ適切に実施するため、災害発生に係わる情報の収集・伝達、災害対策本部等の設置、非常召集・参集、災害時における通信の疎通確保、電気通信設備等の災害応急復旧、災害

対策用機器の操作、消防・水防、避難・救護等に関する防災訓練を毎年１回は実施するとともに、防災体制の見直しと必要な改善を図る。

- (3) 訓練の実施に当たっては、被害想定や実施時間を工夫するなど実践的なものとなるよう努めるとともに、国、関係地方公共団体等が実施する総合防災訓練に参加する等これら機関との連携も考慮して行う。

(ソフトバンク株式会社)

ソフトバンク株式会社は、次の内容により電気通信施設の整備等を推進することとする。

(1) 電気通信設備の現況

大規模災害発生に備え、通信サービスの確保ができるように、防災体制を整えとともに、関係機関との緊密な連携を図り、災害に備えた対策と指針づくりを実施することとする。

① 停電対策

基地局やネットワークセンターには、停電時も安定した通信を確保できるよう、予備電源や非常用発電設備を設置、また、重要拠点については燃料タンクを設置、さらに燃料優先給油契約により円滑な燃料供給体制をとることとする。

② 伝送路対策

ネットワークセンター間および複数の基地局の通信を通ず基幹伝送路は、線路の冗長化や迂回路を用意して、通信が確保されるような対策を実施することとする。

(2) 自主保安体制の構築

① 対応マニュアルの徹底

速やかなサービス復旧が実現できるよう、対策（災害対応マニュアルの策定、緊急連絡網の整備など）が確立することとする。

② 非常時体制の編成と連絡網の整備

災害発生時に、ネットワーク障害に即応できる体制を編成して万が一に備えることとする。

③ 災害対策用設備および防災備蓄品の配備

災害時に通信サービスの早期復旧を図るため、各地に災害対策用設備、復旧資材および予備品などを確保することとする。

(3) 防災訓練の実施

実際の災害を想定した訓練を実施し、訓練結果をネットワークの運用保守体制の見直しおよび改善に反映し、協力会社との合同訓練も実施し、災害発生時には通信サービスの早期復旧を図れるよう訓練することとする。

(楽天モバイル株式会社)

(1) 関係機関との連絡調整

災害対策を円滑に実施するために、電気通信事業者として、災害発生時に円滑な対応が図られるよう、平素から社外関係機関と密接な連携を行う。

① 本社における対応

ア 総務省、内閣府およびその他関係政府機関ならびに関係機関と防災業務計画に関し連絡調整を図る。

イ 災害時には国に設置される災害対策本部等と緊密な連携を保ち、防災業務計画の円滑・適切

な遂行に努める。

ウ 円滑な災害復旧、重要通信の確保等を図るため、地域の統括・調整機能を発揮する。

② 地域における対応

ア 当該区域を管轄する関係機関、地方公共団体と防災業務計画に関し連絡調整を図る。

イ 平常時には当該地方公共団体の防災会議等と、また災害時には当該地方公共団体の各災害対策本部等と緊密な連携を保ち、防災業務計画の円滑・適切な遂行に努める。

(2) 通信設備等の高信頼化

電気通信設備等の防災設計を行い、災害が発生した場合においても通信を確保するために、主要な伝送路を多ルート構成またはリング構成とする等、通信網の整備を行う。

(3) 重要通信の確保

災害時には、設備の状況を監視しつつ必要に応じてトラヒックコントロールを行い電気通信の疎通を図り、重要通信を確保する。

(4) 災害対策用機器および車両等の配備

災害発生時において通信を確保し、災害を迅速に復旧するために保管場所を定め、通信機器、運搬用車両その他災害対策用機器等を配備する。

(5) 防災に関する教育、訓練

災害の発生、または発生するおそれがある場合において、社員の安全確保を図るとともに関係社員が迅速かつ適切な防災業務を遂行しうよう、防災に関する教育を実施する。また、防災業務を円滑かつ迅速に実施するため、災害予報・警報の伝達、通信疎通確保、および、災害対策用機器の操作等の防災訓練を実施する。

第2節 電力施設災害予防計画（関西電力株式会社、関西電力送配電株式会社）

1 計画の目的

この計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第39条に基づき、電力施設に係る災害予防の円滑かつ適切な遂行に資することを目的とする。

2 計画の基本構想

関西電力及び関西電力送配電は電気事業の公共性に鑑み、電力施設の災害を防止し、また発生した被害の最小化を図り、早期の復旧を実現するため、災害発生原因の除去と防災・減災環境の整備に常に努力を傾注する。

3 関係機関との相互連携協力体制の構築

(1) 自治体との協調

平常時には、地方防災会議等への参画、最低年1回の連絡窓口等の相互確認を実施し、また、災害時には対策組織が自治体の災害対策本部等と緊密な連携を保ち、この計画が円滑かつ適切に行われるよう努める。

ア) 地方防災会議等への参画

地方防災会議等には、委員及び幹事を推薦し参加させる。

また、地域防災計画の作成や被害想定を検討等に関し、必要な資料または情報の提供、意見の陳述その他必要な協力を求められた場合には、これに協力する。

イ) 災害対策本部等との協調

この計画が、円滑かつ適切に行われるよう、要請に応じて、対策組織要員を派遣し次の事項に関し協調をとる。

①災害に関する情報の提供及び収集

②災害応急対策及び災害復旧対策

(2) 防災関係機関との協調

地方気象台、消防署、自衛隊、警察等の防災関係機関とは平常時から協調し、防災情報の提供・収集等、相互連携体制を整備しておく。

(3) 他電力会社等との協調

他電力会社、他一般送配電事業者、電源開発株式会社、電源開発送変電ネットワーク株式会社、電力広域的運営推進機関、協力会社、電気工事店及び隣接企業等と協調し、電力、要員、資材、輸送力等の相互融通等、災害時における相互応援体制を整備しておく。

(4) 迅速な復旧活動に係る相互連携強化策

非常事態において、広域的な連携体制を早期に確立し、自治体や関係機関等と連携して迅速な復旧活動を実施するため、相互連携強化策として次の事項を実施する。

ア) 災害時のオープンスペース利用等に関する自治体との協定締結

イ) 復旧に係る協働体制等に関する自衛隊との協定締結

ウ) 復旧作業の支障となる樹木、土砂等の障害物の除去等の作業の連携等に関する県との協定締結

エ) 災害時優先道路の緊急通行に係る警察等との連携

オ) 工業用水等の早急な確保等に係る自治体等との協議の実施

- カ) 災害時の設備調査等の協力に関する電気工事組合等との協定締結
- キ) 燃料利用等に関する関係企業との協定締結
- ク) 他のライフライン事業者や報道機関等と災害時のリアルタイムな情報共有化を目的とした「Ｌアラート」の活用

(5) 地域貢献

地域住民等の安全確保に寄与する取組みとして、関西電力及び関西電力送配電の施設への津波避難ビルの指定、帰宅困難者受入れ、ポータブル発電機の貸出、生活物資の支援等について、自治体等から要請があった場合は検討・協力する。

4 災害予防に関する事項

(1) 防災教育

関西電力及び関西電力送配電は、災害に関する専門知識の普及、関係法令集、関係パンフレット等の配布、検討会・講演会の開催、社内報への関連記事の掲載等の方法により、従業員に対する防災教育を実施し、従業員の災害に対する認識を深めるとともに、防災意識の高揚に努める。

(2) 防災訓練

関西電力及び関西電力送配電は、災害対策を円滑に推進するため、年1回以上、防災訓練を実施し、非常事態にこの計画が有効に機能することを確認する。なお、訓練実施に当たっては、参加者自身の判断も求められるなど実践的な内容とし、抽出された課題については、体制等の改善を行うとともに、次回の訓練に反映させる。

また、国及び地方公共団体等が実施する防災訓練には積極的に参加する。

(3) マニュアル類の整備

関西電力及び関西電力送配電は、災害発生時に講ずべき対策等を体系的に整理するとともに、復旧の迅速化に資する社内ルールやマニュアル等を整備し、従業員へ周知する。

(4) 電力設備の災害予防措置に関する事項

ア) 水害対策

① 水力発電設備

過去に発生した災害及び被害の実情、河床上昇等を加味した水位予想に各事業所の特異性を考慮し防水壁の設置、排水ポンプの設置、機器のかさあげ、ダム通信確保のための設備の設置、建物の密閉化（窓の密閉化、ケーブルダクト閉鎖等）等を実施する。

特に、洪水に対する被害防止に重点をおき、次の箇所について、点検・整備を実施する。

- ・ ダム、取水口の諸設備及び調整池、貯水池の上、下流護岸
- ・ 導水路と溪流との交差点及びその周辺地形との関係
- ・ 護岸、水制工、山留壁
- ・ 土捨場
- ・ 水位計

② 送電設備

鉄塔位置選定では、土砂崩れの危険性がある箇所を回避する。

やむを得ず、土砂崩れ等や斜面崩壊が懸念される箇所を選定する場合は、必要に応じて、基礎や斜面の補強等の技術対策を実施する。

地中電線路については、ケーブルヘッドの位置の適正化等による防水対策を実施する。

③ 変電設備

浸水または冠水のおそれのある箇所は、床面のかさあげ、窓の改造、出入口の角落し、防水扉の取付け、ケーブル入線孔等建物地下開口部の閉鎖、上下水施設の浸水対策等を行うが建物の構造上、上記防水対策の不可能な箇所では主要機器のかさあげを実施する。

また、屋外機器は、基本的にかさあげを行うが、かさあげが困難なものについては、防水・耐水構造化、または防水壁等を組み合わせて対処する。

イ) 風害対策

各設備とも、計画・設計時に建築基準法及び電気設備に関する技術基準等に基づいた対策を行う。

ウ) 塩害対策

塩害の著しい地域は、次のような諸対策を実施する。

① 火力発電設備

活線がいし洗浄装置を設置する。

② 送電設備

耐塩懸垂がいしの採用、がいし増結で対処するとともに、必要に応じ、がいし洗浄を実施する。

③ 変電設備

耐塩用がいし、耐塩用ブッシング、活線がいし洗浄装置等を使用して対処するとともに、特に必要な箇所には、がいしにシリコン塗布を行う。

④ 配電設備

耐塩用がいし、耐塩用変圧器及び耐塩用開閉器等を使用して対処する。

エ) 高潮対策

火力発電所における高潮対策は、過去の被害調査等から最大水位を想定し、必要に応じて諸電動機のかさあげを行い、設備の安全性を確保する。

また、必要箇所には防潮扉、防潮壁等を設置して対処する。

オ) 雪害対策

雪害の著しい地域は、次のような諸対策を実施する。

① 水力発電設備

雪崩防護柵の取付け、機器の防雪カバーの取付け、ヒーターの取付け、水中ケーブルの採用等を実施する。

② 送電設備

鉄塔には、オフセット及び耐雪結構を採用し、がいし装置は、適切な間隔で耐張型を採用するとともに、電力線及び架空地線には、線下状況に応じて難着雪対策を実施する。

また、気象通報等により雪害を予知した場合は、系統切替等により災害の防止または拡大防止に努める。

③ 変電設備

機器架台のかさあげ、機器の防雪カバーの取付け、融雪装置等の設置を実施する。

④ 配電設備

縁まわし線の支持がいし増加、雪害用支線ガードの取付け、難着雪電線の使用等により対処する。

カ) 雷害対策

① 送電設備

架空地線、避雷装置及びアークホーンの設置、接地抵抗の低減等を行うとともに、電力線の溶断防止のため、アーマロッドの取付け等を行う。

また、気象通報等により雷害を予知した場合は、系統切替等により災害の防止または拡大防止に努める。

② 変電設備

耐雷しゃへい及び避雷器を重点的に設置するとともに、重要系統の保護継電装置を強化する。

③ 配電設備

襲雷頻度の高い地域においては、避雷器等の避雷装置を取付け対処する。

キ) 地盤沈下対策

地盤沈下地帯及び将来沈下が予想される地域に構造物を設ける場合は、将来沈下量を推定し設計する。将来沈下量は、既往の実績、土質試験の結果、地下水位、構造物の重量等に基づいて算定する。

ク) 火災、爆発、油流出等の対策

消防法、石油コンビナート等災害防止法、高圧ガス保安法等に基づき、設備ごとに所要の対策を講ずる。

特に、石油コンビナート等特別防災区域における火力発電所においては、その規模に応じ、次の対策を講ずる。

① 防災管理者、副防災管理者の選任及び防災規程作成による管理体制の確立

② 自衛防災組織、共同防災組織による化学消防車、油回収船、オイルフェンス展張船等、防災資機材等の設置及びこれに必要な防災要員の配置

③ 連絡通報体制その他防災体制の確立

ケ) 土砂崩れ対策

土砂崩れによる被害が想定される箇所の電力設備については、巡視点検の強化、社外モニターの活用等により、被害の未然防止に努める。

なお、土砂採取、土砂等の野積み、土地造成等の人為的誘因による土砂崩れを防止するため、平素から協力会社へのPRを徹底する。

5 防災業務施設及び設備等の整備

(1) 観測、予報施設及び設備

局地的気象の観測を行うことにより、ラジオ、テレビ等の気象情報を補完して万全の災害対策を図るため、必要に応じ、次の諸施設及び設備を強化、整備する。

ア) 雨量、流量、風向、風速、気圧、水位、雷雨の観測施設及び設備

イ) 潮位、波高等の観測施設及び設備

ウ) 地震動観測設備

(2) 通信連絡施設及び設備の整備

災害時の情報収集、連絡、指示、報告等の手段の確保及び電力供給への影響を最小限にするため、必要に応じて、次の諸施設及び設備（通信事業者からの提供回線も含む）の整備ならびに情報伝達手段の強化を図る。

ア) 無線伝送設備

- ・ マイクロ波無線等の固定無線回線
- ・ 移動無線設備
- ・ 衛星通信設備

イ) 有線伝送設備

- ・ 通信ケーブル
- ・ 電力線搬送設備
- ・ 通信線搬送設備、光搬送回線

ウ) 交換設備（防災関係機関との直通電話を含む。）

エ) IPネットワーク回線

オ) 通信用電源設備

(3) 情報収集伝達体制の強化

夜間、休日の場合などにおいても連絡体制を確保するため、社内の一斉連絡・安否確認システムを用いて確実な情報伝達に努める。また、前号に定める「通信連絡施設及び設備」に加え、必要箇所へ衛星携帯電話、災害時優先携帯電話を配備するなど伝達手段の多様化を図る。

(4) 非常用電源設備

復旧拠点となる事業所については、長時間停電に備え、非常災害対策活動に必要な通信設備、照明等の非常用電源を確保する。

なお、効果的な非常用電源容量の確保のため、通常電源系統との分離やコンセント等への非常用電源回路の明示等を行なう。

(5) コンピュータシステム

コンピュータシステムについては、耐震性の確保を図るとともに、重要データファイルの多重化や分散保管、復旧処理方法等のバックアップ体制の整備を図る。

特に、電力の安定供給に資するためのコンピュータシステム及びその運用に最低限必要なネットワーク機器は、建築基準法等に基づく地震対策、火災対策及び浸水対策を施した建物に収容するとともに、それらに付帯する電源設備についても耐震性の確保を図る。

(6) 水防・消防に関する施設及び設備

被害の軽減を図るため、法に基づき、次の水防及び消防に関する施設及び設備の整備を図る。

ア) 水防関係

- ① ダム管理用観測設備
- ② ダム操作用の予備発電設備
- ③ 防水壁、防水扉等の浸水対策施設
- ④ 排水用のポンプ設備
- ⑤ 各種舟艇及び車両等のエンジン設備
- ⑥ 警報用設備

イ) 消防関係

- ① 燃料タンク消火設備、燃料タンク冷却用散水設備
- ② 化学消防車、高所放水車、泡原液搬送車
- ③ 消火栓、消火用屋外給水設備、燃料タンク水幕設備
- ④ 各種消火器具及び消火剤

- ⑤ 火災報知器、非常通報設備等の通信施設及び設備
- (7) 石油等の流出による災害を防止する施設及び設備
 - 被害の軽減を図るため、法に基づき、次の施設及び設備の整備を図る。
 - ア) 防油堤、流出油等防止堤、オイルフェンス展張船、ガス検知器、漏油検知器
 - イ) 油回収船
 - ウ) オイルフェンス、油処理剤、油吸着材等資機材
- (8) その他災害復旧用施設及び設備
 - 重要施設等への供給や電気設備の災害復旧を円滑に行うため、移動用発電設備等を確保し、整備・点検を行う。

6 復旧用資機材等の確保及び整備

- (1) 復旧用資機材の確保
 - 平常時から復旧用資材、工具、消耗品等の確保に努める。
- (2) 復旧用資機材の輸送
 - 平常時から復旧用資機材の輸送計画を樹立しておくとともに、車両、舟艇、ヘリコプター等の輸送力確保に努める。
- (3) 復旧用資機材の整備点検
 - 平常時から復旧用資機材の数量把握及び整備点検を行う。
- (4) 復旧用資機材の広域運営
 - 平常時から復旧用資機材の保有を効率的に行う。災害発生時の不足資機材の調達を迅速、容易にするため、電力広域的運営推進機関の「防災業務計画」に基づき、他事業者と復旧用資機材の相互融通体制を整えておく。
- (5) 食料・医療・医薬品等生活必需品の備蓄
 - 平常時から食料、医療、医薬品等の保有量を定め、その確保及び確実な把握に努める。
- (6) 復旧用資機材の仮置場の確保
 - 災害発生時に、仮置場の借用交渉を行うことは難航が予想されるため、あらかじめ公共用地等の候補地について、地方防災会議の協力を得て、用地確保の円滑化を図る。

7 電気事故の防止

- (1) 電気工作物の巡視、点検、調査等
 - 電気工作物を常に法令に定める技術基準に適合するように保持し、さらに事故の未然防止を図るため、定期的に電気工作物の巡視点検（災害発生のおそれがある場合には、特別の巡視）及び自家用需要家を除く一般需要家の電気工作物の調査等を行い、感電事故の防止を図るほか、漏電等により出火にいたる原因の早期発見とその改修に努める。
- (2) 広報活動
 - ア) 電気事故防止PR
 - 災害による断線、電柱の倒壊、折損等による公衆感電事故の防止を図るほか、電気火災を未然に防止するため、一般公衆に対し、次の事項を中心に広報活動を行う。
 - ① 無断昇柱、無断工事をしないこと。
 - ② 電柱の倒壊、折損、電線の断線、垂下等、設備の異常を発見した場合は、速やかに送配

電コンタクトセンターに通報すること。

- ③ 断線垂下している電線には、絶対にさわらないこと。
- ④ 浸水、雨漏り等により冠水した屋内配線、電気器具等は危険なため、安全装置として漏電ブレーカーを取付すること及び必ず電気店等で点検してから使用すること。
- ⑤ 大規模地震時の電気火災の発生抑制のため、感震ブレーカーを取り付けること及び電気工事店等で点検してから使用すること。
- ⑥ 屋外に避難するときは、安全器またはブレーカーを必ず切ること。
- ⑦ 電気器具を再使用するときは、ガス漏れのないことや器具の安全を確認すること。
- ⑧ 台風の襲来が予想される場合は、飛散防止等の注意喚起を図ること。
- ⑨ その他事故防止のため留意すべき事項。

イ) P Rの方法

電気事故防止P Rについては、常日頃からテレビ、ラジオ、新聞等の報道機関、ホームページ及びSNS等を利用するほか、パンフレット、チラシ等を作成、配布し認識を深める。

ウ) 停電関連

自治体や行政機関等を通じて、病院等の重要施設及び人工透析などの医療機器等を使用しているお客さまの災害による長時間停電に起因する二次災害を未然に防止するため、非常用電源設備の設置や使用訓練などを要請する。

第3節 大規模停電災害予防計画（県危機管理部）

1 計画の方針

この計画は、大規模停電発生時に備え、重要施設における迅速かつ円滑な電源確保を行うための体制整備を図ることを目的とする。

2 重要施設に対する燃料供給体制の整備

県は、大規模停電が発生した際に予想される燃料需要の増加に対して、重要施設への燃料供給を迅速かつ円滑に行うため、「大規模災害発生時等における燃料供給に関する対応マニュアル」において、必要な手順等を定める。

3 重要施設の非常用電源設置状況等の情報収集

県は、大規模停電発生時における電源車の配備について、国、電気事業者等から円滑な支援を受けられるよう、重要施設の非常用電源の設置状況等についての情報を収集するものとする。

第4節 都市ガス施設災害予防計画（大阪ガスネットワーク株式会社、新宮ガス株式会社）

<大阪ガスネットワーク株式会社>

1 現 況

※ 都市ガスによる二次災害防止策は、資料編25-01-00を参照

2 計画方針

ガス施設において、台風・高潮・洪水等の風水害及び地震・火災等による災害を防止することはもちろんのこと、発生時の被害を最小限とするために、また、災害発生地域でのガスによる二次災害防止と非被災地域におけるガス供給確保を目的として、ガスの製造・供給に係る設備面、体制面及び運用面についての総合的な災害予防対策を推進するものとする。

3 事業計画

(1) 防災体制

保安規程に基づく、「災害対策規程」及び「ガス漏洩及び導管事故処理要領」などにより、大阪ガス及び関係工事会社の警備体制並びに非常体制の具体的措置を定める。

(2) 情報の収集伝達及び報告

ア 地震情報・気象予報等の収集、伝達

地震情報、気象情報等を収集し、一斉無線連絡装置等により直ちに各事業所へ伝達する。

① 地震に関する情報

供給区域内の主要地点に地震計を設置し、地震に関する情報を収集する。

② 気象情報

気象情報システム、河川・地域総合情報システムにより気象情報を収集する。

イ 通信連絡

① 災害発生時に、主要事業所間の通信手段を確保するため無線通信網（衛星通信網）の充実を図る。更に衛星通信についても導入を図る。

② 事業所管内の諸状況を把握するため、工作車等に陸上移動局を配置して無線連絡の確保を図る。

③ 対策本部を設ける事業所には、停電時対策として非常電源装置を設置する。

ウ 被害状況の収集、報告

当社管内施設及び顧客施設の被害状況を収集し、専用電話等により防災関係先への緊急連絡を行う。

(3) 施設対策

ア 導管関係施設

① 導管及び付属設備の設置及び維持管理

導管及び付属設備（ガバナー、バルブ、水取器）については、「保安規程」などの規定に定めた方法で設置し、定期的に点検、検査、見回り等の維持管理を実施する。

② 耐震性の強化

導管については、耐震性に優れたポリエチレン管や、溶接鋼管等の採用を推進する。

イ 地下室等の設備

ガス事業法の規定に基づき、地下室等においては緊急ガス遮断装置の設置、ガス漏れ警報器の設置、接続管の強化、ガス設備定期保安巡回の強化を行うとともに、安全使用に必要な知識の周知徹底を図る。

ウ 資機材の整備及び確保

災害が発生した場合、早急に復旧若しくは応急措置ができるよう、緊急用資材を保有し、その点検、準備を行う。

また、必要な資機材（導管材料、導管以外の材料、工具類、車輛、機械、漏洩調査機器、道路工事保安用具、携帯無線機等）を確保し、定期的に在庫確認を行う。

(4) 危険防止対策

ア 風水害対策

水害・冠水の発生が予想される場合、又は発生した場合は、その地域の整圧器の機能監視及び他工事現場の特別見回りと防護強化打合せなどを行うとともに、防護及び応急機材の点検整備を行う。

なお、関係機関との情報連絡を行うとともに、過去の災害事例を参考にした被害予想施設を重点的に監視する。

イ 地震災害対策

- ① 地震発生時に、ガスによる二次災害の防止と復旧活動の迅速化のため、導管網のブロック化を行う。
- ② 二次災害防止のためのガス供給停止判断は、地震計情報及び巡回点検等により判明した被害情報から行う。
- ③ ガスによる二次災害を防止するため、マイコンメータにより一定震度以上でガスの自動遮断を行う。

ウ その他の災害対策

災害による事故発生が予想される場合、又は発生した場合は、関係機関と協力して二次災害防止のための措置を講ずる。

特に、特定地下街又は特定地下室等に対して、次のような応急措置を行う。

- ① 緊急の場合には、地下街等に設けた緊急遮断弁又は地上操作遮断弁等によりガスの供給を停止する。
- ② 事前の「申合せ」により必要な場合は、消防機関においてガスの供給を停止することができる。

(5) 教育訓練

ア 教 育

各事業所及び関係工事会社の従業員に対し、ガス漏洩及び導管事故等の緊急措置を重点に教育を実施し、安全意識の向上を図る。

イ 訓 練

① 緊急事故処理訓練

事故処理の迅速・確実を期するため平日昼間、休日及び夜間の場合を想定し各事業所単位、又は隣接所属と共同で、供給操作・応急修繕・広報等を含む個別又は総合訓練を実施する。

② 非常召集訓練

大阪ガスネットワーク従業員及び関係工事会社従業員を対象に非常召集名簿を作成し、実出動も含めて召集訓練を実施する。

また、迅速な出社をするために、自動呼出装置を導入する。

③ 震災訓練

動員体制、出動体制、応援体制、設備の応急修理及び通信連絡体制について、各種事故処理訓練（関係機関との合同訓練を含む）及び全社一斉に地震訓練を実施する。

(6) 広報活動計画

ガスによる二次災害を防止するため、平素から使用者に対し、防災知識の普及を図る。

ア 住民に対するガス安全使用のための周知

住民等に対し、あらゆる機会をとらえてガスの正しい使い方及びガスもれ、地震、災害等の際の注意事項（火気厳禁、ガス遮断、避難等）を周知する。

イ 土木建設関係者に対する周知

土木建設関係者に対しては建設工事の際のガス施設による災害を防止するため、ガス供給施設に関する知識の普及を図るとともに、ガス事故防止にあたっての注意事項を周知する。

(7) 迅速な復旧活動に係る相互連携強化策

非常事態において、広域的な連携体制を早期に確立し、自治体と連携して迅速な復旧活動を実施するため、相互連携強化策として次の事項を実施する。

- ・大規模災害発生時における後方支援活動拠点の使用に関する自治体との協定締結

<新宮ガス株式会社>

1 現 況

※ 都市ガス配管状況（新宮ガス）は、資料編25-02-00を参照

2 計画方針

ガス施設において、台風、洪水等の風水害及び地震・津波・火災等による災害を防止することはもちろんのこと、発生時の被害を最小限にするために、ガスによる二次災害防止を目的として、ガスの製造・供給に係る設備面、体制面及び運用面について総合的な災害予防対策を推進するものとする。

3 事業計画

(1) 防災体制

保安規程に基づく、「ガス漏洩及び導管事故処理要領」及び「地震防災対策措置要領」等により、非常体制の具体的措置を定める。

(2) 情報の収集及び報告

ア 地震情報・気象予報等の収集

① 地震情報

製造所に地震計を設置し、地震計を確認するとともにテレビ、インターネット等により地震情報を収集する。

② 気象情報

テレビ、インターネット等により河川・地域情報、気象情報を収集する。

イ 通信連絡

① 災害発生時に、通信手段を確認するため通信網の充実を図る。

② 諸状況を把握するため、無線連絡を使用する。

③ 対策本部を設置し、停電時対策として非常電源装置を設置する。

ウ 被害状況の収集、報告

当初施設及び顧客施設の被害状況を収集し、防災関係先への緊急連絡を行う。

(3) 施設対策

ア 製造所設備

① 維持管理

製造所は、耐震性を十分に考慮して設置するとともに、防消火設備、保安電力設備等を整備する。

なお、台風・洪水等の風水害及び地震・津波・火災等の災害に対する予防対策として、それぞれ保安規程により作成した点検検査基準に基づき維持管理を行うとともに、特に耐震上重要な部分については、状況を把握し、所要の機能を維持する。

② 防火管理

管理者を選任して次の予防点検を実施する。

a 調査報告

毎年1回、製造所の防火対象物並びに消火設備につき調査する。

ｂ 管理者の予防点検

管理者は、建物・構造物、火気使用場所、危険物関係施設、電気・機械設備、消火設備、警報設備、作業以外の火気等の事項について、一定周期をもって予防点検を実施する。

イ 導管関係施設

① 導管及び付属設備の設置及び維持管理導管及び付属設備（ガバナ、バルブ、水取器）については、「保安規程」などの規定に定めた方法で設置し、定期的に点検、検査、見回り等の維持管理を実施する。

② 耐震性の強化

導管については、耐震性に優れたポリエチレン管等の採用を推進する。

ウ 資機材の整備及び確保

災害が発生した場合、早急に復旧若しくは応急措置ができようよう、緊急用資材を保有し、その点検、準備を行う。

また、必要な資機材（導管材料、導管以外の材料、工具類、車輛、機械、漏洩調査機器、道路工事保安用具、無線等）を確保し、定期的に在庫確認を行う。

(4) 危険防止対策

ア 風水害対策

水害・冠水の発生が予想される場合、又は発生した場合は、その地域の整圧器の機能監視及び他工事現場の特別巡回見回りと防護強化打合せ等を行うとともに、防護及び応急器材の点検整備を行う。

イ 地震災害対策

① 地震発生時に、ガスによる二次災害の防止と復旧活動の迅速化のため、導管網のブロック化を行う。

② 二次災害防止のためのガス供給停止判断は、地震計情報、気象庁情報及び巡回点検等により判明した被害情報から行う。

③ ガスによる二次災害を防止するため、マイコンメーターにより一定震度以上でガスの自動遮断を行う。

ウ その他の災害対策

災害による事故発生が予想される場合、または発生した場合は、関係機関と協力して二次災害防止のための措置を講ずる。

(5) 教育訓練

ア 教育

従業員に対し、ガス漏洩及び導管事故等の緊急措置を重点に教育を実施し、安全意識の向上を図る。

イ 訓練

① 緊急事故処理訓練

事故処理の迅速・確実を期するため平日昼間、休日及び夜間の場合を想定し、供給操作・応急修繕・広報等を含む個別又は総合訓練を実施する。

② 非常召集訓練

従業員を対象に非常召集名簿を作成し、実出動も含めて召集訓練を実施する。

③ 震災訓練

動員体制、出勤体制、応急体制、設備の応急修理及び通信連絡体制について、各種事故処理訓練及び地震訓練を実施する。

(6) 広報活動計画

ガスによる二次災害を防止するため、平素から使用者に対し、防火知識の普及を図る。

ア 住民に対するガス安全使用のための周知

住民に対し、あらゆる機会をとらえてガスの正しい使い方及びガスもれ、地震、災害等の際の注意事項（火気厳禁、ガス遮断、避難等）を周知する。

イ 土木建設関係者に対する周知

土木建設関係者に対しては建設工事の際のガス施設による災害を防止するため、ガス供給施設に関する知識の普及を図るとともに、ガス事故防止にあたっての注意事項を周知する。

第5節 鉄道施設災害予防計画

〔西日本旅客鉄道(株) 近畿統括本部和歌山支社、南海電気鉄道(株)、紀州鉄道(株)〕

＜西日本旅客鉄道(株) 近畿統括本部和歌山支社＞

1 現 況

種 類	紀勢本線	和歌山線	阪 和 線	計
営業キロ (km)	204.0	52.1	26.4	282.5
橋りょう (箇所)	702	99	76	877
トンネル (箇所)	129	0	6	135
踏 切 (箇所)	213	131	45	389

2 計画方針

鉄道施設における災害を防止するため、線路設備の実態を把握し、併せて周囲の諸条件を調査して災害時において常に健全な状態を保持できるよう災害予防計画を定めるものとする。

※ 西日本旅客鉄道(株) 近畿統括本部和歌山支社管内略図は、資料編26-00-00を参照

3 事業計画

災害を防止するため、おおむね次の各号に掲げる事項について計画実施する。

- (1) 橋りょうの維持補修並びに改良
- (2) 河川改修に伴う橋りょう改良
- (3) トンネルの維持補修並びに改良
- (4) のり面、土留の維持補修並びに改良
- (5) 落石防止設備の強化
- (6) 空高不足による橋げた衝撃事故防止
- (7) 線路周辺的环境条件の変化における線路警戒体制の確立
- (8) 台風並びに豪雨時等における線路警戒体制の確立
- (9) 鉄道事故及び災害応急処理要領に基づく、旅客対応支援体制の推進
- (10) その他防災上必要な設備改良

<南海電気鉄道(株)、紀州鉄道(株)>

1 現 況

各社の鉄道施設は、次のとおりである。

社(線)名 種別	南 海 電 気 鉄 道 (株)			紀州鉄道(株)
	南 海 線	高 野 線	鋼 索 線	
営業距離(km)	19.1	27.5	0.8	2.7
橋 梁(箇所)	54	75	1	11
溝 橋(〃)				1
トンネル(〃)	6	27		
踏 切(〃)	60	42		19

(但し、南海電鉄(株)南海線、高野線は、本県内の分のみである。)

2 計画方針

鉄道施設の災害防止については、線路諸設備の実態を把握し併せて周囲の諸条件を調査して、災害時においても、常に健全な状態を保持できるよう諸施設の整備を行うものとする。

3 事業計画

鉄道施設の災害予防のため、次の各号に掲げる事項について計画実施するものとする。

(1) 南海電気鉄道株式会社

- ア 橋りょうの維持、補修及び改良強化
- イ トンネルの維持、改修及び改良強化
- ウ のり面、土留の維持及び改良強化
- エ 落石防止設備の維持、補修
- オ その他、建物設備の維持、修繕
- カ 気象観測装置(雨量警報、風速警報、地震警報)の設置
- キ 沿線情報装置(河川水位警報、冠水警報、落石警報、架道橋衝撃警報、自動車転落警報)の設置
- ク 台風並びに豪雨時等における線路警戒体制の確立
- ケ その他防災上必要なもの

(2) 紀州鉄道株式会社

- ア 橋りょう等の維持補修並びに改良強化
- イ のり面、土留の維持補修並びに改良強化
- ウ 建物等の維持補修並びに改良強化
- エ 台風、集中豪雨時における線路警戒体制の強化
- オ その他防災上必要な設備改良

第22章 航空災害予防計画（大阪航空局、県県土整備部）

1 現 況

航空機事故による災害防止のため、関係機関との連絡網を整備するとともに、着陸帯は高盛土のため、排水路等の構造物の機能管理を行っている。

※ 空港消防力の現況は、資料編27-01-00を参照

2 計画方針

近年航空機の利用は急激に増加しており、空港における安全度を高めるため、保安施設の整備強化及び消防力の充実を図るとともに、空港周辺の状況に応じた安全対策を進める。

3 事業計画（空港整備事業）

滑走路・誘導路等の空港施設及び航空保安施設の維持管理を実施している。

第23章 農林水産関係災害予防計画（県農林水産部）

1 計画方針

各種気象災害による農産物、水産物、農林水産業施設等の被害の減少を図るため、関係機関を通じて、防災営農技術、気象情報等の末端への迅速な伝達、浸透に努めるものとする。

2 事業計画

(1) 風水害予防対策

ア 農産物対策

① 水 稲

早生、中生、晩生品種の組み合わせにより、危険分散を図るとともに、過度な施肥をさけ健全な育成に努める。

また、畦畔を補強し、水路をあらかじめ清掃補強しておく。風台風の時は、深水によって穂の乾燥被害を防止する。

冠浸水の場合は、病虫害が発生しやすいので、予め、防除の準備をしておく。早期栽培で刈取期にあるものは、早目に刈取る。（出穂後30日経過すれば、あまり減収にならない。）

② 大 豆

水害は、日照不足と相まって作物体を軟弱化させ病虫害抵抗性を弱めるため、明きょ、暗きょ等排水対策に努める。特に、開花、成熟期では落花、落葉及び結実不良の直接的な原因となるため、排水対策以外に被害回避のため、は種期を調整する。

風害については、窒素肥料の多用をさけ、適正な肥培管理を行う。

③ 果 樹

a 山の鞍部や風道には防風林や防風垣を完備し、強風時の垣の密閉度は50～70%で効果が高いので、剪定等により調整する。

b 海岸地帯では、潮風害に強い樹種により厚い防風林帯を設ける。

c 主枝、垂主枝及び幼木等は、支柱立て、枝つり、誘引結束を行い倒伏等を防ぐ。

d もも・ぶどう、かき等で収穫期に入ったものは、高品質を損なわない範囲で、事前にできるだけ収穫する。

e 敷草、集排水路の整備により耕土の流出を防ぐ。

④ 野 菜

a 防風垣、防風ネットの設置等恒久的な防風対策と幹支線排水路の整備を図る。

b 育苗中のものにあっては、補植用苗（種子）の準備はもとより、寒冷紗、ビニール等により防風被覆を実施するが、風力の程度に応じ、資材の固定を強化する。

c 直播の作目は、播種期の検討や間引時期の繰下げ、株元への土寄せ等、被害の軽減に努める。

d 収穫中のものは、商品性を損なわない範囲で収穫を早めるほか、倒伏防止のため支柱、整枝ネット等の補強を行う。

e 降雨水を速やかに園外に排除するため、畝間整地による排水対策を行う。

⑤ 花き、花木

- a 防風ネットの設置等恒久的な防風対策と幹支線排水路及び園内排水対策の実施
- b 強風による倒伏を防止するため、支柱、整枝用ネットの固定箇所を補強する。
- c 育苗中の幼苗にあつては、間引時期を繰下げたり土寄せ等の被害軽減策のほか、予め、補植用苗（種子）の確保をする。
- d 強風雨が予測される場合は、商品性を損なわない範囲で早期収穫を行う。

⑥ 施設栽培（野菜、花き、果樹）

- a パイプハウス、ガラス等栽培施設の設計は、設置環境に応じ、最大風圧強度で設計することを基本としているが、設置年数等状況に応じて次の対策を講じる。

(ア) 防風垣（樹）、防風ネット等自然的防風機能の強化

(イ) 施設の倒壊防止のため、直パイプ等で4～5m間隔に45度程度の角度で「すじかい」を入れる。

(ウ) 施設部材の地中打ち込み部の補強及びパイプ継目の補強とともに押えバンドの固定強化

- b 施設内浸水を防ぐため、施設周辺排水溝の整備と降水侵入防止堤の点検をする。

⑦ 茶

- a 新植、幼木園では風害を受けやすいので、株元に土寄せをするとともに、特に風当たりの強い園では、支柱に結束し茶樹の動揺を防ぐ。
- b 傾斜地園では、降雨による土壌浸食が起りやすいので、敷草（わら）を行うとともに、園内排水溝の整備を図る。

イ 畜産対策

① 一般対策

a 畜舎の補強等

畜舎及び鶏舎等の破損場所、危険箇所の点検を行い、ボルト、釘の緩み等補強を要する箇所の補修、排水路の整備をする。家畜の避難方法については事前に検討するとともに、待機場所、応急仮設畜舎資材等につき、点検すること。

b 飼料の備蓄

粗飼料及び濃厚飼料は、不足しないよう購入し、備蓄及び保管に万全を期すること。

c 停電の対処

給水、給餌換気等家畜管理において、停電の場合とるべき処置についての対策を講じておく。

d 飼料作物

草丈の伸びているものについては、早い目に刈り取り倒伏害を防止すること。

e 生産物の保管、出荷

牛乳、鶏卵の保管、出荷については、事前に災害時のとるべき処置を検討しておく。

f たい肥舎・廃水処理施設等

内容物等の流失による環境汚染を引き起こさないよう、施設整備等の措置について対策を講じておくこと。

② 家畜衛生対策

a 緊急救護並びに防疫

各家畜保健衛生所を中心として、緊急救護並びに防疫について実施体制を整備するとともに緊急時に備え、緊急医薬品等を整備しておく。

b 衛生管理

災害時には、家畜伝染病、その他の疾病が発生しやすいので、家畜の健康観察を十分行い、その後の飼養管理、衛生管理の徹底を期する。

ウ 農業用施設対策（水害）

- ① 農業用施設等の災害発生を未然に防止するために、常に降雨等の気象予報に注意し、これ等の巡回、点検に努める。
- ② ため池（土堰堤）については、余水吐の整備、堤体の補強を十分に行うとともに、洪水時に浮遊して貯水池内に流入し、堤体の破壊、余水吐の閉塞の原因となるおそれのある物を除去する。特に貯水量の増加を図るために余水吐に土のう等を積むことは絶対に避ける。
- ③ 頭首工の洪水吐、土砂吐、水路の余水吐、樋門で角落し方式によるものは、洪水時には操作不能となるおそれがあるため、洪水流下を阻害しないよう処置する。
- ④ 降雨等によって河川、排水路等の護岸、堤防に損傷をうける箇所が多くなる場合、地盤のゆるみ、土砂埋没による通水断面の縮小等について、十分点検管理を行う。
- ⑤ 各種樋門、排水機場等については、緊急操作に支障を来たすことのないよう、原動機等の点検、スピンドル等の防錆注油及び操作位置までの連絡道の整備など十分の処置をする。
- ⑥ その他、それぞれの現地に適応した災害未然防止のあらゆる対策を講じて災害の軽減に万全を期する。

エ 林業対策

① 苗畑

- a 被害の受けるおそれがあると見込まれる苗畑での養苗は差し控える。
- b 日覆の補強、又はこれを一時排除する。ヒノキは特に被害を受けやすく、網を覆い風害を防止する。
- c 徒長苗にならないよう窒素質肥料の施用に注意するとともに、根切りを行い健全な苗を育成する。
- d 苗畑の排水は良好にするとともに、水の流水を防止する措置をする。
- e 被害後は速やかに倒伏苗木の手入れを行うとともに、病虫害の発生を防止するため、ボルドー液やバイジットなどを晴天に散布する。また、稚苗については、直ちにヨーゲン、メネデル等葉面散布し、樹勢の回復を図る。更にまた、罹病苗木は速やかに抜き取り焼却する。

② 造林地

- a 適正な除間伐を実施し、林縁木の保護につとめ、健全な森林を育成する。
- b 被害木は早期に処理し、病虫害の発生を防止するとともに、根切れ、根ゆるみなどを起こした幼令林木は、木起しや根踏みをして樹勢の回復を図る。

③ 特用林産

a しいたけ

フレーム、楯起こしの支柱を補強するとともに楯場の排水、通風を良くして、雑菌の

まん延を防止する。

b 木 炭

炭窯小屋の補強をするとともに炭窯の周囲の排水を良くする。

④ 治 山

治山施設等にかかる災害の発生を未然に防止し、又は被害を軽減するため、常に降雨等の気象予報等に注意し、これ等施設を巡回し、次の要項を点検し、補強、補修等必要な措置を講ずること。

a 治山ダム、護岸等については、基礎部の洗掘状況、水衡部及び袖取付部の浸食状況、堤体の亀裂状況等

b 山腹施設等については、土留、水路、編柵等の破損状況等

c 海岸防潮護岸等については、基礎部の洗掘状況、堤体の亀裂状況等

d 築設中の構造物は埋戻し、間詰等補強措置を講じ、倒壊、亀裂等を防止する。また、床掘周辺部の法面整形を行い崩壊を防止する。

e 機器、資材等は流失、埋没、破損、変質等のおそれのない場所に保管する。

⑤ 林 道

a 路面の横断勾配を保ち、排水を良くすること。また、側溝、溜桝、暗きょ等の清掃補強に努める。

b 林道沿い河川敷等の伐倒木、切株及び橋脚、橋台等に付着する障害物の除去をしておく。

c 法頭並びに法尻の保護、補強をしておく。

d 法頭付近の立木を除去し、倒木等による崩壊防止をする。

e 工事中の措置は、治山事業に準ずる。

f 洪水時に被災のおそれがある川沿いの土場、貯木場の木材は搬出するか、又は安全な場所へ移しておく。

(2) 干害予防対策

ア 農作物対策

① 水 稲

水源の確保や、河川、用排水路、溜池の整備など、水利の恒久的な改善に努める。

出穂後、糊熟期までは少なくとも、湿潤状態に保つ必要があるので、用水の不足地帯では計画的な節水かんがいを行う。

また、水源を他に求められるところでは、揚水ポンプ等でかん水するため、ポンプ等の用意を考慮する。

② 大 豆

堆きゅう肥等の施用により土壌の保水性の改善に努め、また、深耕、中耕、客土を行うことにより土壌の物理性改善に努める。なお、開花期以降の乾燥については、適宜畦間かん水を行う。

③ 果 樹

a 深耕、客土により有効土層を深くし、また腐植の増加を図る等土壌の保水力を高める。

b 敷草等による土壌の被覆及び草刈りにより、土壌水分の蒸発散量を少なくする。

- c 乾燥期の前には、かんがい用水の確保と施設資材の整備点検を行い、計画的なかん水に努める。

④ 野菜、花き等

- a 干害のおそれのある地域では、水源を確保し、共同畑地かんがい施設の整備を図る。
- b 干ばつ時の灌水、農薬散布用等、多目的な水源を確保するとともに、灌水用ポンプ、ホース等灌水手段を予め整備しておく。
- c 可能なかぎり土壌に保水性を高めるため、有機物（腐植を高める）を投入し、土壌の団粒化を促進する。
- d 野菜、切花では、地表面蒸散を抑制するため、品目作型に応じたマルチを行う。花木、茶では敷わら（草）を行う。
- e 育苗ほでは寒冷紗等により、生育を阻害しない範囲で遮光し、蒸散を抑制する。
- f 地表面蒸散を抑制するため、土壌表面を軽く中耕し、地中毛細管を切断する。
- g 花木等草生園では、干ばつ時期に草との水分競合を避けるため、草刈、除草剤散布を行う。

イ 畜産対策

① 一般対策

a 飼養管理

- (7) 畜舎は庇蔭に努め、通風・換気をよくし、家畜の生産効率の低下防止に努める。
- (4) 単位面積当たり適正な飼養規模を守り、密飼いを避けるなど、家畜のストレスの除去等、良好な環境保全に努める。
- (9) 飼料の給与については、給与量・給与期間に留意し家畜の健康増進に努める。

b 飼料作物

- (7) 干害が予想されるときは、耕地の保水性・土質等を十分勘案し、土壌条件の良くないところから収穫給与する。
- (4) 灌水処置の可能な地区については、用水路の整備を行う。

c 畜産物の保管

- 牛乳については急速冷却を行い腐敗防止等保管に十分注意する。

② 家畜衛生管理

a 疾病予防

- 熱射病等の予防のため、通風、換気に注意するとともに、飲水が不足しないよう心掛ける。

b 疾病の早期治療

- 早期治療が重要であるので家畜の健康観察を十分行い、異常の早期発見に努める。

ウ 林業対策

① 苗 畑

- a 被害を受けるおそれがある所では、床を平床にする。
- b 除草は早目に行い、かつ中耕して土壌表面からの水分蒸発を防ぐ。ただし、干天の続いたときの除草は差し控える。
- c 日覆い、敷わらなどを行うほか、灌水を実施する。

② 造 林

- a 徒長していない優良苗を使用する。
- b 特に乾燥が予想されるところについては、やや深植えをする。
- c 苗木の根元を落葉、落枝などで覆う。
- d 乾燥するところでは、蒸散抑制剤を葉面散布する。

③ 造林地

- a 1 回に強度の間伐、枝打ちをしない。
- b 林縁木の枝打ちをしない。
- c 林内地被物を採取しない。

(3) 寒冷害（雪害）予防対策

ア 農産物対策

① 水稻（山間部）

生育が遅れ、茎数はやや少なく軟弱、徒長になると発生しやすい穂いもち病の誘発を防ぐため、追肥は極力さける。

谷水などで、冷水を灌がい水として利用しているところでは、迂回水路、遊水池、ビニールチューブ等を活用して水温の上昇に努める。

また、成熟期にバラツキが生ずることが考えられるので、収穫に際しては、品質低下の防止に留意し、特に適期収穫、適切な乾燥調整を行う。

② 大豆

栽植株数を多くするとともに、有機物の施用、合理的施肥等による地力の維持に努め作物の生育を良好にすることにより被害の軽減を図る。

③ 果樹

（寒冷害対策）

- a かんきつ類は、冬季の西～北からの乾燥風を軽減するため、防風林（垣）を設ける。
また、わら、こも、化学せんい等の資材で樹冠を被覆する。
- b 冷気溜のできる地形のかんきつ類では、防霜ファン等を設置する。また、冷気の停滞を軽減するため防風垣の密閉度を小さくする等遮へい物は取り除く。
- c 湿害、移植樹のほか、結果過多、燐酸欠乏等栄養障害のある樹は耐寒力が弱いので、秋期の栄養管理には特に留意し、排水対策、施肥、摘果等による樹勢の維持に努める。
- d 晩柑類での年越果実や収穫後の果樹において凍害を受けることがあるので、気象情報に留意し、袋掛け、樹冠被覆等の保温管理、事前収穫等を行う。
- e かんきつ類の果皮に発生する秋冬季の低温障害を防止するため、果実発育期の栄養管理を適正にする。

（霜害対策）

- a かき、うめ、ぶどう等の植栽は、低地や日照不良地を避けるとともに、品質による耐凍性に十分配慮する。
- b 樹の栄養状態及び剪定法についても、適正に管理する。
- c 園内の気流の還流を促すための遮へい物の取除き、防霜ファンの設置及び樹冠被覆による保温施設を整備する。

④ 野菜、花き等

- a 寒風害、冷気停滞等、ほ場環境を十分検討し、品目、作型を選択する。

- b 寒風害には、防風垣（樹）、防風ネット等の設置、また、冷気停滞のしやすい場所では、冷気の流下を促すため、密生した防風樹（垣）の「スカシ剪定」を実施する。
 - c 土壌水分が不足すると寒害を助長するので、有機物施用により土壌の保水性増大を基本としながら、状況に応じ灌水を実施して、秋冬季の根群発育を促す。
 - d 地温の上昇による生育促進を図るため、品目、作型に応じたビニールマルチ等を実施する。
 - e 花木では、排水不良園で寒害を受けやすいので注意し、樹種によっては、結束、被覆等の防寒対策を行う。
- ⑤ 施設栽培（野菜、花き、果樹）
- a 施設の設置は、施設環境、作付品目、作型に応じた設計を基本とするが、ある程度、経済性を考慮して設置した施設では、異常低温時に適当な保温措置を講じる必要がある。
 - b トンネル栽培は、こも掛け、二重被覆、また、ハウス施設では、二重カーテン、補助暖房等必要な資材を準備する。
 - c ハウスの被覆資材が古くなったり、汚れて光線通過が悪くなった場合は、洗浄又は新しい資材と張り替えて、熱効率の向上を図る。
- ⑥ 茶
- a 冬季の樹体被害と発芽時の冷霜害とあるが、寒風害冷気停滞等、その要因に則した防風垣（樹）、換気扇の設置等の対策を講じる。
 - b 排水不良、乾燥状態で寒害を助長するので、土壌改良、敷わら（草）を実施して根群発育を促す。
 - c チッ素質肥料の多用は、耐寒性を低下させるので、施肥設計は留意する。

イ 畜産対策

- ① 一般対策
- a 畜舎等の補修
畜舎及び鶏舎等の破損箇所、危険箇所を点検し早急に補強し防寒に努める。
 - b 飼養管理
畜舎及び鶏舎の保温、換気、凍結防止及び敷料の確保に努め、飼養管理上支障をきたさないよう事前に十分措置する。特に、飲水の凍結に注意する。
- ② 家畜衛生対策
- a 疾病予防
下痢等の疾病予防のため、敷料を十分与え暖かくするとともに、保温設備の整備、点検をする。
 - b 疾病の早期治療
早期治療が重要であるので家畜の健康観察を十分行い、異常の早期発見に努める。
 - c 飼料の給与
凍結した飼料（飼料作物）は下痢を起こしやすいから注意する。

ウ 林業対策

- ① 苗 畑
- a 床面にわら、もみがら等を敷いて保温する。

- b 霜柱の立ちやすい畑は、排水を良くし床面に秋期の砂を2～3cm敷くか、わらで被覆する。
- c 風当たりの強いところに仮植しない。
- d 9月中旬から下旬に根切りを行う。

② 植 林

- a 徒長していない優良苗を使用する。
- b なだれ発生のおそれがある林地は前生樹を等高線に帯状に残し、地上1.0～1.5mの頭載木とする等なだれ防止に注意する。

③ 造 林 地

- a 寒害を防ぐため9月以降の下刈をさける。
- b 枝打ちは、強度に行わず、樹高の1／2程度におさえ降雪までに行う。
- c 林縁木の枝打ちはしない。
- d 適正な間伐を実施し、健全な森林を育成する。

第24章 気象業務整備計画（和歌山地方気象台、県県土整備部）

1 現 況

(1) 気象観測値等の把握状況

効果的な防災活動に資するためには気象等の実況値を即時的に入手し、適時適切な気象情報を提供することが重要である。

実況値の即時的把握のため、和歌山地方気象台では和歌山県内に降水量はほぼ17kmメッシュで、風向、風速、気温、湿度、日照はほぼ21kmメッシュで展開した地域気象観測所のオンラインシステムによって入手している。

また、和歌山県が防災上必要な地域に展開した雨量観測所のデータは必要に応じ、電話回線を通じて和歌山県水防本部へ通報されている。

※ 和歌山地方気象台所管の気象観測所・同配置図は、資料編28-01-01、28-01-02を参照

※ 県水防本部が雨量報告を受ける観測所は、資料編28-02-00を参照

※ 潮位観測所は、資料編28-03-00を参照

※ 地震観測施設は、資料編28-04-01、28-04-02、28-04-03を参照

※ 巨大津波観測所は、資料編28-05-00を参照

※ 和歌山地方気象台所管の地震計・震度計・潮位観測所等配置図は、資料編28-06-00を参照

※ 県水防本部が報告を受ける水位観測所は、資料編28-07-00を参照

(2) 気象観測値の精度維持

正確な観測値を得るためには次の点検が必要である。

ア 保守点検

定常及び臨時点検を行い測器の精度維持を図る。

イ 測器の検定

気象測器には検定期間があり、その期間を越えないように再検定を受ける必要がある。

2 計画方針

災害の未然防止並びに軽減に資する気象情報の質的向上及び迅速な伝達を図るとともに、気象実況の的確な把握に必要な気象観測施設の整備及び観測値の精度保持に努めるものである。

3 事業計画

(1) 気象情報

ア 気象予測資料の改善

イ 気象業務に関する知識の普及

(2) 観測システム整備・充実

(3) 津波観測システム整備・充実

第25章 防災救助施設等整備計画

第1節 消防施設整備計画（県危機管理部）

1 現 況

現在、県内30市町村のうち29市町村に常備消防機関が設置されており、消防本部数17、消防署所数48となっている。（R5.4.1現在）

- ※ 消防力の現況（消防常備化地域図）は、資料編29-01-00を参照
- ※ 消防の概要は、資料編29-02-00を参照
- ※ 消防ポンプ自動車等現有数は、資料編29-03-00を参照
- ※ 消防水利の現況は、資料編29-04-00を参照

2 計画方針

近年における災害の複雑化、多様化及び大規模化に対処するため、消防施設整備計画に基づく消防施設の計画的な整備を促進し、消防力の充実強化に努める。

特に、中高層建築物及び危険物施設等の増加に対応した消防施設の科学化を図るため、はしご付消防ポンプ自動車、化学消防ポンプ自動車、救助工作車等科学消防施設の整備を促進する。

3 事業計画

県は、次により消防施設設備の整備について指導を行うほか、消防施設等の整備を推進する。

(1) 消防機械器具の整備

消防ポンプ自動車、小型動力ポンプ等基幹消防力の充実を図るとともに、特殊災害に対処するため、はしご付消防ポンプ自動車、化学消防ポンプ自動車等科学消防施設の整備拡大を図る。

(2) 救助工作車・資機材の整備

災害時における救助活動の迅速化、的確化を図るため、救助工作車・資機材の整備を促進する。

(3) 化学消火薬剤の備蓄

危険物等の火災に備えて泡消化薬剤等の備蓄に努める。

(4) 消防水利の整備

消火栓の新設、増設、防火水槽及び耐震性貯水槽等の整備により消防水利の確保に努める。

第2節 水防施設整備計画（県県土整備部）

1 現 況

県下における水害の防御・被害の軽減のため、平常時からの水位、雨量の観測、備蓄資材の保管水防倉庫の整備を行っている。

※ 水防施設等の現況は、資料編30-00-01、30-00-02を参照

2 計画方針

洪水、津波又は高潮による災害に対処するため、水防法の規定により和歌山県の区域における水防の責任を十分に果たし、水防施設の整備を図る。

3 事業計画

(1) 水防倉庫及び資材等

水防箇所ごとに想定される水防工法に応じた資器材の種類、数量及びそれらを収納する倉庫を備えるものとし、緊急時に備え定期的に整備点検、補充しておく。

また、長期の保管に適さない資材等は、民間取扱業者と契約しておく等の方法を講じておくものとする。

(2) 雨量、水位等観測所

雨量、水位等の情報を正確、迅速に把握するため、県下の適当な箇所に、雨量計、水位計を設置し、そのテレメータ化を図っていく。

第3節 救助物資等備蓄計画（県福祉保健部）

1 現 況

県は、被服、寝具、その他生活必需品について、災害救助法適用時において広域的な立場から市町村の備蓄を補完するため、現物備蓄及び流通在庫備蓄の確保に努める。

※ 県の災害救助物資備蓄状況は、資料編31-00-00を参照

2 計画方針

災害に際し、災害対策基本法及び災害救助法その他により実施する災害応急対策を円滑に実施できることを目的として、救助物資の備蓄及び流通備蓄の推進並びに備蓄倉庫の整備を図る。

3 事業計画

(1) 被服、寝具、その他生活必需品

被服、寝具、その他生活必需品（家庭動物の飼養に関する資材を含む）について、その耐用年数等にかんがみ、多量の備蓄を行うことは困難であることから、被災時において必要な物資は現地調達することを原則とし、県内大手流通業者を中心に、調達に関する協定を締結し、それらの輸送に関しての協定を（公社）和歌山県トラック協会と締結している。

また、県においては、併せて食物アレルギーに配慮した食料確保に努めるなど適当な備蓄物資の確保とこれらの管理を行うものとし、社会福祉施設等に協力を要請して県有施設以外の備蓄（ところてん方式）も行っていく。

なお、県や市町村における備蓄物資の在庫管理については、物資調達・輸送調整等支援システムを活用するものとする。

- | | |
|---------------------------|-------------|
| ※ 災害救助物資の調達に関する協定書 | 資料編45-03-02 |
| ※ 社会福祉施設等を活用した在庫備蓄に関する協定書 | 資料編45-03-04 |
| ※ 災害時におけるレンタル機材の供給に関する協定書 | 資料編45-03-05 |
| ※ 緊急・救援輸送及び荷さばき業務に関する協定書 | 資料編45-04-02 |

(2) 医薬品等

主に震災発生初動期3日間の救護医療に必要な医薬品等を確保するため、県医薬品卸組合との間で流通備蓄に関する協定を締結している。また、発生後中～長期に需要が見込まれる医薬品については、県内の災害拠点・支援病院との間で協定を締結し、備蓄している。

このほか、関係団体と協定を締結し、災害時に必要な医療資材等について、優先的に供給できる体制としているほか、調達した医薬品等の保管や配送に関する協定も県医薬品卸組合との間で締結している。

なお、輸血用血液製剤については、和歌山県赤十字血液センターが中心となり、確保・供給する。

- | | |
|------------------------------|-------------|
| ※ 医薬品・血液調達先一覧 | 資料編46-06-01 |
| ※ 大規模災害時に対応する医薬品の流通備蓄に関する協定書 | 資料編46-06-02 |
| ※ 災害対策用医薬品・衛生材料備蓄品目 | 資料編46-06-03 |
| ※ 災害時における医療救護活動等に関する協定書 | 資料編46-06-04 |
| ※ 大規模災害時における医薬品等の供給に関する協定書 | 資料編46-06-05 |

※ 大規模災害時における医療機器等の供給に関する協定書	資料編46-06-06
※ 大規模災害時における医薬品等の供給に関する協定書	資料編46-06-07
※ 災害救助物資の調達に関する協定書	資料編46-06-08
※ 大規模災害時に対応する医薬品の備蓄に関する協定書	資料編46-06-09
※ 災害対策用備蓄医薬品	資料編46-06-10
※ 大規模災害時における臨床検査薬等の供給に関する協定書	資料編46-06-11
※ 災害救助物資の調達に関する協定書	資料編46-06-12
※ 大規模災害時における医薬品等の保管等に関する協定書	資料編46-06-13
※ 大規模災害時における歯科に係る医薬品等の供給に関する協定書	資料編46-06-14
※ 災害救助物資の調達に関する協定書	資料編46-06-15

(3) 備蓄倉庫の整備

災害発生時に迅速に対処するため、各振興局を中心に備蓄倉庫の整備を図る。

第4節 防災拠点施設整備計画（県危機管理部）

1 計画方針

災害に際し、災害応急対策の拠点として、平常時には防災に関する県民の啓発、教育の機能を有する施設として、防災拠点施設の整備に努めるものとする。また、大規模災害等に備えるため、広域防災拠点の整備を進めるものとする。

2 事業計画

県は、想定災害に対する詳細な被害想定を実施するものとする。

被害想定結果に基づき、防災拠点の適切な配置計画、分担すべき機能等を盛り込んだ整備計画を策定するものとし、防災拠点となる公共施設等の耐震化における数値目標の設定等の実施に努めるものとする。

また、公共建築物の耐震診断の実施状況や実施結果をもとにした、耐震性に係るリストの作成及び公表に努めるものとする。

その際、既存の防災機能を有する用地については、その利活用、相互補完等について検討を行うものとする。

第5節 紀の川緊急用河川敷道路・防災拠点整備計画（近畿地方整備局、県県土整備部）

1 現 況

現在、災害発生時の緊急輸送路・防災拠点等として使用できる緊急用河川敷道路および防災公園を紀の川本川下流部において整備している。

2 計画方針

災害発生時において、紀の川下流部（和歌山市街部）における緊急輸送路等のルートの多重性及び代替性、紀北地域を対象とした救援物資の集積場、救援隊の駐留地として防災拠点等を確保する。

3 事業計画

災害発生時において、河川施設の復旧工事のほか、被災者の避難、救援活動、被災地の復旧活動及び緊急物資の輸送などのためのルートの多重性及び代替性を確保するため紀の川本川下流部に緊急用河川敷道路を整備する。

整備済み延長は、右岸：8.6km/8.6km（2.0k～9.6k） 左岸：7.7 km/8.8km（0.2k～8.9k）

また、津波の影響がない紀の川大堰直上流における防災拠点及び緊急用河川道路を整備する。

（参考：防災拠点に隣接する紀の川大堰管理所の防災機能 資料編：31-01-00）

第26章 防災行政無線整備計画（県危機管理部）

1 防災行政無線の整備及び県民への防災情報の伝達

(1) 和歌山県総合防災情報システム（県防災行政無線を含む）の整備

県民の生命、財産を災害から守るためには、災害対策基本法、災害救助法、気象業務法、水防法、消防組織法等の諸法令に基づいて県が行う予防、応急活動及び復旧・復興活動を有効に遂行できるような情報連絡体制を整備することが重要である。

特に県と市町村や消防本部等の防災関係機関との通信経路の確保は、気象情報の迅速な伝達、災害情報の的確な把握、状況に即応した応急救助の指示・要請等といった災害対策のあらゆる面において必要不可欠な要件であるが、災害時の一般公衆回線は寸断や輻輳^{ふくそう}等が発生するため、これに頼らない県独自の通信経路を整備する必要がある。

県では、このための通信システムとして和歌山県総合防災情報システムを整備し運用している。令和4年度からは一般財団法人自治体衛星通信機構が運営する第3世代地域衛星通信ネットワークによる衛星通信回線を導入し、県の情報通信基盤である「きのくにe-ねっと」による有線回線との2つの通信経路で、県庁と振興局等の出先機関、30市町村、17消防本部及び陸上自衛隊信太山駐屯地とを接続し、被害情報、支援情報及び映像情報等の各種災害情報及び防災情報を県内で一元化・共有化できる通信システムを構築するとともに、専用のファクシミリ及び電話で通信を確保している。

この他に、県では全県移動系防災行政無線を整備しており、公用車、漁業取締船及び防災ヘリに無線機を搭載するとともに、携帯型や可搬型の無線機を整備することにより、機動性と耐災害性を重視した通信手段を確保している。

(2) 市町村防災行政無線の整備による通信確保と地域住民への防災情報の伝達

市町村防災行政無線は、地域住民に迅速かつ的確に防災情報や緊急地震速報等の気象情報を提供して住民の生命・財産の安全を守るために有効な情報伝達手段である。

市町村防災行政無線（同報系）は県内30市町村すべてで整備が行われているが、屋外拡声スピーカーの音声は暴風や豪雨時に著しく聞こえにくくなるため、地域住民が防災情報を受け取る機会を損なわないよう、戸別受信機の整備や防災行政無線伝達手段の多様化・複数化の推進について助言していくこととする。

移動系の防災行政無線は、25市町村で整備している。過去の災害では、一般の電話回線や携帯電話回線が被災したり停電等で使用できなくなって通信の確保に困難を極めており、機動性が高く耐災害性に優れた移動系防災行政無線の整備を助言していく。

また、災害時に孤立する可能性のある地域は、安否確認や被害情報の収集等が特に遅れがちとなるため、移動系防災行政無線機や衛星携帯電話の設置など、あらゆる手段を検討して地域特性に応じた方法によって通信を確保するよう助言していく。

第27章 公安関係災害予防計画（和歌山・田辺海上保安部、警察本部）

1 計画方針

災害の発生又は被害の拡大を未然に防止するための公安関係災害予防計画は、次によるものとする。この計画の実施に当たっては、他の機関の行う防災業務との調整を図り、総合的な防災業務の推進に寄与するように努める。

2 事業計画

〈警察予防計画〉

(1) 警備体制の整備

ア 情報・通信体制の確立

気象情報等災害情報の迅速な収集と伝達・広報、迅速・正確な被害状況の把握、関係機関との連携強化のため、多角的な情報・通信体制の整備充実に努める。

イ 装備資機材の整備

災害警備実施に必要な装備資機材を警察本部、警察署、交番及び駐在所の機能に応じた整備充実を図るとともに、警察施設の非常用電源の整備を行う。

ウ 警察職員の教養訓練の実施

災害警備実施に関して、警察職員の教養訓練を計画的に実施するとともに、積極的に関係機関及び住民と協力して総合的な訓練を行う。

なお、総合的な訓練においては、効果的な実施を図るため必要に応じ、災害対策基本法第48条による交通規制を行い、効果的に実施する。

エ 部隊活動拠点の整備

警備部隊等（県内部隊及び県外特別派遣部隊）の活動拠点の確保に努める。

(2) 危険予測地域の調査及び避難場所等の周知徹底

関係機関と協力し、災害発生に伴う危険予測地域の調査を行い、危険地域住民に対し、災害発生時の避難場所、避難経路等の周知徹底を図る。

(3) 交通確保に関する体制及び施設の整備

交通規制計画の策定・交通管制施設の整備及び緊急通行車両に係る確認手続き、運転者のとるべき措置の周知徹底に努める。

(4) 住民の防災意識の醸成

地域住民、企業等の参加による防災訓練、防災講習会の実施や防災広報を積極的に行い住民の防災意識の醸成と災害時要援護者に対する支援意識の普及等の事前対策を推進する。

(5) 関係機関等の連携強化

関係機関・団体等との連携を密にし、相互協力・支援体制の強化に努める。

〈海上予防計画〉

(1) 資機材等の整備

防災活動を迅速かつ確実に実施するため、防災資機材および通信機材の整備充実に努める。

(2) 調査研究

防災活動を適切かつ効果的に実施するため、次の関係資料の収集及び調査研究に努める。

ア 災害発生状況及び災害の教訓等に関する資料

イ 災害発生の予想に関する資料

ウ 港湾状況

エ 防災施設、器材等の種類、分布等の状況

(3) 関係機関との連絡協力体制

災害予防のため、関係行政、民間団体との連絡を強化し、相互に協力するよう努める。

(4) 研修訓練

平常業務を通じて、職員に対し、防災に関する指導を行うとともに、随時次の研修訓練を実施する。

ア 災害関係法令及びその運用に関する知識並びに海上災害の専門知識に関する研修

イ 非常呼集、防火、捜索救助、警報伝達、物資の緊急輸送、流出油事故対策等の防災に関する訓練

ウ 防災訓練の参加

(5) 防災思想の啓発

各種船舶に対する海難防止活動を実施するほか、随時海難防止講習会を開催し、資料の配布、スライド映写等による海上災害防止思想の普及に努める。

(6) 避難港及び避泊地の状況

本県沿岸は、大型船の避泊する広さをもつ港湾がなく、避難港に指定されている由良、勝浦港以外は、台風時に南寄りのうねり、波浪が侵入し、避泊には不適當である。各港の状況は次の表のとおりである。

港 名	概 要
勝 浦 港	台風時、東のうねりの余波が侵入するが、500トン未満の避難港として適している。
宇久井港	南東方が開いており、台風時うねりが侵入する。
浦 神 港	3方を山に囲まれ、台風時東の波浪が侵入する。
串 本 港	北東～東北東風の時波浪が侵入するが、台風時の避泊地として好適である。
袋 港	南西風及び台風時以外は避泊に適するが、港内は狭く、小型船のみ避泊できる。
周参見港	南～南西風の時は波浪が侵入するが、500トン以下の船舶在泊可能だが、台風時は不適である。
田 辺 港	避泊に適するが、港内暗礁多い。文里泊地は500トン未満の船舶が入港可能で、100トン級10隻が在泊可能である。
日 高 港	日高川口にある港で、向海風時には避泊できるが、地形不案内船の避泊は不適當である。
由 良 港	台風時、南西のうねりが侵入するが、500トン級船舶の避難が可能である。
和 歌 山	下津区は北西風時、いくらかうねりが侵入するが、避難港として適している。

下 津 港	和歌山区は南西風多く台風時以外は避泊に適している。 和歌浦は東の風に対しては避泊に適している。
新 宮 港	港口のほぼ中央に沖の八島（最小水深1.3m）があり、港内南側は浅所が点在。 10,000トン級の船舶が係船可能な公共岸壁も有するが、台風時東の波浪が侵入する。

第28章 防災訓練計画（県危機管理部）

1 計画方針

非常災害に備えて、防災関係業務に従事する職員の災害対応力強化、防災関係機関との連携強化及び県民の防災意識の高揚を図るため、より実践的な訓練を積極的、継続的に実施する。

県民は、これらの機関が実施する訓練に積極的に参加することにより、的確な防災対応を体得するよう努めるものとする。

2 事業計画

訓練を行うに当たっては、訓練の目的や災害及び被害を具体的に設定した上で、防災関係機関との発災時の連絡先、要請手続等の確認を行うとともに、あらかじめ設定した訓練効果が得られるように訓練参加者、使用する器材及び実施時間等の訓練環境などについて具体的な設定を行い、参加者自身の判断も求められる内容を盛り込むなど、実践的なものになるように工夫する。

また、訓練後には訓練成果を取りまとめ、課題等を明らかにし、必要に応じ体制等の改善を行うとともに、次の訓練に反映させるように努める。

(1) 総合防災訓練

県、市町村及び防災関係機関は、大規模な災害を想定して、相互に連携した訓練を一体的に実施するものとする。訓練を行うに当たっては、上記事項を踏まえ、より実践的なものになるように工夫し、訓練結果を検証することで、年々、訓練内容が充実したものになるように努めるものとする。

(2) 災害対策本部運営図上訓練

震災時において迅速・的確に災害対策本部の運営を行うため、災害対策本部の設置、被害情報の収集、整理、伝達等の訓練を行い、訓練結果を検証し、必要に応じ体制等の見直しを行う。

(3) 防災要員訓練

緊急防災要員、災害時緊急支援要員、広域防災拠点要員等の職務の習熟を図ることを目的とした研修・訓練を定期的実施する。

(4) 広域的な防災訓練

県は、他の都道府県との協定等に基づく災害対策等が円滑に行われるよう広域的な防災訓練を実施する。

(5) 各機関の訓練

県、市町村、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関等防災関係機関は、それぞれの計画に基づき、個別に又は共同で次に掲げる訓練を実施するものとし、各関係機関は相互に十分連絡をとり協力するものとする。

学校、病院、社会福祉施設、百貨店、ホテル、旅館等にあつては、収容者等の人命保護のため特に避難についての施設を整備し、訓練を実施するよう努める。

ア 図上訓練

イ 実地訓練

通信、予警報の伝達、避難、警備、救出、救助、医療、防疫、水防、消防、非常参集、その他訓練

第29章 防災知識普及計画（近畿総合通信局、県危機管理部・県環境生活部

・県教育委員会）

1 計画方針

県、市町村、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関等防災関係機関は、関係職員に対して防災教育を実施するとともに、自治会、自主防災組織、社会福祉協議会、民生委員、企業などの多様な主体の関わりの中で、防災知識の普及に努め、災害予防及び防災体制の充実を図る。

またその際、障害者、高齢者、外国人、乳幼児、妊産婦等の要配慮者や男女のニーズの違い等に十分配慮することに加え、家庭動物の飼養の有無による被災時のニーズの違いについても配慮した防災教育、防災知識の普及に努めるとともに、災害発生後の避難所や仮設住宅等においては、被災者や支援者が性暴力・DVの被害者にも加害者にもならないための意識の普及、徹底を図るものとする。

2 事業計画

(1) 職員に対する防災教育

防災関係機関は、防災業務に従事する職員に対し、災害時における適正な判断力を養い、各機関における防災活動の円滑な推進を期するため、下記の方法等により、あらゆる機会を利用して防災教育の普及徹底を図る。

- ア 講習会、研修会等の開催
- イ 防災活動の手引等印刷物の配布
- ウ 見学、現地調査等の実施

(2) 一般住民に対する防災知識の普及

防災関係機関は、単独又は共同して、住民の災害時における心得等防災に関する知識の高揚を図るため、下記の媒体等の利用により防災知識の普及に努める。

- ア ラジオ、テレビ及び新聞の利用
- イ 県ホームページ、広報誌、広報車の利用
- ウ パンフレットの利用
- エ 映画、スライド等による普及
- オ 講習会、講演会等の開催及び訓練の実施
- カ 防災マップ、ハザードマップ、避難カード等の作成、住民への配布（市町村）
- キ 地震体験車の利用
- ク トイレカーやトイレトレーラー（以下「移動型トイレ車両」という。）、高付加価値コンテンツ等による普及
- ケ 県災害対応シミュレーションゲームの利用
- コ その他

(3) 普及の内容

防災知識の普及は、おおむね次の事項を中心に、その徹底を図る。

- ア 防災気象に関する事項
- イ 過去の主な被害事例

ウ 地域防災計画の概要

エ 防災予防の概要 火災予防、台風時における家屋の事前補修他

オ 平常時の心得（準備）

- a 食糧、飲料水、携帯トイレ及びトイレットペーパー等の備蓄〔家庭においては消費しながらの備蓄（ところてん方式）を行い1週間分程度とする〕
- b 非常持ち出し品の準備
- c 避難路、避難場所及び所要時間の把握
- d 災害時の家族内の連絡体制の確保
- e 避難所運営の方法
- f 要配慮者の所在把握
- g 石綿の吸引を防ぐ防じんマスクの備蓄及び正しい活用方法の習得
- h 家庭動物との同行避難の方法や受入れる避難所の場所、避難所での飼養についての準備（犬の登録・狂犬病予防注射接種等の法令遵守、しつけ、餌の備蓄等）
- i 正確な情報の入手方法（防災わかやまメール配信サービス、和歌山県防災ナビ）
- j 自動車へのこまめな満タン給油

カ 災害時の心得

- a 「自らの命は自らが守る」という意識を持ち自らの判断で避難行動をとること
- b 災害情報等の聴取方法
- c 停電時の処置
- d 避難場所安全レベルについての考え方
- e 避難に関する情報の意味（「安全な場所にいる人まで避難場所に行く必要がないこと」、「避難先として安全な親戚・知人宅等も選択肢としてあること」、「警戒レベル4で『危険な場所から全員避難』すべきこと」）の理解

キ 通信確保に関する事項

通信の仕組みや代替通信手段の提供等について定期的な訓練も考慮し利用者への周知に努める。災害時における通信量の増加を抑制するため、災害時の不要不急な通信は控えるよう周知に努める。

(4) 災害教訓の伝承

県及び市町村は、過去に起こった大災害教訓や災害文化を確実に後世に伝えていくため、大災害に関する調査分析結果や映像を含めた各種資料を広く収集・整理し、適切に保存するとともに、広く一般に閲覧できるよう公開に努める。また、「世界津波の日」の由来となった濱口梧陵の精神や災害に関する石碑・モニュメント等の自然災害伝承碑が持つ意味を正しく後世に伝え、地震・津波防災意識の向上に努める。

住民は、自ら災害教訓の伝承に努める。県及び市町村は、住民が災害教訓を伝承する取組を支援する。

(5) 学校での防災教育

児童生徒が、自らが命を守る主体者となるため、下記の取組に努める。

- ア 「和歌山県防災教育指導の手引き」を活用した防災学習
- イ 地域の防災を担う青少年を育成するための高校生防災スクール
- ウ 歴史資料等を活用した防災文化の形成

- エ 気象とその変化に対する科学的な見方や考え方の育成
 - オ 実践的な避難訓練や地域と連携した避難訓練
- ※ 防災事業協力に関する協定書 資料編31-02-00

第30章 自主防災組織整備計画（県危機管理部）

1 計画方針

市町村における住民の隣保共同の精神に基づく自主防災組織の整備充実は、防災意識の高揚並びに災害時における人命の安全確保を図るうえで重要なことであり、これの育成強化について、整備を行う。

また、多数の者が出入りし、又は利用する施設、危険物を製造、若しくは保有する工場、事業場等においても、自主的な防災組織を編成し、大規模な災害、事故等に備える。

さらに、災害時行動マニュアルの作成、防災体制の整備、防災訓練等の実施、地域の防災訓練への積極的な参加及び地域住民と連携した防災活動等、企業の災害時における地域に果たす役割を十分認識し、防災活動の推進を図る。

(1) 自主防災組織の具体的活動

自主防災組織は、あらゆる災害の予防活動をはじめ、災害時の出火防止、初期消火、被害者の救出及び安否確認、遺体の搜索、身元確認、避難立退きの受入れ、たき出し、生活必需物資の配給、医療あっせん、応急復旧作業等について、地元消防機関等公共的団体と協力して実施する。

(2) 住民組織の必要性の啓発と指導

市町村は、自主防災組織の設置を促進するため、市町村地域防災計画に必要事項を明示するとともに、地域住民に対し自主防災組織の必要性について、積極的かつ計画的な広報等の指導を行い防災に関する意識の高揚を図る。また、障害者・高齢者等の要配慮者や女性の参加の促進に努め、災害予防と応急救助活動が能率的に処理されるよう、常にこれら組織の整備拡充を図る。

また、地域の防災力の向上を総合的に推進するため、地域の環境や事情に精通していると同時に消防に関する豊富な知識や経験、技術を有する消防団と自主防災組織との連携、協力関係の構築を図る。

2 事業計画

〔住民による自主防災組織〕

(1) 市町村地域防災計画の修正

市町村地域防災計画に自主防災組織の整備計画を定め、自主防災組織の役割、地域区分、設置方法、市町村の自主防災組織に対する育成、指導等を明らかにする。

(2) 住民の防災意識の高揚

住民の防災意識の高揚を図るため、パンフレット、ポスターの作成及び座談会、講習会等の開催に積極的に取り組む。

(3) 自主防災組織の単位

住民が自主的な防災活動を行ううえで、市町村の実情に応じた適正な規模の地域を単位として組織の設置を図る。

ア 住民が連帯感に基づいて防災活動を行うことが期待される地域

イ 住民が基礎的な日常生活圏として一体性を有する地域

(4) 既存組織の活用

現在住民が自主的に防災活動を行っている組織がある場合は、新しい自主防災組織へ発展して

いくよう市町村において積極的に指導する。

特に、自治会等の最も住民に密接な関係にある組織を有効に活用して、自主防災組織の育成強化を図る。

(5) 市町村の指導、助言

住民が自主防災組織をつくり、実際に活動していくために、市町村は、自主防災計画の作成、当該自主防災組織の運営、防災資機材及び防災訓練等に対する指導、助言等を行うとともに、組織の核となるリーダーへの研修を実施する。

(6) 県の助成等

県は市町村の行う防災資機材の整備及び自主防災組織の活動促進についての助成を行い、自主防災組織の組織化・活性化を推進する。また、研修の実施などにより、防災の中心的な担い手となる地域防災リーダーの育成に努める。

(7) 自主防災組織の内容

自主防災組織は、地域の規模、態様によりその内容が異なるものであるが、それぞれの組織において規約及び活動計画を定めておくものとする。

(8) 自主防災組織の活動

平常時

- ア 防災に関する知識の普及
- イ 防災訓練の実施
- ウ 火気使用設備器具等の点検
- エ 防災資機材の備蓄
- オ 近隣の高齢者、障害者、外国人、乳幼児等の要配慮者の所在把握

災害時

- ア 情報の収集伝達
- イ 出火防止、初期消火及び消防機関への協力
- ウ 責任者による避難誘導、救出、救護（特に要配慮者に配慮する。）

〔施設の自主的な防災組織〕

災害が発生した場合、中高層建築物、学校、劇場、病院等多数の者が出入りし、又は利用する施設及び石油、ガス等の危険物を製造若しくは保管する施設又は多人数が従事する工場、事業所においては、火災の発生、危険物類の流出、爆発等により、大規模な災害発生が予想されるので、これらの被害の防止と軽減を図るため、施設の代表者や責任者は、自主的な防災組織を編成し、あらかじめ消防、防災計画をたてておく。

また、災害時行動マニュアルの作成、防災体制の整備、防災訓練等の実施、地域の防災訓練への積極的な参加及び地域住民と連携した防災活動等、企業の災害時における地域に果たす役割を十分認識し、防災活動の推進を図る。

(1) 対象施設

- ア 中高層建築物、地下街、劇場、百貨店、旅館、学校、病院等多数の人が利用し、又は出入りする施設
- イ 石油類、高圧ガス、火薬類、劇毒物等を貯蔵し、又は取扱う製造所、貯蔵所及び取扱所
- ウ 多数の従業員がいる事業所等で自主的な防災組織を設置し、災害防止に当たることが効果的

である施設

エ 雑居ビルのように同一施設内に複数の事業所があり、共同して自主的な防災組織を設置することが必要な施設

(2) 組織設置要領

事業所の規模、形態によりその実態に応じた組織づくりを行い、それぞれの施設において、適切な規約及び自主防災計画を策定する。

(3) 自主防災計画

自主防災計画は、予防計画、教育訓練計画及び応急対策計画に区分して作成する。

予防計画

- ア 予防管理組織の編成
- イ 火気使用施設、危険物、準危険物、特殊可燃物の点検整理
- ウ 消防用設備等の点検整備

教育訓練計画

- ア 防災教育
- イ 防災訓練

応急対策計画

- ア 応急活動組織の編成
- イ 情報の収集伝達
- ウ 出火防止及び初期消火
- エ 避難誘導
- オ 救出、救護

(4) 自主的な防災組織の活動

平常時

- ア 防災訓練及び地域の防災訓練への積極的な参加
- イ 施設及び設備等の点検整備
- ウ 従業員等の防災に関する教育の実施

災害時

- ア 情報の収集伝達
- イ 出火防止、初期消火及び消防機関への協力
- ウ 避難誘導、救出、救護

第31章 災害時救急医療体制確保計画（県福祉保健部）

1 計画方針

災害発生時における救急医療の確保については、本計画を中心に市町村、日本赤十字社、医師会、病院協会、看護協会、その他医療関係機関の協力を得て、医療体制等の確保に努める。

2 計画内容

(1) 実施主体

知事及び医療機関の開設者等が行うものとする。

(2) 実施の方法

ア 「災害拠点病院」の指定及び整備

災害医療支援機能を有し、24時間対応可能な緊急体制を確保する災害拠点病院を県下2次医療圏域に指定整備することにより、災害時の医療を確保する。

イ 災害拠点病院の種類等

① 和歌山県総合災害医療センター

県内全域を対象とした災害時における医療救護等にあたるとともに、被災地域の後方支援や研修機能を有する県における災害時医療対策の中核施設。

② 地域災害医療センター

主として二次医療圏域内の災害時における医療救護等にあたる、圏域における災害医療対策の中核施設。

※和歌山県災害拠点病院は、資料編32-01-00を参照

ウ 「災害拠点病院」の整備基準等

① 病棟（病室、ICU等）、救急診療に必要な診療棟（診察室、検査室、レントゲン室、手術室、人工透析室等）、災害時における患者の多数発生時に対応可能なスペース及び簡易ベッド等の備蓄スペース。

② 診療に必要な施設等の耐震構造

③ 電気等のライフラインの維持機能

④ 原則として、病院敷地内にヘリコプターの離発着場を有すること。

やむなく病院敷地内に確保が困難な場合は、病院近接地に非常時にも使用可能な離発着場を確保すること。

⑤ 被災地における自己完結型の医療救護に対応できる携行式の応急用医療資器材等。

エ 災害派遣医療チーム（DMAT）の体制整備

災害の急性期（概ね48時間以内）に被災地に迅速に駆けつけ、救急治療を行うための専門的な訓練を受けた災害派遣医療チーム（DMAT）の活動により、傷病者の救命率の向上や後遺症の減少が期待され、県内11施設（県立医科大学附属病院、日本赤十字社和歌山医療センター、和歌山労災病院、公立那賀病院、橋本市民病院、有田市立病院、ひだか病院、紀南病院、南和歌山医療センター、白浜はまゆう病院及び新宮市立医療センター）が日本DMAT隊員養成研修を終了していることから、県内の運用体制の整備を図るものとする。

オ 災害派遣精神医療チーム（DPAT）の体制整備

災害発生直後の急性期（概ね４８時間以内）から中長期に渡り、被災地の精神医療システムの機能補完や災害により新たに生じた精神的問題への対応を行う災害派遣精神医療チーム（ＤＰＡＴ）の体制整備を図る。

カ 日本栄養士会災害支援チーム（ＪＤＡ－ＤＡＴ）との連携

被災地における緊急栄養補給物資の支援など、状況に応じた栄養・食生活支援活動を通じ、被災地支援を行う日本栄養士会災害支援チーム（ＪＤＡ－ＤＡＴ）との連携に努める。

キ 災害医療コーディネーターの配置

災害時の医療体制を迅速かつ的確に構築するため、救急及び透析医療に熟知している者をコーディネーターに委嘱し、災害医療本部に統括災害医療コーディネーターを、二次保健医療圏単位に地域災害医療コーディネーターを配置する。

和歌山県災害医療コーディネーター設置要綱は、資料編46-14-00を参照

ク 災害時小児周産期リエゾンの配置

災害時の医療体制を迅速かつ的確に構築するため、小児医療又は周産期医療に熟知している者を災害時小児周産期リエゾンに委嘱し、災害医療本部に配置する。

和歌山県災害時小児周産期リエゾン設置要綱は、資料編46-14-01を参照

ケ 災害支援ナースの派遣体制整備

災害発生時における看護ニーズに迅速に対応するため、災害支援ナースの所属施設との協定締結を促進する等、派遣体制の整備を図る。

※災害支援ナースの派遣に関する協定は、資料編46-18-00を参照

※災害支援ナースの派遣に関する協定の締結状況は、資料編46-18-01を参照

(3) 地域医療機関等との連携

知事は、市町村、日本赤十字社、医師会、病院協会、看護協会、その他医療関係機関の協力を得て、各地域毎の災害時における救急医療体制の確保に努める。

① 地域における医療救護の中核施設としての「災害拠点病院」と「災害支援病院」等の医療関係機関との間で、地域の実情に応じたネットワーク等の連携を図るものとする。

※ 災害支援病院は、資料編32-02-00を参照

② 市町村等が開設する救護所・避難所等を考慮した医療班等の派遣、受入れ体制について地域における関係機関等の連携を図るものとする。

(4) その他

① 知事は、関西広域連合による広域防災体制の枠組及び「近畿圏危機発生時の相互応援に関する基本協定」に基づき、災害時の医療救護を円滑に行うため、医療班等人員の派遣・受入れ、傷病者などの搬送・受入れ等の後方支援等の実施について関係機関と協議を行うものとする。

② 「災害拠点病院」は、他の地域が被災した場合における自己完結型の医療班等の派遣、傷病者などの受入れ等後方支援の計画をたて、研修・訓練を行うものとする。

第32章 避難行動要支援者対策計画

(県危機管理部・県企画部・県共生社会推進部・県福祉保健部)

1 計画方針

各地域における乳幼児、身体障害者、知的障害者、精神障害者、病人、難病等の患者・児、高齢者、妊産婦、外国人など、災害に際して必要な情報を得ることや迅速かつ適正な防災行動をとることが困難な人々に対し、迅速、的確な対応を図るための体制整備については、本計画によるものとする。

2 計画内容

平時における各地域での住民相互の助け合いや適切なケアシステムの構築が、災害時における避難行動要支援者対策にもつながることから、県、市町村は、住民の自立と相互の助け合いを基調とする福祉コミュニティづくりやこれを支える保健、医療、福祉サービスの連携・供給拠点を、体系的に整備するよう努めることとする。

(1) 生活保護法の適用

災害により生活に困窮し、生活保護法による保護の申請があった場合、管轄する実施機関は、市町村本部並びに民生委員と連絡を密にし、本庁協議のうえ、速やかに保護の要否を決定するものとする。

なお、保護の決定に当たっては、特に、救助法による救助実施の期間及びその内容について十分留意するものとする。

(2) 避難行動要支援者の把握・情報伝達体制の整備

ア 市町村は、要配慮者（高齢者、障害者、乳幼児等）のうち、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要するもの（避難行動要支援者）の把握に努め、市町村地域防災計画の定めるところにより、避難行動要支援者について避難の支援、安否の確認その他の避難行動要支援者の生命又は身体を災害から保護するために必要な措置を実施するための基礎とする名簿を作成しなければならない。

イ 市町村は、地域における避難行動要支援者の居住状況や避難支援を必要とする事由を適切に反映したものとなるよう、避難行動要支援者名簿を定期的に更新するとともに、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても名簿の活用に支障が生じないよう、名簿情報の適切な管理に努めるものとする。

ウ 市町村は、避難支援に携わる関係者として市町村地域防災計画に定めた消防機関、警察、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、自主防災組織等に対し、避難行動要支援者本人の同意を得ることにより、または、当該市町村の条例の定めにより、あらかじめ避難行動要支援者名簿を提供するとともに、個別避難計画の実行性を確保する観点から多様な主体の協力を得ながら、避難行動要支援者に対する情報伝達体制の整備、避難支援・安否確認体制の整備、避難訓練の実施等を一層図るものとする。その際、名簿情報の漏えいの防止等必要な措置を講ずるものとする。

エ 市町村は、自治会、民生委員・児童委員、自主防災組織・NPO等と協力し、個別避難計画

の策定に努めるものとする。この場合、地域特有の課題に留意するものとする。

オ 市町村は、被災者支援業務の迅速化・効率化のため、避難行動要支援者名簿及び個別避難計画の作成等にデジタル技術を活用するよう積極的に検討するものとする。

カ 県及び市町村は、障害者に対し適切な情報を提供するために専門的技術を有する手話通訳者及び手話ボランティア等の把握に努め、派遣・協力システムを整備することとする。

キ 県及び市町村は、障害の種類及び程度に応じて障害者が防災に関する情報等を迅速かつ確実に取得し、また緊急の通報を円滑な意思疎通により迅速かつ確実に行うことができるよう、体制や仕組みの整備、設備等の設置の推進等に努めるものとする。

ク 市町村は、避難行動要支援者と消防機関の間に災害時要援護者緊急システム等を整備し、その周知に努めるものとする。

ケ 市町村は、災害時において保育を必要とする児童があるとき又は保護者を死亡等により失った児童があるときは、速やかに次により保護するものとする。

① 保育を必要とする児童があるときは、保育所に入所させ保育するものとする。ただし、保育所を設置しない地域にあっては、臨時保育所を開設できるものとする。

② 保護者を失った児童があるときは、当該地域を所管する振興局健康福祉部又は児童相談所に連絡して保護するものとする。

コ 市町村は、市町村地域防災計画において、水防法に基づく浸水想定区域内に地下街等及び主として要配慮者が利用する施設がある場合には、当該施設の名称及び所在地を明記し、当該施設の利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保が図られるよう洪水予報等の伝達方法を定めることとする。

サ 県は、市町村における個別避難計画に係る取組に関して、事例や留意点などの提示、研修会の実施等の取組を通じた支援に努めるものとする。

(3) 災害時の福祉支援体制の整備

県は、災害時の避難所等における要配慮者への福祉的支援を行うため、福祉専門職等で編成される災害派遣福祉チーム（DWA T）の体制整備を図る。

※ 和歌山県災害福祉支援ネットワーク設置要綱は、資料編32-03-01を参照

※ 和歌山県災害派遣福祉チーム設置運営要綱は、資料編32-03-02を参照

(4) 社会福祉施設等の整備

ア 避難訓練の実施

災害が発生したときの避難場所、避難誘導方法その他細部にわたる計画を樹立し、常に災害に注意するとともに、特に重度障害者、寝たきり高齢者等に対する避難についての訓練を実施しておくものとする。

イ 避難予定場所の選定

災害の程度種別等に応じた避難場所を選定しておき、災害が発生したときは、入所者等の保護に万全を期するものとする。

ウ 社会福祉施設等の対応強化

社会福祉施設等の管理者は、社会福祉施設等を利用する者が、災害時に独力で自身の安全を確保するのは困難であることから、防災設備・資機材等の整備、防災教育・防災訓練の充実等に努めることとする。

災害により職員が不足して充足を図る必要があるときは、資格保有者名簿等により選定補

充に努めるものとする。

エ 社会福祉施設等整備の充実化

- ① 社会福祉施設等の管理者は、災害に備え施設・設備等の点検と整備に努めるものとする。
- ② 災害に備え自家発電機等災害時に必要なものの整備に努めるものとする。
- ③ 社会福祉施設等入所者利用状況を把握し、緊急時の食糧、水及び緊急ベッド等の確保に努めるものとする。
- ④ 災害に際し、市町村や地域住民の連携協力が得られるよう地域に密接した施設づくりに努めるものとする。

オ 県立社会福祉施設の地域社会等に対する支援拠点の位置づけ

県は、県立社会福祉施設を、避難行動要支援者等を受け入れる支援拠点、あるいは他の社会福祉施設に対する支援拠点として位置づけることとする。

(5) 災害時に特に配慮すべき事項

県、市町村は災害時に次の事項について避難行動要支援者に十分配慮することとし、市町村事務については、市町村地域防災計画で明確に定めることとする。

- ① 各種広報媒体を活用した気象情報、災害情報、避難指示等の情報提供
- ② 自主防災組織、民生委員・児童委員等地域住民の協力による避難誘導
- ③ 名簿等の活用による居宅に取り残された避難行動要支援者の迅速な発見
- ④ 条件に適した避難所の提供や社会福祉施設等への緊急入所等対象者に応じたきめ細かな対応
- ⑤ 避難所等における避難行動要支援者の把握とニーズ調査
- ⑥ 生活必需品への配慮
- ⑦ 食糧の配慮（やわらかい食品等）
- ⑧ 手話通訳者、要約筆記者、ガイドヘルパー、ボランティア等の協力による生活支援
- ⑨ 巡回健康相談、電話等による相談や栄養相談等の重点的实施
- ⑩ 仮設住宅の構造、仕様についての配慮
- ⑪ 仮設住宅への優先的入居
- ⑫ 仮設住宅入居者等への相談、訪問、安否確認
- ⑬ ソーシャルワーカー等の配置や継続的なこころのケア対策
- ⑭ インフルエンザ等感染症の防止
- ⑮ 社会福祉施設等の被害状況調査
- ⑯ 医療福祉相談窓口の設置

(6) 外国人対策

県及び市町村は、災害発生時に言語の不自由さで外国人が孤立せず、迅速かつ的確な対応ができるよう、地域に住む外国人に対し災害予防対策の周知に努める。

ア 在住外国人の把握

県は市町村と連絡調整のうえ各地域に住む外国人について把握するよう努めるものとする。

イ 情報伝達体制の整備

県及び市町村は、外国人に対し適切な情報を提供するために外国語通訳者及びボランティ

ア等の把握に努め、把握・協力システムの整備に努めるものとする。

ウ 予防対策等

- ① 和歌山県国際交流センター等を拠点として、外国人に対する相談窓口を開設し、災害予防対策の相談に応じる。
- ② 在住外国人や外国人を雇用する企業、外国人生徒が通う学校等に対して、災害予防対策に関する情報発信を行う。
- ③ 市町村に対して、避難所等でのピクトグラムや災害時多言語情報シートの利用促進を図る。
- ④ 外国人に対して、災害時の対応及び避難場所・避難路の周知に努める。

(7) その他

ア 医療保険制度（国民健康保険、後期高齢者医療）の事務処理対策

- ① 保険医療機関等関係機関との連絡調整班の設置
- ② 臨時医療保険相談所等の開設
 - a 被災時の一部負担金等について
災害の被災者にあっては、受診時の一部負担金及び入院時の食事に係る負担額の猶予について、関係機関の協力を得る。
 - b 被保険者証（マイナ保険証）等の取扱いについて
被災により被保険者証（マイナ保険証）等が消失している場合や提示不可能となっている場合等でも保険医療機関を受診できるよう、関係機関との連絡調整を行う。
 - c 保険料の納付について
保険料に係る納期限の延長や、免除について関係機関の協力を得る。

イ 介護保険制度の事務処理対策

- ① 被保険者証の取扱いについて
被災により被保険者証が消失している場合や提示不可能となっている場合等でも介護サービスが受けられるよう、県及び市町村が国と連携して体制整備を進める。
- ② 被災時の利用者負担について
被災により介護サービス等に必要な費用を負担することができなくなった介護サービス受給者に対する減免措置が速やかに行えるよう、市町村において体制整備を進める。
- ③ 介護保険料の納付について
被災により第1号保険料の納付が困難となった者に対する保険料の減免又は徴収の一部猶予が速やかに行えるよう、市町村において体制整備を進める。

第33章 ボランティア活動環境整備計画（日赤県支部、県社会福祉協議会、

県危機管理部・県企画部・県環境生活部・県福祉保健部、県教育委員会）

1 計画方針

災害時において、県、市町村をはじめ防災関係機関は、被災者の救助・救援活動、ライフラインの復旧等の災害応急対策を実施し、県民は、地域社会の中でお互いに協力して自主的な防災活動を行うことを要求される。

しかし、行政や県民の対応力を超える災害においては、ボランティアの迅速かつきめ細かな対応が必要とされる。

そのため、県災害ボランティアセンターは、県・NPO・ボランティア団体等と連携し、ボランティアコーディネーターの育成、災害時におけるボランティア活動等についての意見交換を行う等、平時から災害時のボランティア活動等が円滑に行われるよう、その活動環境の整備に努めるものとする。

2 事業計画

(1) ボランティアの種別

震災時におけるボランティアは、防災ボランティア、被災地生活支援NPO及び一般ボランティアに区分される。

ア 防災ボランティア

防災ボランティアには、アマチュア無線、外国語通訳、手話、介護等の専門的な知識及び技能を必要とする災害救援活動に当たる「専門ボランティア」とリーダーの指揮のもとに統一されたグループとして救援活動に当たる「救援ボランティアチーム」がある。

イ 被災地生活支援NPO

被災地生活支援NPOとは、専門性や柔軟性、チームワークなどNPOの有する特性を活かし、被災者の支援活動等に当たるボランティアチームである。

ウ 一般ボランティア

一般ボランティアとは、専門的な知識、技能を必要としない活動に当たるボランティアで、その活動内容は、家屋内外の片付けや軽作業、被災者の話し相手や応援・励まし等多岐にわたる。

(2) 平時の活動

ア 防災ボランティアの募集・登録

※ 県防災ボランティア登録制度要綱は、資料編33-00-00を参照

イ 被災地生活支援NPOの募集・登録

※ 県被災地生活支援NPO登録制度要綱は、資料編33-02-00を参照

県内において、震災等の大規模な災害が発生した場合に、県または現地市町村を通じて、被災者への支援活動等に当たる被災地生活支援NPOをあらかじめ募集・登録する。

ウ 一般ボランティアの活動環境整備

災害発生時に被災地内外から駆けつける一般ボランティアの円滑な受入れ、ボランティア組織間の連携、その他の機能を担う県災害ボランティアセンターの組織化に努め、その事務局を

県社会福祉協議会に設置するとともに、活動拠点の確保等、必要な対策を講じる。

エ ボランティアコーディネーターの育成

震災発生時に被災地内外から駆けつける一般ボランティアや防災ボランティアの活動を円滑にし、被災地のニーズとボランティアを効果的に結びつける役割を担うボランティアコーディネーターの養成に努める。

第34章 企業防災の促進に関する計画（県危機管理部・県商工労働部）

1 現 況

経済の国際化が進み企業活動の停止が世界的に影響を及ぼしかねない状況下では、企業も災害時に事業を継続でき、かつ、重要業務の操業レベルを早急に災害前に近づけられるよう、事前の備えを行うことの重要性が一層高まっている。

企業は災害時の企業の果たす役割（生命の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域貢献・地域との共生）を十分に認識し、各企業において防災・減災の事前対策として事業継続力強化計画を策定し、さらに、重要業務を継続するための事業継続計画（BCP）を策定するように努めるとともに、災害時行動マニュアルの作成、防災体制の整備、防災訓練等の実施、事業所の耐震化、予想被害からの復旧計画策定、各計画の点検・見直し等の実施、地域の防災訓練への積極的な参加及び地域住民と連携した防災活動等、防災活動の推進を図る必要がある。

2 計画方針

企業の防災活動に対する取組みに資する情報提供等を進めるとともに、商工団体等と連携し、防災・減災の事前対策として事業継続力強化計画策定の支援に努める。また、計画実行への取組を通じて企業のトップから一般職員に至る職員の防災意識の高揚を図り、企業の防災力向上の促進を図るものとする。さらに、事業継続計画（BCP）の普及啓発活動等を実施し、企業が実効性のある防災体制の整備等を行うよう働きかける。

3 事業計画

企業が、防災・減災の事前対策として事業継続力強化計画を策定し、さらには実効性のある防災体制の整備として「事業継続計画（BCP）」の策定を行うよう、商工団体等を通じて普及・啓発を実施する。また、企業が災害時における役割を十分に認識し、防災活動の推進を図るよう働きかける。

第35章 廃棄物処理にかかる防災体制の整備（県環境生活部）

1 計画方針

大規模な水害等により大量に発生する災害廃棄物の処理に備えた防災体制を整備するため、平常時に以下の措置を講じる。

2 事業計画

(1) 災害時応急体制の整備

県及び市町村は、不測の事態に備え、大規模災害時の具体的な行動指針となる災害廃棄物処理計画に基づき、次のことを推進する。

ア 周辺の地方公共団体及び廃棄物関係団体等との災害時の相互協力体制を整備する。

イ 災害廃棄物等の仮置場の候補地の選定、広域的な処理計画等について検討を進める。

ウ 被災した家屋等の解体・撤去は、原則、所有者の責任において実施することになるが、市町村が災害等廃棄物処理事業費補助金を活用して全壊家屋等の解体を実施することも想定し、発災時に速やかに対応できる体制を準備する。

(2) 一般廃棄物処理施設等の浸水等対策

市町村は、生活基盤を支える重要なライフライン施設の一つである一般廃棄物処理施設等の浸水等対策を推進する。

(3) 周知・啓発

県又は市町村は、災害廃棄物に関する情報のほか、災害廃棄物処理支援ネットワーク（D.Waste-Net）、災害廃棄物処理支援員制度（人材バンク）、地域ブロック協議会の取組等に関して、ホームページ等において公開する等、周知に努めるものとする。

第 3 編

災害応急対策計画

第 1 章 防災組織計画

第 1 節 組織計画（県危機管理部）

1 計画方針

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、災害応急対策実施責任機関は、必要に応じそれぞれ災害対策本部等を設置し、緊密な連絡、協力のもとに災害応急対策活動を実施する。

2 和歌山県の組織

(1) 職員の警戒体制及び配備体制等

危機管理部長は、気象状況等に留意し、災害の発生が予想される場合、「職員の防災体制等措置要領」に基づき、県災害対策本部設置以前の体制として、次の基準による警戒体制及び配備体制を発令し、気象や水防等の情報収集及びその通報並びに被害状況等のとりまとめ、その他災害対策に関する連絡調整の万全を期するものとする。

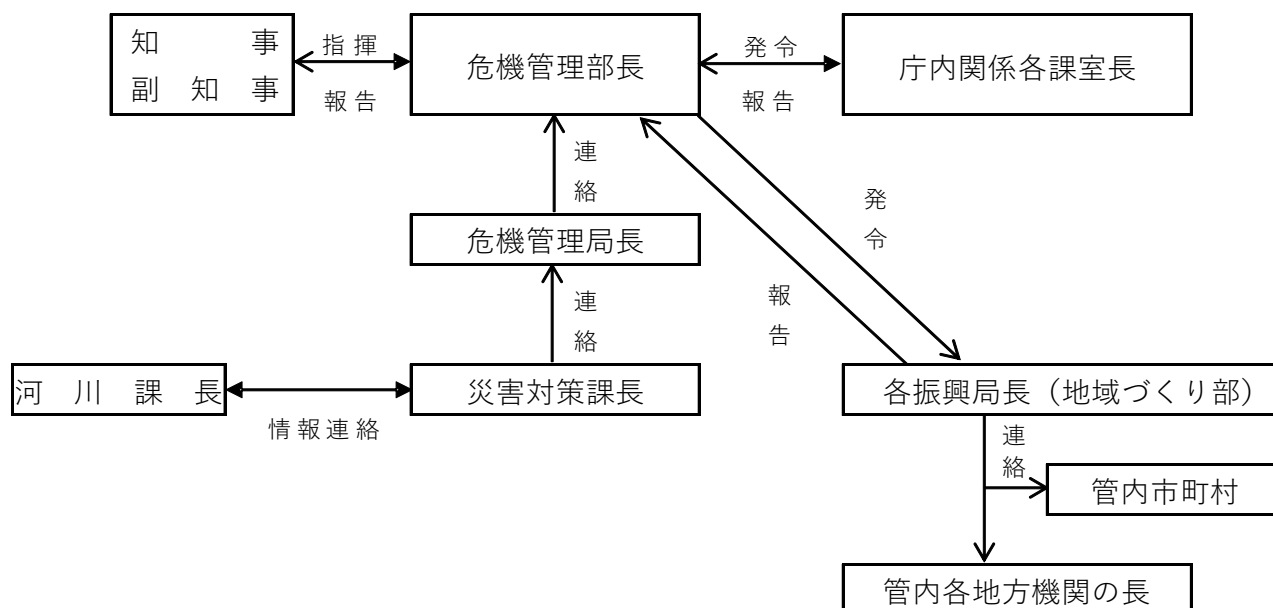
配備体制が発令された場合においては、必要に応じ危機管理局、本庁関係課、各振興局とのWEB会議により、被害状況等の迅速な情報収集を実施するものとする。

なお、各振興局長は、警戒体制及び配備体制の発令の通報を受けたときは、直ちに管内各地方機関に連絡するとともに、当該体制に対応する警戒、配備その他必要な態勢をとり、災害対策の万全を期するものとする。

ア 発令の基準（地震・津波に対する基準は、地震・津波災害対策編に記載）

区 分	基 準	動員配備人員
危機管理部による 情報収集体制	① 暴風、波浪、暴風雪又は大雪のいずれかの警報が発表されたとき。 ② 「線状降水帯による大雨の半日程度前からの呼びかけ」が県内に発表されたとき。	危機管理部の 必要人員
警戒体制	① 大雨、洪水又は高潮のいずれかの警報が発表されたとき。 ② 水防配備態勢 1 号が発令されたとき。 ③ 危機管理部長が必要と認めたとき。（台風接近のため厳重な警戒が必要なとき。）	関係各課室の 必要人員
配備体制	① 暴風かつ大雨警報が発表されたとき。 ② 高潮特別警報が発表されたとき。 ③ 水防配備態勢 2 号が発令されたとき。 ④ 「顕著な大雨に関する気象情報」が県内に発表されたとき。 ⑤ 危機管理部長が必要と認めたとき。（台風又は線状降水帯等により重大な災害が発生する恐れがあると認められるとき。）	

イ 指令系統



- a 各課（室）長、各振興局長及び各地方機関の長は、常に職員の非常招集に関する連絡体制を整えておかなければならない。
- b 危機管理部長は、必要な担当課室の範囲を増減することができる。
- c 警戒体制及び配備体制に必要な人員は、関係各課（室）長の裁量によるものとする。
- d 電話交換員の配置について、災害対策課長は管財課長と協議する。
- e 関係各課（室）長は、警戒体制及び配備体制の人員について、危機管理部長に速やかに報告しなければならない。
- f 各振興局及び各地方機関は、警戒体制及び配備体制の発令の通報を受けたときは、本庁に準じて警戒、配備その他必要な態勢をとらなければならない。
- g 各振興局長は、警戒体制及び配備体制の人員について、管内地方機関の分を取りまとめるうえ、危機管理部長に速やかに報告しなければならない。
- h 警戒体制及び配備体制を解除した場合も、上記指令系統により伝達する。
- i 警戒体制及び配備体制以前の体制として、下記の場合は、危機管理部において対応し、被害情報等の収集に当たるものとする。
 - (ア) 暴風、波浪、暴風雪又は大雪のいずれかの警報が発表されたとき。
 - (イ) 「線状降水帯による大雨の半日程度前からの呼びかけ」が県内に発表されたとき。

(2) 和歌山県災害対策本部

県内に相当規模の災害が発生し、又は発生するおそれがあるときは、知事の指揮を受けて「和歌山県災害対策本部」を設置する。

ただし、知事の指揮を受けることができない場合は、副知事、危機管理部長の順位により指揮を受けるものとする。

なお、この際、法令等に基づき他に設置されている「和歌山県水防本部」、「和歌山県教育

委員会事務局職員（本庁各課）防災体制」、「和歌山県警察災害警備本部」を、それぞれ県災害対策本部の中の県土整備部、教育部、警察部として、組織の一元化を図る。

また、県災害対策本部を設置したとき及び廃止したときは、その旨を直ちに告示する。

ア 県災害対策本部の設置及び廃止基準

① 設置基準（地震・津波に対する基準は、地震・津波災害対策計画編に記入）

区 分	基 準	動員配備人員
災害対策本部 非常体制 1 号	① 大雨、暴風、波浪、暴風雪又は大雪のいずれかの特別警報が発表されたとき。 ② 水防配備態勢 3 号が発令されたとき。 ③ 知事が必要と認めたとき。（災害救助法（昭和22年法律第118号）の適用をしなければならないような災害が予想されるとき。）	職員の防災体制等措置要領に定める関係班・必要人員
災害対策本部 非常体制 2 号	① 知事が必要と認めたとき。 例 ・災害救助法の適用を必要とする災害が発生したとき。 ・大規模事故等が発生したとき。 ・その他の災害が発生したとき。	全 班 全 職 員

② 廃止基準

- a 災害発生のおそれが解消したとき。
- b 災害応急対策がおおむね完了したとき。
- c その他本部長が必要なしと認めたとき。

イ 組織編成

県災害対策本部の組織編成は、「和歌山県災害対策本部条例」及び「和歌山県災害対策本部規則」並びに本計画の定めるところによるものとする。

① 系 統

和歌山県災害対策本部 県 庁 内

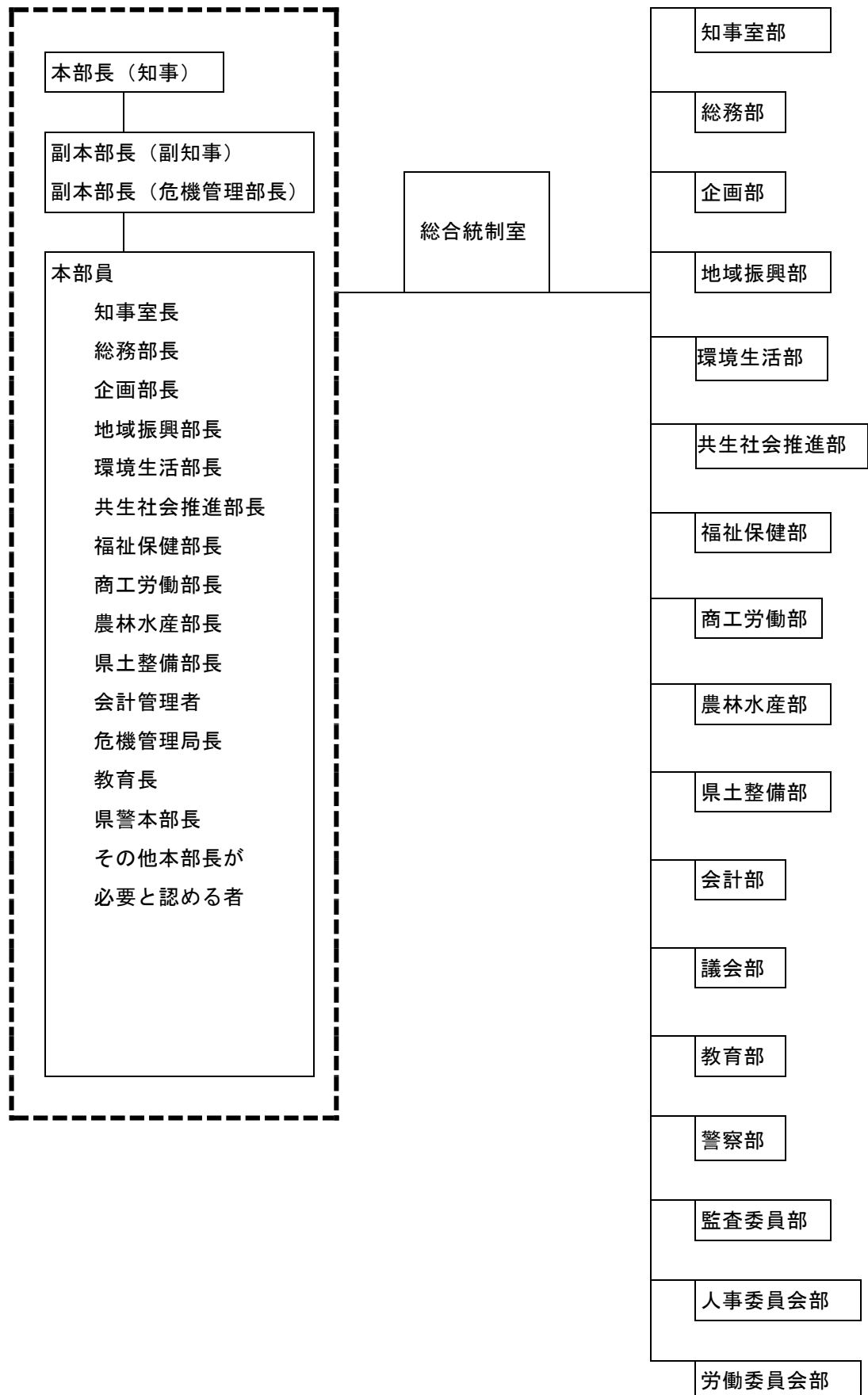
地 方 連 絡 部		
名 称	位 置	連絡先
東京地 方連絡 部	東京事 務所内	各省庁

支 部	名 称	位 置	所 管 区 域
	海草支部	海草振興局内	和歌山市、海南市、海草郡
	那賀支部	那賀振興局内	紀の川市、岩出市
	伊都支部	伊都振興局内	橋本市、伊都郡
	有田支部	有田振興局内	有田市、有田郡
	日高支部	日高振興局内	御坊市、日高郡
	西牟婁支部	西牟婁振興局内	田辺市、西牟婁郡
	東牟婁支部	東牟婁振興局内	新宮市、東牟婁郡

② 組 織

a 本部組織

本 部 会 議



b 指揮命令系統の確立

本部長に事故があるときは、副知事、危機管理部長の順位により、和歌山県災害対策本部副本部長（以下「副本部長」という。）が指揮をとる。

ただし、副知事及び危機管理部長に事故があるときは、危機管理局長を副本部長に充てる。

c 国の非常（緊急）災害現地対策本部との連携

本部は、国の非常（緊急）災害現地対策本部が設置された場合は、国の非常（緊急）災害現地対策本部と密接な連携を図るものとする。

d 防災関係機関の職員の派遣

本部は、必要と認める場合は、防災関係機関に本部への職員の派遣を要請することができる。

この場合、防災関係機関は、迅速に職員を派遣するよう努めるものとする。

e 本部会議の開催

災害応急対策の基本方針の決定、その他必要な事項を協議するため、本部会議を県庁南別館災害対策本部室等において開催するが、本部会議の会議内容はおおむね次のとおりとする。

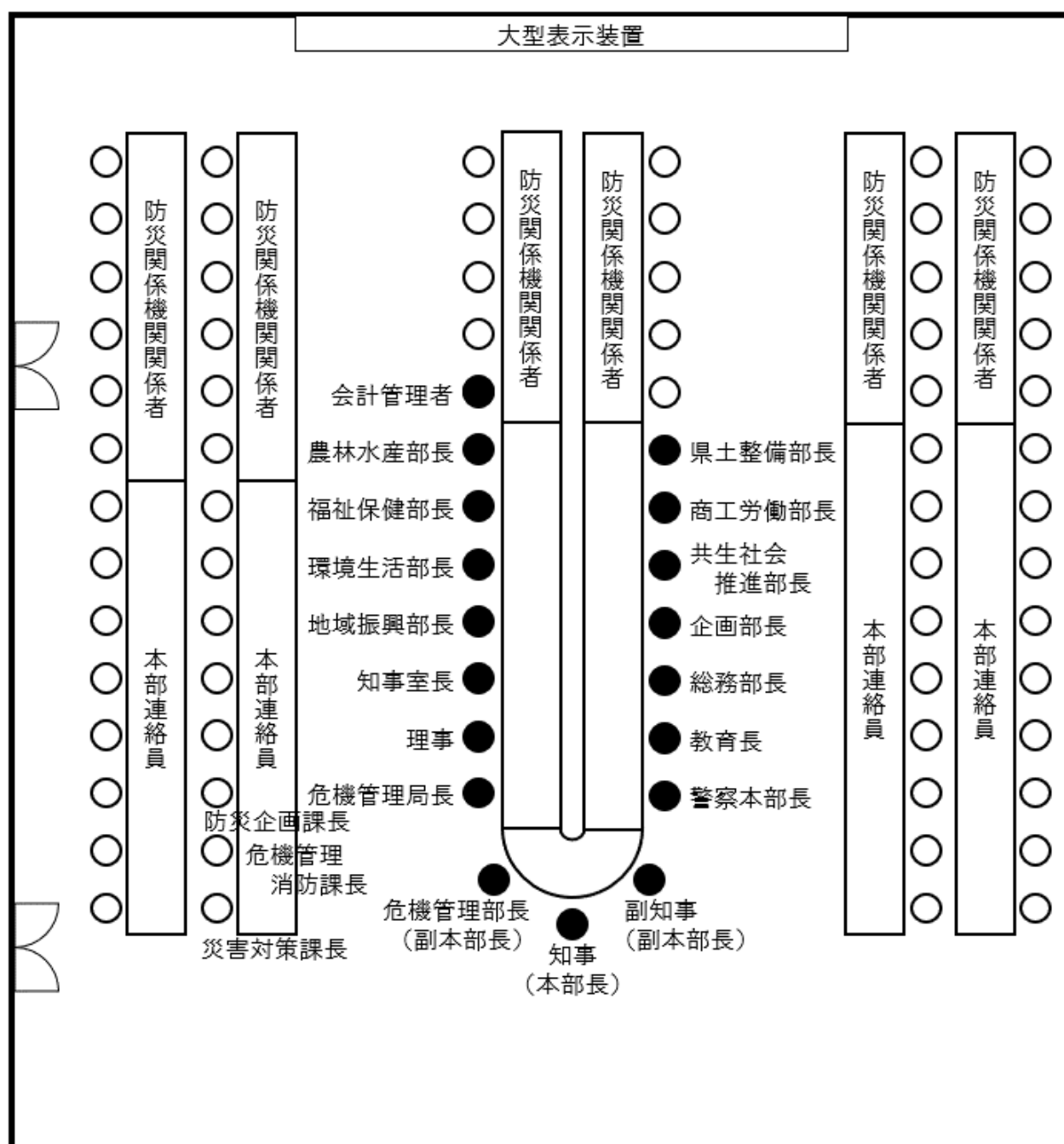
(7) 報告事項

- 気象情報及び災害情報
- 配備体制について
災害対策本部各部の配備体制
県内市町村の配備体制
自衛隊及び公共機関等の配備体制
- 各部措置事項について
- 被害状況について
- そ の 他

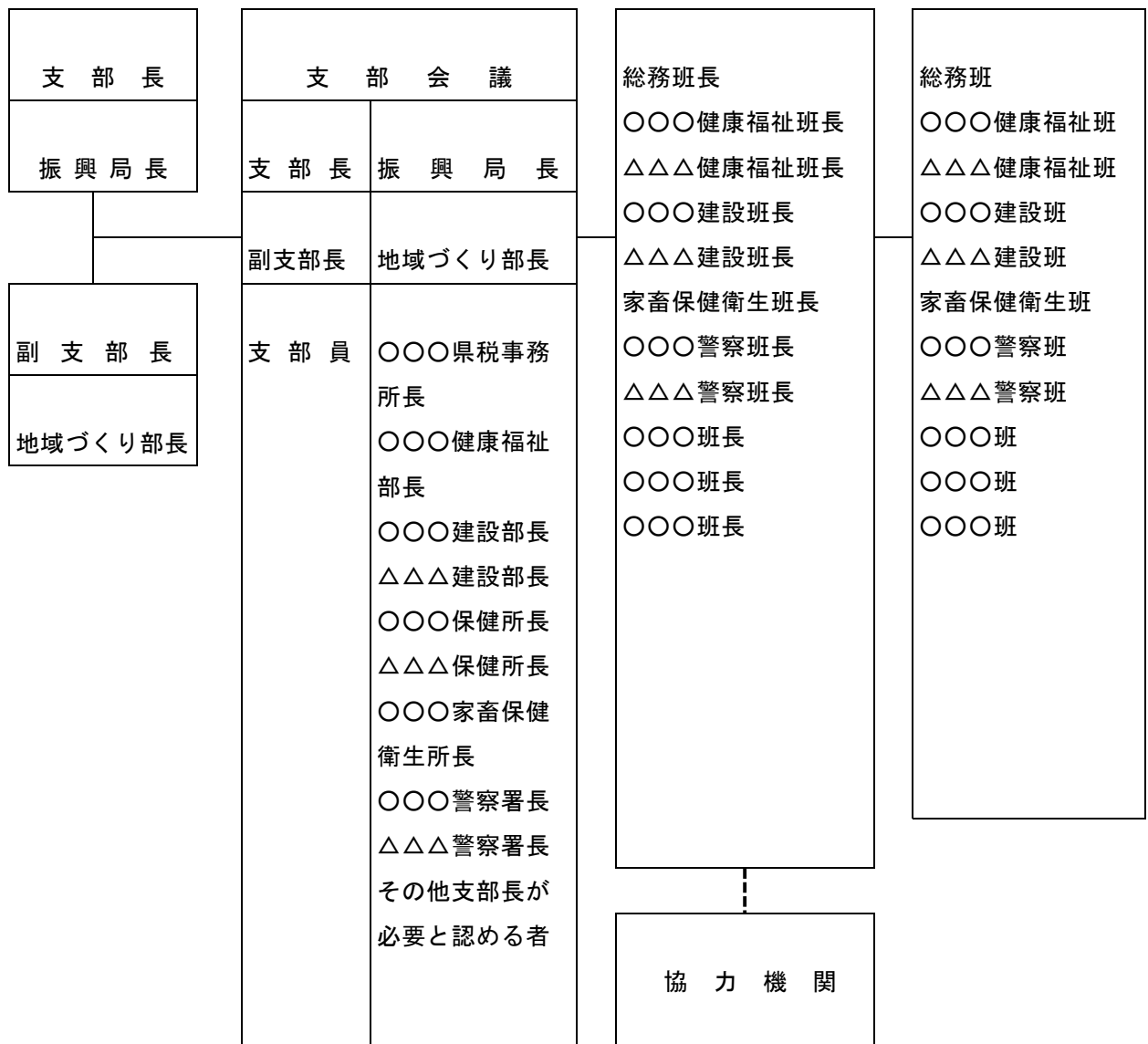
(4) 協議事項

- 国の非常（緊急）災害現地対策本部との調整事項
- 応急対策への指示
- 各部間調整事項
- 自衛隊災害派遣要請の要否
- 他府県応援要請の要否
- 現地調査班編成の決定
- 被災者に対する見舞金品給付の決定
- 次回本部会議開催予定日時の決定
- そ の 他

f 災害対策本部会議配席計画表



g 支部組織



h 支部における指揮命令系統の確立

支部長に事故があるときは、副支部長が、その職務を代理する。

支部長及び副支部長に事故があるときは、あらかじめ支部長が指名した支部員が、その職務を代理する。

i 副本部長の支部への派遣

本部長は、支部との通信途絶、的確かつ迅速な災害応急対策の決定等、災害応急対策等の実施について必要があると認めるときは、副本部長を支部に派遣することができる。

副本部長は、支部に派遣されたときは、支部に必要な指示を与えることができる。

j 現地災害対策本部の設置

本部長は、災害地における人命の救助その他の災害応急対策を迅速に実施するため必要と認めるときは、現地災害対策本部（以下「現地本部」という。）を設置する。現地本部は、災害地の災害応急対策の実施に適した場所に設置するものとし、その際当該災害地を所管する支部の組織は現地本部に包含されるものとする。

③ 編成及び事務分掌

a 本 部

本部に、総合統制室及び部を設け、総合統制室に室長、副室長及び室員を、各部に部長、副部長、班長及び班員を置き、必要に応じて部長付及び副班長を置く。なお、各部の班のうち、指定する班（主管課等を含む班）を幹事班とする。

(7) 総合統制室

- 室長は、上司の命を受け、当該室に属する事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。
- 副室長は、上司の命を受け、室長を補佐し、室長に事故があるときは、その職務を代理する。
- 室員は、上司の命を受け、当該室の事務に従事する。

(4) 部

- 部長は、上司の命を受け、当該部に属する事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。
- 副部長は、上司の命を受け、部長を補佐し、部長に事故があるときは、その職務を代理する。この場合において、副部長が2人以上あるときは、あらかじめ部長が定める順序により、その職務を代理する。
- 部長付は、上司の命を受け、特に指示された事務を処理する。
- 班長は、上司の命を受け、当該班に属する事務を処理し、所属職員を指揮監督する。
- 副班長は、上司の命を受け、班長を補佐し、班長に事故があるときは、その職務を代理する。この場合において、副班長が2人以上あるときは、あらかじめ班長が定める順序により、その職務を代理する。
- 班員は、上司の命を受け、当該班の事務に従事する。

(7) 本部連絡員

- 総合統制室に本部連絡員を置く。
- 本部連絡員は、本部会議の決定事項等について、各部及び各班の連絡事務を処理する。
- 本部連絡員は、次に掲げる部の職員で当該部長の指名する者をもつて充てる。この場合において、部長は、幹事班（警察部にあっては派遣班）の職員を1名以上指名するものとする。

知事室部

総務部

企画部

地域振興部

環境生活部

共生社会推進部

福祉保健部

商工労働部

農林水産部

県土整備部

会計部
議会部
教育部
警察部

(イ) 緊急防災要員

- 本部の初動体制確立及び初動・応急対応業務のため、緊急防災要員を置く。
- 緊急防災要員は、県庁の近隣に居住する職員のうちから、知事が任命する。
- 緊急防災要員に総合統制室の事務を分掌させる際は、過去の所属部署や災害対応の経験等を踏まえることとし、より有効に即応体制を整備するものとする。

(オ) 災害時緊急支援要員

- 市町村の災害応急対策支援及び被災地における情報収集等のため、本部に災害時緊急支援要員を置く。
- 災害時緊急支援要員は、知事が任命する。

(カ) 災害廃棄物処理支援要員

- 市町村における迅速な災害廃棄物の処理を支援するため、本部に災害廃棄物処理支援要員を置く。
- 災害廃棄物処理支援要員は、知事が任命する。

(キ) 住家被害認定士リーダー

- 市町村における迅速な住家被害認定業務を支援するため、本部に住家被害認定士リーダーを置く。
- 住家被害認定士リーダーは、知事が任命する。

(ク) 編成及び事務分掌

各班の編成及び事務分掌の概略については別表に示すとおりであって、この表で分掌されていない災害応急対策の分担は、本部会議あるいは本部総合統制室においてその都度定めるものとする。

和歌山県災害対策本部総合統制室の編成及び事務分掌

室 名	室 長 副室長	事務分担者 (室員)	事 務 分 掌
総合統制室	(室長) 危機管理部長 (副室長) 危機管理局長	危機管理消防課員 防災企画課員 災害対策課員 広報課員 人事課員 市町村課員 総合交通政策	1 災害対策本部の設置及び本部会議の運営に関すること。 2 現地災害対策本部の設置に関すること。 3 県防災会議の運営に関すること。 4 国の現地災害対策本部との連絡調整に関すること。 5 総合統制室職員の動員、要員の確保及び安否の取りまとめに関すること。 6 被害状況及び災害応急対策実施状況等に関する情報

	課員 デジタル社会 推進課員 県民生活課員 生活衛生課員 社会福祉課員 医務課員 商工振興課員 成長産業推進 課員 道路保全課員 議会事務局員 監査委員事務 局員 人事委員会事 務局員 労働委員会事 務局員 室長が必要に 応じ指名した 部の職員	の収集、記録及び伝達に関すること。 7 地震・津波情報及び気象情報等の受領及び伝達に 関すること。 8 県防災行政無線等の管理及び運用に関すること。 9 防災関連システム等の管理及び運用に関すること。 10 自衛隊の派遣要請、受入及び活動調整に関する こと。 11 緊急消防援助隊の派遣要請、受入及び活動調整に 関すること。 12 海上保安庁の派遣要請、受入及び活動調整に 関すること。 13 応援協定に基づく要請に関すること。 14 防災ボランティアの要請に関すること。 15 総合輸送ルート（陸・海・空路）の設定に関する こと。 16 応援ヘリコプターの要請、受入及び活動調整に 関すること。 17 県防災ヘリコプターの運航管理に関すること。 18 火薬類、高圧ガス及び危険物等の災害応急対策に 関すること。 19 燃料供給施設に係る被害状況の収集並びに燃料需 要の取りまとめ及び燃料供給に係る災害応急対策に 関すること。 20 電気、通信、上水道、都市ガス等に係る被害状況 の収集及び災害応急対策に関すること。 21 停電及び通信障害の情報に係る問い合わせの対 応に関すること。 22 石油コンビナート等事業所の災害応急対策に関 すること。 23 報道機関との連絡調整に関すること。 24 安否不明者の氏名等の公表に関すること 25 各種報道媒体を活用した災害広報に関すること。 26 災害、救援等の情報に係る問い合わせの対応に 関すること。 27 災害及び復興の記録に関すること。 28 被災地の調査に関すること。 29 孤立集落の支援に関すること。 30 職員の配置に係る調整に関すること。 31 災害救助物資の調達及び供給に関すること。 32 救援物資の輸送に関すること。 33 初動時の緊急医療体制の確立に関すること。
--	--	--

			34 医療救護活動の実施に関する事。 35 交通の規制、運行等に関する情報の収集、記録及び伝達に関する事。 36 緊急輸送道路の確保に係る情報の収集、記録及び伝達に関する事。 37 災害時緊急支援要員の派遣及び活動調整に関する事。 38 その他必要な事。
--	--	--	--

和歌山県災害対策本部各部の編成及び事務分掌

部 名	部 長 副部長 部長付	班 名	事務分担者		事 務 分 掌
			班長、副班長	班 員	
知事室部	(部長) 知事室長 (副部長) 広報課長	(幹事班) 広報班	(班長) 広報課副課長	広報課員	1 各部幹事班共通業務に関するこ と。 2 各班共通業務に関するこ と。 3 各種媒体を活用した災害広報に 関すること。 4 報道局等の被災状況に関するこ と。 5 災害及び復興の記録誌に関する こと。 6 その他必要なこと。
		秘書班	(班長) 秘書課長 (副班長) 万博推進課長	秘書課員 万博推進課員	1 各班共通業務に関するこ と。 2 本部長及び副本部長の秘書に関 すること。 3 各種陳情の応援及び被災地の視 察に関するこ と。 4 その他必要なこと。
総務部	(部長) 総務部長 (副部長) 総務管理局 長 行政企画局 長	(幹事班) 総務班	(班長) 総務課長 (副班長) 総務課副課長	総務課員	1 各部幹事班共通業務に関するこ と。 2 各班共通業務に関するこ と。 3 その他必要なこと。
		人事職員 班	(班長) 人事課長 (副班長) 職員厚生室長 考査課長 行政管理課長	人事課員 職員厚生室員 考査課員 行政管理課員	1 各班共通業務に関するこ と。 2 職員の動員に関するこ と。 3 職員の派遣要請に関するこ と (災害対策基本法に基づくものを 除く。) 4 職員の配置等、人的措置に関す ること。 5 職員の安否状況調査に関するこ と。 6 職員の救援に関するこ と。 7 職員の公務災害補償に関するこ と。 8 長期従事職員に係る対応に関す ること。 9 その他必要なこと。

		財政班	(班長) 財政課長 (副班長) 財政課副課長	財政課員	1 各班共通業務に関すること。 2 災害対策に係る予算措置に関すること。 3 その他必要なこと。
		税務班	(班長) 税務課長 (副班長) 税務課副課長	税務課員	1 各班共通業務に関すること。 2 災害時の県税の徴収猶予、減免等に関すること。 3 県税関係システムの応急復旧対策に関すること。 4 その他必要なこと。
		市町村班	(班長) 市町村課長 (副班長) 市町村課副課長	市町村課員	1 各班共通業務に関すること。 2 市町村行政の応援に関すること。 3 市町村応急復旧資金のあっせんに関すること。 4 その他必要なこと。
		管財公共 建築班	(班長) 管財課長 (副班長) 管財課副課長	管財課員 公共建築課員	1 各班共通業務に関すること。 2 本庁舎管理に係る災害応急対策に関すること。 3 本庁舎設備に係る災害応急対策に関すること。 4 庁舎内への出入り者への対応及び調整に関すること。 5 自衛消防隊の活動状況の把握に関すること。 6 各総合庁舎の被害及び災害応急対策の情報収集に関すること。 7 県有未利用地の災害応急対策への活用に関すること。 8 その他必要なこと。
		情報基盤 班	(班長) 情報基盤課長 (副班長) 行政企画課長	情報基盤課員 行政企画課員	1 各班共通業務に関すること。 2 行政情報システム等の応急復旧に関すること。 3 県行政情報通信ネットワークシステムの応急復旧に関すること。 4 その他必要なこと。

企画部	(部長) 企画部長 (副部長) 企画政策 局長 (部長付) 国際担当 参事	(幹事班) 企画班	(班長) 企画課長 (副班長) 地域プロジェ クト対策室長 調査統計課長	企画課員 地域プロジェ クト対策室員 調査統計課員	1 各部幹事班共通業務に関するこ と。 2 各班共通業務に関すること。 3 和歌山県土地開発公社管理施設 の被災及び周辺被害に関するこ と。 4 その他必要なこと。
		文化学術 班	(班長) 文化学術課長 (副班長) 文化学術課副 課長	文化学術課員	1 各班共通業務に関すること。 2 私立学校等の被害状況等の調 査、情報収集及び災害応急対策に 関すること。 3 その他必要なこと。
		国際班	(班長) 国際課長 (副班長) 国際課副課長	国際課員	1 各班共通業務に関すること。 2 海外からの災害支援等に係る問 い合わせ対応に関すること。 3 外国人の被災者に関する災害情 報対応に関すること。 4 その他必要なこと。
		スポーツ 班	(班長) スポーツ課長 (副班長) スポーツ課副 課長	スポーツ課員	1 各班共通業務に関すること。 2 社会体育施設の被害状況等の調 査、災害応急対策及び避難所等の 提供に関すること。 3 その他必要なこと。

地域振興部	(部長) 地域振興部長 (副部長) 地域政策局長 観光局長	(幹事班) 地域振興班	(班長) 地域振興課長 (副班長) 地域振興課副課長	地域振興課員	1 各部幹事班共通業務に関する こと。 2 各班共通業務に関する こと。 3 その他必要なこと。
		総合交通政策班	(班長) 総合交通政策課長 (副班長) 総合交通政策課副課長	総合交通政策課員 社会福祉課員 資源管理課員	1 各班共通業務に関する こと。 2 公共交通機関(鉄道、バス、フェリー等)の運行等に関する情報の収集、記録及び伝達に関する こと。 3 公共交通機関(鉄道、バス、フェリー等)及び関西国際空港の被害情報の収集、その他災害応急対策に関する こと。 4 人員及び物資の輸送に係る総合的な調整に関する こと。 5 その他必要なこと。
		デジタル社会推進班	(班長) デジタル社会推進課長 (副班長) デジタル社会推進課副課長	デジタル社会推進課員	1 各班共通業務に関する こと。 2 通信の被害状況及び復旧状況に関する情報の収集、記録及び伝達に関する こと。 3 通信関係事業者への情報提供に関する こと。 4 臨時公衆電話の設置要請及び衛星携帯電話等の手配に関する こと。 5 その他必要なこと。
		観光班	(班長) 観光振興課長 (副班長) 観光交流課長 ジオパーク室長	観光振興課員 観光交流課員 ジオパーク室員	1 各班共通業務に関する こと。 2 観光施設の被害調査に関する こと。 3 宿泊施設への避難者の受入れに関する こと。 4 南紀熊野ジオパークセンターの被害状況の把握及び応急対策に関する こと。 5 その他必要なこと。

環境生活部	(部長) 環境生活部長 (副部長) 環境政策局長 生活局長	(幹事班) 脱炭素政策班	(班長) 脱炭素政策課長 (副班長) 自然環境課長	脱炭素政策課員 自然環境課員	1 各部幹事班共通業務に関する こと。 2 各班共通業務に関する こと。 3 環境衛生研究センターの被害 状況の把握及び応急対策に関する こと。 4 自然公園等施設の被害状況の把 握に関する こと。 5 その他必要なこと。
		環境班	(班長) 循環型社会推進課長 (副班長) 環境管理課長 廃棄物指導室長	循環型社会推進課員 環境管理課員 廃棄物指導室員	1 各班共通業務に関する こと。 2 廃棄物処理に係る市町村被害状 況の情報収集に関する こと。 3 廃棄物処理に係る応援に関する こと。 4 「大規模災害時における災害廃 棄物の処理等に関する協定書」に 基づく市町村からの応援要請に対 する連絡体制に関する こと。 5 災害時における大気・水質等環 境対策に関する こと。 6 その他必要なこと。
		県民生活班	(班長) 県民生活課長 (副班長) 県民生活課副課長	県民生活課員	1 各班共通業務に関する こと。 2 生活関連物資の価格需給動向の 調査に関する こと。 3 県民相談に関する こと。 4 ボランティア活動の総合調整窓 口の設置に関する こと。 5 NPOサポートセンターの被害 状況の把握に関する こと。 6 その他必要なこと。

		生活衛生班	(班長) 生活衛生課長 (副班長) 生活衛生課副課長	生活衛生課員	1 各班共通業務に関すること。 2 水道用水の供給に関すること。 3 食品衛生の確保に関すること。 4 火葬施設の被害状況の把握及び広域火葬の支援に関すること。 5 動物愛護センターの被害状況の把握及び応急対策に関すること。 6 動物の保護及び管理に関すること。 7 その他必要なこと。
共生社会推進部	(部長) 共生社会推進部長 (副部長) 人権局長 こども家庭局長	(幹事班) 人権政策班	(班長) 人権政策課長 (副班長) 人権施策推進課長	人権政策課員 人権施策推進課員	1 各部幹事班共通業務に関すること。 2 各班共通業務に関すること。 3 その他必要なこと。
		こども支援班	(班長) こども未来課長 (副班長) こども支援課長 多様な生き方支援課長	こども未来課員 こども支援課員 多様な生き方支援課員	1 各班共通業務に関すること。 2 児童福祉施設入所児童等の保護に関すること。 3 被災母子家庭相談・支援に関すること。 4 保育所被害状況等の調査に関すること。 5 各青少年の家の被害状況調査及び応急復旧対策に関すること。 6 ジェンダー平等推進センターの被害状況調査及び応急復旧対策に関すること。 7 その他必要なこと。

福祉保健部	(部長) 福祉保健部長 (副部長) 技監(行政組織規則第6条の表に掲げる福祉保健部に属する技監をいう。) 福祉保健政策局長 健康局長	(幹事班) 社会福祉班	(班長) 社会福祉課長 (副班長) 社会福祉課副課長	社会福祉課員 長寿社会課員 介護サービス指導課員 障害福祉課員 こころの健康推進課員 健康推進課員 国民健康保険課員	1 各部幹事班共通業務に関する こと。 2 各班共通業務に関する こと。 3 災害救助法(昭和22年法律第118号)に関する こと。 4 被災者生活再建支援法(平成10年法律第66号)に関する こと。 5 食糧・生活必需品の確保に関する こと。 6 その他必要な こと。
		高齢者支援班	(班長) 介護サービス指導課長 (副班長) 長寿社会課長	長寿社会課員 介護サービス指導課員	1 各班共通業務に関する こと。 2 高齢者に係る被災状況の 情報収集に関する こと。 3 老人福祉施設等に係る被害情報の 収集に関する こと。 4 高齢者の支援要請及び 救援依頼に関する こと。 5 その他必要な こと。
		障害児者支援班	(班長) 障害福祉課長 (副班長) こころの健康推進課長	障害福祉課員 こころの健康推進課員 医務課員	1 各班共通業務に関する こと。 2 障害児者施設の被災状況の 情報収集に関する こと。 3 在宅障害児者の被災状況の 情報収集に関する こと。 4 こころのケア・サポートに 関する こと。 5 その他必要な こと。
		医務班	(班長) 医務課長	医務課員	1 各班共通業務に関する こと。 2 医療救護及び助産に関する こと。 3 医療機関等との連絡に 関する こと。 4 保健師活動に関する こと。 5 その他必要な こと。

		健康推進班	(班長) 健康推進課長 (副班長) 国民健康保険課長	健康推進課員 国民健康保険課員	1 各班共通業務に関すること。 2 在宅重症難病患者の被災状況調査及び支援に関すること。 3 感染症予防に関すること。 4 防疫用薬品の確保に関すること。 5 母子保健関連情報の提供に関すること。 6 医療保険制度に関すること。 7 その他必要なこと。
		薬務班	(班長) 薬務課長 (副班長) 薬務課副課長	薬務課員	1 各班共通業務に関すること。 2 医薬品等の確保及び供給に関すること。 3 毒物劇物による災害応急対策に関すること。 4 その他必要なこと。
商工労働部	(部長) 商工労働部長 (副部長) 商工労働政策局長 企業政策局長	(幹事班) 商工企画班	(班長) 商工企画課長 (副班長) 商工振興課長 償還指導室長	商工企画課員 商工振興課員 償還指導室員	1 各部幹事班共通業務に関すること。 2 各班共通業務に関すること。 3 経済関係被害状況等の調査、情報収集及び災害応急対策に関すること。 4 中小企業者災害復旧関連融資対策に関すること。 5 中小企業者災害復旧高度化融資対策に関すること。 6 店舗等の被害調査に関すること。 7 その他必要なこと。
		公営企業班	(班長) 公営企業課長 (副班長) 公営企業課副課長	公営企業課員	1 各班共通業務に関すること。 2 公営企業関係施設（工業用水道）の被害調査及び災害応急対策に関すること。 3 公営企業関係施設（土地）の被害調査及び災害応急対策に関すること。 4 災害緊急支出に関すること。 5 その他必要なこと。

		労働班	(班長) 労働政策課長 (副班長) 労働政策課副課長	労働政策課員	1 各班共通業務に関すること。 2 被災者への雇用対策に関すること。 3 産業技術専門学院に係る被害対策に関すること。 4 その他必要なこと。
		企業政策班	(班長) 企業振興課長 (副班長) 成長産業推進課長 企業立地課長	企業振興課員 成長産業推進課員 企業立地課員	1 各班共通業務に関すること。 2 工場等の被害調査に関すること。 3 その他必要なこと。
農林水産部	(部長) 農林水産部長 (副部長) 農林水産政策局長 農業生産局長 森林・林業局長 水産局長	(幹事班) 農林水産振興班	(班長) 農林水産振興課長 (副班長) 研究推進課長 食品流通課長 里地里山振興室長	農林水産振興課員 研究推進課員 食品流通課員 里地里山振興室員	1 各部幹事班共通業務に関すること。 2 各班共通業務に関すること。 3 農林水産関係被害状況等の調査、情報収集及び災害応急対策に関すること。 4 国有農地等の災害状況調査及び災害応急対策に関すること。 5 その他必要なこと。
		農業農村整備班	(班長) 農業農村整備課長 (副班長) 農業農村整備課副課長	農業農村整備課員	1 各班共通業務に関すること。 2 農地及び農業用施設の被害調査及び災害応急対策に関すること。 3 小匠防災ため池の災害応急対策に関すること。 4 海岸保全区域の被害調査及び災害応急対策に関すること。 5 地すべり等防止区域の被害調査及び災害応急対策に関すること。 6 その他必要なこと。

果樹園芸班	(班長) 果樹園芸課長 (副班長) 鳥獣害対策課長	果樹園芸課員 鳥獣害対策課員	1 各班共通業務に関すること。 2 災害救助に必要な米穀(市町村において不足した場合)の調達に関すること。 3 水稻、野菜、果樹等の被害調査及び災害応急対策に関すること。 4 災害応急対策用種苗の確保に関すること。 5 その他必要なこと。
畜産班	(班長) 畜産課長 (副班長) 畜産課副課長	畜産課員	1 各班共通業務に関すること。 2 家畜等被害調査・応急対策に関すること。 3 家畜及び家きんの防疫に関すること。 4 家畜飼料の確保対策に関すること。 5 その他必要なこと。
経営支援班	(班長) 経営支援課長 (副班長) 経営支援課副課長	経営支援課員	1 各班共通業務に関すること。 2 農業協同組合施設等の被害調査及び災害応急対策に関すること。 3 被災農林漁業者等に対する資金の融通に関すること。 4 災害に伴う農業共済に関すること。 5 その他必要なこと。
林業班	(班長) 林業振興課長 (副班長) 森林整備課長 全国育樹祭推進室長	林業振興課員 森林整備課員 全国育樹祭推進室員	1 各班共通業務に関すること。 2 林道の被害状況調査に関すること。 3 原木市場、製材工場等の被害状況調査に関すること。 4 被害林業者等への貸付手続の審査及び指導に関すること。 5 林業団体に対する災害応急対策の応援協力要請に関すること。 6 山地災害地及び治山施設の被害状況調査及び災害応急対策に関すること。 7 県立植物公園及び県立森林公園の被害状況調査及び災害応急対策

					に關すること。 8 林産物（民有林の森林）の被害状況調査に關すること。 9 林産物搬出施設等の被害状況調査に關すること。 10 特用林産物の被害状況調査に關すること。 11 その他必要なこと。
		水産振興班	（班長） 水産振興課長 （副班長） 資源管理課長	水産振興課員 資源管理課員	1 各班共通業務に關すること。 2 養殖魚介類及び水産業施設の被害調査及び災害応急対策に關すること。 3 漁業取締船による緊急輸送活動に關すること。 4 被災漁業者等に対する融資に關すること。 5 その他必要なこと。
県土整備部	（部長） 県土整備部長 （副部長） 技監（行政組織規則第6条の表に掲げる県土整備部に属する技監をいう。） 県土整備政策局長 道路局長 河川・下水道局長	（幹事班） 県土整備政策班	（班長） 県土整備政策課長 （副班長） 技術調査課長 検査・技術支援課長 用地対策課長	県土整備政策課員 技術調査課員 検査・技術支援課員 用地対策課員	1 各部幹事班共通業務に關すること。 2 各班共通業務に關すること。 3 災害応急復旧工事等に必要な建設機械及び資材の調達及び建設業者の確保に關すること。 4 その他必要なこと。
		道路班	（班長） 道路保全課長 （副班長） 道路政策課長 道路建設課長 高速道路推進室長	道路政策課員 道路保全課員 道路建設課員 高速道路推進室員	1 各班共通業務に關すること。 2 県管理の道路の被害調査及び災害応急対策に關すること。 3 国（直轄）、西日本高速道路株式会社等が管理する道路の情報収集に關すること。 4 緊急輸送道路の確保に關すること。 5 その他必要なこと。

都市住宅 局長 港湾空港 局長	河川班	(班長) 河川課長 (副班長) 河川課副課長	河川課員	1 各班共通業務に関すること。 2 土木関係被害状況の調査、情報収集及び災害応急対策の取りまとめに関すること。 3 河川施設の被害調査及び災害応急対策に関すること。 4 七川ダム、二川ダム、椿山ダム、広川ダム及び切目川ダム関係の被害調査及び災害応急対策に関すること。 5 水防業務に関すること。 6 その他必要なこと。
	砂防班	(班長) 砂防課長 (副班長) 砂防課副課長	砂防課員	1 各班共通業務に関すること。 2 斜面崩壊状況調査、砂防関係施設被害状況調査及び災害応急対策に関すること。 3 情報基盤整備機器の点検に関すること。 4 その他必要なこと。
	下水道班	(班長) 下水道課長 (副班長) 下水道課副課	下水道課員	1 各班共通業務に関すること。 2 下水道等施設災害応急対策に関すること。 3 その他必要なこと。

建築住宅 班	(班長) 建築住宅課長 (副班長) 都市政策課長 公共建築課長 盛土対策室長	建築住宅課員 都市政策課員 公共建築課員 盛土対策室員	1 各班共通業務に関すること。 2 滅失・損壊した建築物の統計及び報告に関すること。 3 応急仮設住宅建設等に関すること。 4 県営住宅の復旧に関すること。 5 被災者入居用の公営住宅の空き家状況調査及び提供に関すること。 6 市町村営住宅の被害状況調査・報告に関すること。 7 都市公園の被害調査及び被害応急対策に関すること。 8 被災者の住宅支援に関すること。 9 被災建築物の応急危険度判定に関すること。 10 被災宅地の危険度判定に関すること。 11 工事中の県有建築物等の被災状況調査・応急処置に関すること。 12 その他必要なこと。
港湾空港 班	(班長) 港湾漁港整備課長 (副班長) 港湾空港振興課長 津波堤防整備室長	港湾漁港整備課員 港湾空港振興課員 津波堤防整備室員	1 各班共通業務に関すること。 2 港湾、漁港及び海岸施設の被害調査及び応急対策検討に関すること。 3 港湾及び漁港における緊急輸送拠点機能の確保に関すること。 4 南紀白浜空港の被害調査及び応急対策検討に関すること。 5 南紀白浜空港における緊急輸送拠点機能の確保に関すること。 6 その他必要なこと。

会計部	(部長) 会計管理者 (副部長) 会計局長	(幹事班) 会計班	(班長) 会計課長 (副班長) 会計課副課長	会計課員	1 各部幹事班共通業務に関する こと。 2 各班共通業務に関する こと。 3 災害時の出納事務に関する こと。 4 財務会計システムの被災状況の 情報収集及び応急復旧対策に関 すること。 5 指定金融機関等の営業状況の情 報収集に関する こと。 6 その他必要なこと。
		総務事務 集中班	(班長) 総務事務集中 課長 (副班長) 総務事務集中 課副課長	総務事務集中 課員	1 各班共通業務に関する こと。 2 災害応急対策用物品の購入及び 燃料の緊急調達に関する こと。 3 その他必要なこと。
議会部	(部長) 議会事務局 局長 (副部長) 議会事務 局次長	(幹事班) 議会総務 班	(班長) 総務課長 (副班長) 総務課副課長 秘書広報室長	総務課員 秘書広報室員	1 各部幹事班共通業務に関する こと。 2 各班共通業務に関する こと。 3 議員との連絡に関する こと。 4 その他必要なこと。
		議事班	(班長) 議事課長 (副班長) 議事課副課長	議事課員	1 各班共通業務に関する こと。 2 議会の会議に関する こと。 3 その他必要なこと。
		政策調査 班	(班長) 政策調査課長 (副班長) 政策調査課副 課長	政策調査課員	1 各班共通業務に関する こと。 2 議員の調査活動に関する こと。 3 その他必要なこと。

教育部	(部長) 教育長 (副部長) 教育総務 局長 生涯学習 局長 学校教育 局長	(幹事班) 教育総務 班	(班長) 教育支援課長 (副班長) 総務課長 教育DX推進室 長 教職員課長 人権教育推進 課長	教育支援課員 総務課員 教育DX推進室 員 教職員課員 人権教育推進 課員	1 各部幹事班共通業務に関する こと。 2 各班共通業務に関すること。 3 教育関係の被害状況等の調査及 び情報収集の総括に関すること。 4 学校給食物資の管理及び配分に関 すること。 5 児童生徒の保健管理に関するこ と。 6 市町村教育委員会との連絡及び 指導に関すること。 7 職員(学校職員を除く。)の動 員及び派遣に関すること。 8 学校職員の動員及び派遣に関す ること。 9 カウンセラーの派遣に関するこ と。 10 国・他府県応援職員の受入れ及 び割当並びに移動手段及び宿舎確 保に関すること。 11 広報に関すること。 12 学校施設等の災害応急対策に関 すること。 13 職員(学校職員を除く。)の被災 状況調査及び救援に関すること。 14 救援物資の受入れ及び配布に関 すること。 15 教職員住宅の調査に関するこ と。 16 関係宿泊施設等の被害状況等の 調査に関すること。 17 被災教職員の住宅確保に関する こと。 18 その他必要なこと。
-----	--	--------------------	--	---	--

	学校教育 班	(班長) 県立学校教育 課長 (副班長) 義務教育課長 紀北教育事務 所長 特別支援教育 室長	県立学校教育 課員 義務教育課員 紀北教育事務 所員 特別支援教育 室員	1 各班共通業務に関すること。 2 臨時の授業その他学校運営に関すること。 3 教科書、学用品及び救援物資の配布に関すること。 4 ボランティアの派遣、編成及び活動計画に関すること。 5 児童生徒及び学校職員の被災状況調査及び救援に関すること。 6 児童生徒の転入学及び区域外就学に関すること。 7 県立学校及び公立小中高等学校への避難所設置に伴う運営協力等に関すること。 8 その他必要なこと。
	生涯学習 班	(班長) 生涯学習課長 (副班長) 生涯学習課副 課長	生涯学習課員	1 各班共通業務に関すること。 2 P T A、女性団体等へのボランティア協力要請に関すること。 3 県立図書館の被害状況等の調査及び災害応急対策に関すること。 4 その他必要なこと。
	文化遺産 班	(班長) 文化遺産課長 (副班長) 文化遺産課副 課長	文化遺産課員	1 各班共通業務に関すること。 2 文化財の被害状況等の調査及び災害応急対策に関すること。 3 博物館等施設の被害状況等の調査及び災害応急対策に関すること。 4 その他必要なこと。

警察部	(部長) 警察本部長 (副部長) 警備部長 (部長付) 総務課長 外 1 名	(幹事班) 総括班	(班長) 警備課長	会計課員 警務課員 生活安全企画課員 刑事企画課員 警備企画課員 公安課員 警備課員 運転免許課員 近畿管区警察局和歌山県情報通信部機動通信課員	1 災害警備本部の総括に関する こと。 2 会議の招集・運営に関する こと。 3 各班及び派遣要員の連絡調整 に関すること。 4 警察庁・管区局への報告連絡 に関すること。 5 援助要求及び連絡調整に関す ること。 6 防災関係機関との連絡調整に 関すること。 7 記録の整備、保管及び報告に 関すること 8 各班に属さない任務に関する こと。
			(班長) 交通企画課次 席	運転免許課員	1 交通部指揮所との連絡調整に 関すること。
		派遣班	(班長) 警備企画課捜 査管理官	生活安全企画 課員 刑事企画課員 交通企画課員 警備企画課員 警備課員	1 県災害対策本部における連絡 調整に関すること。 2 その他必要なこと。
監査委員 部	(部長) 監査委員 事務局長 (副部長) 監査委員 事務局第 一課長	監査委員 班	(班長) 第一課長 (副班長) 第二課長	第一課員 第二課員	1 各部幹事班共通業務に関する こと。 2 各班共通業務に関すること。 3 その他必要なこと。

人事委員会 会部	(部長) 人事委員会事務局 長 (副部長) 人事委員会事務局 総務課長	人事委員 班	(班長) 総務課長 (副班長) 職員課長	総務課員 職員課員	1 各部幹事班共通業務に関する こと。 2 各班共通業務に関すること。 3 その他必要なこと。
労働委員会 会部	(部長) 労働委員会事務局 長 (副部長) 労働委員会事務局 審査調整 課長	労働委員 班	(班長) 審査調整課長 (副班長) 審査調整課副 課長	審査調整課員	1 各部幹事班共通業務に関する こと。 2 各班共通業務に関すること。 3 その他必要なこと。

備考

- 1 各部幹事班共通業務とは、次の各号に掲げる業務をいう。
 - (1) 部内職員の安否の取りまとめに関すること。
 - (2) 部内職員の動員及び要員の確保に関すること。
 - (3) 部内各班、総合統制室及び各部との連絡調整に関すること。
 - (4) 部内の被害状況の取りまとめに関すること。
 - (5) 部内の災害応急対策の推進及び取りまとめに関すること。
- 2 各班共通業務とは、次の各号に掲げる業務をいう。
 - (1) 所属職員の安否の取りまとめに関すること。
 - (2) 所属職員の動員及び要員の確保に関すること。
 - (3) 所管県有施設の被害状況の把握に関すること。
 - (4) 所管事業に係る被害調査及び応急対策に関すること。
 - (5) 所管業務に係る対応記録、整理に関すること。

注 事務分掌の詳細及び具体的な要領については、別途各班において定めておくものとする。

b 支 部

支部は、所管区域における災害応急対策等の円滑な処理に当たる。

支部長は、副支部長及び支部員と協議して支部における災害応急対策等に関する事務の円滑な処理と、本部との連絡に当たる。

なお、本部との通信途絶等により本部と連絡がとれない場合には、支部長の判断において、県知事として自衛隊への災害派遣要請、国への被害状況の報告を行うことができ

る。

(7) 各 班

- 支部には班を設け、班長、副班長及び班員を置き、必要に応じて班長付を置く。
- 班長は、上司の命を受け、当該班に属する事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。
- 副班長は、上司の命を受け、班長を補佐し、班長に事故があるときは、その職務を代理する。この場合において、副班長が2人以上あるときは、あらかじめ班長が定める順序により、その職務を代理する。
- 班長付は、上司の命を受け、班長が特に命ずる事項を処理する。
- 班員は、上司の命を受け、当該班の事務に従事する。

(イ) 支部連絡員

- 総務班に支部連絡員を置く。
- 支部連絡員は、支部会議の決定事項等について、各班の連絡事務を処理する。
- 支部連絡員は、支部を構成する機関の課、室の職員で当該機関の長の指名する者をもって充てる。

(ロ) 緊急防災要員

- 支部の初動体制確立のため、支部に緊急防災要員を置く。
- 緊急防災要員は振興局の近隣に居住する職員のうちから、知事が任命する。

(ハ) 班員の市町村への派遣

支部長は、必要があると認めるときは、班員を市町村に派遣することができる。
市町村に派遣された班員は、情報の収集及び連絡調整等に当たるものとする。

(ニ) 編成及び事務分掌

支部の各班別の事務分掌は概ね次のとおりである。

なお、支部の組織及び運営については、知事の承認を得て、支部長が別に定めるものとする。

和歌山県災害対策本部〇〇〇支部の編成及び事務分掌

班 名	事務分担者		事 務 分 掌
	班長、副班長	班 員	
総務班	(班長) 〇〇〇振興局 地域づくり部長 (副班長) 〇〇〇振興局 農林水産振興 部長 〇〇〇県税事 務所長 〇〇〇振興局 地域づくり部副 部長 〇〇〇振興局 農林水産振興 部副部長 (班長付) 〇〇〇振興局 地域づくり課長	〇〇振興局 地域づくり部員 〇〇振興局 農林水産振興員 〇〇県税事務 所員	1 本部及び各班との連絡調整に関すること。 2 災害対策基本法（昭和３６年法律第２２３号）第６０条第５項の規定による避難の指示等の代行及び同法第７３条第１項の規定による応急措置の代行に関すること。 3 災害関係職員の動員及び派遣に関すること。 4 気象予警報等の受信及び伝達に関すること。 5 庁舎、その他財産等の災害応急対策に関すること。 6 消防に関すること。 7 被害情報の収集及び整理に関すること。 8 被害状況等の本部及び国への報告に関すること。 9 自衛隊の派遣要請に関すること。 10 市町村における災害応急対策の指導及び連絡調整に関すること。 11 協力機関との連絡調整に関すること。 12 電力、ガス等の災害応急対策に関すること。 13 災害応急対策要員の確保に関すること。 14 災害時における出納事務全般に関すること。 15 支部及び支部会議の運営に関すること。 16 職員の安否確認及び対応に関すること。 17 農林水産関係被害情報の収集及び整理に関すること。 18 農林水産関係被害の災害応急対策に関すること。 19 災害応急対策用船艇の確保に関すること。 20 商工業関係の災害応急対策に関すること。 21 その他必要なこと。

班 名	事務分担者		事 務 分 掌
	班長、副班長	班 員	
〇〇〇健康 福祉班	(班長) 〇〇〇振興局健康福祉部長 (副班長) 〇〇〇保健所長	〇〇〇振興局健康福祉部員 〇〇〇保健所員	1 災害救助の全般に関すること。 2 災害救助用物資の確保に関すること。 3 庁舎、その他財産等の災害応急対策に関すること。 4 その他社会福祉関係の災害応急対策に関すること。 5 災害時における医療及び助産に関すること。 6 災害時における飲料水の応援対策に関すること。 7 災害時における防疫及び消毒に関すること。 8 その他保健衛生関係の災害応急対策に関すること。 9 その他必要なこと。
△△△健康 福祉班	(略)	(略)	(略)
〇〇〇建設 班	(班長) 〇〇〇振興局〇〇建設部長 (副班長) 〇〇〇振興局〇〇建設部副部長	〇〇〇振興局〇〇建設部員	1 水防全般の対策に関すること。 2 土木施設関係の被害調査及び災害応急対策に関すること。 3 庁舎、その他財産等の災害応急対策に関すること。 4 その他必要なこと。
△△△建設 班	(略)	(略)	(略)
家畜保健衛 生班	(班長) 〇〇〇家畜保健衛生所長 (副班長) 〇〇〇家畜保健衛生所次長	〇〇〇家畜保健衛生所員	1 災害時における家畜の防疫及び診断に関すること。 2 庁舎、その他財産等の災害応急対策に関すること。 3 その他家畜保健衛生関係の災害応急対策に関すること。 4 その他必要なこと。

班 名	事務分担者		事 務 分 掌
	班長、副班長	班 員	
〇〇〇警察 班	(班長) 〇〇〇警察署長 (副班長) 〇〇〇警察署〇 〇長	〇〇〇警察署員	1 警察関係の災害応急対策に関すること。 2 警察通信による災害救助、水防等の協力に関すること。 3 交通の確保及び指導に関すること。 4 庁舎、その他財産等の災害応急対策に関すること。 5 その他必要なこと。
△△△警察 班	(略)	(略)	(略)
〇〇〇班	(略)	(略)	(略)

注 1 県支部の構成は、上記表のとおり、支部の所管区域の全部又は一部をその所管区域とする他の県地方機関及び支部の所管区域内に所在する他の県地方機関等を構成に含め、次の要領で組織しておく。

ただし、県防災航空センターを除くものとする。

- (1) 班名は、本表の班名の例により機関の名称に「班」を付する。
- (2) 班長は、それぞれ振興局各部長並びに地方機関等の長とする。
- (3) 副班長は、それぞれ振興局各部副部長並びに地方機関等の次長の職に相当する職にある職員とする。
- (4) 班員は、班長の属する地方機関等の職員とする。
- (5) 事務分掌は、次の例による。

ア その地方機関の業務の災害応急対策に関すること。

イ 庁舎、その他財産等の災害応急対策に関すること。

- 2 各班は、本事務分掌によるほか余裕のあるときは、必要に応じ他班の行う事項について応援を分掌する。なお、本表で分掌されていない災害応急対策及び本表で重複する関係事項等については支部長が支部員と協議してあらかじめ又はその都度定める。
- 3 事務分掌の詳細及び具体的な要領については、別途各班において定めておくものとする。

c 広域防災拠点要員

- (7) 救援物資の集積拠点及び防災関係機関の活動拠点である広域防災拠点の初動体制確立及び運営のため、広域防災拠点要員を置く。
- (イ) 広域防災拠点要員は、広域防災拠点の近隣に居住する職員のうちから、知事が任命する。

d 地方連絡部

- (7) 地方連絡部は、国会、中央官庁その他関係方面との連絡等事務の円滑な処理に当たる。

(イ) 地方連絡部長は、東京事務所長をもって充て、当該連絡部の所掌事務の処理に当たる。

(ウ) 地方連絡部長の属する機関の職員は、部員となり上司の命を受けて関係事項の処理に当たる。

(エ) 地方連絡部の分担任務は次のとおりである。

名 称	部 長	事 務 分 掌
東京地方連絡部	東京事務所長	1 災害関係事項の国会、中央官庁その他関係方面との連絡に関すること。 2 災害関係の情報、資料の収集、調査及びこれらの速報に関すること。 3 関東方面における災害応急対策用物資の購入あっせん等に関すること。 4 その他特命事項に関すること。

ウ 設置の伝達

- ① 本部の設置を決定したときは、本部総合統制室長は、本部連絡員をして関係各部長、副部長に連絡するとともに、各本部連絡員は関係各部、班に伝達する。なお、勤務時間中においては庁内各機関に対して放送等により伝達するものとする。
- ② 本部総合統制室は、直ちに関係の各支部にその旨伝達するとともに、防災会議の委員及び消防庁に対して電話、無線等適宜の方法によって連絡する。
- ③ 各支部における設置は、本部の設置に準ずるものとし、設置の決定は本部の指示に基づき支部長が決定する。ただし、緊急の事態が生じその必要を認めたときは、本部の指示がなくても支部長がその設置を決定するものとする。
- ④ 支部長は、設置を決定したときは、支部員に対して伝達するとともに、関係の市町村本部に対して通知をする。

エ 廃止の伝達

本部及び支部の廃止を決定したときは、上記ウに準じて伝達するものとする。

オ 職員の証票等

- ① 災害緊急対策において、県の職員が災害対策基本法に基づき施設・家屋又は物資の所在する場所若しくは物資を保管する場所に立ち入り、検査等を行う場合における証票は、和歌山県職員証とする。
- ② 本部職員のうち、災害応急対策の実施に当たるものは、腕章を着用する。また、災害時において非常活動に使用する本部の自動車（乗用車及び救助物資運送中の貨物車等）には、原則として標旗並びに横幕を付ける。

※ 県災害対策本部職員腕章・自動車標旗・横幕は資料編34-02-00を参照

3 指定地方行政機関・指定公共機関及び指定地方公共機関等の組織

指定地方行政機関、指定公共機関及び指定地方公共機関等における災害応急対策のための組織、事務分掌等については、それぞれ防災業務計画等に基づき各機関の定めるところによる。

第2節 動員計画（県総務部）

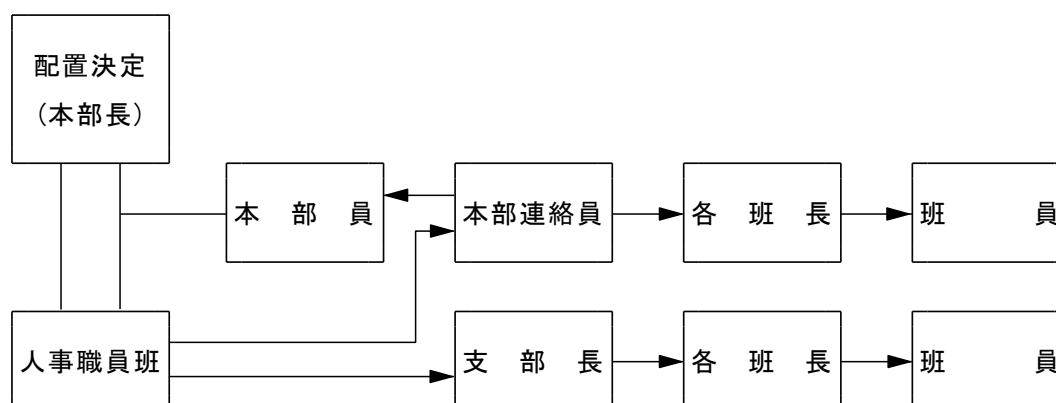
1 計画方針

災害の予防及び災害応急対策を迅速かつ適確に実施するため、災害対策本部要員及びその他職員の項目について定める。

2 計画内容

(1) 出動員の系統

本部及び支部における職員の動員は、本部長の配置決定に基づき、次の系統で伝達し動員する。



(2) 動員の伝達

各機関の動員の伝達は、次の方法による。

ア 人事職員班

本部長が本部の配置を決定したときは、本部連絡員を通じて本部各部・各班に伝達するとともに、庁内放送を通じて庁内各班に伝達する。また、支部に対して、配置及び動員について速やかに指達する。

イ 本部連絡員

本部の配置及び動員についての伝達事項を、速やかに関係の本部員及び各班長に伝達する。

ウ 本部各班

本部配置及び動員の伝達を受けたときは、速やかに所属班員の動員をするとともに所管の支部各班に対して必要な事項を伝達する。

エ 支部

支部長が配置の決定をしたとき、総務班は速やかに当該支部の各班に伝達するとともに、関係のある市町村本部に対して連絡する。支部における配置の伝達を受けた各班は、速やかに関係職員を動員する。

(3) 動員の方法

ア 本部

本部各班は、動員の系統、動員の順位あるいは連絡の方法については具体的に計画しておく。

イ 支 部

支部における動員の系統、動員の順位あるいは連絡の方法等については、各支部の組織及び運営に関する要綱に基づき、具体的に計画しておく。

(4) 職員の応援

ア 本部における応援

各班における災害応急対策等の実施に当たって職員が不足するときは、班の所属部内で余裕のある班から応援を受けるものとし、なお不足する場合は、本部総合統制室長に職員の応援を要請するものとする。

応援要請を受けた本部人事職員班は、次の順位により職員の応援を行う。

- ① 応援要請した班の所属部以外の部から応援
- ② 支部あるいはその他の県地方機関から応援

イ 支部における応援

各班における災害応急対策等の実施に当たって職員が不足するときは、支部長に職員の応援を要請するものとする。

応援要請を受けた支部総務班は、支部内で余裕のある班及び支部区域内に事務所を置き、かつ本部及び支部の組織として含まれていない地方機関から職員を動員するものとし、なお不足する場合は、本部総合統制室長へ応援要請をするものとする。

ただし、通信途絶又は緊急を要する場合においては、支部長は、直接、隣接支部に応援を要請することができる。この場合、事後本部人事職員班に速やかにその旨を報告するものとする。

なお、応援要請を受けた本部人事職員班は隣接する支部あるいは本部から職員の応援を行う。

(5) 国もしくは都道府県の職員の派遣要請及び派遣のあっせん要請

知事又は県の委員会若しくは委員は、前記(4)に基づく職員の応援によってもなお職員が不足する場合は、次により国もしくは他の都道府県の職員の派遣を要請し、または派遣のあっせんを求めるものとする。

ア 国の職員の派遣要請及び派遣あっせん要請

- ① 基本法第29条の規定に基づく国の職員の派遣要請
- ② 基本法第30条の規定に基づく国の職員の派遣あっせん要請

イ 他都道府県の職員の派遣要請

- ① 関西広域連合による広域防災体制の枠組及び「近畿圏危機発生時の相互応援に関する基本協定」による職員の派遣要請
- ② 「紀伊半島三県災害等相互応援に関する協定」による職員の派遣要請
- ③ 「全国都道府県における災害時の広域応援に関する協定」による職員の派遣要請
- ④ その他応援協定による職員の派遣要請
- ⑤ 地方自治法第252条の17の規定に基づくその他の都道府県職員の派遣要請

※ 災害応急対策又は災害復旧に必要な技術・知識又は経験を有する県の技術職員数は、資料編35-00-00を参照

(6) 近畿地方整備局の職員の派遣要請

「災害時の応援に関する申し合わせ（平成17年6月14日）」に基づく派遣要請

第2章 情報計画

第1節 気象警報等の伝達計画（和歌山地方気象台、近畿地方整備局、県危機管理部、 県県土整備部）

1 計画方針

気象、地象（地震及び火山現象を除く。）、高潮、波浪、洪水、津波に関する注意報及び警報等の周知徹底は、本計画による。

和歌山地方気象台、近畿地方整備局及び県は、避難指示等の発令基準に活用する気象警報等を、警戒レベルとの関係が明確になるよう、5段階の警戒レベル相当情報として区分し、住民の自発的な避難判断等を促すものとする。

2 計画内容

(1) 特別警報、警報及び注意報（地震・津波に関するものは「地震・津波災害対策計画編」に記載。）

ア 特別警報

和歌山地方気象台が気象業務法に基づき、暴風、大雨、高潮、波浪等の予想される現象が特に異常であるため、県内のどこかに重大な災害の発生するおそれが著しく高まっている場合、その旨を警告して行う予報で、その種類、発表基準は、別表1のとおりである。

イ 警 報

和歌山地方気象台が気象業務法に基づき、暴風、大雨、高潮、波浪、洪水等により県内のどこかに重大な災害の発生が予想される場合、その旨を警告して行う予報で、その種類、発表の基準は、別表2、別表2-1、別表2-2、別表2-5のとおりである。

ウ 注 意 報

和歌山地方気象台が気象業務法に基づき、気象現象等により県内のどこかに災害の発生が予想される場合、その旨を注意して行う予報で、その種類、発表の基準は、別表2、別表2-3、別表2-4、別表2-5のとおりである。

エ 特別警報・警報・注意報における細分区域

和歌山地方気象台が特別警報・警報・注意報を発表する場合は、二次細分区域単位で発表する。

別表 1 気象等に関する特別警報の発表基準

現象の種類	基 準	
大雨	台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想される場合	
暴風	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により	暴風が吹くと予想される場合
高潮		高潮になると予想される場合
波浪		高波になると予想される場合
暴風雪	数十年に一度の強度の台風と同程度の温帯低気圧により雪を伴う暴風が吹くと予想される場合	
大雪	数十年に一度の降雪量となる大雪が予想される場合	

(注) 発表にあたっては、指数（土壌雨量指数、表面雨量指数、流域雨量指数）、積雪量、台風の中心気圧、最大風速などについて過去の災害事例に照らして算出した客観的な指標を設け、これらの実況および予想に基づいて判断をします。

別表2 和歌山地方気象台が発表する警報、注意報の種類及び発表基準

(令和6年5月23日現在)

発表官署		和歌山地方気象台			
府県予報区		和歌山県			
一次細分区域		北部		南部	
市町村等をまとめた地域		紀北	紀中	田辺・西牟婁	新宮・東牟婁
警 報	大雨	区域内の市町村で別表2-1の基準に到達することが予想される場合			
	洪水	区域内の市町村で別表2-2の基準に到達することが予想される場合			
	暴風（平均風速）	陸上20m/s ^{*1} 、海上25m/s			
	暴風雪（平均風速）	陸上20m/s ^{*1} 、海上25m/s 雪を伴う			
	大雪	平地 12時間降雪の深さ15cm、山地 12時間降雪の深さ30cm			
	波浪（有義波高）	6.0m			
	高潮	区域内の市町村で別表2-5の基準に到達することが予想される場合			
注 意 報	大雨	区域内の市町村で別表2-3の基準に到達することが予想される場合			
	洪水	区域内の市町村で別表2-4の基準に到達することが予想される場合			
	強風（平均風速）	陸上12m/s ^{*2} 、海上15m/s			
	風雪（平均風速）	陸上12m/s ^{*2} 、海上15m/s 雪を伴う			
	大雪	平地 12時間降雪の深さ5cm、山地 12時間降雪の深さ15cm			
	波浪（有義波高）	3.0m			
	高潮	区域内の市町村で別表2-5の基準に到達することが予想される場合			
	雷	落雷等により被害が予想される場合			
	融雪				
	濃霧（視程）	陸上 100m、海上 500m			
	乾燥	最小湿度35%で実効湿度60%			
	なだれ	積雪の深さ50cm以上あり高野山（アメダス）の最高気温10℃以上又はかなりの降雨			
	低温	沿岸部で最低気温-4℃以下			
	霜	3月20日以降の晩霜 最低気温3℃以下			
	着氷				
	着雪	24時間降雪の深さ：平地20cm以上、山地40cm以上 気温：-2℃～2℃			
記録的短時間大雨情報 （1時間雨量）		110mm			

*1 和歌山地方気象台、友ヶ島（アメダス）の観測値は25m/sを目安とする。

*2 和歌山地方気象台、友ヶ島（アメダス）の観測値は15m/sを目安とする。

(1) 本表は、気象・高潮・波浪・洪水に関する警報・注意報の発表基準を一覧表に示したものである。

- (2) 警報とは、重大な災害が起こるおそれのある旨を警告して行う予報であり、注意報とは、災害が起こるおそれのある旨を注意して行う予報である。警報・注意報は、気象要素が本表の基準に達すると予想される市町村等に対して発表する。
- (3) 波浪警報・注意報、暴風警報、暴風雪警報、強風注意報、風雪注意報、濃霧注意報、記録的短時間大雨情報の（ ）内は基準として用いる気象要素を示す。なお、府県予報区、一次細分区域及び市町村等をまとめた地域で取り扱いが異なる場合は、個々の欄に付記している。
- (4) 大雨、洪水、大雪、高潮、波浪の警報・注意報、暴風警報、暴風雪警報、強風注意報、風雪注意報及び記録的短時間大雨情報では、基準における「…以上」の「以上」を省略した。また、乾燥注意報、濃霧注意報では、基準における「…以下」の「以下」を省略した。なお、上記以外の注意報では、基準の表記が多岐にわたるため、省略は行っていない。
- (5) 表中において、発表官署が警報・注意報の本文中で用いる「平地、山地」等の地域名で基準値を記述する場合がある。
- (6) 表中において、対象の市町村等をまとめた地域等で現象が発現しない警報・注意報についてはその欄を斜線で、また現象による災害がきわめて稀であり、災害との関係が不明確であるため具体的な基準を定めていない警報・注意報（洪水を除く。）についてはその欄を空白でそれぞれ示している。
- (7) 地震や火山の噴火等、不測の事態により気象災害にかかわる諸条件が変化し、通常の基準を適用することが適切でない状態となることがある。このような場合は、非常措置として基準のみにとらわれない警報・注意報の運用を行うことがある。また、このような状態がある程度長期間継続すると考えられる場合には、特定の警報・注意報について、対象地域を必要最小限の範囲に限定して「暫定基準」を設定し、通常より低い基準で運用することがある。

別表２－１ 大雨警報基準

(令和6年5月23日現在)

市町村等をまとめた地域	市町村等	表面雨量指数基準	土壌雨量指数基準
紀北	和歌山市	24	150
	海南市	22	150
	橋本市	16	166
	紀の川市	19	151
	岩出市	18	161
	紀美野町	13	150
	かつらぎ町かつらぎ	16	168
	かつらぎ町花園	18	200
	九度山町	17	184
	高野町	18	185
紀中	有田市	15	180
	御坊市	23	187
	湯浅町	22	182
	広川町	21	182
	有田川町吉備金屋	21	170

	有田川町清水	21	170
	美浜町	19	198
	日高町	21	199
	由良町	24	199
	印南町	19	159
	みなべ町	23	159
	日高川町川辺	21	179
	日高川町中津	19	188
	日高川町美山	24	188
田辺・西牟婁郡	田辺市田辺	26	169
	田辺市龍神	25	227
	田辺市中辺路	26	233
	田辺市大塔	25	245
	田辺市本宮	19	223
	白浜町	26	218
	上富田町	26	211
	すさみ町	26	192
新宮・東牟婁郡	新宮市	34	212
	那智勝浦町	24	186
	太地町	27	186
	古座川町	20	189
	北山村	23	254
	串本町	30	186

別表２－２ 洪水警報基準

(令和6年5月23日現在)

市町村等を まとめた地域	市町村等	流域雨量指数基準	複合基準 ＊１	指定河川洪水予報に よる基準
紀北	和歌山市	土入川流域=13.1 七瀬川流域=6.2 和歌川流域=22.4 亀の川流域=13.5 和田川流域=10.4 有本川流域=2.9 大門川流域=13.2 千手川流域=8.7 堤川流域=4.9 鳴滝川流域=9.3	七瀬川流域= (9, 5.4) 和田川流域= (9, 10.4)	紀の川[三谷・船戸]
	海南市	貴志川流域=26.6	貴志川流域= (10, 22.4)	—

	日方川流域=11.4 加茂川流域=14.9 亀の川流域=12.3 宮川流域=6.8 大坪川流域=3.1	日方川流域= (8, 7.9) 加茂川流域= (8, 9) 亀の川流域= (11, 8.4)	
橋本市	嵯峨谷川流域=6.7 山田川流域=5.9 橋本川流域=12 東の川流域=7.8	紀の川流域= (8, 68.4) 橋本川流域= (8, 10.2)	紀の川[五條]
紀の川市	貴志川流域=36.3 海神川流域=6.4 佐川流域=7.5 松井川流域=4.5 名手川流域=9.8 穴伏川流域=13.7 柘榴川流域=12.7 野田原川流域=11.1 真国川流域=16.7 春日川流域=5.6 二瀬川流域=9.3	紀の川流域= (5, 71.3) 貴志川流域= (7, 33) 真国川流域= (5, 15)	紀の川[三谷・船戸]
岩出市	住吉川流域=8.3 根来川流域=9.2 貴志川流域=36.3 春日川流域=6.9	紀の川流域= (9, 71.6)	紀の川[三谷・船戸]
紀美野町	貴志川流域=26.2 真国川流域=17.7	貴志川流域= (8, 25.4) 真国川流域= (8, 14.2)	—
かつらぎ町かつらぎ	貴志川流域=17.1 穴伏川流域=11.7 四邑川流域=6.9 真国川流域=9 湯子川流域=11	—	紀の川[五條・三谷]
かつらぎ町花園	有田川流域=21.4	—	—
九度山町	丹生川流域=17.7 不動谷川流域=14.2 北又川流域=7.1	丹生川流域= (9, 17.7)	紀の川[五條]
高野町	貴志川流域=9.8 丹生川流域=5.2 不動谷川流域=11.1	丹生川流域= (8, 4.6)	—

紀中	有田市	西谷川流域=5.4 高山川流域=7 お仙谷川流域=3.2 箕川流域=2.2	有田川流域= (9, 42.3) 高山川流域= (10, 4.9)	和歌山県有田川水系 有田川[粟生・金屋]
	御坊市	西川流域=18.6 熊野川流域=5.9 土生川流域=8.7 斉川流域=7.5 王子川流域=10 下川流域=5	熊野川流域= (20, 5)	和歌山県日高川水系 日高川[川原河・高津尾・川辺]
	湯浅町	山田川流域=13.6 広川流域=20.5	—	和歌山県有田川水系 有田川[粟生・金屋]
	広川町	広川流域=20.3	—	—
	有田川町吉備金屋	鳥尾川流域=7.7 早月谷川流域=15.4 修理川流域=16 玉川流域=7.7 五名谷川流域=9.2 天満川流域=6.5 熊井川流域=4.8	—	和歌山県有田川水系 有田川[粟生・金屋]
	有田川町清水	四村川流域=17.3 湯川川流域=18.9 室川谷川流域=11.1		和歌山県有田川水系 有田川[粟生・金屋]
	美浜町	西川流域=18.8 斉川流域=7.7	—	和歌山県日高川水系 日高川[川原河・高津尾・川辺]
	日高町	西川流域=13.9 志賀川流域=9.6	—	和歌山県日高川水系 日高川[川原河・高津尾・川辺]
	由良町	由良川流域=13.3	—	—
	印南町	印南川流域=9.5 切目川流域=22.8	印南川流域= (9, 9.5) 切目川流域= (9, 22.7)	—
	みなべ町	東岩代川流域=7.8 南部川流域=29 古川流域=6.5 玉川流域=8.2 辺川流域=7.3 木の川流域=6.8	南部川流域= (10, 26.1) 木の川流域= (10, 6.8) 高野川流域= (10, 7.2)	—

		高野川流域=7.2		
	日高川町川辺	土生川流域=8.7 江川流域=16.9	日高川流域= (8, 54.9)	和歌山県日高川水系 日高川[川原河・高津尾・川辺]
	日高川町中津		日高川流域= (10, 48.4)	和歌山県日高川水系 日高川[川原河・高津尾・川辺]
	日高川町美山	愛川流域=10.6 初湯川流域=17.7 猪谷川流域=12.3 小藪川流域=15.5	日高川流域= (11, 51.7)	和歌山県日高川水系 日高川[川原河・高津尾・川辺]
田辺・西牟婁	田辺市田辺	芳養川流域=16.1 稲成川流域=9.8 右会津川流域=19.8 左会津川流域=29.9	芳養川流域= (12, 14.3) 稲成川流域= (12, 9.6) 右会津川流域= (12, 18.7) 左会津川流域= (12, 27.4)	—
	田辺市龍神	日高川流域=49 立花川流域=11.2 丹生川流域=23.5 小又川流域=20.5 古川流域=13.1	日高川流域= (12, 49)	—
	田辺市中辺路	富田川流域=28.1 鍛冶屋川流域=12.4 中川流域=17.9 日置川流域=20.8	富田川流域= (12, 28.1)	—
	田辺市大塔	富田川流域=37 内の井川流域=11.1 小川谷川流域=9.5 日置川流域=57.2 前の川流域=26.6 安川流域=24.4 熊野川流域=14.7	富田川流域= (12, 33.3) 内の井川流域= (13, 11.1) 安川流域= (12, 23.2)	—
	田辺市本宮	大塔川流域=28.5 四村川流域=20.7 音無川流域=9.9 三越川流域=17.6	熊野川流域= (12, 77.1) 大塔川流域= (12, 28.5) 三越川流域= (12, 17.6)	熊野川中流（本宮区間）[本宮]
	白浜町	富田川流域=46.4	富田川流域= (12, 46)	—

		高瀬川流域=12.4 庄川流域=10.8 日置川流域=48.9 城川流域=19.5 朝来帰川流域=10.4 瀬田川流域=4.1	庄川流域= (12, 9.9) 日置川流域= (12, 46.6) 城川流域= (12, 17.5) 朝来帰川流域= (12, 10.4) 瀬田川流域= (12, 3.4)	
	上富田町	富田川流域=44.6 岡川流域=10.5 生馬川流域=14.6	—	—
	すさみ町	城川流域=11.5 佐本川流域=21.8 周参見川流域=23 和深川流域=13.4 太間川流域=13.1 江須の川流域=7.5 江住川流域=9.4 里野西池川流域=4.9	—	—
新宮・東牟婁	新宮市	高田川流域=19.7 赤木川流域=23.4 北山川流域=72.3 東の川流域=10.7 市田川流域=9.9	熊野川流域= (16, 94.8) 高田川流域= (12, 15.6) 赤木川流域= (12, 22.7) 北山川流域= (12, 63.5) 市田川流域= (12, 9.4)	熊野川下流[成川]、熊 野川中流(日足区 間)[日足]
	那智勝浦町	井鹿川流域=10.8 小匠川流域=21.2 太田川流域=25.2 二河川流域=10.4 那智川流域=20.3 長野川流域=8.3	井鹿川流域= (17, 5.8) 太田川流域= (11, 22.6) 二河川流域= (19, 6.4) 那智川流域= (11, 13.6) 長野川流域= (20, 7.1)	—
	太地町	与根子川流域=8.1	—	—
	古座川町	小川流域=27.7 平井川流域=23.3	古座川流域= (14, 47.6) 小川流域= (12, 26.6)	和歌山県古座川水系 古座川[相瀬・月野 瀬]
	北山村	北山川流域=64.7	北山川流域= (12, 58.2)	—
	串本町	比曾原川流域=14.1 有田川流域=7.7 高富川流域=8.2 くじ野川流域=10.5 津荷川流域=6.4 田原川流域=15.7	古座川流域= (14, 46.7) 津荷川流域= (14, 5.9) 田原川流域= (14, 14.1)	和歌山県古座川水系 古座川[相瀬・月野 瀬]

*1（表面雨量指数、流域雨量指数）の組み合わせによる基準値を表しています。

別表２－３ 大雨注意報基準

（令和5年6月8日現在）

市町村等をまとめた地域	市町村等	表面雨量指数基準	土壌雨量指数基準
紀北	和歌山市	13	105
	海南市	10	105
	橋本市	10	116
	紀の川市	7	105
	岩出市	12	112
	紀美野町	10	105
	かつらぎ町かつらぎ	12	117
	かつらぎ町花園	13	140
	九度山町	13	128
	高野町	11	129
紀中	有田市	7	127
	御坊市	11	132
	湯浅町	12	129
	広川町	12	129
	有田川町吉備金屋	12	120
	有田川町美山	13	120
	美浜町	14	140
	日高町	12	141
	由良町	9	141
	印南町	11	112
	みなべ町	13	112
	日高川町川辺	11	127
	日高川町中津	12	133
	日高川町美山	14	133
田辺・西牟婁郡	田辺市田辺	15	128
	田辺市龍神	17	172
	田辺市中辺路	17	177
	田辺市大塔	17	186
	田辺市本宮	15	169
	白浜町	16	165
	上富田町	14	160
	すさみ町	17	145
新宮・東牟婁郡	新宮市	18	161
	那智勝浦町	14	143

	太地町	20	143
	古座川町	16	145
	北山村	17	195
	串本町	18	143

別表２－４ 洪水注意報基準

(令和6年5月23日現在)

市町村等を まとめた地域	市町村等	流域雨量指数基準	複合基準 ＊１	指定河川洪水予報に よる基準
紀北	和歌山市	土入川流域=10.4 七瀬川流域=4.9 和歌川流域=17.9 亀の川流域=10.8 和田川流域=8.3 有本川流域=2.2 大門川流域=10.5 千手川流域=6.9 堤川流域=3.9 鳴滝川流域=7.4	七瀬川流域= (6, 4.9) 和田川流域= (6, 8.3) 堤川流域= (6, 3.9)	紀の川[船戸]
	海南市	貴志川流域=21.2 日方川流域=9 加茂川流域=11.9 亀の川流域=9.8 宮川流域=5.4 大坪川流域=2.4	貴志川流域= (9, 13) 日方川流域= (5, 5.5) 加茂川流域= (5, 8.1) 亀の川流域= (5, 7.5) 宮川流域= (7, 4.9) 大坪川流域= (5, 2.4)	—
	橋本市	嵯峨谷川流域=5.3 山田川流域=4.7 橋本川流域=9.6 東の川流域=6.2	紀の川流域= (5, 58.4) 橋本川流域= (8, 9.1)	紀の川[五條]
	紀の川市	貴志川流域=26.8 海神川流域=5.1 佐川流域=6 松井川流域=3.7 名手川流域=7.8 穴伏川流域=10.9 柘榴川流域=10.1 野田原川流域=8.8 真国川流域=13.3 春日川流域=4.4 二瀬川流域=7.4	紀の川流域= (5, 59.5) 貴志川流域= (5, 25.6) 佐川流域= (5, 6) 松井川流域= (5, 3.6) 名手川流域= (5, 7.8) 野田原川流域= (5, 7.2) 真国川流域= (5, 13.3)	紀の川[三谷]

	岩出市	住吉川流域=6.6 根来川流域=7.3 貴志川流域=29 春日川流域=5.5	紀の川流域= (9, 64)	紀の川[船戸]
	紀美野町	貴志川流域=20.9 真国川流域=14.1	貴志川流域= (8, 19.5) 真国川流域= (8, 12.8)	—
	かつらぎ町かつらぎ	貴志川流域=13.6 穴伏川流域=9.3 四邑川流域=5.5 真国川流域=7.2 湯子川流域=8.8	四邑川流域= (10, 5.5)	紀の川[三谷]
	かつらぎ町花園	有田川流域=17.1	—	—
	九度山町	丹生川流域=14.1 不動谷川流域=11.3 北又川流域=5.6	丹生川流域= (6, 14.1) 不動谷川流域= (6, 11.3) 北又川流域= (6, 5.6)	紀の川[五條]
	高野町	貴志川流域=7.8 丹生川流域=4.2 不動谷川流域=8.8	丹生川流域= (8, 3.3)	—
紀中	有田市	西谷川流域=4.3 高山川流域=5.6 お仙谷川流域=2.5 箕川流域=1.7	有田川流域= (6, 32.1) 高山川流域= (7, 3.9) お仙谷川流域= (5, 2.4)	和歌山県有田川水系 有田川[粟生・金屋]
	御坊市	西川流域=14.8 熊野川流域=4.7 土生川流域=6.9 斉川流域=6 王子川流域=8 下川流域=4	西川流域= (5, 14.6) 熊野川流域= (5, 4.5) 斉川流域= (9, 5.6)	和歌山県日高川水系 日高川[川原河・高津 尾・川辺]
	湯浅町	山田川流域=10.8 広川流域=16.4	山田川流域= (6, 15.4)	—
	広川町	広川流域=16.2	広川流域= (6, 15.4)	—
	有田川町吉備金屋	鳥尾川流域=6.1 早月谷川流域=12.3 修理川流域=12.8 玉川流域=6.1 五名谷川流域=7.3 天満川流域=5.2 熊井川流域=3.9	早月谷川流域= (10, 12.3) 天満川流域= (6, 5.2) 熊井川流域= (6, 3.8)	和歌山県有田川水系 有田川[粟生・金屋]

	有田川町清水	四村川流域=13.8 湯川川流域=15.1 室川谷川流域=8.8		和歌山県有田川水系 有田川〔粟生・金屋〕
	美浜町	西川流域=15 斉川流域=6.1	西川流域= (6, 15)	和歌山県日高川水系 日高川〔川原河・高津尾・川辺〕
	日高町	西川流域=11.1 志賀川流域=7.6	西川流域= (6, 11.1) 志賀川流域= (6, 7.6)	—
	由良町	由良川流域=9.5	由良川流域= (5, 9.5)	—
	印南町	印南川流域=7.6 切目川流域=17.2	印南川流域= (9, 7.6) 切目川流域= (9, 17.2)	—
	みなべ町	東岩代川流域=6.2 南部川流域=23.2 古川流域=5.2 玉川流域=6.5 辺川流域=5.8 木の川流域=5.4 高野川流域=5.7	南部川流域= (10, 18.6) 古川流域= (6, 5.2) 玉川流域= (10, 6.4) 辺川流域= (10, 5.8) 木の川流域= (10, 5.4) 高野川流域= (10, 5.7)	—
	日高川町川辺	土生川流域=6.9 江川流域=13.5	日高川流域= (8, 39) 土生川流域= (5, 6.7) 江川流域= (9, 13.5)	和歌山県日高川水系 日高川〔川原河・高津尾・川辺〕
	日高川町中津		日高川流域= (9, 43.5)	和歌山県日高川水系 日高川〔川原河・高津尾・川辺〕
	日高川町美山	愛川流域=8.4 初湯川流域=14.1 猪谷川流域=9.8 小藪川流域=12.4	日高川流域= (11, 46)	和歌山県日高川水系 日高川〔川原河・高津尾・川辺〕
田辺・西牟婁	田辺市田辺	芳養川流域=12.8 稲成川流域=7.8 右会津川流域=15.8 左会津川流域=23.9	芳養川流域= (7, 12.8) 稲成川流域= (7, 7.8) 右会津川流域= (7, 15.8) 左会津川流域= (12, 23.9)	—
	田辺市龍神	日高川流域=39.2 立花川流域=8.9 丹生川流域=18.8 小又川流域=16.4 古川流域=10.4	日高川流域= (8, 39.2) 小又川流域= (8, 16.4)	—
	田辺市中辺路	富田川流域=22.4 鍛冶屋川流域=9.9	富田川流域= (12, 22.4)	—

		中川流域=14.3 日置川流域=16.6		
	田辺市大塔	富田川流域=29.6 内の井川流域=8.8 小川谷川流域=7.6 日置川流域=45.7 前の川流域=21.2 安川流域=18.7 熊野川流域=11.7	富田川流域= (13, 23.7) 内の井川流域= (13, 8.8) 安川流域= (8, 18.7)	—
	田辺市本宮	大塔川流域=22.8 四村川流域=16.5 音無川流域=7.9 三越川流域=14	熊野川流域= (12, 53.4) 大塔川流域= (11, 20) 四村川流域= (12, 16.5) 三越川流域= (12, 14)	熊野川中流(本宮区 間)[本宮]
	白浜町	富田川流域=37.1 高瀬川流域=9.9 庄川流域=8.6 日置川流域=39.1 城川流域=15.6 朝来帰川流域=8.3 瀬田川流域=3.3	富田川流域= (12, 32.6) 高瀬川流域= (8, 7.8) 庄川流域= (12, 6.9) 日置川流域= (10, 36.6) 城川流域= (12, 12.5) 朝来帰川流域= (12, 8.3) 瀬田川流域= (8, 3.1)	—
	上富田町	富田川流域=35.6 岡川流域=8.4 生馬川流域=11.6	生馬川流域= (7, 11.6)	—
	すさみ町	城川流域=9.2 佐本川流域=17.4 周参見川流域=18.4 和深川流域=10.7 太間川流域=10.4 江須の川流域=6 江住川流域=7.5 里野西池川=3.9	周参見川流域= (8, 18.4)	—
新宮・東牟婁	新宮市	高田川流域=13.9 赤木川流域=18.7 北山川流域=57.8 東の川流域=8.5 市田川流域=7.9	熊野川流域= (13, 82.4) 高田川流域= (10, 13.9) 赤木川流域= (12, 18.7) 北山川流域= (10, 57.2) 市田川流域= (8, 7.3)	熊野川下流[成川], 熊 野川中流(日足区 間)[日足]
	那智勝浦町	井鹿川流域=7.4 小匠川流域=16.9 太田川流域=20.1	井鹿川流域= (11, 5.2) 太田川流域= (11, 16.1) 二河川流域= (7, 5.8)	—

	二河川流域=8.3 那智川流域=16.2 長野川流域=6.6	那智川流域= (7, 12.2) 長野川流域= (11.6.1)	
太地町	与根子川流域=6.4	—	—
古座川町	小川流域=22.1 平井川流域=18.6	古座川流域= (13, 31.4) 小川流域= (10, 22)	和歌山県古座川水系 古座川[相瀬・月野瀬]
北山村	北山川流域=51.7	北山川流域= (12, 51.7)	—
串本町	比曽原川流域=11.2 有田川流域=6.1 高富川流域=6.5 くじ野川流域=8.4 津荷川流域=5.1 田原川流域=12.5	古座川流域= (14, 39.8) 津荷川流域= (13, 5.1) 田原川流域= (14, 10)	和歌山県古座川水系 古座川[相瀬・月野瀬]

*1 (表面雨量指数、流域雨量指数) の組み合わせによる基準値を表しています。

別表２－５ 高潮警報・注意報基準

(令和5年3月9日現在)

市町村等を まとめた地域	市町村等	潮位	
		警報	注意報
紀北	和歌山市	1.8m	1.3m
	海南市	1.8m	1.3m
	橋本市	—	—
	紀の川市	—	—
	岩出市	—	—
	紀美野町	—	—
	かつらぎ町	—	—
	九度山町	—	—
	高野町	—	—
紀中	有田市	1.8m	1.3m
	御坊市	1.8m	1.3m
	湯浅町	1.8m	1.3m
	広川町	1.8m	1.3m
	有田川町吉備金谷	—	—
	有田川町清水	—	—
	美浜町	1.8m	1.3m
	日高町	1.8m	1.3m
	由良町	1.8m	1.3m
	印南町	1.8m	1.3m
	みなべ町	1.8m	1.3m
	日高川町川辺	—	—
	日高川町中津	—	—
	日高川町美山	—	—
田辺・西牟婁	田辺市田辺	1.8m	1.3m
	田辺市龍神	—	—
	田辺市中辺路	—	—
	田辺市大塔	—	—
	田辺市本宮	—	—
	白浜町	1.8m	1.3m
	上富田町	—	—
	すさみ町	1.8m	1.3m
新宮・東牟婁	新宮市	1.8m	1.3m
	那智勝浦町	1.8m	1.3m
	太地町	1.8m	1.3m
	古座川町	—	—

	北山村	—	—
	串本町	1. 8m	1. 3m

- ①大雨警報・注意報の土壌雨量指数基準及び洪水警報・注意報の流域雨量指数基準、複合基準のうち基準を設定していないもの、洪水警報・注意報の基準となる洪水予報指定河川がない場合、高潮警報・注意報で現象が発現せず基準を設定していない市町村等については、その欄を“－”で示している。
- ②大雨警報については、表面雨量指数基準に達すると予想される場合は「大雨警報（浸水害）」、土壌雨量指数基準に達すると予想される場合は「大雨警報（土砂災害）」、両基準に達すると予想される場合は「大雨警報（土砂災害、浸水害）」として発表する。
- ③大雨警報・注意報の表面雨量指数基準は、市町村等の域内において単一の値をとる。ただし、暫定基準を設定する際に市町村等の一部地域のみ通常より低い基準で運用する場合がある。この場合、別表２－１及び２－３の表面雨量指数基準には市町村等の域内における基準の最低値を示している。
- ④大雨警報・注意報の土壌雨量指数基準は1km四方毎に設定しているが、別表２－１及び２－３の土壌雨量指数基準には市町村等の域内における基準の最低値を示している。
- ⑤洪水の欄中、「〇〇川流域=10.5」は、「〇〇川流域の流域雨量指数10.5以上」を意味する。
- ⑥洪水警報・注意報の流域雨量指数基準は、各流域のすべての地点に設定しているが、別表２－２及び２－４の流域雨量指数基準には主要な河川における代表地点の基準値を示している。欄が空白の場合は、当該市町村等において主要な河川は存在しないことを表している。
- ⑦洪水警報・注意報の複合基準は、主要な河川における代表地点の（表面雨量指数、流域雨量指数）の組み合わせによる基準値を示している。
- ⑧洪水の欄中、「指定河川洪水予報による基準」の「〇〇川〔△△〕」は、洪水警報においては「指定河川である〇〇川に発表された洪水予報において、△△基準観測点で氾濫警戒情報又は氾濫危険情報の発表基準を満たしている場合に洪水警報を発表する」ことを、洪水注意報においては、同じく「△△基準観測点で氾濫注意情報の発表基準を満たしている場合に洪水注意報を発表する」ことを意味する。
- ⑨高潮警報・注意報の基準の潮位は一般に高さを示す「標高」で表す。「標高」の基準面として東京湾平均海面（TP）を用いるが、島嶼部など一部では国土地理院による高さの基準面あるいは MSL（平均潮位）等を用いる。

(2) 火災気象通報

消防法に基づいて和歌山地方気象台が、気象の状況から火災の予防上危険と認められるときに、その状況を知事に通報する。

県（防災企画課）は、これを「気象警報等の伝達経路（基本計画編）」によって市町村等に伝達する。

火災気象通報を行う場合の基準

「乾燥注意報」又は「強風注意報」の基準に該当すると予想された場合。

但し、降雨、降雪が予想される場合は通報しない。

(3) 指定河川〔紀の川・熊野川下流・熊野川中流（本宮区間）・熊野川中流（日足区間）・有田川・日高川・古座川〕の洪水予報

水防法及び気象業務法に基づき、和歌山地方気象台、奈良地方気象台と近畿地方整備局和歌

山河川国道事務所が「紀の川」を、和歌山地方気象台、津地方気象台と近畿地方整備局紀南河川国道事務所が「熊野川下流」を、和歌山地方気象台と和歌山県が「熊野川中流（本宮区間）」「熊野川中流（日足区間）」「有田川」「日高川」「古座川」をそれぞれ共同して雨量、水位又は流量を示して、洪水についての水防活動の利用に適合する予報を行うものである。

ア 洪水予報の実施区間

(平成18年6月1日国土交通省告示第664号)

河 川 名	実 施 区 間
紀 の 川	左岸 奈良県五條市野原東4丁目266番地先から海まで 右岸 奈良県五條市小島町550番1地先から海まで

(平成10年2月27日運輸省、建設省告示第四号)

河 川 名	実 施 区 間
熊 野 川	左岸 三重県南牟婁郡紀宝町北檜杖字尾友平野199番の1地先から海まで 右岸 和歌山県新宮市南檜杖字滝下シ527番の1地先から海まで

(平成25年6月11日和歌山県告示709号)

河 川 名	実 施 区 間
熊 野 川	左岸 和歌山県田辺市本宮町切畑463地先から同市本宮町小津荷175地先まで 右岸 和歌山県田辺市本宮町伏拝1052地先から同市本宮町小津荷213地先まで

(平成25年6月11日和歌山県告示710号)

河 川 名	実 施 区 間
熊 野 川	左岸 和歌山県新宮市熊野川町西屋敷1265地先から同市熊野川町宮井525地先まで 右岸 和歌山県新宮市熊野川町東屋敷119地先から同市熊野川町田長26地先まで

(平成25年6月11日和歌山県告示第707号)

河 川 名	実 施 区 間
有 田 川	左岸 和歌山県有田郡有田川町大字東大谷855地先から海まで 右岸 和歌山県有田郡有田川町大字二川502地先から海まで

(平成25年6月11日和歌山県告示708号)

河川名	実施区間
日高川	左岸 和歌山県日高郡日高川町初湯川1906番地先から海まで 右岸 和歌山県日高郡日高川町初湯川1869番地先から海まで

(平成22年7月2日和歌山県告示第738号)

河川名	実施区間
古座川	左岸 和歌山県東牟婁郡古座川町大字相瀬字洞189番地先から海まで 右岸 和歌山県東牟婁郡古座川町大字相瀬字足谷305番地先から海まで

イ 洪水予報の種類と概要

種類	標 題	概 要
洪水 注意報	紀の川 氾濫注意情報	紀の川の基準地点である五條、三谷及び船戸水位観測所のいずれかの水位が、氾濫注意水位に到達し更に水位の上昇が見込まれるとき、氾濫注意水位以上でかつ避難判断水位未満の状態が継続しているとき、避難判断水位に達したが水位の上昇が見込まれないときに発表される。 避難に備えハザードマップ等により災害リスク等を再確認するなど、自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。
	熊野川下流 氾濫注意情報	熊野川の基準地点である成川水位観測所の水位が、氾濫注意水位に到達し更に水位の上昇が見込まれるとき、氾濫注意水位以上でかつ避難判断水位未満の状態が継続しているとき、避難判断水位に達したが水位の上昇が見込まれないときに発表される。 避難に備えハザードマップ等により災害リスク等を再確認するなど、自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。
	熊野川中流 (本宮区間) 氾濫注意情報	熊野川の基準地点である本宮水位観測所の水位が、氾濫注意水位に到達し更に水位の上昇が見込まれるとき、氾濫注意水位以上でかつ避難判断水位未満の状態が継続しているとき、避難判断水位に達したが水位の上昇が見込まれないときに発表される。 避難に備えハザードマップ等により災害リスク等を再確認するなど、自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。
	熊野川中流 (日足区間) 氾濫注意情報	熊野川の基準地点である日足水位観測所の水位が、氾濫注意水位に到達し更に水位の上昇が見込まれるとき、氾濫注意水位以上でかつ避難判断水位未満の状態が継続しているとき、避難判断水位に達したが水位の上昇が見込まれないときに発表される。 避難に備えハザードマップ等により災害リスク等を再確認するなど、自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。
	有田川	有田川の基準地点である金屋水位観測所及び粟生水位観測所のいずれかの

	氾濫注意情報	水位が、氾濫注意水位に到達し更に水位の上昇が見込まれるとき、氾濫注意水位以上でかつ避難判断水位未満の状態が継続しているとき、避難判断水位に達したが水位の上昇が見込まれないときに発表される。 避難に備えハザードマップ等により災害リスク等を再確認するなど、自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。
	日高川 氾濫注意情報	日高川の基準地点である川辺、高津尾及び川原河水位観測所のいずれかの水位が、氾濫注意水位に到達し更に水位の上昇が見込まれるとき、氾濫注意水位以上でかつ避難判断水位未満の状態が継続しているとき、避難判断水位に達したが水位の上昇が見込まれないときに発表される。 避難に備えハザードマップ等により災害リスク等を再確認するなど、自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。
	古座川 氾濫注意情報	古座川の基準地点である相瀬及び月野瀬水位観測所のいずれかの水位が、氾濫注意水位に到達し更に水位の上昇が見込まれるとき、氾濫注意水位以上でかつ避難判断水位未満の状態が継続しているとき、避難判断水位に達したが水位の上昇が見込まれないときに発表される。 避難に備えハザードマップ等により災害リスク等を再確認するなど、自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。
洪水 警報	紀の川 氾濫警戒情報	紀の川の基準地点である五條、三谷及び船戸水位観測所のいずれかの水位が、氾濫危険水位に到達すると見込まれるとき、避難判断水位に到達し更に水位の上昇が見込まれるとき、氾濫危険情報を発表中に氾濫危険水位を下回ったとき（避難判断水位を下回った場合を除く）、避難判断水位を超える状況が継続しているとき（水位の上昇の可能性がなくなった場合を除く）に発表される。 高齢者等避難の発令の判断の参考とする。高齢者等が危険な場所から避難する必要があるとされる警戒レベル3に相当。
	紀の川 氾濫危険情報	紀の川の基準地点である五條、三谷及び船戸水位観測所のいずれかの水位が、氾濫危険水位に到達したとき、氾濫危険水位以上の状態が継続しているとき、または急激な水位上昇によりまもなく氾濫危険水位を超え、さらに水位の上昇が見込まれるときに発表される。 いつ氾濫が発生してもおかしくない状況、避難等の氾濫発生への対応を求める段階であり、避難指示の発令の判断の参考とする。危険な場所から避難する必要があるとされる警戒レベル4に相当。
	紀の川 氾濫発生情報	洪水予報区間内で氾濫が発生したとき、氾濫が継続しているときに発表される。 新たに氾濫が及ぶ区域の住民の避難誘導や救援活動等が必要となる。災害がすでに発生している状況で、命の危険があり直ちに身の安全を確保する必要があるとされる警戒レベル5に相当
	熊野川下流 氾濫警戒情報	熊野川の基準地点である成川水位観測所の水位が、氾濫危険水位に到達すると見込まれるとき、避難判断水位に到達し更に水位の上昇が見込まれる

	とき、氾濫危険情報を発表中に氾濫危険水位を下回ったとき（避難判断水位を下回った場合を除く）、避難判断水位を超える状況が継続しているとき（水位の上昇の可能性がなくなった場合を除く）に発表される。 高齢者等避難の発令の判断の参考とする。高齢者等が危険な場所から避難する必要があるとされる警戒レベル3に相当。
熊野川下流 氾濫危険情報	熊野川の基準地点である成川水位観測所の水位が、氾濫危険水位に到達したとき、氾濫危険水位以上の状態が継続しているとき、または急激な水位上昇によりまもなく氾濫危険水位を超え、さらに水位の上昇が見込まれるときに発表される。 いつ氾濫が発生してもおかしくない状況、避難等の氾濫発生への対応を求める段階であり、避難指示の発令の判断の参考とする。危険な場所から避難する必要があるとされる警戒レベル4に相当。
熊野川下流 氾濫発生情報	洪水予報区間内で氾濫が発生したとき、氾濫が継続しているときに発表される。 新たに氾濫が及ぶ区域の住民の避難誘導や救援活動等が必要となる。災害がすでに発生している状況で、命の危険があり直ちに身の安全を確保する必要があるとされる警戒レベル5に相当
熊野川中流 （本宮区間） 氾濫警戒情報	熊野川の基準地点である本宮水位観測所の水位が、氾濫危険水位に到達すると見込まれるとき、避難判断水位に到達し更に水位の上昇が見込まれるとき、氾濫危険情報を発表中に氾濫危険水位を下回ったとき（避難判断水位を下回った場合を除く）、避難判断水位を超える状況が継続しているとき（水位の上昇の可能性がなくなった場合を除く）に発表される。 高齢者等避難の発令の判断の参考とする。高齢者等が危険な場所から避難する必要があるとされる警戒レベル3に相当。
熊野川中流 （本宮区間） 氾濫危険情報	熊野川の基準地点である本宮水位観測所の水位が、氾濫危険水位に到達したとき、氾濫危険水位以上の状態が継続しているときに発表される。 いつ氾濫が発生してもおかしくない状況、避難等の氾濫発生への対応を求める段階であり、避難指示の発令の判断の参考とする。危険な場所から避難する必要があるとされる警戒レベル4に相当。
熊野川中流 （本宮区間） 氾濫発生情報	洪水予報区間内で氾濫が発生したとき、氾濫が継続しているときに発表される。 新たに氾濫が及ぶ区域の住民の避難誘導や救援活動等が必要となる。災害がすでに発生している状況で、命の危険があり直ちに身の安全を確保する必要があるとされる警戒レベル5に相当。
熊野川中流 （日足区間） 氾濫警戒情報	熊野川の基準地点である日足水位観測所の水位が、氾濫危険水位に到達すると見込まれるとき、避難判断水位に到達し更に水位の上昇が見込まれるとき、氾濫危険情報を発表中に氾濫危険水位を下回ったとき（避難判断水位を下回った場合を除く）、避難判断水位を超える状況が継続しているとき（水位の上昇の可能性がなくなった場合を除く）に発表される。

	高齢者等避難の発令の判断の参考とする。高齢者等が危険な場所から避難する必要があるとされる警戒レベル3に相当。
熊野川中流 (日足区間) 氾濫危険情報	熊野川の基準地点である日足水位観測所の水位が、氾濫危険水位に到達したとき、氾濫危険水位以上の状態が継続しているときに発表される。 いつ氾濫が発生してもおかしくない状況、避難等の氾濫発生への対応を求める段階であり、避難指示の発令の判断の参考とする。危険な場所から避難する必要があるとされる警戒レベル4に相当。
熊野川中流 (日足区間) 氾濫発生情報	洪水予報区間内で氾濫が発生したとき、氾濫が継続しているときに発表される。 新たに氾濫が及ぶ区域の住民の避難誘導や救援活動等が必要となる。災害がすでに発生している状況で、命の危険があり直ちに身の安全を確保する必要があるとされる警戒レベル5に相当。
有田川 氾濫警戒情報	有田川の基準地点である金屋水位観測所及び粟生水位観測所のいずれかの水位が、氾濫危険水位に到達すると見込まれるとき、避難判断水位に到達し更に水位の上昇が見込まれるとき、氾濫危険情報を発表中に氾濫危険水位を下回ったとき（避難判断水位を下回った場合を除く）、避難判断水位を超える状況が継続しているとき（水位の上昇の可能性がなくなった場合を除く）に発表される。 高齢者等避難の発令の判断の参考とする。高齢者等が危険な場所から避難する必要があるとされる警戒レベル3に相当。
有田川 氾濫危険情報	有田川の基準地点である金屋水位観測所及び粟生水位観測所のいずれかの水位が、氾濫危険水位に到達したとき、氾濫危険水位以上の状態が継続しているときに発表される。 いつ氾濫が発生してもおかしくない状況、避難等の氾濫発生への対応を求める段階であり、避難指示の発令の判断の参考とする。危険な場所から避難する必要があるとされる警戒レベル4に相当。
有田川 氾濫発生情報	洪水予報区間内で氾濫が発生したとき、氾濫が継続しているときに発表される。 新たに氾濫が及ぶ区域の住民の避難誘導や救援活動等が必要となる。災害がすでに発生している状況で、命の危険があり直ちに身の安全を確保する必要があるとされる警戒レベル5に相当。
日高川 氾濫警戒情報	日高川の基準地点である川辺、高津尾及び川原河水位観測所のいずれかの水位が、氾濫危険水位に到達すると見込まれるとき、避難判断水位に到達し更に水位の上昇が見込まれるとき、氾濫危険情報を発表中に氾濫危険水位を下回ったとき（避難判断水位を下回った場合を除く）、避難判断水位を超える状況が継続しているとき（水位の上昇の可能性がなくなった場合を除く）に発表される。 高齢者等避難の発令の判断の参考とする。高齢者等が危険な場所から避難する必要があるとされる警戒レベル3に相当。

日高川 氾濫危険情報	日高川の基準地点である川辺、高津尾及び川原河水位観測所のいずれかの水位が、氾濫危険水位に到達したとき、氾濫危険水位以上の状態が継続しているときに発表される。 いつ氾濫が発生してもおかしくない状況、避難等の氾濫発生への対応を求める段階であり、避難指示の発令の判断の参考とする。危険な場所から避難する必要があるとされる警戒レベル４に相当。
日高川 氾濫発生情報	洪水予報区間内で氾濫が発生したとき、氾濫が継続しているときに発表される。 新たに氾濫が及ぶ区域の住民の避難誘導や救援活動等が必要となる。災害がすでに発生している状況で、命の危険があり直ちに身の安全を確保する必要があるとされる警戒レベル５に相当。
古座川 氾濫警戒情報	古座川の基準地点である相瀬及び月野瀬水位観測所のいずれかの水位が、氾濫危険水位に到達すると見込まれるとき、避難判断水位に到達し更に水位の上昇が見込まれるとき、氾濫危険情報を発表中に氾濫危険水位を下回ったとき（避難判断水位を下回った場合を除く）、避難判断水位を超える状況が継続しているとき（水位の上昇の可能性がなくなった場合を除く）に発表される。 高齢者等避難の発令の判断の参考とする。高齢者等が危険な場所から避難する必要があるとされる警戒レベル３に相当。
古座川 氾濫危険情報	古座川の基準地点である相瀬及び月野瀬水位観測所のいずれかの水位が、氾濫危険水位に到達したとき、氾濫危険水位以上の状態が継続しているときに発表される。 いつ氾濫が発生してもおかしくない状況、避難等の氾濫発生に対する対応を求める段階であり、避難等の氾濫発生への対応を求める段階であり、避難指示の発令の判断の参考とする。危険な場所から避難する必要があるとされる警戒レベル４に相当。
古座川 氾濫発生情報	洪水予報区間内で氾濫が発生したとき、氾濫が継続しているときに発表される。 新たに氾濫が及ぶ区域の住民の避難誘導や救援活動等が必要となる。災害がすでに発生している状況で、命の危険があり直ちに身の安全を確保する必要があるとされる警戒レベル５に相当。

ウ 対象量水標

河 川 名	区 域	対象量水標
紀 の 川	幹 川	五 條 三 谷 船 戸
熊 野 川	幹 川	成 川 本 宮 日 足
有 田 川	幹 川	粟 生 金 屋
日 高 川	幹 川	川 原 河 高 津 尾 川 辺
古 座 川	幹 川	相 瀬 月 野 瀬

- (4) 指定河川〔紀の川・熊野川下流・熊野川中流（本宮区間）・熊野川中流（日足区間）・有田川・日高川・古座川〕以外の洪水予報

指定河川（熊野川）における洪水予報の実施状況を踏まえ、国土交通大臣による予測水位情報の提供の求めの実施について検討する。また、現在は指定河川ではない河川（橋本川・貴志川）についても、本川・支川一体の水位予測により国土交通大臣が取得した予測水位情報の活用により、洪水予報を実施することが可能になると見込まれる場合は、当該河川の洪水予報河川への指定を図り、洪水予報を行うことを検討する。

- (5) 水防警報

水防警報とは水防法に基づき、洪水、津波又は高潮により相当な損害を生じる恐れがあると認めて国土交通大臣又は知事がそれぞれ指定した河川について、国土交通大臣の指定する紀の川及び貴志川については国土交通省近畿地方整備局和歌山河川国道事務所長が、熊野川及び市田川については国土交通省近畿地方整備局紀南河川国道事務所長が気象予報又は自らの判断によって、また、知事の指定する河川については振興局建設部長が現地の雨量、水位等の状況を判断して、または水防本部長の指令に基づいて行うものをいい、その内容は次のとおりである。

ア 国土交通大臣が行う水防警報

水防警報実施区域

河川名	対象 量水標	区 域
紀の川	五 條 三 谷 船 戸	左岸 奈良県五條市牧町野原東4丁目266番地先 } から海まで 右岸 奈良県五條市小島町550番地先 }
貴志川	貴 志	左岸 紀の川市貴志川町神戸地先 } から紀の川との合流点まで 右岸 紀の川市貴志川町井ノ口地先 }

熊野川	成 川	左岸 三重県南牟婁郡紀宝町北檜杖字尾友平野 1 9 9 の 1 地先 右岸 新宮市南檜杖字滝下シ 5 2 7 番の 1 地先	から海まで
市田川	下 田	左岸 新宮市新宮字下田4259番地先の市道橋 右岸 新宮市新宮字下田4259番地先の市道橋	から熊野川との合流点まで

イ 知事が行う水防警報

水防警報発表区域等

河川名	区 域	対 象 量水標	水 位	振興局 建設部	担当水防 管理団体
和田川	常盤橋上流750mの地点 (左岸) 和歌山市大河内地先 (右岸) 和歌山市大河内地先 から和歌川合流点まで	広見橋	水防団待機水位 1. 8 0 氾濫注意水位 2. 0 0	海 草	和歌山市
亀の川	(左岸) 尼久仁橋下流150mの地点 和歌山市本渡 (右岸) 尼久仁橋上流800mの地点 和歌山市本渡 から海まで	羽鳥橋	水防団待機水位 1. 6 0 氾濫注意水位 2. 0 0	海 草	和歌山市
有田川	金屋橋上流 5 0 0 mの地点 (左岸) 有田郡有田川町徳田 (右岸) 有田郡有田川町金屋 から海まで	金 屋	水防団待機水位 2. 6 0 氾濫注意水位 4. 1 0	有 田	有田市 有田川町
日高川	川辺大橋上流 3 5 0 mの地点 (左岸) 日高郡日高川町松瀬 (右岸) 日高郡日高川町早藤 から海まで	川 辺 (松瀬 橋)	水防団待機水位 3. 8 0 氾濫注意水位 5. 0 0	日 高	御坊市 日高川町
南部川	辺川合流地点 (左岸) 日高郡みなべ町東本庄 (右岸) 日高郡みなべ町東本庄 から海まで	谷 口	水防団待機水位 2. 0 0 氾濫注意水位 2. 2 0	日 高	みなべ町
左会津 川	高雄大橋上流 6 0 mの地点 (左岸) 田辺市湊小泉 (右岸) 田辺市稲成 から海まで	高山寺	水防団待機水位 3. 5 0 氾濫注意水位 4. 0 0	西牟婁	田辺市
富田川	市ノ瀬橋上流 5 0 0 mの地点 (左岸) 西牟婁郡上富田町市ノ瀬 (右岸) 西牟婁郡上富田町市ノ瀬	市ノ瀬	水防団待機水位 3. 0 0 氾濫注意水位	西牟婁	上富田町

	から海まで		3. 5 0		
		田津原	水防団待機水位 3. 5 0 氾濫注意水位 4. 0 0		白浜町
日置川	安居橋上流 3 0 0 m の地点 (左岸) 西牟婁郡白浜町安居 (右岸) 西牟婁郡白浜町安居 から海まで	安居	水防団待機水位 4. 5 0 氾濫注意水位 5. 5 0	西牟婁	白浜町
古座川	(左岸) 古座川町役場上流 5 0 m (古座川町高池) (右岸) 河内橋上流 1 0 0 m (串本町古田) から海まで	月野瀬	水防団待機水位 3. 5 0 氾濫注意水位 4. 0 0	東牟婁 串 本	串本町 古座川町
太田川	高遠井橋上流 8 0 0 m の地点 (左岸) 東牟婁郡那智勝浦町長井 (右岸) 東牟婁郡那智勝浦町長井 から海まで	南大居	水防団待機水位 3. 0 0 氾濫注意水位 3. 5 0	東牟婁 新 宮	那智勝浦町
熊野川	岩田橋上流 6 0 0 m の地点 (田辺市本宮町本宮) から岩田橋 (田辺市本宮町本宮) までの右岸	本宮	水防団待機水位 4. 6 0 氾濫注意水位 5. 0 0	西牟婁	田辺市
熊野川	三和大橋上流 1 0 0 m の地点 (新宮市熊野川町日足) から 三津野橋 (新宮市熊野川町日足) までの右岸	日足	水防団待機水位 4. 5 0 氾濫注意水位 5. 5 0	東牟婁 新 宮	新宮市

水防警報を実施する対象水位観測所及び諸元は次表のとおりとする。

河 川 名	観 測 所 名	観 測 者 (振興局建設部)	位 置	水 位		堤 防 高	
				水防 団待 機	氾濫 注意	左岸	右岸
和 田 川	広見橋	海草振興局建設部	和歌山市相坂	1.8	2.0	4.6	4.2
亀 の 川	羽鳥橋	海草振興局建設部	和歌山市内原	1.6	2.0	3.3	3.3
有 田 川	金 屋	有田振興局建設部	有田郡有田川町金屋	2.6	4.1	8.6	7.9
日 高 川	川 辺	日高振興局建設部	日高郡日高川町早藤	3.8	5.0	10.2	9.5

南 部 川	谷 口	日 高 振 興 局 建 設 部	日高郡みなべ町谷口	2.0	2.2	6.9	7.0
左 会 津 川	高山寺	西牟婁振興局建設部	田辺市稲成町	3.5	4.0	8.3	7.5
富 田 川	市ノ瀬	西牟婁振興局建設部	西牟婁郡上富田町市ノ瀬	3.0	3.5	7.4	8.4
富 田 川	田津原	西牟婁振興局建設部	西牟婁郡白浜町内の川	3.5	4.0	7.6	7.8
日 置 川	安 居	西牟婁振興局建設部	西牟婁郡白浜町安居	4.5	5.5	11.0	12.4
古 座 川	月野瀬	東牟婁振興局串本建設部	東牟婁郡古座川町月野瀬	3.5	4.0	10.7	-
太 田 川	南大居	東牟婁振興局新宮建設部	東牟婁郡那智勝浦町南大居	3.0	3.5	5.7	4.6
熊 野 川	日 足	東牟婁振興局新宮建設部	新宮市熊野川町日足	4.5	5.5	11.2	14.9
熊 野 川	本 宮	西牟婁振興局建設部	田辺市本宮町本宮	4.6	5.0	9.0	29.9

(6) 水位周知河川の水位情報

水位周知河川の水位とは、住民の方々の避難等の目安となる水位であり、この水位への到達情報を提供することにより避難等の迅速な判断が可能になり、洪水被害の軽減が図られる。

対象となる貴志川沿川の市では和歌山河川国道事務所からの、市田川沿川の市では紀南河川国道事務所からの、橋本川、和田川、亀の川、日方川、加茂川、貴志川、山田川、広川、印南川、切目川、南部川、左会津川、富田川、日置川、周参見川、太田川及び那智川沿川の市町では県からの、水位情報を受け、降雨の情報などを総合的に勘案して避難情報を出している。

水位周知河川は下記のとおりである。

ア 国土交通大臣が発表する水位情報

水位発表区域等

河 川 名	区 域	対 象 量水標	水 位	発 表 事務所	担当水防 管理団体
貴 志 川	(左岸) 紀の川市貴志川町神戸 (右岸) 紀の川市貴志川町井ノ口か ら紀の川合流点まで	貴 志	氾濫危険水位 — 避難判断水位 5.50 氾濫注意水位 4.50 水防団待機水位 2.50	和歌山 河 川 国 道 事 務 所	紀 の 川 市
市 田 川	(左岸) 新宮市新宮字下田4259番	下 田	氾濫危険水位	紀 南	新 宮 市

	地先の市道橋 (右岸) 新宮市新宮字下田4259番 地先の市道橋 から熊野川合流点まで		4.00 避難判断水位 3.30 氾濫注意水位 3.20 水防団待機水位 2.20	河川 国道 事務所	
--	--	--	---	-----------------	--

イ 知事が発表する水位情報
水位発表区域等

河川名	区 域	対 象 量水標	水 位	振興局 建設部	担当水防 管理団体
橋 本 川	東谷川合流点 〔(左岸) 橋本市北馬場〕 〔(右岸) 橋本市小原田〕 から紀の川合流点まで	古東橋	氾濫危険水位 5.00 避難判断水位 4.30 氾濫注意水位 3.30 水防団待機水位 2.50	伊 都	橋 本 市
和 田 川	〔(左岸) 和歌山市大河内〕 〔(右岸) 和歌山市大河内〕 から和歌川合流点まで	広見橋	氾濫危険水位 2.70 避難判断水位 2.20 氾濫注意水位 2.00 水防団待機水位 1.80	海 草	和 歌 山 市
亀 の 川	〔(左岸) 海南市東畑〕 〔(右岸) 海南市ひや水〕 から海まで	大師橋	氾濫危険水位 2.10 避難判断水位 1.80 氾濫注意水位 1.50 水防団待機水位 1.20	海 草	和 歌 山 市 海 南 市
		羽鳥橋	氾濫危険水位 2.60 避難判断水位 2.20 氾濫注意水位		

			2.00 水防団待機水位 1.60		
日 方 川	新九条橋上流500m地点 〔(左岸) 海南市重根〕 〔(右岸) 海南市重根〕 から海まで	海南橋	氾濫危険水位 2.40 避難判断水位 2.00 氾濫注意水位 2.00 水防団待機水位 1.70	海 草	海 南 市
加 茂 川	市坪川合流地点 〔(左岸) 海南市下津町橋本〕 〔(右岸) 海南市下津町橋本〕 から海まで	下	氾濫危険水位 2.20 避難判断水位 2.00 氾濫注意水位 2.00 水防団待機水位 1.50	海 草	海 南 市
貴 志 川	〔(左岸) 海草郡紀美野町毛原宮〕 〔(右岸) 海草郡紀美野町毛原宮〕 から 〔(左岸) 紀の川市貴志川町神戸〕 〔(右岸) 紀の川市貴志川町井ノ口〕	野 上 新 橋	氾濫危険水位 4.80 避難判断水位 4.00 氾濫注意水位 4.00 水防団待機水位 2.00	海 草	海 南 市 紀 美 野 町
		小川橋	氾濫危険水位 5.50 避難判断水位 4.70 氾濫注意水位 4.00 水防団待機水位 3.50		
		永宝橋	氾濫危険水位 3.70 避難判断水位 3.10 氾濫注意水位		

			3.00 水防団待機水位 2.00		
山 田 川	畑前橋 〔(左岸) 有田郡湯浅町山田 (右岸) 有田郡湯浅町山田〕 から海まで	三之橋	氾濫危険水位 2.30 避難判断水位 2.10 氾濫注意水位 2.10 水防団待機水位 1.60	有 田	湯 浅 町
広 川	河瀬橋下流300m地点 〔(右岸) 有田郡広川町河瀬 (左岸) 有田郡広川町井関〕 から海まで	新広橋	氾濫危険水位 2.40 避難判断水位 2.00 氾濫注意水位 2.00 水防団待機水位 1.70	有 田	湯 浅 町 広 川 町
印 南 川	中越新橋上流500m地点 〔(左岸) 日高郡印南町印南原 (右岸) 日高郡印南町印南原〕 から海まで	山 口	氾濫危険水位 3.60 避難判断水位 3.30 氾濫注意水位 2.00 水防団待機水位 1.50	日 高	印 南 町
切 目 川	脇ノ谷橋上流300m地点 〔(左岸) 日高郡印南町美里 (右岸) 日高郡印南町美里〕 から海まで	古 屋	氾濫危険水位 4.90 避難判断水位 4.30 氾濫注意水位 3.90 水防団待機水位 3.60	日 高	印 南 町
南 部 川	辺川合流点 〔(左岸) 日高郡みなべ町東本庄 (右岸) 日高郡みなべ町東本庄〕 から海まで	谷 口	氾濫危険水位 2.90 避難判断水位 2.40 氾濫注意水位 2.20 水防団待機水位 2.00	日 高	み な べ 町

左 会 津 川	大江橋地点 〔(左岸) 田辺市長野 (右岸) 田辺市長野 から海まで〕	高山寺	氾濫危険水位 4.60 避難判断水位 4.10 氾濫注意水位 4.00 水防団待機水位 3.50	西牟婁	田 辺 市
		中三栖	氾濫危険水位 3.90 避難判断水位 3.50 氾濫注意水位 2.70 水防団待機水位 2.20		
富 田 川	市ノ瀬橋上流500mの地点 〔(左岸) 西牟婁郡上富田町市ノ瀬 (右岸) 西牟婁郡上富田町市ノ瀬 から海まで〕	市ノ瀬	氾濫危険水位 4.70 避難判断水位 3.90 氾濫注意水位 3.50 水防団待機水位 3.00	西牟婁	上 富 田 町
		田津原	氾濫危険水位 5.10 避難判断水位 4.50 氾濫注意水位 4.00 水防団待機水位 3.50		白 浜 町
日 置 川	〔(左岸) 西牟婁郡白浜町安居 (右岸) 西牟婁郡白浜町寺山 から海まで〕	安 居	氾濫危険水位 6.60 避難判断水位 5.50 氾濫注意水位 5.50 水防団待機水位 4.50	西牟婁	白 浜 町
周 参 見 川	長宇井橋上流190mの地点 〔(左岸) 西牟婁郡すさみ町 周参見 (右岸) 西牟婁郡すさみ町 周参見 から海まで〕	望児橋	氾濫危険水位 2.90 避難判断水位 2.50 氾濫注意水位 2.50 水防団待機水位 2.20	東牟婁 串 本	す さ み 町
太 田 川	高遠井橋上流800mの地点 〔(左岸) 東牟婁郡那智勝浦町長井 (右岸) 東牟婁郡那智勝浦町長井 から海まで〕	南大居	氾濫危険水位 3.90 避難判断水位 3.50 氾濫注意水位	東牟婁 新 宮	那 智 勝 浦 町

			3.50 水防団待機水位 3.00		
那 智 川	〔左岸〕 東牟婁郡那智勝浦町 大字那智山 〔右岸〕 東牟婁郡那智勝浦町 大字那智山 から海まで	川 関	氾濫危険水位 3.20 避難判断水位 2.50 氾濫注意水位 1.70 水防団待機水位 1.40	東牟婁 新 宮	那智勝浦町
		市野々	氾濫危険水位 2.10 避難判断水位 1.40 氾濫注意水位 1.00 水防団待機水位 0.60		

水位周知河川の水位情報の発表を実施する対象水位観測所及び諸元は次表のとおりとする。

河 川 名	観 測 所 名	観 測 者 (振興局建設部)	位 置	水 位		堤 防 高	
				氾 濫 注 意	避 難 判 断	左岸	右岸
橋 本 川	古東橋	伊 都 振 興 局 建 設 部	橋本市古佐田	3.3	4.3	6.8	6.2
和 田 川	広見橋	海 草 振 興 局 建 設 部	和歌山市相坂	2.0	2.2	4.6	4.2
亀 の 川	大師橋	〃	海南市且来	1.5	1.8	3.5	3.2
〃	羽鳥橋	〃	和歌山市内原	2.0	2.2	3.3	3.3
日 方 川	海南橋	〃	海南市大野中	2.0	2.0	3.8	3.8
加 茂 川	下	〃	海南市下津町下	2.0	2.0	5.1	4.5
貴 志 川	野上新橋	〃	海南市野上中	4.0	4.0	5.6	5.6
〃	小川橋	〃	紀美野町福井	4.0	4.7	9.3	9.3
〃	永宝橋	〃	紀美野町毛原宮	3.0	3.1	6.5	8.9
山 田 川	三之橋	有 田 振 興 局 建 設 部	湯浅町青木	2.1	2.1	3.8	3.4
広 川	新広橋	〃	広川町名島	2.0	2.0	5.0	7.8
印 南 川	山口	日 高 振 興 局 建 設 部	印南町山口	2.0	3.3	4.4	4.4
切 目 川	古屋	〃	印南町古屋	3.9	4.3	6.3	6.4
〃	古井	〃	印南町古井	2.5	2.8	4.8	4.9
南 部 川	谷口	〃	日高郡みなべ町谷口	2.2	2.4	6.9	7.0
左 会 津 川	高山寺	西牟婁振興局建設部	田辺市稲成町	4.0	4.1	8.3	7.5
〃	中三栖	〃	田辺市中三栖	2.7	3.5	6.2	5.9
富 田 川	市ノ瀬	〃	西牟婁郡上富田町市ノ瀬	3.5	3.9	7.4	8.4

〃	田津原	〃	西牟婁郡白浜町内ノ川	4.0	4.5	7.6	7.8
日 置 川	安居	〃	西牟婁郡白浜町安居	5.5	5.5	11.0	12.4
周 参 見 川	望児橋	東牟婁振興局串本建設部	西牟婁郡すさみ町周参見	2.5	2.5	6.5	6.5
太 田 川	南大居	東牟婁振興局新宮建設部	東牟婁郡那智勝浦町南大居	3.5	3.5	5.7	4.6
那 智 川	川 関	東牟婁振興局新宮建設部	東牟婁郡那智勝浦町川関	1.7	2.5	4.7	4.6
那 智 川	市野々	東牟婁振興局新宮建設部	東牟婁郡那智勝浦町市野々	1.0		2.9	3.7

水位周知河川の水位情報の通知

氾濫注意水位に達した時は、現地指導班長（振興局建設部長）は水防本部、関係市町村及びその他関係機関にその旨を通知する。

(7) 土砂災害警戒情報

大雨警報（土砂災害）の発表後、命に危険を及ぼす土砂災害がいつ発生してもおかしくない状況となったときに、市町村長の避難指示の発令判断や住民の自主避難の判断を支援するため、対象となる二次細分区域を特定して警戒が呼びかけられる情報で、和歌山県と和歌山地方気象台から共同で発表される。市町村内で危険度が高まっている詳細な領域は土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）で確認することができる。危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当。

なお、地震等で通常よりも少ない雨量により土砂災害の発生が想定される場合、土砂災害警戒情報の発表基準は、通常より引き下げた暫定基準を設けて運用することがある。

(8) 和歌山県気象情報

気象の予報等について、特別警報・警報・注意報に先立って注意を喚起する場合、特別警報・警報・注意報が発表された後の経過や予想、防災上の注意を解説する場合に発表する。

(9) 記録的短時間大雨情報

大雨警報発表中の二次細分区域において、キキクル（危険度分布）の「危険」（紫）が出現し、かつ数年に一度程度しか発生しないような猛烈な雨（1時間降水量）が観測（地上の雨量計による観測）又は解析（気象レーダーと地上の雨量計を組み合わせた分析）されたときに、気象庁から発表される。この情報が発表されたときは、土砂災害及び、低地の浸水や中小河川の増水・氾濫による災害発生につながるような猛烈な雨が降っている状況であり、実際に災害発生の危険度が高まっている場所をキキクルで確認する必要がある。

(10) 竜巻注意情報

積乱雲の下で発生する竜巻、ダウンバースト等による激しい突風に対して注意を呼びかける情報で、竜巻等の激しい突風の発生しやすい気象状況になっているときに、和歌山県北部または南部を対象に発表する。なお、実際に危険度が高まっている場所は竜巻発生確度ナウキャストで確認することができる。また、竜巻の目撃情報が得られた場合には、目撃情報があつた地域を示し、その周辺で更なる竜巻等の激しい突風が発生するおそれが非常に高まっている旨を付加した情報が和歌山県北部または南部を対象に発表する。この情報の有効期間は、発表から概ね1時間である。

(11) キキクル（大雨警報・洪水警報の危険度分布）等

ア 土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）

大雨による土砂災害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で1km四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。2時間先までの雨量分布及び土壌雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており大雨警報（土砂災害）や土砂災害警戒情報等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。

- ・「災害切迫」（黒）：命の危険があり直ちに安全確保が必要とされる警戒レベル5に相当。
- ・「危険」（紫）：危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当。
- ・「警戒」（赤）：高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当。
- ・「注意」（黄）：ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。

イ 浸水キキクル（大雨警報（浸水害）の危険度分布）

短時間強雨による浸水害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で1km四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。1時間先までの表面雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨警報（浸水害）等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。

- ・「災害切迫」（黒）：命の危険があり直ちに安全確保が必要とされる警戒レベル5に相当。

ウ 洪水キキクル（洪水警報の危険度分布）

指定河川洪水予報の発表対象ではない中小河川（水位周知河川及びその他河川）の洪水発生危険度の高まりの予測を、地図上で河川流路を概ね1kmごとに5段階に色分けして示す情報。3時間先までの流域雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、洪水警報等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。

- ・「災害切迫」（黒）：命の危険があり直ちに安全確保が必要とされる警戒レベル5に相当。
- ・「危険」（紫）：危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当。
- ・「警戒」（赤）：高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当。
- ・「注意」（黄）：ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。

エ 流域雨量指数の予測値

河川の上流域での降雨による、下流の対象地点の洪水危険度（大河川については支流氾濫や下水道氾濫の危険度）の高まりの予測を、洪水警報等の基準への到達状況に応じて危険度を色分けした時系列で示す情報。流域内における雨量分布の実況と6時間先までの予測（解析雨量及び降水短時間予報等）を用いて常時10分ごとに更新している。

(12) 早期注意情報（警報級の可能性）

5日先までの警報級の現象の可能性を[高]、[中]の2段階で発表する。当日から翌日にかけては時間帯を区切って和歌山県北部と南部を対象に発表する。2日先から5日先にかけては日単位で和歌山県全域を対象に発表する。大雨、高潮に関して、[高]又は[中]が予想されている場合は、災害への心構えを高める必要があることを示す警戒レベル1である。

(13) 県から県民への防災情報伝達手段

県では、県民に直接防災情報を伝達する手段として、ポータルサイト「防災わかや

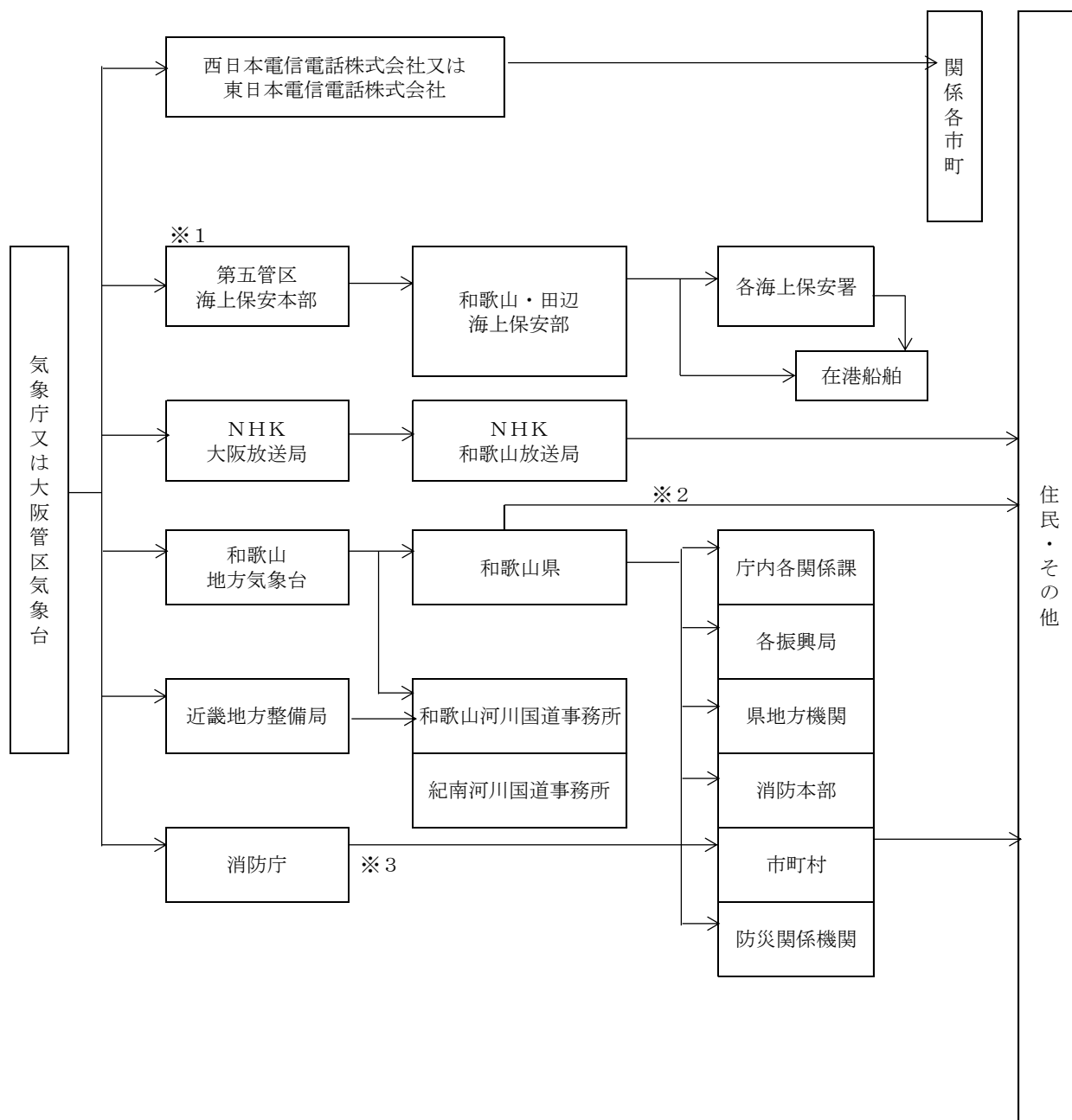
ま」、登録制メール「防災わかやまメール配信サービス」、X(旧Twitter)「防災わかやまX」、スマートフォンアプリ「和歌山県防災ナビ」及び携帯電話各社の「緊急速報メール」を運用しており、一人でも多く防災情報が行き渡るように努めている。

(14) 警報等の伝達

ア 気象警報等の伝達経路

令和6年4月1日現在

気象警報等の配信経路

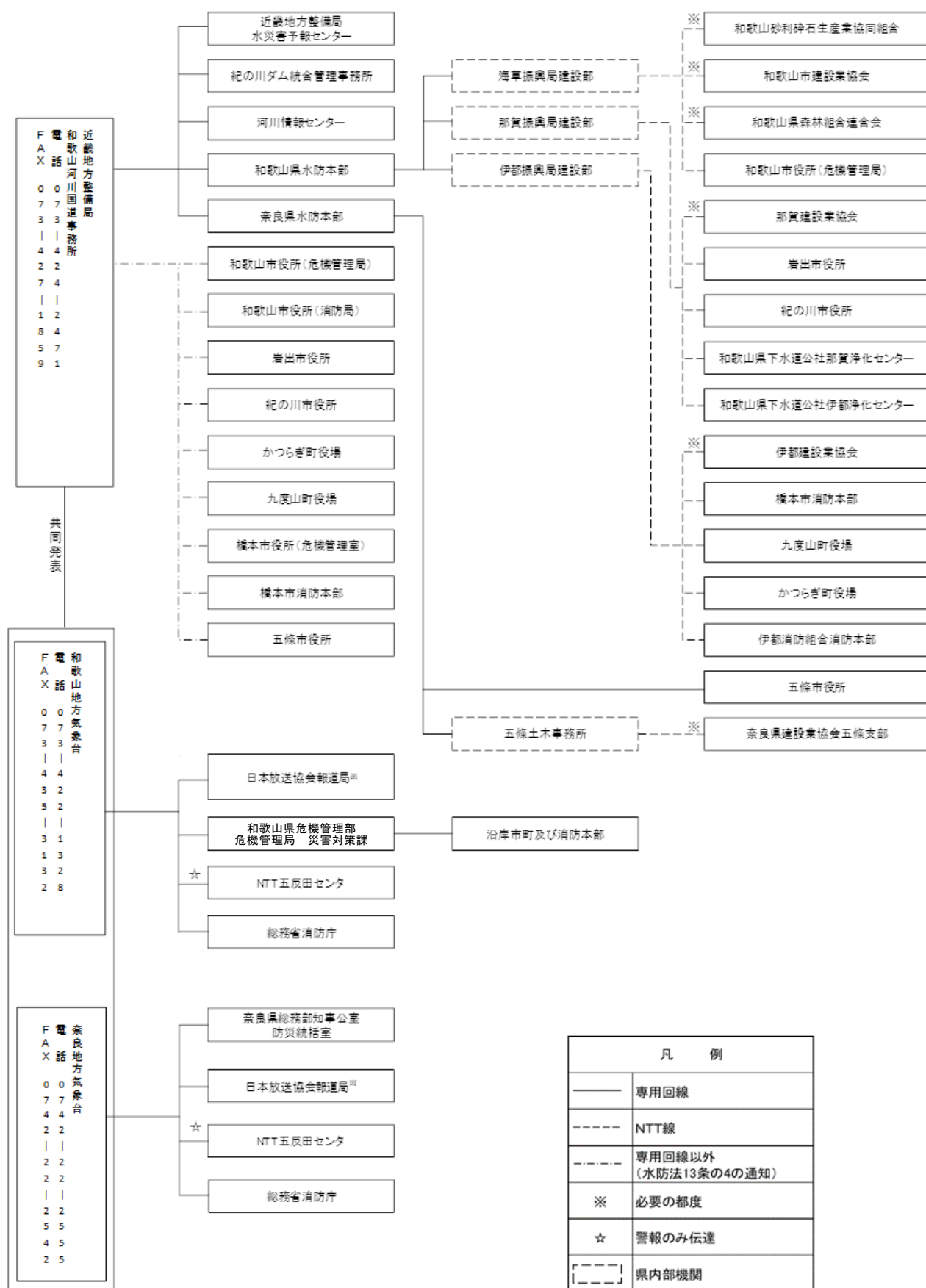


(注) 1 ※1は、神戸地方気象台から伝達する。

2 ※2は、防災わかやま、防災わかやまメール配信サービス、エリアメール・緊急速報メール、和歌山県防災ナビアプリ、防災わかやまX (旧Twitter) による。

3 ※3は、全国瞬時警報システム (J-ALERT) による。

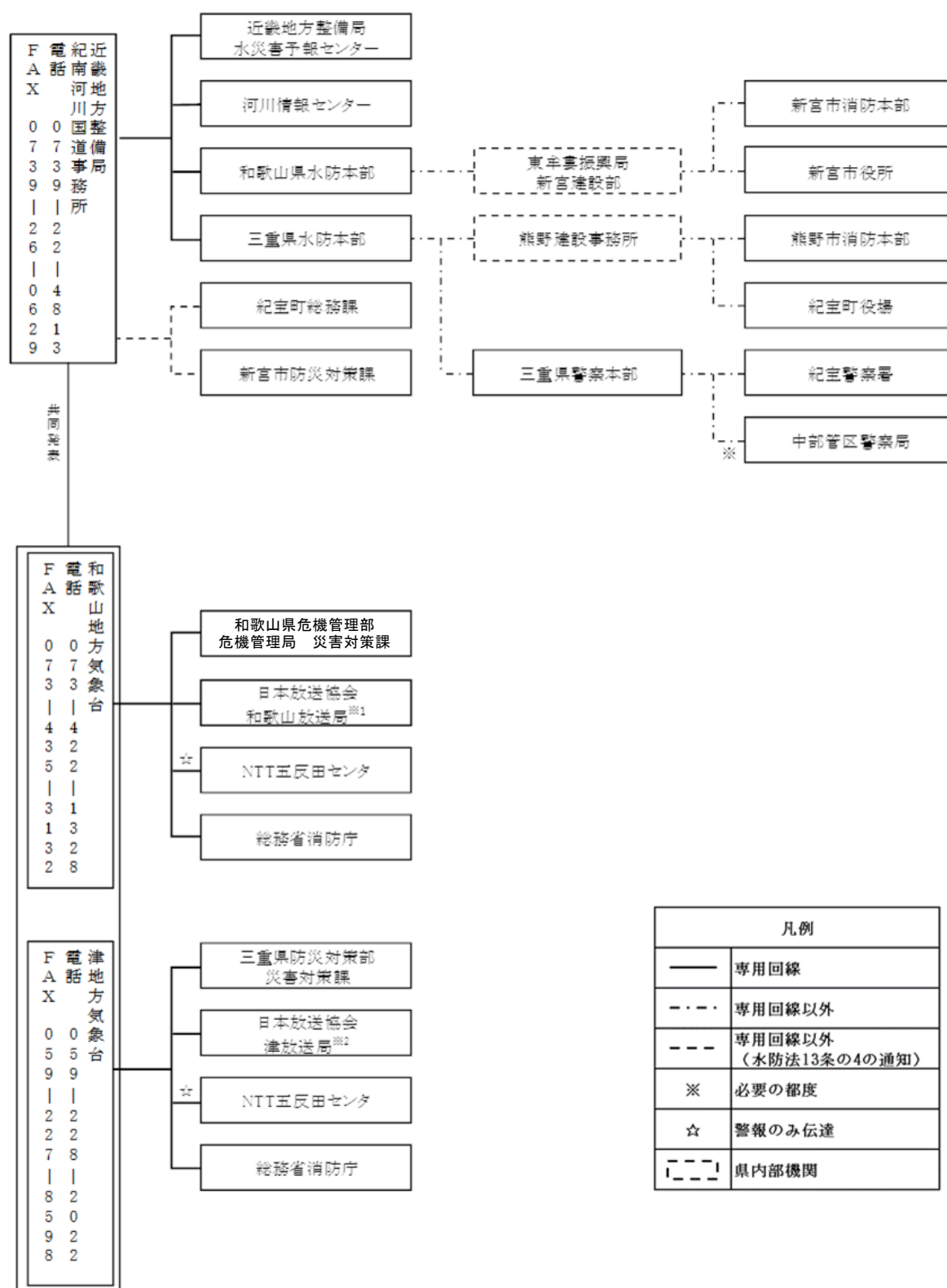
イ 紀の川洪水予報伝達系統図



※障害時は日本放送協会和歌山放送局及び日本放送協会奈良放送局へ伝達するが、夜間は日本放送協会大阪放送局が代替する。

令和6年4月1日現在

ウ 熊野川下流洪水予報伝達系統図

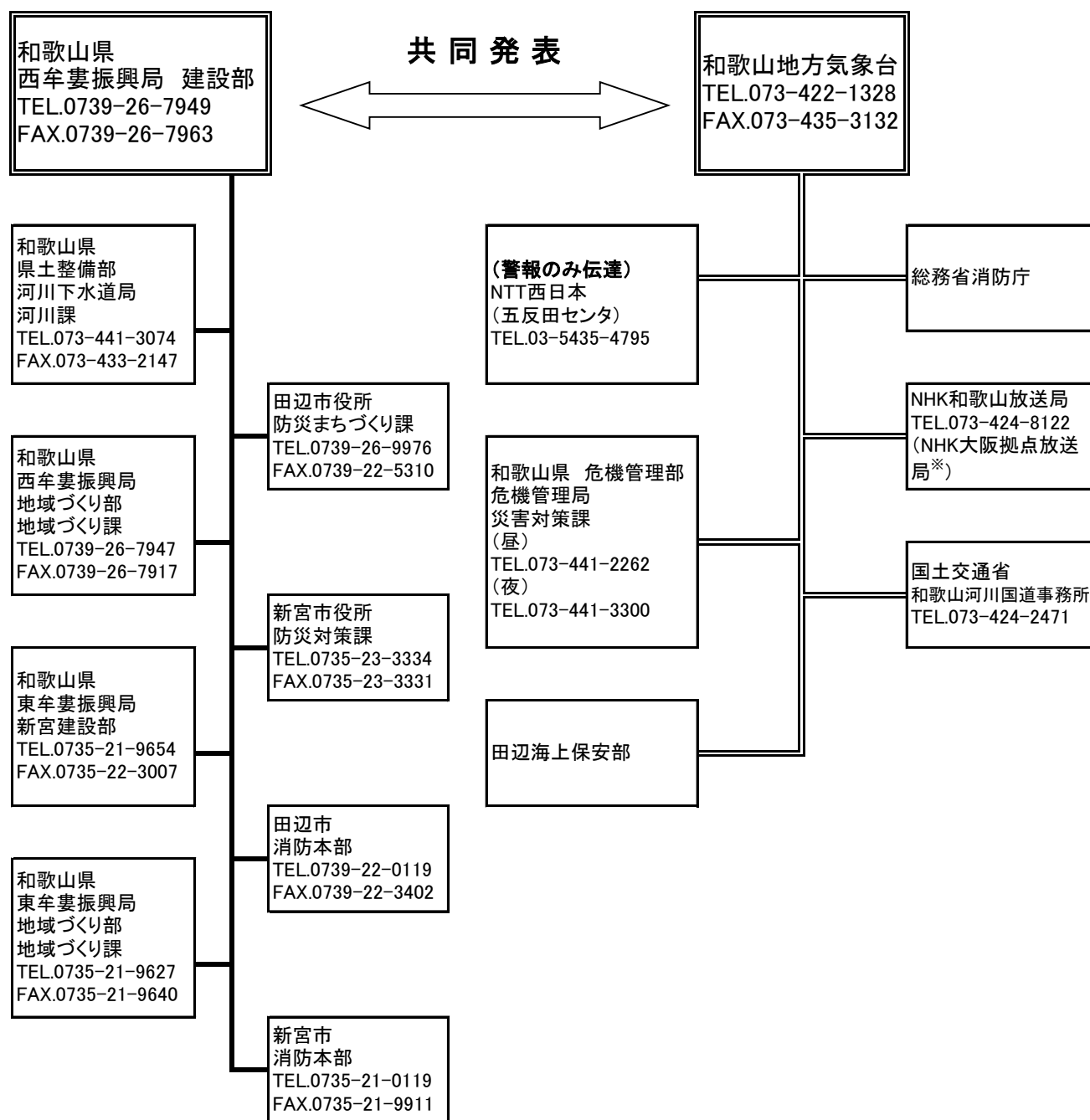


※1 障害時や日本放送協会和歌山放送局の職員不在時間帯は日本放送協会大阪放送局へ伝達する場合があります。

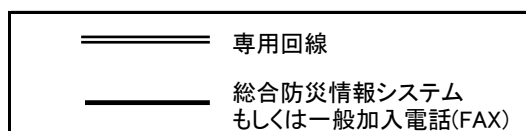
※2 障害時や日本放送協会津放送局の職員不在時間帯は日本放送協会名古屋放送局へ伝達する場合があります。

令和6年4月1日現在

エ 熊野川中流（本宮区間）洪水予報伝達系統図



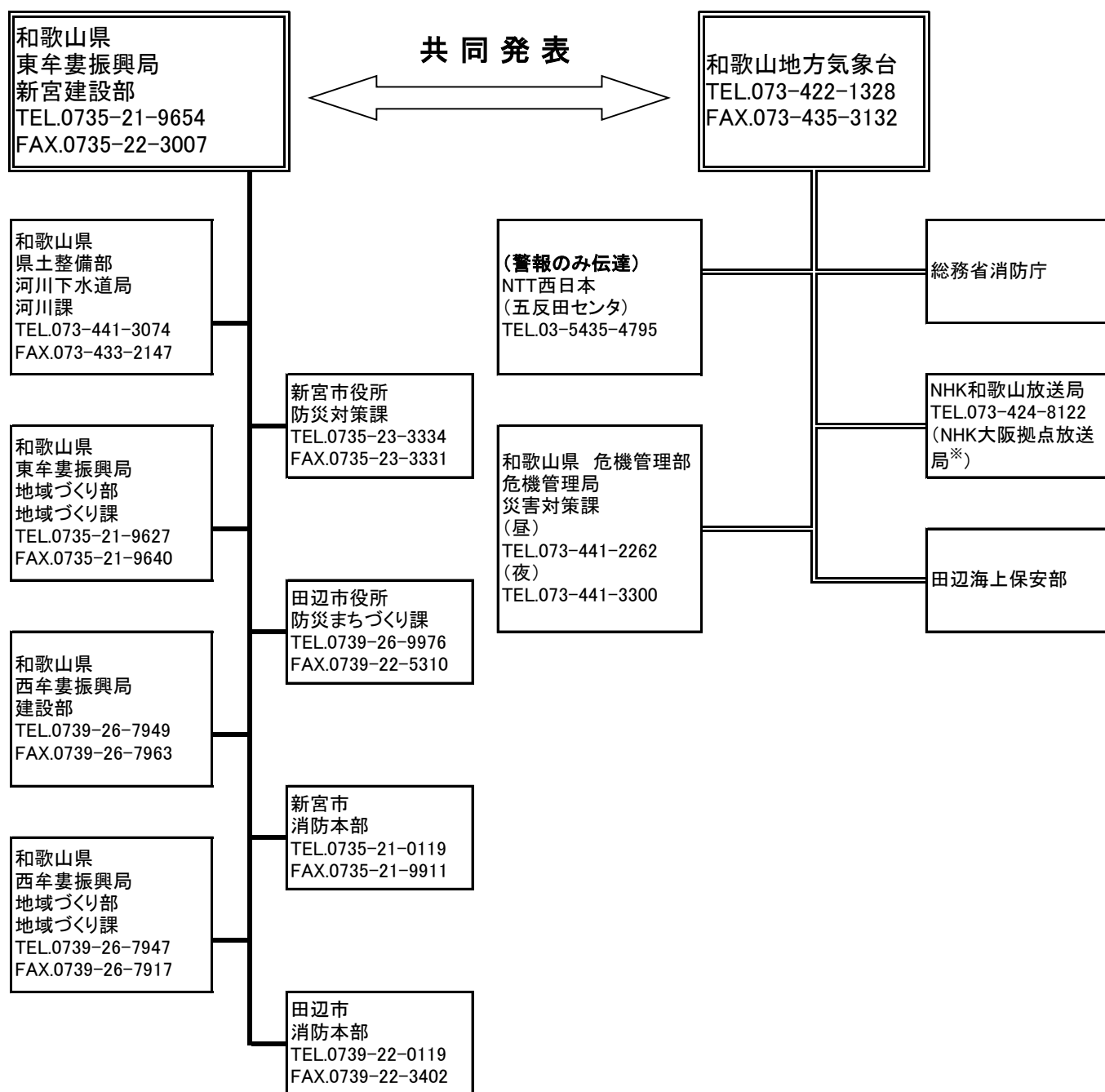
凡例



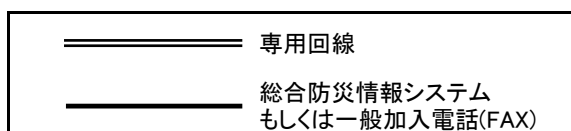
※夜間等の代行によりNHK大阪拠点放送局へ伝達する場合がある。

令和6年4月1日現在

才 熊野川中流（日足区間）洪水予報伝達系統図



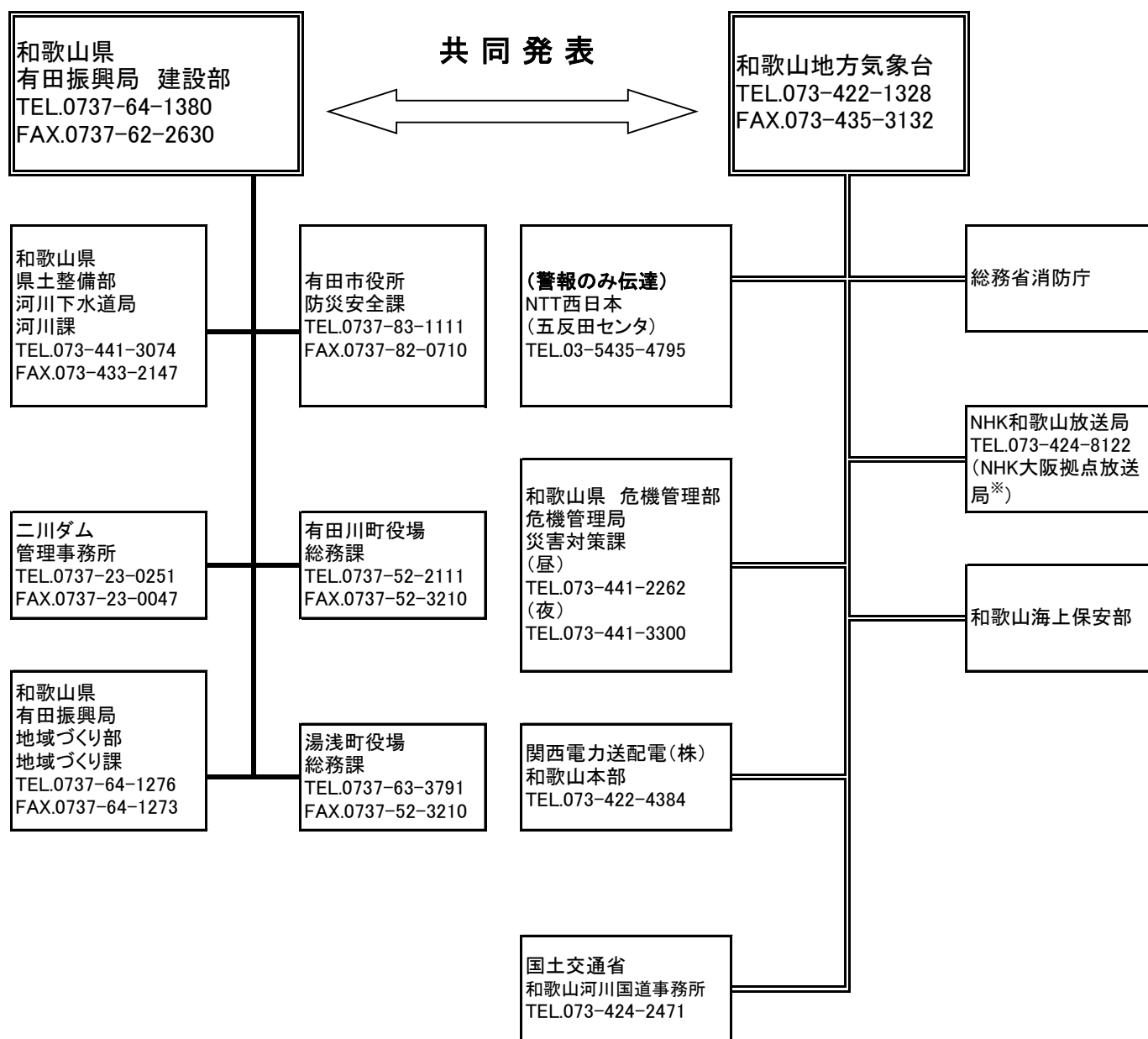
凡例



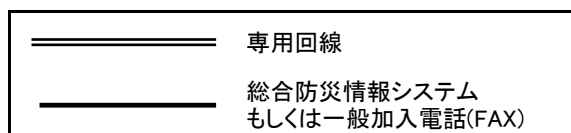
※夜間等の代行によりNHK大阪拠点放送局へ伝達する場合がある。

令和6年4月1日現在

力 有田川洪水予報伝達系統図



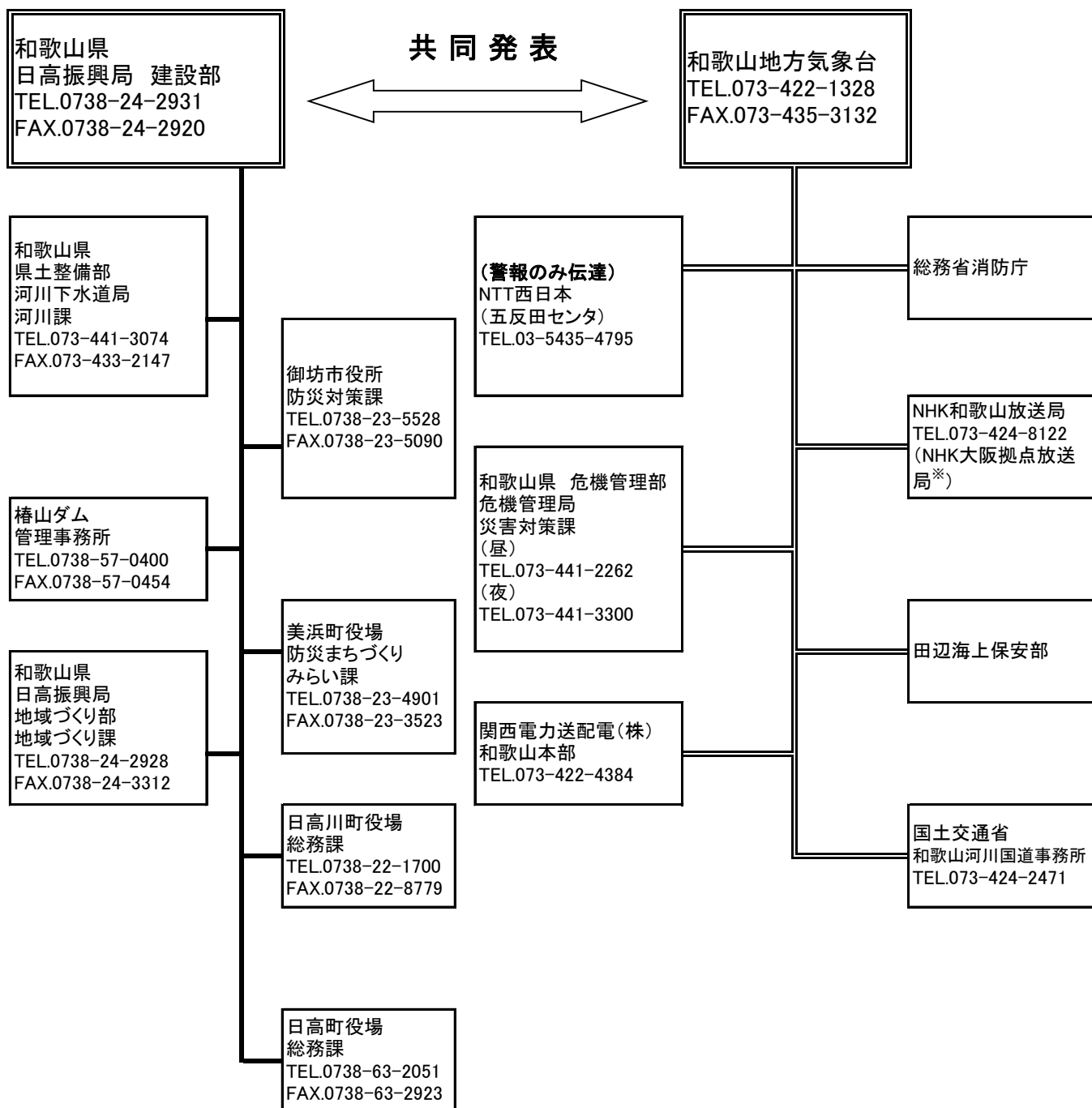
凡例



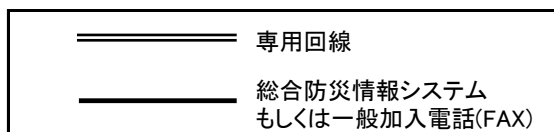
※夜間等の代行によりNHK大阪拠点放送局へ伝達する場合がある。

令和6年4月1日現在

キ 日高川洪水予報伝達系統図



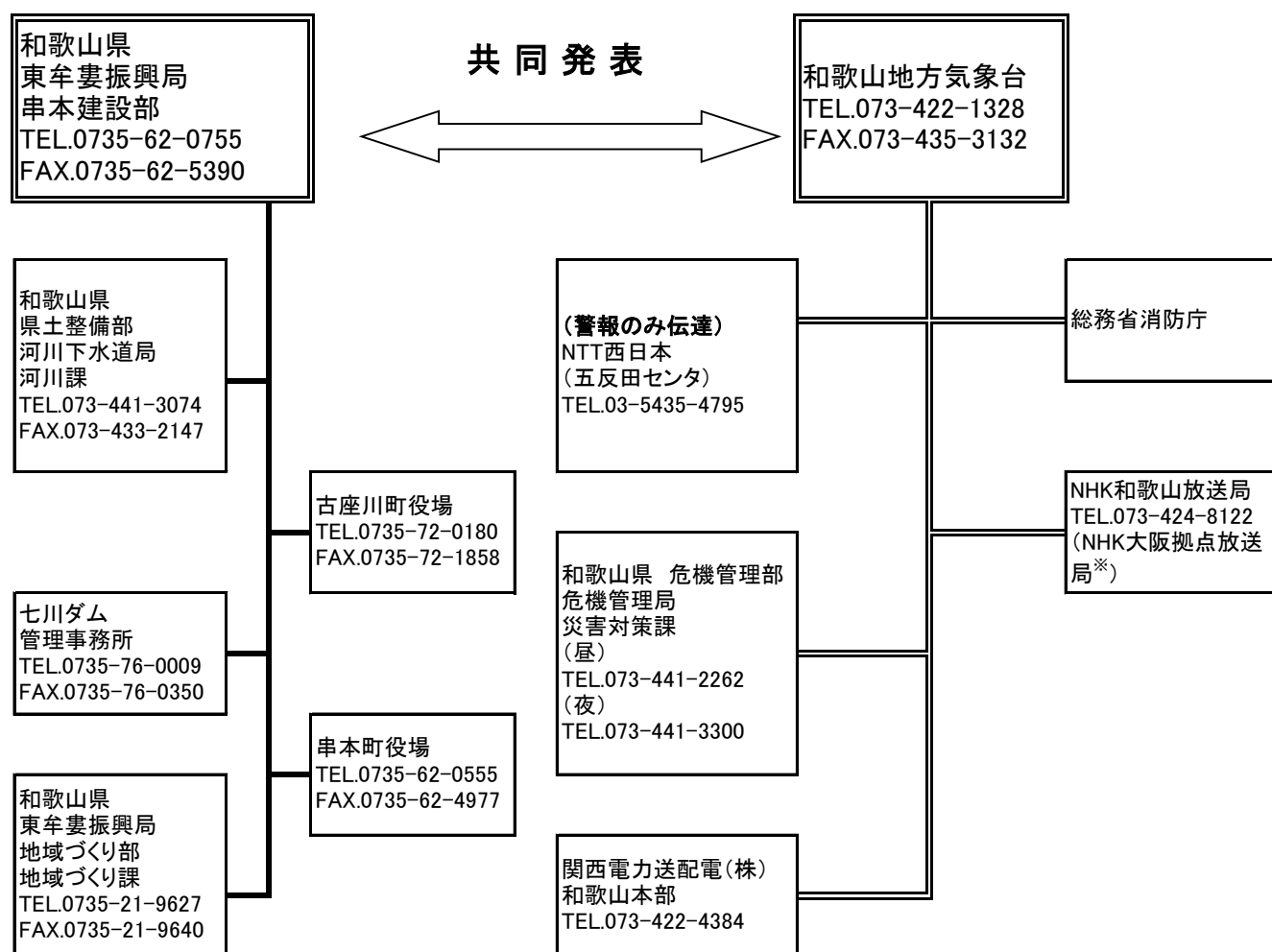
凡例



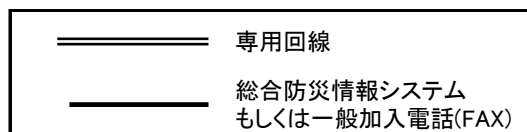
※夜間等の代行によりNHK大阪拠点放送局へ伝達する場合がある。

令和6年4月1日現在

ク 古座川洪水予報伝達経路図



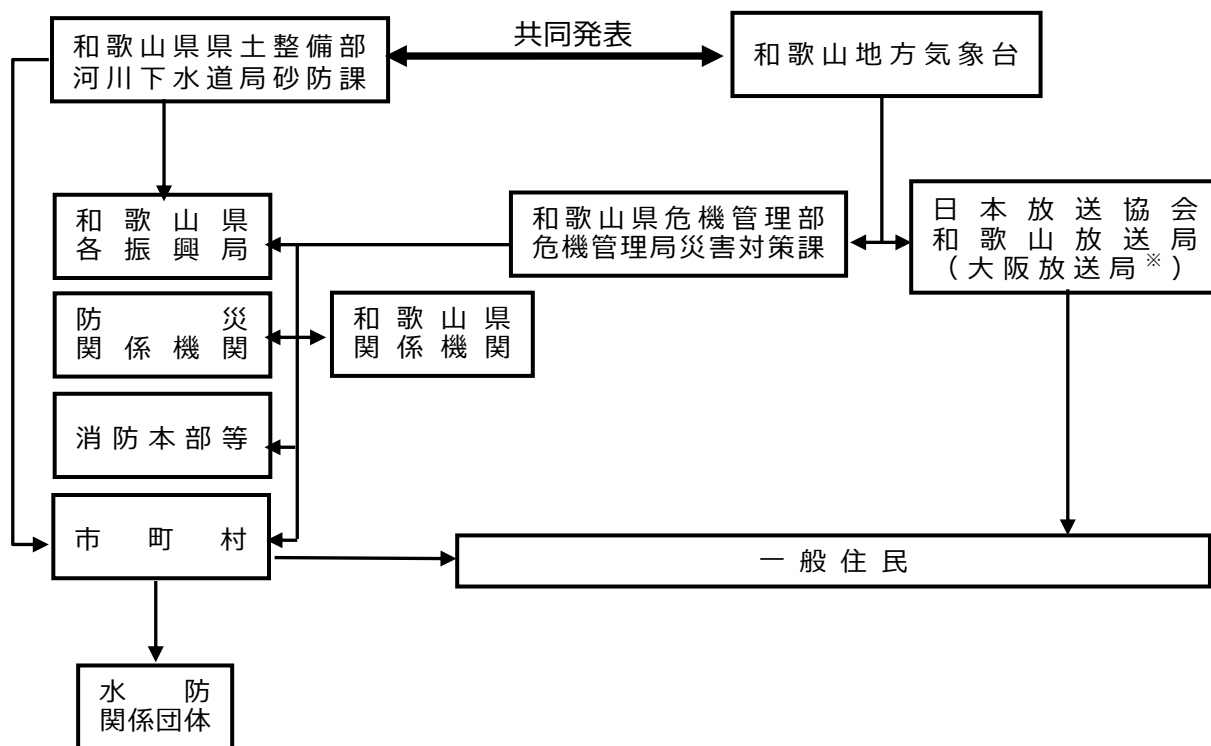
凡例



※夜間等の代行によりNHK大阪拠点放送局へ伝達する場合がある。

令和6年4月1日現在

ケ 土砂災害警戒情報伝達経路



※ 障害時や日本放送協会和歌山放送局の職員不在時間帯は日本放送協会大阪放送局へ伝達する場合がある。

令和6年4月1日現在

コ 本庁における措置（警報等）

- ① 本庁の各課長は、警報等の通報を受けたときは、速やかにその内容に応じた適切な措置を講ずる。
- ② 災害対策課長は警報等の受領、伝達その他の処理に関する取扱い責任を明らかにし、かつ事後の参考に資するため、書類を作成し、保存する。
- ③ 災害対策課以外の本庁関係課における記録については、当該課長がそれぞれ別に定めるものとする。
- ④ 紀の川及び貴志川に関して国土交通省近畿地方整備局和歌山河川国道事務所から県に通知される水防警報等は、県土整備部河川課長（以下「河川課長」という。）が受領する。
- ⑤ 熊野川及び市田川に関して国土交通省近畿地方整備局紀南河川国道事務所から県に通知される水防警報等は、河川課長が受領する。
- ⑥ 河川課長は前々項及び前項により水防警報等を受領した場合は、速やかに関係振興局建設部長及び関係市町村長に必要な伝達を行う。

サ 県地方機関の措置

- ① 振興局長その他県地方機関の長は、警報等を受領した場合は、ラジオ、テレビの放送等により、気象その他の状況を聴取するよう努める。
- ② 振興局長は、災害の発生のおそれがあるような場合において関係市町村から現地の情報を受領したときは、災害対策課長へ速やかに通報する。
- ③ 振興局長、その他県の地方機関の長は、警報等の受領伝達担当者の決定及び記録の整備に関して、本庁に準じた措置を講じておく。

シ 市町村長の措置

- ① 市町村長は、県の機関又は警察の機関から警報等を受領した場合は、速やかにその内容に応じた適切な措置を講ずるとともに、住民、市町村内の官公署、学校、団体等に対しても必要な事項を周知させてその徹底を図る。
周知方法は、おおむね次のとおりとする。
 - a 広報車、宣伝車による。
 - b 防災行政無線（個別受信機を含む。）、有線放送による。
 - c 伝達組織を通じる。
 - d サイレン、警鐘等による。
- ② 市町村長は、前項の周知徹底のため、あらかじめ関係者の間において警報等の受領、伝達、その他の取扱いに関して必要な事項を協議しておくとともに、勤務時間外及び停電時における受領、伝達についても支障のないよう措置しておく。
- ③ 市町村長は、県の機関から警報等を受領した場合には、解除になるまでは放送局の放送により、状況を聴取するよう努めるものとする。
- ④ 市町村長は災害の発生のおそれがあるような場合において異常な現象を認めたときは、警報等の逆経路その他により、速やかに県の機関に対し必要な情報を通報するものとする。
- ⑤ 市町村長は、警報等の受領、伝達担当者の決定及び記録の整備に関して、県に準じた措置を講じておく。

ス 異常現象を発見した者の措置

災害が発生するおそれのある異常な現象を発見した者は次の方法により関係機関に通報する。

① 発見者の通報

異常現象を発見したものは、市町村長、警察官又は海上保安官に通報する。

② 警察官等の通報

異常現象を発見し、あるいは通報を受けた警察官又は海上保安官は直ちに市町村長及び所轄警察署長に通報する。

③ 市町村長の通報

上記の①・②によって異常現象を承知した市町村長は、速やかに和歌山地方気象台に、また、災害の予想される他の市町村長、並びに関係のある県の地方機関に対して通報する。

④ 和歌山地方気象台に通報する異常現象は次に示すものとする。

- a 気象に関する事項、竜巻、強い降ひょう、豪雨等、著しく異常な気象現象
- b 水象に関する事項、異常潮位（津波を含む）異常波浪
- c 地震に関する事項、群発地震（数日間以上にわたり、頻繁に感ずるような地震）と災害を伴う大地震

⑤ 周知徹底

異常現象を発見し、また通報を受けたときは、関係の各機関はその現象によって、予想される災害地域の住民及び関係機関に周知徹底を図る。

※ 道路情報モニター一覧及び近畿地方整備局所管区域は資料編 36-00-00 を参照

第2節 被害情報等の収集計画（県総務部・県危機管理部）

1 計画方針

災害時における被害情報等の収集は、災害応急対策を迅速かつ確実に実施する基礎となるものであり、市町村及び防災関係機関は、災害が発生した場合又は発生が予想される場合は、速やかに管内の状況を把握して総合防災情報システムに入力し県知事に報告する。

県においても、災害発生直後に概括的な被害情報の収集にあたりとともに、夜間・休日等については危機管理局の宿直者がまず対応する体制となっている。

2 計画内容

(1) 県による被害情報の早期収集

ア ヘリコプターによる情報収集

早期に被害の概要を把握するため、県は必要に応じヘリコプター（県防災航空センター、県警察本部、自衛隊、海上保安本部等）により、被害情報を収集する。

イ 職員による参集途上の情報収集

職員は、参集途上において把握できた被災状況を参集途上もしくは参集後、速やかに班長に報告する。

各班長は、職員の報告内容を、本部にあつては本部連絡員、支部にあつては支部連絡員を通じ、それぞれ総合統制室情報班及び支部総務班へ報告する。

ウ 画像による被害情報の収集

県は、必要に応じ人工衛星（宇宙航空研究開発機構）、無人航空機等を活用して得られた画像による被害状況の把握を行う。

エ 支部による被害情報の収集

① 職員の市町村への派遣

支部長は、必要があると認めるときは、すみやかに職員を市町村に派遣し、市町村の被害状況及び災害応急対策実施状況等の情報を収集する。

② 公共土木施設等の被害情報の収集

公共土木施設等の管理者は、現地に職員を派遣し、道路、河川、港湾及び漁港等の被害情報を収集する。なお、被害情報の収集にあたっては、無人航空機等を活用し、安全かつ速やかに実施する。

オ 本部（本庁：災害時緊急支援要員）による被害情報の収集

職員の市町村への派遣

本部長は、必要があると認めるときは、すみやかに職員（災害時緊急支援要員）を市町村に派遣し、移動県庁設備等を用い、市町村の被害状況及び災害応急対策の実施状況の情報を収集する。

(2) 市町村による被害情報の早期収集

ア 被害の規模を推定するための関連情報の収集

市町村は、概括的被害情報、ライフライン被害の範囲、医療機関へ来ている負傷者の状況等、被害の規模を推定するための関連情報を収集するものとする。

イ 119番通報殺到状況の収集

市町村は、被害規模を早期に把握するため、119番通報が殺到する状況等の情報を積極的に収集するものとする。

(3) 災害報告責任者

災害時の被害状況の把握は、災害対策業務執行上極めて重要なものであるから、市町村、県の関係各課・地方機関及び防災関係機関にあっては、あらかじめ報告責任者を定めておく。

(4) 災害報告の取扱要領

ア 報告すべき災害

- ① 発生原因 暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波、その他異常な現象、大規模な火事・事故・爆発、放射性物質の大量放出等災害対策基本法第2条第1号に規定する原因により生ずる被害

② 報告の基準

この計画に基づく報告は、次の基準に該当するものについて行うものとする。

- a 災害救助法の適用基準に合致するもの
- b 都道府県又は市町村が災害対策本部を設置したもの
- c 災害が2都道府県以上にまたがるもので、一の都道府県における被害は軽微であっても、全国的にみた場合に同一災害で大きな被害を生じているもの
- d 災害による被害に対して国の特別の財政援助を要するもの
- e 災害による被害が当初は軽微であっても、今後a～dの要件に該当する災害に発展するおそれがあるもの
- f 地震が発生し、当該都道府県の区域内で震度4以上の記録をしたもの
- g 災害の発生が県下で広域に及び、県地域に相当の被害が発生したと認められるもの
- h その他災害の状況及びそれが及ぼす社会的影響等からみて報告する必要があると認められるもの

イ 災害報告の種類

- ① 災害即報（消防庁指定第4号様式は、資料編37-01-01～03を参照）
- ② 被害状況報告（被害状況報告及び附表・明細表は、資料編37-02-01～22を参照）

(5) 災害即報及び被害状況報告要領

ア 災害即報

- ① 災害即報は、災害の総合的な応急対策をたてる基礎となるものであり、人及び家屋被害を優先して報告するものとする。
- ② 災害即報は、次の系統によって迅速に行うものとする。

ただし、市町村が、通信途絶等により被害状況等を県に報告できない場合は、内閣総理大臣（消防庁）に直接報告すること。（災害対策基本法第53条第1項）

なお、県と連絡がとれるようになった後の報告については、原則に戻って県に対し行うものである。

- ③ 119番殺到状況については、市町村から県その他、直接国へも報告すること。
- ④ 市町村及び県機関並びに防災関係機関は、報告すべき災害の発生を覚知したときは、覚知後30分以内で可能な限り早く、わかる範囲で、国（消防庁）へその一報を報告するものとし、以後、即報様式に定める事項について、判明したものの中から逐次報告す

⑤ 報告に当たっては、総合防災情報システム、地域衛星通信ネットワークシステム、消防防災無線、加入電話等によって即報するもので、即報が2報以上にわたるときは、先報との関連を十分保持するために一連番号を付して報告現時を明らかにするものとする。

⑥ 災害即報事項は、管内の警察署（駐在所、派出所を含む）をはじめ関係機関と十分連絡を保った上で行うものとする。

特に、市町村本部においては、防災担当課と被害区分に応じた関係課の連絡を、支部においては、支部総務班と支部関係班の連絡を密にすること。

```
graph TD
    PM[内閣総理大臣  
(消防庁)]
    NDMC[中央防災会議]
    PDS[本部総合統制室  
(県災害対策課)]
    PDMC[県防災会議]
    PDSB[本部各部幹事班  
(県各部主管課)]
    PDRB[本部各部関係班  
(県各部主務課)]
    PDSB2[支部総務班  
(振興局地域づくり部)]
    PDRB2[支部関係班  
振興局各部主務課  
その他県地方機関]
    MS[市町村本部]
    L37[陸上自衛隊第37普通科連隊]
    PPA[県警察本部警備課]
    FRM[防災関係機関]
    PPS[各警察署]

    PM -- 報告 --> PDS
    NDMC -- 通報 --> PM
    PDS <--> PDMC
    PDS <--> PDSB
    PDS <--> PDRB
    PDSB <--> PDRB
    PDSB <--> PDSB2
    PDRB <--> PDRB2
    MS -- 報告 --> PDS
    MS -- 報告 --> PDSB2
    MS -- 報告 --> PDRB2
    MS -- 報告 --> PPS
    MS -- 報告 --> FRM
    MS -- 報告 --> L37
    MS -- 報告 --> PPA
```


(注) ① 市町村が、通信途絶等により被害状況等を県に報告できない場合は、内閣総理大臣（消防庁）に直接報告すること。（災害対策基本法第 53 条第 1 項）

通常時（消防庁応急対策室）

消防防災無線 防災電話番号：78-90-49013 防災 FAX 番号：78-90-49033（県庁からのみ通信可）

地域衛星通信ネットワーク 防災電話番号：7-048-500-90-49013 防災 FAX 番号：7-048-500-49033

NTT 回線 電話番号：03-5253-7527 FAX 番号：03-5253-7537

夜間・休日時（消防庁宿直室）

消防防災無線 防災電話番号：78-90-49102 防災 FAX 番号：78-90-49036（県庁からのみ通信可）

地域衛星通信ネットワーク 防災電話番号：7-048-500-90-49102 防災 FAX 番号：7-048-500-49036

NTT 回線 電話番号：03-5253-7777 FAX 番号：03-5253-7553

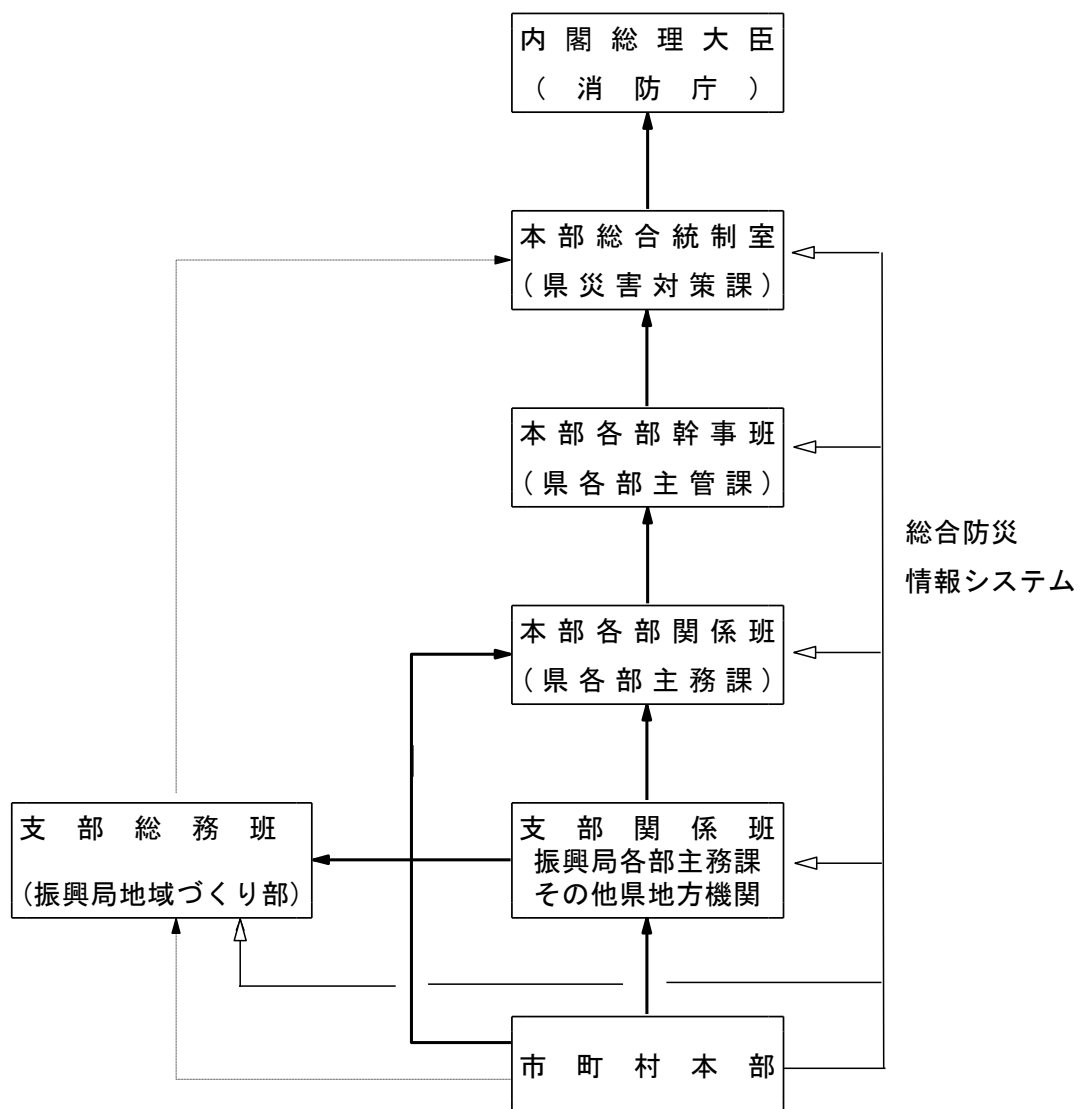
なお、県と連絡がとれるようになった後の報告については、原則に戻って県に対し行うものである。

- ② 市町村は、消防機関への通報が殺到した場合、その状況を直ちに消防庁及び県に対し報告すること。
- ③ 市町村は、支部総務班を通じて本部総合統制室に被害状況等を報告するほか、状況によって本部総合統制室に直接報告すること。
- ④ 本部が設置されない場合も上図に準じる。
- ⑤ 点線は、連絡調整をする関係機関である。

イ 被害状況報告

- ① 被害状況報告は、災害応急対策及び災害復旧の基礎となり、正確な調査により報告を要するものであるが、状況に応じて概況、中間、確定報告と段階的に行うものとする。
- ② 被害状況報告事項は、次の系統によって行うものとする。
- ③ 被害確定報告は、災害応急対策を終了した後２０日以内に行うものとし、消防組織法第４０条に基づく消防庁長官あて文書を一部消防庁あて送付するものとする。

被害状況報告系統図



(注) ① 本部が設置されない場合も上図に準じる。

② 点線は、連絡調整をする関係機関である。

ウ 被害種別系統

被 害 区 分	市町村からの報告先	本庁主務課
人的被害及び住宅等一般	振興局健康福祉部	社会福祉課
土 木 関 係	振興局建設部等	県土整備部各課
農 業 関 係	振興局農業振興課	農林水産部各課
耕 地 関 係	振興局農地課	農業農村整備課
林 業 関 係	振興局林務課	林業振興課 森林整備課
水 産 関 係	振興局地域づくり課	水産振興課
漁 港 関 係	振興局建設部等	港湾漁港整備課
公 共 施 設 関 係	振興局地域づくり部・健康福祉部各課	各部関係各課
商 工 業 関 係	振興局地域づくり課	商工労働部各課
観 光 関 係	振興局地域づくり課	観光振興課
自 然 公 園 関 係	振興局健康福祉部	自然環境課
衛 生 関 係	保健所	環境生活部 福祉保健部 関係各課
そ の 他	振興局地域づくり部	関係各課（室） 災害対策課
災害に対してとられた措置の概要	同 上	同 上

（注）和歌山市の業務のうち、直接本庁の各課が管轄する業務についての被害状況等については、本庁主務課へ報告するものとする。

（6）被害の収集及び調査要領

ア 市 町 村

- ① 被害状況等の収集と調査は、関係機関、諸団体及び住民組織等の応援を求めて実施する。特に、初期の状況は住民組織を通じて直ちに市町村本部に通報されるよう市町村計画において体制を整えておくものとする。
- ② 災害が発生したときは、直ちに災害調査班を編成して被害状況等を調査する。

- ③ 被害調査に当たっては、「被害状況認定及び報告書記入の基準」に基づき判定する。
※「被害状況認定及び報告書記入の基準」は、資料編３７－２を参照
- ④ 被害が甚大なため市町村において被害状況等の収集及び調査が不可能なとき、あるいは調査に専門的な技術が必要とするときは、県に応援を求めて実施するものとする。
- ⑤ 状況の収集、調査については警察、県機関及びその他の関係機関と十分連絡をとる。
- ⑥ 最終的には、おおむね被害状況報告に準じた総括表にまとめておく。

イ 支 部

- ① 支部長は、被害即報等により災害の発生を覚知したときは、各班長をして積極的に状況把握に当たらせる。また、状況に応じ調査隊を編成する等により、総合的な被害調査に努める。
- ② 支部長は、市町村から被害調査について応援を求められたときは、速やかに職員を派遣して応援協力する。
- ③ 支部総務班長は、各班長が把握した被害報告により被害状況報告に準じて管内状況の総括的な取りまとめを行う。

ウ 本 部

- ① 各部幹事班は、部内の所掌事務に関する被害状況及び執られつつある措置を取りまとめ、本部総合統制室（総括調整班）に通知する。
- ② 各部長は、災害の状況により現地の実態を把握し、応急対策活動の円滑化を図るため必要と認めたときは、調査班を適宜編成して被災現地の調査指導を行う。
調査班を派遣するときは、直ちに本部総合統制室にその旨連絡する。
- ③ 本部総合統制室は、自ら収集した状況及び各幹事班から連絡を受けた事項は、被害状況報告に準じて取りまとめる。

(7) 安否不明者等の情報収集

災害時において、安否不明者等の氏名情報等を公表することにより、対象者が名乗り出ることや安否情報が得られる効果が期待でき、対象を明確にした迅速な救出・救助活動を行えることから、各市町村及び警察本部等の協力を得て、安否不明者等の氏名情報等を収集する。

(8) 防災関係機関との情報交換、報告

ア 防災関係機関は、それぞれの防災業務計画等の定めるところにより、被害情報等を収集し、随時県及びその他の関係機関に状況を通報する。

イ 県本部と防災関係各機関は、各種情報の収集について十分連絡調整を行い、又は相互に情報を交換して、応急対策活動が円滑に実施されるよう努める。

ウ 県本部は必要に応じ、収集した被災現場の画像情報を官邸及び非常本部を含む防災関係機関と共有を図るものとする。

第3節 災害通信計画（近畿総合通信局（総務省）、県総務部・県危機管理部 ・県地域振興部）

1 計画方針

防災気象情報の伝達や災害時における市町村の被害情報の収集をはじめ、県、市町村、防災関係機関相互間の通知、要請、指示、通報、伝達などの通信連絡を迅速かつ円滑に行うためにその要領を定めるとともに、非常の場合における通信連絡を確保するため、公衆電気通信設備の優先利用及び他機関との連携による非常通信の利用を図る。

なお、災害時のあらゆる状況に対応し、また孤立する危険のある地域の被災者や帰宅困難者等にも対応できるよう、移動系防災行政無線や衛星携帯電話等のあらゆる通信手段を検討し、通信手段の多様化・複数化に努めることとする。

2 計画内容

(1) 通信連絡システムの整備

各機関は、災害時に通信連絡が迅速かつ円滑に実施できるよう有線及び無線を通じた通信連絡システムを整備しておくとともに、平常時より活用することで準備しておく必要がある。災害時の一般公衆通信は輻輳し、また土砂災害や洪水等で電話線が切断したり交換設備が故障して通信できなくなることがあるので、こういった影響を受けにくい多重化・耐震化を行った無線通信の整備活用を考慮しておく必要がある。

ア 和歌山県総合防災情報システムの利用

（有線回線及び地域衛星通信ネットワークによる衛星系回線）

県庁、各振興局と出先機関、各市町村、各消防本部及び防災関係機関の間で通信が可能。また、衛星系回線を利用すれば、全国の都道府県、市町村、消防本部及び総務省等との通信が可能。

※ 和歌山県総合防災情報システム電話番号簿は、資料編 38-02-00 を参照

イ 国土交通省マイクロ無線電話の利用

国土交通省、各地方整備局と出先機関、及び各都道府県庁の間で通信が可能。

但し、平常時の通信内容は水防道路事務に関する事項に限るものとする。

県庁内線からの発信番号：677-国土交通省マイクロ無線電話番号

国土交通省無線電話から県庁へかける場合：86-779-8-県庁内線番号

ウ 中央防災無線の利用

中央各省庁との通信が可能。

但し、平常時の通信内容は災害対策基本法に関する事項に限るものとする。

県庁内線からの発信番号：676-8090-中央防災無線番号

中央防災無線から県庁へかける場合：8-86-7799-8-県庁内線番号

エ 防災関係機関の通信施設を利用

警察、消防、海上保安庁、関西電力送配電、電源開発、ＪＲ、日本赤十字社等

近畿総合通信局（総務省）の通信機器（衛星携帯電話、簡易無線等）、移動電源車

オ 非常通信協議会に対して非常通信の確保を要請

近畿地方非常通信協議会に非常通信の確保を要請する。近畿地方及び中央非常通信協

議会は要請会議を開催して各構成員に非常通信の取扱を要請する。

(2) 災害時における通信連絡の基本

災害通信連絡には公衆電気通信設備の利用が一般的であるが、条件さえ満たせば、無線通信等の他の通信設備を利用することができる。災害通信の実施については、その手続や実施できる場合等について、法律等に詳しい規定があることに注意する必要がある。

次項においてこれらの規定に基づいて行われ得る通信を列挙する。各機関は、これらのうち災害の状況に応じた最も適切なものを選ぶことによって、通信連絡を確保するものとする。

災害時にこれらの通信のために利用することが予想される設備の設置者とは、事前に協議を行うことによって災害時でも円滑に通信を取り扱えるように定期的訓練も含めあらかじめ準備しておく必要がある。

(3) 災害時における通信方法の特例

ア 基本法に基づく非常時における通信設備の優先利用及び使用等

各関係機関は、災害に関する予報の伝達及び応急措置の実施等に関して緊急かつ特別の必要がある場合に、基本法第 57 条及び第 79 条に基づいて通信設備を優先的に利用または使用して通信連絡を確保することができる。

① 公衆電気通信設備の優先利用

a 災害時優先電話

多くの電気通信事業者では、あらかじめ各関係機関が利用する加入回線の一部を災害の救援、復旧や公共の秩序を維持するための災害時優先電話として指定している。この指定回線から発信する通話については発信規制による輻輳時でも規制が掛かりにくいため、災害時には発信用回線として使用するとよい。

b 非常電報

(ア) 震災その他の非常事態が発生し、又は発生するおそれがある場合において、次に掲げる電報は非常電報として取り扱われ、他の全ての電報に優先して伝送及び配達される。

(a) 津波が発生し、若しくは発生するおそれがある旨の通報、又は、その警戒、若しくは予防のための緊急を要する事項を内容とする電報であって、水防機関（消防機関を含む）相互に発受するもの

(b) 災害の予防又は救援のため緊急を要する事項を内容とする電報であって、消防機関又は災害救助機関相互間に発受するもの

(c) 鉄道その他の交通施設（道路、港湾等を含む。）の災害の予防又は復旧その他輸送確保に関し、緊急を要する事項を内容とする電報であって、輸送の確保に直接関係がある機関相互間に発受するもの

(d) 通信施設の災害の予防又は復旧その他通信の確保に関し、緊急を要する事項を内容とする電報であって、通信の確保に直接関係がある機関相互間に発受するもの

(e) 電力設備の災害の予防又は復旧その他電力の供給の確保に関し、緊急を要する事項を内容とする電報であって、電力の供給の確保に直接関係がある機関相互間に発受するもの

(f) 秩序の維持のため緊急を要する事項を内容とする電報であって、警察機関相互間に発受するもの

(g) 災害の予防又は救援のため必要な事項を内容とする電報であって、震災、その他の非常事態が発生し、又は発生するおそれがあることを知った者がその災害の予防又は救援に直接関係がある機関に対し発受するもの

(イ) 非常電報は、電報サービス取扱所の窓口又は「１１５」番に非常電報であることを告げて申し込む。

(ウ) 非常電報を発信する場合において、取扱者の請求があるときは発信人はその電報が非常電報に該当するものであることを証明しなければならない。

c 緊急電報

(ア) 火災その他の緊急事態が発生し、又は発生するおそれがある場合において、次に掲げる電報は緊急電報として取り扱われ、非常電報の次に優先して伝送及び配達される。

(a) 船舶又は航空機の遭難に際し、その救援に必要な緊急事項を内容とする電報であって遭難の事実を知った者と、その救援に直接関係がある機関との間、又はこれらの機関相互間を発受するもの

(b) 火災、集団的疫病、交通機関の重大な事故、その他これらに準ずると認められる緊急事態が発生し、又は発生するおそれがある場合において、その予防、救援、復旧等に関し、緊急を要する事項を内容とする電報であって、その事実を知った者と、その予防、救援、復旧等に直接関係がある機関との間、又はこれらの機関相互間を発受するもの

(イ) 緊急電報は、電報サービス取扱所の窓口又は「１１５」番に非常電報であることを告げて申し込む。

(ウ) 緊急電報を発信する場合において、取扱者の請求があるときは発信人その電報が緊急電報に該当するものであることを証明しなければならない。

② 有線電気通信法第３条第４項第４号に掲げる者等が設置する有線、無線通信設備の使用各関係機関は、次に掲げる者が設置する有線、無線通信設備を使用し、通信連絡を確保するものとする。

ただし、基本法第５７条による予報の伝達等を行う場合は、あらかじめ協議して定めた手続により行うものとする。

a 警察事務を行う者	f 気象業務を行う者
b 消防事務 "	g 鉄道事業 "
c 水防事務 "	h 軌道事業 "
d 航空保安事務 "	i 電気事業 "
e 海上保安事務 "	j 自衛隊の任務 "

③ 放送法第２条第３号に規定する放送局の利用

a 各関係機関は、放送法第２条第３号に規定する放送局とあらかじめ定めた手続により災害に関する通知、要請伝達又は警告等の放送を行うことを求めるものとする。

b 各放送局は、災害に関する通知、要請伝達又は警告等の放送を行うことを求められた場合、最も効果的な時間、放送系統及び局所によって、有効、適切な放送を行う。

イ 電波法に基づく非常通信等の利用

災害等の非常の事態が発生した場合等において、有線通信の利用が不能又は著しく困難な場合においては、電波法第 52 条の規定に基づいて非常通信を行うことができる。

また、電波法第 74 条の規定により、総務大臣は、災害等の非常の事態が発生し、または発生するおそれがある場合において、無線局に対して災害の救援等に必要な通信を行わせることができる。

非常の場合の通信を円滑に実施するため、総務省総合通信基盤局に「中央非常通信協議会」、近畿には総務省近畿総合通信局内に「近畿地方非常通信協議会」が設置されており非常通信訓練等を実施している。平常時から協議会に参加して訓練等を通じて各機関との連携を深めておくことが必要である。

① 非常通信

地震、台風、洪水、津波、雪害、火災、暴動その他非常の事態が発生し、又は発生するおそれがある場合において、有線通信を利用することができないか又は利用することが著しく困難であるときに、人命の救助、災害の救援、交通通信の確保又は秩序の維持のために行われる無線通信をいう。

② 非常通信の内容

次の内容の通報もしくはこれらに準ずる急を要する通報とし、その優先順位は原則として次の通りとする。

- a 人命の救助に関する通報
- b 天災の予報に関する通報（主要河川の水位に関する通報を含む。）
- c 秩序維持のために必要な緊急措置に関する通報
- d 遭難者救援に関する通報（日本赤十字社の本社及び支社相互間に発受するものを含む。）
- e 電信電話回線の復旧のため緊急を要する通報
- f 鉄道線路の復旧、道路の修理、罹災者の輸送、救済物資の緊急輸送等のために必要な通報
- g 非常災害地の救援に関し、次の機関相互間に発受する緊急な通報
 - 中央防災会議会長及び同事務局長並びに非常災害対策本部長
 - 地方防災会議会長
 - 災害対策本部長
- h 電力設備の修理復旧に関する通報
- i 基本法第 57 条の規定に基づいて都道府県知事又は市町村長が発受する通知、要請、伝達又は警告で、緊急を要し特別の必要があるもの
- j 基本法第 79 条の規定に基づいて指定行政機関の長、都道府県知事又は市町村長が災害の応急措置を実施するために必要な通信で、緊急かつ特別の必要があるもの
- k その他の通信

③ 非常通信を利用できる者

無線局を開設している者が自ら発受するものの他、次に掲げる者からの要請に応じて受発する。

- a 官公庁及び地方自治体

- b 基本法に基づく各防災会議及び災害対策本部
- c 日本赤十字社
- d 消防長会
- e 電力会社
- f 鉄道会社
- g 新聞社、通信社、放送局
- h 非常通信協議会構成員
- i その他、人命の救助又は緊急措置及び急迫の危険に関して発信を希望する者

④ 非常通信の依頼要領

- a 県機関、市町村、警察、消防等、最寄りの無線局へ直接行って申し込む。
- b 電報頼信紙又は適宜の用紙を用いる。
- c 片仮名又は通常の文書体で記入する。
- d 一通の通信文は、なるべく 200 字以内（通常の文書体の場合は、片仮名に換算して 200 字以内）で、できるだけ短く簡潔にする。
- e あて先の機関名を記入する。分かれば住所、電話番号を記入する。
- f 必要があるときは本文の末尾に発信人名を記入する。
- g 発信人の機関名、住所及び電話番号を記入する。
- h 頼信紙の記事欄又は用紙の余白に「ヒジョウ」又は「非常」と朱書する。
- i 非常通信を行った場合は、電波法第 80 条に基づき文書で近畿総合通信局長又は総務大臣に報告しなければならない。できるだけ和歌山県防災企画課にも報告書の写しを送付すること。

⑤ 非常通信について照会や問合せを行う場合は、和歌山県防災企画課 電話 073-441-2264 へ連絡する。

ウ 有線電気通信法第 8 条第 1 項の規定による有線電気通信設備の使用

天災・事変その他の非常事態が発生し、又は発生するおそれがある場合において、災害の予防若しくは救援、交通、通信若しくは電力の供給の確保又は秩序の維持のために必要な通信の用に供するときは、総務大臣は、法令で定める手続きにより、有線電気通信設備の設置者に対して、その設備を用いて他人の通信を媒介し、その他その設備を他人の用に供することを求めることができる。

(4) 通信障害発生時における対応及び協力

国、県及び電気通信事業者は、通信障害が発生した場合は、通信障害の状況やその原因、通信施設の被害や復旧の状況等を市町村等の関係機関に共有するとともに、通信施設の早期復旧のため、関係機関との調整を行なうものとする。

また、近畿総合通信局（総務省）は、災害応急対策を迅速に実施する必要があると認められる場合は、県または市町村からの具体的な要請を待たず、速やかに衛星携帯電話、簡易無線等の通信機器の貸出に努めるものとする。さらに、大規模な災害発生のおそれがある場合、所有する移動電源車の現時点の配備状況等を確認の上、県または市町村に対して、通信設備等への電力供給を目的とした移動電源車の貸出に努めるものとする。

※ 通信インフラ復旧支援マニュアルは、資料編 38-03-00 を参照

(5) 県庁と市町村との間の連絡ルート

※ 非常通信経路（市町村防災系）は、資料編 38-04-00 を参照

※ 和歌山県総合防災情報システム回線構成図は、資料編 38-05-00 を参照

第4節 災害広報計画（県知事室・県総務部・県危機管理部）

1 計画方針

災害が発生し、又は発生のおそれがある場合は、県民に対して応急対策あるいは応急復旧等に関する情報を周知し、民心の安定及び被害の拡大防止を図るため、迅速適切な広報活動を行う。

また、被災地外の地域の住民に対して、適切な被害情報を提供することにより、広域的な応援体制の確立に資するよう努めるものとする。

2 計画内容

(1) 県における広報

ア 広報担当者

災害時における広報活動は、原則として総合統制室を通じて行うものとする。

イ 広報資料の収集

広報資料の収集は、「第2節 被害情報等の収集計画」に定めるところによるが、なお、次のことに努める。

- ① 総合統制室に写真担当を置き、状況に応じ現地に派遣して災害現場写真を撮影する。
- ② 本部各班、支部あるいは市町村本部で撮影した災害現場写真を収集する。
- ③ 本部各各班は、県民の人心安定のため広報資料の提供を積極的に行う。

広報は、おおむね次の事項を重点とする。

- ① 被害の状況
- ② 応急対策実施状況
- ③ 一般住民に対する被災者への協力及び注意事項

ウ 広報事項

広報事項は、被災者の肉体的・心理的条件を十分考慮し、簡潔にして要領を得たものでなければならない。

特に、高齢者、障害者、外国人等の要配慮者に配慮したものでなければならない。

- ① 被害の状況
- ② 気象予警報に関する情報
- ③ 二次災害に関する情報
- ④ 住民に対する高齢者等避難、避難指示及び安全確保の発令状況
- ⑤ 医療救護所及び避難所の開設状況
- ⑥ 被災者の安否に関する情報
- ⑦ 災害対策本部の設置及び応急対策実施状況
- ⑧ ライフラインの被害及び復旧見通し状況
- ⑨ 主要道路状況
- ⑩ 交通機関の運行状況及び交通規制の状況
- ⑪ 県民の心得等民心の安定及び社会秩序保持のための必要事項
- ⑫ その他生活情報等必要と認める情報

エ 広報手段

住民に対する広報手段は、状況に応じ次による。

なお、報道機関等に対する発表並びに報道機関からの問い合わせの受付及び応答については、原則として、総合統制室を通じて行う。

また、Ｌアラートを活用し、的確な情報を提供できるよう努めるものとする。

- ① ラジオ、テレビ、新聞等報道機関による広報
- ② 有線放送による広報
- ③ 防災行政無線（個別受信機を含む。）による広報
- ④ 広報車による巡回広報
- ⑤ 防災ヘリコプター等による広報
- ⑥ 広報紙、チラシ、ポスター等の作成
- ⑦ インターネットによる広報

オ 国会中央諸機関等に対する広報

国会、中央諸機関等に対しては、迅速に災害情報及び資料等を提供して、災害の実態を訴える。

カ 報道機関に対する報道要請

① テレビ、ラジオ

県は、防災関係機関及びその他の関係者に対する通知又は要請について、災害のため公衆電気通信設備、有線電気通信設備及び無線設備により通信できない場合等において、その通信のため特別の必要があるときは、日本放送協会和歌山放送局、株式会社和歌山放送、株式会社テレビ和歌山、株式会社毎日放送、朝日放送テレビ株式会社、朝日放送ラジオ株式会社、関西テレビ放送株式会社、読売テレビ放送株式会社、ＮＰＯ法人エフエム和歌山、ＦＭはしもと株式会社、ＦＭＴＡＮＡＢＥ株式会社、株式会社ＦＭマザーシップ、南紀白浜コミュニティ放送株式会社に対し、放送を行うことを求めることができる。

この場合、県は「災害対策基本法に基づく放送要請に関する協定書」（資料編 39-01-00～02-00 を参照）及び「緊急警報放送の放送要請に関する覚書」（資料編 39-03-00 を参照）に基づき、原則として文書により、放送要請の理由、放送事項、希望する放送日時等を示して要請する。ただし、緊急やむを得ない場合は、電話又は口頭により前記事項を明らかにして要請し、事後において文書を提出するものとする。

市町村が緊急警報放送の放送要請を行う場合は、原則として振興局を経由して県知事あてに、放送要請の理由、放送事項、希望する放送日時等を明かにして要請するものとする。

ただし、県と市町村との通信途絶等特別の事情がある場合は、市町村から直接放送局に対し要請できるものとする。

放送局は、要請のあった事項について、放送形式、内容、時刻等をその都度決定し放送する。

② 新聞社

県は、朝日新聞社、毎日新聞社、読売新聞社、産経新聞社、時事通信社、共同通信社、日本経済新聞社、中日新聞社及び日刊工業新聞社の各和歌山支局（総局）並びに紀伊民報社に対し、「災害時等における報道要請に関する協定」（資料編 39-04-00 を参照）

に基づき、報道要請を行うことができる。

この場合、県は、報道要請の理由及び内容を明らかにして要請する。

キ 氏名公表に関すること

県は、被災者について、「災害時における安否不明者（行方不明者含む）の氏名等の公表指針」及び「災害時における死者の氏名等の公表指針」（資料編 39-5-00、39-5-01 を参照）に基づき、報道機関等に対してその者の氏名等について、公表するものとする。

(2) 防災関係機関における広報

防災関係機関は、各防災業務計画等に定めるところにより、災害の態様に応じ、適宜適切な災害広報を実施するものとする。特に次の機関は、それぞれの措置を執るとともに、広報事項は県災害対策本部に通知するものとする。

ア 日本放送協会和歌山放送局、株式会社和歌山放送、株式会社テレビ和歌山、株式会社毎日放送、朝日放送テレビ株式会社、朝日放送ラジオ株式会社、関西テレビ放送株式会社、讀賣テレビ放送株式会社

災害時又は災害の発生が予想される場合には、災害関係番組の編成をする。

県その他防災関係機関からの災害の通報事項に対しては、臨時の措置を講じて一般に周知徹底する。

イ 関西電力送配電株式会社和歌山本部

広報車及び報道機関等により被害箇所の復旧見通しや公衆感電事故防止について県民への周知徹底に努める。

ウ ガス会社等

広報車及び報道機関等により、被害箇所の復旧見通しや、ガス漏れによる事故防止について、県民への周知徹底に努める。

エ 西日本電信電話株式会社和歌山支店

広報車及び報道機関等により、被害箇所（範囲）の復旧見通しや応急措置について、県民への周知に努める。

オ 西日本旅客鉄道株式会社和歌山支社、その他の私鉄会社

被害箇所の復旧見通しや輸送の状況について、駅内の掲示板、案内書等に掲示し、かつ報道機関等により、一般への周知を図る。

災害時において、県、市町村から災害広報資料の貼布を依頼されたときは、これに協力する。

第5節 生活関連総合相談計画（県環境生活部）

1 計画方針

被災住民の生活上の不安などを解消するため、総合的な相談窓口を設置する。

2 計画内容

県は、被災住民から寄せられる様々な相談や問い合わせに対応するため総合相談窓口を設置する。

また、和歌山県専門士業団体連絡協議会や和歌山弁護士会との協定に基づき、無料法律相談等を実施するとともに、和歌山弁護士会が実施する災害ADRの開催場所の確保や広報等に協力する。

※大規模災害等発生時における相談業務の支援に関する協定は、資料編 33-04-00 を参照

※災害発生時における法律相談業務等に関する協定は、資料編 33-05-00 を参照

第3章 消防計画（県危機管理部）

1 計画方針

現行消防組織は市町村消防が原則であり、消防組織法第6条に規定するように消防責任は市町村にある。したがって、消防活動は、市町村がその責任において行うものであるが、県は大災害等で必要ある場合、又は被災市町村により要請のある場合は、関係法令の規定によって応援出動を命じるなど必要な措置をとるものとする。また、県は市町村の消防の広域化を推進するなど、消防の対応力の強化を図るよう努めるとともに、市町村が大規模地震や津波災害など多様な災害に対応するための、高度な技術・資機材を有する救助隊の整備の推進、先端技術による高度な開発が円滑に進むよう努めるものとする。

また、消防団員の安全確保対策に向けた取組の推進、消防団の装備・教育訓練の充実を図るとともに、消防団組織の充実強化に努めるものとする。

なお、消防情報の収集等の計画は、本計画によるもののほか「市町村計画」及び「市町村消防計画」によるものとする。

2 計画内容

(1) 消防情報の収集

市町村と緊密な連絡を図り、その被害状況及び応急対策に資するものとする。

なお、情報の収集は、被害状況等の収集計画及び「火災・災害等即報要領」によるものとする。

「火災即報」については、次のいずれかに該当するもしくは該当するおそれがある火災について、火災発生後直ちに和歌山県総合防災情報システムによって報告するものとする。（該当しない火災であっても、報道機関に大きく取り上げられる等社会的影響度が高いと認められる場合は報告するものとする。）

また、大地震に伴って大火災等が発生した場合には、「災害即報」として報告するものとする。（この報告をもって火災即報とみなすものとする。）

※ 火災即報様式は、資料編 40-01-01～02 を参照

ア 死者3名以上生じた火災

イ 死者及び負傷者の合計が10名以上生じた火災

ウ 自衛隊に災害派遣を要請した火災

エ 特定防火対象物で死者の発生した火災

オ 高層建築物の11階以上の階、地下街又は準地下街において発生した火災で利用者等が避難した火災

カ 大使館・領事館及び国指定重要文化財の火災

キ 特定違反対象物の火災

ク 建物焼損延べ面積3,000平方メートル以上と推定される火災

ケ 他の建築物への延焼が10棟以上又は気象状況等から勘案して概ね10棟以上になる見込みの火災

コ 損害額1億円以上と推定される火災

- サ 焼損面積 10ヘクタール以上と推定される林野火災
- シ 空中消火を要請又は実施した林野火災
- ス 住家等へ延焼するおそれがある林野火災
- セ 航空機火災
- ソ タンカー火災
- タ 船舶火災であって社会的影響度が高い火災
- チ トンネル内車両火災
- ツ 列車火災
- テ その他特殊な出火原因による火災、特殊な態様の火災等

(2) 警報等の周知徹底

消防機関による災害に関する警報、避難の指示、応急措置の状況等については、「気象警報等の伝達計画」及び「災害広報計画」並びに「市町村消防計画」等の定めるところにより、速やかに住民に対して周知徹底を図るものとする。

(3) 非常事態の場合における県の措置

消防活動に関する市町村等間の相互応援は、県内市町村及び消防組合において締結されている和歌山県下消防広域相互応援協定等、及び和歌山県下消防広域応援基本計画に定めるところによるが、非常事態時における消防組織法第43条の規定に基づく知事の指示権は、本消防広域応援基本計画によるもののほか、次の場合に運用する。

ア 和歌山県下消防広域相互応援協定に基づく要請がない場合においても、災害防御に関し、緊急の必要があると認められるとき。

なお、知事は、県内の消防力をもってしても、被災地の災害防御に対処できない場合には、消防組織法第44条の規定により、緊急消防援助隊又は「大規模特殊災害時における広域航空消防応援実施要綱」に基づく他の都道府県及び消防機関所有のヘリコプターの派遣等を消防庁長官に要請するものとする。

応援要請先及び連絡方法

消防庁応急対策室

地域衛星通信ネットワーク 防災電話 7-048-500-90-49013

消防防災無線 防災電話 78-90-49013

電話 03-5253-7527

消防庁宿直室（休日・夜間）

地域衛星通信ネットワーク 防災電話 7-048-500-90-49102

消防防災無線 防災電話 78-90-49102

電話 03-5253-7777

※ 消防の相互応援協定締結状況は、資料編 40-02-00 を参照

※ 和歌山県下消防広域相互応援協定は、資料編 40-03-00 を参照

※ 和歌山県下消防広域応援基本計画は、資料編 40-04-01～06 を参照

(4) 避難・救助及び救急

「市町村計画」及び「市町村消防計画」の定めるところによる。

(5) 消防団の安全対策

「消防団の活動・安全管理マニュアル」の定めるところによる。

第4章 水防計画（県県土整備部）

1 計画方針

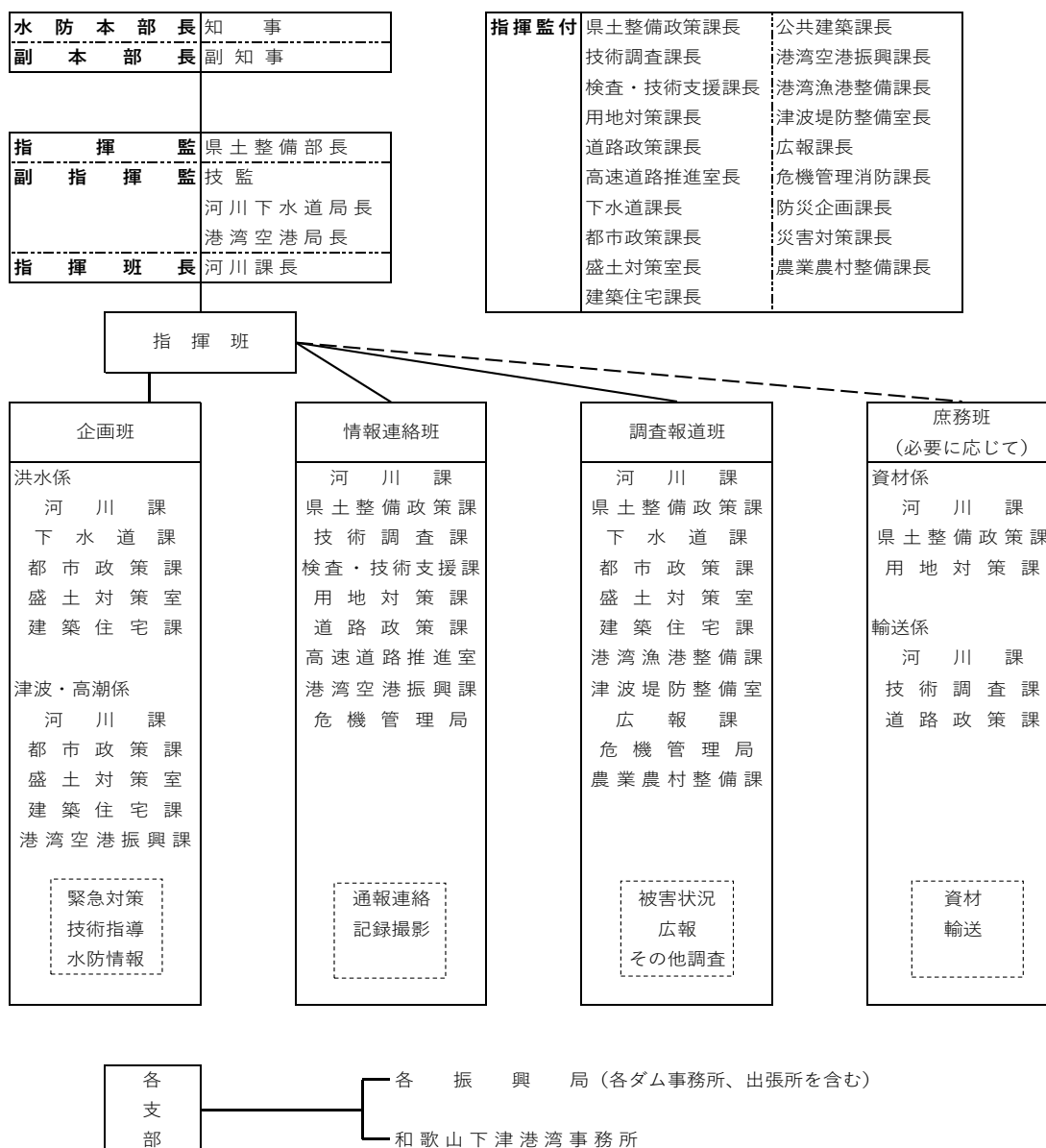
洪水、雨水出水、津波又は高潮による被害を軽減し、公共の安全を保持するために、県下の水防活動の円滑な実施を目的とし、水防業務の大綱を示すため、和歌山県水防計画を定める。

2 計画内容

(1) 県水防本部の組織

和歌山地方気象台から洪水、津波又は高潮に関する通知を受けたとき、及び近畿地方整備局和歌山・紀南各河川国道事務所長の発する洪水又は水防警報の通知を受けたとき、並びに気象状況の急変により洪水、津波又は高潮による被害が予想されると判断したときは、次の組織により水防の事務を処理する。

ア 組織系統



イ 事務分担

[指揮班]

水防について情勢を判断し、指揮監の承認を受けるとともに水防の指揮について指揮監を補佐する。

① 企画班

水防活動の総合調整、緊急対策、水防警報及び水防配備態勢の発令、被害状況の総括等に関すること。

② 情報連絡班

関係機関、水防組織間の情報連絡等に関すること。

③ 調査報道班

被害状況その他の調査及び報道関係その他一般への広報。

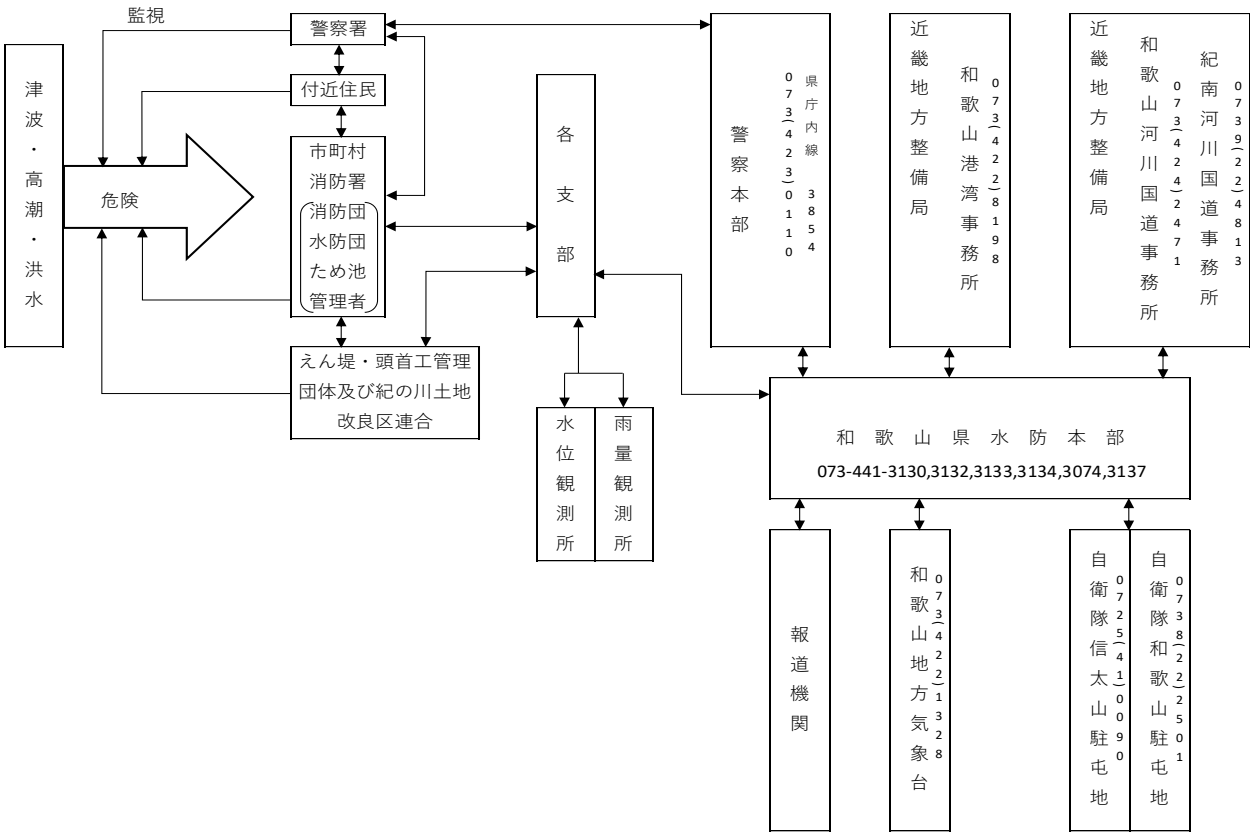
④ 庶務班

給食・資材の調達及び輸送に関すること。

〔各支部〕

自らの判断又は指揮班の指揮により管内における水防活動の現地指導、情報連絡及び水防警報等、現地におけるすべての水防業務に関すること。また県管理の施設、その他管理の施設についての状況把握に関すること。

(2) 水防連絡体系



(3) 非常配備

ア 県の非常配備態勢

常時勤務から水防非常配備態勢への切替えを確実・迅速に行うとともに、長期間にわたる非常勤務活動への完遂を期するため、交代要員を考慮した上で、次の要領による非常配備を行うものとする。

① 水防非常配備態勢の種類と基準

種類	配備内容	発令基準（時期）	担当課室
水防配備態勢 第 1 号	主として情報の収集及び連絡に当たり、事態の推移によって直ちに招集その他の活動ができる態勢。	今後の気象情報に注意し、警戒する必要があるが具体的な水防活動を必要とするに至るまでには、まだかなり時間的余裕があると認められるとき。	別表 1 に記載
水防配備態勢 第 2 号	水防活動の必要の事態が発生すれば、そのまま水防活動	水防活動を必要とする事態の発生が予想され、または水防活動	別表 2 に記載

	が遅滞なく遂行できる態勢。	が開始され、1号配備では不十分と考えられるとき。	
水防配備態勢 第 3 号	完全な水防態勢。	事態が切迫し、大規模な水防活動の必要が予想されるとき、あるいは大規模な水防活動が行われ2号配備で処理しかねると認められるとき。	別表3に記載

別表 1

河川課、危機管理局、県土整備政策課、港湾漁港整備課、津波堤防整備室、関係振興局建設部 下記のうち、水防本部が指定する課室 技術調査課、検査・技術支援課、用地対策課、道路政策課、高速道路推進室、下水道課、都市政策課、建築住宅課、公共建築課、港湾空港振興課
--

別表 2

河川課、広報課、危機管理局、農業農村整備課、県土整備政策課、港湾漁港整備課、津波堤防整備室、関係振興局建設部 下記のうち、水防本部が指定する課室 技術調査課、検査・技術支援課、用地対策課、道路政策課、高速道路推進室、下水道課、都市政策課、盛土対策室、建築住宅課、公共建築課、港湾空港振興課
--

別表 3

河川課、広報課、危機管理局、農業農村整備課、県土整備政策課、港湾漁港整備課、津波堤防整備室、関係振興局建設部 下記のうち、水防本部が指定する課室 技術調査課、検査・技術支援課、用地対策課、道路政策課、高速道路推進室、下水道課、都市政策課、盛土対策室、建築住宅課、公共建築課、港湾空港振興課
--

なお、各号水防配備態勢時の必要人員については、別途定めるものとする。

② 発令及び解除

非常配備につく時期は水防本部長が上記の基準により発令する。ただし、各振興局建設部長は、緊急にその必要があると認めたときは独自の判断により発令し、直ちに本部長に報告するものとする。

配備態勢の解除は、本部長が行うが、各振興局建設部長は管内の状況に応じ本部の指揮を受けて態勢の縮小解除をすることができる。

なお、勤務時間外における水防配備の迅速化を期するため、水防本部において、管内に大雨・洪水・高潮等の注意報が発表され、今後、水防活動が行われると考えられる場合、警戒待機を行う。

待機は大雨・洪水・高潮等の警報への切替えに対応できるよう、態勢を整備し、雨量及び水位の観測等を開始するものとする。

併せて、必要に応じ各振興局と関係機関等と被害情報にかかる相互連絡をとるものとする。

イ 水防管理団体の非常配備

① 本部の非常配備

各水防管理団体本部の非常配備については、「県の非常配備」に準ずるものとし、水防管理者は、あらかじめ具体的な配備態勢を整備しておくものとする。

② 水防団、消防機関の非常配備

下表の他、次の場合に発するものとする。

(ア) 水防管理者自らの判断により必要と認める場合

(イ) 水防警報指定河川にあつては、知事からその警報事項の伝達を受けた場合

(ウ) 緊急にその必要があるとして知事からの指示があつた場合

種類	配 備 内 容	発 令 時 期
待 機	消防団長・水防団長は連絡員を本部に詰めさせ、その後の情勢を把握することに努め、一般団員は直ちに次の段階に移り得るような状態におくものとする。	○河川の水位が水防団待機水位（通報水位）に達し、なお上昇のおそれがあるとき。
準 備	消防団長・水防団長は、団員、班長等を、所定の詰所に集合させ、資器材の整備点検、作業人員の配備計画等に当たり、ダム、水こう門、ため池等の水防上重要な工作物のある箇所へ、又水位観測、堤防監視のため一部団員を出動させる。	○河川の水位が水防団待機水位（通報水位）を超え、氾濫注意水位（警戒水位）に達するおそれがあるとき。 ○高潮の危険が予知されるとき。 ○地震により、堤防、護岸からの漏水、決壊などの危険が予想されるとき。
出 動	消防団長・水防団長は、全員を指定の詰所に集合させ、警戒にあたる。	○河川の水位が氾濫注意水位（警戒水位）を超え、なお上昇のおそれがあるとき。 ○潮位が満潮位をこえ異常に上昇のおそれがあるとき。 ○地震により、堤防・護岸等の漏水、決壊などの被害が予想されるとき。

③ 非常配備発令の報告

水防管理者は、非常配備を発令したときは直ちに所轄振興局建設部長に報告すること。各振興局建設部長は、上記の報告があつたときは直ちに県水防本部へ報告すること。

④ 非常配備の解除

水防管理者は、水位が下がり洪水の危険がなくなったとき、又は津波、高潮のおそれなくなったとき、または漏水等の危険がなくなったときは水防態勢を解除するものとし、その旨振興局建設部長を通じ県水防本部へ報告するものとする。

ウ 地震により行う水防活動

地震（津波）により堤防、護岸、水門、樋門など、河川・海岸・ため池等施設に被害が生じ、また、生じる恐れがある時で、水防活動を行う必要がある場合に市町村（水防管理団体）及び県は以下の措置をとる。

※被害が生じる恐れのあるとき：和歌山県に大津波警報・津波警報が発表されたとき。
県内で震度4以上の地震が観測されたとき。

※水防活動を行う必要がある場合：地震により被害を受け、堤防、護岸、ため池等の施設から河川水等の浸水があったとき、または、浸水が予想されるとき。

ただし、水防活動の際は、水防活動に従事する者の安全確保が図られる様に留意するものとする。

また、水防団員は安全性が高いと考えられる場所までの避難完了に要する時間、津波到達時刻を考慮して、水防団員が自身の危険性が高いと判断したときには、自身の避難を優先する。

なお、水門、樋門、こう門等の操作に係る余裕時間が無いと判断されるものについては、和歌山県沿岸に大津波警報または津波警報が発表された場合には、当該操作担当者は水門等の操作をせずに速やかに避難することを原則とする。

① 市町村の行う措置

(ア) 自らの判断で河川、海岸、ため池等の付近の住民などに危険を通知し、状況によっては、住民などに対し安全な場所に避難するよう勧告又は指示するとともに、所轄振興局建設部へその旨連絡する。

(イ) 管内の監視・警戒を行うとともに、必要に応じ、堤防上に土のうを積むなど、被害を未然に防止軽減する作業や、水門等河川管理者への連絡、通報を行う。

(ウ) 水防活動に必要な資器材の点検整備。

(エ) 管理する水門、防潮扉等の迅速な操作及び他の防潮扉等の管理者に対する門扉操作の応援。

(オ) 市町村（水防管理団体）における相互協力及び応援。

② 和歌山県の行う措置

(ア) 管内被害の情報収集のための配備態勢。

(イ) 管理する水門、防潮扉等の迅速な操作及び他の防潮扉等の管理者に対する門扉操作の応援。

(ウ) 市町村が行う水防活動が十分に行われるよう情報の連絡調整及び指導。

(エ) 河川・海岸管理施設等の緊急点検・巡視等を実施し、当該施設の被災状況等の把握に努めるものとする。

(4) 水防資器材の整備、輸送の確保

ア 水防資器材の整備計画

水防資器材は、水防箇所ごとに想定される水防工法に応じた資器材の種類・数量を備えておくものとし、緊急時に備え定期的に点検し、老朽・損傷等により不足を生じたときは直ちに補充しておくこと。又、長期間の保管に適さない資材については民間取扱業者等と契約するなどの方法を講じておくこと。

イ 水防管理団体の資材等備蓄状況

水防管理団体が備蓄する資材のうち重要なものは、資料編 30-00-01 のとおりである。水防管理者は、各水防箇所ごとの資材置場を明確にし水防計画書に記載しておくこと。

ウ 県の資材等備蓄状況

県が備蓄する資材等は、資料編 30-00-02 のとおりである。保管場所は、各振興局及び保管を委託している市町村の倉庫であるが、水防管理団体は、自己資材が不足したとき、

又は緊急に必要なときは、県の資材を使用することができる。

エ 輸送の確保

水防管理団体は、非常の際の水防要員・水防資材の輸送・県水防本部・各振興局・その他関係行政機関・隣接水防管理団体相互の連絡経路を確保するため、あらゆる事態を想定し、具体策を立案しておくこと。

オ 水防用車両の配備

県が所有する水防用車両（排水ポンプ車）は、水防活動における排水作業等を目的とし、下記に配備する。

配備箇所

① 海草振興局建設部（和歌山市森小手穂 2 2 7）	1 台
② 那賀振興局建設部（岩出市高塚 2 0 9）	1 台
③ 伊都振興局建設部（橋本市市脇 4 丁目 5 の 8）	1 台
④ 西牟婁振興局建設部（田辺市朝日ヶ丘 2 3 - 1）	1 台

排水容量

1 台あたり、0. 5 m³ / s

(5) 雨量・水位の観測通報

ア 雨量の観測・通報

- ① 各振興局は、進んで水防本部と連絡をとり、常に的確な気象状況の把握に努めるとともに、管下雨量については、テレメーター（テレメーターにより情報を収集する観測所）により正確な情報を敏速に入手すること。また、各振興局建設部長と水防管理者及び上下流振興局建設部長は、相互連絡を密にし、必要な降雨状況の情報交換に努めるものとする。

水防本部は和歌山地方气象台と連絡を密にし、必要に応じ情報等の交換を行うものとする。

イ 水位の観測・通報・公表

① 通報の義務（水防法第 1 2 条第 1 項）

水防管理者又は下記以外の量水標管理者は、気象状況等により洪水又は高潮のおそれがあることを自ら察知したときは、その後の水位の変動を監視し、水防団待機水位に達したときから所管振興局建設部長に報告するものとする。

② 公表（水防法第 1 2 条第 2 項）

水防法第 1 2 条第 2 項の規定により水位状況を公表する観測所の量水標管理者は、下記の要領により水防本部及び関係水防管理団体へ報告・通報を行うものとする。

- (ア) 水防団待機水位に達したとき。
- (イ) 氾濫注意水位に達したとき。
- (ウ) 避難判断水位に達したとき。
- (エ) 以後の毎時間の水位
- (オ) 避難判断水位を下回ったとき。
- (カ) 氾濫注意水位を下回ったとき。
- (キ) 水防団待機水位を下回ったとき。
- (ク) 水防本部が必要と認めたとき。

(ケ) 水防配備態勢が解除されたとき。

③ 情報交換

各振興局建設部長と水防管理者及び上下流振興局建設部長は、相互連絡を密にし、必要な水位状況の情報交換に努めるものとする。

(6) 水防信号

水防法第20条の規定により知事が定める水防信号は次のとおりとする。

方法 区分	警 鐘 信 号			サ イ レ ン 信 号				
第1信号	○休止	○休止	○休止	○- 5秒	休 10秒	○- 5秒	休 10秒	○- 5秒
第2信号	○-○-○	○-○-○	○-○-○	○- 5秒	休 5秒	○- 5秒	休 5秒	○- 5秒
第3信号	○-○-○-○	○-○-○-○	○-○-○-○	○- 10秒	休 5秒	○- 10秒	休 5秒	○- 10秒
第4信号	乱打			○- 1分	休 5秒	○- 1分		

第1信号 氾濫注意水位に達したとき

第2信号 水防団員及び消防機関に属する者全員出動

第3信号 該当区域内に居住する者が出動

第4信号 立退の指示

(7) 重要水防箇所

ア 知事管理河川

河川の流量、当該箇所の背後地の状況及び河川施設（堤防、護岸等）の状況等から、洪水の危険度、人命財産等の影響範囲、水防活動の必要度合等を総合的に考慮し次のとおり定める。

A 水防上最も重要な箇所

B 次に重要な箇所

注意 注意が必要と思われる箇所

※ 箇所別明細は、資料編 03-05-00 を参照

イ 海 岸

※ 箇所別明細は、資料編 08-02-00、08-03-00、08-04-00、08-05-00、08-06-00 を参照

(8) 洪水浸水想定区域

国土交通省及び県は、洪水予報河川及び水位周知河川のほか、洪水による災害の発生を警戒すべき河川について、河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域を、洪水浸水想定区域として指定し、指定の区域及び浸水した場合に想定される水深を公表するとともに、関係市町村の長に通知するものとする。

水防法第15条第3項の規定により、洪水浸水想定区域のある市町村長は洪水ハザードマップを作成し、配布その他の必要な措置で住民に公表することとする。

また、市町村は、市町村地域防災計画において、洪水浸水想定区域内に地下街等及び要配慮者利用施設（社会福祉施設、学校、医療施設等）がある場合には、当該施設の名称及び所在地を明記し、当該施設の利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保が図られるよ

う洪水予報等の伝達方法を定めることとする。

市町村地域防災計画で定められた地下街等の所有者又は管理者は、単独又は共同して当該地下街等の利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な訓練その他の措置に関する計画を作成し、これを市町村長に報告及び公表するとともに、当該計画に基づき、避難訓練を実施することとする。また、市町村地域防災計画で定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、当該要配慮者利用施設の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な措置に関する計画を作成し、これを市町村長に報告するとともに、当該計画に基づき、避難訓練を実施することとする。

県及び市町村は、要配慮者利用施設の避難確保に関する計画や避難訓練の実施状況等について、定期的に確認するよう努めるものとする。

(9) 水防訓練

水防法第32条の2の規定により、指定水防管理団体は、毎年水防団、消防機関及び水防協力団体の水防訓練を行うこととする。

第5章 罹災者救助保護計画

第1節 災害救助法の適用計画（県福祉保健部）

1 計画方針

災害時における罹災者の救助及び保護は、本計画によるものとする。この場合、災害救助法では、救助の実施は知事が行うこととされているが、災害時における救助活動の緊急性から、その一部については市町村長に委任し、市町村長が行うものとする。

なお、救助の基準等は次のとおりである。

2 計画内容

(1) 災害が発生するおそれがある場合の適用条件等

救助法による救助は、災害が発生するおそれがある段階において、国が災害対策基本法に基づく災害対策本部を設置した場合で、国の災害対策本部により告示された所管区域に該当する都道府県において、現に救助を必要とするときに、市町村単位に行うものとする。

(2) 災害が発生した場合の適用条件等

救助法による救助は、市町村単位にその適用地域を指定して実施するものとし、同一災害による市町村の被害が次の基準に該当する場合で、かつ被災者が現に救助を要する状態にあるときに行うものとする。

ア 全壊、全焼、流出により住家の滅失した世帯（以下「被害世帯」という）が当該市町村の人口に応じそれぞれ次の世帯数以上に達したとき。

市 町 村 の 人 口		被害世帯数
5,000 人未満		30 世帯
5,000 人以上～	15,000 人未満	40 "
15,000 "	～ 30,000 "	50 "
30,000 "	～ 50,000 "	60 "
50,000 "	～ 100,000 "	80 "
100,000 "	～ 300,000 "	100 "
300,000 "		150 "

イ 被害世帯数がアの世帯数に達しないが、被害が相当広範囲な地域にわたり、県内の被害世帯数が1,000世帯以上の場合は、アの人口別被害世帯数がそれぞれ半数以上に達したとき。

ウ 被害世帯数がア及びイに達しないが、被害が広範囲な地域にわたり、県内の被害世帯が5,000世帯に達したとき。

エ 当該災害が隔絶した地域に発生したものである等、被災者の救護を著しく困難とする特別の事情がある場合であって、多数の世帯の住家が滅失したとき。（「特別の事情」とは、被災者に対する食品の給与、生活必需品の給与等について特殊の救助方法を必要と

し、又は災害にかかった者の救出について特殊の技術を必要とすることをいう。)

オ 多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じた場合であって、次の基準に該当したとき。

- ① 災害が発生し、又は発生するおそれのある地域に所在する多数の者が避難して、継続的に救助を必要とすること。
- ② 被災者に対する食品若しくは生活必需品の給与等について特殊の補給方法を必要とし、又は被災者の救出について特殊の技術を必要とすること。

カ 住家が滅失した世帯（全壊、全焼、流出）の算定に当たっては、住家が半壊し、又は半焼する等著しく損傷した世帯は二世帯をもって、住家が床上浸水、又は土砂のたい積等により一時的に居住することができない状態となった世帯は三世帯をもって、それぞれ住家が滅失した一世帯とみなす。

※ 市町村別救助法適用基準世帯数は、資料編 41-01-00 を参照

(3) 救助法の適用と救助の程度

救助法を適用した場合における救助の程度及び期間は、災害救助法施行細則の定めるところによるが、災害の種別地域条件その他の状況によって、知事が必要と認める範囲において実施する。

救助法による救助の種類

- ア 避難所の設置
- イ 応急仮設住宅の供与
- ウ 炊出しその他による食品の給与及び飲料水の供給
- エ 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与
- オ 医療及び助産
- カ 被災者の救出
- キ 住宅の応急修理
- ク 学用品の給与
- ケ 埋葬
- コ 遺体の搜索
- サ 遺体の処理
- シ 障害物の除去

※ 災害救助法による救助の程度・方法及び期間は、資料編 41-02-00 を参照

第2節 被災者生活再建支援計画（県福祉保健部）

1 計画方針

風水害等の自然災害時における被災者の生活再建に関する支援については、本計画によるものとする。

2 計画内容

(1) 住家の被害認定

ア 市町村が実施することとなっている住家の被害認定について、県は平時における市町村の調査体制の整備をサポートするものとする。

イ 大規模災害時には、発生後速やかに住家被害の調査や罹災証明書の交付に係る事務の市町村向け説明会を実施するとともに、市町村からの要請を受け、認定業務に係る次のことを支援するものとする。

① 住家被害認定業務全体を支援し、県との連絡調整を行う「住家被害認定士リーダー（県職員）」の派遣を行う。

② 市町村や建築関係3団体等と調整し、事前登録された住家被害認定士の派遣を行う。

※ 災害時における住家の被害認定に関する包括協定書 資料編46-16-00

(2) 被災者生活再建支援法の適用

ア 適用基準

被災者生活再建支援法は、次のいずれかの区域に係る自然災害に適用される。（被害については、火災・事故等人為的な原因により生じたものは含まれないが、当該起因が自然現象によるものは対象となる。）

① 災害救助法施行令（昭和22年政令第225号）第1条第1項第1号又は第2号のいずれかに該当する被害（同条第2項のみなし規定により該当することとなるものを含む。）が発生した市町村における自然災害

② 10世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した市町村における自然災害

③ 100世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した都道府県における自然災害

④ ①又は②の市町村を含む都道府県内にあって、5世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した他市町村（人口10万人未満のものに限る）における自然災害

⑤ ③又は④に該当する都道府県に隣接する都道府県内にあって、①、②、③のいずれかの区域に隣接し、5世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した市町村（人口10万人未満のものに限る）における自然災害

⑥ ①若しくは②の市町村を含む都道府県又は③の都道府県が2以上ある場合における市町村（人口10万人未満のものに限る）で、5世帯（人口5万人未満の市町村にあっては2世帯）以上の住宅が全壊する被害が発生したものにおける自然災害

イ 対象世帯

① 自然災害により、その居住する住宅が以下の被害を受けたと認められる世帯

② 住宅が全壊した世帯

③ 住宅が半壊し、又は住宅の敷地に被害が生じ、倒壊防止等のやむを得ない事由により住宅を解体した世帯

- ④ 災害による危険な状態が継続し、住宅に居住不能な状態が長期間継続することが見込まれる世帯
- ⑤ 住宅が半壊し、大規模な補修を行わなければ居住することが困難な世帯(大規模半壊世帯)
- ⑥ 住宅が半壊し、相当規模の補修を行わなければ居住することが困難な世帯(中規模半壊世帯)

ウ 支援金の支給額

支給額は、住宅の被害程度に応じて支給する「基礎支援金」及び住宅の再建方法に応じて支給する「加算支援金」の合計額。(中規模半壊は、加算支援金のみ)

	基礎支援金	加算支援金		計
	(住宅の被害程度)	(住宅の再建方法)		
全壊 解体 長期避難	100 万円	建設・購入	200 万円	300 万円
		補修	100 万円	200 万円
		賃借（公営住宅を除く）	50 万円	150 万円
大規模半壊	50 万円	建設・購入	200 万円	250 万円
		補修	100 万円	150 万円
		賃借（公営住宅を除く）	50 万円	100 万円
中規模半壊	—	建設・購入	100 万円	100 万円
		補修	50 万円	50 万円
		賃借（公営住宅を除く）	25 万円	25 万円

※単数世帯の場合は、各該当欄の金額の 3 / 4 の額。

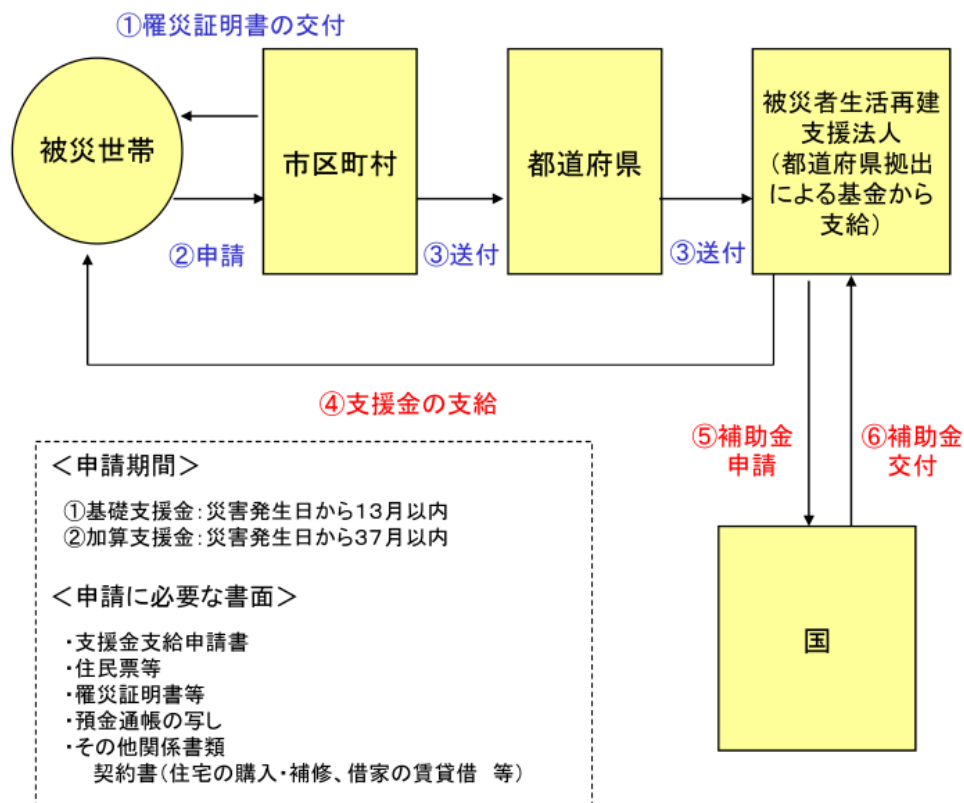
※一旦住宅を賃借した後、自ら居住する住宅を建設・購入（又は補修）する場合は、合計で 200 万円（又は 100 万円）まで（単数世帯の場合は各該当欄の金額の 3 / 4 の額）。

エ 支援金の支給事務

支援金の支給業務を行う団体として、公益財団法人都道府県センターが、平成 11 年 2 月 8 日付で、被災者生活再建支援法人として指定されている。

同法人は、全都道府県から支援金の支給事務の委託を受けており、支援業務を運営するため、基金を設けている。支援金は、当該基金への都道府県からの拠出金と、国からの補助金を原資としている。

支給事務の流れは、各被災者からの申請を各市町村で受け付け、県を經由して公益財団法人都道府県センターに申請書を提出し、同法人で審査を行い、支給決定及び支援金支給を行う。



(3) 和歌山県被災者生活再建支援金の支給

ア 支給対象世帯

和歌山県内で被災者生活再建支援法が適用された自然災害において、同法の対象とならない市町村に居住しているため同法に基づく支援金の支給対象とならない世帯に対して、その生活の再建を支援するため、和歌山県被災者生活再建支援金を支給する。

イ 対象世帯

- ① 自然災害により、その居住する住宅が以下の被害を受けたと認められる世帯
- ② 住宅が全壊した世帯
- ③ 住宅が半壊し、又は住宅の敷地に被害が生じ、倒壊防止等のやむを得ない事由により住宅を解体した世帯
- ④ 災害による危険な状態が継続し、住宅に居住不能な状態が長期間継続することが見込まれる世帯
- ⑤ 住宅が半壊し、大規模な補修を行わなければ居住することが困難な世帯(大規模半壊世帯)
- ⑥ 住宅が半壊し、相当規模の補修を行わなければ居住することが困難な世帯(中規模半壊世帯)

ウ 支援金の支給額

支給額は、住宅の被害程度に応じて支給する「基礎支援金」及び住宅の再建方法に応じて支給する「加算支援金」の合計額。（中規模半壊は、加算支援金のみ）

	基礎支援金	加算支援金		計
	（住宅の被害程度）	（住宅の再建方法）		
全壊 解体 長期避難	100万円	建設・購入	200万円	300万円
		補修	100万円	200万円
		賃借（公営住宅を除く）	50万円	150万円
大規模半壊	50万円	建設・購入	200万円	250万円
		補修	100万円	150万円
		賃借（公営住宅を除く）	50万円	100万円
中規模半壊	—	建設・購入	100万円	100万円
		補修	50万円	50万円
		賃借（公営住宅を除く）	25万円	25万円

※単数世帯の場合は、各該当欄の金額の3／4の額。

※一旦住宅を賃借した後、自ら居住する住宅を建設・購入（又は補修）する場合は、合計で200万円（又は100万円）まで（単数世帯の場合は各該当欄の金額の3／4の額）。

(4) その他

県及び市町村は、被災者が自らに適した支援制度を活用して生活再建に取り組むことができるよう、地域の実情に応じ、災害ケースマネジメント（一人ひとりの被災者の状況を把握した上で、関係者が連携して、被災者に対するきめ細やかな支援を継続的に実施する取組）などの被災者支援の仕組みの構築に努める。

また、被災者の状況把握にあたっては、保健師、福祉関係者、NPO等の様々な主体が地域の実情に応じて実施している状況把握の取組を円滑に行うことができるよう事前に実施主体間の調整を行うとともに、状況把握が必要な対象者や優先順位付け、個人情報利用目的や共有範囲について、あらかじめ、検討するよう努めるものとする。

加えて、被災者が容易に支援制度を知ることができる環境の整備に努めるものとする。

第3節 避難計画

(陸上自衛隊第37普通科連隊・県危機管理部・県福祉保健部・県県土整備部・警察本部)

1 計画方針

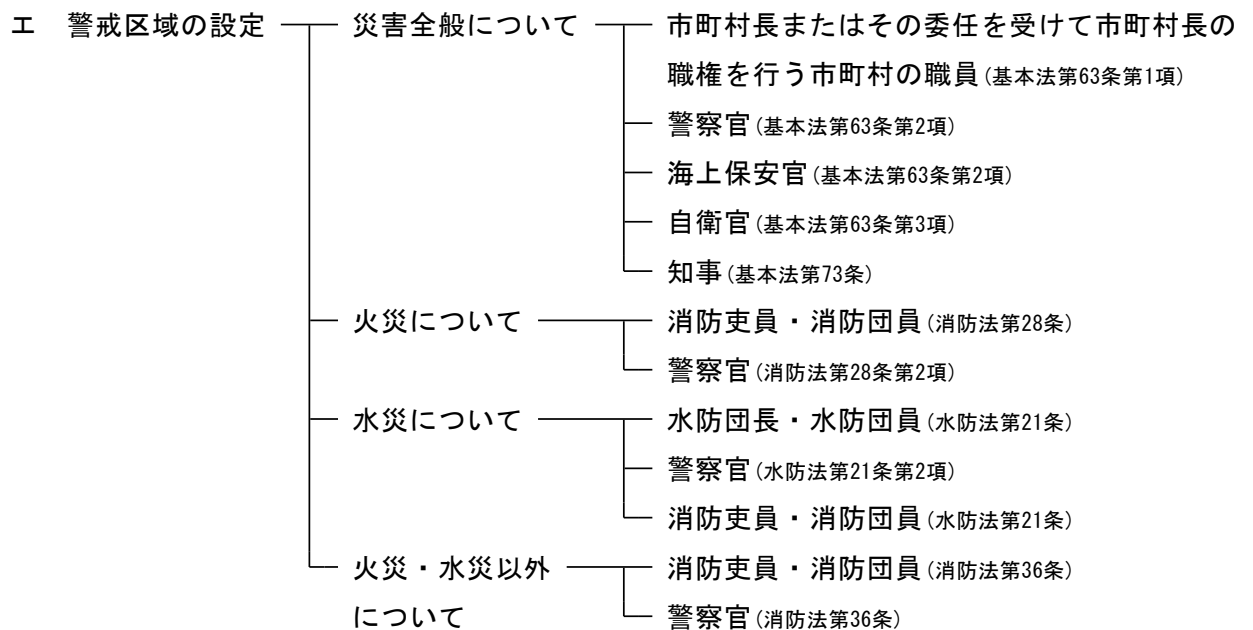
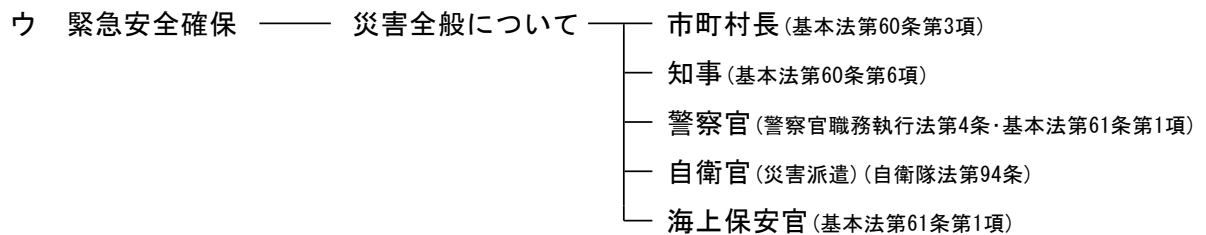
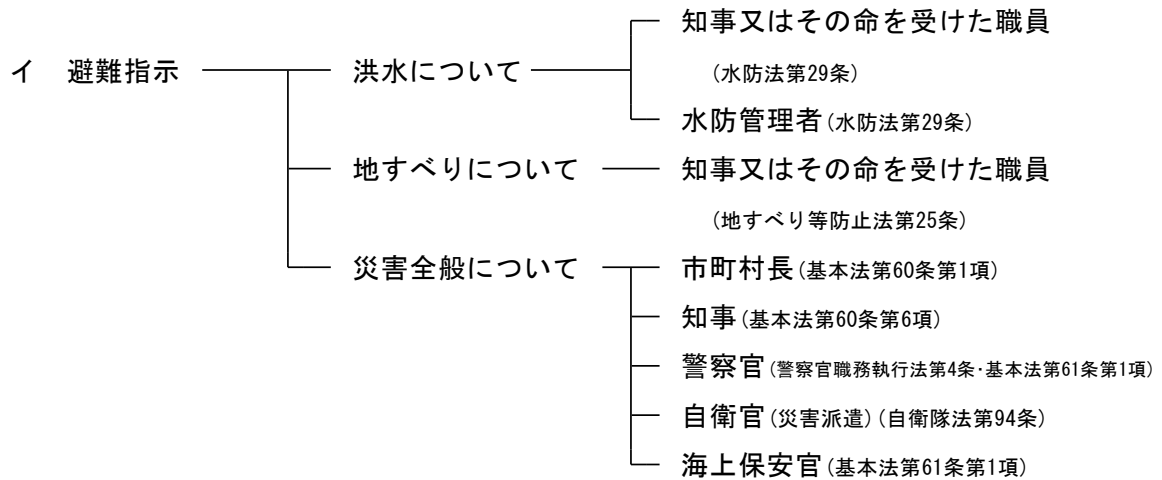
災害のため現に被害を受け、又は受ける恐れのある者の避難のための指示等及び避難所の開設並びに収容保護は本計画によるものとする。

2 計画内容

(1) 実施者

避難のための高齢者等避難、避難指示及び緊急安全確保の発令、避難所の開設及び避難所への収容保護は次の者が行う。

ア 高齢者等避難 ————— 市町村長(基本法第56条第2項)



オ 避難所の開設、収容 ————— 市町村長

(2) 避難情報の基準（災害全般）

ア 市町村長

- ① 災害発生時に人の生命又は身体を保護するため早期かつ的確な避難情報の発令ができるよう「和歌山県避難情報の判断・伝達マニュアル作成のモデル基準」を参考とし、地理的な特定等を考慮した上で、具体的な発令判断基準を策定する。
なお、発令判断には和歌山県気象予測システムを参考とする。
- ② 災害が発生するおそれがある場合においては、一般住民に対して避難準備を呼びかけるとともに、要配慮者等、特に避難行動に時間を要する者に対して、その避難行動支援対策と対応しつつ、早めの段階で避難行動を開始することを求める高齢者等避難を提供することとする。
- ③ 災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、人の生命又は身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため特に必要があるときは、必要と認める地域の必要と認める居住者、滞在者その他の者（以下「居住者等」という）に対し、避難のための立退きを指示することとする。
- ④ 災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、避難のための立退きを行うことによりかえって人の生命又は身体に危険が及ぶおそれがあり、かつ、事態に照らし緊急を要すると認めるときは、必要と認める地域の必要と認める居住者等に対し、高所への移動、近傍の堅固な建物への退避、屋内の屋外に面する開口部から離れた場所での退避その他の緊急に安全を確保するための措置を指示することとする。
- ⑤ 避難のための立退きを指示し、若しくは立退き先を指示し、又は緊急安全確保措置を指示したときは、速やかにその旨を知事に報告することとする。
- ⑥ 避難のための立退きを指示し、又は緊急安全確保措置を指示しようとする場合において、必要があると認めるときは、指定行政機関の長若しくは指定地方行政機関の長又は知事に対し、当該指示に関する事項について、助言を求めることができる。

イ 知事

災害が発生した場合において、当該災害の発生により市町村長が、避難のための立退きの指示及び緊急安全確保措置の指示を行うことができなくなったときは、市町村長に代わって実施するものとする。

ウ 警察官又は海上保安官

- ① 市町村長が避難のための立退き若しくは緊急安全確保措置を指示することができないと認めるとき、又は市町村長から要求があったときは、必要と認める地域の必要と認める居住者等に対して避難のための立退き又は緊急安全確保措置を指示することとする。
この場合、直ちに避難のための立退き又は緊急安全確保措置を指示した旨を市町村長に通知することとする。
- ② 警察官は、災害により危険な事態が発生し、特に急を要する場合は、危害を受けるおそれのある者を避難させるものとする。

エ 災害派遣を命ぜられた自衛官

災害により危険な事態が発生し、警察官がその場にはいないときで特に急を要する場合は、危害を受けるおそれのある者を避難させるものとする。

(3) 避難の方法

ア 第1次避難（事前避難）

災害が事前に予測されるときは、あらかじめ高齢者、障害者、乳幼児等の要配慮者を避難させるものとする。

イ 第2次避難（緊急避難）

災害が発生した場合又は事前避難のいとまがないときは、緊急避難を行うものとする。

緊急避難の場合は避難指示及び緊急安全確保の発せられたとき、又は自主的な判断により行うものとする。

ウ 避難は原則として避難者各自が行うものとし、自主判断により縁故関係先又は指定避難所に避難するよう周知させ、必要に応じて関係機関の車両、船舶等を利用する。

エ 避難の際の心得を平素からリーフレット等により一般に周知徹底を図る。

オ 避難に際しては、関係警察機関とも密接な連絡をとって行うものとし、避難後の警備についても万全を期する。

カ 避難情報の伝達方法は、市町村計画等の定めるところにより実施する。

キ 知事による避難指示及び緊急安全確保の伝達方法は、下記の多様な手段によるものとする。

- ① 広報車
- ② 防災行政無線
- ③ 防災わかやまメール配信サービス
- ④ エリアメール、緊急速報メール
- ⑤ 県ホームページ
- ⑥ 和歌山県防災ナビ
- ⑦ SNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）
- ⑧ Lアラート
- ⑨ 県防災ヘリコプター
- ⑩ ラジオ、テレビ等

(4) 避難誘導

住民等の避難誘導は、市町村職員、警察官、消防職員等が実施するが、誘導に当たっては、避難路の安全を確認しつつ、できるだけ自治会、町内会あるいは職場、学校等を単位とした集団避難を行うものとする。

また、自主防災組織については、責任者による自主的な避難誘導を行うものとする。

(5) 収容者

避難所へは次の者を収容する。

ア 避難指示及び緊急安全確保が発せられた者又は緊急に避難することが必要である者。

イ 住家が災害により全壊（焼）、流失、半壊（焼）、床上浸水（破壊、消防による全、半壊を含む。）の被害を受け日常起居する居住の場所を失った者。

(6) 避難所の開設及び開設の方法

避難所の開設及び収容並びに罹災者の保護は、救助法による救助が適用された場合は、同法に基づき市町村本部長が実施する。同法が適用されない災害又は同法が適用されるまでの間は、市町村独自の応急対策として市町村本部長が開設し実施する。

なお、本計画は救助法を適用する災害時の基準であるが、市町村単独の場合についても本計画に準ずるものとする。

ア 危険区域と避難立退き先の指定

市町村長はそれぞれ地区の実情、災害の種類等を十分検討の上危険区域と危険度を想定し、関係機関と協議の上、避難所及び避難場所をあらかじめ選定しておくものとする。

※ 各市町村避難先一覧数は、資料編 42-00-00 を参照

イ 設置の方法

市町村は、災害の規模にかんがみ、必要な避難所を、可能な限り当初から開設するよう努めるものとする。

- ① 既存建物の利用 — 公私立の学校、公会堂、公民館、隣保館、神社の社務所、寺院の本堂・庫裡、工場、倉庫、旅館・ホテル（福祉避難所として、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策として、市町村が必要な場合又は指定避難所だけでは施設が量的に不足する場合に借り上げて設置）、福祉施設（福祉避難所として）等

※「災害時における避難者の受入れに関する基本協定書」は、資料編 42-03-00 を参照

※「災害時における地域の安心の確保等に関する協定書」は、資料編 42-03-01 を参照

- ② 野外仮設の利用 — 仮設物等を仮設、テントを借り上げ設置

ウ 避難所の設置報告及び収容状況報告

市町村本部は、避難所を設置した場合には、直ちに避難所開設状況を本部（総合統制室）に報告しなければならない。報告事項はおおむね次のとおりである。

- ① 避難所開設の日時及び場所
- ② 箇所数及び収容人員（避難所別）
- ③ 開設期間

本部は、避難所開設状況を公表するものとする。

なお、各避難所には、維持、管理のため、それぞれ責任者（原則として市町村職員）を定めておく。

エ 周知

市町村は、避難所の開設状況等をホームページやアプリケーション等の多様な手段を活用して周知するよう努めるものとする。

オ 収容期間

災害発生の日から7日以内とする。ただし、災害が落ち着くに従い収容人員が次第に減少するときは、市町村本部長は避難所を逐次整備縮小し、その都度その旨を本部長に連絡しなければならない。

なお、大災害の場合等で、どうしても期間内に避難所を閉鎖することが困難な場合は市町村本部長は支部を経由して事前に本部長に開設期間の延長を要請し、本部長が延長の必要を認めた場合は内閣総理大臣に協議し、その同意を得た上で、期間を定めることができる。協議は次の事項を明示して行う。（救助に関する期間延長については、すべての項目について共通）。

- ① 実施期間内により難い理由
- ② 必要とする救助の実施期間

③ 期間延長を必要とする地域、救助対策者数

④ その他

カ 避難所設置のための費用

① 避難所設置費

国庫負担の対象となる経費はおおむね次のとおりである。

区 分	例 示
賃金職員等雇上費	応急的補修、改造、畳その他の資材の運搬等、避難所の設置、維持及び管理のために雇い上げた労務者の賃金
備 品 費	避難所設置の長期化により必要となるストーブ、扇風機、畳、カーペット、パーテーション等に要する経費。なお、一時的避難という避難所の性格から、リースを原則とすべきである。
消 耗 器 材 費	懐中電灯、乾電池、ポリ袋、掃除用具等、直接被災者の処遇に必要な経費
建物器物等使用謝金 借 上 料 ・ 購 入 費	避難所として使用した建物の借上料又は避難所設置のために使用した器物等の使用謝金、借上費及び購入費
光 熱 水 費	採暖及び湯茶をわかすための経費（ガス、電気、灯油等）
仮設の炊事場、便所 及び風呂の設置費等	仮設の炊事場、便所及び避難所設置が長期化した場合に必要とされる仮設風呂の設置のために必要とする経費。その他臨時電灯設備費等を支出することも差し支えない。
衛 生 管 理 費	衛生管理としての経費（手洗用クレゾール、石鹸等）
福 祉 避 難 所	高齢者、障害者等であって、避難所での生活において特別な配慮を必要とする者を収容する避難所設置のために支出する費用

② 所要物資の確保

避難所開設及び収容保護のための所要物資は、当該市町村本部において確保すること。ただし、現場において確保できないときは、本部に物資確保について要請するものとする。

(7) 避難所の運営

ア 市町村は、県が示す「市町村避難所運営マニュアル作成モデル」を参考に、あらかじめ避難所運営マニュアルを策定し、避難所の運営基準等を定めておくものとする。また、避難所毎の担当職員を居住地に配慮して定めるなど、発災後の迅速な人員配置に努めるとともに、自主防災組織等とも連携して、円滑な運営に努めるものとする。

※ 「市町村避難所運営マニュアル作成モデル（大規模避難所版）」は、資料編 77-01-03-1 を参照

※ 「市町村避難所運営マニュアル作成モデル（小規模避難所版）」は、資料編 77-01-03-2 を参照

※ 「市町村避難所運営マニュアル作成モデル資料編（大規模避難所版）」は、資料編 77-01-03-3 を参照

※ 「市町村避難所運営マニュアル作成モデル資料編（小規模避難所版）」は、資料編 77-01-03-3 を参照

イ 自主防災組織等は、避難所の運営に対し市町村に協力するとともに、役割分担を定め、自主的に秩序ある避難生活を確保するものとする。

ウ 市町村は、避難所の運営について管理責任者の権限を明確にするものとする。

エ 市町村は、避難所を開設した場合は、速やかに避難者数の確認、避難者名簿の作成等により、その実態を把握し、避難生活に必要な物品（家庭動物の飼養に関する資材を含む）の確保や食糧、飲料水等の提供、炊き出し等を行うとともに、関係機関等による支援が円滑に講じられるよう、避難所の開設状況等を適切に県に報告し、県は、その情報を国に共有するよう努めるものとする。なお、食物アレルギーを有する者のニーズの把握やアセスメントの実施、食物アレルギーに配慮した食料の確保等に努めるものとする。また、女性向け物資の配付については、女性が担当する等配慮するほか、性的少数者が周囲に人がいる状況で受け取りにくい物資は、個別に受け取られるよう配慮するものとする。

オ 市町村は、必要により、警察と十分連携を図りながら、パトロール隊による巡回活動を実施するものとする。

カ 市町村は、避難所における生活環境が常に良好なものであるよう努めるものとする。そのため、避難所開設当初からパーティションや段ボールベッド等の簡易ベッドを設置するよう努めるとともに、必要に応じて、簡易トイレ、移動型トイレ車両等による快適なトイレの確保や栄養バランスのとれた適温の食事の提供など、必要な措置を講じるよう努めるものとする。

キ 県は、避難所の施設や設備整備の考え方等について市町村等と連携した検討を行い、避難所の環境改善に努めるものとする。

ク 市町村は、避難の長期化や女性・子供等に対する暴力防止のため等必要に応じて、プライバシーの確保、男女のニーズの違い等、男女双方、性的少数者及び子供の視点等に配慮するものとする。なお、あらかじめ避難所内の空間配置図、レイアウト図などの施設の利用計画を作成するよう努めるものとする。

ケ 市町村は、新型コロナウイルス感染症流行時の経験も踏まえ、避難所における避難者の過密抑制など感染症対策を推進するものとする。

コ 市町村は、平時から防災担当部局、保健福祉担当部局及び保健所が連携して、感染者が発生した場合や健康観察中の濃厚接触者等が避難所に避難する場合などの対応について協議し、適切な避難所運営に努めるものとする。

サ 市町村は、家庭動物と同行避難した被災者について、被災者支援等の観点から適切に受け入れるとともに、避難所等における家庭動物の受入れ状況を含む避難状況等の把握に努める。

(8) 訓練の実施

市町村は、感染症対策に配慮した避難所開設・運営訓練を実施するものとする。

(9) 県による避難所情報の収集

本部長は、必要があると認めるときは、すみやかに職員（災害時緊急支援要員）を市町村（避難所）に派遣し、必要な情報を収集する。

(10) 避難所等における要配慮者に対する支援

ア 市町村は、避難所等における要配慮者に福祉的な支援が必要と判断する場合、県に対し、県災害派遣福祉チーム（DWA T）の派遣を要請するものとする。

イ 県は、市町村から派遣要請があった場合又は県が必要と判断する場合、避難所等に県災害派遣福祉チーム（DWA T）を派遣するものとする。

(11) 避難所以外の避難者に対する対応

ア 市町村は、県などの関係機関と連携し、在宅避難者等が発生する場合や、避難所のみで避難者等を受け入れることが困難となる場合に備えて、あらかじめ、地域の実情に応じ、在宅避難者等が利用しやすい場所に在宅避難者等の支援のための拠点を設置すること等、在宅避難者等の支援方策を検討するよう努めるものとする。

イ 市町村は、在宅避難者等の支援拠点が設置された場合は、県などの関係機関と連携し、利用者数、食料等の必要な物資数等を集約し、必要に応じ物資の補充等の支援を行うものとし、被災者支援に係る情報を支援のための拠点の利用者に対しても提供するものとする。

ウ 市町村は、県などの関係機関と連携し、やむを得ず車中泊により避難生活を送る避難者が発生する場合に備えて、あらかじめ、地域の実情に応じ、車中泊避難を行うためのスペースを設置すること等、車中泊避難者の支援方策を検討するよう努めるものとする。その際、車中泊を行うに当たっての健康上の留意点等の広報や車中泊避難者の支援に必要な物資の備蓄に努めるものとする。

エ 市町村は、車中泊避難を行うためのスペースが設置された場合は、県などの関係機関と連携し、車中泊避難を行うためのスペースの避難者数、食料等の必要な物資数等を集約し、必要に応じ物資の補充等の支援を行うものとし、被災者支援に係る情報に関して、車中泊避難を行うためのスペースの避難者に対しても提供するものとする。この際、車中泊避難の早期解消に向け、必要な支援の実施等に配慮するよう努めるものとする。

オ 県は、市町村が民間企業やNPO等の様々な主体と協働して避難者等への円滑な支援を行うために、実施主体間の調整についてあらかじめ協定の締結等により検討するよう努めるものとする。

(12) 広域避難・広域一時滞在

ア 県内における広域避難及び広域一時滞在

- ・市町村は、災害の予測規模、避難者数等にかんがみ、当該市町村の区域外への広域的な避難、指定避難所及び指定緊急避難場所の提供が必要であると判断した場合において、県内の他の市町村への受入れについては、県に報告した上で、当該市町村に直接協議することができる。
- ・市町村は、県に対し、広域避難又は広域一時滞在の協議先とすべき市町村および当該市町村の受入れ能力（施設数、施設概要等）等、広域避難又は広域一時滞在について助言を求める事ができる。
- ・県は、市町村から助言等を求められたときは、助言を行うほか、避難者の受入れや輸送など必要な協力を行うよう努める。

※「災害時における避難者の受入れに関する基本協定書」は資料編 42-03-00 を参照

イ 県外への広域避難及び広域一時滞在

- ・市町村は、災害の予測規模、避難者数等にかんがみ、当該市町村の区域外への広域的な避難、指定避難所及び指定緊急避難場所の提供が必要であると判断した場合において、他の都道府県の市町村への受入れについては、県に対し他の都道府県との協議を求めることができる。なお、事態に照らし緊急を要すると認めるときは、県に報告した上で、自ら他の都道府県内の市町村に協議することができる。
- ・県は、他の都道府県への広域避難又は広域一時滞在の必要があると認めるときは、関西

広域連合に対し、具体的な被災状況、受入れを要する要避難者数その他必要な事項を示した上で、協議先とすべき都道府県の調整を求めることができる。このときあらかじめ協議しようとする旨を、消防庁を経由して内閣総理大臣に報告しなければならない。ただし、あらかじめ報告することが困難なときは、協議の開始後、遅延なく報告することとする。

ウ 避難者に対する情報提供

- ・ 県及び市町村は、広域避難・広域一時滞在を受け入れた市町村の協力を得て、広域避難・広域一時滞在を行っている避難者の状況を把握するとともに、避難者が必要とする情報を確実に提供するための体制の整備に努める。

(13) その他必要とする事項

各避難所の維持管理のために責任者を定めるとともに、次の関係書類を整理保存しなければならない。

ア 避難者名簿

イ 救助実施記録日計票

ウ 避難所用物品費受払簿

エ 避難所設置及び避難生活状況

オ 避難所設置に要した支払証拠書類

カ 避難所設置に要した物品受払証拠書類

第4節 食糧供給計画（農林水産省農産局、県環境生活部・県福祉保健部・県農林水産部）

1 計画方針

災害時における罹災者等に対する応急用食糧等の調達・供給は、県、市町村、農林水産省その他関係機関の協力のもとに本計画により実施する。

2 計画内容

(1) 炊き出しの実施及び食品の給与

ア 実施者

炊き出し及び食品の給与は、市町村長が実施する。

イ 実施の場所

炊き出しは、避難所又はその近くの適当な場所を選んで実施する。

ウ 炊き出しの方法

市町村本部が奉仕団等の協力により実施する。

エ 食糧の調達

〔炊き出し〕

- ① 炊き出しのため必要な原材料等の調達は、市町村本部において行う。
- ② 上記①による供給が不可能な場合は、市町村本部長は災害発生状況又は給食を必要とする事情及びこれに伴う給食に必要な米穀（以下「応急用米穀」という。）の数量を知事に申請するものとする。
- ③ 知事は上記②による申請を踏まえ、精米の調達に当たって民間米穀販売業者の手持精米の在庫（以下「民間物品」という。）を優先することとし、「災害救助用精米の供給等の協力に関する協定」締結業者（以下「協定業者」という。）に必要な量の供給要請を行うものとする。但し、民間物品によっても供給が不足する場合は、政府所有米穀の供給を要請する。

なお、政府所有米穀の供給が玄米による場合は、知事は協定業者に委託し、とう精を要請する。

※ 災害救助用米穀の引渡方法等に係る具体的な事務手続きについては、資料編 43-01-01 を参照

※ 協定業者については、資料編 43-01-02 及び 43-02-00 を参照

- ④ 知事は、政府所有米穀の供給が必要と判断される場合、県農林水産部を通じて農林水産省農産局農産政策部貿易業務課担当者（以下「貿易業務課担当者」という。）に対し、「災害救助用米穀の引渡要請書」に基づく情報（引渡希望数量、引渡希望時期、引渡場所、引渡方法、担当者名、連絡先等）を電話で連絡するとともに、併せてFAX又はメールを送信後、速やかに当該要請書を郵送する。

なお、やむを得ない理由により市町村本部長が、農林水産省農産局長（以下「農産局長」という。）に直接要請した場合は、必ず、知事に連絡するとともに、要請書の写しを送付する。

- ⑤ ④の要請を受けた農産局長は、農産局長と委託契約を締結して政府所有米穀の販売等業務を行う民間事業者（以下「受託事業者」という。）及び知事と連絡調整を行い、供給する災害救助用米穀の引渡方法等を決定することとする。

- ⑥ 貿易業務課担当者は、⑤の調整終了後、速やかに、供給する災害救助用米穀の品種、数量等を記入した売買契約書を知事に２部送付するものとする。
- ⑦ 知事は、送付された売買契約の内容を確認し、記名、押印の上、貿易業務課担当者に２部返送するものとする。
- ⑧ 貿易業務課担当者は、返送された売買契約書に、契約日、記名、押印を行い、１部を県に送付するものとする。
- ⑨ 貿易業務課担当者は、売買契約の締結後、速やかに受託事業体に災害救助米穀の供給の指示及び納入告知書の発行手続きを行うものとする。
- ⑩ 農産局長から指示を受けた受託事業体は、指示された内容に従って、知事に災害救助用米穀を引き渡すものとする。
- ⑪ 知事は、農産局長から送付される納入告知書により販売代金を納付するものとする。
- ⑫ 上記③～⑪の災害救助法が発動された場合の政府所有米穀の知事又は市町村長への緊急引渡手続きについては、下記に定めるところとする。

a 摘要範囲

米穀の買入れ・販売等に関する基本要領（平成 21 年 5 月 29 日付け 21 総食第 113 号総合食料局長通知）第 4 章 I「第 11 災害救助法及び国民保護法が発動された場合の特例」を適用するものとする。

b 具体的な内容

(7) 農産局長が知事又は市町村長の要請に応じて引き渡す災害救助用米穀は、国内産米穀とする。

(イ) 知事は、災害救助用米穀を農産局長から全量買い受けるものとする。

(ウ) (イ)の米穀を販売する価格は、農産局長が別途定める。

(エ) 災害救助法が発動され、救助を行う場合、代金の納付期間は 30 日以内であって農産局長と知事が協議して決定した期間とし、担保及び金利を徴しないものとする。ただし、次に掲げる要件を全て満たす場合は、3 か月以内で農産局長と知事が協議して決定した期間とする。

(a) 大規模な災害が発生し、災害対策基本法に基づき政府が緊急災害対策本部又は非常災害対策本部を設置したこと。

(b) 自衛隊の派遣が行われていること。

(c) 知事から 30 日を超える延納措置を必要とする旨の要請があり、農産局長がやむを得ないと認めること。

〔食品の給与〕

① 食品の給与のため必要な食料の調達は、市町村本部において行う。

② 市町村本部による調達が不可能な場合は、県は市町村本部からの要請に応じ、又は被災市町村における備蓄物資等が不足するなど災害応急対策を的確に行うことが困難であると認めるなど、その事態に照らし緊急を要し、市町村本部からの要請を待ついとまがないと認められるときは要請を待たずに、食料を確保し供給するものとする。

なお、県は、国、市町村本部との間で、食料の調達や輸送等に必要な情報の共有等を行うための物資調達・輸送調整等支援システムを活用し、迅速かつ円滑な被災市町村への食料支援を図るものとする。

オ 供給品目及び基準量等

通常の流通経路を通じないで供給する場合の応急用米穀は精米とし、一人当りの給食並びに供給基準は、一食あたり 200 精米グラムとする。

ただし、消費の実情に応じて乾パンの供給を行う（乾パンの一食分は 100 グラムとする。）。

カ 救助法による救助基準

① 炊出し及び食品給与対象者

- a 避難所に収容された者
- b 住家の被害が全壊、全焼、流出、半壊、半焼又は床上浸水等であって炊事のできない者
- c 旅館やホテルの宿泊人、一般家庭の来訪者等

② 実施期間

災害発生の日から 7 日以内とする。ただし被災者が一時縁故地等へ避難する場合はこの期間内に 3 日以内を現物により支給することができる。

③ その他

炊出し等を実施する場合には市町村本部長は、その責任者を指定するとともに各現場にそれぞれ実施責任者を定め、炊き出しに必要な次の帳簿を整理し、保管しなければならない。

- a 救助実施記録日計票
- b 炊出し給与状況
- c 炊出しその他による食品給与物品受払簿
- d 炊出しその他による食品給与のための食糧購入代金等支払証拠書類
- e 炊出しその他による食品給与のための物品受払証拠書類

※ 災害救助用精米の供給等の協力に関する協定は、資料編 43-01-02 を参照

※ 救助用食糧の確保状況は、資料編 43-02-00 を参照

※ パン製造業者名簿は、資料編 43-05-00 を参照

第5節 給水計画（県環境生活部・県福祉保健部）

1 計画方針

風水害等のため飲料水が確保できない、又は汚染により飲用に適する水を得ることができない者に対する飲料水の供給体制の確保を図る。飲料水供給の実施は主に市町村が行うものであり、所管の地域において、それぞれ独自に給水計画を立て1人1日最低必要量3リットルの水の確保に努め、実施できないときは、隣接市町村、関係団体または県に速やかに応援要請する体制の確保を図るものとする。また、県は水質の安全性確保の見地から、水質検査について支援する。

2 計画内容

(1) 実施者

市町村本部長が行うものとする。市町村本部長は所管の地域において、それぞれ独自に給水計画を立て1人1日最低必要量3リットルの水の確保に努め、更に風呂、便所及び炊事等に必要な生活用水の確保にも努めるものとする。ただし、被災市町村において実施できないときは、該当市町村本部長の要請により、隣接市町村等は応援又は協力して実施するものとする。

(2) 供給方法

飲料水等は、おおむね次の方法により供給するものとする。

ア 給水車又は容器等による運搬供給

浄水場や被災地に近い水道から取水し、被災地域内の給水基地等へ飲料水・生活水の輸送を行う。この場合特に病院、避難所等緊急度の高い所を優先する。

イ ろ過器等による供給

飲料水が防疫その他衛生上浄化の必要があるときに、ろ過器等を通し飲料水を確保する。

ウ 家庭用井戸水等による供給

家庭用井戸について、水質検査の結果、飲用水として適当と認めた場合には、その付近の罹災者のための飲料水として供給する。

なお、飲料に適さない場合には、生活用水またはろ過・消毒等により飲料水として確保する。

(3) 事務手続き

ア 市町村本部長は、飲料水の供給計画に基づく応急対策または飲料水の供給ができないときの隣接市町村等への応援、協力の要請を実施したときは、直ちに、支部保健班（該当保健所）経由のうえ本部生活衛生班（生活衛生課）へ報告する。

なお、要請等に当たっては、次の事項を示すものとする。

- ① 給水地
- ② 必要水量（何人分、何立方メートル）
- ③ 給水方法
- ④ 給水期間
- ⑤ 水道又は井戸の名称

⑥ その他

(4) 救助法による基準

ア 飲料水の供給期間

災害発生の日から7日以内

イ 飲料水供給のための費用のうち補助対象となる経費

- ① 水の購入費
- ② 給水及び浄水に必要な機械器具の借上費、修繕費及び燃料費
- ③ 浄水用の薬品費及び資材費

ウ 帳簿等の作成

飲料水の供給を行うときは、その責任者を定め、次の帳簿等を作成し、整理保管するものとする。

- ① 救助実施記録日計票
- ② 給水用機械器具燃料及び浄水用薬品資材受払簿
- ③ 飲料水の供給簿
- ④ 飲料水供給のための支払証拠書類

(5) 水道の対策

水道事業体は、災害による水道事故に対処するため災害の発生が予想されるときは、水道技術管理者及び各要員を待機させるとともに復旧資材の確保に努め、事故が発生したときは、次の方法により対策を講じるものとする。

ア 施設を巡回して事故発生の有無を確認する。

イ 施設の損壊、漏水等の被害を認めたときは、応急措置を講じるとともに、支部保健班（当該保健所）を経由して本部生活衛生班（生活衛生課）に被害内容、被害金額及び給水状況等を速やかに電話等をもって報告する。また、防災情報システムを活用した被害情報の収集・配信・共有化のため、市町村防災担当課へ報告を行う。

ウ 水道が断水のため、該当事業体のみで飲料水の供給ができなくなったときは、支部保健班（当該保健所）を経由して本部生活衛生班（生活衛生課）に連絡するとともに、相互応援協定等に基づく支援の要請や本部生活衛生班（生活衛生課）を通じて他の府県水道事業体等に対する広域的な支援の要請を行う。

エ 水道の復旧に当たっては、道路管理者との連携を図りながら、復旧行動指針・復旧計画等に添って行うものとするが、特に浄水場から主要配水池にいたる送水管の復旧及び基幹配水管の復旧を優先的に行う。その後避難所、病院等への給水が早急に行われるよう考慮しながら、配水支管等の復旧を行い、断水区域の解消に努める。

オ 水道の復旧に当たって支援が必要と判断したときは、支部保健班（当該保健所）を経由して本部生活衛生班（生活衛生課）に連絡するとともに、相互応援協定等に基づく支援の要請や本部生活衛生班（生活衛生課）を通じて他の府県水道事業体や和歌山県管工事業協同組合連合会等による広域的な支援の要請を行う。

カ 水道事業体は復旧後の施設の使用開始にあたって、水質の保全に留意し管内の消毒等を十分行う。

キ 国庫補助対象となるような規模の施設災害が発生した場合には、「公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法」等により所定の手続等を行う。

(6) その他

市町村本部長は、災害時における協力井戸の登録及び家庭用井戸の位置の把握に努めておくものとする。また、給水の実施にあたって給水場所や時間等の内容を迅速かつ的確に広報できるように努めるものとする。

※ 水道災害相互応援対策要綱に基づく協定書は、資料編 44-01-00 を参照

※ 災害時における水道施設復旧作業の応急対策への協力に関する協定書は、資料編 44-01-01 を参照

※ 県下の水道施設設置箇所表は、資料編 44-02-00 を参照

※ 県下の給水資機材保有状況は、資料編 44-03-00 を参照

第6節 物資供給計画（県福祉保健部）

1 計画方針

救助法による罹災者に対する被服、寝具、その他生活必需品の給与又は貸与は、本計画によるものとする。

2 計画内容

(1) 実施体制

ア 実施者

被服、寝具、その他生活必需品の給与又は貸与は、市町村本部長が行う。

イ 対象者

災害によって、住家が床上浸水以上の被害をうけ、被服、寝具、その他日用品等をそう失又はき損し、直ちに日常生活を営むことが困難な者に対して行う。

ウ 支給費目

被害の実情に応じ次の品目の範囲内において、現物をもって行うものとする。

- ① 寝具（就寝に必要なタオルケット、毛布、布団等）
- ② 外衣（洋服、作業衣、子供服等）
- ③ 肌着（シャツ、パンツ等の下着）
- ④ 身の回り品（タオル、靴下、サンダル、傘等）
- ⑤ 炊事道具（炊飯器、鍋、包丁、ガス器具等）
- ⑥ 食器（茶碗、皿、箸等）
- ⑦ 日用品（石けん、歯みがき、バケツ、トイレットペーパー等）
- ⑧ 光熱材料（マッチ、プロパンガス等）

エ 給与又は貸与の期間

災害発生の日から10日以内とする。

オ 物資の調達

物資の調達は市町村本部において行う。

市町村本部による調達が不可能な場合は、県は市町村本部からの要請に応じ、又は被災市町村における備蓄物資等が不足するなど災害応急対策を的確に行うことが困難であると認めるなど、その事態に照らし緊急を要し、市町村本部からの要請を待ついとまがないと認められるときは要請を待たずに、物資を確保し供給するものとする。

なお、県は、国、市町村本部との間で、物資の調達や輸送等に必要な情報の共有等を行うための物資調達・輸送調整等支援システムを活用し、迅速かつ円滑な被災市町村への物資支援を図るものとする。

カ その他

物資を供給する場合は、給付段階ごとにそれぞれ責任者を定め、記録及び受領書を次のとおり整備しなければならない。

- ① 救助実施記録日計票
- ② 物資受払簿
- ③ 物資の給与状況表

④ 物資購入関係支払証拠書類

⑤ 備蓄物資払出し証拠書類

(2) 個人備蓄の推進

防災関係機関は、災害直後に最低限必要となる被服等の生活必需品の各家庭における備蓄を推進するものとする。

第7節 物価対策計画（県環境生活部）

1 計画方針

災害時における生活関連物資（県民生活との関連性が高い物資）の物価安定対策は、本計画によるものとする。

2 計画内容

(1) 物価の実態把握

ア 物価の監視

県は、県職員による生活関連物資の価格及び需給状況の調査を実施する。

イ 情報収集

県は、物価ダイアルの増設等により、県民からの情報収集に努める。

(2) 緊急措置

ア 情報提供

県は、ホームページや物価ダイアル、また、新聞、テレビ、ラジオ等のメディアを通じて、県民に物価情報を提供する。

イ 事業者への要請

県は、関係事業者に対して物資等の適正な供給を要請する。

ウ 国への要請

県は、被災状況により非常事態に備えて、国民生活安定緊急措置法及び生活関連物資等の買占め及び売惜しみに対する緊急措置に関する法律の発動を国（消費者庁）に要請するものとする。

第8節 住宅・宅地対策計画（県福祉保健部・県農林水産部・県県土整備部）

1 計画方針

既存住宅ストックの活用を重視して応急的な住まいを確保することを基本とし、相談体制の整備、修理業者の周知等による応急修理の推進、公営住宅等の既存ストックの一時提供及び賃貸型応急住宅の提供により、被災者の応急的な住まいを早期に確保するものとする。また、地域に十分な既存住宅ストックが存在しない場合には、建設型応急住宅を速やかに設置し、被災者の応急的な住まいを早期に確保するものとする。

2 計画内容

(1) 実施者

ア 市町村は、応急仮設住宅の供与及び住宅の応急修理の計画の樹立と実施を行うものとするが、実施が困難な場合は県が行うことができる。

イ 県は、災害救助法が適用された場合、応急仮設住宅の供与を行うものとする。

(2) 救助法による賃貸型応急住宅の供与の基準

ア 費用の限度

※ 資料編 41-02-00「災害救助法による救助の程度・方法及び期間」を参照

イ 着工時期

災害発生の日から速やかに提供

ウ 入居基準

※ 資料編 41-02-00「災害救助法による救助の程度・方法及び期間」を参照

(3) 賃貸型応急住宅の供与

賃貸型応急住宅の供与については、「大規模災害時における民間賃貸住宅の被災者への提供等に関する協定」に基づき公益社団法人和歌山県宅地建物取引業協会、公益社団法人全日本不動産協会和歌山県本部、公益社団法人全国賃貸住宅経営者協会連合会及び公益財団法人日本賃貸住宅管理協会に協力を求めることができる。

※ 大規模災害時における民間賃貸住宅の被災者への提供等に関する協定は、資料編76-02-12、資料編76-02-13、資料編76-02-14を参照

また、民間賃貸住宅のあっせんについては、「災害時における賃貸住宅の媒介に関する協定書」に基づき公益社団法人和歌山県宅地建物取引業協会及び公益社団法人全日本不動産協会和歌山県本部に協力を求めることができる。

※ 災害時における賃貸住宅の媒介に関する協定書は、資料編 76-02-06、資料編 76-02-07 を参照

(4) 救助法による建設型応急住宅の供与の基準

建築基準法第 85 条の緩和を適用し実施するものとする。

ア 規模並びに費用の限度

※ 資料編 41-02-00「災害救助法による救助の程度・方法及び期間」を参照

イ 建設期間

災害発生の日から 20 日以内に着工し、できる限り速やかに完成するものとする。

ウ 入居基準

※ 資料編 41-02-00「災害救助法による救助の程度・方法及び期間」を参照

(5) 建設型応急住宅の供与

建設型応急住宅の供与については、「災害時における応急仮設住宅の建設に関する協定書」に基づき一般社団法人プレハブ建築協会に、また「災害時における木造の応急仮設住宅の建設に関する協定書」に基づき和歌山県応急木造仮設住宅建設協議会に協力を求めることができる。

※ 災害時における応急仮設住宅の建設に関する協定書は、資料編 45-01-00 を参照

※ 災害時における木造の応急仮設住宅の建設に関する協定書は、資料編 45-01-01 を参照

(6) 救助法による住家の応急修理の基準

ア 住家の被害の拡大を防止するための緊急の修理

① 規模並びに費用の限度

a 住家の被害の拡大を防止するための緊急の修理が必要な部分に対し、合成樹脂シート、ロープ、土のう等を用いて行うものとする。

b 費用の限度

※ 資料編 41-02-00「災害救助法による救助の程度・方法及び期間」を参照

② 応急修理の期間

災害発生の日から 10 日以内に完了すること。

③ 対 象 者

災害のため住家が半壊、半焼又はこれらに準ずる程度の損傷を受け、雨水の浸入等を放置すれば住家の被害が拡大するおそれがある者

イ 日常生活に必要な最小限度の部分の修理

① 規模並びに費用の限度

a 居室、炊事場、便所等日常生活に必要最小限度の部分に対し、現物をもって行うものとする。

b 費用の限度

※ 資料編 41-02-00「災害救助法による救助の程度・方法及び期間」を参照

② 応急修理の期間

災害発生の日から 3 カ月以内に完了すること。

(ただし、国の災害対策本部が設置された場合は、災害発生の日から 6 ヶ月以内に完了)

③ 対 象 者

災害のため住家が半壊、半焼若しくはこれらに準ずる程度の損傷を受け、自らの資力では応急修理をすることができない者又は大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊した者

(7) 資材の確保

資材は原則として請負業者が確保するものとするが、業者において確保出来ないときは本部長があっせん調達を行い、又は資材を支給するものとする。〔別表 1〕

(8) 応急仮設住宅の管理

応急仮設住宅は、市町村長が知事から委託を受けて管理するものとする。

この際、安心・安全の確保、孤独死や引きこもりなどを防止するための心のケア、入居者によるコミュニティの形成及び運営に努めるとともに、女性の参画を推進し、女性を始めとする生活者の意見を反映できるよう配慮するものとする。また、必要に応じて、家庭動物の

受入れに配慮するものとする。

ア 家賃及び維持管理

- ① 家賃は無料とする。
- ② 維持修理は、入居者において負担する。
- ③ 地代を必要とするときは、入居者の負担とする。

イ 応急仮設住宅台帳の作成

市町村長は入居予定者が仮設住宅に入居したときは、応急仮設住宅台帳を作成し、入居契約書とともに整理保管し、知事に台帳の写を提出するものとする。

ウ 供与期間

完成の日から2年以内とする。

(9) 公営住宅法による災害公営住宅

ア 災害公営住宅は、大規模な災害が発生し、住宅の被害が次の各号の1以上に達した場合に低所得者被災世帯のため国庫から補助（割当）を受けて建設し、入居させるものとする。

- ① 地震、暴風雨、洪水、高潮その他の異常な天然現象による災害の場合
 - a 被災地全域の滅失戸数が500戸以上のとき
 - b 1市町村の区域内の滅失戸数が200戸以上のとき
 - c 滅失戸数がその区域内住宅戸数の10%以上のとき
- ② 火災による場合（同一期に同一場所で発生したとき）
 - a 被災地域の滅失戸数が200戸以上のとき
 - b 滅失戸数がその市町村の区域内の住宅戸数の10%以上のとき

イ 建設及び管理者

災害公営住宅は、原則として市町村が建設し、管理するものとする。

ただし、市町村の財政事情等から建設が著しく困難な場合は、県が市町村に代わって建設管理するものとする。

災害公営住宅の建設及びその管理は、おおむね次の基準によるものとする。

① 入居者の条件

次の各号の条件に適合する世帯

- a 当該災害により住宅を滅失した世帯であること。
- b その他入居収入基準等は市町村条例によるものとする。

② 建設戸数

- a 市町村別建設戸数は被災滅失住宅戸数の30%以内
- b ただし他市町村で余分があるときは30%を超えることができる。
- c 県において、県下市町村の建設戸数の合計が県内滅失戸数の30%以下の場合、30%に達することがある。

※ 上記について激甚法の適用を受けた場合は、30%が50%に引き上げられる。

③ 規 格

住宅1戸の床面積の合計が25㎡以上

④ 費 用

標準建設費の2／3国庫補助（激甚災害の場合は3／4）

⑤ 家 賃

管理者が入居者の収入に応じて決定する額

⑥ 建設年度

原則として当該年度、やむを得ない場合翌年度

(10) 公営住宅法による既設公営住宅復旧事業

既設公営住宅の復旧は、災害（火災にあつては、地震による火災に限る。）により公営住宅又は共同施設が滅失し、又は著しく損傷した場合において、事業主体が国庫から補助を受けて復旧するものとする。

ア 国庫補助適用の基準

1戸当りの復旧費が11万円以上のものを対象としてそれらの一事業主体内での合計が、県営住宅で290万円、市町村営で190万円以上になった場合

① 再建設の場合

公営住宅の構造については、再度の災害対象、合理的な土地利用等を配慮して定めるものとする。

② 補修の場合

補修費は、通常必要な費用を基準として国土交通大臣が定める。

③ 宅地の復旧の場合

a 滅失した公営住宅を再建設する場合

従前地の場合………造成費は国庫補助対象

別の敷地の場合………起債対象

b 既設公営住宅団地の宅地のみが被害をうけた場合………起債対象

イ 国庫補助率

1／2

※ 激甚法の適用を受けた場合は、補助率のかさ上げがある。

(11) 罹災に対する住宅建設資金等の融資

災害が発生した場合、災害の罹災者に対する罹災住宅の復興に必要な資金は、住宅金融支援機構の行う次の種類の融資制度を積極的に活用して、早急に罹災住宅の復旧を図るものとする。

ア 災害復興住宅建設、補修資金等の貸付

① 申込みができる方

- ・ 自然災害により被害が生じた住宅の所有者または居住者で、地方公共団体から次に示す「罹災証明書」の発行を受けた方

[建設・購入]

住宅が「全壊」、「大規模半壊」若しくは「中規模半壊」又は「半壊」した旨の「罹災証明書」の発行を受けた方。

※「罹災証明書」の被害区分が「一部破損」等の場合は利用できない。

([補修]のみ対象)

※住宅が「大規模半壊」若しくは「中規模半壊」又は「半壊」した旨の「罹災証明書」の発行を受けた方は「住宅の被害状況に関する申出書」が必要。

[補修]

住宅に10万円以上の被害が生じ、「罹災証明書」の発行を受けた方

＊被災住宅の所有者の方が復旧を行わない場合には、被災住宅の賃借人または居住者の方も申し込みすることができる。

- ・自分又は災した親族等が居住するために住宅を建設、購入または補修される方
※被災者向けに貸すための住宅を建設、購入または補修する場合も対象となる。

（ただし、連帯保証人が必要となるなどの所定の要件あり。）

[親孝行ローン]

被災住宅に居住している親等（満 60 歳以上の父母・祖父母等）が住むための住宅を建設、購入または補修する場合は、親孝行ローンを申し込むことができる。

- ・年収に占めるすべての借入れ※の年間合計返済額の割合（＝総返済負担額）が次の基準を満たす方

年収	400 万円未満	400 万円以上
総返済負担率	30%以下	35%以下

※すべての借入れとは、災害復興住宅融資による借入れのほか、災害復興住宅融資以外の住宅ローン、自動車ローン、教育ローン、カードローン（クレジットカードによるキャッシングや商品の分割払い・リボ払いによる購入を含む。）などの借入れをいう。

※総返済負担率基準に満たないときは、同居する親族や同居しない直系親族の収入を合算できる場合もある。

- ・日本国籍の方、永住許可などを受けている外国人の方または法人

②申込受付期間

- ・「罹災証明書」に記載された「罹災日」から 2 年間。

③融資を受けることができる住宅

a 共通

(ア) 各戸に居住室、台所、トイレが備えられていること。

(イ) 建設・購入の場合において、建て方は問わない。ただし、共同建て又は重ね建ての場合は、耐火構造又は準耐火構造（省令準耐火構造を含む）の住宅であること。

(ウ) 敷地の権利が転貸借でないこと。

(エ) 店舗併用住宅などの場合は、住宅部分の床面積が 2 分の 1 以上必要。

b 新築購入

(ア) 申込日において竣工日から 2 年以内の住宅で、申込日前に人が住んだことのないもの

c リ・ユース（中古）購入

(ア) 申込日において竣工日から 2 年を超えている住宅又は既に人が住んでいたことがある住宅

④融資額

融資額の合計は、各所要額の合計額が限度となる。（10 万円以上で 10 万円単位）

a 基本融資額

1. 建設の場合の融資限度額

土地を取得する場合	土地を取得しない場合
5,500万円	4,500万円

※土地を取得する場合とは、リ災日後に申込本人が有償で土地の所有権又は借地権を取得する場合をいう。

2. 購入の場合の融資限度額

5,500万円

3. 補修の場合の融資限度額

2,500万円

b 貸付利率

住宅金融支援機構へ問い合わせのこと

c 返済期間

最長返済期間は、「35年」又は「年齢に応じた最長返済期間」のいずれか短い年数となる。（1年以上（1年単位））

※「年齢に応じた最長返済期間」について、建設資金・購入資金においては融資の日から最長3年間の元金据置期間を、補修資金においては融資の日から最長1年間の元金据置期間をそれぞれ設定することができ、据置期間を設定すると返済期間が延長される。

※年齢による最長返済期間

「80歳」 — 「申込本人の申込時の年齢（1歳未満切り上げ）」

※収入合算や親子リレー返済を利用する場合などは算出方法が異なる。

d 返済方法

元金均等返済（＋ボーナス併用払い）

元利均等返済（＋ボーナス併用払い）

e 担保

建物及び敷地に機構の第1順位の抵当権を設定。ただし、融資額が300万円以下の場合は、抵当権の設定は不要。

f 火災保険

建物には、一定要件を満たす火災保険を付けること。

⑤申込み・問い合わせ

a 申込先

住宅金融支援機構（郵送またはWeb）

※返済等の手続きは取扱金融機関で行う。

b 申込みに必要な書類

- ・罹災証明書の写し
- ・運転免許証、パスポート、マイナンバーカード、住民基本台帳カードまたは健康保険証のうちいずれかの写し
- ・その他審査上必要な書類

c 借入申込書等の入手方法

- ・住宅金融支援機構（お客様コールセンター）または取扱金融機関に請求。

(12) 公営住宅の空き部屋情報連絡体制

被災者に対する空き部屋提供を計画的に実施するため、空き部屋情報を一元的に把握できる体制整備を行う。

(13) その他

整備しなければならない書類等は、次のとおりである。

ア 応急仮設住宅

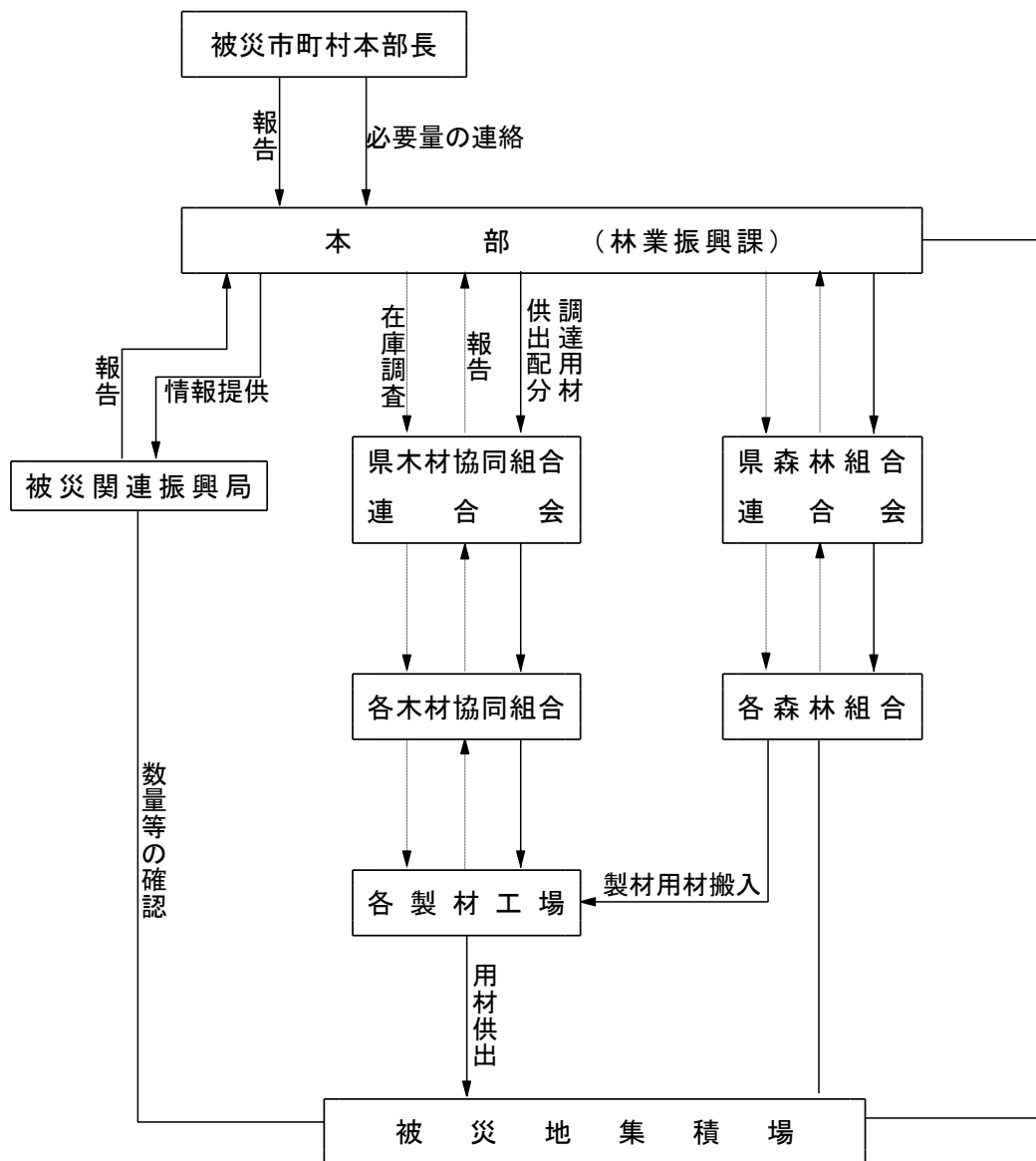
- ① 救助実施記録日計票
- ② 応急仮設住宅台帳
- ③ 応急仮設住宅用敷地貸借契約書
- ④ 応急仮設住宅使用貸借契約書
- ⑤ 応急仮設住宅建築のための原材料購入契約書、工事契約書、その他設計書、仕様書等
- ⑥ 応急仮設住宅建築のための工事代金等支払証拠書類

なお、直営工事によって建築した場合においては、このほかに工事材料受払簿、大工、作業員等の出納簿、輸送簿等

イ 応急修理

- ① 救助実施記録日計票
- ② 住宅応急修理記録簿
- ③ 工事契約書、仕様書等
- ④ 応急修理支払証拠書類

〔別表 1〕 木材の緊急調達に関する連絡指示系統



第9節 医療助産計画（日赤県支部、県医師会、県看護協会、県薬剤師会、県福祉保健部）

1 計画方針

災害のためその地域の医療の機能がなくなり、又は著しく不足し、若しくは医療機関が混乱した場合における医療及び助産の実施については、市町村、日本赤十字社、医師会、病院協会、看護協会、薬剤師会その他医療関係機関の協力を得て、次の計画により行う。

2 計画内容

(1) 実施責任者

市町村長の要請等により、知事が医療班を現地に派遣して実施する。ただし、医療班が現地に到着するまでの間、及び知事が実施しない小災害にあつては市町村長において実施する。なお、知事が必要があると認めるとき、その職権の一部を市町村長に委任し、市町村長がこれを行う。

(2) 実施の方法

ア 知事が市町村長から要請があつたとき、または自ら必要があると認めるときは、次の機関に要請し医療班を現地に派遣する。 ※ 災害派遣医療チーム（DMAT）については別に定める。

① 災害拠点病院・災害支援病院

※ 災害時の医療救護についての協定書は、資料編 46-02-01 を参照

② 日本赤十字社和歌山県支部医療救護班

なお、日本赤十字社和歌山県支部は、大災害等、特に緊急を要する場合においては、初動の段階で要請を待たないで、独自に被災の情報収集のための先遣隊及び医療救護班を派遣することができる。また、災害の規模により、日本赤十字社和歌山県支部は日本赤十字社本社及び全国の日本赤十字社都道府県支部から医療救護班を動員することができる。

※ 災害救助に関する業務委託契約は、資料編 46-01-00 を参照

③ 県医師会救急医療班

※ 災害時の医療救護についての協定書は、資料編 46-02-00 を参照

※ 医療救護活動にかかる実費弁償等にかかる覚書は、資料編 46-03-00 を参照

④ 県看護協会救急医療班

※ 災害時の医療救護についての協定書は、資料編 46-06-00 を参照

⑤ 労働福祉事業団医療救護班

※ 災害時の医療救護活動に関する協定は、資料編 46-04-00 を参照

※ 災害時の医療時の医療救護活動に関する協定実施細目は、資料編 46-05-00 を参照

⑥ 柔道整復救助班

※ 柔道整復救護班の派遣に関する協定は、資料編 46-15-00 を参照

⑦ 県薬剤師会薬剤師班及びモバイルファーマシー（災害対応医薬品供給車両）

※ 薬剤師班及びモバイルファーマシーの派遣に関する協定は、資料編 46-06-04 を参照

⑧ 県歯科医師会医療救護班

※ 災害時の歯科口腔保健に係る医療救護班の派遣についての協定は、資料編 46-17-00 を参照

⑨ 和歌山JRAT医療救護班

※ 災害リハビリテーション支援活動に係る医療救護班の派遣についての協定は、資料編46-19-00を参照

イ 災害救助法を適用する場合については、同法により、又同法によらない場合は同法に準じて行うものとする。

(3) 情報収集等

知事は、本部及び事務職員を現地に派遣するほか、医療施設の診療状況等の情報を迅速に把握する「広域災害・救急医療情報システム」を活用し、地域の医療体制の実情を早急に把握するための必要な措置を講じるものとする。

なお、災害時のトリアージについては、災害拠点病院会議等において定めた和歌山県統一様式のトリアージタグを可能な限り使用するものとする。

(4) 医療班の編成基準

医師1名、看護師2名、事務員1名、薬剤師1名、自動車運転手1名（計6名）を原則とし、災害の規模・現地の状況等により編成を組み替えるものとする。

(5) 医薬品、衛生材料等の確保

医療及び助産の実施に必要な医薬品、衛生材料等については、それぞれの医療機関、薬剤師班（モバイルファーマシー登載品含む）の所持品を繰替使用するとともに、県、市町村においても確保に努めるものとする。

なお、複数の医療班から医薬品等が持ち込まれた場合は、原則、薬剤師班が一括管理し、在庫リストの作成・配付等を行う。

(6) 近隣府県等との連携

知事は、関西広域連合による広域防災体制の枠組み及び「近畿圏危機発生時の相互応援に関する基本協定」に基づき、人員の派遣・受入、傷病者等の搬送・受入等の必要な措置を講じるものとする。

(7) その他

医療及び助産を実施した場合、整備しなければならない書類は次のとおりである。

ア 医療班活動状況

イ 救助実施記録日計票

ウ 医薬品、衛生材料等使用簿

エ 医療、助産関係支出証拠書類

※ 医薬品・血液調達先一覧は、資料編 46-06-01 を参照

※ 保健所管内別医療機関及び医療関係人員一覧は、資料編 46-07-00 を参照

※ 地区医師会所在地・連絡先は、資料編 46-08-00 を参照

※ 医療機関（病院）一覧は、資料編 46-09-00 を参照

※ 和歌山県救急告示医療機関一覧は、資料編 46-10-00 を参照

※ 県内無医地区は、資料編 46-11-00 を参照

※ 和歌山県統一様式のトリアージタグは、資料編 46-12-00 を参照

(8) 災害派遣医療チーム（DMAT）の派遣

知事は、地震及び事故等による大規模な災害が発生した場合、災害の急性期に対応するた

め災害派遣医療チーム（DMA T）に対し派遣要請をする。

※ 和歌山DMA Tの派遣に関する協定書は、資料編 46-13-00 を参照

(9) 災害時健康危機管理支援チーム（DHEAT）の派遣

知事は、地震及び事故等による大規模な災害が発生し、災害対策本部又は被災保健所等で保健医療活動の総合調整を円滑に行うために必要があると認める場合、厚生労働省を通じて災害時健康危機管理支援チーム（DHEAT）の派遣要請をする。

第10節 罹災者救出計画（県福祉保健部）

1 計画方針

災害のため、現に生命身体が危険な状態にある者、生死不明の状態にある者の捜索又は救出保護は、本計画によるものとする。

2 計画内容

(1) 実施者

罹災者の救出は、市町村本部長が消防機関、警察官、自衛隊、海上保安官、水防団、奉仕団等の協力により、舟艇その他必要な器具を借り上げて実施する。

(2) 対象者

ア 罹災者の救助は、災害のため現に救出を要する状態に置かれている者で、おおむね次のような状態にある者

- ① 火災の際に火中に取り残された場合
- ② 災害の際倒壊家屋の下敷になった場合
- ③ 水害により流失家屋とともに流されたり孤立した地点に取り残された場合、又は山津波により生埋になった場合
- ④ 登山者の遭難の場合
- ⑤ 海上における船舶が災害に遭遇した場合又は陸上から海上に流された場合

イ 災害のため生死不明の状態にある者で、社会通念上生死の未だ判明しない者、行方不明であるが死亡の明らかでない者

(3) 災害救助の基準等

救助法による罹災者救出の実施基準その他は次のとおりとする。

ア 費用の範囲

おおむね次の範囲とする。

- ① 借上費
救出のための必要な機械器具の借上費
- ② 購入費
救出のため必要とした機械器具の購入費
- ③ 修繕費
救出のため必要とした機械器具の修繕費
- ④ 燃料費
機械器具の使用に必要な燃料費

イ 救助の期間

災害発生の日から3日以内とする。

(4) その他

整理しなければならない書類は次のとおりである。

- ア 救助実施記録日計票
- イ 被災者救出用機械器具燃料受払簿
- ウ 被災者救出状況記録簿
- エ 被災者救出関係支払い証拠書類

第 1 1 節 住居等の障害物除去計画（県福祉保健部）

1 計画方針

災害により住居に運び込まれた土石、竹木等により日常生活に著しい障害を及ぼしているものの除去については、本計画によるものとする。

2 計画内容

(1) 実施者

被災地の障害物の除去の計画樹立及び実施は、市町村本部長が行う。

(2) 救助法による障害物の除去の基準

ア 対象者

- ① 自己の資力では障害物の除去ができない者
- ② 居室、炊事場等生活に欠くことのできない場所、また、玄関等に障害物が運び込まれているため一時的に居住できない状態にある者

イ 除去の期間

災害発生の日から 10 日以内とする。

ウ 費用の限度

※ 資料編 41-02-00「災害救助法による救助の程度・方法及び期間」を参照

(3) そ の 他

整備しなければならない書類等は、次のとおりである。

ア 救助実施記録日計票

イ 障害物の除去の状況記録簿

ウ 障害物除去費関係支払証拠書類

第 12 節 災害弔慰金等支給及び援護資金等貸付計画（県福祉保健部）

1 計画方針

災害により被害を受けた者に対し、災害弔慰金及び災害障害見舞金等の支給並びに低所得者への災害援護資金等の融資を行い、被災者の早期立直りを図り、併せて生活の安定化を促進するものとする。

2 計画内容

(1) 災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給並びに災害援護資金の貸付け

ア 実施者

市町村長は、災害弔慰金の支給等に関する法律に基づく条例の定めるところにより、一定規模以上の自然災害により被災した住民の遺族、世帯主に対して弔慰金及び障害見舞金の支給及び援護資金の貸付けを行う。

イ 実施基準等

※ 災害弔慰金・災害援護資金等実施基準等は、資料編 47-01-00 を参照

(2) 生活福祉資金（福祉資金）の貸付け

ア 実施主体

「生活福祉資金貸付制度要綱」に基づき、県社会福祉協議会が被災した低所得世帯等に対し、災害を受けたことにより臨時に必要な資金を貸付けるものとする。

ただし、前項の災害弔慰金の支給等に関する法律に基づく災害援護資金の貸付対象となる世帯を除く。

イ 生活福祉資金貸付条件

※ 生活福祉資金貸付条件は、資料編 47-02-00 を参照

第 13 節 遺体搜索処理計画（県環境生活部・県福祉保健部）

1 計画方針

災害の混乱期に死亡し埋葬を行うことが困難な場合における応急的な埋葬及び災害により現に行方不明の状態にあり、周囲の事情により既に死亡していると推定される者の搜索並びに災害の際に死亡した者の遺体処理については、本計画による。

2 計画内容

(1) 遺体の搜索

ア 実施者

市町村本部長が警察官、海上保安官等の協力を得て実施する。

イ 対象者

災害により現に行方不明の状態にあり、かつ周囲の事情により既に死亡していると推定される者。

ウ 搜索の方法

市町村本部において警察機関、海上保安部機関と連携を取りつつ実施する。

エ 費用

次の費用の当該地域における通常の実費

- ① 借上費（舟艇その他搜索のための機械器具借上費）
- ② 購入費（同上購入費）
- ③ 修繕費（同上修繕費）
- ④ 燃料費（同上使用のための燃料費、照明の灯油代）

オ 搜索期日

災害発生の日から 10 日以内とする。

カ その他

搜索を実施した市町村本部長は、次の書類を整備し保存しておかなければならない。

- ① 救助実施記録日計票
- ② 搜索用機械器具燃料受払簿
- ③ 死体搜索状況記録簿
- ④ 死体搜索用関係支出証拠書類

(2) 遺体の処理

災害の際死亡した者について、社会混乱のため遺体の処理（埋葬を除く）を行うことができない場合において、市町村本部長が遺族等に代って処理を行うものである。

※ 資料編 48-00-00「和歌山県広域火葬実施要綱」を参照

ア 遺体処理の内容

- ① 遺体の洗浄、縫合、消毒等の処置
- ② 遺体の一時保存
- ③ 検案

イ 遺体処理の方法

現場給付で行うものとする。

ウ 遺体処理の費用

※ 資料編 41-02-00「災害救助による救助の程度・方法及び機関」を参照

エ 処理期間

災害発生の日から 10 日以内とする。

オ その他

- ① 救助実施記録日計票
- ② 遺体処理台帳
- ③ 遺体処理関係支出証拠書類

(3) 埋 葬

災害の際死亡した者で、災害のため社会が一時混乱している場合であって遺族自らが埋葬を行うことが困難な場合、又は死亡した者の遺族がない場合、市町村本部長が実施するものとする。

なお、市町村本部長は、火葬場、棺等関連する情報を広域的かつ速やかに収集し、棺の調達、遺体の搬送の手配等を実施するものとし、必要に応じ、支部保健班（当該保健所）を経由して本部生活衛生班（生活衛生課）に連絡し、葬祭業者等との災害時応援協定に基づく支援を要請するほか、県内市町村等による広域的な火葬を要請し、速やかな埋葬に努めるものとする。

※ 資料編 48-00-00「和歌山県広域火葬実施要綱」を参照

※ 資料編 48-00-01「和歌山県広域火葬事務処理要領」を参照

※ 資料編 48-00-02「和歌山県広域火葬事務処理要領（様式）」を参照

※ 資料編 48-01-00「和歌山県遺体処理に係る支援事務処理要領」を参照

※ 資料編 48-02-00「大規模災害時等における葬祭用品の供給及び遺体の処理等に関する協定・実施細目」を参照

※ 資料編 48-03-00「大規模災害時等における協力に関する協定書」を参照

※ 資料編 48-04-00「広域火葬時における霊柩自動車輸送の協力に関する協定・実施細目」を参照

ア 埋葬の方法

棺、骨つぼ等、埋葬に必要な物資の支給及び火葬、土葬又は納骨等の役務提供

イ 埋葬の費用（救助法による基準）

※ 資料編 41-02-00「災害救助法による救助の程度・方法及び期間」を参照

ウ 埋葬期間

災害発生の日から 10 日以内とする。

エ その他

埋葬を実施し、又は埋葬に要する現品若しくは経費を支給した市町村本部長は、次の書類を 保存し、整備しなければならない。

- ① 救助実施記録日計票
- ② 埋葬台帳
- ③ 埋葬費支出関係証拠書類

第14節 災害義援金品配分計画（日赤県支部、（福）和歌山県共同募金会、県福祉保健部）

1 計画方針

罹災者、罹災施設、その他に対する義援金品の配分は、本計画によるものとする。

2 計画内容

(1) 災害義援金品の引継ぎを受ける機関

災害義援金品の引継ぎは次の機関から受けるものとする。

機関区分	義 援 金	義 援 品
県 段 階	県知事、日赤県支部長、県共同募金会等	県知事
県 段 階	振興局長	振興局長
市町村段階	市町村長	市町村長

※ 日赤県支部、県共同募金会は原則として義援品の受付は行わない。ただし、日赤県支部においては、緊急を要する毛布、日用品セット等の生活物資等については、備蓄の救済品等を配分し、必要あるときは全国の日赤支部等から供給するものとする。

(2) 義援品の配分

引継ぎを受けた義援品は、次の方法によって配分する。

ア 配分の基準

配分の基準は特に定めず、その時の実情を十分考慮して、それぞれの目的に沿い、効率的な配分を個々に検討して行うものとする。

イ 県及び郡単位機関の配分

県及び郡単位機関で引継いだ義援品は、関係機関が協議して、特別施設等に配分するのは施設別に、また、一般罹災者に配分するものについては、市町村に配分割等をするものとする。

ただし、県単位機関が郡単位機関に配分割等をしたときは、郡単位機関で市町村別に配分割等をするものとする。

ウ 市町村における配分

県及び郡単位機関が配分を受け、また市町村において受けた義援品は、県における配分の方法を参考とし、民生委員その他関係者の意見を聞き、実情に即して配分するものとする。

エ 配分の時期

配分はできる限り受付又は引継ぎを受けた都度行うことを原則とするが、義援品が少量時の配分は、世帯別に困難であり、輸送あるいは労力等経費の浪費ともなるので、一定量に達したとき行う等配分の時期に十分留意して行うものとする。ただし、腐敗変質のおそれのある物資については速やかに適宜の処置をするよう配慮すること。

オ 義援品の処理

配分を済ませ、必要がないと認められる物資については、適宜処分するものとする。

(3) 義援金の募集・配分

義援金は、次の方法によって募集配分する。

ア 義援金の募集

義援金の募集は、県、市町村、日本赤十字社和歌山県支部、和歌山県共同募金会により募集するものとする。

募集期間は1箇月で、災害の規模により延長することができる。

イ 義援金の管理・配分

義援金の管理・配分は県、市町村、日本赤十字社和歌山県支部、和歌山県共同募金会の募集機関、被災地関係者、学識経験者等による配分委員会を組織して、協議のうえ実施するものとする。

配分委員会事務局は県に置き、義援金の管理、配分の事務を行う。

ウ 金銭の管理

各機関が募集した義援金は配分委員会に、速やかに管理換する。

なお、配分委員会に管理換するまで現金の領収保管は、会計部会計班（会計課）が担当する。

現金は、銀行預金等確実な方法で保管管理するとともに、現金出納帳を備え付け出納の状況を記録し、経理するものとする。

なお、預金に伴う利子収入は、義援金に含めて扱うものとする。

(4) 費用

義援品の配分等に要する経費は、できるだけそれぞれの実施機関において負担するものとする。また、義援金の募集・配分等に要する経費は、できるだけそれぞれの実施機関において負担するものとする。ただし、募集・配分の規模により、配分委員会にて費用負担について協議することができるものとする。

(5) 本部における分業

本部における義援品は、福祉保健部社会福祉班が担当するが、物資の配分等はそれぞれの受付機関が本部と協議のうえ、配分を行うものとする。

第 15 節 外国人支援計画（県企画部）

1 計画方針

災害時における外国人支援体制は、この計画によるものとする。

2 計画内容

和歌山県国際交流センターに災害時多言語支援センターを開設し、外国人の被災状況を把握するとともに、多言語による情報を提供し、相談を受ける。

(1) 被災状況の確認

市町村と連絡調整のうえ外国人の被災状況について調査を行う。

(2) 情報の提供

各種メディアを通じて必要と思われる多言語で情報提供を行う。

(3) 相 談

多言語による相談窓口を開設し、各種相談に応じる。

災害時多言語支援センターで通訳できない相談については、協力機関（近畿地域国際化協会連絡協議会等）に支援を依頼し、可能な限り多くの言語で対応する。

また、必要な場合に限り、通訳ボランティアを活用する。

(4) その他

積極的に外国人のニーズを把握し、それに応えるべくボランティアネットワーク作りを支援する。

第16節 海外からの支援の受入計画（県企画部・県福祉保健部）

1 計画方針

災害時における海外からの救援物資の提供や救援隊派遣の申し出があった場合の受入れは、この計画によるものとする。

2 計画内容

海外からの支援については、国及び関係機関等と十分な協議を行い、またそのニーズを把握のうえ受け入れることとする。

(1) 救援物資の受入れ

ア 海外救援物資の受入れについては、次のことを申出者に確認のうえ、迅速に行うものとする。

- ① 品目（トラブルを避けるため、英語若しくは日本語で確認すること。）
- ② 数量（単位について確認すること。）
- ③ 使用期限等のあるものについては、その期限
- ④ 輸送手段及びルート
- ⑤ 搬入場所
- ⑥ 搬入予定日時

イ 通関等

受入れに際しては、法令等による規制に十分考慮し、可能な限り規制免除を関係機関に働きかけ、通関料等の免除手続きを行ったうえで、受け入れることとする。

ウ 協力依頼

物資の通関、輸送に関して関係機関、関係会社等に協力依頼を行うこととする。

(2) 救援隊等の受入れ

ア 海外からの救援隊等の受入れについては、申出者に次のことを確認のうえで行うものとする。

- ① 活動内容
- ② 人数及び資格
- ③ 持ち込む機材、物資等の種類（救助犬等を含む。）及びその数
- ④ 県が準備する物資の要・不要（例 テント等）
- ⑤ 到着場所
- ⑥ 到着日時
- ⑦ 通訳及び日本側協力者の要・不要

イ 県は、救援隊に可能な限り自力で活動を行うことを要請することとする。

ウ 受入れに際しては、その活動や機材、物資等の持ち込みに関する法令等による規制に十分考慮し、可能な限り規制免除を関係機関に働きかけ、通関料等の免除手続きを行ったうえで受け入れることとする。

第6章 保健衛生計画

第1節 防疫計画（県福祉保健部）

1 計画方針

災害発生時における被災地の防疫は、本計画に定めるところにより迅速に実施し、感染症の発生と流行の未然防止に万全を期するものとする。

2 計画内容

(1) 防疫態勢の確立

県及び市町村は、防疫計画に基づき当該災害に即応した対策を樹立するとともに、態勢の確立を図り、適切な措置を講ずるものとする。

(2) 実施主体

災害時の防疫は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）（以下「法」という）に基づき、法に定める感染症の発生を予防するため、知事はその場所の管理をする者に命ずることができる。

ただし、その者が発生を予防することが困難であると認めるときは、市町村に指示し、又は県の職員に発生を予防するために必要な措置をとらせることができる。

(3) 組織

災害防疫実施のための組織は、県にあっては、本部防疫班、支部にあっては保健班、市町村にあっては市町村本部の組織によるものとするが、各種作業実施の直接組織として、次の班を編成する。

ア 防疫班の編成

市町村本部は、防疫実施のため防疫班を編成する。防疫班は概ね衛生技術者1名（班長）、事務吏員1名、作業員数名をもって編成する。

イ 検病調査班の編成

支部保健班（当該保健所）は、検病検査のため検病調査班を編成する。検病調査班は、医師1名（班長）、保健師又は看護師1名、その他1名をもって編成する。

ウ 健康診断班（検査班）の編成

支部保健班（当該保健所）は、健康診断の必要のあるときは、本部防疫班（健康推進課）に協議の上、健康診断班を編成する。健康診断班は医療技術者1名（班長）、保健師、又は看護師1名、その他1名をもって編成する。

(4) 災害防疫の実施方法

ア 県の業務

① 検病調査及び健康診断

- a 支部保健班（当該保健所）は、検病調査班により、帯水地域並びに集団避難所を重点に検病調査を行い、下痢患者等の発見に努めるものとする。

なお、実施に当たっては、市町村、地区内の衛生組織等関係機関の協力を得て情報の的確な把握に努めるものとする。

ｂ 検病調査の結果、必要があるときは、法第 17 条の規定による健康診断を実施するものとする。

② 患者の入院方法

感染症等であつて、入院が適当なものについては、法第 19 条の規定により、早急に入院の手続きをとるものとする。

感染症指定医療機関が被災した場合又は、交通事情等の理由により入院が困難な場合は、その他の医療機関に入院の手続きをとるものとする。

③ 市町村に対する指導及び指示

知事は、感染症予防上特に必要と認めるときには、範囲及び期間を定めて、次の事項について指示を行うものとする。

ａ 法第 27 条第 2 項の規定による消毒に関する指示

ｂ 法第 28 条第 2 項の規定によるねずみ族、昆虫等の駆除に関する指示

ｃ 法第 29 条第 2 項の規定による感染症の病原体に汚染され、又は汚染された疑いがある飲食物、衣類、寝具、その他の物件についての消毒の指示

ｄ 法第 31 条第 2 項の規定による生活の用に供される水の供給の指示

ｅ 予防接種法第 6 条の規定による臨時予防接種に関する指示

④ 広報の周知徹底

支部保健班（当該保健所）は、市町村を指導し、災害時の防疫情報並びに防疫活動等について、周知徹底を図るものとする。

⑤ 報 告

災害時における被害状況及び防疫活動状況等の報告は、本部防疫班は、支部保健班を通じ市町村本部の報告をとりまとめ、すみやかに報告書を厚生労働省健康局あて提出するものとするが、さしあたり事前の措置として必要事項を電話をもって報告する。

⑥ 記録の整備

本部防疫班又は支部保健班（当該保健所）は、おおむね次の書類を整備し、保管しておく。

ａ 災害状況報告書

ｂ 災害防疫活動状況報告書

ｃ 防疫経費所要額調及び関係書類

ｄ 各種防疫措置の指示、命令に関する書類

ｅ 防疫作業日誌（作業の種類、作業量、作業に従事した者、実施地域及び期間、実施後の反省、その他参考事項を記載すること）

イ 市町村の業務

① 防疫処置の強化

災害の規模に応じた防疫組織を設け、対策の推進を図る。

② 広報活動の実施

パンフレット、リーフレット等の方法により地区組織を通じ広報活動の強化に努めるとともに、地区住民の社会不安の防止に留意すること。

③ 消毒の実施

法第 27 条第 2 項の規定による消毒は、次によるものとし、使用する薬剤及び器具等

については、速やかに整備拡充を図るものとする。

[消毒方法]

市町村は、法第 27 条第 2 項の規定による知事（県立保健所長）の指示に基づき、法施行規則第 14 条に定めるところによって実施するものとする。

④ ねずみ族昆虫等の駆除

市町村は、法第 28 条第 2 項の規定により知事が定めた地域内で知事（県立保健所長）の指示に基づき、ねずみ族、昆虫等の駆除を実施するものとする。

⑤ 生活の用に供される水の供給

市町村は、法第 31 条第 2 項の規定による知事（県立保健所長）の指示に基づき、速やかに生活の用に供される水の供給をするものとする。実施に当たっては、（第 5 章第 5 節 「給水計画」）に定める方法によって行うものとする。

⑥ 避難所

市町村は、避難所を開設（第 5 章第 3 節 「避難計画」）したときは、防疫関係職員の指導を得て、衛生の徹底を期するものとする。

⑦ 報 告

市町村長は、警察、消防等諸機関、地区の衛生組織その他関係団体の緊密な協力のもとに、下記の事項について所定の様式（災害防疫事務要領）により所轄保健所を経由して、知事に報告（電話、書類）するものとする。

- a 被害の状況
- b 防疫活動状況
- c 災害防疫所要見込額
- d その他

⑧ 市町村で備付けを要する記録

- a 災害状況報告書
- b 防疫活動の状況報告書
- c 消毒に関する書類
- d ねずみ族、昆虫等の駆除に関する書類
- e 生活の用に供される水の供給に関する書類
- f 患者台帳
- g 防疫作業日誌
- h 防疫経費所要額調及び関係書類

⑨ その他

災害防疫の業務分掌の概要は次表のとおりである。

災害防疫における業務分掌概要

実施主体	市町村本部	支部保健班（保健所）	本部防疫班 （健康推進課）	備考
検病調査		主 防疫計画 4-(1)アにより、検病調査班を編成し、実施する。		
健康診断		主 検病調査の結果必要と認め足るときは本部と協議の上行うこと。	健康診断を行うに必要な器材、薬剤の確保	
患者の入院		主 感染症患者又は病原体保有者の発生したときは速やかに入院の手続きをとる。		
		主 患者多数発生又は交通途絶のため感染症指定医療機関に入院困難なときは他の医療機関に入院の手続きをとる。	患者数、入院先などの把握等を通じてまん延対策を講じる。	
生活の用に供される水の供給	主 支部の指示により実施すること。	市町村本部に指示する。	給水ろ過班の現地派遣、自衛隊の出動要請。	
消毒	主 支部の命令により実施すること。	〃		市町村の被害激甚でその機能が著しく阻害され市町村本部が実施できないか実施しても不十分であると本部が認めるときは本部が代執行する。
ねずみ族昆虫駆除	主 支部の指示により実施すること。	市町村本部に実施範囲、期間を示達する。		
集団避難所	主 集団避難所を開設したときはその衛生管理に特に注意すること。（自治組織の編成）			
臨時予防接種	市町村本部で実施することが可能と認め支部が命令したときは、市町村本部において実施するものとする。	主 本部の命令により対象者、期間を定めて臨時予防接種を実施するものとする。	感染症予防上必要と認めるときは、対象者期日を指定して支部に臨時予防接種を指示する。	

※ 防疫用資材状況は、資料編 49-00-00 を参照

第2節 清掃計画（県環境生活部）

1 計画方針

災害の発生によって、ごみ、汚泥並びにし尿等（以下「廃棄物」という。）により生活環境が著しく汚染された場合、これらを早急に処理し衛生的な生活環境を確保するため、災害時における廃棄物対策は、本計画及び和歌山県災害廃棄物処理計画によるものとする。

2 計画内容

(1) 実施者

ア 被災地における廃棄物収集処分の応急対策計画の策定及びその実施は市町村が行うが、特に以下の点について、配慮するものとする。

- ① 市町村は、避難所等の避難人員及び場所を確認し、当該避難所等における生活ごみや災害によって生じた廃棄物（がれき）の処理の必要性や収集・処分見込みを把握し、必要に応じ仮置場を設置するよう努めるものとする。
- ② 市町村は、避難所等の避難人員及び場所を確認し、水道の復旧状況を勘案のうえ、当該避難所等の仮設トイレの必要数やし尿の収集・処分見込みを把握し、必要に応じ措置するよう努めるものとする。
- ③ 被災した家屋等の解体・撤去は、原則、所有者の責任において実施することになるが、市町村が災害等廃棄物処理事業費補助金を活用して全壊家屋等の解体を実施する場合、当該市町村は申請の受付から被災家屋等の解体・撤去完了までの体制を早期に構築するよう努めるものとする。

イ 当該市町村は、被害が甚大で当該市町村限りで応急対策の実施が不可能な場合は、他の市町村等の応援を得るものとする。

ウ 県は、市町村等による相互の支援状況を踏まえつつ、市町村及び関係団体に対し、広域的な支援の要請をすると共に、廃棄物の収集処分の実施については技術的援助、支援活動に係る調整に努めるものとする。

また、県は、県災害ボランティアセンター及びNPOと連携・調整を行い、市町村は、災害廃棄物の搬出など災害廃棄物処理の支援を受けるものとする。

なお、被災規模が大きく市町村が独自で処理できないと判断される場合などは、地方自治法第252条の14第1項の規定に基づき、被災市町村は、和歌山県に災害廃棄物の処理に関する事務の全部又は一部の委託を要請することができる。

(2) 実施の方法

ア 応急対策を実施するに当たっては、責任者を定め、その指揮下災害程度に応じてごみ処理班、し尿処理班を編成し実施する。

イ 県は、被災地域の市町村及び一部事務組合から協力要請があるときは、「大規模災害時における災害廃棄物の処理等に関する協定書」に基づき、一般社団法人和歌山県産業資源循環協会、一般社団法人和歌山県清掃連合会、一般社団法人和歌山県一般廃棄物協会に協力を要請するものとする。

※ 大規模災害時における災害廃棄物の処理等に関する協定書については、資料編 50-00-00 を参照

ウ 本部長は、必要があると認めるときは、すみやかに職員（災害廃棄物処理支援要員）を

市町村に派遣する。職員は、災害廃棄物の処理を適正かつ迅速に行うために支援を行う。

エ 市町村は、し尿等の収集運搬の協力支援が必要であると判断したときは、県と一般社団法人和歌山県清掃連合会及び一般社団法人和歌山県一般廃棄物協会が締結している「災害時におけるし尿等の収集運搬に関する協定書」に基づき、県を通じ両法人に協力を要請する。

※ 災害時におけるし尿等の収集運搬に関する協定書については、資料編 50-02-00 を参照

オ 市町村が被災した家屋等の解体・撤去を行う場合は、「公費解体・撤去マニュアル第5版（環境省再生・資源循環局災害廃棄物対策室 令和6年6月）」に基づき、実施する。

(3) 事務処理

ア 市町村は、災害により廃棄物が発生したとき及び廃棄物処理施設（ごみ処理施設・し尿処理施設）に被害があった場合は、速やかに、その発生量、被害状況等を保健所を経由して、県環境生活部循環型社会推進課へ報告する。

イ 報告は、大規模災害発生時廃棄物対策近畿ブロック協議会において定められた「災害等廃棄物等に関する状況確認【情報共有フォーマット】」により行うものとする。

※ 「災害等廃棄物等に関する状況確認【情報共有フォーマット】」は、資料編 50-01-00 を参照

3 そ の 他

堆積土砂と災害清掃事業との関係

堆積土砂の排除は、清掃作業とはみなされない。

※ 清掃施設等の状況は、資料編 50-02-01～02 を参照

第3節 食品衛生計画（県環境生活部）

1 計画方針

被災地営業施設及び臨時給食施設（避難所その他炊出し施設）の実態を把握し、適切な処置を講ずることによって被災者に対し安全で衛生的な食品を供給する。

2 計画内容

(1) 臨時給食施設

関係機関と密接な連携をとって施設の実態を把握し、食品衛生監視員、保健所職員による現地指導の徹底によって事故の発生を防止する。

〔重点指導事項〕

ア 手洗い消毒の励行

イ 食器器具の消毒

ウ 給食従事者の健康

エ 原材料、食品の検査

オ 浸水、断水による飲料水の供給については、特に衛生的に取り扱うようにする。

(2) 営業施設

営業施設の監視を強化するとともに、保存又は製造されている食品の検査を実施して不良食品の供給を排除する。

〔重点監視指導事項〕

ア 浸水地区は浸水期間中営業を自粛休業させ、水が引いた後、施設、設備を完全消毒の上、食品衛生監視員の検査を受けて営業を再開するよう指導すること。

イ その他の地区においては臨時給食施設と同様であるが、特に従業員の健康について指導すること。

また、汚水により汚染された食品及び停電により腐敗、変敗した食品が供給されることのないようにすること。

(3) その他

災害の規模によっては、食品衛生監視員、保健所職員のみでは、十分な監視指導ができない場合もあると考えられるので、食品衛生指導員を指揮して指導に当たらせる配慮をする。

第4節 保健師活動計画（県福祉保健部）

1 計画方針

災害発生時における被災地の保健師活動は、本計画により迅速に実施し、被災地住民の健康保持を図るとともに、関係者との協働により疾病予防活動及びこころのケア活動に努めるものとする。

2 計画内容

(1) 実施主体

被災地を直轄する市町村長が行うものとする。ただし知事は、市町村長の要請、または必要に応じて保健師の派遣等を行うなど、計画方針の円滑な実施に努める。

(2) 業務内容

ア 本部（防疫班）の業務

- ① 被災地住民の健康状況の把握を行うものとする。
- ② 保健師の勤務状況の把握を行うものとする。
- ③ 要請により、または必要に応じ、被災地を管轄しない保健所、市町村、又は他の都道府県に対し保健師の派遣依頼又は派遣要請を行うものとする。
- ④ 必要に応じ保健師派遣計画を作成する等、保健師の派遣等に係る総合調整を行うものとする。

イ 支部（保健班）の業務

- ① 被災地住民の健康状況の把握を行うものとする。
- ② 保健師の勤務状況の把握を行うものとする。
- ③ 医療班、防疫班等の各班との連携、調整を行うものとする。
- ④ その他関係機関との調整を行うものとする。
- ⑤ 派遣保健師の被災地における活動調整を行うものとする。

(3) 保健師活動

ア 保健師の編成

被災地における保健師の活動は、原則として複数をもって編成する。

イ 被災地における活動内容

- ① 被災住民（地域・避難所・仮設住宅）の健康に関する実態把握
- ② 情報収集及び情報提供
- ③ 巡回による被災者の健康管理及びメンタルケア
- ④ 保健衛生指導の実施
- ⑤ 要援護者の安否確認
- ⑥ 関係機関との連絡調整

(4) 報告および記録

保健師活動を実施した場合、支部（保健班）は本部（防疫班）に報告するとともに以下の書類を整備し、保管しておくものとする。

ア 報告書類

- ① 地域活動記録（様式は資料編 50-03-01 を参照）

- ② 避難所活動記録（様式は資料編 50-03-02 を参照）
- ③ 保健活動日報（様式は資料編 50-03-03 を参照）
- ④ 保健師活動状況報告書（様式は資料編 50-03-07 を参照）

イ 記録書類

- ① 健康相談票及び経過用紙（様式は資料編 50-03-04 を参照）
- ② 健康調査連名簿及び健康調査世帯票（様式は資料編 50-03-05 を参照）
- ③ 仮設住宅入居者世帯調査票（様式は資料編 50-03-06 を参照）
- ④ その他

第5節 精神保健福祉対策計画（県福祉保健部）

1 計画方針

災害がメンタルヘルスに与える影響に長期的に対応する体制を確立するとともに、被害状況、救援の必要性や内容等の情報の速やかな収集と的確な判断を行い、精神保健福祉活動の規模と内容を変化する状況に応じて常に適正なものに保つものとする。

2 計画内容

(1) 各段階における災害対策

ア 災害時

- ① 県は、災害派遣精神医療チーム（ＤＰＡＴ）の派遣要請及び受入の決定等を行う。
- ② 県保健所には、プライバシーに配慮した相談窓口を設けるなど、精神保健福祉相談体制や市町村への支援体制を構築し、これを広く周知させるように努める。

イ 災害後

- ① 県は、担当行政関係者を含む精神保健福祉関係者に対して、災害時のメンタルヘルスについての資料を提供し、講演会などの活動を必要に応じて行うものとする。
- ② 県は、被災者あるいは一般住民に対して、災害時の心理的反応に関する正しい知識を普及啓発するため、ミーティング・講演会の開催、パンフレット・ニュースレターの配布などの活動を行う。これにより、異常と思われる心理的反応の多くが、「異常な事態に対する正常な反応」であることを周知し、心理的ケアに対する障壁を低くすることに努める。

(2) 災害時こころのケア活動

災害が発生した場合に、心的外傷後ストレス障害（PTSD）などこころに傷を負う者及び精神障害者等に対応するため、市町村、医療機関等の関係機関、団体等との連携のもとに適切な支援や情報提供等の災害時におけるこころのケア活動を総合的に推進するものとし、次のような活動を行う。

ア こころのケアホットラインの設置

イ 災害派遣精神医療チーム（ＤＰＡＴ）の派遣

ウ こころのケアに関する普及啓発

エ 援助者へのこころのケアに関する教育研修

(3) 被災地の災害対策

災害時の地域の精神保健福祉活動の拠点は、支部保健班（保健所）とする。

支部保健班は、国、本部防疫班と十分連携をとり、市町村並びに精神医療関係機関等によるネットワークを形成し、状況の把握に努め、必要に応じ精神科医師を含む関係者の会議を行い適切に対応する。

(4) 要配慮者への対策

ア 精神障害者の生活再建支援

被災精神障害者は、住宅問題等生活上の解決すべき問題に加えて避難生活等による人間関係の変化により過大のストレスが加わり不安定になりやすい。これまで関わっていた精神保健福祉相談員等が早期に関わり本人の悩みを聴き、問題処理にあたって優先順位をつ

ける等、相談の支援を実施する。

- ① デイケア、障害福祉サービス事業所等に通所していた場合は、交通事情等に配慮のうえ、できるだけ早期に通所者同士が災害のこと、仲間のこと等語れる場を提供する。
- ② 医療費助成、り災証明、仮設住宅や義援金の申込等諸手続き方法等についての情報提供や、具体的支援を実施する。

イ 高齢者への対応

身体的にも不安を抱える高齢者は、災害後強度の不安から混乱を来したり、孤独感を強める等影響が大きいことから、高齢者対策は重要である。特に仮設住宅や被災地外への移住等の環境の変化には注意を払い、「孤独死」等の防止にも努める。

高齢者が安心できる支援システムの整備が、こころのケアにつながる。

- ① 地域に応じて実施されている高齢者に対する相談、訪問活動、安否確認事業等で把握された精神保健面からのアプローチが必要なケースについて継続的にフォローする。
- ② 近隣の声掛け、助け合いのあるコミュニティの再形成を図るため、ボランティアや関係者が相互に連携して語らいの場づくりやイベントの開催などを行う。

ウ アルコール関連問題への対応

- ① 災害後には、大きなストレスの為に過剰にアルコールを飲酒する恐れがあるため、アルコール飲料販売の自粛指導、支援物資に含まれるアルコール飲料の適正な処理、アルコールについての正しい知識の普及等、早期対策に努める。
- ② アルコール依存症の自助グループのミーティング会場が失われた場合は、早急に場所の確保を行い、ミーティングによる再飲防止への協力を行う等、自助グループの活動を積極的に支援する。
- ③ アルコール関連問題に関する相談窓口の設置や、巡回相談による専門家の早期介入及び、アルコールの問題を有するケースに対しては、アルコール専門医療機関等と連携を図り対応するとともに、断酒会等の自助グループやボランティアを含む関係機関の連携による生活支援体制をつくる。

エ 小児への対応

小児は、精神機能（自我機能）が未発達のため、影響を強く受けやすく種々の症状を引き起こしたり、時には長期的に問題が起こることもある。支部保健班は、学校を中心に、児童相談所や教育委員会等の相談機関、家庭、医療機関と相互に連携をとりながら、相談を実施する。

オ 家族等を亡くした人達への支援

災害による身近な人との突然の死別は、残された者にとっては、はかり知れない悲しみ、混乱、絶望感等を与える。現実を受け入れ立ち直っていけるよう、心身の健康管理の観点から災害直後からの細かい配慮と、保健医療スタッフによる長期的、継続的支援を実施する。

第6節 動物保護管理計画（県環境生活部）

1 計画方針

災害時には、負傷又は放し飼い状態の動物が多数発生すると同時に、避難所等の家庭動物にかかる問題も予想されるため、県は、被災者支援等の観点から「災害時動物救援本部」を設置し、県獣医師会、動物愛護関係団体等の協力のもと、動物保護管理活動を行う。

2 計画内容

(1) 避難所等における被災した動物の飼養者への支援

県は、市町村と連携し、市町村が避難所運営マニュアルに基づき確保する避難所の飼養場所において、飼養者自身が動物を適正に飼養管理し、動物の愛護及び環境衛生の維持に努められるよう支援する。

ア 避難所での動物の飼養状況の把握

イ 飼養されている動物に対する資材及び餌の提供

ウ 「動物愛護推進員」等ボランティアの派遣

エ 飼養困難な動物の一時保管（必要に応じて、臨時動物一時預り施設を一定の期間設置）

オ 動物の所有者や里親探しのための情報の収集・提供

カ 家庭動物に関する相談の実施等

キ 動物に関する寄付金の管理・配分

ク 県外からの受援体制の確保

(2) 被災地域における飼養者不明の動物の保護

県は、放浪犬や第三者が保護した動物を法令に基づき保護する。

ア 放浪犬や第三者が保護した動物の保護・引取り

イ 飼養者への返還若しくは希望者への譲渡等

(3) 危険動物の状況の把握

県は、所有者等を通じて危険動物の状況を把握する。

第7章 公共土木施設等応急対策計画（県農林水産部・県土木整備部）

1 計画方針

災害の発生後、民生の安定、公共福祉の早期回復を図るため、被災箇所の本復旧工事を行う前に、必要に応じ落石、流出土砂、雑木等を除去するほか、仮道、仮橋、仮締切など応急工事を実施する。

2 計画内容

(1) 実施について

応急工事の施工にあたっては、県が保有する建設機械を用いて直営で実施するほか、平時より地元建設業界、建設業者と調整を図り速やかな実施に努める。

※ 建設機械関係資料は、資料編 51-01-01～02 を参照

(2) 個別計画

ア 河川災害

被災箇所の背後地に甚大な被害を与えるため、緊急に施工しなければならない仮締切工事又は破壊箇所が次期出水により被災が予想される箇所について、決壊防止工事を行う。

イ 海岸、港湾災害

海岸背後地の土地利用状況、（救援、復旧等の危機管理を担う施設（市町村役場、警察・消防署、病院等）がある地区等）や放置すると甚大な二次被害が発生する等、緊急に復旧する必要のある箇所に仮締切工事等を行う。

ウ 砂防・地すべり等土砂災害

二次災害の危険性の高い被災箇所について、緊急に土砂災害対策工事を実施する。

又、人家等に対する直接的な影響が懸念される場合は、仮設防護柵等を設置する。

エ 道路、橋梁災害

被災した道路、橋梁で緊急物資、復旧資材等の輸送に必要な場合、又は本復旧に長期間を要するものについては仮道、仮橋等を設ける。

オ 下水道等災害

施設の被害を最小限に抑え、被災状況を調査し関係機関に伝達するとともに、早期の機能回復を図るため、速やかに応急復旧工事に着手する。

また、必要に応じて下水道事業災害時近畿ブロック支援体制による支援要請を行う。

カ 山地災害

人家等に対する直接的な影響が懸念される場合は、速やかに応急復旧工事に着手する。

第8章 農林水産関係災害応急対策計画

第1節 農林関係災害応急対策計画（県農林水産部）

1 計画方針

各種気象災害による農作物、農林業施設等の被害を最少限にとどめるための諸対策について定める。

2 計画内容

(1) 風水害応急対策

ア 農作物対策

① 水 稲

冠水田は、速やかに排水路を修復し、排水する。また、退水時に茎葉に付着した泥土は、洗い流す。

倒伏した場合は、丁寧に引き起こす。成熟期に近いものは、早急に収穫する。（出穂後30日経過すれば、あまり減収にならない。）

なお、冠浸水田の落水後は、白葉枯病、紋枯病、トビイロウンカ、ヨコバイ、ヨトウ類の病虫害が発生しやすいので、早期防除を行う。植換えを要する場合は補種苗の確保を図り、直ちに植換えする。

② 大 豆

強制排水を行うとともに、水害により発生する病虫害に対し早期防除の徹底を図る。

また、倒伏した場合は丁寧に引き起こす。特に、成熟期に近いものは早急に収穫する。

③ 果 樹

a 倒伏樹は、露出した根の乾かないうちに引起し、土寄せ、支柱立て、敷草等を行う。

b 潮風を受ける所は、できるだけ早くスプリンクラー等で散水し洗浄する。

c 果実発育期においては、落葉の程度に応じ手直し摘果による適正着果を維持し、成熟期には全摘果による樹勢回復を図る。

d 落葉の甚しい樹は、わら等で枝幹の保護を行い、せん定は極力行わず翌春の新梢の充実後適宜行う。

e 冠水園は速やかに排水と土壌の乾燥を図る。

④ 野 菜

a 被害程度や作目、作型により異なるが、被害が著しく栽培を継続することが不可能な場合は、速やかに栽培を中止し、経営可能な範囲で次期作目、作型を検討する。

b 被害が比較的軽微で、引き続き栽培を継続する場合は、次の措置を講じる。

(ア) 支柱等による倒伏の復旧や一部果実の収穫、摘果等により草勢の早期回復を図る。

(イ) 滞水している場合は、直ちに、排水溝（路）の整備等排水対策を行うとともに、

園内の清掃をする。

(ウ) 泥水、はね水で汚染された茎葉は、速やかに噴霧器等で水洗する。

(エ) 幼苗時で補植可能な場合は、被害株（苗）を除去し、速やかに補植する。

(オ) 被害の程度により、葉面散布や追肥による栄養補給、土寄せ、敷わら（草）等を行い草勢の回復に努める。

(カ) 風水害の状況に応じ、病害防除の徹底を図る。

⑤ 花き、花木

a 被害の程度により、引き続き栽培可能なものは、次の応急措置を講じる。

(ア) 倒伏したものは、支柱、整枝用ネット等で起こし、土寄せ、敷わら（草）を行い、草（樹）勢の回復に努める。

(イ) 被害枝の除去及び再整枝の検討を行う。

(ウ) 浸水した育苗ほ、切花園では、速やかに排水し泥水、はね水の汚れを水洗する。

(エ) 風ずれ、浸水に伴う病害の防除措置をとる。

(オ) 切花では被害株（苗）を除去し、補植可能なものは、予備苗を植付ける。

(カ) 草（樹）勢回復のため、追肥、葉面散布を行う。

⑥ 施設栽培（野菜、花き、果樹）

a ハウス、ガラス室などの施設の被害状況を速やかに調べ、破損部の早期補修に努める。

b 安全が確認出来れば風雨中も見廻りを行い、施設内への浸水防止や換気に留意する。

c 浸水、破損等の施設では、過湿状態とならないよう換気及び排水に努め、病害発生の予防措置をとる。

d 施設の復旧に時間を要する場合は、その間の温度管理に努め、特に低温時には、二重カーテンの設置など保温対策を講じる。

⑦ 茶

a 支柱等による倒伏株の復旧と株元への土寄せを行う。

b 浸水園では、速やかに排水し、泥水、はね水の水洗と病害発生の予防措置を行う。

c 倒伏株等被害園に対して、樹勢回復のため、速効性チッ素を施すとともに敷わら（草）を行う。

イ 畜産対策

① 一般対策

a 家畜の待避

畜舎が損壊した場合、あらかじめ検討した待避場所に家畜を移動し脱出を防止する。

b 飼 料

飼料が水没等により不足が生じたときは、農業協同組合、飼料業者等に緊急確保の手配を行う。

c 停電時の対応

停電による給温、給水、換気が不能となったときは、あらかじめ講じておいた方法によりそれぞれの代替え処置をとる。

d 飼料作物

浸冠水した場合は速やかに排水に努める。

倒伏した飼料作物は復元に努めるが、復元不能の場合早急に利用する。

② 家畜衛生対策

畜舎等に浸水した場合は速やかに排水に努め、乾燥後速やかに畜舎及び周辺の清掃消毒を行い、家畜伝染病の発生防止に努める。

ウ 林業対策

① 苗 畑

病虫害の発生防止を準用する。

② 造 林 地

a 早期に山を巡視して被害の状況を把握する。

b 被害木は早期に処理し、病虫害の発生を防止するとともに、根切れ、根ゆるみなどを起こした幼令林木は木起こしや根ぶみをして樹勢の回復を図る。

③ 特用林産

しいたけのほだ場や炭窯小屋などの被害状況を速やかに調べ、早期補修に努める。

④ 治山、林道

早期に施設を巡視して、被害の状況を把握するとともに危険な場所については標示をし、応急処置をする。

(2) 干害応急対策

ア 農作物対策

① 水 稲

用水の不足する水田では、水稻の生育に必要な最少の水量で最大の効果をあげるよう計画的、能率的な灌水を行う。

このため、水源を他に求められるところでは、田面が白くならないようにポンプ等による間断灌水を行う。また、適当な水源を近くで得られないところで、田面が白くなった水田では、株元へのかん水等を行い被害の軽減を図る。

干害を受けると、ウンカ類の発生が予想される。発生すれば、直ちに防除を行う。

② 大 豆

畦間灌水の徹底と敷草等を行うとともに、干害に伴う病虫害の発生に注意し早期防除に努める。

③ 果 樹

a 干ばつ時において着果過多にならないよう摘果し、適正着果を維持する。

b 灌水は、主根域土層の土壌水分含量に基づき、各生育時期別に定めた適正灌水量、間断日数により行う。用水不足の場合は局所かん水等による効率的な方法で行う。

④ 野菜、花き等

a 生育期間中の極端な土壌水分の低下は、作物の正常な生育を阻害するので、可能なかぎり灌水を実施することが望ましい。

b この場合、水源容量を考慮しながら、作物が干害影響を受ける直前から早目に灌水を開始する。

c 特に、夏季は長期にわたって無降雨日が続くことがあるので、一度灌水を開始して

から中断すると、一層被害を増すので注意する。

- d 定植後の乾燥は、著しく初期生育を阻害するので、夏季に限らず有効な手段で灌水する。

⑤ 茶

茶園では、ハダニ、ヨコバイ、ハマキ等干害（乾燥）に伴い多発することが予想され、樹体被害を増大することがあるので、防除の徹底を図る。

(3) 寒冷害（雪害）応急対策

ア 農作物対策

① 水 稲（山間部）

田植えは、遅れても温暖な日を待って行う。

生育時に低温が予想されれば、深水管理する。また早期落水は、登熟を妨げ、収穫量及び品質の低下をきたすので、生育に見合った適切な水管理及び施肥等栽培管理に万全を期す。

また低温、日照不足等により、稲体が軟弱化し、抵抗性が弱まるので、いもち病を中心に病虫害の発生動向を的確に把握し、適時適切な防除に努める。

適期収穫を励行するとともに、乾燥能力に合わせた施設で計画的な乾燥及び水分別仕分けを徹底する。

② 果 樹

（寒冷害対策）

- a 落葉や枝幹の枯込みの甚しい場合は、わらや石灰乳等の塗布で枝幹の日焼けを防止する。
- b 枝の枯込みは、夏季や翌春まで続くことがあるので、せん定は枯込み部にとどめ、進行の停止後とする。
- c 冬季結実の晩柑類やびわは、気象情報に注意し、袋掛け、樹幹被覆等の保温管理のほか、異常低温が予想される場合は速やかに収穫する。
- d 収穫後の果実についても、凍害を受けることがあるので十分な貯蔵管理を行う。
- e 晩柑類の凍害果は、被害の程度及び苦味成分をもとに仕分け出荷する。

（霜害対策）

- a 局地気象観測並びに霜注意報をもとに、防霜ファン等により気流の循環と気温低下の軽減を図る。

③ 野菜、花き

- a 被害の程度に応じて、収穫中のものは、商品性を損なわない範囲で収穫し、被害部位を除去して草勢の回復を促す。特に、えんどう、切花等で生長点が被害を受けた場合、側枝が密生するので、整枝に留意する。
- b 栽培を継続することが不可能な場合は、早く見切りをつけ、次期作目（型）に着手する。
- c 軽度の被害で草勢が弱っている場合は、気温の上昇を待って中耕及びチッ素主体の追肥を施す。

④ 施設栽培（野菜、花き、果樹）

a

野菜、花きは前項に同じ

b

c 積雪に伴う施設破損を防止するため、降雪初期から施設内温度を 12～13℃に調節するとともに、二重カーテンを開放して融雪を促す。

⑤ 茶

a 冬季に樹体被害を受けた場合には、被害の程度に応じ、深刈から中刈を実施する。

b 発芽期の凍霜害が予想される時は、被覆法、散水凍結法、煙霧法、換気法等の実施で対処する。

c 新梢の被害を被った場合は、被害部位を剪除して、再生を促す。

d 被害園では、早期に樹勢を回復するため、少量の速効性チッ素を施用するとよい。

イ 林業対策

① 造林地

a 早期に山を巡視して、被害状況を把握する。

b 雪害を受け回復の見込みのあるものは、根ぶみ、あるいは、わらなわ、ビニールテープなどで雪起しを行う。

c 被害を受け回復の見込みのないものは、できるだけ早く伐採し、その材に見合った利用を行う。

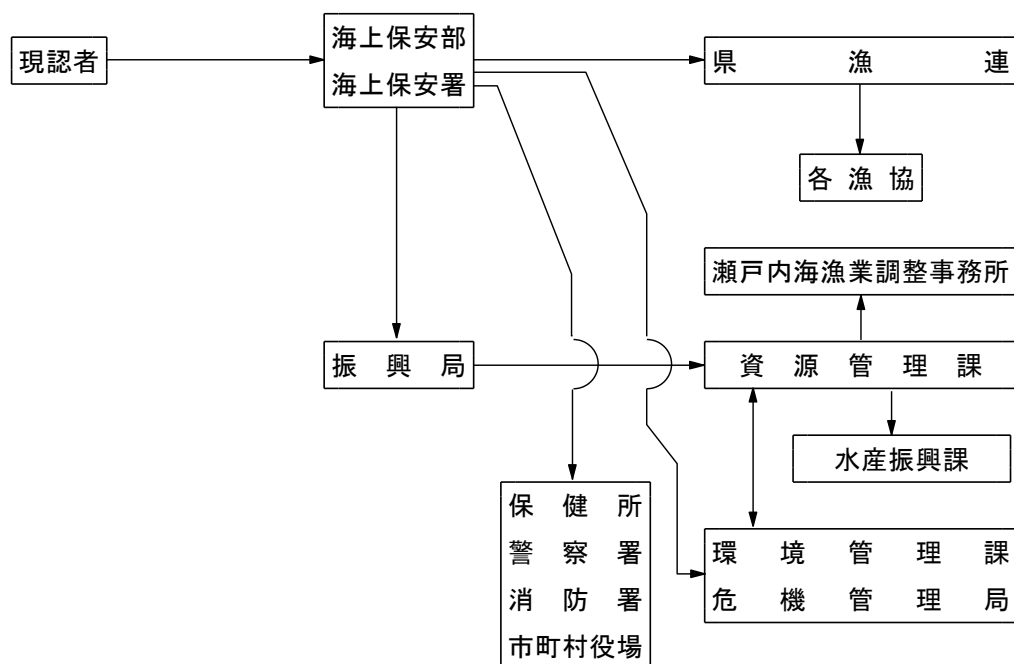
第2節 水産関係災害応急対策計画（県農林水産部）

1 計画方針

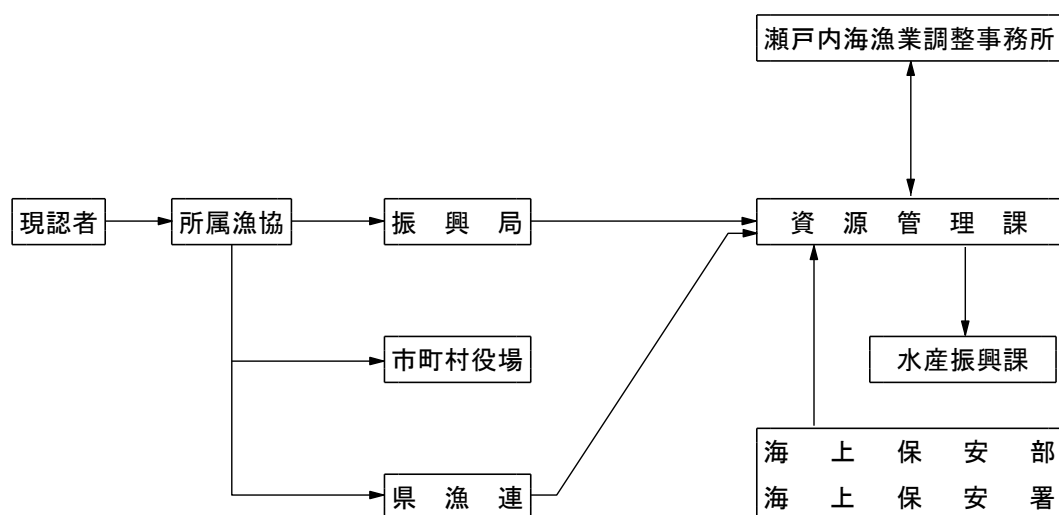
各種災害による漁場及び水産関係施設等の被害を最少限度にとどめるため、応急対策を迅速かつ的確に実施するものとする。

2 計画内容

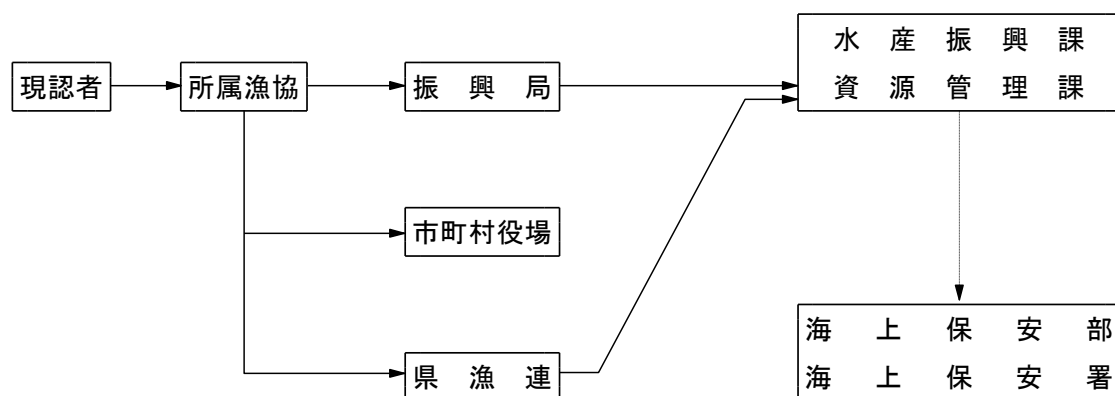
(1) 油流出による漁場及び水産関係施設等の被害発生等の伝達方法は次のとおりとする。



(2) 赤潮時による漁場の被害発生等の伝達方法は次のとおりとする。



(3) 風水害等による漁船及び水産関係施設等の被害発生等の伝達方法は次のとおりとする。



第9章 事故災害応急対策計画

第1節 海上災害応急対策計画（和歌山・田辺海上保安部、県危機管理部・県農林水産部・県国土整備部・警察本部）

1 計画方針

- (1) 本計画は、海上における船舶の座礁、衝突、沈没等の災害並びにこれらの災害による大量流出油等事故の災害（以下「海上災害」という。）が発生した場合に人命救助、消火活動、流出油等の拡散防止と除去、付近の船舶並びに沿岸住民の安全を図るため、関係機関及び関係団体がとるべき対策を定める。
- (2) 大規模かつ広域的な海上災害の発生又はそのおそれがある場合は、隣接県や関係団体等への協力要請を行うと共に、県知事又は第五管区海上保安本部長は、被害の程度に応じ自衛隊の派遣要請を行い、被害の拡大を防止する。

2 実施機関

実 施 機 関	担 当 業 務
事故関係者（船舶所有者）	災害の発生又は拡大防止のための応急措置
和歌山海上保安部 田辺海上保安部 海南海上保安署 串本海上保安署	1 災害状況の把握及び防災関係機関への通報 2 航行警報等による災害発生の周知 3 災害の発生又は拡大防止のための応急措置
市 町 村	1 災害状況の把握及び防災関係機関への通報 2 地域住民、在港船舶等に対する災害発生の周知 3 災害の拡大防止のための応急措置
県	
海上災害防止センター	海上保安庁長官等の指示又は船舶所有者等の委託による応急措置及び技術指導・助言
港湾管理者・漁港管理者	在港船舶に対する災害発生の周知
漁業関係者（漁協等）	災害の拡大防止のための応急措置に対する協力

[県本部の担当]

部	課	支 部 班	担 当 業 務
危機管理部	危機管理消防課 防災企画課 災害対策課	総 務 班	1 海上保安部、他県、市町及び関係機関との連絡調整 2 自衛隊の災害派遣要請
福祉保健部	医 務 課	医 療 班	1 医療機関との連絡調整
農林水産部	資源管理課	農 林 水 産 班	1 漁連、漁協との連絡調整 2 港外にいる漁船に対する災害の周知
	農業農村整備課	農 林 水 産 班	1 所管漁港又は港湾並びに海岸に係る保全

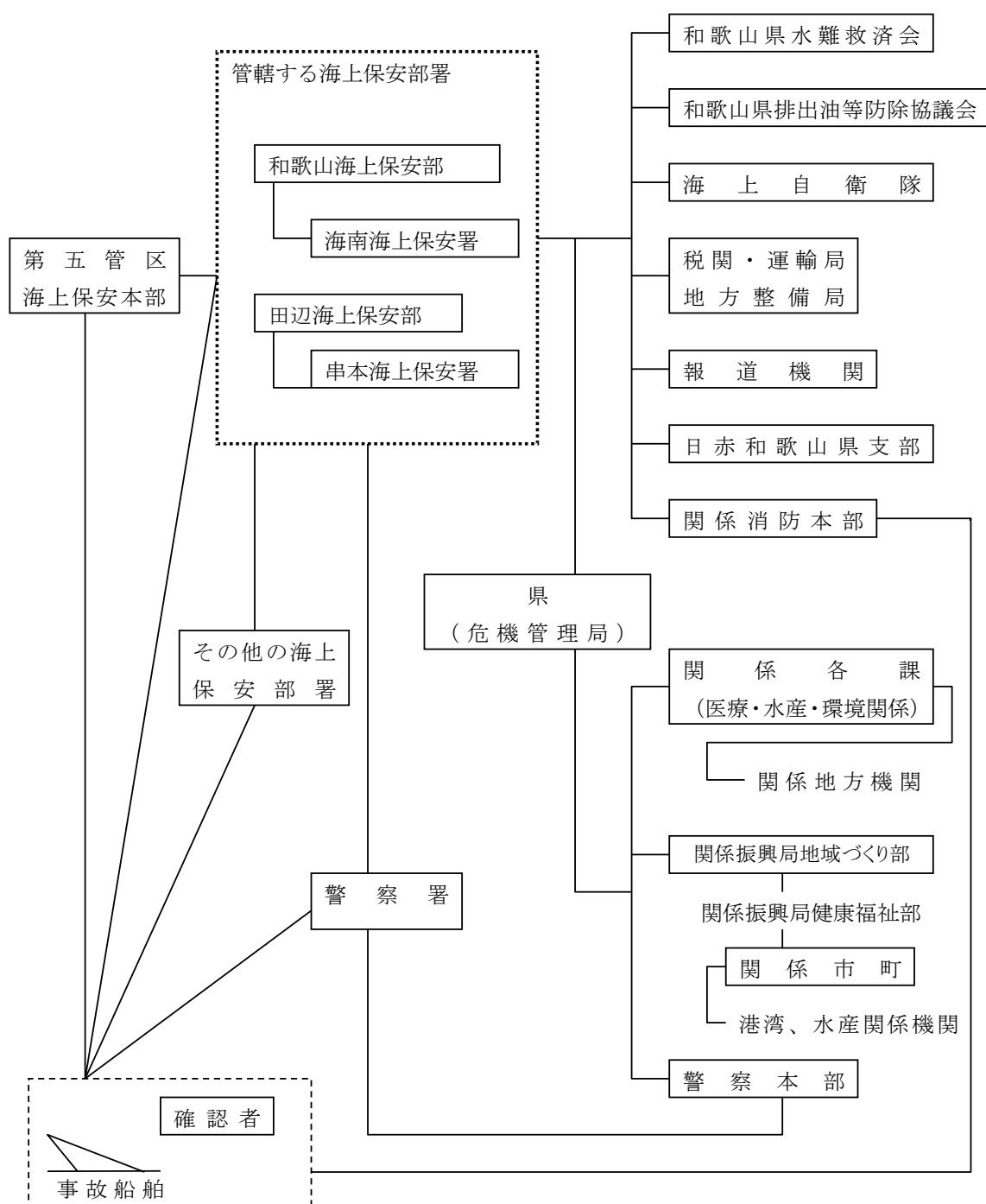
県土整備部	港湾空港振興課	土木班	措置
	港湾漁港整備課		2 在港船舶に対する災害の周知
	河川課		3 災害防止のための応急措置
警察本部	地域指導課	警察班	1 沿岸部における地域安全及び警戒活動

3 実施要領

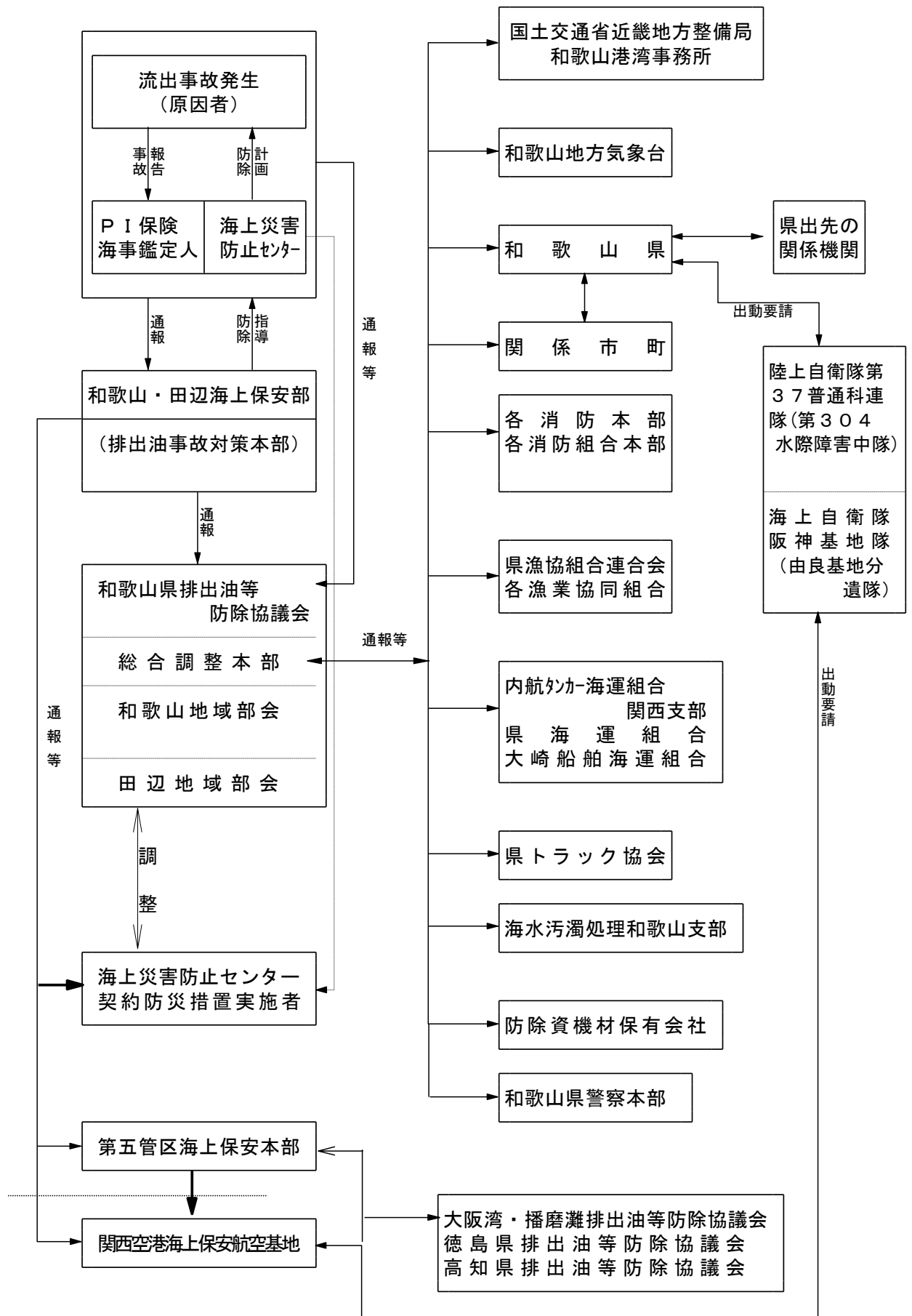
(1) 通報連絡体制

○ 防災関係機関等における通報連絡は、次により行う。

(但し、流出油等事故災害の場合は、上記の他、和歌山県排出油等防除協議会の連絡体制を併用する。)



○和歌山県排出油等防除協議会連絡体制



○ 船舶に対する周知は、次により行う。

機 関 名	周 知 手 段	対 象 船 舶
海 上 保 安 部 署	無線電話、船舶電話、拡声器、航行警報	船 舶 全 般
巡 視 船 艇 等	無線電話、船舶電話、拡声器、ライトメール、漁業無線	
放 送 局	ラジオ、テレビ	
港湾・漁港管理者	拡声器	在 港 船 舶
漁 業 用 海 岸 局	漁業無線	港 外 漁 船

なお、必要に応じて航空機により上空から一般航行船舶への周知を行う。

○ 住民に対する周知は、次により行う。

機 関 名	周 知 手 段	周 知 事 項
関係市町村（消防機関）	広報車、防災無線等	ア 災害の状況
警 察	パトカーの拡声器	イ 防災活動の状況
海 上 保 安 部 署	巡視船艇の拡声器	ウ 火気使用及び交通等の制限事項
放 送 局	ラジオ、テレビ	エ 避難準備等の一般的注意事項
		オ その他必要事項

なお、必要に応じて航空機により上空から沿岸住民への周知を行う。

4 警戒措置

(1) 海上警戒

○ 実施機関は、災害現場における航行船舶の安全を確保するため、次により、海上警戒及び船舶交通の整理を実施する。

実 施 機 関 名	措 置 の 内 容
海 上 保 安 部 署	ア 船舶の航行制限及び禁止 イ 在港船舶に対する移動命令及び誘導 ウ 警戒区域等の設定 エ 巡視船艇等の配置による現場警戒及び交通整理 オ 現場周辺における火気使用の制限 カ 流出油等の監視パトロール
その他の防災関係機関	海上保安部署が行う海上警戒に対する協力

(2) 沿岸警戒

○ 実施機関は、流出油等による災害が沿岸地域に波及するおそれがある場合は、当該地域における現場警戒に従事し、次の措置を実施する。

実 施 機 関 名	措 置 の 内 容
市 町 村	1 沿岸住民に対する火気の使用制限及び禁止等自衛措置の指示、勧告 2 流出油等の漂着に係る監視パトロール
県	流出油等の漂着に係る監視パトロール
警 察	沿岸地域の交通制限等

5 応急措置

(1) 海上流出油等対策（通常の防御体制では、すべての重油等を海上で回収することが不可能な場合を想定）

○ 各実施機関は、海上に大量の油等が流出し、沿岸に漂着し又は漂着のおそれがある場合は、流出油等災害の拡大を防止するため、和歌山県排出油等防除協議会等関係機関と連携を図りながら、次に掲げる応急措置を行う。

海上保安部署	ア 航行中の船舶及び関係機関への伝達 イ 巡視船艇による現場警戒及び海上交通の整理 ウ 巡視船艇・航空機による流出油等の状況把握と関係機関への通報 エ 遭難船舶の救助、消火活動、油等の拡散防止装置 オ 海上における流出油等防除 カ 流出油等防除作業の技術指導 キ 応急措置義務者（災害発生船舶の船長等）、防除措置義務者（船舶所有者等）及び関係者に対する指導及び命令 ク 海上保安庁長官等の指示を受けて行う海上災害防止センターの防除措置に対する具体的指示 ケ 船舶所有者等の委託を受けて行う海上災害防止センターの防除措置に対する指導、助言
県	ア ヘリコプター、船舶等による災害情報の収集及び伝達 イ 応急措置に関する市町村及び関係機関との連絡調整 ウ 防除資機材の調達 エ 沿岸の監視及び漂着した流出油等の除去
市 町 村	ア 流出油等の状況把握 イ 関係機関との連絡調整 ウ 防除資機材の調達 エ 沿岸の監視及び漂着した流出油等の除去 オ 回収油等の保管
海上災害防止センター	ア 海上保安庁長官等の指示による排出油等の防除のための措置 イ 船舶所有者等の委託による海上防災のための措置 ウ 保有している油回収船、オイルフェンスその他の船舶、機械器具及び資材の船舶所有者等への供与 エ 船舶所有者等の委託による海上防災のための措置に関する指導及び助言
その他の関係機関	海上保安部署、県、市町村等が実施する応急措置に対する協力

○ 県本部長は、上記のほか、次の措置を講じる。

ア 防除活動用の資機材が不足するときは、隣接県等に対し、調達又はあつせんを要請する。

イ 人命救助及び被害の拡大防止のために必要と認めるときは、自衛隊に対し、災害派遣を要請する。

ウ 災害応急対策の長期化が予想されるときは、関係団体等の協力を得て、食料、飲料

水、医薬品、燃料等の確保を図る。

(2) 海上災害における人身事故等（遭難者、行方不明者、死傷者等の数が多く、国の機関の通常体制では対応不可能な場合を想定）

○ 各実施機関は、相互に協力し、次に掲げる応急措置を行う。

ア 搜索、人命救助、救護

イ 消火活動、延焼防止

ウ 応急資機材の調達

エ 遭難船の移動

6 災害対策連絡調整本部の設置

災害関係機関相互間の連絡を緊密にし、強力かつ円滑に応急対策を実施するため必要があるときは、和歌山海上保安部長及び田辺海上保安部長又は地元市町長（ふ頭又は岸壁にけい留されたタンカー等の事故が発生した場合）は、県本部長と協議の上、災害対策連絡調整本部を次のとおり設置する。

構 成	海上保安部、県、警察、関係市町（消防機関を含む）港湾関係機関、海上災害防止センター（但し、海上保安庁長官等の指示又は、船舶所有者等の委託による場合）、事故発生責任機関並びにその他防災関係機関
設 置 場 所	海上保安部署庁舎又は、事故現場に近い適当な場所
任 務	災害情報の交換 総合的応急対策の策定並びに応急対策の調整 関係機関に対する協力要請
そ の 他	各防災関係機関は、連絡調整のため防災責任者を必要期間、災害対策連絡調整本部に常駐させる。

7 関係団体

和歌山県水難救済会並びに和歌山県排出油等防除協議会は、海上保安部をはじめ関係行政機関から協力を要請された場合は、これに協力するよう努めるものとする。

※油等・・・海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律（昭和45年法律第136号）第3条第2号に規定する油及び同条第3号に規定する有害液体物質を示す。

第2節 航空災害応急対策計画（大阪航空局、県県土整備部）

1 計画方針

本県における航空機の墜落炎上等により、多数の死傷者を伴う大規模な災害（以下「航空機災害」という。）が発生した場合、又はまさに発生しようとしている場合に、被害を最小限度にとどめるため応急対策を迅速かつ的確に講ずるものとする。

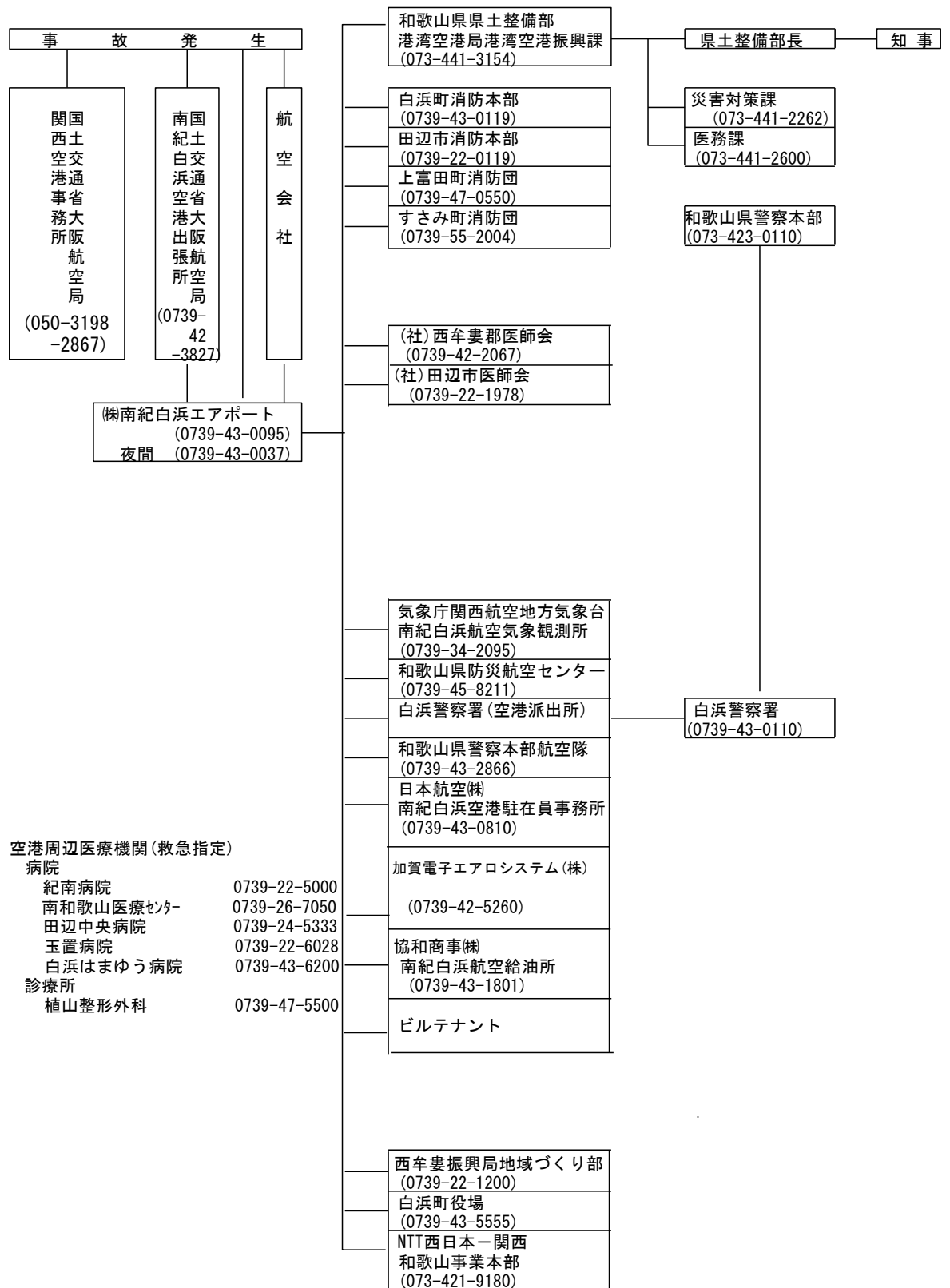
2 計画内容

(1) 関係機関に対する通報連絡

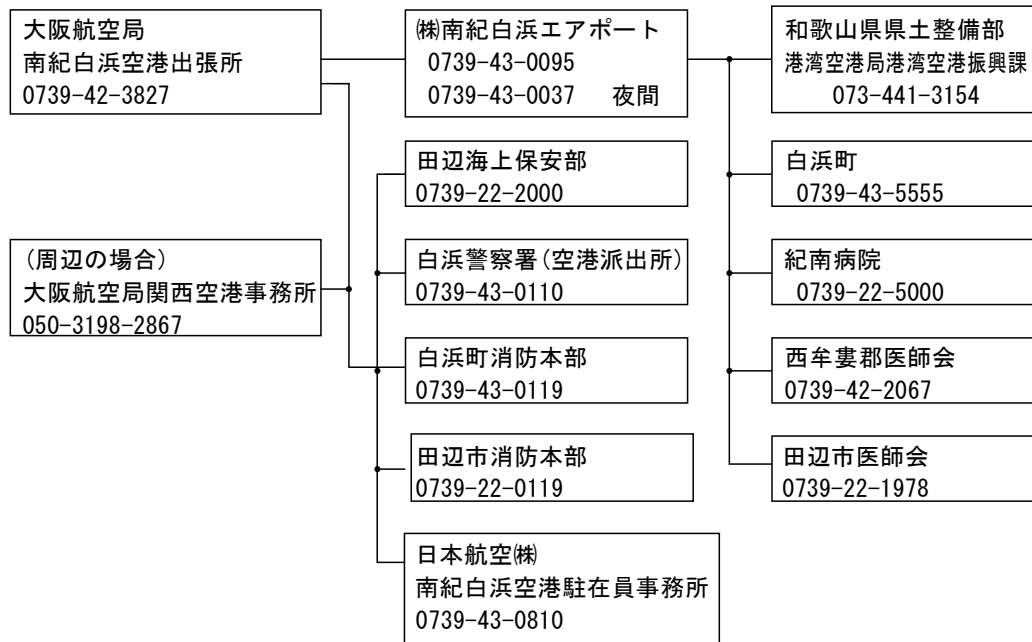
災害が発生し、又は発生のおそれがあると認めた場合で、関係機関の協力を要するときは、速やかに次の通信系統により通報連絡するものとする。

ア 南紀白浜空港内及び周辺の場合

(7) 消火救難の場合



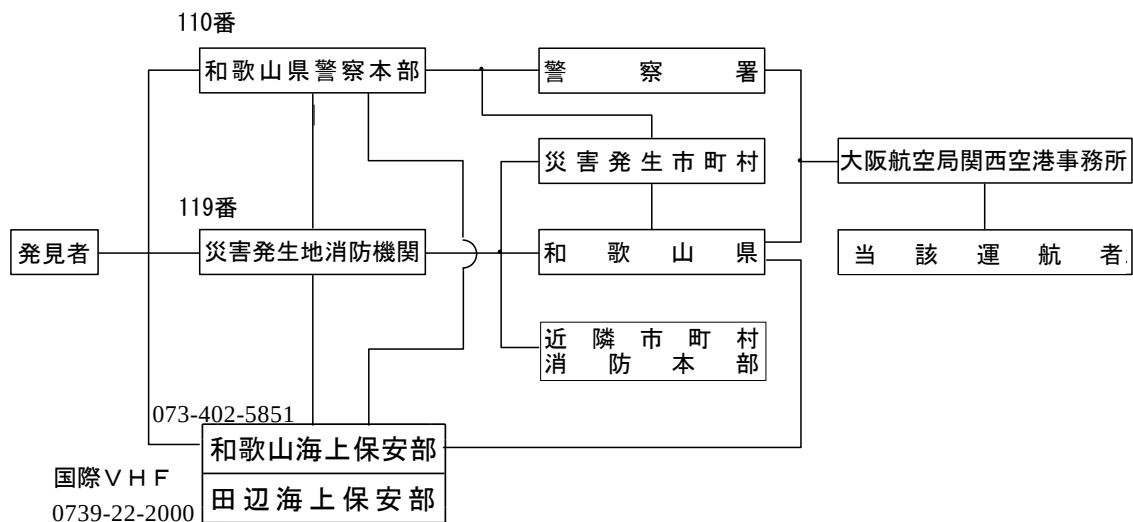
(イ) 搜索救難の場合



(注) 白浜町消防本部、田辺市消防本部への通報連絡は、発生地点が各消防本部管轄市町内の場合のみ行う。

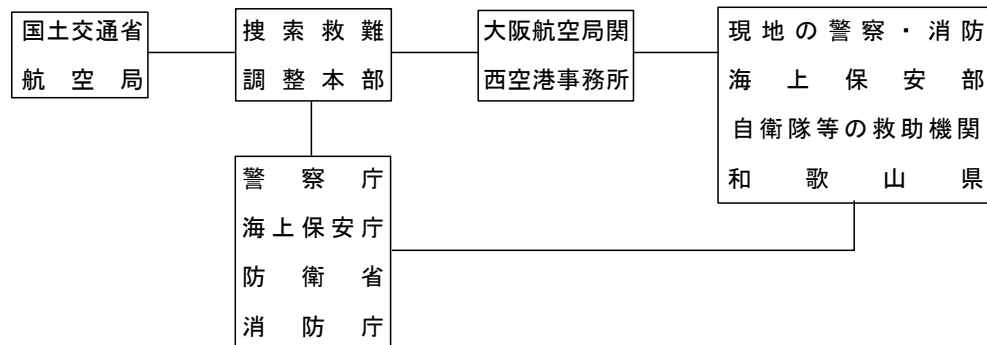
イ その他の地域の場合

(7) 発生地点が明確な場合(消火救難の場合)



(注) 和歌山・田辺海上保安部への通報連絡は、発生地点が沿岸及び沿岸海域の場合のみ行う。

(1) 発生地点が不明確な場合（捜索救難の場合）



(注) 捜索救難調整本部は、東京空港事務所に設けられる。

(2) 広 報

航空機災害が発生した場合の広報の方法は、次のとおりとする。

大阪航空局関西空港事務所、大阪航空局南紀白浜空港出張所、航空機災害に係わる航空会社、災害地市町村、和歌山県及び和歌山県警察本部等は、災害応急対策実施の理解を求めするため、報道機関を通じ、又は広報車の利用及び広報板の掲示等により、地域住民、旅客及び送迎者等に対して広報を行う。

- ア 市町村及び関係機関の実施する応急対策の概要
- イ 避難の指示、勧告及び避難先の指示
- ウ 乗客及び乗務員の住所、氏名
- エ 地域住民等への協力依頼
- オ その他必要な事項

(3) 消火救難活動

ア 南紀白浜空港内及び周辺の場合

「南紀白浜空港及びその周辺における消火救難活動に関する協定」、「南紀白浜空港の消火救難活動に関する協定」、「南紀白浜空港医療救護活動に関する協定」及び「南紀白浜空港消防救急業務実施要領」並びに「南紀白浜空港消火救難対策実施要領」に基づき、消火救難業務の迅速的確な遂行を期するものとする。

イ その他の地域の場合

(7) 実施機関

災害地市町村、災害地市町村消防機関、和歌山海上保安部及び田辺海上保安部（沿岸及び沿岸海域の場合）

(1) 協力機関

近隣市町村消防機関、和歌山県警察本部

(ウ) 実施事項

- ・ 航空機災害に係る火災が発生した場合、災害市町村長、市町村長の委任を受けた吏員及び当該消防機関の職員は、必要に応じて地域住民及び旅客の生命、身体の安全を図るとともに、消防活動の円滑化を期するため、警戒区域を設定する。
- ・ 災害の規模等が大きく、災害地市町村消防機関では、対処できないと思われる場合

は、近隣市町村消防機関に応援を求めるものとする。

- ・乗客、地域住民等の救出は、実施機関の協議に基づき、救出班を派遣し、担架等救出に必要な資器材を投入し、迅速に救出活動を実施する。

(4) 搜索救難活動

搜索救難活動については、警察庁、防衛省、国土交通省（航空局）、海上保安庁及び消防庁との間で締結されている「航空機の搜索救難に関する協定」に基づき、国土交通省が主体となり実施されるものであるが、現地の警察・消防等の各関係機関へ通報連絡するとともに、国土交通省をはじめとする各協定機関から搜索救難の協力要請がある場合は、その指示に基づき、迅速的確に対応する。

第3節 鉄道施設災害応急対策計画（西日本旅客鉄道(株)近畿統括本部和歌山支社、
南海電気鉄道(株)、紀州鉄道(株)）

＜西日本旅客鉄道(株)近畿統括本部和歌山支社＞

1 計画方針

本計画は、ＪＲ西日本に関する運転事故又は災害が発生し、若しくは発生が予測される場合の応急対策等について、定めるものとする。

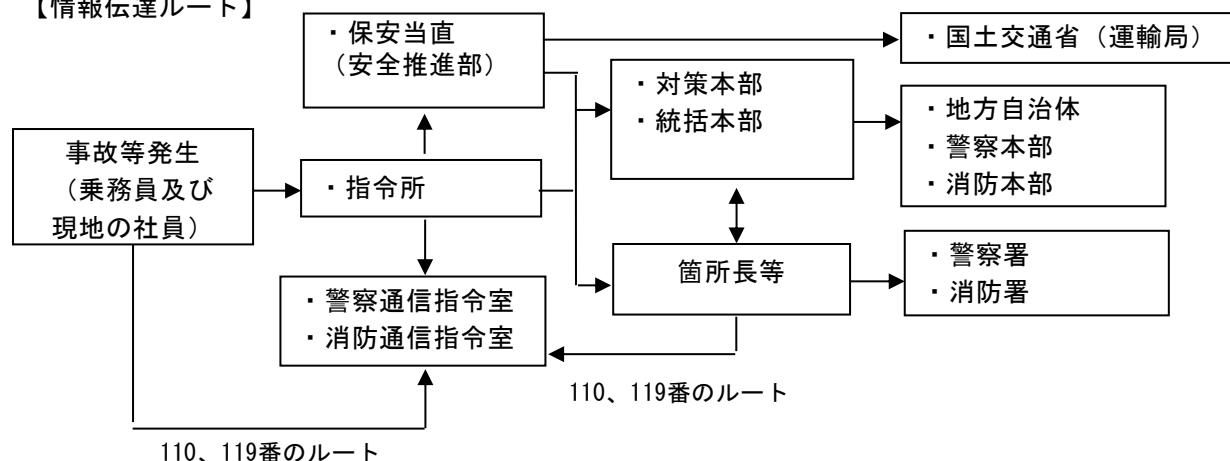
2 計画内容

災害等により、応急対策を実施する場合は、「近畿統括本部鉄道事故及び災害応急処置標準」により、事故災害対策非常体制をとり、旅客、公衆の安全及び輸送の確保に対処するものとする。

(1) 事故災害対策通信連絡体制

- 災害情報及び応急措置の連絡及び指示並びに被害状況の収集等の通信連絡は、列車無線、指令電話、鉄道電話等で行う。
- 事故等発生時の情報の伝達

【情報伝達ルート】



○ 部外機関への速報

指令所から事故等の速報を受けた場合、必要により次の部外機関に速報すること。

関係機関		連絡先		速報者
運輸局	近畿運輸局	鉄道部安全指導課	06-6949-6440 06-6949-6529 (FAX)	安全推進部長
		鉄道部技術・防災課	06-6949-6441 06-6949-6529 (FAX)	関係主管部長
	中部運輸局	鉄道部安全指導課	052-952-8031	安全推進部長
		鉄道部技術・防災課	052-952-8032	関係主管部長
府県	三重県	三重県庁防災対策部災害対策課	059-224-2189	経営企画部企画担当部長もしくは統括本部対策本部から速報を指示され
	滋賀県	滋賀県庁危機管理局	077-528-3436	
	京都府	京都府危機管理部原子力防災課原子力防災係	075-414-4473	
		京都府危機管理部災害対策課情報・対策係	075-414-4472	
	大阪府	大阪府庁政策企画部危機管理室	06-6944-6021	

	兵庫県	兵庫県庁企画管理部災害対策局災害対策課	078-362-9988(昼) 078-362-9900(夜)	た者
	奈良県	奈良県庁防災統括室	0742-27-8448	
	和歌山県	和歌山県危機管理局災害対策課 和歌山県危機管理局危機管理消防課	073-441-2262 073-441-2263	
		和歌山県地域振興部地域政策局総合交通政策課	073-441-2353	
市	京都市	京都市防災危機管理室	075-222-3210	経営企画部企画担当部長もしくは統括本部対策本部から速報を指示された者
	大阪市	大阪市危機管理室	06-6208-7388(昼) 080-5701-1996(夜)	
	堺市	堺市危機管理室	072-228-7605	
	神戸市	神戸市危機管理室	078-322-6232	
	姫路市	姫路市危機管理室	079-223-9522	
警察本部	三重県	警察本部	059-222-0110	経営企画部企画担当部長もしくは統括本部対策本部から速報を指示された者
	滋賀県	警察本部	077-522-1231	
	京都府	警察本部	075-451-9111 (内線5751, 5755)	
	大阪府	警察本部	06-6943-1234	
	兵庫県	警察本部	078-341-7441 平日昼間(内線5881) 夜間休日(内線5505)	
	奈良県	警察本部	0742-23-0110	
	和歌山県	警察本部	073-423-0110 平日昼間 (内線5756, 5757) 夜間休日	
鉄道警察隊	三重県	警察本部地域部鉄道警察隊	059-222-0110 (内線3594)	駅業務部長
	滋賀県	警察本部地域部鉄道警察隊	077-564-1116	
	京都府	警察本部地域部鉄道警察隊	075-682-0913	
	大阪府	警察本部地域部鉄道警察隊	06-6885-1234	
	兵庫県	警察本部地域部鉄道警察隊	078-382-0530	
	奈良県	警察本部地域部鉄道警察隊	0742-23-0110 (内線731, 373)	
	和歌山県	警察本部生活安全部地域指導課鉄道警察隊	073-423-0110	

○ 部外協力要請機関及び要請分担

部外機関名	連絡先	要請者	要請担当	記 事
自衛隊	知事	統括本部長	経営企画部 企画担当部長	窓口と調整
警察本部	本部長			窓口と調整
府県	知事			窓口と調整
鉄道警察	隊長		駅業務部長	
消防署	署長	駅長 保線区長	駅長 保線区長	大規模計画運休時には、駅長は必要により周辺企業（工場）、商業施設、学校等に運行計画を伝達する
警察署	署長			
市町村	市町村長			
病院等	病院等の長			
私鉄等	私鉄等の長	近畿総合指令所長	近畿総合指令所長	駅長が輸送指令に手配方を要請する
その他交通機関	関係機関の長	統括本部長	経営企画部	

			企画担当部長	
レッカー等復旧用重機械類及び化学薬品処理指導者、タンクローリー所有会社	所有会社の長	関係現場長	関係現場長	脱線復旧のレッカー車の手配については、関係指令から連絡を受けた車両復旧受持区所が判断し、必要と認めたときはレッカー車に出動を要請する。（その他の場合は関係現場長）
その他	関係機関の長	統括本部長	関係部長	

○ 対策本部の種別、設置標準及び招集範囲

種 別	設 置 標 準	招 集 範 囲
第 1 種 体 制	○お客様等に死亡者又は多数の負傷者が生じたとき、そのおそれがあるとき ○大津波警報が発表されたとき ○特に必要と認めたとき	全ての班 招集可能者の全員
	<自動的に設置（招集指示なし）> ○近統エリアにて震度5弱以上の地震が発生したとき	
第 2 種 体 制	○お客様等に負傷者が生じたとき又はそのおそれがあるとき ○南海トラフ臨時情報（巨大地震警戒）が発表されたとき ○復旧等に長時間（概ね1日以上）要するとき ○必要と認めたとき	必要な班 招集可能者の半数程度
第 3 種 体 制	○事故等の発生又は災害等のおそれにより、情報収集、復旧等が必要なとき ○南海トラフ臨時情報（調査中・巨大地震注意）が発表されたとき ○津波警報が発表されたとき、海外等遠地での地震により津波警報の発表が予想されるとき ○津波注意報の発表または近隣支社で警報以上が発表され、特に必要と認めたとき ○本社がBCP対策会議を開催するとき ○気象庁発表にて、特別な注意が呼びかけられているとき ○その他必要と認めたとき	必要な班 必要な人数
初 動 対 応 室	○事故等が発生し情報収集や復旧等が必要なとき	近畿総合指令所長 必要な人数
情 報 連 絡 体 制	○関係社員への迅速な状況伝達、関係部間で情報収集や共有を行う必要があるとき ○台風、大雨、積雪等により広範囲な災害や輸送障害等が発生する恐れがあるとき ○災害等の発生に伴い、対策本部設置の基準に至らないが、近畿統括本部としての対応が必要なとき	必要な班 必要な人数

○ 基本構成

以下の構成を標準とする

[第1～3種体制]

○統括本部対策本部

統括本部

対策本部長

(統括本部長)

副本部長

(統括本部経営企画部長・安全推進部長)

事務局

(安全推進部)

部外対応班(班長) 経営企画部(企画) 担当部長
(副班長) 運輸車両部(運輸) 担当部長

広報班(班長) 経営企画部(総務) 課長

社員動員班(班長) 経営企画部(人事) 担当部長

調達班(班長) 経営企画部(経理) 担当部長

被害者対応班(班長) 経営企画部(総務) 担当部長

(注)2

旅客救護・案内班(班長) 駅業務部長

輸送計画班(班長) 近畿総合指令所長
(副班長) 運輸車両部長

復旧班(班長)

復旧の主体となる主管部長または担当部長

駅業務部長、運輸車両部(車両) 担当部長

施設部長、電気部長

気象監視班(班長) 安全推進部 課長 (注)3

調査班(班長) 安全推進部 課長

大工所対策本部班(班長) 所長

大電所対策本部班(班長) 所長

※関連する場合、JR貨物関西支社を招集

○現地対策本部

現地対策本部長

(支社長・管理部長)

事務局

(安全推進部)

部外対応班(班長) 課長(地域共生)(関係エリア)
《派遣者》運輸車両部(運輸) 課長または
バリアフリー推進部 課長

広報班(班長) 経営企画部(総務) (注)4

社員動員班(班長) 経営企画部(人事) 課長 (注)4

調達班(班長) 経営企画部(経理) 課長 (注)4

被害者対応班(班長) 経営企画部(総務) 課長

旅客救護・案内班(班長) 駅業務部 課長

復旧班(班長)

復旧の主体となる主管部の課長又は関係の区所長

駅業務部課長、運輸車両部(車両) 課長

施設部課長、電気部課長

調査班(班長) 安全推進部 課長 (注)4

渉外班(班長) 工事所長等(大工所)

復旧班(班長) 関係技術課長もしくは工事所長等(大工所)

渉外班(班長) 工事所長等(大電所)

復旧班(班長) 関係課室長もしくは工事所長等(大電所)

(注)

- 1 対策本部の構成は上図を基本とするが、必要に応じて下位職が上位職を代行する。
- 2 被害者対応班は、第1種・第2種体制が設置された場合に構成となる。
- 3 事故等で気象の状況を看視する必要がある場合は設置しない。
- 4 急遽、和歌山・福知山エリアに関する事象が発生した場合の初動対応
現地対策本部の班長が到着するまでの間、他の職務と兼ねる等して以下の長が代行して対応を行う。
 - 現地対策本部
 - ・社員動員班 ・調達班 : (和歌山エリア) 地域共生 課長
(福知山エリア) 駅業務部 担当課長 (エリア在勤)
 - ・被害者対応班長 : 駅業務部 担当課長 (エリア在勤)
 - 現地における事故調査及び広報対応 : 関係の駅区所長
- 5 各班については、不要なものは設置しないこと。

<南海電気鉄道㈱、紀州鉄道㈱>

1 計画方針

本計画は、和歌山県の地域において民間鉄道の列車衝突、脱線、転覆、その他の事故により、多数の死傷を伴う鉄道災害が発生し、若しくは発生し得る可能性のある場合における応急救助対策等について、定めるものとする。

2 計画内容

重大事故その他風水害、火災、震災等の災害発生時における応急処理に関しては、各社の災害応急処理規定等の定めるところにより、災害応急対策を実施するものとする。

更に、災害により非常事態の発生した場合は、その情報収集事務の連絡非常措置及び応急対策を遂行するため、必要に応じて本社に災害対策本部を設置するとともに、災害の程度によって現地で非常措置や応急対策の指揮を必要と認める場合は、現地に現地本部を設置し応急対策に当たる。

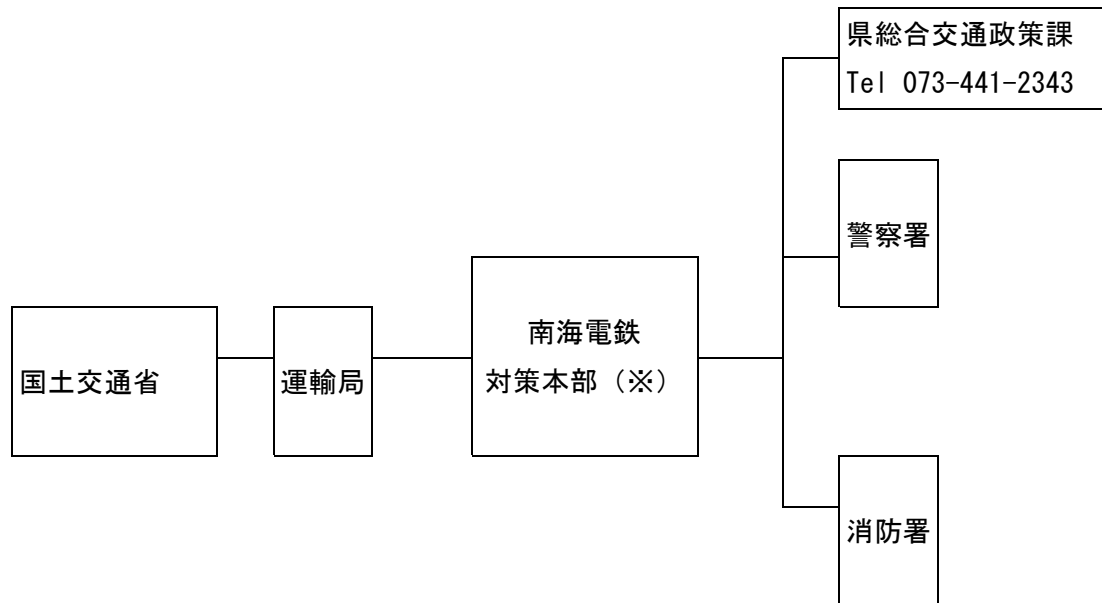
(1) 南海電気鉄道株式会社

ア 災害発生時の体制

災害の程度に応じ、次の体制を発令する。

体制区分	事 故・災 害の程度	対 策 本 部 長 及び副本部長	現 地 総括責任者
1号体制	◎ 災害対策規程に定める中央災害対策本部が設置されたとき ◎ 事故・災害の程度又は被害が多 大で社会的に大きな影響を及ぼすと 認められるとき	(本部長) 鉄道事業本部長 (副本部長) 鉄道事業本部副本部長	運輸車両部長
2号体制	◎ 列車衝突事故、列車脱線事故、 列車火災事故が発生したとき ◎ 乗客・乗務員等に死亡者が生じた とき ◎ 5人以上の死傷者が生じたとき ◎ 異常事態によりその影響が全 線に及ぶと認められるとき ◎ その他特に異例の事故・災害と認 められるとき	(本部長) 鉄道事業本部長 (副本部長) 鉄道事業本部副本部長	運輸車両部長

イ 通報及び連絡体制



※南海電鉄対策本部連絡先

[平日昼間 鉄道事業本部安全推進部] TEL 06-6644-7193

FAX 06-6644-7163

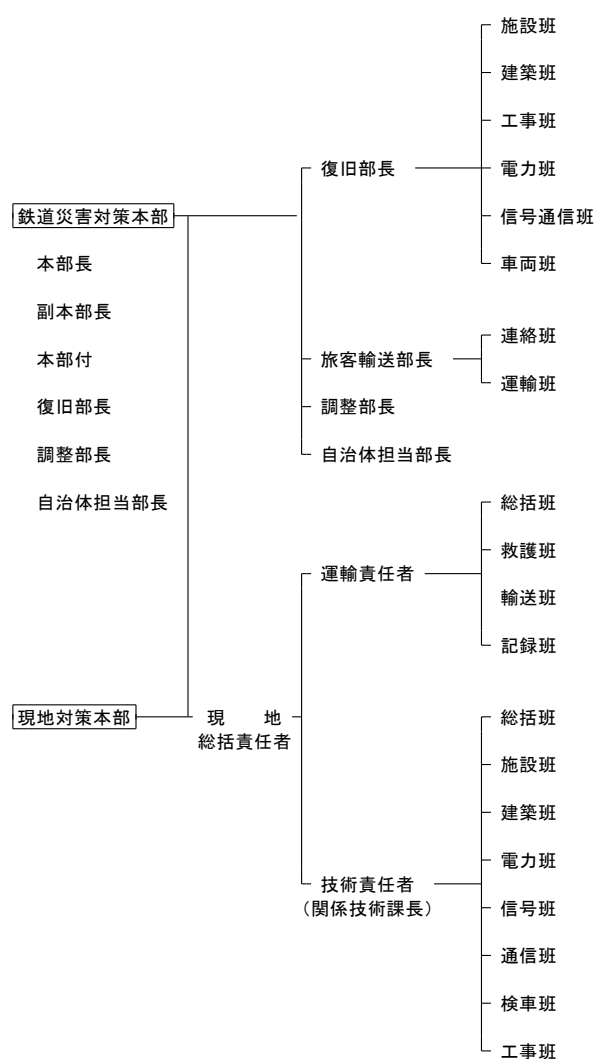
[夜間休日 輸送指令] TEL 06-6632-8400

FAX 06-6644-7162

ウ 非常招集

災害発生時の非常招集については、各部で別に定める。

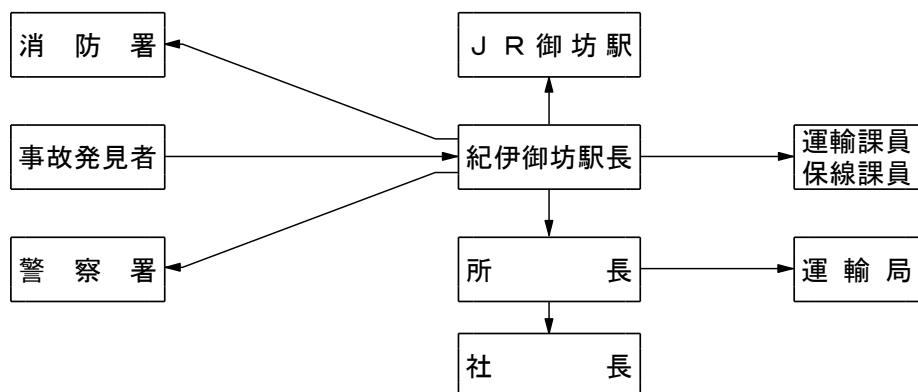
エ 災害対策本部及び現地本部の組織構成
体制の発令に伴い、次の組織を設置する。



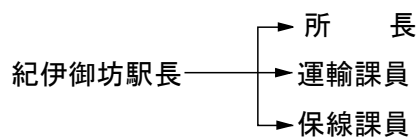
(2) 紀州鉄道株式会社

ア 事故発生時の通報及び連絡体制

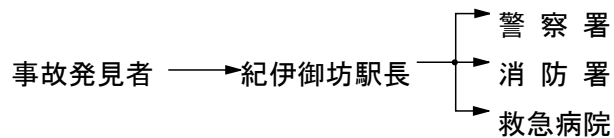
① 事故発生時の報告及び連絡系統



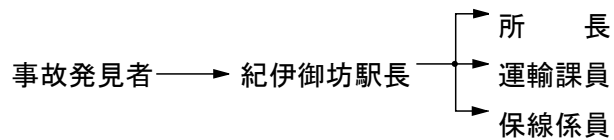
② 夜間、休日における事故発生時の非常召集体制



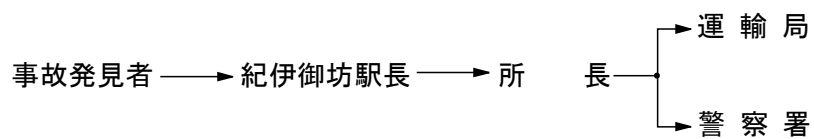
③ 事故発生時の救急機関への要請系統



④ 事故発生時の関係現場機関の出動体制



⑤ 監督官庁及び司法機関への連絡方法

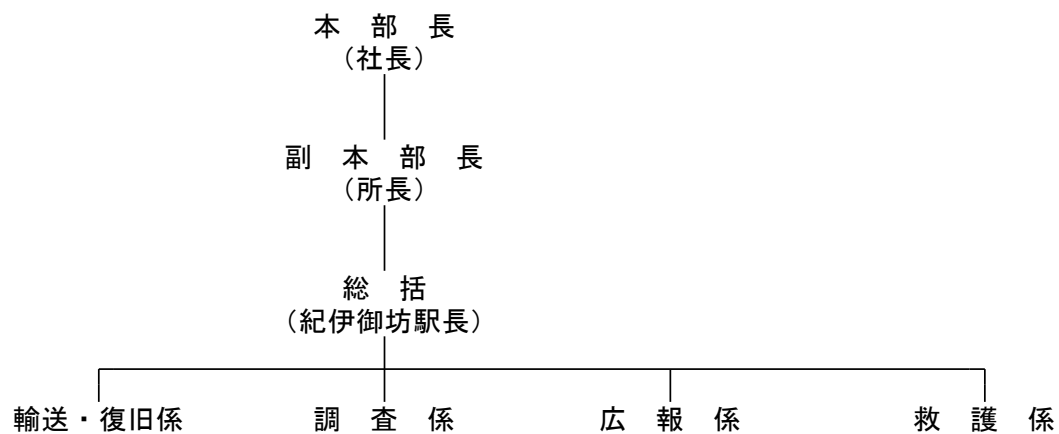


イ 事故又は災害発生時の体制

事故又は災害の程度により、以下の体制とする。

内容 体制	程 度	召集範囲
第 1 種	列車脱線又は乗客に死亡者若しくは多数の負傷者が生じた場合	全 員
第 2 種	踏切障害事故等により、6 時間以上本線に運転支障をきたす場合	全 員
第 3 種	その他必要と認めた場合	平常勤務者

ウ 災害対策本部組織図



第4節 道路災害応急対策計画（近畿地方整備局、西日本高速道路（株）、県県土整備部・ 県農林水産部・警察本部）

1 計画方針

本計画は、道路構造物の被災等により、多数の死傷者が発生した場合の応急措置について定める。

2 計画内容

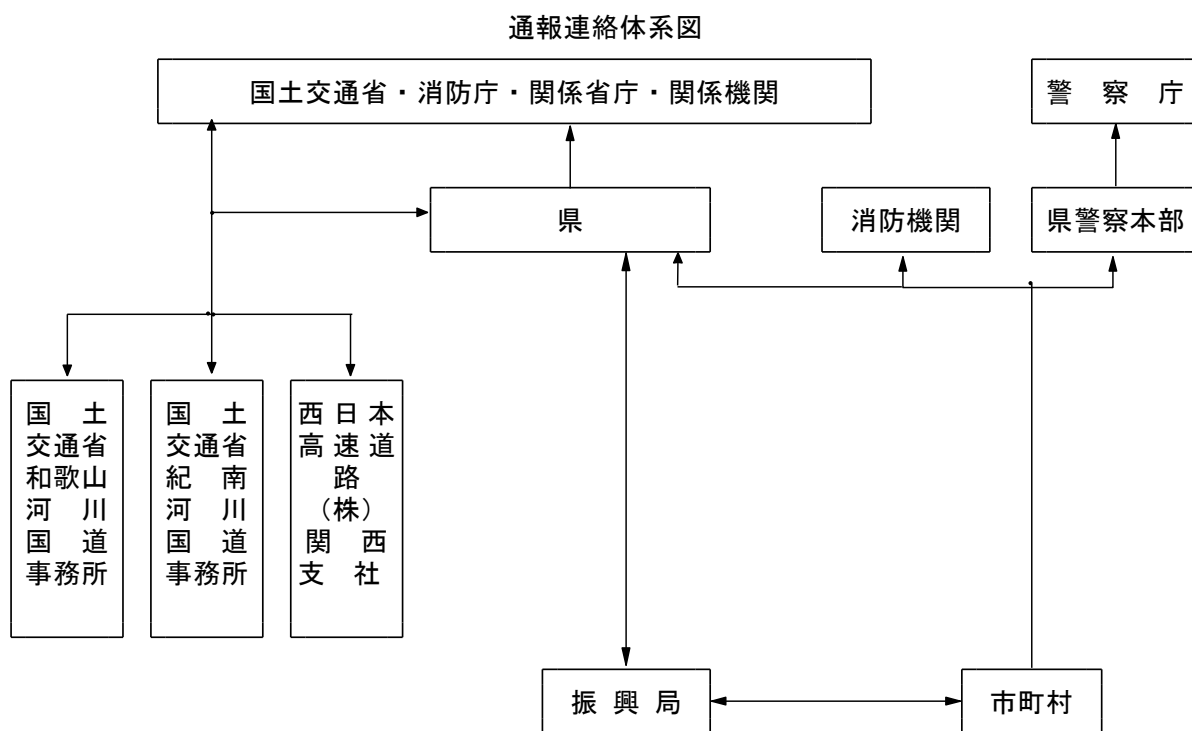
(1) 発生直後の情報の収集・連絡及び通信の確保

ア 道路構造物の被災等により大規模な事故が発生した場合、道路管理者は、速やかに所管する省庁及び関係機関に事故の発生を連絡するとともに、引き続き応急対策の活動状況、対策本部設置状況等を連絡する。

イ 市町村は、人的被害の状況を収集し、県へ連絡するとともに、引き続き応急対策の活動状況、対策本部設置状況、応援の必要性を連絡する。

ウ 県は、市町村から情報を収集するとともに、自らも被害状況を把握し、消防庁及び関係省庁に連絡する。

エ 県警察本部は、被害に関する情報を把握し、これを警察庁に報告する。



(2) 応急活動及び活動体制の確立

ア 道路管理者は、発生後、速やかに災害拡大防止のため必要な措置を講ずるものとする。

イ 関係機関は、「第1章 防災組織計画」の定めるところにより、発生後速やかに、必要な体制をとる。

(3) 救助・救急、医療及び消火活動

ア 道路管理者は、市町村等の要請を受け、迅速かつ的確な救助・救出の初期活動に資する

よう協力する。

イ 県及び市町村は、救助・救急活動を行うほか、被害状況の早急な把握に努め、必要に応じ、関係機関に応援を要請する。

ウ 救助・救急活動に必要な資機材は、原則として当該活動を実施する機関が携行するものとする。また、県及び市町村は、必要に応じ民間からの協力等により、確保するものとする。

(4) その他

ア 道路管理者及び上下水道・電気・ガス・電話等道路占有施設設置者は、所管以外の施設に被害が発生していることを発見した場合、当該施設を所管する者に直ちに応急措置を講ずるよう通報する。

イ 道路管理者は、類似の災害の再発防止のために、被災箇所以外の道路施設についても点検を行う。

ウ 県警察本部は、被災現場及び周辺地域並びにその他の地域において、交通安全施設点検を行う等必要な措置を講ずる。

エ 再発防止対策

道路管理者は、原因究明のための調査を行い、その結果を踏まえ再発防止対策を実施する。

第10章 在港船舶対策計画（和歌山・田辺海上保安部、県県土整備部）

1 計画方針

台風、高潮、津波等に際し、港内の船舶の災害対策は本計画によるものとする。

2 計画内容

(1) 台風襲来時等における船舶の災害を防止するため次の組織を通じ、適切な運営により事故防止の徹底を図る。

ア 日ノ御碕以北の沿岸部 ― 和歌山紀北地区台風・津波対策協議会（H17.3）

イ 日ノ御碕以南からすさみ町に至る沿岸部 ― 紀南地区海上安全対策協議会（H4.4）

ウ 新宮港 ― 新宮港安全対策協議会（H22.7）

(2) 在港船舶に対する措置

ア 在港船舶の動静を把握し、気象情報を伝達するとともに荷役の早期完了又は中止を勧告する。

イ けい船中の船舶、修繕中の船舶、しゅんせつ船等の早期避難を勧告する。

ウ 在港船舶全般に対し、十分な荒天準備の実施及び安全な泊地に避難するよう勧告する。

(3) 港内における障害物の措置

ア 漂流物、沈殿物その他航路障害物が生じたときは、巡視船艇により必要な応急措置を執るとともに、当該物件の所有者又は占有者に対し除去を命ずる。

イ 漂流物等のため、船舶の航行に危険があると認めた場合は、船舶交通の制限又は禁止を行うとともに、航行警報、水路通報等により、一般に周知を図る。

ウ 港湾管理者は、港内における漂流物その他航行に支障を及ぼすおそれがあるものを除去する。

(4) 和歌山下津港長及び田辺港長の措置

ア びょう地の指定

イ けい留施設使用の制限又は禁止

ウ 移動命令

エ 入港の制限又は禁止及び港外退去の命令又は勧告

オ 修繕中又はけい船中の船舶に対し、必要な船員の乗船命令

カ 木材けい留に関し、船舶交通の障害とならないよう流失防止及び沈木の処理等の条件を付し、かつ、港内巡視を強化し、適切な海上貯木を図る。

第11章 林野火災応急対策計画（近畿中国森林管理局、県危機管理部

・県農林水産部）

1 計画方針

林野火災から自然環境と県民の生命財産を守るため、出火の早期発見と延焼防止のための体制を整備し、森林所有者・管理者・森林組合（以下森林所有者等という）、地域住民、消防機関、県その他関係機関が連携して消火・救助活動に当たるものとする。

2 計画内容

(1) 出火の発見・通報

ア 出火発見者の義務

森林・原野等で火災の発生を発見した者は、直ちに最寄りの消防機関に通報しなければならない。また、発生した火災が微少な場合は、消防隊の到着までの間、地域住民等と協力して自身に危険が及ばない範囲内で初期消火活動に当たるものとする。

イ 地元消防本部の対応

通報を受けた消防機関は直ちに火災位置を確認し、消防隊を出動させるとともに次により関係機関に連絡し、所要の措置を要請する。

- ① 地元消防団 消火活動、飛び火等による延焼警戒及び住民等の避難誘導のための出動
- ② 森林所有者等 森林内の作業員の安全確保及び消火活動への協力
- ③ 県災害対策課 県防災ヘリコプターの緊急運航
- ④ 地元警察署 消防車両の通行確保のための交通規制
- ⑤ 地元市町村 地域住民及び登山者等の一時滞在者の安全確保

また、火災が複数の消防本部の管轄区域に及ぶおそれがある場合は、速やかに当該隣接消防本部に連絡し、協力を要請する。

ウ 県の対応

- ① 火災・災害等即報要領の即報基準に該当する火災として消防機関から報告を受けた場合は、直ちに国に報告する。
- ② 県防災ヘリコプターの緊急運航により、情報収集活動及び消火活動を行う。

(2) 消火・救出活動

ア 火災防御活動の実施

現場に出動した消防隊は、地元消防団・森林所有者等・県防災ヘリコプター等と協力して、効果的な消火活動及び延焼阻止活動を行う。

① 情報収集

消防隊は、消防団とともに自ら火災の発生・延焼状況についての情報を収集するほか、現地の林業関係者や地元住民からも情報を求めて早期の状況把握に努める。

現地に出動した県防災ヘリコプターは火災の延焼状況を空中から偵察し、地上の消防隊に情報を提供するとともに飛び火の警戒に当たる。

② 消火活動の実施

消防隊は消防ポンプによる消火活動のほか、背負いポンプ等を使った人海戦術による消火、県防災ヘリコプターによる空中消火等あらゆる手段を使って早期鎮火に努める。

また、消火活動による延焼阻止が難しいと判断されるときは、森林所有者等と調整のうえ、林業関係者等と協力して森林の伐開により臨時の防火帯を形成するなどして延焼を阻止するものとする。

イ 孤立者等の救出

現地に出動した県防災航空隊は、県防災ヘリコプターにより火災現場を空中から偵察し、孤立した負傷者及び退路を断たれた者等を発見したときは、直ちに他の業務に優先して救助活動を行う。

ウ 現地指揮本部の設置

火災の規模が大きく総員出動が必要な場合は、当該消防本部の消防長（消防本部を置かない市町村においては消防団長）を本部長とする現地指揮本部を現場近くに開設し、消火活動等の指揮にあたる。火災の区域が複数の消防本部の管轄区域にまたがる場合は、関係消防本部の消防長が協議して現地指揮本部長を定める。

(3) 避難・誘導

ア 森林内の滞在者の退去

地元市町村・警察・消防団等は、林野火災発生のお知らせを受けたときは直ちに広報車等により火災発生区域周辺に広報を行い、登山者等の森林内の滞在者に速やかに退去するよう呼びかける。道に迷った者等に遭遇したときは安全な避難路を指示し、必要に応じて安全地帯まで誘導する。

県防災ヘリコプターは、空から避難の呼びかけを行う。

イ 住民の避難

地元市町村長は、林野火災の延焼により住家等に危険が及ぶと判断したときは、住民に対し避難勧告等を行い、警察等と協力して住民を安全に避難させる。

(4) 広域応援等の要請

ア 消防の広域応援

消火にあたる消防本部の消防長は、当該消防本部単独での対処が難しいと判断される場合は県内の消防広域相互応援協定に基づき、他の消防本部に対し応援を要請する。

なお、知事は、県内の消防力だけでは当該林野火災への対処が難しい場合は、「紀伊半島三県災害等相互応援に関する協定」、関西広域連合による広域防災体制の枠組及び「近畿圏危機発生時の相互応援に関する基本協定」並びに消防組織法第44条の規定により「大規模特殊災害時における広域航空消防応援実施要綱」に基づき、他の都道府県及び消防機関所有のヘリコプターの派遣等を要請し、必要に応じて消防組織法第44条の規定に基づき、緊急消防援助隊の出動要請等を行う。

イ 自衛隊の派遣要請

市町村長は、消防力だけでは当該林野火災への対処が難しい場合は、知事に対し自衛隊の派遣要請を依頼する。知事は、依頼を受けたときは自衛隊に対し人員・車両・ヘリコプター等の派遣を要請する。

ウ 鎮火後の措置

消防機関は、林野火災鎮火後も再発に備えて、なおしばらく警戒にあたる。

第12章 危険物等災害応急対策計画

第1節 危険物施設災害応急対策計画（県危機管理部）

1 計画方針

危険物施設等は、地震災害時における火災、爆発、漏えい等の危険が予測されるので、危険物関係法令に基づく予防規定、自衛消防組織等を実効あるものとするとともに、火災、爆発、流出等を防止し、地震による危険物の被害を最小限にとどめ、施設の関係者及び周辺住民に対する危害防止を図る。

2 計画内容

(1) 事業所

危険物施設の管理者は、関係法令により定められた予防規程等によるほか、県、市町村、消防本部等と連携して、地震災害時における応急措置を次により実施するものとする。

ア 災害が発生するおそれのある場合の措置

- ① 情報及び警報等を確実に把握する。
- ② 施設内の警戒を厳重にするとともに保安要員を各部署に配備する。
- ③ 消防設備等を点検整備するとともに、危険物の流出、あるいは爆発等のおそれのある作業及び移送の停止並びに施設の応急点検と出火等の防止対策を講じる。
- ④ 初期消火要領の徹底及び混触発火等による火災の防止対策を講じる。

イ 災害が発生した場合の措置

- ① 消防機関及びその他の関係機関へ通報する。
- ② 消防設備を使用し災害の防除に努める。
- ③ 危険物施設等における詰替え、運搬等の取扱いを禁止し、災害の拡大誘発の防止に最善の方策を講じる。
- ④ 災害状況の把握及び災害拡大に伴う付近の状況等により避難等の処置を講じる。

(2) 市町村

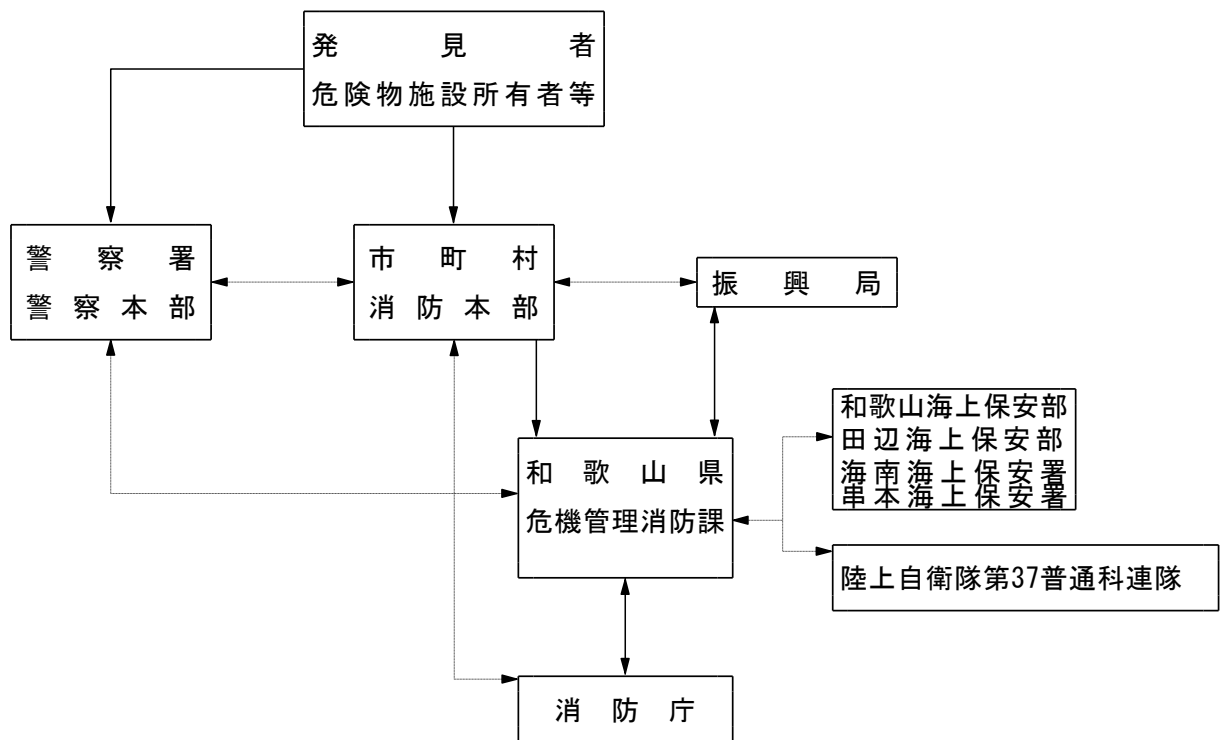
危険物施設の管理者と密接な連けいを保ち、災害の拡大を防止するための消防活動、負傷者等の救出、警戒区域の設定、広報活動及び避難の指示等必要な応急対策を市町村消防計画の定めるところにより実施するものとする。

(3) 県

危険物災害発生市町村及び国との連絡を密にするとともに、職員の防災体制等措置要領に基づき実施する。

(4) 通報連絡体制

危険物施設において事故・災害が発生した場合、次図により関係機関に通報する。



凡 例

—— 通常の連絡系統

- - - 必要に応じての連絡系統

第2節 火薬類災害応急対策計画（県危機管理部）

1 計画方針

火薬類による災害に際して、住民の生命及び財産を保護するために、この計画を定める。

2 計画内容

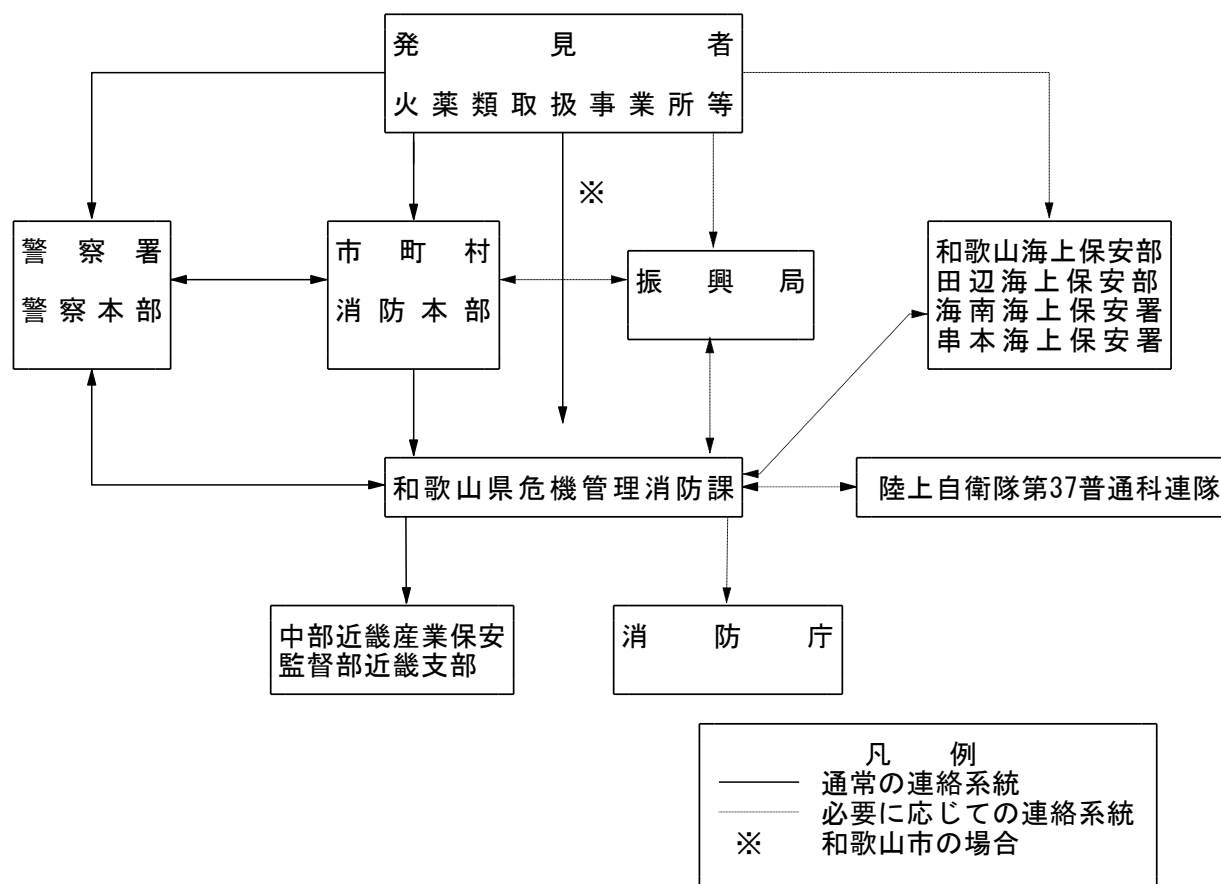
火薬類による災害の発生するおそれがある場合、又は、災害が発生したときは、災害の発生又は、拡大を防止するため速やかに次の応急措置を講じるものとする。

- (1) 火薬類貯蔵設備等の付近に火災が発生し、貯蔵中の火薬類に引火爆発のおそれがある場合には、設備等の管理者は、関係機関との連絡を密にし、速やかに火薬類を安全な場所に移し、見張人を付けて関係者以外の者を近づけないようにする。
- (2) 火薬類の搬出に余裕がない場合は、災害のおそれのある区域はすべて立入禁止とし、危険区域内にいる住民を避難させるための措置を講じる。
- (3) 災害が発生した場合、下図により消防機関、警察等のいずれかに通報するとともに、次の措置を講じる。

ア 立入禁止区域の設定及び交通規制

イ 被災者の救出、救護

ウ 消火及び防火、防爆活動並びに広報活動



第3節 高圧ガス災害応急対策計画（県危機管理部）

1 計画方針

高圧ガスによる災害に際して、住民の生命及び財産を保護するためにこの計画を定める。

2 計画内容

高圧ガスによる災害の発生するおそれがある場合、又は災害が発生したときは、災害の発生又は拡大を防止するため速やかに次の応急措置を講じるものとする。

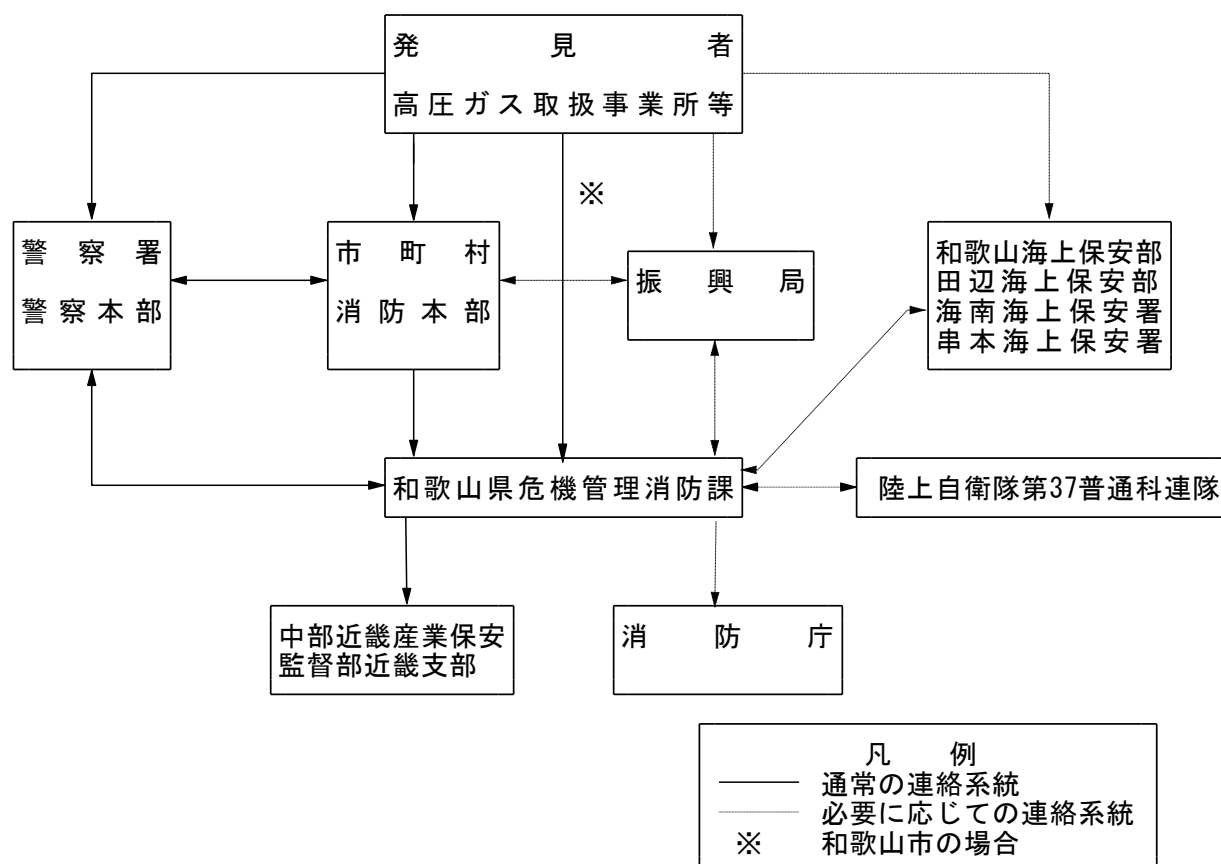
- (1) 高圧ガスによる災害が発生するおそれがある場合は、その施設等の管理者は、関係機関と連絡を密にし、速やかに適切な措置を講じる。
- (2) 上記の措置が執れない場合は、必要に応じ、危険地域内の住民の避難措置を講じる。
- (3) 高圧ガスによる災害が発生した場合、下図により消防機関、警察等のいずれかに通報するとともに、次の措置を講じる。

ア 立入禁止区域の設定及び交通規制

イ 被災者の救出、救護

ウ 消火及び防火、防爆、除害活動並びに広報活動

- (4) 必要に応じて、県内高圧ガス団体又は関係事業所の応援を求める。



第4節 毒物劇物災害応急対策計画（県福祉保健部）

1 計画方針

災害により毒物又は劇物保管施設が被害を受け、住民の保健衛生上危害を受け、又はそのおそれがある場合における応急対策については、県、消防機関、その他関係機関の協力のもとに、本計画の定めるところによる。

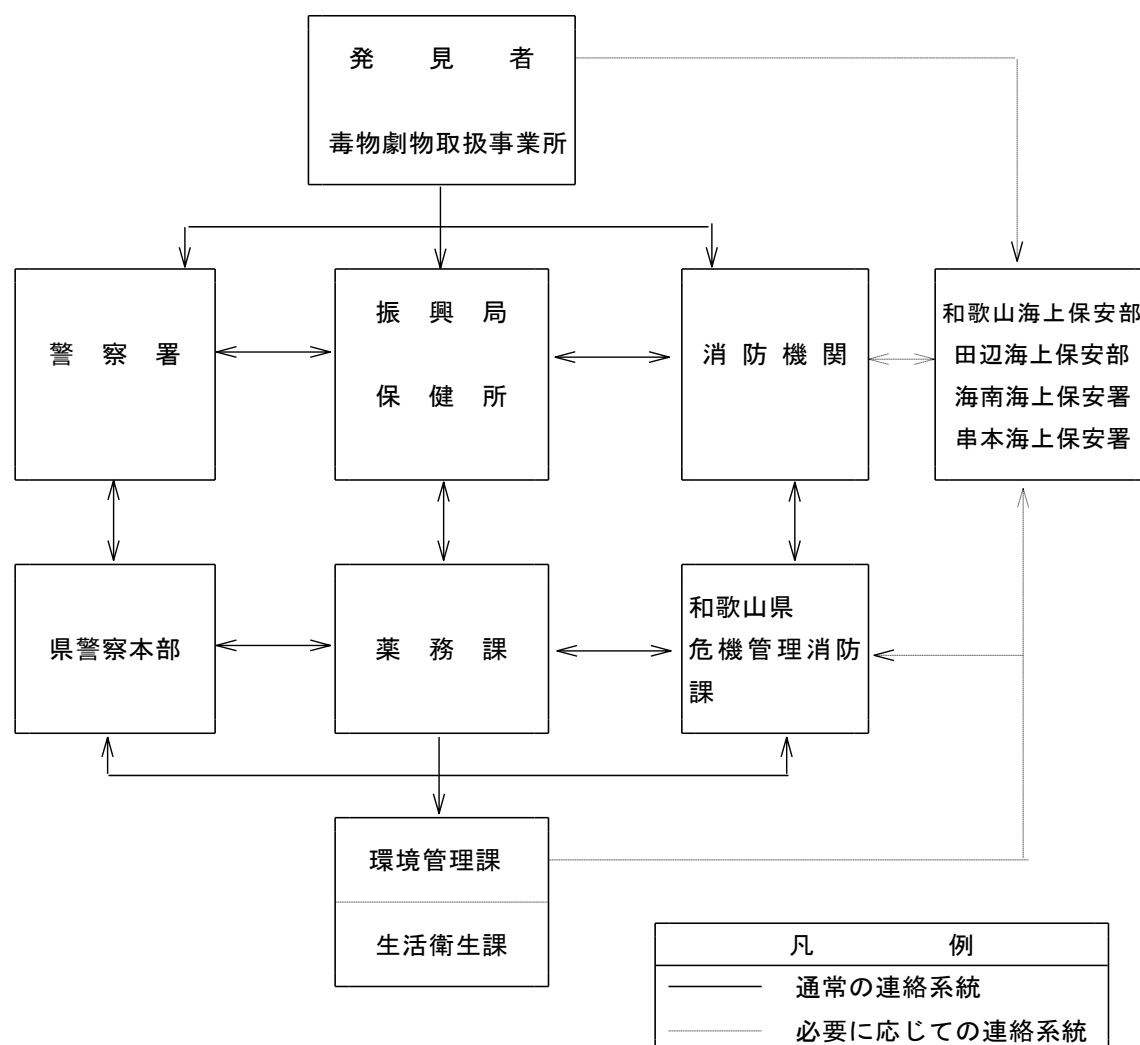
2 計画内容

(1) 災害発生時における毒物・劇物の流失・飛散・散逸等の事故発生の場合は、取扱責任者において、地域防災組織と連携し、回収その他保健衛生上の危害防止に必要な措置を講じるとともに、所轄の保健所・消防機関又は警察署に届け出るものとする（毒物及び劇物取締法第17条）

(2) 緊急措置

保健所（又は消防機関、警察署）は、毒物・劇物の流失散逸等の状況について把握するとともに、速やかに関係機関に情報を提供するものとする。

(3) 事故、災害が発生した場合の毒物・劇物の応急処理については、物質名及び物質量、現場の状況等を十分把握し行動するものとする。



第5節 放射性物質事故応急対策計画（県危機管理部）

1 計画方針

放射性物質の特殊性に鑑み、放射性物質による事故の発生するおそれ及び事故発生に対する防災関係機関の初動体制を確立するとともに、事故の発生するおそれ及び事故発生に対し迅速・的確な応急対策を実施して、住民の安全を確保するためにこの計画を定める。

2 計画内容

放射性物質による事故が発生するおそれがあるときは事故の発生を防止するため、及び事故が発生したときは事故による被害の拡大を防止するため、速やかに次の応急措置を講じるものとする。

- (1) 放射性物質取扱業者は、放射性物質による事故が発生するおそれのあるとき及び事故が発生したときは、速やかに国、県及び市町村等へ通報する。
- (2) 県は、事故の連絡、通報を受けたときは、消防庁及び防災関係機関に連絡、通報するとともに、原子力規制委員会と連絡調整を行う。又、事故に関する情報の収集を図り、原子力規制委員会の指導を得て事故に対する対応方針を決定するほか、その他の関係機関との連絡調整、住民への情報提供等を行う。

参考「放射線検出時対応マニュアル」は資料編 51-02-00

第6節 危険物、高圧ガス、火薬類輸送車両災害応急対策計画（県危機管理部、警察本部）

1 計画方針

危険物、高圧ガス、火薬類輸送車両の事故に伴う応急措置は、本計画により実施する。

2 計画内容

(1) 輸送従事者

輸送途上において事故が発生したときは、次の措置を講ずるほか、事故の状況並びに積載危険物の種類及び性状等に応じ適切な措置を講ずるものとする。

ア 消防機関及び警察官に通報する。

イ 付近住民並びに通行人に火気使用禁止及び風上への避難を呼びかける。

ウ エンジンの停止、安全弁の確認、初期消火等の措置を講じる。

エ 特に火薬類については、盗難防止、爆発防止等の適切な措置を講じる。

オ 高圧ガスについては、和歌山県高圧ガス地域防災協議会指定防災事業所の協力を求め適切な措置を講じる。

(2) 市 町 村

警戒区域の設定、火気使用禁止の広報及び避難の指示等必要な応急対策を、市町村消防計画の定めるところにより実施するものとする。

第7節 有害物質流出等応急対策計画(県環境生活部)

1 計画方針

- (1) 有害物質の流出及び石綿の飛散により住民の健康被害が生じ又はその恐れがある場合の応急対策についてはこの計画による。
- (2) この計画の対象とする有害物質は、人に健康被害を生ずるおそれのある以下の物質とする。
 - ア 大気汚染防止法施行令第3条の3第1号で規定されている吹付け石綿（レベル1）
 - イ 水質汚濁防止法第2条第2項第1号で規定される有害物質
- (3) 事業所敷地内の有害物質汚染対策は、原則として事業者が実施する。
- (4) 事業所敷地外の有害物質汚染対策は、事業者が県及び市町村と連携して実施する。

2 計画内容

(1) 石綿飛散応急対策（上記1-(2)-アの物質）

石綿飛散応急対策については、「災害時におけるアスベスト飛散防止対策マニュアル～吹付けアスベスト使用建築物からの飛散対策～」※1に基づき行うものとする。

ア 県は、市町村と協力してアスベスト台帳※2に基づき石綿飛散の恐れのある建築物等の損壊状況の把握を行うとともに、当該建築物等の所有者等に対し、石綿飛散防止応急対策や建築物の修繕及び解体作業時の石綿飛散防止対策を実施するよう指導する。

イ 吹付け石綿（レベル1）の廃棄物については、災害廃棄物処理計画に基づき適正に処理する。

ウ 県は、被災状況に応じて石綿の大気濃度測定を行い、住民に情報提供する。

エ 県及び市町村は、災害ボランティア、復興従事者及び住民等の石綿暴露防止対策として、石綿の吸引を防ぐ防じんマスクの着用を周知する。

(2) 有害物質流出応急対策（上記1-(2)-イの物質）

有害物質流出応急対策については、「巨大地震発生時の有害物質で汚染された災害廃棄物及び津波堆積物処理マニュアル【津波発生時の対策】」※3に準じて行うものとする。

ア 県は、市町村、関係機関及び事業所と連絡を取り、対象有害物質流出の有無、汚染状況を迅速かつ的確に収集する。

イ 事業者は、水質汚濁防止法第14条の2に基づき応急の措置を講じ、事故の状況及び講じた措置を県に届け出るとともに、市町村に報告する。

ウ 県及び市町村は、事業者が講じた応急の措置が十分でないと判断される場合は指導を行う。

エ 事業者は、被災状況に応じて、有害物質に汚染された土壌等の測定を実施する。

なお、測定場所の選定等においては、県及び市町村の協力を得て実施する。

オ 事業者は、有害物質の流出により住民の健康に被害が生じる恐れがある場合は、県及び市町村等に連絡するとともに、周辺住民へ広報を行う。

※1「災害時におけるアスベスト飛散防止対策マニュアル～吹付けアスベスト使用建築物からの飛散対策～」資料編 23-01-00 を参照

※2「アスベスト台帳」とは、飛散性が高い吹付け石綿（レベル1）が使用されている建築物及びその可能性がある建築物のリスト

※3「巨大地震発生時の有害物質で汚染された災害廃棄物及び津波堆積物処理マニュアル【津波発生時の対策】」資料編 23-01-01

第13章 公共的施設災害応急対策計画

第1節 公衆電気通信施設災害応急対策計画

本章は、「災害対策基本法」の定めるところにより、一般防災の災害応急対策に関する措置について、基本となる事項を定めたものである。

(西日本電信電話株式会社、株式会社NTTドコモ、エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社)

1 通報連絡

各対策組織相互の通報、連絡は情報を統括する組織を窓口として行う。

2 災害時における情報の収集及び連絡

(1) 情報の収集、報告

災害が発生し、又は発生するおそれがあるときは、重要通信の確保、若しくは被災した電気通信設備等を迅速に復旧するため、次の情報を収集し、対策組織の長に報告するとともに関係組織相互間の連絡、周知を行う。

ア 気象状況、災害予報等

イ 電気通信設備等の被害状況、そ通状況及び停電状況

ウ 当該組織の災害応急復旧計画及び措置状況

エ 被災設備、回線等の復旧状況

オ 復旧要員の稼働状況

カ その他必要な情報

(2) 社外関係機関との連絡

災害が発生し、又は発生するおそれがあるときは、必要に応じ当該区域を管轄する次の社外関係機関と災害対策に関する連絡をとる。

都道府県、市町村、警察、消防、水防及び海上保安の機関、地方郵政局、総合通信局、気象台、行政機関、報道機関、非常通信協議会、電力会社、交通運輸機関、自衛隊及びその他の必要な機関

3 警戒措置

災害予報が発せられた場合、報道された場合、若しくはその他の事由により災害の発生が予想されるときは、その状況に応じて、次に掲げる事項について警戒の措置をとる。

(1) 情報連絡用回線を作成するとともに、情報連絡要員を配置すること。

(2) 異常事態の発生に備えた監視要員を配置し、又は防災上必要な要員を待機させること。

(3) 重要回線、設備の把握及び各種措置計画の点検等を行うこと。

(4) 災害対策用機器の点検と出動準備、若しくは非常配置並びに電源設備に対し必要な措置を講ずること。

(5) 防災のために必要な工事用車両、資材等を準備すること。

(6) 電気通信設備等に対し必要な防護措置を講ずること。

- (7) その他、安全上必要な措置を講ずること。

4 通信の非常そ通措置

(1) 重要通信のそ通確保

災害等に際し、次により臨機に措置をとり、通信ふくそうの緩和及び重要通信の確保を図る。

ア 応急回線の作成、網措置等そ通確保の措置をとること。

イ 通信のそ通が著しく困難となり、重要通信を確保するため必要があるときは、「電気通信事業法」（昭和 59 年法律第 86 号）第 8 条第 2 項及び「電気通信事業法施行規則」（昭和 60 年郵政省令第 25 号）第 56 条の定めるところにより、臨機に利用制限等の措置をとること。

ウ 非常、緊急通話又は非常、緊急電報は、「電気通信事業法」（昭和 59 年法律第 86 号）第 8 条第 1 項及び「電気通信事業法施行規則」（昭和 60 年郵政省令第 25 号）第 55 条の定めるところにより、一般の通話又は電報に優先して取扱うこと。

エ 警察、消防、その他の諸官庁等が設置する通信網との連携をとること。

オ 電気通信事業者及び防災行政無線等との連携をとること。

(2) 被災地特設公衆電話の設置

「災害救助法」が適用された場合等には避難所に、り災者が利用する特設公衆電話の設置に努める。

(3) 携帯電話の貸出し

ドコモは、「災害救助法」が適用された場合等には避難所、現地災害対策本部機関等への携帯電話の貸出しに努める。

(4) 災害用伝言ダイヤル等の提供

地震等の災害発生により著しく通信ふくそうが発生した場合は、安否等の情報を円滑に伝達できる災害用伝言ダイヤル等を速やかに提供する。

5 災害時における広報

- (1) 災害の発生が予想される場合又は発生した場合に、通信のそ通及び利用制限の措置状況および被災した電気通信設備等の応急復旧状況等の広報を行い、通信のそ通ができないことによる社会不安の解消に努める。
- (2) テレビ、ラジオ、新聞等の報道機関を通じて広報を行うほか、必要に応じてホームページや支店前掲示等により直接当該被災地に周知する。
- (3) 災害用伝言ダイヤル等を提供した場合、交換機よりのふくそうトーカー案内、避難所等での利用案内を実施する他、必要に応じて報道機関、自治体との協力体制により、テレビ、ラジオ、防災無線等で利用案内を実施する。

6 対策要員の確保

- (1) あらかじめ定められた対策要員は、夜間、休日に災害発生のおそれがある場合、気象地象情報その他の情報に留意し、非常態勢の発令に備える。
- (2) 対策要員は、非常態勢が発令された場合は、速やかに所属する対策本部に出動する。
- (3) 対策要員のうち交通途絶等により所属する対策本部等に出動出来ない対策要員は、最寄

の事業所に出動し、所属する対策本部等に連絡のうえ、当該事業所において災害対策活動に従事する。

- (4) 災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、業務の運営、若しくは応急復旧に必要な動員を円滑に行うため、次に掲げる事項について、あらかじめその措置方法を定めておく。

- ア 社員の非常配置及び服務標準
- イ 社員の非常招集の方法
- ウ 関係組織相互間の応援の要請方法

7 グループ会社に対する協力の要請

非常態勢を発令した場合には、関係グループ会社に連絡するとともに、必要な災害対策要員、災害復旧用資機材、車両等について協力を要請する。

8 社外機関に対する応援又は協力の要請

災害が発生し、又は発生が予想される場合において、必要に応じて、社外機関に対して次の事項について応援の要請又は協力を求める。また、平常時からあらかじめその措置方法を定めておく。

(1) 要員対策

工事会社等の応援、自衛隊の派遣を要請する。

(2) 資材及び物資対策

地方公共団体等に対する燃料、食糧等の特別配給を要請する。

(3) 交通及び輸送対策

ア 人員又は災害対策用機器、資材及び物資等の緊急輸送に必要な車両等について、交通制限又は輸送制限に係る特別許可を申請する。

イ 災害時等、緊急輸送のための運送業者の協力、若しくは自衛隊等に対し輸送の援助を要請する。

(4) 電源対策

商用電源の供給、自家発電用エンジンの燃料、非常用電源装置の燃料、オイル及び冷却水等の確保・供給を関係者に要請する。

(5) お客様対応

お客様に対して故障情報、回復情報、ふくそう回避策及び、利用案内等について情報提供を行うとともに、報道機関の連携を図る。

(6) その他必要な事項

9 対策要員の広域応援

大規模地震等により、大都市、若しくは広範囲な地域において災害が発生した場合、被災施設等の迅速な復旧を図り、通信サービスの確保に万全を期するため、西地域会社、東地域会社、長距離会社及びドコモグループ各社、並びにグループ会社、工事会社等の稼働を含めた全国規模による応援組織の編成、応急復旧用資機材の確保と輸送体制、応援者等の前進基地の設営及び作業体制等について計画に基づき確立して運用する。

10 災害時における災害対策用資機材の確保

(1) 調達

対策組織の長は、予備品、貯蔵品等の在庫量を確認し、調達を必要とする資機材は現地調達もしくは資材部門等に要求する。

(2) 輸送

災害対策用資機材の輸送は、あらかじめ契約しているヘリコプター、車両等により行う。

(3) 災害対策用資機材置場等の確保

災害時において必要に応じて、災害対策用資機材置場、臨時ヘリポートおよび仮設用地等を確保する。この確保が困難と思われる場合は、当該地方公共団体の災害対策本部に依頼して迅速な確保を図る。

11 設備の応急復旧

災害に伴う電気通信設備等の応急復旧は、恒久的復旧工事との関連並びに情勢の緊急度を勘案して、迅速・適切に実施する。

(1) 被災した電気通信設備等の復旧は、サービス回復を第一義として速やかに実施する。

(2) 必要と認めるときは、災害復旧に直接関係のない工事に優先して、復旧工事に要する要員、資材及び輸送の手当てを行う。

(3) 復旧にあたっては、行政機関、ライフライン事業者と提携し、早期復旧に努める。

(KDDI株式会社)

1 情報の収集及び連絡

災害が発生し、又は発生するおそれがあるときは、通信の疎通を確保し、又は被災した通信設備等を迅速に復旧するため、次により情報の収集及び連絡を行う。

(1) 災害の規模、気象等の状況、通信設備等の被災状況等について情報を収集し、社内関係事業所間相互の連絡を行う。

(2) 必要に応じて社外関係機関と災害応急対策等に関する連絡を行う。

2 準備警戒

災害予報が発せられた場合等において、通信の疎通に重大な支障を及ぼす事態が予想される場合は、その状況に応じ緊急連絡用設備等の運用に必要な措置、異常事態の発生に備えた監視要員の配置、防災上必要な要員の待機、災害対策用機器の点検と出動準備、電源設備に対する必要な措置、伝送路の代替設定の準備、他の中央局における代替運用の準備等の準備警戒措置をとる。

3 防災に関する組織

(1) 災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において必要があると認めるときは、別に定めるところにより社内に災害対策本部等を設置する。

(2) 災害対策本部等は、災害に際し、被害状況、通信の疎通状況等の情報連絡、通信の疎通確保、設備の復旧、広報活動その他の災害対策に関する業務を行う。

4 通信の非常疎通措置

- (1) 災害に際し、通信の疎通に重大な支障を及ぼす事態が生じたときは、臨時回線の設定、災害対策用設備等の運用等により臨機の措置をとるとともに関係電気通信事業者に必要な協力を要請し、重要な通信の確保を図る。
- (2) 通信の疎通が著しく困難となり、重要な通信を確保するため必要があるときは、電気通信事業法第8条第2項及び電気通信事業法施行規則第56条の定めるところにより、利用制限等の措置をとるものとする。

5 設備の応急復旧

被災した通信設備等の応急復旧工事は、他の一般の諸工事に優先して、速やかに実施するものとする。

6 設備の復旧

被災した通信設備等の復旧工事は、応急復旧工事終了後、速やかに被害の原因を調査分析し、その結果に基づいて必要な改良事項を組み入れて設計し、実施する。

(ソフトバンク株式会社)

ソフトバンク株式会社は、連携を図りながら、次のとおり応急対策を実施することとする。

1 災害発生直後の対応

- (1) 情報収集および被害状況の把握

設備の被害状況の把握、復旧に必要な資材、要員の確保。

- (2) 防災組織の確立

災害発生時、速やかに通信ネットワークの復旧対応を行う体制をとり、社内基準に基づき災害対策本部を設置し、ネットワーク復旧対策を講じる。また、必要に応じて、全国から要員派遣、復旧資材を含めた物資供給等を行う。

2 復旧作業にいたるまでの対応

- (1) 応急措置

大災害発生時に輻輳拡大による、通信ネットワークのシステムダウン（通信障害）を防ぎ、電気通信事業法の定めに従って110番や119番などの重要通信の疎通を確保するため、輻輳の規模に応じて一般通信サービスを一時的に規制する場合がある。

- (2) 応急復旧

移動電源車・移動無線基地局車・可搬型基地局による復旧。基地局停電対応として、移動電源車を出動させ電源を確保する。基地局が利用できなくなった場合には、移動無線基地局車を出動させ、通信エリアを確保する。また、小規模な避難所等には可搬型臨時基地局を設置し、通信サービスを復旧させる。

- (3) 公共機関による復旧活動への支援・協力

災害救助法適用時には公共機関の借用依頼に応じて、災害復旧活動に利用する携帯電話、衛星電話の貸出を行う。（借用台数等、依頼内容によっては貸出できない場合あり。）

- (4) 災害時のWEBサイト・報道発表による障害状況および復旧状況の告知大規模災害が発生した場合には、被災地における障害状況や復旧状況、臨時基地局の稼働状況、ソフトバンクショップの営業状況などを、WEBサイトで地図等を用いて情報を公開する。

(楽天モバイル株式会社)

(1) 情報収集と連絡

災害が発生し、または発生するおそれがあるときは、重要通信の確保または被災した電気通信設備等を迅速に復旧するため、次により情報収集と連絡を行う。

① 災害の規模、気象、停電、道路等の状況、電気通信設備等の被災状況、災害応急復旧計画および実施状況、復旧要員の稼働状況等について情報収集し、社内関係事務所間相互の連絡を行う。

② 必要に応じて社外関係機関と災害応急対策等に関する連絡を行う。

(2) 警戒措置災害予報が発せられた場合、報道された場合、またはその他の事由により災害の発生が予想されるときは、その状況に応じて警戒の措置を取る。

(3) 重要通信の疎通確保

① 災害等に際し、通信輻輳の緩和および重要通信の確保を図る。

② 「災害救助法」（昭和 22 年 10 月 18 日法律第 118 号）が適用された場合等には、避難場所、現地災害対策本部機関等への携帯電話等の貸出しに努める。

(4) 災害時における広報

① 災害の発生が予想される場合、または発生した場合に、通信の疎通、利用制限の措置状況および被災した電気通信設備等の応急、復旧状況等の広報を行い、通信の疎通ができないことによる社会不安の解消に努める。

② テレビ、ラジオ、新聞等の報道機関を通じて広報を行うほか、必要に応じてホームページ等により直接該当被災地に周知する。

(5) 対策組織の確立

災害が発生するおそれがある場合、または発生した場合は、対策組織を確立して被災の回復または予防の措置を講ずる。

(6) 社外機関に対する応援または協力の要請

災害が発生し、または発生が予想される場合において、必要に応じて、社外機関に対し応援の要請または協力を求める。また、平常時からあらかじめその措置方法を定めておく。

(7) 災害時における災害対策用資機材の確保

予備品、貯蔵品等の在庫量を確認し、調達を必要とする資機材は現地調達または購買部門等に要求する。

(8) 設備の応急復旧

災害に伴う電気通信設備等の応急復旧は、恒久的復旧工事との関連および情勢の緊急度を勘案して迅速・適切に実施する。

第2節 電力施設災害応急対策計画（関西電力株式会社、関西電力送配電株式会社）

1 計画の目的

災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第39条に基づき、電力施設に係る災害予防を図り、災害対策の円滑かつ適切な遂行に資することを目的とする。

2 計画の基本構想

関西電力及び関西電力送配電は電気事業の公共性に鑑み、電力施設の災害を防止し、また発生した被害の最小化を図り、早期の復旧を実現するため、災害発生原因の除去と防災・減災環境の整備に常に努力を傾注する。

3 通報・連絡

(1) 通報・連絡の実施

対策組織の長は、被害情報などについて、定められた経路に従い通報・連絡する。

(2) 通報・連絡の方法

通報・連絡は、通信連絡施設・設備及び電気通信事業者の回線を使用して行う。

4 災害時における情報の収集、連絡

(1) 情報の収集・報告

地域の対策組織の長は、次に掲げる各号の情報を迅速かつ的確に把握する。

ア) 一般情報

- ① 気象、地象情報
- ② 一般被害情報（一般公衆の家屋被害情報及び人身災害発生情報ならびに電力施設等を除く水道、ガス、交通、通信、放送施設、道路、橋梁等の公共施設を始めとする当該管内全般の被害情報）
- ③ 社外対応状況（地方公共団体の災害対策本部、官公署、報道機関、お客さま等への対応状況）
- ④ その他災害に関する情報（交通状況等）

イ) 関西電力及び関西電力送配電の被害情報

- ① 電力施設等の被害状況及び復旧状況
- ② 停電による主な影響状況
- ③ 復旧用資機材、復旧要員、食料等に関する事項
- ④ 従業員等の被災状況
- ⑤ その他災害に関する情報

(2) 通話制限

対策組織の長は、災害時の保安通信回線を確保するために必要と認めたときは、通話制限その他必要な措置を講ずる。

また、対策組織の設置前であっても、保安通信回線を確保するために必要と認めたときは、関西電力送配電の本部長の判断により通話制限その他必要な措置を講ずる。

5 災害時における広報

(1) 広報活動

災害が発生した場合または発生することが予想される場合において、停電による社会不安の除去のため、電力施設被害状況及び復旧状況についての広報を行う。

また、公衆感電事故や電気火災を防止するため、一般公衆に対し、次の事項を中心に広報活動を行う。

- ① 無断昇柱、無断工事をしないこと。
- ② 電柱の倒壊、折損、電線の断線、垂下等、設備の異常を発見した場合は、すみやかに送配電コンタクトセンターに通報すること。
- ③ 断線垂下している電線には、絶対にさわらないこと。
- ④ 浸水、雨漏り等により冠水した屋内配線、電気器具等は危険なため、安全装置として漏電ブレーカーを取付すること及び必ず電気店等で点検してから使用すること。
- ⑤ 大規模地震時の電気火災の発生抑制のため、感震ブレーカーを取付すること及び電気工事店等で点検してから使用すること。
- ⑥ 屋外に避難するときは、安全器またはブレーカーを必ず切ること。
- ⑦ 電気器具を再使用するときは、ガス漏れのないことや器具の安全を確認すること。
- ⑧ 台風の襲来が予想される場合は、飛散防止等の注意喚起を図ること。
- ⑨ その他事故防止のため留意すべき事項。

(2) 広報の方法

広報については、事実に基づく正確な情報をテレビ、ラジオ、新聞等の報道機関、ホームページ、停電情報アプリ、SNS及びＬアラート等を通じて行うほか、状況に応じて、広報車等により直接当該地域へ周知する。

6 要員の確保

(1) 対策組織要員の確保

ア) 夜間、休日に災害が発生するおそれがある場合には、あらかじめ定められた対策組織要員は、気象、地震情報その他の情報に留意し、対策組織の設置に備える。

イ) 対策組織要員は、所属する対策組織が設置された場合、速やかに出社する。

(2) 復旧要員の広域運営

関西電力及び関西電力送配電は、他電力会社、他一般送配電事業者、電源開発株式会社、電源開発送変電ネットワーク株式会社及び電力広域的運営推進機関と復旧要員の相互応援体制を整えておく。

7 災害時における復旧用資機材等の確保

(1) 調達

予備品、貯蔵品等の在庫量を確認し、調達を必要とする復旧用資機材は、次のいずれかの方法により、可及的速やかに確保する。

- ① 現地調達
- ② 対策組織相互の流用
- ③ 他電力会社等からの融通

(2) 輸送

復旧用資機材の輸送は、原則として、あらかじめ関西電力及び関西電力送配電と調達契約をしている協力会社の車両、舟艇、ヘリコプター等により行う。

(3) 復旧用資機材置場等の確保

災害時において、復旧用資機材置場及び仮設用地が緊急に必要となり、この確保が困難と思われる場合は、当該地方公共団体の災害対策本部に依頼するなど、迅速な確保に努める。

8 災害時における危険予防措置

電力需要の実態に鑑み、災害時においても、原則として、供給を継続するが、警察、消防機関等から要請があった場合等には、対策組織の長は、送電停止等の適切な危険予防措置を講ずる。

9 災害時における自衛隊との連携

被害が極めて大きく、管内の工事力に余力のない場合、または工事力を動員してもなお応援を必要とすると判断される場合には、対策組織の長は、被害地域の府県知事に対して、関西電力及び関西電力送配電が自衛隊による支援を受けられるよう依頼する。

10 災害時における応急工事

(1) 応急工事の基本方針

災害に伴う応急工事については、恒久的復旧工事との関連及び情勢の緊急度を勘案して、二次災害の防止に配慮しつつ、迅速かつ適切に実施する。

(2) 応急工事基準

災害時における具体的な応急工事については、次の基準により実施する。

ア) 水力・火力発電設備

共通機器、流用可能備品、貯蔵品を活用した応急復旧措置を行う。

イ) 送電設備

ヘリコプター、車両等の機動力及び貯蔵品を活用した応急復旧措置を行う。

ウ) 変電設備

機器損壊事故に対し、系統の一部変更または移動用変圧器等の活用による応急措置で対処する。

エ) 配電設備

非常災害仮復旧標準工法による迅速確実な復旧を行う。

オ) 通信設備

共通機器、貯蔵品を活用した通信回線の応急復旧措置及び可搬型電源、衛星通信設備、移動無線機等の活用により通信手段を確保する。

(3) 災害時における安全衛生

応急工事の作業に当たっては、通常作業に比べ、悪条件のもとで行われるので、安全衛生については、十分配慮して実施する。

1 1 ダムの管理

(1) 管理方法

ダムの地域環境、重要度および河川の状況を考慮して、平常時及び洪水時の管理方法を定め、運用の万全を期する。

(2) 洪水時の対策

洪水が予想される時は、雨量、水位等の早期把握と出水量の的確な予測に努め、機械器具、観測・警報施設の点検整備を行う。

(3) 通知、警告

ダム放流を開始する前には、関係官庁及び地方公共団体等に通知するとともに、一般に周知するため、立札による掲示を行うほか、サイレン、スピーカー等により警告する。

(4) ダム放流

ダム放流に当たっては、「ダム操作規程」または「ダム管理規程」等に基づき、下流水位が急上昇しないよう、ゲートを操作して放流を行う。

なお、必要に応じ、河川パトロールも等も実施する。

(5) 管理の細目

ダム、せき、水門等の管理の細目については、「ダム操作規程」等により別に定める。

1 2 復旧計画

地域の対策組織の長は、設備ごとに被害状況を把握し、次に掲げる各号の事項を明らかにした復旧計画を策定する。

- (1) 復旧応援要員の必要の有無
- (2) 復旧要員の配置状況
- (3) 復旧用資機材の調達
- (4) 復旧作業の日程
- (5) 仮復旧の完了見込
- (6) 宿泊施設、食料等の手配
- (7) その他必要な対策

1 3 復旧順位

対策組織の長は、復旧計画の策定及び実施に当たり、災害状況、各設備の被害状況、各設備の被害復旧の難易度を勘案し、供給上復旧効果の最も大きいものから復旧することを基本とする。

なお、必要に応じ自治体と連携し、病院、交通、通信、報道機関、水道、ガス、官公庁等の公共機関、避難所、その他重要施設の復旧を優先する。

第3節 大規模停電災害応急対策計画（県危機管理部）

1 計画の方針

この計画は、大規模停電発生時における重要施設等における迅速かつ円滑な電源確保について定めることを目的とする。

2 重要施設に対する燃料供給

県は、重要施設の非常用発電設備を稼働させるための燃料が不足した場合には、和歌山県石油商業組合との「大規模災害等発生時における支援等に関する協定」により、重要施設に燃料供給を行うものとする。

また、県内だけでは需要に対応できないときは、県は、「災害時石油供給連携計画」が実施されている場合には政府対策本部に対し、実施されていない場合には資源エネルギー庁に対し、石油連盟災害情報収集システムを活用のうえ、燃料供給を要請し、国や石油連盟、全国石油商業組合連合会の調整により、重要施設に燃料供給を行うものとする。

※大規模災害等発生時における支援等に関する協定書は、資料編 41-00-02 を参照。

3 重要施設への電源車の配備調整等

県は、大規模停電発生時には直ちに、重要施設の非常用電源の設置状況等を踏まえ、これらの施設の非常用電源の稼働状況を確認の上、電源の確保が必要な施設の把握を行い、電源車の配備先の候補案を作成するものとする。

県は、国、電気事業者等と調整を行い、電源車の配備先を決定し、電気事業者は、電源車の配備に努めるものとする。

4 外部電源供給可能な車両等の活用

県は、協定を締結している自動車販売会社等が所有する、外部電源供給が可能な車両等の提供を受けて、電力が必要な施設等を把握の上、配備先を決定し、自動車販売会社等へ配備を依頼するものとする。

各協定締結自動車販売会社等は、外部電源供給が可能な車両等の提供に努めるものとする。

第4節 都市ガス施設災害応急対策計画（大阪ガスネットワーク株式会社、新宮ガス株式会社）

＜大阪ガスネットワーク株式会社＞

1 計画方針

災害発生時には、「災害対策規程」に基づき地域防災機関と密接に連携して、社内各部門の連絡協力のもとに応急対策を実施する。

2 計画内容

(1) 情報の収集伝達及び報告

ア 気象予報等の収集、伝達

気象情報システム、河川・地域総合情報システムにより気象情報等を収集し、一斉無線連絡装置等により直ちに各事業所へ伝達する。

イ 通信連絡

- ① 災害発生時に、主要事業所間の通信手段を確保するため無線通信網の充実を図る。
- ② 事業所管内の諸状況を把握するため、工作車等に陸上移動局を配置して無線連絡の確保を図る。
- ③ 対策本部を設ける事業所には、停電時対策として非常電源装置を設置する。

ウ 被害状況の収集、報告

当社管内施設及び顧客施設の被害状況を収集し、専用電話等により防災関係先への緊急連絡を行う。

(2) 応急対策要員の確保

ア 災害の発生が予想される場合又は、発生した場合は、社員と関連会社を対象に、待機及び非常召集に基づく動員を行う。

また、迅速な出社をするために自動呼出装置を活用する。

イ 大規模な災害により、事業者単独で対応することが困難な場合には、（社）日本ガス協会の「地震・洪水等非常事態における救援措置要綱」に基づき、被災をまぬがれた事業者からの協力体制を活用する。

(3) 災害広報

災害時において混乱を防止し、被害を最少限に食い止めるため、必要があるときは、顧客及び一般市民に対し、広報車・工作車に装備した広報設備により災害に関する各種の情報を広報する。

(4) 危険防止対策

ア 風水害対策

水害、冠水地域の整圧器の機能監視及び他工事現場の特別見回りと防護強化打合せなどを行うとともに防護及び応急機材の点検整備を行う。

なお、関係機関との情報連絡を行うとともに過去の災害事例を参考にした被害予想施設を重点的に監視する。

イ その他の災害対策

災害による事故発生の場合は、関係機関と協力して二次災害防止のための措置を講ずる。

特に、特定地下街又は特定地下室等に対して次のような応急措置を行う。

- ① 緊急の場合には、地下街等に設けた緊急遮断弁又は地上操作遮断弁等によりガスの供給を停止する。
- ② 事前の「申合せ」により必要な場合は、消防機関においてガスの供給を停止することができる。

(5) 応急復旧対策

ア 供給施設の災害復旧については、被害箇所の修繕を行い、安全を確認したうえで、ガスを供給再開する。

イ 災害復旧計画の策定及び実施にあたっては、人命に関わる箇所及び救助救急活動の拠点となる場所を原則として優先するなど、災害状況、各設備の被害状況及び被害復旧の難易を勘案して、供給上復旧効果の高いものから行う。併せて、仮設シャワー設備の設置、カセットコンロの配布、圧縮天然ガスボンベ供給等の生活支援サービス、代替手段による臨時供給などの顧客支援を実施する。

<新宮ガス株式会社>

1 計画方針

災害が発生した場合は、保安規程、地震時措置要領に基づいて二次災害を防止するために応急対策を実施する。

2 計画内容

(1) 情報の収集伝達及び報告

ア 気象予報等の収集、伝達

メディア、地域防災行政無線等により情報を収集し、各部署に伝達する。

イ 通信連絡

災害発生時の関係先との伝達方法は、災害時優先電話、業務無線、単車等にて行い、平素から緊密な連絡協調に努める。

ウ 被害状況等の収集

当社工場、導管及び顧客施設の被害状況を収集し、関係先機関に連絡を行う。

(2) 対策要員の確保

ア 災害の発生が予想される場合又は発生した場合は緊急通報体制網により動員する。又地震の場合は震度5弱以上で自動出社するよう規定している。

イ 広範囲にわたり供給停止が発生した場合は、(社)日本ガス協会の「地震・洪水等非常事態における救援処置要綱」に基づき日本ガス協会近畿部会へ、救援要請する。

(3) 災害広報

災害時において混乱を防止し被害を最小限に食い止めるため、顧客及び一般市民に対し、広報車等により災害に関する各種情報を広報する。

(4) 防護保全対策

平常業務において、現場状況に応じ防護、修理、取替等により保全業務を行っているが非常の際は地域、場所別に被害が予想される施設の重点巡視警戒を行う。

(5) 危険防止対策

事故が発生し、又発生するおそれがある場合には内容に応じた体制にて出勤し、状況に応じた適切な処置を迅速に講じ、又関係機関と協力して二次災害の防止に努める。

(6) 応急復旧対策

① 復旧工事にあたっては、被害箇所の修繕を行い、安全を確認してからガスを供給し、異常のないことを確認する。

② 被害調査を実施し、地区別の復旧優先順位を検討し、復旧ブロック及び要員計画を立てる。又重要施設から復旧する。

第14章 文教対策計画

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、児童生徒の安全確保・学校施設の確保及び教職員対策、文教施設の復旧、学用品、教科書等、次の応急措置を講ずる。

第1節 小・中学校及び市立の高等学校の計画（県教育委員会）

1 計画方針

小・中学校及び市立の高等学校に関する災害の応急対策は、別に定めるもののほか、この計画によるものとする。

2 計画内容

(1) 児童生徒の安全の確保

ア 児童生徒に対する安全指導の充実徹底を図るとともに、避難訓練等の実施を通じて常に緊急措置、安全措置が執れるような体制を確立しておくこと。

イ 校長（不在の場合は、教頭もしくはそれに準ずる者）は、事前に災害が予知される場合や児童生徒に危険が及ぶ心配があるときなど現状を的確に判断し、臨時休業、学校行事の中止等適切な措置を講ずるとともに市町村（県）本部に報告するものとする。

ウ 在校時・学校外の諸活動、登下校時、夜間・休日等の児童生徒の安全確保方策については、危機管理マニュアル等を整備し、確立しておくこと。

{「生きる力」をはぐくむ学校での安全教育（文部科学省）、学校における防災教育・安全指針（県教育委員会）参照}

(2) 学校施設の確保

ア 被害程度別応急教育予定場所

① 応急的修理で利用できる程度の場合

当該施設の応急措置をして使用する。

② 学校の一部校舎が使用できない程度の場合

特別教室、屋内体育施設等を利用し、なお不足する場合は、二部授業等の方法による。

③ 校舎の全部又は大部分が使用できない程度の場合

公民館等公共施設を利用し、又は隣接学校の校舎等を利用する。

④ 特に地区が全体的被害を受けた場合

住民避難先の最寄りの学校、り災を免れた公民館等公共施設を利用する。

イ 施設利用の応援

隣接学校その他公共的施設を利用して授業を行う場合には、次の方法により、当該施設管理者の応援を得るものとする。

① 同一市町村施設利用の場合

市町村本部において、関係者協議の上行うものとする。

② 他市町村施設利用の場合

当該市町村本部は、教育部に対して施設利用の応援を要請するものとする。教育部においては、要請に基づいて利用すべき施設の区域を管轄する市町村本部に協力をあつせんするものとする。

(3) 教職員の対策

ア 学校内操作

欠員が少数の場合には、学校内において操作するものとする。

イ 同一市町村内操作

学校内で解決できないときは、学校長は、市町村本部に派遣の要請をするものとする。

市町村本部は、管内の学校内において操作するものとする。

ウ 県内操作

市町村において解決できないときは、市町村本部は、教育部に教職員派遣の要請をする。要請を受けた教育部は、適当な市町村本部に対して教職員派遣をあつせんするものとする。

エ 県内操作不能の場合

教育部はウの方法によって解決できないときは、欠員の状況に応じて近畿府県から教職員の応援派遣を受ける措置、又は状況に応じ、臨時に教員を採用する措置を講ずるものとする。

第2節 県立学校関係の計画（県教育委員会、県立医科大学）

1 計画方針

県立の大学、高等学校、特別支援学校の災害時における応急対策は、別の計画で定めるもののほか、この計画によるものとする。

2 計画内容

(1) 県立医科大学

ア 大学施設の確保

応援の要請

災害時における応急対策は他施設の利用以外に方法がないときは、知事と協議の上、直接他施設管理者に対し、その利用の応援を要請するものとする。

イ 教職員の対策

災害時に伴い教職員に欠員が生じたときは、次の方法によるものとする。

① 学内対応

欠員が少数のときは、大学内において対応する。

② 学外対応

大学内において対応できないときは、知事との協議の上、学外から応援を受ける等の措置を講じるものとする。

ウ 授業料の減免、育英補助

災害により住家の被害を受けた学生に対しては、授業料の減免及び育英補助の措置を講じるものとする。すなわち、学長は、学生の被害状況を取りまとめ、被害学生の数が相当数に達し、授業料の減免、育英補助の必要を認めたときは、その措置の実施について知事と協議する。

(2) 県立高等学校等

ア 児童生徒等の安全の確保

① 生徒に対する安全指導の充実徹底を図るとともに、避難訓練等の実施を通じて常に緊急措置、安全措置が執れるような体制を確立しておくこと。

② 校長（不在の場合は、教頭もしくはそれに準ずる者）は、事前に災害が予知される場合や児童生徒等に危険が及ぶ心配があるときなど現状を的確に判断し、臨時休業、学校行事の中止等適切な措置を講じるとともに県、（市町村）本部に報告するものとする。

③ 在校時・学校外の諸活動、登下校時、夜間・休日等の児童生徒等の安全確保方策については、危機管理マニュアル等を整備し、確立しておくこと。

〔「生きる力」をはぐくむ学校での安全教育（文部科学省）、学校における防災・安全教育指針（県教育委員会）参照〕

イ 学校施設の確保

授業実施のため校舎施設の確保は、「第1節 小・中学校の計画」に定める計画によるものとする。ただし、施設利用のための応援要請等の手続、順序は、次の方法によるものとする。

① 応援の要請

各学校長は、他施設の利用以外に方法がないときは、教育部に対して直接他施設利用の応援を要請するものとする。

② 応援の指示等

要請を受けた教育部は、当該学校に隣接する適当な県立の学校等に対し、施設利用について応援をするよう指示するものとする。

なお、当該地域に適当な県立の学校等の施設がないときは、その地域に所在する適当な公共的施設等の利用について、その施設の管理者に応援の協力を要請するものとする。

ウ 教職員の対策

災害に伴い教職員に欠員が生じたときは、次の方法によるものとする。

① 学校内操作

欠員が少数のときは、当該学校内において操作する。

② 県内操作

学校内操作で解決できないときは、学校長は直接教育部に対して、教職員派遣の要請をするものとする。

要請を受けた教育部は隣接する適当な学校等から職員を派遣するものとする。

③ 県内操作不能の場合

教育部は、県で操作できないときは、欠員の状況に応じて当該欠員分を近畿府県から応援を受ける措置、又は状況に応じ、臨時に教員を採用する措置を講ずるものとする。

エ 育英補助

災害により人的、物的な被害を受け、経済的に就（修）学が困難な状況となった児童生徒に対しては、育英補助等必要な措置を講ずるものとする。

第3節 私立学校関係の計画（県企画部）

1 計画方針

私立学校の災害応急対策は、それぞれの学校設置者が計画を樹立し、その実施に当たるものとするが、公費負担（激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律）等に関係のある被害状況の報告について、周知徹底を図るものとする。

第4節 学校給食関係の計画（県教育委員会）

1 計画方針

災害時における学校給食の応急対応策は、この計画によるものとする。

2 計画内容

(1) 実施計画

ア 教育部は、被害状況に応じ、市町村における学校等の給食施設を利用し、応急給食を実施するよう指導・助言を行うものとする。

イ 被害を受けた市町村に対し、できる限り学校給食の継続実施について指導・助言を行うものとするが、施設及び原材料が被害を受けた場合、速やかに応急措置を実施するよう指導・助言を行うものとする。

ウ 災害時において、学校等が避難所として使用される場合で、学校給食を再開する時には、その業務に支障が及ぶことのないよう一般罹災者との調整を図るよう留意するものとする。

エ 応急給食の実施及び学校給食再開時には、食中毒・感染症等発生のおそれがあるので、衛生管理等には、特に留意するものとする。

(2) 物資対策

被害を受けた市町村本部及び県立学校長は、被害状況報告を速やかに行うものとし、教育部は、被害物資の掌握、処分等を指示、指導・助言を行うものとする。

第5節 社会教育施設関係の計画（県共生社会推進部・県教育委員会）

1 計画方針

災害時における公民館等社会教育施設の応急処理等の措置を講ずる。

2 計画内容

災害発生時においては、公民館等社会教育施設は、災害応急対策のため、特に避難所、災害対策本部等に利用される場合も少なくないので、市町村本部は、被害状況の掌握に努めるとともに、その応急処理等適宜の処置を速やかに実施するものとする。

第6節 文化財等救援・保全活動の計画（県教育委員会）

1 計画方針

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合における文化財等の救援・保全等の措置を図るものとする。

なお、詳細については、令和3年3月策定の「和歌山県文化財保存活用大綱」及び令和5年11月策定の「和歌山県文化財災害対応マニュアル」によるものとする。

2 計画内容

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、文化財災害予防計画において体制整備を行った和歌山県博物館施設等災害対策連絡会議等関係機関と連携し、文化財の被害状況の把握・救援・保全を速やかに実施するよう努めるとともに、必要に応じて近畿圏危機発生時の相互応援や復旧・復興支援技術職員派遣制度等を活用し、文化庁、地方公共団体及び独立行政法人国立文化財機構文化財防災センターなど外部組織への支援要請を行う。また、被災状況に応じた復旧・復興計画を策定し実行するものとする。

(1) 文化財の被災状況の把握

文化財の所有者又は管理者は、災害により文化財が被災した場合は、その被災状況を直ちに市町村文化財主管部局に報告し、市町村文化財主管部局は、管内の文化財の被災状況を取りまとめて、県教育委員会に報告する。

県教育委員会では、県内全体の文化財の被災状況を把握しその対応について検討する。

(2) 文化財及び文化施設の緊急点検と入場者の避難

各文化財及び文化施設の所有者及び管理者は被災状況を点検し、安全が確保できない場合は入場者等を安全な場所へ避難誘導する。

(3) 文化財レスキュー

関係機関と連携し、文化財の種類、被災状況に応じた救援・保全を行う。

(4) 文化財の復旧・復興計画の策定と実施

各市町村が策定する復旧・復興計画と調整を図りながら文化財に特化した計画を策定し実行する。

第7節 学用品支給計画（県企画部・県福祉保健部・県教育委員会）

1 計画方針

災害により住家に被害を受け、就学上欠くことのできない学用品を喪失、又は損傷した小・中・高等学校の児童生徒に対し、必要最小限度の学用品を給与し、それらの者の就学の便を図るものとする。

2 計画内容

(1) 給与の種別

教科書（教科書の発行に関する臨時措置法第2条1項に規定する教科書及び教科書以外の教材で教育委員会に届け出、又はその承認を受けている教材）、文房具、通学用品

(2) 給与対象者

災害により住家に被害を受けた児童生徒で、住家の被害程度は、全壊（焼）、流失、半壊（焼）及び床上浸水以上で、学用品がなく就学に支障を生じている者

(3) 給与方法

ア 学用品は、原則として県において一括購入し、罹災児童生徒に対する配分は、県又は市町村が実施するものであるが、教科書等については、地域ごと学校等により、その使用教科書が異なる場合も考慮し、学用品の給与を迅速に行うため職権の委任により、調達から配分までの業務を市町村長に委任することがある。

イ 県又は市町村は、学用品の給与に当たっては、まず、その給与対象となる児童生徒の確実な人員を把握するため、罹災者名簿と児童生徒の指導要録及び学齢簿等と照合し、被害別、学年別に給与対象人員を正確に把握しなければならない。

(4) 救助法による学用品の給与基準

ア 「学用品の給与」は、住家の全壊、全焼、流失、半壊、半焼又は床上浸水（土砂のたい積等により一時的に居住することができない状態となったものを含む。）により、学用品を喪失、又は損傷し、就学上支障のある小学校児童（義務教育学校の前期課程及び特別支援学校の小学部の児童を含む。以下同じ。）、中学校生徒（義務教育学校の後期課程、中等教育学校の前期課程及び特別支援学校の中学部の生徒を含む。以下同じ。）及び高等学校等生徒（高等学校（定時制の課程及び通信制の課程を含む。）、中等教育学校の後期課程（定時制の課程及び通信制の課程を含む。）、特別支援学校の高等部、高等専門学校、専修学校及び各種学校の生徒をいう。以下同じ。）に対して行うものであること

イ 「学用品の給与」は、被害の実情に応じ、次に掲げる品目の範囲内において、現物をもって行われること

- ① 教科書
- ② 文房具
- ③ 通学用品

ウ 「学用品の給与」のため支出できる費用

- ① 教科書費

・ 小学校児童及び中学校生徒

「教科書の発行に関する臨時措置法」第2条第1項に規定する教科書及び教科書

以外の教材で教育委員会に届け出、又はその承認を受けている教材を給与するための実費とする。

・ 高等学校等生徒

正規の授業で使用する教材を給与するための実費とする。

② 文房具費及び通学用品費

「災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準」による。

エ 「学用品の給与」は、災害発生の日から教科書については、1箇月以内、その他の学用品については15日以内に完了しなければならない。

(5) その他

整備しなければならない書類等は、次のとおりである。

ア 救助実施記録日計票

イ 学用品の給与状況

ウ 学用品購入関係支払証拠書類

エ 備蓄物資払出証拠書類

第15章 災害警備計画

第1節 警察警備計画（警察本部）

1 計画方針

災害対策関係機関と緊密に連携し、警察の組織力と装備資機材を最大限に活用し、住民の生命・身体・財産の保護、交通秩序の確保、犯罪の予防及び検挙等の総合活動により災害時の治安維持に当たる。

2 計画内容

(1) 任務と活動

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、次の警察活動を行う。

- ア 気象及び災害関係情報の収集と伝達
- イ 被害状況等の調査
- ウ 避難の指示、警告及び誘導
- エ 被災者の救助
- オ 死体の検視及び身元の確認
- カ 交通の秩序及び緊急交通路の確保
- キ 犯罪の予防及び取締り
- ク 他機関の行う活動に対する協力援助

(2) 警備体制

「和歌山県警察災害警備計画」に基づき、警察職員の各参集場所への非常招集により緊急な立ち上がりを行う。

次いで、和歌山県警察本部及び各警察署は、その災害の規模及び被害状況に応じた災害警備本部等を設置し、警備体制を確立する。

なお、必要に応じ、警察災害派遣隊等の県外部隊の応援要請を行い、体制の充実を図る。

(3) 通信体制

災害が発生した場合における通信については、「和歌山県警察災害警備計画」の定めるところによる。

第2節 海上災害警備計画（和歌山・田辺海上保安部）

1 計画方針

災害時における県沿岸海上の大規模な犯罪、海難等の対策については、海上保安部と緊密な連携のもとに実施する。

2 計画内容

(1) 警備救難体制

海上保安部は、部内規則に基づき、海上における大規模な犯罪、海難等の防止と局限を図るための体制を確立する。

(2) 措置内容

ア 要員の確保

イ 犯罪、災害等の発生の防止、又は局限するための対策の検討

ウ 情報収集及び関係先への通報

エ 通信配備の強化、必要に応じて通信統制又は通信制限の実施、若しくは臨時通信系の設定

オ 巡視船艇、航空機の発動

カ 業務上必要な施設及び資材機器の点検、整備又は手配

キ 航行警報等による情報伝達、措置すべき事項の指導、必要に応じて関係者に対する船舶の移動命令、航行制限等

ク 関係諸機関との緊急連絡、情報交換及び必要に応じて協議する等の相互協力

ケ 住民の心の安定に重点を置いた広報

(3) 対策本部の設置

海上保安部は、海難その他における災害の規模と継続期等により必要と認めるときは、対策本部を設置し、船艇、航空機、人員等の派遣を受け、災害時の応急措置を統一的かつ強力に推進する。

(4) 通信体制

災害発生地などとの通信連絡の途絶等が生じた場合は、通信を中継する巡視船を派遣するなどして、関係機関相互間の通信連絡の確保に努める。

第16章 災害対策要員の計画

災害応急対策を実施するために必要な要員は、本計画によるものとする。

災害対策の要員については、概ね次の順序で動員を行うものとする。ただし、災害応急対策作業の内容によっては、先順位の要員に余裕があっても、他の種別要員を先に動員する必要がある場合は、この限りでない。

(1) 県・市町村職員の動員

(2) 労働者の雇上げ

また、動員はそれぞれの応急対策実施機関において行うものであるが、これらの機関が災害応急対策及び災害救助を実施するに当たり、現地において、労働者の雇上げ等が不可能で人員に不足を生ずる場合は、次の応援要請事項を示して、本部へ要請するものとする。

応援要請事項

ア 応援を必要とする理由

イ 従事場所

ウ 作業内容

エ 人員

オ 従事期間

カ 集合場所

キ その他参考事項

第1節 ボランティア受入計画（日赤県支部、県社会福祉協議会、県危機管理部・県企画部・ 県環境生活部・県福祉保健部・県教育委員会）

1 計画方針

災害応急対策の実施にあたるボランティアの受入計画は、本計画によるものとする。

2 計画内容

(1) 防災ボランティアの受入

ア 市町村等からの要請内容の伝達等

県内において、震災等の大規模な災害が発生し、県又は県内の市町村から防災ボランティアに対する協力要請があった場合、県知事は、専門ボランティアにあっては、窓口団体を通じてその内容を伝え、救援ボランティアチームにあっては、直接に代表者にその内容を伝える。

なお、内容伝達に当たっては、ボランティアの活動地、必要人員、活動地への移動手段等必要な情報の提供を行う。

※ 窓口団体とは、専門ボランティアが登録する際の窓口となる団体をいう。

イ 防災ボランティアの活動の基本

被災現地に出動した防災ボランティアは、県又は現地市町村と協力して災害救援活動に当たるものとする。

ウ 未登録専門ボランティアに対する対応

県、市町村等は、未登録の専門ボランティア希望者からの問い合わせや活動申入れに対し、情報を提供し、必要な調整を行う。

エ 窓口団体との調整

窓口団体との調整は、各団体毎に関係各班において行うものとし、総合調整については、環境生活部県民生活班において行うものとする。

(2) 一般ボランティアの受入

ア 県災害ボランティアセンター（常設型）

災害発生後、県災害ボランティアセンターは、一般ボランティアの受入体制を整え、被災地で円滑にボランティア活動が行えるよう、災害ボランティア活動に係る情報の受発信や、市町村災害ボランティアセンターの後方支援業務を行う。また、必要に応じ、災害ボランティアバスの運行を行う。

(ア) 県の役割

県は、環境生活部県民生活班を通じ、県災害ボランティアセンターに対して各種調整、指示、情報提供を行うとともに、職員を派遣し、その運営を支援する。

(イ) 県社会福祉協議会の役割

県社会福祉協議会は、県内外の社会福祉協議会、その他関係機関との連絡調整等、事務局として県災害ボランティアセンターの運営業務を行う。

イ 市町村ボランティアセンター

被災地の市町村又は市町村社会福祉協議会は、ボランティアに対し、被災地の情報、ボランティアに対するニーズの情報提供等、地域の実情にあった活動が行えるよう努めるものとし、その調整窓口として、市町村災害ボランティアセンターを設置し、ボランティアの受付及びコーディネーター等の業務を行う。

市町村は、災害発生時における官民連携体制強化を図るため、市町村地域防災計画等において、災害ボランティアセンターを運営するもの（市町村社会福祉協議会等）との役割分担を定めるよう努めるものとする。特に災害ボランティアセンターの設置場所については、市町村地域防災計画に明記する、相互に協定を締結する等により、あらかじめ明確化しておくよう努めるものとする。

※ 日本赤十字奉仕団委員長名・団員登録数一覧は、資料編 52-01-00 を参照

第2節 労働者の確保計画（和歌山労働局、県福祉保健部・県商工労働部）

1 計画方針

災害応急対策の実施が本部の職員及びボランティア等では労力的に不足し、あるいは特別な作業のため技術的な労力が必要なときにおける労働者の確保は、本計画によるものとする。

2 計画内容

(1) 労働者の雇用

労働者の雇用は、それぞれの応急対策実施機関において行うものとする。

(2) 労働者雇用の方法

労働者の雇上げについては、県下各公共職業安定所の求職者を対象として要員確保に努めるものとする。

(3) 労働者雇用の範囲

労働者雇用の範囲は、災害応急対策の実施に必要な人員とするが、救助法に基づく救助の実施に必要な労働者の雇上げの範囲は、次のとおりである。

ア 罹災者の避難誘導要員

災害のため現に被害を受けるおそれのある者を安全地帯に避難させるための誘導人員を必要とするとき。

イ 医療及び助産のための移送要員

- ① 救護班では処理できない重症患者又は救護班が到着するまでの間に、医療措置を講じなければならない患者がおり、病院・診療所に運ぶための人員を必要とするとき。
- ② 救護班によって医療助産が行われる際の医師、助産師、看護師等の移動に伴う要員
- ③ 傷病が軽傷のため、引き続き療養が必要であるがやむを得ず自宅待機することとなった患者を輸送するための要員

ウ 罹災者の救出要員

罹災者の身体の安全を保護するため、罹災者を救出するための要員

エ 飲料水の供給要員

飲料水を供給するための機械器具の運搬操作等に要する人員及び飲料水を浄化するための、医薬品等の配布に要する人員並びに飲料水を供給するために必要とする人員。

オ 救済用物資の整理、輸送及び配分要員

被服、寝具その他生活必需品、学用品、炊出し用の食糧品・調味料・燃料、医薬品、衛生材料を整理し輸送及び配分するための要員

カ 遺体搜索要員

遺体搜索に必要な機械器具その他の資材の操作及び後始末に要する人員。

キ 遺体の処理（埋葬を除く）要員

遺体の洗浄消毒等の処置をする要員及び仮安置所等まで輸送するための要員。

(4) 労働者雇用の期間

労働者雇用の期間は災害応急対策の開始から終了までの必要な期間とするが、救助法に基づく要員の雇用期間は、それぞれの救助の実施が認められている期間である。

(5) 労働者の賃金

雇用労働者に対する賃金は、法令その他に規定されているものを除き労働者を使用した地域における通常の実費程度を支給するものとする。

(6) 実施上の特例

知事は、あらかじめ定めた災害の救助の程度、方法及び期間等に基づき、個々の救助を実施する際、救助の適切な実施が困難な場合が生じたときは、そのつど内閣総理大臣に協議し、その同意を得た上で、救助の程度、方法及び期間を定めることができる。

(7) その他

労働者を雇用した場合は、次の帳簿等を整備し保存しておかなければならない。

- ア 救助実施記録日計票
- イ 賃金職員等雇上げ台帳
- ウ 賃金支払関係証拠書類

第17章 交通輸送計画

第1節 道路交通の応急対策計画（近畿地方整備局、西日本高速道路（株）、

県県土整備部・警察本部）

1 計画方針

災害により道路、橋梁等の交通施設に被害が発生し、又は発生するおそれがあり、交通の安全と施設の保安が必要になった場合、又は災害時における交通秩序を確保するため必要があると認めるときは、通行の禁止又は制限等の規制を行うほか、道路の応急復旧を実施するものとする。

2 計画内容

(1) 交通規制の種別及び根拠

災害時における規制の種別及び根拠は、おおむね次によるものとする。

ア 道路法に基づく規制（同法第46条）

災害において道路施設の破損等、又は破損等が予想される場合による施設構造の保全、又は交通の危険を防止するため必要があると認めたときは、道路管理者は通行を禁止し、又は制限（重量制限を含む。）するものとする。

イ 道路交通法に基づく規制（同法第4条、5条、6条）

災害時において道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図るため、必要があると認められるときは、警察署長等は歩行者又は車両等の通行を禁止し若しくは制限する。

ウ 災害対策基本法に基づく規制（同法第76条）

被災者の救難、救助のための人員及び物資の緊急輸送等、災害応急対策の的確かつ円滑な実施を図るため、公安委員会は緊急通行車両以外の車両の道路における通行を禁止し、又は制限する。また、道路管理者、港湾管理者又は漁港管理者（本節において「道路管理者等」という。）は、災害が発生した場合、その管理する道路について通行を禁止し、又は制限する。

(2) 交通規制の実施

ア 規制の実施は次の区分によって行うものとする。ただし、道路管理者等と警察は、密接な連絡をとり、適切な処置を執られるよう配慮するものとする。

区 分	実施責任者	範 囲
道路管理者等	国土交通大臣 知 事 市 町 村 長	1 道路の破損、欠壊、その他の事由により交通が危険であると認める場合 2 道路に関する工事のため、やむを得ないと認める場合
警 察	公安委員会 警察署長等 警 察 官	1 災害応急対策が的確かつ円滑に行われるようにするため緊急の必要があると認めるとき。 2 道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図るための必要があると認めるとき。 3 道路の損壊、火災の発生、その他の事情により、道路に

		において交通の危険が生ずるおそれがある場合
--	--	-----------------------

イ 隣接府県に対し広域交通管制の要請を行う。

(3) 発見者等の通報

災害時に道路、橋梁等交通施設の被害及び交通が極めて混乱している状況を発見した者は、速やかに警察官又は市町村長に通報するものとする。

通報を受けた市町村長は、その道路管理者等及びその地域を所管する警察署に速やかに通報するものとする。

(4) 各機関別実施の要領

道路管理者等又は警察機関は、災害の発生が予想され、又は発生したときは道路及び交通施設の巡回調査に努め、速やかに次の要領により交通規制を行うものとする。

ア 道路管理者等

災害により交通施設等の危険な状況が予想され、又は発見したときは、若しくは通報等により承知したときは、関係機関と協議・調整のうえ速やかに必要な規制をするものとする。

ただし、市町村長は、該当市町村以外の者が、管理する道路、橋梁施設で、その管理者に通知して規制するいとまがないときは、直ちに、警察官に通報して道路交通法に基づく規制を依頼するものとする。また、速やかに道路管理者に連絡して正規の規制を依頼するものとする。

イ 警察機関

災害が発生した場合において、災害応急対策が的確かつ円滑に行われるようにするため緊急の必要があるときは、速やかに必要な交通規制を行うものとする。

(5) 緊急通行車両及び規制除外車両の通行確認

災害対策基本法第76条の規定により、公安委員会が緊急通行車両及び規制除外車両以外の車両の通行を禁止し、又は制限を行った場合における緊急通行車両及び規制除外車両の確認手続は、次のとおりであり、確認を受けた車両については、災害対策基本法施行規則等に定める標章及び証明書の交付を受け、標章を車両の前面の見やすい箇所に掲示するとともに、証明書を車両に備え付けることとなる。

ア 緊急通行車両等の基準

①緊急通行車両とは、

- a 道路交通法第39条第1項の緊急自動車
- b 基本法第50条第1項に定める災害応急対策に使用される車両であり、aの車両については緊急通行車両の確認及び標章の掲示は不要である。

なお、原子力災害対策特別措置法、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律に基づく緊急通行車両及び大規模地震対策特別措置法に基づく緊急輸送車両についてもbの車両と同様に扱う。

②規制除外車両とは、

- a 災害対策に従事する自衛隊、米軍又は外交官関係の車両であって特別の自動車番号標（ナンバープレート）を有しているもの。
- b 社会経済活動のうち大規模災害発生時に優先すべきものに使用される車両であって、公安委員会の意思決定により通行を認めることとなるものであり、aの車両に

については規制除外車両の確認及び標章の掲示は不要である。

※規制除外車両については、規制開始後、復旧状況等に応じて対象を順次拡大していき、その確認は緊急通行車両の確認手続に準じて行う。

イ 緊急通行車両等の確認等

① 確認の申出

a 申出場所

各警察署、交通検問所、警察本部交通規制課

b 申出手続方法

緊急通行車両確認申出書を作成した上、指定行政機関等が保有する車両については、当該車両の自動車検査証の写しを、それ以外の車両については、指定行政機関等との契約書、輸送協定書（輸送協定書がない場合にあっては、指定行政機関等の上申書等）等の当該車両を使用して行う業務の内容を疎明する書類の写しを添付する。

② 確認と標章等の交付広報

警察署長は、上記の申出を受けたときは、災害応急対策を実施するための車両として使用されるものであることの確認を行い、当該車両の使用者に対し、標章及び緊急通行車両確認証明書を交付するものとする。

③ 広報

緊急通行車両であることの確認は、災害発生前においても実施することができるとされている。

災害発生前における緊急通行車両であることの確認を受けた車両が増えることにより、災害発生時等において交通規制がなされた直後から、多くの緊急通行車両が被災地での災害応急対策に向かうことができるようになるため、あらかじめ緊急通行車両の確認を受けることができることについて、周知及び普及を図るものとする。

④ 事前届出

確認手続きの省力化・簡素化を図り、基本法、原子力災害対策特別措置法、及び武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律に定める応急対策又は措置を迅速かつ円滑に行うため、緊急通行車両及び一定の規制除外車両については事前の届出をすることができる。事前届出の車両は次のとおりとし、事前届出先は当該車両の使用の本拠の位置を管轄する警察署長を経由して公安委員会に申出するものとする。なお、事前届出に係る事務処理等については別に定める。

a 医師・歯科医師、医療機関等が使用する車両

b 医薬品、医療機器、医療用資材等を輸送する車両

c 患者等搬送用車両（特別な構造又は装置があるものに限る。）

d 建設用重機、道路啓開作業用車両又は重機輸送用車両（重機輸送用車両にあっては、建設用重機と同一の使用者による届出に限る。）

ウ 緊急通行車両の通行の確保（災害対策基本法第 76 条の 6）

① 道路管理者等は、緊急通行車両の通行を確保するため緊急の必要があると認めるときは、その管理する道路についてその区間を指定（以下「指定道路区間」という。）し、直ちに、当該指定道路区間内に在る者に対し、周知させる措置をとる。

② 道路管理者等は、指定道路区間内の車両等の運転者等に移動を命じることができる。

- ③ 運転者等が当該措置をとらない場合や運転者等が現場にいないため移動を命じることができない場合は、道路管理者等は自ら車両等の移動を行うことができる。
- ④ 道路管理者等は、車両等の移動場所を確保するためやむを得ない場合は、その必要な限度において、他人の土地を一時使用し、又は竹木その他の障害物を処分することができる。
- (6) 交通規制時の車両の運転者の義務（災害対策基本法第 76 条の 2）
- 基本法に規定による交通規制時の車両の運転者の義務は次のとおりである。
- ア 通行禁止等の措置が行われたときは、車両の運転者は、速やかに当該車両を通行禁止区域又は区間以外の場所へ移動させること。
- なお、速やかな移動が困難な場合には、緊急通行車両の通行の妨害とならない方法により駐車しなければならない。
- イ 前記アに係わらず、車両の運転者は、警察官の指示を受けたときは、その指示に従って車両を移動し、又は駐車しなければならない。
- (7) 警察官、自衛官及び消防吏員による措置命令等（災害対策基本法第 76 条の 3）
- 緊急通行車両の通行の確保のための警察官等による措置は次のとおりである。
- ア 警察官は、通行禁止区域において、車両その他の物件が緊急通行車両の妨害となることにより、災害応急対策の実施に著しい支障があると認めるときは、当該車両その他の物件の占有者、所有者、管理者に対し、当該車両その他の物件の移動等の措置をとることを命ずることができる。
- イ 前記アによる措置を命ぜられた者が当該措置をとらないとき又はその命令の相手方が現場にいないために当該措置をとることを命ずることができないときは、警察官は、自らその措置をとることができる。この場合において、警察官は、当該措置をとるためやむを得ない限度において車両その他の物件を破損することができる。
- ウ 前記ア及びイを警察官がその場にいない場合に限り、災害派遣を命じられた部隊及び消防吏員の執行について準用し、当該自衛官及び消防吏員は、自衛隊用及び消防機関が使用する緊急通行車両の円滑な通行を確保するため必要な措置をとることを命じ、又は自ら当該措置をとることができる。
- この場合において、その旨を、当該命令をし、又は措置をとった場所を管轄する警察署長に通知しなければならない。
- (8) 公安委員会から道路管理者等への車両移動等の措置要請（災害対策基本法第 76 条の 4）
- 公安委員会は、災害対策基本法第 76 条第 1 項の規定による通行禁止等を行うため必要があると認めるときは、道路管理者等に対し、災害対策基本法第 76 条の 6 に規定する車両移動等の措置を要請するものとする。
- (9) 規制の標識等
- 実施者は、交通規制を行った場合は、政令の定めるところにより、次の標識を設置するものとする。
- ただし、緊急のため規定の標識を設置することが困難又は不可能なときは、適宜の方法により通行を禁止又は制限したことを明示するとともに、警察官等が現場において指導に当たるものとする。
- ア 規制標識

規制標識は、次の様式と方法により設置するものとする。

- ① 道路交通法第4条、5条及び道路法第46条によって規制したとき。

道路標識、区画線及び道路標示に関する命令（昭和35年12月7日号外総理府建設省令第3号）に定める様式と方法による。

- ② 災害対策基本法第76条によって規制したとき。

災害対策基本法施行規則第5条に定める様式と方法による。

イ 規制内容の表示

規制標識には、次の事項を明示して表示する。

- ① 禁止、制限の対象
- ② 規制の区域及び区間
- ③ 規制の期間

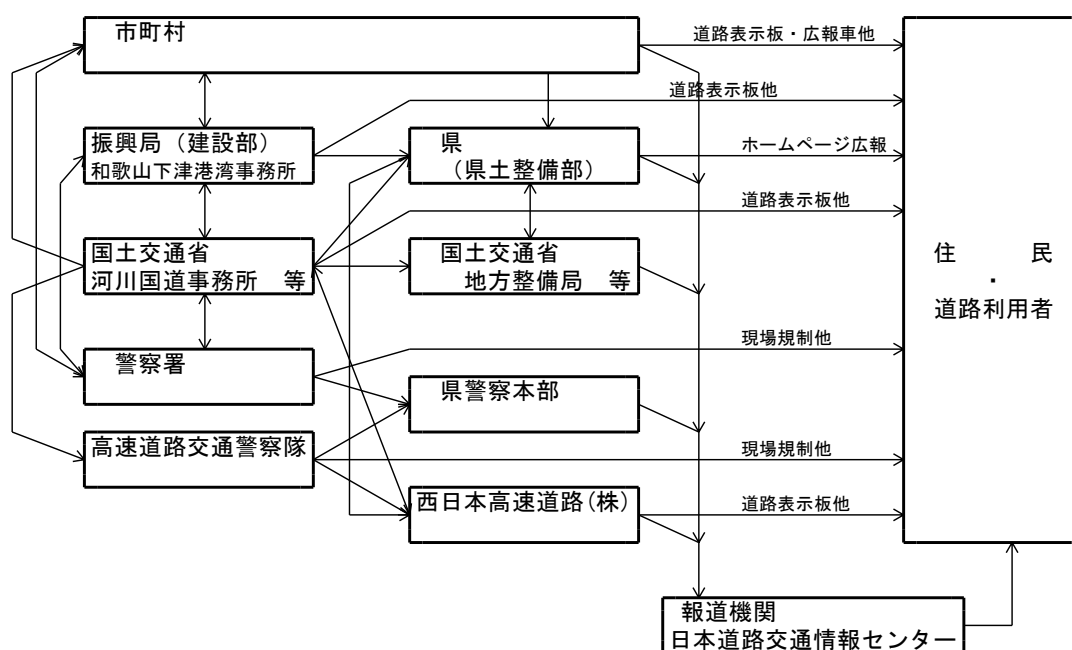
ウ 周知の措置

規制を行った場合、公安委員会及び道路管理者等は、迂回路の明示、代替交通手段についての案内、迂回路についての交通状況に関する情報の提供等を車両による広報、テレビ、ラジオ、立看板、情報板、現場警察官の広報等により行い、一般の交通に支障のないように努めるものとする。

(10) 報告等

規制を行ったときは、次の要領により報告又は通知するものとする。

ア 系統図



イ 報告事項

各関係機関は、報告、通知に当たっては、次の事項を明示して行うものとする。

- ① 禁止、制限の種別と対象
- ② 規制する区域及び区間
- ③ 規制する期間

- ④ 規制する理由
- ⑤ 迂回路その他の状況

(11) 道路の渋滞対策

ア 災害時交通マネジメント検討会の設置

近畿地方整備局は、大規模災害発生後、道路の通行止め状況や渋滞状況、迂回路状況を道路管理者や警察等と情報を共有するとともに、渋滞緩和や交通量抑制のためのソフト・ハード対策等の検討を行うために、必要に応じて「災害時交通マネジメント検討会」を設置するものとする。

イ 設置要請

県土整備部は、自ら必要と認めたときは、近畿地方整備局に「災害時交通マネジメント検討会」の設置を要請することができる。

(12) 道路啓開、応急復旧

道路管理者は、発災後の道路の障害物除去（路面変状の補修や迂回路の整備を含む）による道路啓開、応急復旧等を迅速に行うため、和歌山県道路啓開協議会の設置によって関係機関と連携してあらかじめ道路啓開等の計画を作成するものとし、必要に応じてその見直しを行うものとする。また、道路管理者は、和歌山県道路啓開計画も踏まえて、道路啓開等に必要の人員、資機材等の確保について、民間団体等との協定の締結に努めるものとする。

ア 道路啓開、応急復旧の実施責任者

道路啓開、応急復旧実施責任者は、当該道路の管理者とする。

イ 市町村長の責務

① 他の道路管理者に対する通報

市町村長は、管内の国道、県道等他の管理者に属する道路ががけくずれ等で道路、橋梁等の施設が危険状態にあることを知ったときは、速やかに当該道路管理者に通報し応急復旧の実施を要請するものとする。

② 緊急の場合における応急復旧

市町村長は、事態が緊急を要し、当該管理者に通報し応急復旧を待ついとまがないときは、応急輸送の確保その他付近住民の便宜を図るため、必要とする最小限度において当該道路の応急復旧を行うものとする。

③ 知事に対する応援要請

市町村は、自己の管理する道路の応急復旧が不可能又は困難な場合には、知事に対し応急復旧の応援を要請するものとする。

※ 基本法施行規則第1条及び第5条による通行の禁止又は制限についての標示の様式は、資料編 53-01-00 を参照

※ 基本法施行規則第6条による緊急通行車両の標章及び証明書の様式は、資料編 53-02-00 を参照

※ 緊急通行車両等の事前届出制度のフローチャートは、資料編 53-03-00 を参照

※ 異常気象時における道路通行規制基準は、資料編 53-06-01～03 を参照

第2節 船舶交通の応急対策計画（和歌山・田辺海上保安部、県農林水産部・県県土整備部）

1 計画方針

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合における船舶交通の安全を確保するため、航行規制及び航路障害物の除去等に関し定めるものとする。

2 計画内容

(1) 航行規制の実施者等

港の種類	実施責任者	港名	規制の内容
港則法適用港	和歌山海上保安部長 （和歌山下津港長）	由良、湯浅広、和歌山下津※	各種法令に基づき、関係機関と連携し、船舶交通の安全確保、海上災害等の防止に必要な措置を実施する。
	田辺海上保安部長 （田辺港長）	新宮、宇久井、勝浦、浦神、古座西向、串本、日置、田辺※、日高	
その他の港	和歌山海上保安部長	日ノ御埼以北の港	
	田辺海上保安部長	日ノ御埼以南の港	

※特定港を示す

ア 港長又は、和歌山海上保安部長及び田辺海上保安部長（以下「港長等」という）は航行制限に当たっては、港湾管理者、けい留施設の管理者と密接な連絡を取るよう配慮する。

イ 田辺港、和歌山下津港以外の港における規制内容は、（４）とする。

(2) 発見者等の通報

災害時に港内の船舶施設の被害又は、船舶交通が極めて混乱している状況を発見したものは、速やかに港長等又は市町村長に通報するものとする。

通報を受けた市町村長は、その港湾の最寄りの海上保安部署長に通報するものとする。

(3) 航行規制の要領

ア 災害等により水路の損壊沈没物等のため、船舶の航行に危険がある場合は、港長等は、港内における船舶交通の制限又は禁止を行う。

イ 船舶交通の制限禁止を行った場合は、直ちに航行警報、ラジオ・テレビ放送、巡視船艇による巡回等により広く一般に周知を図る。また、必要に応じて標識を設置する。

(4) 航路障害物の除去

ア 和歌山海上保安部及び田辺海上保安部

- ① 巡視船艇により可能な範囲で漂流物、沈没物、その他の航路障害物の応急的な除去作業を行う。
- ② 当該物件の所有者、占有者に除去の勧告を行うとともに、関係者による除去作業の指導監督、警戒を行う。必要あるときは、除去命令を出す。
- ③ 港湾管理者及び漁港管理者に障害物の存在を通報して除去を促進する。

イ 港湾管理者及び漁港管理者

その所管する港湾区域及び漁港区域内の航路等について、漂流物、沈没物、その他の航路障害物が認められる場合には、応急的な除去作業を行うよう努めるものとし、当該物件の所有者、占有者に除去の勧告を行うとともに、関係者による除去作業の指導監督、警戒を行う。必要あるときは、除去命令を出す。

第3節 輸送計画（和歌山・田辺海上保安部、近畿運輸局、近畿地方整備局、自衛隊、西日本旅客鉄道㈱、県危機管理部・県地域振興部・県福祉保健部・県農林水産部・県県土整備部）

1 計画方針

災害時における被災者の避難及び応急対策に必要な要員、物資等の迅速確実な輸送を確保するため、陸・海・空のあらゆる有効な手段を利用し総合的かつ積極的に緊急輸送を実現するものとする。

特に、機動力のあるヘリコプター、大量輸送が可能な船舶の活動を推進するものとする。

2 計画内容

(1) 基本方針

ア 輸送に当たっての配慮事項

輸送活動を行うに当たっては、次の事項に配慮して行う。

- ① 人命の安全
- ② 被害の拡大防止
- ③ 災害応急対策の円滑な実施

イ 輸送対象の想定

① 第1段階

- a 救助・救急活動、医療活動の従事者、医薬品等人命救助に要する人員及び物資
- b 消防、水防活動等災害の拡大防止のための人員及び物資
- c 災害対策要員、情報通信、電力、ガス、水道施設の保安要員等初動の応急対策に必要な人員及び物資等
- d 後方医療機関へ搬送する負傷者等
- e 緊急輸送に必要な輸送施設、輸送拠点の応急復旧、交通規制等に必要な人員及び物資

② 第2段階

- a 上記①の続行
- b 食糧及び水等生命の維持に必要な物資
- c 傷病者及び被災者の被災地外への輸送
- d 輸送施設の応急復旧等に必要な人員及び物資

③ 第3段階

- a 上記②の続行
- b 災害復旧に必要な人員及び物資
- c 生活必需品（家庭動物の飼養に関する資材を含む）

(2) 実 施 者

災害輸送は他の計画で別に定めるもののほか、応急対策を実施する機関が行うものとする。

(3) 災害輸送の種別

災害輸送は次の種別のうち最も適切な方法によるものとする。

- ア 自動車及びバイク等による輸送
- イ 鉄道軌道等による輸送
- ウ 船舶による輸送
- エ ヘリコプターや無人航空機等による空中輸送
- オ 人力等による輸送

(4) 輸送力の確保等

ア 自動車輸送力の確保順位

災害輸送のための自動車輸送力の確保は、おおむね次の順序による。

- ① 当該実施機関所有の車両等
- ② 公共的団体の車両等
- ③ 営業用の車両等
- ④ その他の自家用車両等

イ 各機関における措置

① 県

- a 本部各班は自動車、船舶、ヘリコプター等の輸送力の確保を要するときで、県有車両等のみで不足するときは、次の輸送条件を示して総合交通政策班に要請するものとする。ただし、土木工事等のため業者所有建設車両を調達するときは、土木部土木総務班に要請する。※ 建設機械関係資料は、資料編 51-01-01 を参照

(ア) 輸送区間又は借上機関

(イ) 輸送量又は車両の台数等

(ウ) 集合の場所及び日時

(エ) その他の条件

- b 総合交通政策班は、次により処置する。

(ア) 自動車のうちトラックについては（公社）和歌山県トラック協会に、バスについては（公社）和歌山県バス協会に、それぞれ輸送を要請し、タクシーについては（一社）和歌山県タクシー協会、（一社）和歌山県ハイヤー・タクシー協会、和歌山県個人タクシー協同組合に輸送要請。

※ トラックによる緊急・救援輸送及び荷さばき業務に関する協定書は、資料編 45-04-02 を参照

※ バスによる緊急・救援輸送に関する協定書は、資料編 54-02-01 を参照

※ タクシーによる緊急・救援輸送に関する協定書は、資料編 54-02-02 を参照

(イ) 鉄道によって輸送する場合は、必要の都度、各関係機関と協議して要請するものとする。

(ウ) 船舶のうちフェリーについては、南海フェリー（株）に輸送を要請し、それ以外は総合統制室を通じ和歌山海上保安部及び田辺海上保安部、自衛隊等に輸送を、和歌山運輸支局及び和歌山運輸支局勝浦海事事務所に借上げあっせんを要請する。

※ 船舶による災害時の輸送等に関する基本協定書は、資料編 45-03-01 を参照

(エ) 漁船及び遊漁船等については、農林水産部水産振興班を通じ和歌山県水難救済会及び和歌山県漁業協同組合連合会に輸送を要請する。

※ 漁船による大規模災害時の緊急輸送活動の協力に関する協定書は、資料編 54-05-00 を参照

※ 船舶による輸送等災害応急対策に関する協定書は、資料編 54-05-01 を参照

(オ) ヘリコプター等については、総合統制室を通じ和歌山海上保安部及び田辺海上保安部、自衛隊等に輸送を要請する。

② 市町村

- a 市町村においては、輸送に必要な車両、無人航空機及び要員等の確保については、市町村計画に定めておくものとする。
- b 市町村の所要車両や無人航空機が調達不能となった場合は、輸送条件を示して支部に応援を要請する。

③ 近畿運輸局（和歌山運輸支局、和歌山運輸支局勝浦海事事務所）

近畿運輸局は、対策実施要綱等に基づき、必要な措置を講ずるとともに、県の要請等により、輸送機関等に対し調達のあっせんを行う。

④ 西日本旅客鉄道(株)近畿統括本部和歌山支社及びその他の私鉄会社

西日本旅客鉄道(株)近畿統括本部和歌山支社及びその他の私鉄会社は、それぞれの実施機関と協議して、鉄軌道による輸送を行うものとする。また、緊急輸送の要請は最寄り駅長を通じて行うものとし、当該輸送機関は、緊急輸送の必要があると認めたときは、その万全を期するものとする。

⑤ 和歌山海上保安部及び田辺海上保安部

和歌山海上保安部及び田辺海上保安部は、必要に応じ、又は関係機関からの要請に基づき、海上保安庁が保有する船舶及び航空機等を用いて緊急輸送活動を実施する。

⑥ 近畿地方整備局和歌山港湾事務所

近畿地方整備局和歌山港湾事務所は、必要に応じ、又は関係機関からの要請に基づき、自ら保有する船舶を用いて緊急輸送活動を実施する。

⑦ 自衛隊

自衛隊は、「第 18 章 自衛隊派遣要請等の計画」に定める知事の災害派遣要請に基づき、自ら保有する車両、船舶及び航空機等を用いて緊急輸送活動を実施する。

(5) 緊急輸送道路ネットワーク

国、県、自衛隊等で構成される協議会において、下記の道路を緊急輸送道路に位置づける。

- ① 高速自動車国道、国道、主要地方道等の主要幹線道路
- ② 防災上の拠点となる施設へのアクセス道路
- ③ 上記①、②を補完する道路

区分	概要
第 1 次緊急輸送道路	・ 高速自動車国道、国道、主要地方道等の主要幹線道路 ・ 上記主要幹線道路と防災拠点（一次拠点）を連絡する道路
第 2 次緊急輸送道路	・ 第 1 次緊急輸送道路と防災拠点（二次拠点）を連絡する道路
第 3 次緊急輸送道路	・ 第 2 次緊急輸送道路と防災拠点（二次拠点）を連絡する道路

防災拠点一覧

拠点区分	種別	分類	
		一次拠点	二次拠点
地方公共団体	和歌山県庁	○	
	和歌山県総合庁舎等		○
	地方生活圏中心都市の役所	○	
	その他市町村の役所・役場		○
指定行政機関・指定地方行政機関	国土交通省近畿地方整備局の関連庁舎		○
指定公共機関・指定地方公共機関	高速道路会社・公社		○
	ライフライン管理者		○
	鉄道関係管理者		○
	放送局		○
自衛隊の庁舎	自衛隊基地		○
救援物資等の備蓄拠点 または集積拠点	空港	○	
	ヘリポート		○
	備蓄基地(災害救助物資保管場所)		○
	国際拠点港湾・重要港湾	○	
	港湾・漁港		○
	鉄道駅前広場		○
	道路空間を利用した防災拠点		○
災害医療拠点	総合病院等		○
警察	警察本部・警察署		○
消防	消防署		○
広域防災拠点	広域防災拠点	○	

※ 緊急輸送道路ネットワーク図は、資料編 54-01-01 を参照

(6) 維持管理

道路管理者は、緊急輸送道路について、日頃から整備、耐震補強等に努め、災害発生時に万一被災した場合は、相互に連携し迅速な復旧に努めるものとする。

(7) 輸送能力

※ 陸上における輸送能力は 資料編 54-02-00 を参照

※ 海上における輸送能力は 資料編 54-03-01 を参照

※ 空の輸送能力は 資料編 54-04-00 を参照

(8) 燃料輸送

県は、災害応急対策を行う緊急通行車両等の燃料が不足した場合には、「災害時石油供給連携計画」とは別に、和歌山県石油商業組合との「大規模災害等発生時における支援等に関する協定」に基づき、緊急通行車両等に燃料を給油するための移動式給油機（どこでもスタンド）の設置拠点到燃料を輸送する手段を確保するものとする。

※ 大規模災害等発生時における支援等に関する協定は、資料編 41-00-02 を参照

第18章 自衛隊派遣要請等の計画（陸上自衛隊第37普通科連隊）

1 計画方針

県地域の防災に関し自衛隊の災害派遣について必要な事項は、本計画によるものとする。

2 計画内容

(1) 災害派遣要請基準

災害が発生し、又は発生するおそれのある場合、知事は、生命又は財産を保護するため必要と認めた場合は、自衛隊に災害派遣を要請する。

(2) 派遣の種類

ア 災害が発生し、知事が人命又は財産の保護のため必要と認めた場合の知事の要請に基づく部隊等の派遣

イ まさに災害が発生しようとしている場合における知事の要請に基づく部隊等の予防派遣

ウ 災害に際しその事態に照らし特に緊急を要し、知事からの要請を待ついとまがないと認めて、知事からの要請を待たないで、自衛隊の自主的判断に基づく部隊等の派遣

なお、その判断の基準とすべき事項については次に掲げるとおりである。

- ① 災害に際し、関係機関に対して当該災害に係る情報を提供するため、自衛隊が情報収集を行う必要があると認められること。
- ② 災害に際し、知事等が自衛隊の災害派遣に係る要請を行うことができないと認められる場合に、直ちに救援の措置をとる必要があると認められること。
- ③ 災害に際し、自衛隊が実施すべき救援活動が明確な場合に、当該救援活動が人命救助に関するものであると認められること。
- ④ その他災害に際し、上記に準じ、特に緊急を要し、知事等からの要請を待ついとまがないと認められること。

エ 庁舎等防衛省の施設又はその近傍に災害が発生した場合における自衛隊の自主的判断に基づく部隊等の派遣

(3) 派遣要請要領

ア 知事の派遣要請

災害に際し、知事は、次の場合に自衛隊の部隊等の派遣を要請する。

- ① 県下市町村長から派遣要請の依頼があり、知事が必要と認めた場合
- ② 防災関係機関から派遣要請の依頼があり、知事が必要と認めた場合
- ③ 知事が自らの判断で派遣の必要を認めた場合

イ 派遣要請の方法

派遣の要請は、陸上自衛隊第 37 普通科連隊長に対し、原則として文書により行うものとする。ただし、文書によるいとまがないときは口頭又は電話によることとし、事後速やかに文書を提出するものとする。

ウ 要請書の様式

※ 自衛隊災害派遣要請書の様式は、資料編 55-01-00 を参照

連絡先は次のとおりとする

陸 上 自 衛 隊	
第 3 7 普通科連隊	
連絡先	0 7 2 5 - 4 1 - 0 0 9 0 (代表)
(昼間)	第 3 科 (内 2 3 6 ~ 2 3 9)
(夜間)	当直司令室 (内 3 0 2)
県防災電話	
第 3 科	3 9 2 - 4 0 0
F A X	3 9 2 - 4 9 9

(4) 市町村長等の知事への派遣要請依頼

市町村長が、知事に対し自衛隊の災害派遣を依頼しようとするときは、災害派遣要請書に記載する事項を明らかにし、電話又は口頭をもって振興局を経由して県（災害対策課）に依頼するものとし、事後速やかに依頼文書を提出する。

ただし、通信途絶等により知事に対し派遣要請の依頼ができないときは、その旨及び当該市町村の地域に係る災害の状況を自衛隊に通知することができる。

この場合、市町村長は速やかにその旨を知事に通知しなければならない。

※ 知事への部隊派遣要請依頼書及び部隊等の撤収要請依頼書の様式は、資料編 55-02-00 を参照

(5) 派遣要請不要時の連絡

知事は、事態の推移に応じ、要請しないと決定した場合は、直ちにその旨を自衛隊に連絡するものとする。

(6) 自衛隊が災害派遣を行う場合の通知

陸上自衛隊第 37 普通科連隊長は、知事の派遣要請又は自主的判断により、部隊等を派遣した場合は、速やかに派遣部隊の指揮官の官職氏名、その他必要事項を知事に通知する。

(7) 自衛隊との連絡調整

ア 情報の交換

災害が発生し、又は発生のおそれがある場合においては、自衛隊の災害派遣を有効に行うため、情報の交換等連絡調整を行う。

イ 自衛隊災害派遣業務を調整しその迅速化を図るため、通常県に自衛隊連絡員の連絡所を設置する。

(8) 派遣部隊の誘導及び受け入れ体制

ア 派遣部隊等の誘導

① 県は自衛隊に災害派遣を要請した場合は、県警察本部（警備課）及び要請依頼の関係機関にその旨連絡する。

② 県警察本部は、自衛隊の災害派遣出動に伴う誘導の要請があった場合は、出動経路、交通事情等に応じパトカー又は白バイにより被災地へ誘導する。

イ 派遣部隊の受け入れ体制

① 現地連絡責任者の指定

県は、部隊受け入れ及び作業の円滑を期するため、現地連絡責任者を指定し、派遣部隊指揮官との連絡調整に当たらせる。

② 作業計画及び資材等の整備

自衛隊の災害派遣を受けた機関は、災害の状況、他の機関の応援対策実施状況等を十分勘案し、自衛隊の部隊が迅速かつ円滑に作業を実施できるよう作業計画を策定するとともに、作業の実施に必要な資機材を準備するほか、宿舎等必要な設備を整えるよう配慮する。

③ その他

ヘリコプターを使用する災害派遣要請をおこなった場合は、ヘリポート等の諸準備に万全を期する。

(9) 派遣部隊等の活動

災害派遣部隊は、主として生命、財産の救助のため、各機関と綿密な連携を保って相互に協力し、次の業務を実施する。

ア 災害発生前の活動

① 連絡班及び偵察班の派遣

a 連絡班

状況の悪化に伴い県その他必要な機関に連絡員を派遣し、情報の交換及び部隊派遣等に関する連絡調整を行う。また、状況によって通信班を配慮する。

b 偵察班

災害発生予想地域に対しては、数組の偵察班を派遣し、現地の状況を偵察させるとともに連絡にあたらせる。

② 出動体制への移行

a 連隊本部の体制

災害の発生が予想される場合は、情報所を開設して情報業務を統一するとともに、事態の緊迫に伴い作戦室を開設して、災害派遣のための部隊の運用に備える。

b 部隊の体制

部隊独自の情報収集を強化するとともに、部隊の編成、資機材の準備、管理支援態勢等初動体制を整える。

③ 海、空自衛隊との連絡調整

海、空自衛隊と、平素からの協定に基づき連絡を密にし、上級司令部の命令があれば速やかに適切な協同行動が実施できるよう準備する。

イ 災害発生後の活動

① 被害状況の把握

知事からの要請があったとき、又指定部隊等の長が必要と認めるときは、車両、船舶、航空機等により偵察を行う。

② 避難の援助

避難の命令が発令され、避難、立ち退き等が行われる場合で必要と認めるときは、避難者の誘導、輸送を行う。

③ 遭難者の搜索救助

死者、行方不明者、負傷者等が発生した場合は、通常他の救助作業に優先して搜索救助を行う。

④ 水防活動

堤防、護岸等の決壊に対しては、所要の水防活動を行う。

⑤ 消防活動

利用可能な消火、防火用具をもって消防機関に協力して消火にあたる。

⑥ 道路又は水路の啓開

道路又は水路が破壊し、もしくは障害物がある場合は、これらの啓開除去にあたる。

⑦ 応急医療、救護及び防疫

診察、救護、防疫、病虫害防除等の支援を行う。ただし、薬剤等は通常地方公共団体の提供を受け使用する。

⑧ 通信支援

特に要請があった場合又は指定部隊等の長が必要と認める場合は、災害派遣任務の達成に支障をきたさない限度において支援する。

⑨ 人員及び物資の緊急輸送

特に要請があった場合又は指定部隊等の長が必要と認めた場合は、緊急患者、医師その他救援活動に必要な人員及び救援物資の緊急輸送を実施する。この場合は、特に緊急を要すると認められるものについて行う。

⑩ 炊飯又は給水の支援

特に要請があった場合又は指定部隊等の長が必要と認める場合は、炊飯又は給水の支援を行う。

⑪ 交通規制の支援

主として自衛隊車両の交通が輻輳する地点において自衛隊車両を対象として、交通規制の支援を行う。

⑫ 危険物の保安及び除去

特に要請があった場合において必要と認めるときは、能力上可能なものについて、火薬類爆発物の保安措置及び除去を実施する。

⑬ その他

その他臨機の必要に応じ自衛隊の能力上可能なものについては、所要の措置をとる。

(10) 派遣部隊等の自衛官の権限

災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は、市町村長又は市町村長から委任を受けて市町村長の職権を行う市町村の吏員が現場にいない場合に限り、次の職務を執行することができる。

ア 警戒区域の設定及び同区域への立入り制限、禁止又は退去の命令（災害対策基本法第 63 条第 3 項）

イ 他人の土地、建物その他の工作物の一時使用、又は土石、竹木その他の物件の使用若しくは収容（災害対策基本法第 64 条 8 項）

ウ 応急措置の実施の支障となる工作物等の除去等（災害対策基本法第 64 条 8 項）

エ 住民又は現場にある者の応急業務への従事命令（災害対策基本法第 65 条 3 項）

なお、この場合、自衛官は直ちにその旨を市町村長に通知しなければならない。

(11) 派遣部隊等の撤収要請

ア 知事は、自衛隊の派遣の必要がなくなつたと認めた場合は、自衛隊の撤収を要請する。

イ 災害派遣命令者は、前項の要請があった場合又は派遣の必要がなくなつたと認める場合

は、速やかに部隊等の撤収を命じなければならない。

※ 派遣部隊等の撤収要請書の様式は、資料編 55-03-00 を参照

※ 災害時におけるヘリコプター発着予定地は、資料編 55-04-00 を参照

第19章 県防災ヘリコプター活用計画（県危機管理部）

1 計画方針

災害が発生した場合、広域的かつ機動的な活動ができる県防災ヘリコプターを有効に活用し、災害応急対策の充実強化を図る。

2 計画内容

(1) 防災ヘリコプターの運航体制

防災ヘリコプターは、「和歌山県防災ヘリコプター運航管理要綱」及び「和歌山県防災ヘリコプター緊急運航要領」の定めるところにより、原則として市町村等の要請に基づき運航するが、情報収集等の活動の必要があると認められる場合は、総括管理者（危機管理部長）の指示により出動するものとする。

(2) 防災ヘリコプターの応援

市町村長等（消防事務に関する一部事務組合管理者を含む。）の知事に対する防災ヘリコプターの応援要請は、「和歌山県防災ヘリコプター応援協定」の定めるところによるが、その概要は次のとおりとする。

ア 応援要請の原則

市町村等の行政区域内で災害が発生した場合で次のいずれかに該当するとき、当該市町村長等の要請に基づき応援するものとする。

- ① 災害が隣接する市町村等の行政区域に拡大し、又は影響を与えるおそれのある場合
- ② 発災市町村等の消防力によっては、災害の防御が著しく困難と認められる場合
- ③ その他救急搬送等、緊急性があり、かつ、防災ヘリコプター以外に適切な手段がなく、防災ヘリコプターによる活動が最も有効な場合

イ 応援要請の方法

応援要請は、和歌山県防災航空センターに電話等により、次の事項を明らかにして行うものとする。

- ① 災害の種別
- ② 災害発生の日時、場所及び被害の状況
- ③ 災害発生現場の気象状態
- ④ 災害現場の最高指揮者の職名・氏名及び連絡方法
- ⑤ 場外離着陸場の所在地及び地上支援体制
- ⑥ 応援に要する資機材の品目及び数量
- ⑦ その他の必要事項

ウ 緊急時応援要請連絡先

和歌山県防災航空センター	TEL	0739-45-8211
	FAX	0739-45-8213
	県防災電話	364-451, 364-400
	県防災FAX	364-499

(3) 防災ヘリコプターの活動内容

防災ヘリコプターは、次に掲げる活動等で、ヘリコプターの特性を十分活用することができ、その必要性が認められる場合に運用するものとする。

ア 被災状況等の調査及び情報収集活動

イ 救急患者、医療従事者等の搬送及び医療器材等の輸送

ウ 消防隊員、消防資機材等の搬送

エ 被災者等の救出

オ 救援物資、人員等の搬送

カ 災害に関する情報、警報等の伝達等の広報活動

キ その他災害応急対策上、特に防災ヘリコプターによる活動が有効と認められる活動

※ 和歌山県防災ヘリコプター応援協定は、資料編 56-00-00 を参照

※ 災害時におけるヘリコプター発着予定地は、資料 55-04-00 を参照

第20章 防災拠点施設活用計画(県危機管理部)

1 計画方針

災害に際し、災害応急対策の拠点として、平常時には防災に関する県民の啓発、教育の機能を有する施設として、防災拠点施設の整備に努めるものとする。また、大規模災害時に備えるため、広域防災拠点の活用を進めるものとする。

2 計画内容

(1) 広域防災拠点(県管理)

① 第1広域防災拠点(和歌山・海草地域に配置)

- ・和歌山、海草、有田、日高、那賀地域の支援及び県全体の総括拠点

コスモパーク加太(21,300㎡)

国立大学法人和歌山大学(38,000㎡)

近畿大学生物理工学部(23,659㎡)

県立和歌山ビッグホエール(55,562㎡)

② 第2広域防災拠点(西牟婁地域に配置)

- ・西牟婁、日高、東牟婁地域の支援及び県外からの航空輸送における後方支援の進出拠点

南紀白浜空港(741,000㎡)

旧南紀白浜空港跡地(200,000㎡)

田辺スポーツパーク(308,000㎡)

③ 第3広域防災拠点(東牟婁地域に配置)

- ・孤立化が長期かつ多数予想される地域を支援する拠点

新宮市民運動競技場(新宮市立佐野体育館含む)(51,000㎡)

串本町総合運動公園(16,016㎡)

東紀州防災拠点(三重県熊野市)(12,280㎡)

④ 第4広域防災拠点(伊都地域に配置)

- ・伊都、那賀地域の支援及び県外からの陸上輸送における後方支援の進出拠点

橋本市運動公園(県立橋本体育館含む)(340,000㎡)

(2) 基幹的広域防災拠点(国管理)との連携

京阪神都市圏における大規模地震発生時等に広域災害応急対策の拠点となる堺泉北港堺2区基幹的広域防災拠点と連携し効果的な輸送機能を確保する。

第21章 広域防災体制の計画（県危機管理部、県福祉保健部）

1 計画方針

広域的な対応が必要とされる大規模広域災害が発生した場合に備え、県は平常時から広域的な視点に立った防災体制の整備を図る。

県は、関西広域連合が策定する関西防災・減災プランと整合性を図りながら、関西広域連合や構成府県等からの応援を円滑に受け入れるための体制を整備する。

また、県が防災関係機関に対し、広域的な応援を要請する場合における応援職員の円滑な受入体制を整備する。

2 計画内容

(1) 関西圏域内の応援体制

- ・ 県は、関西広域連合による広域防災体制の枠組及び「近畿圏危機発生時の相互応援に関する基本協定」に基づき、物資の受入れ体制や避難者・傷病者の受入れ体制の整備を図り、さらに災害に関する関西広域連合構成府県及び連携県の情報の共有を図るなど関西圏域の府県との連携強化に努める。
- ・ 県は、紀伊半島に位置する三重県及び奈良県と「紀伊半島三県災害時等相互応援に関する協定」に基づき、2県との連携強化に努める。
- ・ 県は、「和歌山県と徳島県の消防防災ヘリコプター運航不能期間等における相互応援協定」及び「滋賀県と和歌山県の消防防災ヘリコプター運航不能期間等における相互応援協定」に基づき、徳島県及び滋賀県との連携強化に努める

(2) 他ブロック間の応援体制

- ・ 県は、関西広域連合が締結している「関西広域連合と九州地方知事会との災害時の相互応援に関する協定」に基づき、相互応援体制の整備を図り、情報交換や防災訓練の実施等を通して、九州地方知事会の構成県との連携強化に努める。

(3) 全国レベルの応援体制

- ・ 県は、「全国都道府県における災害時等の広域応援に関する協定」に基づき、他の都道府県との連携強化に努める。
- ・ 県は、消防組織法第44条の規定に基づき、消防庁長官に対して、緊急消防援助隊の出動、広域航空消防応援を要請するものとする。なお、緊急消防援助隊が出動された場合は、和歌山県緊急消防援助隊受援計画に基づき速やかに受入体制を整える。
- ・ 県は、都道府県の枠を越えて迅速かつ広域的に被災地に赴き、直ちに被害情報等の収集、救出
- ・ 救助、緊急交通路の確保等にあたる警察広域緊急援助隊の受入体制を整える。

(4) 県内の応援体制

- ・ 県内の市町村は、平成25年9月2日付けで締結した「和歌山県下消防広域相互応援協定」に基づき、県下において大規模又は特殊な災害が発生した場合、消防の相互応援に努めるものとする。 ※ 「和歌山県下消防広域相互応援協定」については、資料編 40-03-00 を参照
- ・ 県内の市町村は、平成8年2月23日付けで締結した「日本水道協会和歌山県支部水道災

害相互応援対策要綱に基づく協定」に基づき、県下において地震、異常渇水その他の水道災害が発生した場合、応急給水、応急復旧等の相互応援に努めるものとする。

※ 「日本水道協会和歌山県支部水道災害相互応援対策要綱に基づく協定」については、資料編 44-01-00 を参照

- ・ 県内の市町村は、災害の規模等に応じて、大規模広域災害時に他の市町村へ広域的に避難することが可能となるよう、関係機関との連携体制を検討するよう努めるものとする。また、県は、市町村から求めがあった場合には、必要な助言を行うものとする。

(5) その他の応援体制

- ・ 県は、関西広域連合が締結している「大規模広域災害時におけるフォークリフトの提供に関する協定」に基づき、トヨタ L & F 和歌山株式会社等に対し、救援物資の集積拠点にフォークリフトを配備することについて協力を求めることができる。

※ 「大規模広域災害時におけるフォークリフトの提供に関する協定」については、資料編 57-01-01 を参照

(6) 応援職員の受け入れ

- ・ 県は、国や他の地方公共団体等からの応援職員等を迅速・的確に受け入れて情報共有や各種調整等を行うための受援体制の整備に努めるものとする。
- ・ 特に、庁内全体及び各業務担当部署における受援担当者の選定や応援職員等の執務スペースの確保を行うものとする。その際、感染症対策のため、適切な空間の確保に配慮するものとする。また、応援職員等の宿泊場所の確保が困難となる場合も想定して、応援職員等に対して紹介できる、ホテル・旅館、公共施設の空きスペース、仮設の拠点や車両を設置できる空き地など宿泊場所として活用可能な施設等のリスト化に努めるものとする。
- ・ その他、受援体制にかかる必要な事項は別途和歌山県広域受援計画において定める。

第22章 近畿地方整備局による災害時の応援計画（近畿地方整備局）

1 計画方針

災害が発生又はその恐れのある場合、近畿地方整備局は「災害時の応援に関する申し合わせ」（平成17年6月14日近畿整備局企画部長・和歌山県県土整備部長により締結）に基づき、被害拡大を防ぐための緊急対応実施等（リエゾン（情報連絡員）、TEC-FORCE（緊急災害対策派遣隊）の派遣を含む）の応援を行う。

2 計画内容

(1) 応援の内容

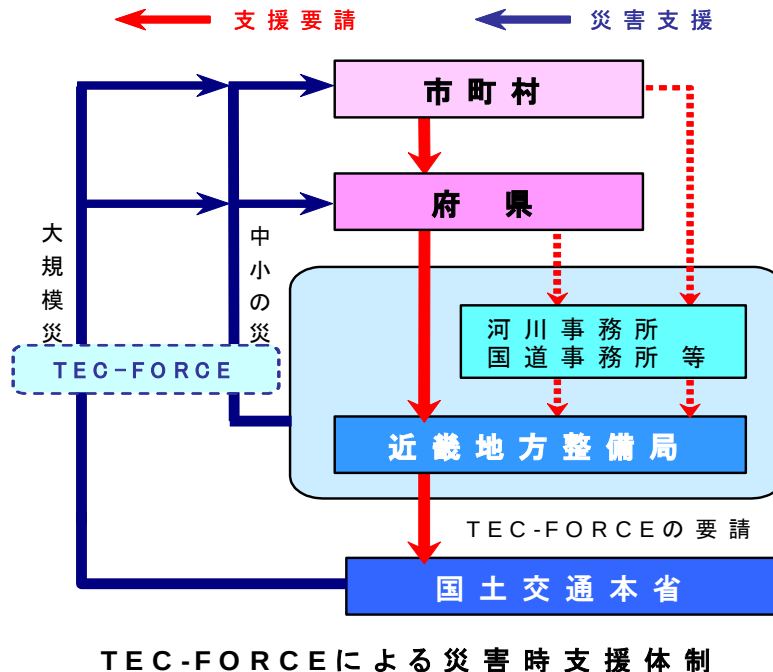
- ・被害情報の収集
- ・災害応急復旧
- ・二次災害の防止
- ・その他必要と認められる事項

(2) 応援の要請

和歌山県は近畿地方整備局へ口頭または電話等により応援要請を行い、事後速やかに文書を提出するものとする。

近畿地方整備局は、和歌山県より応援の要請を受け応援を行う場合は、和歌山県に応援する旨を口頭又は電話により伝え、事後速やかに文書対応を行うものとする。

【連絡先】近畿地方整備局防災室（TEL：06-6942-1575、FAX：06-6944-4741）



(3) 応援の実施

近畿地方整備局は和歌山県への応援要請に対して、災害対策用資機材及び人員配置の状況を勘案し、可能な応援を行うものとする。

(4) 応援要請によらない応援

災害が発生した場合、その事態に照らし特に緊急を要し、和歌山県からの要請を待つとまがないと確認されるときは、近畿地方整備局は独自の判断により応援を行うものとする。

※ 災害時の応援に関する申し合わせについては、資料編76-02-08を参照

第 4 編

災害復旧計画

第1章 施設災害復旧事業計画（県危機管理部・県企画部・県福祉保健部・県農林水産部・県県土整備部）

1 方 針

公共的施設等の災害復旧事業計画は施設の緊急復旧とともに、再発災害の防止のための施策が考えられるが、復旧事業の実施に当たっては、原形復旧にとどまらず、改良復旧あるいは、関連事業の採用を積極的に働きかけ、資金の性格にとらわれずより効果的経済的な配慮を盛り込むとともに、本県の特長性すなわち台風常襲地帯、多雨地帯、長いリアス式海岸、断層破碎地帯等の要素と、被害の原因を検討して、綿密周到な計画を組まなければならない。特に、公共土木施設災害復旧事業の推進については災害の程度及び緊急の度合等に応じて、中央の査定のための調査、測量及び設計を早急に実施し、関係者と十分協議検討を加え、復旧計画に当たっては被害原因を基礎にして再度災害が発生しないよう、あらゆる角度から検討を加え、災害箇所の復旧のみにとらわれず、関連事業を十分考慮に入れて災害関連緊急事業の促進を図る。

また、大災害が発生した場合の復旧等については、労働力の不足、資材の払底等のため工事が円滑に実施できないこと等も予想されるので、国の権限代行制度等も含めて、このような事態を想定して十分検討しておかなければならない。

2 事業計画の種別

方針を基盤として次にかかげる事業計画について、被害の都度検討作成するものとする。

(1) 公共土木施設災害復旧事業計画

- ア 河川公共土木施設復旧事業計画
- イ 海岸公共土木施設復旧事業計画
- ウ 砂防設備復旧事業計画
- エ 林地荒廃防止施設復旧事業計画
- オ 地すべり防止施設復旧事業計画
- カ 急傾斜地崩壊防止施設復旧事業計画
- キ 道路公共土木施設復旧事業計画
- ク 港湾公共土木施設復旧事業計画
- ケ 漁港公共土木施設復旧事業計画
- コ 下水道施設復旧事業計画

(2) 農林水産業施設災害復旧事業計画

- ア 林地荒廃防止施設復旧事業計画

(3) 都市災害復旧事業計画

(4) 水道施設災害復旧事業計画

(5) 住宅災害復旧事業計画

(6) 社会福祉施設災害復旧事業計画

(7) 公共医療施設、病院等災害復旧事業計画

(8) 学校教育施設災害復旧事業計画

(9) 社会教育施設災害復旧事業計画

- (10) 文化財災害復旧事業計画
- (11) その他の災害復旧事業計画

3 災害復旧対策

(1) 財政的措置

災害に対する国の財政措置は次のとおりである。

ア 国庫補助及び国の財政措置

- ① 公共土木施設災害復旧……公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法によるもの
- ② 農林水産施設災害復旧……農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律によるもの
- ③ 公立学校施設災害復旧……公立学校施設災害復旧事業費国庫負担法によるもの
- ④ 公 営 住 宅 の 建 設……公営住宅法によるもの
- ⑤ 都 市 施 設 災 害 復 旧……都市災害復旧事業国庫補助に関する基本方針によるもの

イ 地方債に基づく措置によるもの

ウ 地方交付税に基づく措置によるもの

エ 激甚災害時の特別財政措置によるもの

激甚災害指定の手続きについては、次により行うものとする。

① 激甚災害の調査

(7) 県

県は、市町村の被害状況を検討のうえ、激甚災害及び局地激甚災害の指定を受ける必要があると思われる場合、「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」（以下「激甚法」という。）に定める調査の必要な事項について速やかに調査し、早期に指定を受けられるよう措置する。

(4) 市町村

市町村は、激甚災害指定基準及び局地激甚災害指定基準を考慮して、災害状況等を調査して県に報告する。

② 激甚災害指定の手続き

災害による被害が甚大で、激甚災害の指定に該当する場合には、県は国の機関と連絡をとり、速やかに指定の手続きをとる。

③ 特別財政援助の交付（申請）手続き

激甚災害の指定を受けたときは、市町村は速やかに関係調書を作成し、県に提出しなければならない。

県は、これを受け事業の種別毎に激甚法及び算定の基礎となる法律に基づき負担金、補助金等を受けるための手続きを行う。

※ 激甚災害指定基準は、資料編58-01-00を参照

(2) 人的支援

県は、市町村が円滑に復旧対策を実施できるよう、人的支援を行うための技術職員の派遣体制の整備に努めるものとする。

また、必要に応じ、国や他の自治体に対し職員の派遣その他の協力を求める。

第2章 災害復旧資金計画（県共生社会推進部・県福祉保健部・県商工労働部・

県農林水産部）

1 方針

災害復旧のための融資措置として、被災者、中小企業者及び農林漁業者等に対し、つなぎ融資の手段を講ずるとともに、あらゆる融資制度を活用して積極的な資金の融資計画を推進し、民生の安定を図るものとする。

2 資金の種類

(1) 農林漁業関係の資金融通

ア 天災融資資金（天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法）

イ 株式会社日本政策金融公庫資金（株式会社日本政策金融公庫法）

- ① 農業経営基盤強化資金
- ② 林業基盤整備資金
- ③ 漁業基盤整備資金
- ④ 漁業経営改善支援資金
- ⑤ 農林漁業施設資金（共同利用施設）
- ⑥ 農林漁業セーフティネット資金

ウ 生活営農資金

(2) 商工業関係の資金融通

ア 和歌山県融資制度枠の拡大、新制度創設

イ 災害復旧高度化融資

(3) 福祉関係の資金融通

ア 生活福祉資金（生活福祉資金貸付制度要綱）（県社会福祉協議会運用）

- ① 総合支援資金
- ② 福祉資金
- ③ 教育支援資金
- ④ 不動産担保型生活資金

イ 母子父子寡婦福祉資金

- ① 事業継続資金
- ② 住宅資金

(4) 住宅関係の資金融通

ア 災害復旧住宅資金

イ 災害特別貸付

第3章 災害復興都市計画（県土整備部）

1 方 針

都市の復興計画は、災害に対する応急、復旧活動が講じられる中、まちづくりに関する分野の基本方針を定めると同時に都市計画決定作業も並行して行うことが想定される。

大規模災害が発生した場合、物資供給、救命、救援等の応急活動と公共施設等の復旧活動が実施されることになるが、特に都市基盤が脆弱な密集市街地等の被災地については、原状への復旧だけでなく、震災前と比べより災害に強く快適なまちづくりに向けての取り組みを、他の活動と並行して計画的に進める必要がある。

また緊急かつ健全な復興にあたり、都市計画又は土地区画整理法による土地区画整理事業のため必要がある場合には、建築の制限や被災市街地復興推進地域の指定など迅速な対応が求められる。

2 流 れ

(1) 被災状況の把握、復興手段の設定【被災後1週間以内】

建築基準法第84条に基づく建築制限を掛ける範囲の判断材料として、市町村は被害状況について調査を行う。（第一次調査）

ア 災害対策本部から情報収集・分析

イ 現地調査

ウ 調査結果の整理

エ 都市計画、市街地開発事業等の実施地区の検討

(2) 建築基準法第84条による建築制限の実施【被災後2週間以内】

集中的または面的災害を被った地域において、市街地開発事業等を行う場合、無秩序な建築行為等による事業への影響を防ぐため、市町村都市計画部局は特定行政庁と調整を行い、特定行政庁は2週間以内を目処に建築基準法第84条の建築制限を実施するものとする。

ア 復興都市計画の区域を設定するための内部調整

イ 建築基準法第84条による建築制限の告示（第1次建築制限）

(3) 都市復興基本方針（任意）の設定【被災後1ヶ月以内】

市町村は被災後、建築制限を実施した大被害地区において、市街地開発事業等の復興都市計画により市街地の再形成を行うが、大被害地区以外に対しても、街の被害状況、被災前の都市計画方針等に応じて復興の基本方針を定めることが重要である。また、特定行政庁は、あわせて建築基準法第84条による建築規制の延長を検討する。

ア 復興対象地区の設定

イ 復興基本方針の周知

ウ 建築基準法第84条による建築制限の期間延長の検討

(4) 被災市街地復興推進地域の都市計画決定（都市計画法第10条の4）【被災後2ヶ月以内】

建築基準法第84条の建築制限は、災害発生から2ヶ月で失効するが、市町村は、被災市街地復興推進地域の都市計画決定（被災市街地復興特別措置法第5条）を行い、緊急復興方針及び建築制限満了の日を定めることにより被災市街地復興特別措置法第7条にもとづき引

き続き建築制限（第二次建築制限）を実施することになる。（最長２年）

また、建築基準法第８４条の建築制限が失効されるまでに、市街地開発事業等の都市計画決定を行った場合でも、被災市街地の国費採択要件の緩和等の特例制度を活用するためには、あわせて被災市街地復興推進地域の都市計画決定を行う必要がある。

ア 臨時市町村都市計画審議会

イ 知事協議

ウ 被災市街地復興特別措置法第７条の規定による建築制限（第２次建築制限）

(5) 市街地開発事業等の都市計画決定【被災後２ヶ月以降】

被災市街地復興推進地域の決定により、被災市街地復興特別措置法第７条の建築制限に移行した地域は市街地開発事業等の都市計画決定の手続きを行っていく。

被災市街地復興特別措置法第７条の建築制限は最長２年となっているが、より早急な復興を実現するために、可能な限り素早く都市計画決定を行うことが必要である。なお、各地区の被災状況により、住宅の再建計画等と調整を行ったうえで、具体的な施策や方針を示し、住民との合意形成を図ることが重要である。

第4章 その他の復旧計画

被災者への雇用対策（和歌山労働局、県商工労働部）

1 被災者の雇用の確保

- (1) 災害による離職者の把握に努めるとともに、公共職業安定所を中心として関係機関が協力し、就業の斡旋と雇用の確保に努める。
- (2) 県は、従業員解雇や新規採用者の内定取消の防止のため、関係団体の協力を得て事業主に雇用維持を要請する。

2 雇用保険の失業等給与に関する特例措置

- (1) 災害により、失業の認定日に出頭できない受給資格者に対し、事後に証明書により失業の認定を行い、求職者給付を行う。
- (2) 激甚災害法適用後、事業所が休業等をした場合、一定の要件を満たすものについては、特例として求職者給付を行う。